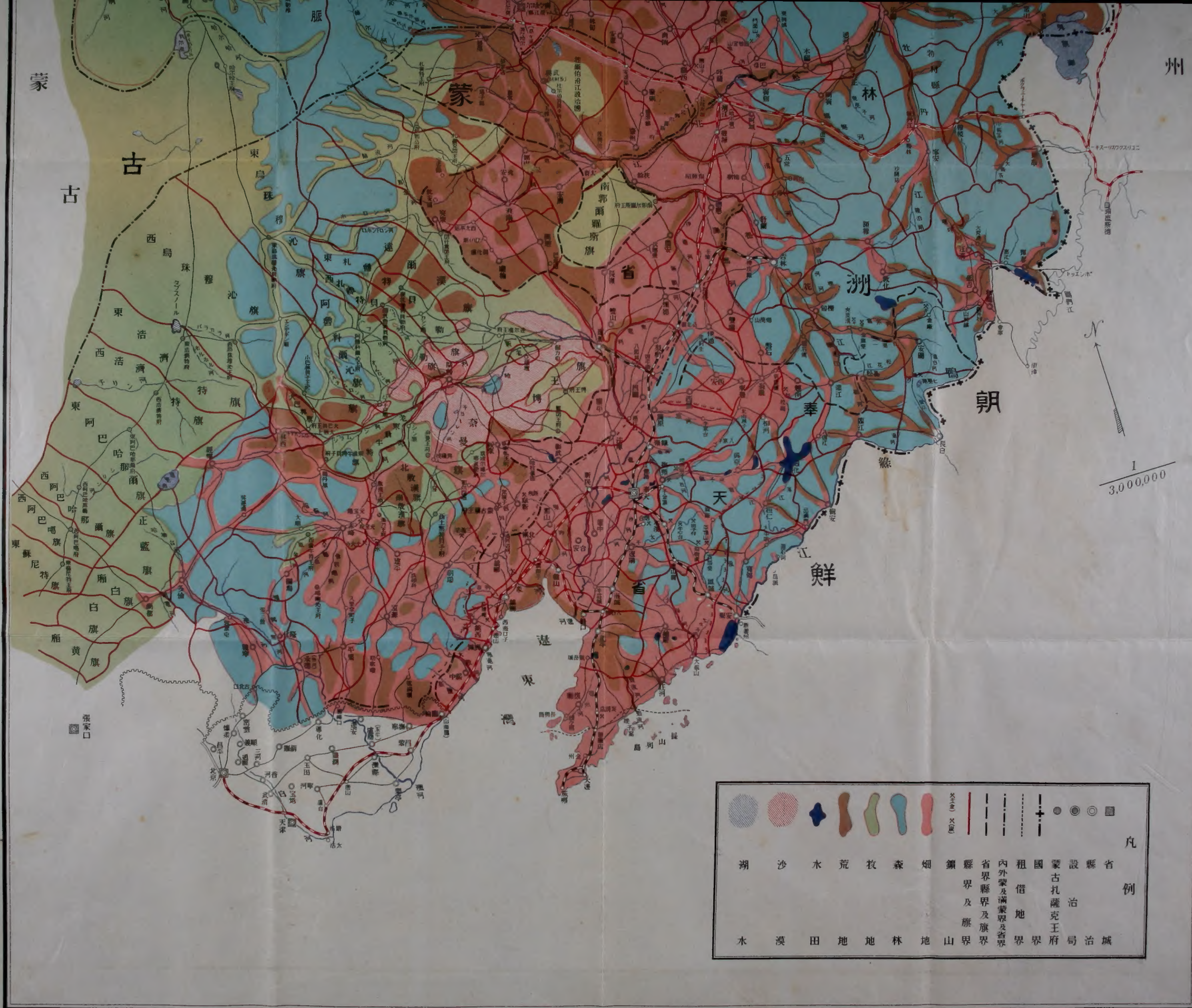


凡例
省城
縣治
設治局
蒙古札薩克王府
國界
租借地界
內外蒙及滿蒙界及省界
省界縣界及旗界
縣界及旗界
鑛山
畑地
森林
牧地
荒地
水田
沙漠
湖水
1
3,000,000
N
朝鮮
奉天省
蒙古
遼東灣
張家口

東京九ノ内報文社印行

滿洲及蒙古縣別旗別現勢地圖



關東州及中立地帶略圖



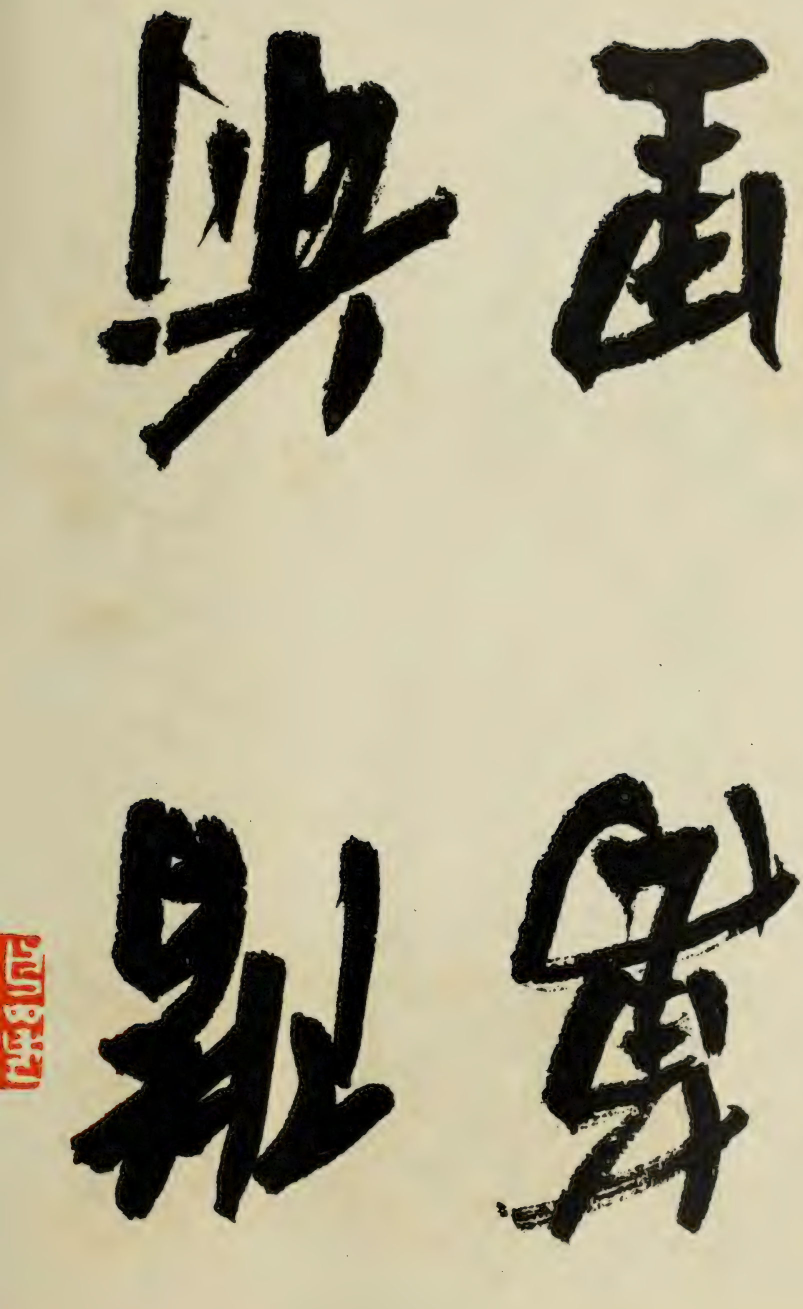
滿蒙通覽

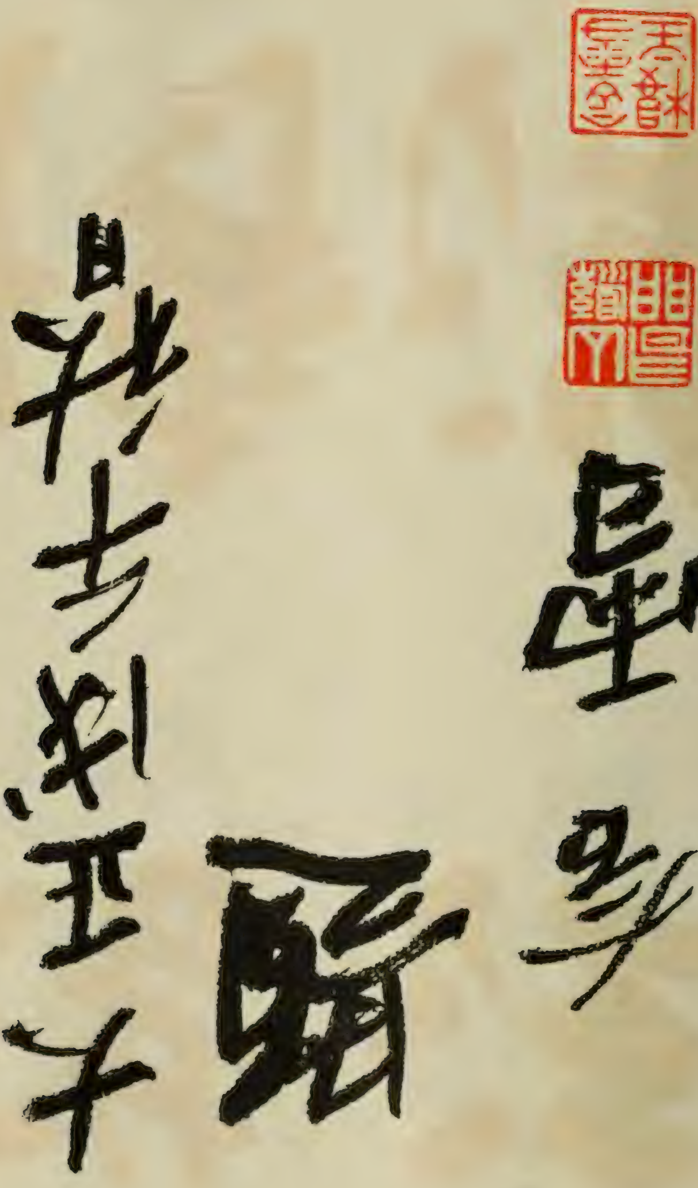
上編

滿蒙通覽

上編

西陜
留别

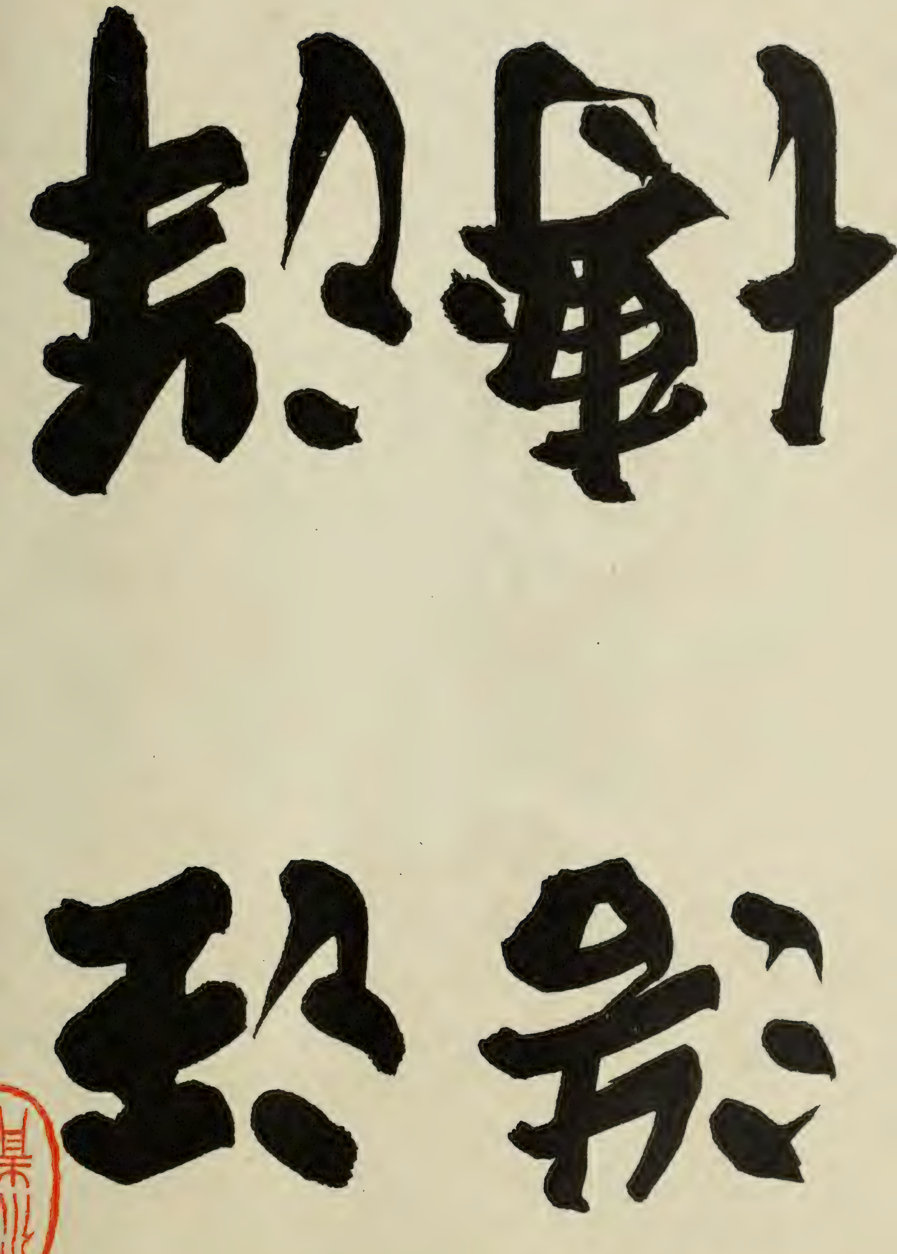



墨彩

軒執

彩玩

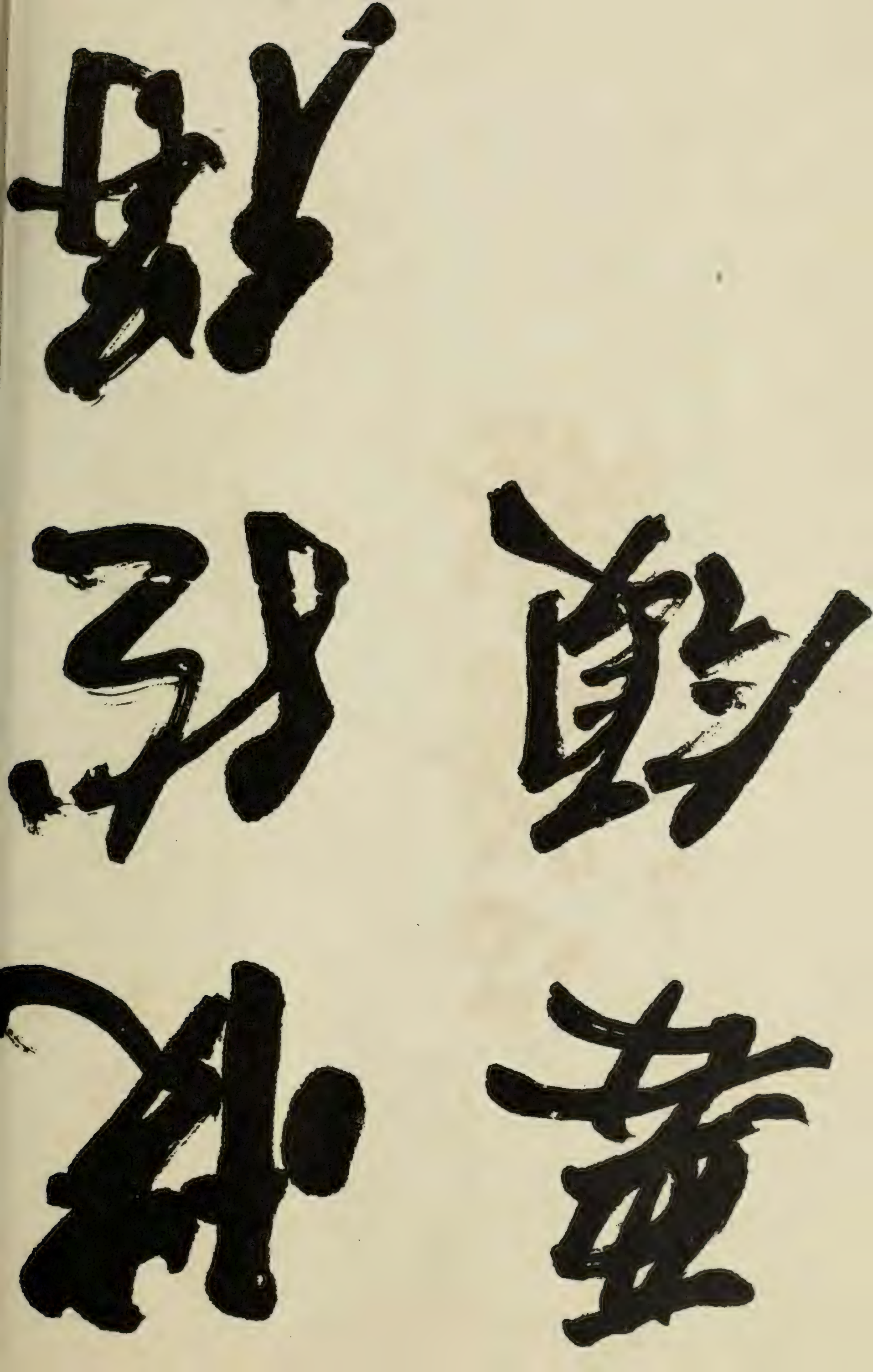


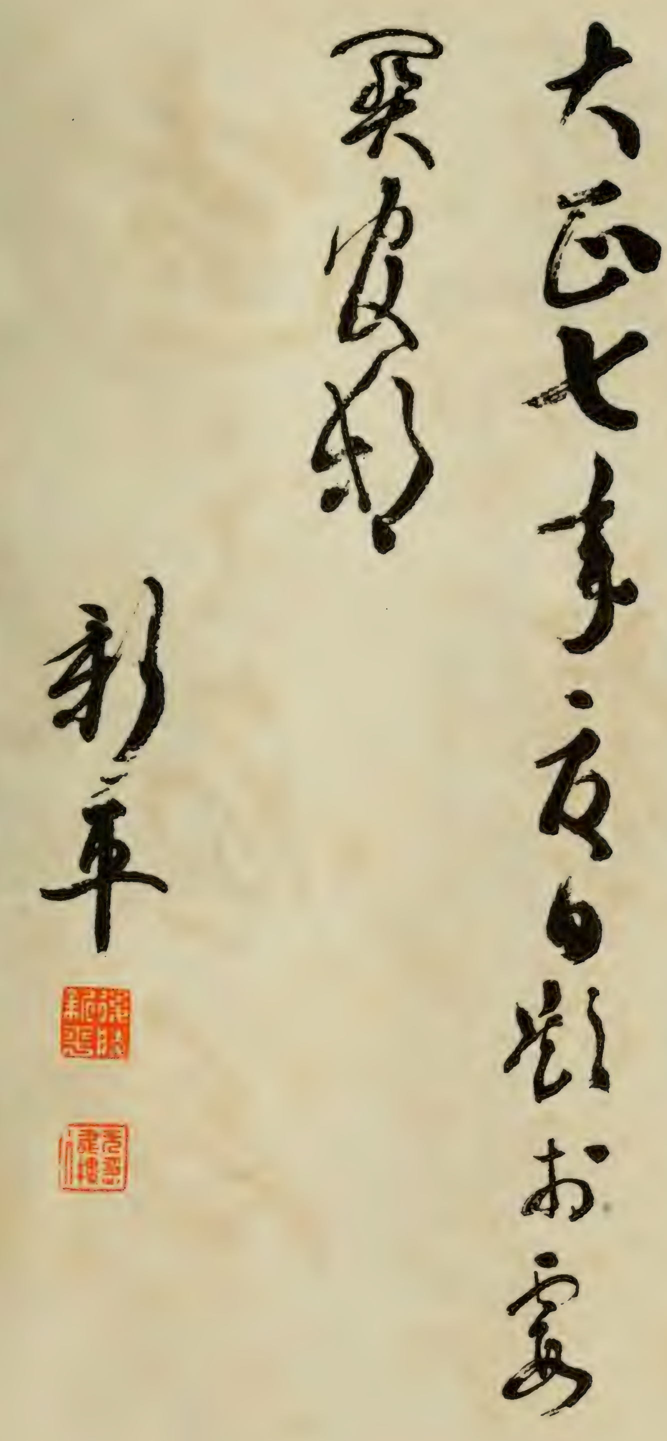




謝黄
别弘秋






大正七年
新平

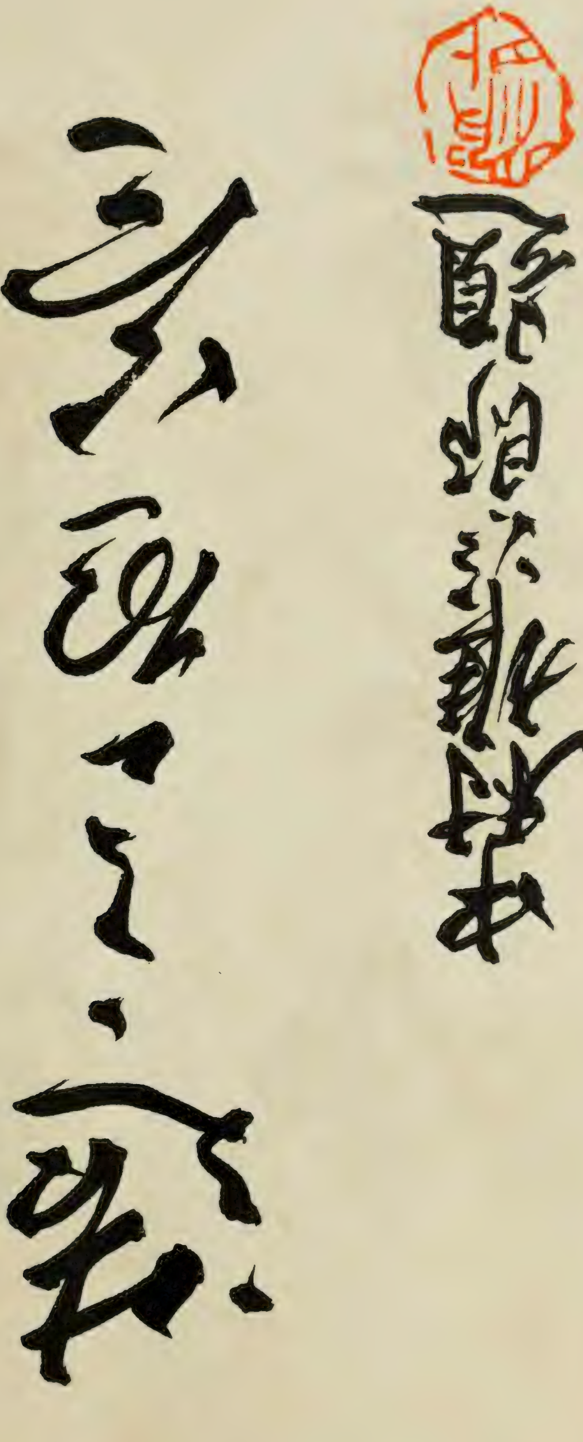
[illegible]

[illegible]

大正七年夏日於州寓

栗山居

彩華



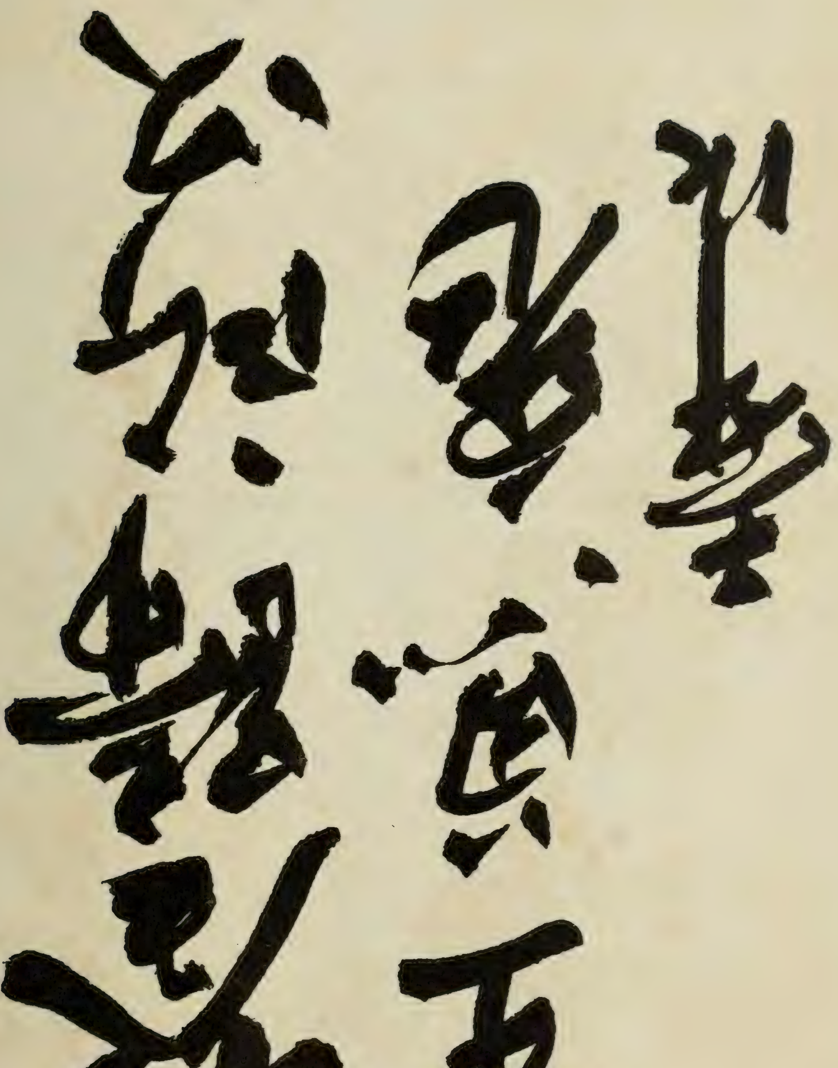


[illegible]

[illegible]

[illegible]





者 猶代不乏人 近則讀書

公 以逮台吉 精通蒙文

成爲習慣 然自王公貝勒貝子

始則拘於禁令 繼遂

蒙古之不讀漢文書者 由來久矣

滿蒙漢三文合璧初級教科書敍

謹啓 海事通覧等
御送附ニ預リ拝読
致シ候處調査ノ範
囲極メテ廣博ニ渉リ然カモ
論旨ノ確實明瞭精緻
ヲ尽クシ海事研究ニ
志アル人々ノ為メニ便利
至極ノ良書タルヲ疑ハス
候 華ニ之ヲ福昌公司
ノミノ発表ニ止メスシテ
江湖ニ博ク世ニ頒タレ候ハヽ已
急公利義盛挙ト存シ候
右不取敢愚意
拝陳度如斯候也

大正七年六月二日
[illegible]

福昌公司店主
相生由太郎殿



公爵山縣有朋君

伯爵寺内正毅君　男爵後藤新平君

關東都督中村雄次郎君

關東都督府民政長官宮尾舜治君　南滿鐵道理事長國澤新兵衛君



大連埠頭石炭積込の作業



大連寺兒溝の支那人露店



苦力の石炭運搬

序

本書の編纂は滿洲蒙古に於ける遠き過去より現在に及び、博く搜りて有ゆる社會現象を集成したるものにして、或は厚みの薄き憾みはあらんも、幅の廣き知識を我が邦人に提供せんとしたるものなり。左れど制度文物の具備せざる滿蒙に於て此種の事業を企てんこと蓋し又容易のことにあらず、故に調査資料は關東都督府及び南滿洲鐵道株式會社の調査に採りたる所多く、更らに各大家の著述及び雜誌新聞にまで亙りて、或は之れを引用し或は之れを參考に資したり。其等の引用し參考したる書籍其の他は左の如し。

滿洲發達史。滿洲歷史地理。蒙古遊牧記。蒙古通志。其の他各種の史記。

北滿洲。東蒙古。滿洲通志。現代蒙古。滿蒙處分論。支那年鑑。支那眞相。

滿蒙鑛業指針。滿蒙經濟要覽。滿蒙產業誌。

滿蒙實業彙報。滿蒙研究彙報。通商公報。支那。滿洲日々新聞。遼東新報。

商工彙報。支那鑛業時報。滿蒙調査報告書。關東都督府第十一統計書。支那

貿易年報。中央試驗所報告書。産業試驗場報告書。

以上の參考書並びに引用書の著者に對しては此に深く謝意を表する所以なり。統計表に就ては關東州外のものは、統計機關の具備せざる滿蒙なれば、固より正確なりと斷言するを得ず、依つて同一物件に對して數種のものを掲記して參考に供したり。從つて同一物件に對し、其の前後により相違せるものもあり、之れ亦已むを得ざるに出でたり。

蒙古の諸縣を其の行政管轄により省内の産業と同一に記述したるものあり、或は之を蒙古の類別として記述したるものあり、是れ産業其の他の關係上然かするが便宜なりとしたるがためなり、例へば黑龍江省臚濱縣の水産を蒙古中に擧げたるが如き是れなり。

要するに我が邦人をして滿蒙に關する普遍的智識を獲得せしめんとの微意に出でたるものなれば、編輯體裁の具備せざる所は深く咎むるなくんば幸甚なり。

尚ほ本書の脱稿したるは大正七年五月なれば、官制其の他は何れも五月現在のものたり、左れど歐洲戰亂は日本内地の印刷業に影響する所のもの多く、發行まで

に多くの日子を要したるは大に遺憾とする所なり。讀者幸に之れを諒せよ。

大連　福昌公司調査部にて

編　者　識　す

滿蒙通覽目次

—上編—

第一卷　滿蒙の沿革……一
第一章　戰國時代以前……四
一　周代に於ける北方人種……四
二　滿洲の原始人……六
三　朝鮮の遼東方面侵入……七
四　漢人の滿洲侵入……七
第二章　戰國時代より秦漢時代……八
燕の昭王＝燕の遼河流域占領＝燕の朝鮮征服＝秦の始皇の外征
所謂萬里の長城沿革……一〇
(一)燕時代の長城　(二)秦時代の長城　(三)今日の長城

衞滿朝鮮＝漢の高祖匈奴に苦めらる＝武帝の征略　(一)北方征略　(二)朝鮮征略

濊貊族と漢吏との衝突＝宣帝意を塞外に用ふ＝前漢時代の匈奴＝遼東屬國の創置＝後漢時代の匈奴＝鮮卑族＝烏丸族＝挹婁＝夫餘＝夫餘の首府＝夫餘に關する傳說＝高句麗始祖の傳說＝高句麗の建國＝高句麗の内部組織＝高句麗の征略＝幘溝漊＝高句麗擊つて鮮卑を降す＝高句麗の兵漢軍を禦ぐ＝遼東と玄菟を攻む＝高句麗の兵漢軍を敗る

第三章　三國時代より宋時代……三四

一　所謂六朝時代……三四

公孫氏の滿洲統治＝北方人種の威力＝魏の明帝燕王を滅ぼす＝匈奴の劉淵

二　所謂五胡十六國……三六

(一)五胡　(二)匈奴及び羯　(三)鮮卑　(四)氐及び羌　(五)五胡十六國表　(六)東晉、晉祀を保つ　(七)代王拓跋氏

慕容氏＝慕容廆高句麗を征す＝慕容皝、丸都城を破る＝高句麗首府を移す＝魏の毌丘儉、丸都城を攻陷す＝高句麗の版圖

三　隋唐より五代を經て宋時代……………………………………五一
高句麗遼西を侵す＝隋の煬帝高句麗を伐つ＝煬帝復た高句麗を伐つ＝高句麗一大長城を建設す＝唐の太宗高句麗を伐つ＝太宗復た高句麗を伐つ＝高宗高句麗を伐つ＝高宗高句麗を滅ぼす＝高句麗遠征の地名考＝突厥＝回紇＝渤海＝黑水靺鞨＝庫莫奚＝白霫、地豆于、大室韋＝契丹＝五代＝高句麗と遼との衝突＝遼と宋との衝突＝遼の聖宗の版圖＝頭魚宴と頭鵞宴＝金國の勃興＝金と宋との同盟＝遼の滅亡＝金人大擧して宋を攻む＝宋室南渡す＝金國の版圖＝金の賢主＝宋の叛盟＝金の滅亡＝東眞國＝高麗兵東眞を擊つ＝蒙古の興起＝鐵木眞の征略＝蒙軍高麗を伐つ＝拔都の西征＝蒙哥大汗となる＝蒙哥の大征伐＝旭烈兀の西征＝忽必烈大汗となる＝南宋終に滅亡す

第四章　元時代より淸時代……………………………………一三二

一　元時代に於ける滿蒙……………………………………一三二
元の領土＝元代の滿洲疆域＝元代の滿洲統治＝元の滅ぶる所以＝元の順帝死す
二　明代に於ける滿蒙……………………………………一四一

明の太祖の壯圖＝納哈出金山に據る＝太祖の東北經略＝明代に於ける女眞＝靖難の役＝明初の滿蒙經營＝建州衞の創設＝奴兒干都司の創設＝女眞人の南下＝女眞の衞所＝朝鮮國の創設＝成祖の韃靼遠征＝帖木兒大王の壯圖＝宣宗の親征＝所謂土木の變＝韃靼亦興る
明代の邊牆……一六三
(一)遼河流域と遼西との邊牆　(二)遼東東邊の邊牆
寬甸の六堡＝明國亡ぶ
莫臥兒帝國……一六九
歐洲人の東略……一七二
三　清朝の興起……一七四
俄朶里の解說＝太祖以前の建州＝哈達と葉赫の爭鬪＝太祖と女眞王國＝薩爾滸の戰＝太祖遼西に戰死す＝寧遠の雪辱戰＝太宗と蒙古との會盟＝太宗北京を圍む＝太宗の朝鮮征服＝國號の改稱＝遼西の爭奪戰＝世祖の支那統一＝尼布楚の會議＝清の內蒙古統御＝清の外蒙古征討＝西藏を平定す＝高宗の偉業
四　清朝の對滿施設……一九四

招民開墾例＝帶地投誠＝滿洲の封禁＝鮮人竄入の防壓
ロシアの東方經略……………………………………二〇一
(一)恰克圖條約　(二)愛琿條約　(三)北京條約
戶口增加と佃戶……………………………………二〇七
(一)八旗の戶口　(二)旗人の佃戶
旗人に對する救濟……………………………………二一一
旗人の移住問題
漢人の滿洲移住……………………………………二一五
(一)移住禁止令以前　(二)移住禁止令　(三)封禁一部開放さる　(四)奴隷の贖罪　(五)滿人の保護撤回さる　(六)國境の貿易　(七)鴨綠江流域の墾田　(八)滿洲と山東人　(九)呼蘭平野の開墾　(一〇)御獵地其他の開墾
五　淸朝の對蒙施設……………………………………二二六
(一)滿蒙の境界劃定　(二)越墾者の驅逐　(三)郭爾羅斯の一部開放　(四)蒙地の山東窩棚　(五)蒙古の衰弱
六　國際關係を生じたる滿洲……………………………………二三一

(二)東清鐵道の延長　(三)ロシアの滿洲占領
七　日露戰後の滿蒙……二三五
第二卷　滿洲の現狀……二三七
第一章　滿蒙の意義……二三七
第二章　滿蒙の地勢……二四三
一　滿洲の地勢……二四三
二　關東州の地勢……二六一
位置及び面積＝山河岳陵其他
三　東蒙古の地勢……二六六
位置及び面積＝山嶽河川其他
第三章　滿蒙の人文……二八六
一　滿洲の人文……二八六

行政組織(一)奉天省 (二)吉林省 (三)黑龍江省
‖審判廳管區‖我が領事館管轄區域‖人口及び戸數
支那國民の社會的存在……三四三
(一)親族制度 (二)社會的組織‖讀書社會‖遊民社會‖實業社會
支那の國民性……三五六
(一)形式に囚はる (二)巧言令色なり (三)雷同性に富む (四)貪慾性熾烈なり (五)文弱にして殘忍なり (六)保守的にして突飛的なり (七)事大思想にして屈從す (八)不潔にして遲鈍なり
宗教‖教育‖衣食住‖風俗習慣‖年中行事
地方各縣の概況……四二五
(一)奉天省 瀋陽縣‖撫順縣‖遼陽縣‖海城縣‖蓋平縣‖復縣‖鐵嶺縣‖開原縣‖遼中縣‖本溪縣‖法庫縣‖康平縣‖錦縣‖新民縣‖興城縣‖黑山縣‖綏中縣‖彰武縣‖北鎭縣‖盤山縣‖義縣‖錦西縣‖營口縣‖鳳城縣‖岫巖縣‖莊河縣‖安東縣‖梨樹縣‖昌圖縣‖突泉縣‖安廣縣‖鎭東縣‖開通縣‖洮安縣‖遼源縣‖洮南縣‖柳河縣‖西安縣‖東豐縣‖海龍縣‖安圖縣‖輝南縣‖撫松縣‖長白縣‖輯安縣‖臨江縣‖桓仁縣‖興京縣‖寬甸縣

(二)吉林省　吉林縣‖長春縣‖伊通縣‖濛江縣‖農安縣‖長嶺縣‖樺甸縣‖磐石縣‖舒蘭縣‖德惠縣‖雙陽縣‖依蘭縣‖同江縣‖密山縣‖虎林縣‖綏遠縣‖方正縣‖富錦縣‖饒河縣‖樺川縣‖穆稜縣‖延吉縣‖寧安縣‖東寧縣‖琿春縣‖敦化縣‖額穆縣‖汪清縣‖和龍縣‖濱江縣‖阿城縣‖雙城縣‖賓縣‖五常縣‖楡樹縣‖同賓縣‖扶餘縣
(三)黑龍江省　龍江縣‖呼蘭縣‖綏化縣‖蘭西縣‖巴彥縣‖大賚縣‖肇州縣‖安達縣‖木蘭縣‖慶城縣‖海倫縣‖青岡縣‖拜泉縣‖訥河縣‖嫩江縣‖璦琿縣‖通河縣‖湯原縣‖臚濱縣‖呼倫縣‖布西設治局‖多耐站設治局‖東興鎭設治局

二　租借地の關東州 ……………………………… 六八四
關東州の沿革‖行政組織‖產業狀態‖關東都督府の組織‖旅順‖金州‖大連‖市制‖管轄區域‖司法制度‖敎育‖衞生‖海運‖宗敎‖慈惠賑恤

三　東蒙の人文 ……………………………… 八七五
行政組織の沿革　(一)理藩院　(二)沿邊各省督撫　(三)熱河都統　(四)察哈爾都統　(五)綏遠城將軍　(六)寧夏將軍　(七)西寧辦事大臣　(八)烏理雅蘇臺將軍　(九)伊犁將軍　(一〇)烏魯木齊都統、新疆巡撫‖現在の行政組織

(一)內蒙古の自治機關 (二)外蒙古の自治機關 (三)旗制及び盟制 (四)地租、商稅、雜稅
蒙古種族と人口＝宗教 (一)喇嘛教＝蒙古の喇嘛起源＝喇嘛の分派＝庫倫活佛＝清朝の喇嘛＝喇嘛の區別＝喇嘛の修行＝寺院＝蒙人の信仰力 (二)回々教 (三)基督教＝天主教＝希臘教＝基督新教
言語及び文字＝教育＝風俗＝(一)衣服＝(二)食物＝(三)住居＝(四)婚姻＝(五)葬儀＝(六)疾病＝(七)娛樂＝(八)奇習＝(九)禮儀＝(一〇)日常の行事＝(一一)旅客の接待
蒙古人の社會的存在……九五五
民族の階級＝族長制度＝家長制度＝同族相互救濟
蒙古の民族性……九五七
歷史的追憶＝清朝對蒙策 (一)封爵 (二)婚姻 (三)譏譯禁止 (四)封禁 (五)朝貢＝影響したる喇嘛教＝影響したるスラブ人の勢力＝蒙民の現在＝蒙民の將來
日蒙親善主義……九七六
各縣の概況……九七八
赤峰縣＝林西縣＝開魯縣＝綏東縣＝阜新縣＝朝陽縣＝建平縣＝豐寧縣

‖隆化縣‖圍場縣‖多倫縣‖經棚縣‖凌源縣‖平泉縣‖承德縣‖灤平縣

滿蒙通覽上編目次 終

滿蒙通覽

福昌公司調査部編纂

—上編—

第一卷　滿蒙の沿革

緒言

孔丘をして金革を衽し、死して而して厭はざるもの、北方の强なりと、泣言を繰返して嗟嘆せしめたるもの。是れ卽ち北方異人種の勢威に畏怖したるに由る。彼等北方異人種には、或は伊犂、新疆方面より侵入したるものあれど、多くは滿蒙の地に立脚し、勇猛の氣性能く彼等南方の漢人種を震駭せしめたるもの。今に吾人をして快哉を叫ばしむる所たらずんばあらず。

想ふに黄河沿岸二十四萬餘方里、楊子江沿岸四十三萬餘方里、共に是れ地味肥沃

にして、天産物富裕なり。此兩河の間に生活の基礎を確立して、社會生存の組織をなしたる支那最初の住民は苗人種なり。あはれ、水の流れと人の行末。此等の苗人種は黄河の流に沿うて移住し來れる漢人種のために、終に驅逐せられて其の跡を絶つに至れり。然りと雖苗人種亦漢人種と同じく支那種にして、西比利亞種の通古斯族にもあらず、蒙古族にもあらず、將た又、土耳古族にもあらず、朝鮮族にもあらざるなり。然も兩者をして斯の如く優勝劣敗の差異を篩出せしめたるもの、是れ豈に地理的關係の致す所にあらずして何ぞや。況んや氣性勇猛なる北方人種と稟性懦弱の南方漢人種と相對するに於てをや。

視ずや。書を焚き儒を坑にせし一世の傀雄、秦の始皇をして萬里の長城を築かしめしは、通古斯族たる胡、土耳古族たる匈奴に畏怖したるがためなり。又、元の太祖鐵木眞不世出の資を以て蒙古より起り、南方漢人種を脚底に蹂躪し、中央亞細亞を風靡し、歐羅巴を震動したるが如き、清祖の愛親覺羅氏が滿洲より起つて天下を一統し、四百餘州をして其の髮を辮にしたるが如き、滿蒙の沿革を記述するに當り、一段の異彩を放たしむるものたらずんばあらず。

今や南方漢人種と北方異人種と相一致して共和政體の國家組織をなせるも、果して能く融合すべきや否やは趣味ある問題として留保し。吾人は此に支那の歴史を色彩したる亞細亞人種の種族を分類し、滿蒙沿革史の參考に資せんとす。即ち左の如し。

- 亞細亞人種
  - 支那種
    - 漢族—支那歷史の帝王多く之に屬す
    - 圖伯特族—氐、羌、月氏、党項、吐蕃、西夏等
    - 交趾支那族—苗、荊蠻、南詔、大理等
  - 西比利亞種
    - 通古斯族—東胡、鮮卑、濊貊、肅愼、夫餘、靺鞨、契丹、女眞、淸朝等
    - 蒙古族—蒙古、元朝等
    - 土耳古族—匈奴、柔然、突厥、回紇、印度の莫臥兒朝等
    - 朝鮮族—朝鮮人

第一章　戰國時代以前

一、周代に於ける北方人種

南方漢人種が北方人種に苦しめられたる史實は、吾人大に趣味ある問題となす。彼等漢人種の記錄に夷と稱し狄と稱して侮蔑の意を表せるに拘らず。自ら劣者たることを裏書しつつあるは、寧ろ滑稽に堪へざるなり。吾人は彼等漢人種が夷狄となす稱呼を其のままに存して先づ周代を紹介せんとす。

周は姬姓にして唐虞の際、后稷と稱し農事を司どりし棄の後なり。初め部即ち今の陝西乾州武功縣に封せられしが、不窋に至りて、戎狄の間に移り、八世を經て古公亶父に至るや、夏の世、亂離せしを以て獯鬻(匈奴)南進し來つて、大に跳梁跋扈す。於是乎、亶父は之れが難を避けて、岐山卽ち今の陝西省關中道岐山縣の下に遷り、國を建てて周と號す▼文王●父に襲いで殷の西伯となり。內は仁惠を垂れて百姓を撫育し、外は武威を張つて戎狄を拂ひ。都を豐卽ち今の關中道鄠縣に遷せり▼宣王●に至つては尹吉甫、方叔、召虎等に命じて、大に征討軍を起さしめ、東は淮夷を

平げ、南は荊蠻を征し、北は玁狁を伐ち、自らは兵を率ゐて徐戎を討ち、周室中興の業を擧げたり▼幽王立つに及び褒姒を嬖して、申后を廢し、太子を逐ふ。太子は母后の國の申に奔る。於是乎、申侯大に幽王を怨み、犬戎と共に入寇して幽王を殺せり▼平王太子立つて平王となる。戎狄の侵害を恐れて東都に移る。之れを周室の東遷と稱し、之れより以後の周を東周と稱す。時に西紀前七百十一年なり。周室東遷したれども、夷狄外に寇し諸侯内に爭ひ。遂に春秋戰國の紛亂を來すに至れり▼春秋の世　此時代は戎狄益威を逞うして、殆んど手の出しやうなくなり、自狄、赤狄は西北地方に、山戎諸侯は東北地方に入寇して、支那本部は將に彼等の馬蹄に蹂躪せられんとするに至れり、是時に當つて、諸侯の有力なるもの出て内は王室を安んじ、諸侯を統率し、外は戎狄を攘ひ、所謂尊王攘夷の旗幟の下に、號令天下に權威あらしめたり。是れ即ち春秋の五霸にして、齊の桓公、宋の襄公、晉の文公、秦の穆公、楚の莊王なり▼齊の桓公　今の山東省に國して、薄姑即ち今の濟南道博興縣に居る。太公望十五世の孫なり。管仲を任用して富國强兵の策を講じ、後諸侯を鄄即ち今の濟寧道曹縣に會して霸主となり。以て戎狄の侵入を防禦せり▼宋の

襄公　殷の紂王の庶兄微子啓十六世の孫なり。齊の桓公の子、所謂五公子の亂を平げて孝公を立て、桓公の後となせしより勢望隆々として、遂に覇權を握るに至れり▼晉の文公　成王の弟、唐叔虞十五世の孫にして獻公の子なり。狐偃趙衰等の賢才を用ひ、國政を治めて、成績大に擧がり、或は赤狄の難を平げ、或は宋を救うて楚師を城濮卽ち今の濟寧道曹縣の南に破り、宋の襄公に繼いで覇業をなせり▼秦の穆公　周の孝王の時、始めて秦に封ぜられ、以て穆公に至るや、穆公勇略あり、國を併すこと二十、地を開くこと千里、遂に西戎に覇となる。其の地西方に偏在し居りしを以て、後、晉と覇を爭ひ、遂に中國に號令するを得ざりき▼楚の莊王　顓頊の後にして、莊王嗣立するに及んで、伍擧、蘇從等を任用して庸を滅ぼし、宋を伐ち、陸渾の戎を破り、尋で陳を滅ぼし、鄭に克ち、晉軍を邲に破り、遂に中國の覇權を握るに至れり。

二、滿洲の原始人

松花江に注ぐ牡丹江と稱する江あり、滿洲語にて呼兒哈と稱す。其江の沿岸地方に鏡伯湖あり。其の湖の少しく北方に當りて肅愼の首都たりし故址あり。肅

愼は通古斯種族にして、其の首都を中心に、今の吉林、黒龍二省の地を廣く有し、滿洲各地に發展せられたるなり。肅愼としての歴史的存在は果して何世紀を經たるや分明ならざれど、蓋し三千年前より二千年前までの間にして、肅愼以外に息愼、稷愼等の名を以て知られたり。

三、朝鮮の遼東方面侵入

箕子は賢なり、殷の亡ぶるに當り、祭器を抱て去ると、韓退之をして其の德を頌せしめたる彼れ箕子や、果して賢か愚か。吾人之れを知らざれど、箕子は殷の王族にして、紂王の暴虐を諫めて聽かれず、佯り狂して奴となる。武王の奪つて之れに代るや。遂に朝鮮に逃亡したるものにして、後、遂に武王によりて朝鮮王に封ぜらる。箕子仁政を施して國土治まり、子孫相繼いで世々王險(平壤)に都す。支那本部に於ける所謂春秋戰國の世に際しては、漸次遼東方面に侵入し大に權威を振ひしが、滿洲侵入の漢人種たる燕國人のために驅逐せられて遂に弱し。

四、漢人の滿洲侵入

一竿の風月を侶とし、山東渭水の陽に釣徒たりし呂尙も、一度風雲の會を得ば、蛟龍池中の物にあらずと、今に人をして羨仰せしむ。彼れや文王を助けて密須卽ち今の甘肅省涇原道靈臺縣及び崇卽ち今の陝西省關中道鄠縣を征し、終に天下三分の二を保たしめぬ。武王立つに及び、これを勸めて殷を滅ぼさしむ、後、山東に封せられ、臨淄卽ち今の山東省膠東道臨淄縣に都す。後、十五世の孫桓公に至り薄姑卽ち今の山東省濟南道博興縣の東に治す、管仲を用ひて大に國力を發展す。或は稱す、漢人種たる此等齊國人は遼東の野より北方異人種を一掃して遼河下流域の開拓に先鞭を著けたりと。我が史學家稻葉君山は之れを否定し、遼東侵入の第一頁を飾り漢人種のために氣焰を吐きたるは戰國時代の燕人と斷せり。

第二章　戰國時代より秦漢時代

燕の昭王　燕は周の宗室召公の封建せられし國にして薊卽ち今の京兆の大興縣に都す。內は齊晉に錯して疆國の間に崎嶇し、北の方蠻貉に苦められて最も弱小なりと侮られしが。戰國時代に至り昭王其治に莅むや、身を卑うし禮を厚うし

以て賢士を招致したり。於是乎、彼の樂毅の如き其他鄒衍の如き劇辛の如き其の幕下に馳せ參じ大に齊人を壓迫し莒と卽墨との二城を除くの外、七十餘城悉く燕人の有に歸す。

燕の遼河流域占領　當時陰山の西方には匈奴あり、東方には蒙古より侵入せる樓煩、林胡及び滿洲より侵入せる山戎等次第して蟠屈し、燕の東北には濊貊あり北には滿洲より侵入せる東胡あり。所謂北方異人種が絕えず漢人種を苦めつつありたり。當是時、燕の昭王は賢將秦開を用ひて漢人種の最も苦みつつありし東胡種族と戰ひ之れをシラムレン(大遼河)の北方に驅逐し遼河流域を占領して上谷、漁陽、右北平、遼西、遼東の五郡を置き、其の外緣に連續して一大長城を築造せり。卽ち是れ後に秦の始皇の修繕せる萬里の長城の基礎たるなり。

燕の朝鮮征服　燕は兵を東胡に加へ、東胡爲めに郤くこと二千里、其の北方に於て何等顧慮するの要なく東北の濊貊亦其の遼河下流を占領するに於て何等の強き抵抗を見ず。於是乎、燕は更らに秦開をして遼東方面に國勢を張りつつありし朝鮮を驅逐して其の西方を攻め、地を取ること二千里、滿潘汗卽ち今の平安道の淸

川江あたりを界として之れが障塞を築きぬ。

秦の始皇の外征　秦王政、既に六國を滅ぼして天下を一統し、咸陽に都して始皇帝と號す。戰國の際、燕の昭王の武威により東胡卻走すること二千里、濊貊亦抵抗の力なかりしと云ふと雖、此時に當り遼東、遼西の邊境には尙ほ東胡、濊貊蟠居し、秦の西には綿諸、畎戎、翟、獂あり、絕えず東方に於ける秦の勢力を中斷せんとす、又、秦の北には匈奴と稱する義渠、大荔、烏氏、朐衍あり。綿諸、畎戎、翟、獂、匈奴、皆是れ今の伊犁、新疆、內外蒙古の諸方面より甘肅、陝西に侵入せる人種にして、其の匈奴の如き數次侵入し來るを以て、西紀前二一五年將軍蒙恬に命じて長子扶蘇と共に兵三十萬に將として之れを討たしめ、悉く河南の地を略し、萬里の長城を增築して所謂北方異人種の侵入を防がんとせり。

所謂萬里の長城沿革

(一)**燕時代の長城**　戰國時代に遼河流域を占領したる燕國は上谷、漁陽、右北平、遼西、遼東の五郡を置き、其の外緣卽ち今の直隸省の獨石口の邊より遼陽に至るの間に

連續して築きたる一大長城は、既述せるが如く秦の始皇の增築せる萬里の長城の基礎たるなり。

(二)秦時代の長城　現今の山海關以西、北京の北方に連なる長城は秦時代のものにあらず、秦時代の長城は直隸省にては今の承德府の北部を包含し、建昌と赤峯との間を通過し朝陽の北を走り、更らに醫巫閭山の東邊に出で、南馳して鴨綠江畔近きに及ぶ、今參考のため滿洲歷史地理の記す所を擧ぐれば左の如し。

右北平郡の治所は平剛縣と呼ばれ、青陘と云へる隘路の東北三百八十里にありき、青陘とは三國時代に名高き盧龍道の東端に在りて、今の永平府の西北に在る青山口のことなり。魏の曹操、烏桓を討ちける時、青陘より出でて平岡卽ち平剛を過ぎ、今日の朝陽方面に進軍したることあり。平岡は今日の承德府建昌縣の域內にて大凌河の上源地方に在りしと覺ゆ。されば古の右北平郡は今日の承德府の疆域の東部を含みゐたることと思はる。又、遼西郡の治所は柳城縣と呼ばれ、晉の代に慕容皝は柳城の北に近く龍城を建て、其の宮を和龍と云へり。龍城は今日の朝陽府なれば柳城も其の南の近き所なり。されば古の遼西郡は朝

陽府の疆域を含み居ること明かなり。
今日の承德府、朝陽府の疆域は今日の地圖に見ゆる長城以北に當る、若し今日の長城を以て秦代のものとする時は、秦代の右北平郡及び遼西郡は長城の外に離隔せられたることとなるべし。されど右北平、遼西の二郡は秦の領土の北邊を成し、必ず秦の長城以內に包まれたるものに相違なく、此二郡を長城以外に放棄したりと思はるる何等の理由なきを見れば、秦の長城は右二郡の北邊言ひ換ふれば今日の承德府、朝陽府の北境に設けられたるものにして、決して今日の地圖に示さるる位置に築かれたるに非ざることを推測するに足らん。

(三)**今日の長城**　地圖の上に表はれたる今日の萬里の長城は何れの時期に定まれるかに就き滿洲歷史地理の記す所左の如し。

秦が長城を築きて後、後魏の代に至るまで北邊に長城を築きたる事蹟なし。後魏の泰常八年赤城より西に長城を築きたることあり、赤城は今の直隸省宣化府赤城縣にして、此時の長城は今の獨石口附近より西へ黃河に向て設けられたるものなれば、山海關方面のものと相關する所なし。然るに北齊より隋代に亙り

て突厥の侵入を防ぐため數〻長城を作り、或は修覆を加ふること起りぬ。北齊にては天保三年、天保六年及び天保七年の三回の工事あり、その中第三回の分は西河より東方海濱に至る三千里の間に及びたり、後周の代には大象元年の修覆あれど、これ北齊の時のものに手を加へたるまでなるべし。隋代となりては開皇元年、同五年、同七年、大業三年及び同四年の五回の工事ありき、右の中三回は西河の附近に於けるものにして、他の二回は其地點明かならず。此二回の中か若くはそれ以外に隋は突厥に對して幽州即ち今の北京以東の地域を防備する必要上この方面の長城を修築したり。この方面に於て隋の代に長城ありしことは隋書の地理志に明かにして、その線は今の密雲縣、昌平州、薊州、永平府の北方に連なり、今日の山海關以西、北京地方に亙れる長城の位置と略ぼ同じかりしやうなり。さて後魏以來隋に至る間の長城築設の事蹟につきて、最も著しく注意を惹くものは北齊の天保七年の大工事にして、周隋は更に之を修築して突厥に對する防備の用に供したるなり。この時の長城の位置は恐らくは今日の直隷、山西二省の北部に存するものと大差なかるべく、言ひ換ふれば今日のものは、大體に

於て北齊の代にその位置定まりたるものと謂ふべきなり。

衞滿朝鮮　秦燕を滅ぼして遼東外徼に屬す。漢興つて其の遠く守り難しとなし、遼東の故塞を修め浿水に至つて界となし燕に屬す。燕王盧綰反して匈奴に入る。其の一族衞滿亦亡命して黨千餘人を聚め遠く逃れて朝鮮に至る。當時箕子朝鮮は四十一世の孫箕準の朝なりしが衞滿に奪取されしを以て南に走りて馬韓王となる。於是乎衞滿王險(平壤)に都す。卽ち是れ衞滿朝鮮となす。會〻孝惠高后の時遼東の太守、衞滿朝鮮に對し外臣となし、塞外の蠻夷を保ち邊に盜せしむる勿れ、諸蠻夷の君長入つて天子に見えんとするときは禁止する勿れと約す。衞滿朝鮮既に斯の如く母國との連絡を得たるを以て周圍の原住民を控制するに屈竟となり、其の傍の小邑を侵降し、濊貊族の一種なる眞番、臨屯の住民亦皆來つて服屬するに至り、方數千里となる。衞滿死して子之れを襲ぎ孫右渠に至るや、漢の亡命人を誘引する益〻多く、又未だ曾て入見せざるのみか、眞番旁衆國、上書して天子に見えんと欲するも亦擁閼して通せざりき。

漢の高祖匈奴に苦めらる　秦末より匈奴南侵し來り、漢の高祖の卽位七年に至

るや匈奴の冒頓單于大擧して漢の天下を覆さんとす。於是乎高祖親ら兵に將として却つて其の精兵四十萬のために圍まれ進退谷まるや、陳平の計により辛うじて免るるを得たれども、其の後數次匈奴の來襲に逢ひ大に惱まされたるを以て、婁敬を遣はして和親を結び、家人の女を單于に妻はし、繒絮酒食等を贈れり。

冒頓單于　冒頓單于は頭曼單于の子であつて、漢初、父を殺して自立した男である。然し勇武英略の資を備へて居つたので東胡を敗り更らに西方、月氏を走らし、南方、樓煩、白羊を併せ、燕、代を侵して而して前きに秦に奪はれた領地を回復した。後、漢の名將韓信をして軍門に降を請はしめ、高祖をして進退維れ谷まり、和を請はしめた。其の後、漢を輕んじ呂后を慢罵し數次漢を侵したが、漢の文帝の時に至つて和を結び、西紀前一七四年に死んだ。

武帝の征略　漢武の征略は南方漢人種のため聊か氣を吐くの概あり、所謂北方異人種をして少しく其の鋭鋒を畏怖せしめしに似たり。

西域　シリア前きに衰へ、バクトリ、パルチア二國が其の東北に崛起したが、河西から匈奴に逐はれ、又、烏孫に迫られた月氏はシル河畔に遷つてバクトリアを滅ぼし其處に大月氏國を建設した。時に西紀前一二八年であつた武帝於是乎張騫を月氏に遣し匈奴を

夾擊することを謀らしめた。處が騫は不幸にして途中で匈奴のために捕はれ、居ること十餘年に及んだが、遂に逃れて西に走つた。そして葱嶺を越え大宛、康居等の諸國を經て到頭大月氐國に行かれた。月氐は匈奴に對する復讐の念がないので騫が持懸けた相談には乘らなかつたので、仕方なしに張騫は空しく歸つた。然し之れに由つて西域の事情が明かになり軈がて匈奴の單于が北に逃れたので西域の道が通ずるやうになつた其れで騫は帝に請うて西域の滇國に使した。之れがために漢と西域との使聘往來頗る盛になつて、西域諸人の長安に居るものも甚だ多くなつた時に西紀前一一五年であつた。

(一)北方征略　北方に於ける匈奴の勢頗る盛にして數次來襲するを以て、武帝は車騎將軍衞青を遣はして、之れを伐たしめ河南の地を取りて朔方郡を置く。時に西紀前一二三年なり。尋で又、衞青を遣はして匈奴を伐つ。衞青の甥に霍去病あり。年十八にして勇武絕倫最も騎射を善くす。衞青に從ひ匈奴を伐つて大に之れを破る。匈奴遠く逃れて漠南亦其の跡を絕つに至れり。

蘇武　武帝の時に中郞將となり命を奉じて匈奴に使した。處が單于、武を留めて降はしむるに富貴を以てしたけれども、斷然として之れを斥けた。其れで匈奴は武を大窖中に幽して飲食物を與へなかつた。武は雪と氈毛とを嚙んで數日死ななかつた。で匈奴は之れは神である、人間ではないとして北海に遷して羊を牧せしめた。武は怎うした艱苦を

具さに嘗め、所謂漢節を杖て志少しも變じなかつた後、漢が匈奴と和したために歸ることが出來たが、國を出でしより十九年であつたとのことである。功を以て典屬國に任ぜられた。武、字は子卿、杜陵の人である。

(二)朝鮮征略　武帝元封二年、涉何をして衞滿朝鮮の右渠に譙諭せしむ。右渠遂に肯て詔を奉ぜず。何の浿水に至るや。馭をして何を送るものを刺殺せしむ。何、馳せて塞に入り遂に歸りて天子に報ず。漢廷、何を拜して遼東々部都尉となす。右渠、何を怨みて兵を發し襲うて何を殺す。武帝仍て樓船將軍楊僕をして齊より渤海に浮び、兵五萬を率ゐしめ、左將軍荀彘は遼東に出づ。右渠兵を發して之れを拒ぐ。左將軍の卒は多くは、遼東の士、兵の先きに縱てるもの敗れ散じて多く還り走る、樓船、齊の兵七千を將づて先づ王險に至る、右渠、城守し樓船の軍少きを窺ひ知り、卽ち出でて之れを擊つ。樓船の軍敗走し、樓船其の衆を失うて獨り山中に遁る十餘日、此年久しきに亙りて漢軍、攻略するを得ず。元封三年に至りて纔めて衞滿朝鮮を定め、更らに眞番、臨屯及び長白山東北海岸地方の沃沮は勿論、鴨綠江上流地方の高句麗をも略屬しぬ。於是乎、武帝は衞滿朝鮮の根據地たる今の漢水の流域と、大同江の流域とを樂浪郡と名づけ。其の南方、忠淸道一帶を眞番郡と名づけ。

東北江原道一帶をば臨屯郡と名づけ。咸鏡道及び鴨綠江上流に跨りし地方を玄菟郡と名づけ。所謂朝鮮四郡を設けたり。

朴赫居世　辰韓六部の一なる高墟の邑長蘇伐公の子であつて、長じて岐嶷、六部の人に推されて君となつた、依つて居西干(方言王と號し、國を徐羅伐と云うた。其の妃閼英賢行あつたので、國人之れを二聖と稱した。二聖倶に六部を巡行して農業を勸め、六韓を來降せしめ、東沃沮を風化したのである。

濊貊族と漢吏との衝突　古くより眞番、臨屯沃沮等に移住して土著せし北方人種の濊貊族は漢吏と衝突し、之れを驅逐せしを以て、漢の昭帝の始元五年には、朝鮮に於て儋耳郡を朱厓郡に合併せしと同時に、眞番、臨屯の二郡を罷めて之れを樂浪、玄菟の兩郡に併合せり。由是觀之、朝鮮四郡の完全に維持されしもの僅かに三十年に過ぎず。其の後、四年を經て玄菟郡治は咸鏡南道より奉天渾河上流の地に退却せる、職として濊貊族が漢人の羈絆を脫して、自由行動に出でんとする、發展に由らずんばあらず。

宣帝意を塞外に用ふ　漢の宣帝又意を塞外に用ひ、或は西羌の反を平げ、或は烏孫を助けて、匈奴を夾撃し、西域に於ける匈奴の屬地を悉く略取し、西域都護を烏壘

城(天山南路)に置き、鄭吉を都護として之れに任じ、西域三十六國を鎭む。

前漢時代の匈奴　匈奴は其の國勢日に傾き、烏孫は西方より烏丸は東方より丁零は北方より漢は南方より迫るありて、諸部悉く瓦解せり。加之、五人の單于其の位を爭ふに至り、二部に分裂して呼韓邪單于及び其兄郅支單于の分領する所となる。呼韓邪は宣帝の時、漢に内附して公主に尙す。郅支依つて以て漢を怨み、西方アルタイ地方に奔りて屢〻烏孫を侵す、後、漢の西域都護甘延壽謀りて郅支を殺す。是れより匈奴全く衰ふ。

遼東屬國の創置　前漢末の喪亂は右北平、遼西、遼東の三郡に於ける統治權をして全然失墜せしめしものの如く、所謂北方異人種の割據する所となれり。後漢の英主光武帝に至り、遼河の西岸を東界とし山海關を西界とし、今の柳條邊牆のある所より一線を劃して北界とし、遼東屬國を創置す。即ち今の遼西の大部分は其の範圍にして北京方面と遼東方面との中間に、斯の如き特種の行政區域を創置せしもの、其の反面に於て所謂北人の建國を公認したる已むを得ざるの處置と言ふべきなり。

後漢時代の匈奴　匈奴は呼韓邪單于より漢に內附せしが、王莽に至りて之れを冷遇せしかば、烏丸、鮮卑と兵を連ねて侵入し、盧芳を奉じて漢帝となせり。其の後凶歲ありて、人畜多く死亡し、又、烏丸に逐はれて北に徙りしが、國力次第に傾き、遂に分れて南北二國となり、南匈奴は北匈奴と隙を生じ、依つて以て漢に內附して其の保護を請ひしかば、光武帝は、之れに地を賜ふ。尋いで北匈奴亦使を致して漢廷と和親を求めしが、明帝位に卽くに及び、耿秉、竇固等に命じて北匈奴を伐たしめしかば、益〻衰耗し、和帝の世、竇憲遂に北匈奴を擊破するに及んで、單于走り死し、鮮卑之れに代りて其の地を占領するに至りぬ。

鮮卑族　鮮卑は東胡の後にして匈奴に逐はれ、東蒙古の鮮卑山に據りし故、其の名あり。後漢に至り匈奴南北に分裂せしより、彼等は始めて大遼河に南下して根據地を作り、其の故地を回復す。後漢の末に名王檀石槐を出し、極めて廣大なる鮮卑王國を統一せり。今、魏書の記す所によれば、檀石槐は高柳の北三百里、今の山西省の東北、張家口の附近なる彈汗山の下に牙帳を建てて、其の全領域をば三大部に分てり。卽ち今の平泉附近より長春の東邊までを東部とし。熱河附近より獨石

口附近に至る一帶を中部とし。又其れより以西燉煌に至り北、烏孫に接する地方を西部とせり。檀石槐は西紀一八一年歿せり。

烏丸族　烏丸族亦東胡族の後にして匈奴に其の國を滅ぼされ逃れて烏丸山に據る。依つて其の名あり。烏丸の本地は大遼河の南北にありしものの如く、前漢の武帝は其等の殘類をば今の承德の北半より奉天省の西部に配置して以て漢のために匈奴の動靜を偵察せしめぬ。前漢末に至り其の內亂に乘じて、烏丸人は長城の一角を突破し、朝陽一帶の地を占領し、尋いで右北平郡の北方諸城を陷落し、其の邊鎭たる平剛は言ふを俟たず、長城以北を擧げて其の有に歸せり。又、後漢末に至りては烏丸の勢力愈〻彊盛となり、漢の邊塞內に侵入し、漢は遼西郡中、其の東北に於て大凌河上流の地を喪失するに至り、漢人の滿洲經營に忘るべからざる記錄を殘せり。後漢書に光武帝、建武二十五年、始めて遼西の烏丸大人郝且の朝貢を受け、又、烏丸の子弟の京都に宿衞を希望するものは之れを許可し、其の長城以內の居住權を許可し、尙彼等の同種族を招徠することを命令したる等のことを記せり。是れ匈奴の動靜を偵察し、或は之れを助擊せしむるの目的のために、懷柔策を執りし

ならんと思はるれど、是れぞ烏丸に執りては願うてもなき幸なるべし。彼等烏丸人は匈奴及び鮮卑の二種族と敵國關係にありしを以て、漢廷の羈縻につかざるを得ざるものありたればなり。烏丸は後漢末、名食、蹋頓出でて遼西の烏丸、上谷の烏丸及び右北平の烏丸を統括せしが、袁紹の死するや、其の子尙を助けしかば、建安十二年、遂に魏の曹操に破られて擊滅さる。

白鳥博士曰く、　鮮卑の檀石槐が其の全領域を三大部に分つたのは、匈奴の遺制によつたものであつて、檀石槐の牙帳は此三部中の何部に屬したか明かでないけれども、上谷は今の大同府廣靈縣(民國に至りて山西省雁門道廣靈縣と改稱す)の西に位し、高柳と相距ること遠からざるを思へば、王庭は中部の西境に位して、上谷の塞外にあつたのであらう。上谷塞外は形勝の要區であつて、漠北を統御するにも、中國に侵寇するにも、最も地の利を得たもので、古來北族の此地に據れるものの常に强盛を致すのは、全くこの地理上の關係によるのであると、論斷せられた。

西域。　初め西域諸國は王莽の時再び匈奴に服屬したが、其の重歛に苦しみ、光武の時、漢に屬することを求めたが、光武、事を邊境に生ぜんことを恐れ、其の請を許さなかつた。後竇固、北匈奴を擊ち破り車師を定め、都護、戊校尉、己校尉を車師に置いて之を鎭めた。

百濟の建國　高句麗の始祖朱蒙の次子溫祚、兄の琉璃と不和であつたので、南の方、馬韓に走り箕氏を滅ぼして百濟國を建て、漢山(京畿道廣州)に都し、次第に勢力を得るやうに

なつた。

新羅の建國　朴赫居世は辰韓六部の君であつたが、新羅國を建設して金城（慶尚道慶州）に都した、固より辰韓は其の領さし又、弁韓をも威服した。其の建國は實に西紀前五七年で高句麗の建國に先つこと二十年である。

駕洛　西紀前四二年、金首露と云ふものがあつて、亀峰に登り駕洛の九村を望み、其の地を拓いて伽耶國を建てた。此國は新羅百濟に介まつて居つて、都は慶尚道の金海府である。此國はまた駕洛とも云うた。數次新羅の南部を襲うた此駕洛國は後に我國に保護を請うたので、垂仁天皇は任那の名を賜うて內屬せしめた。

挹婁　挹婁は長白山の東方肅愼氏の國に居り、其民族射を能くし弓の長さ或は四尺、楛一尺八寸のものを用ひ、鏃は青石を以て作りたるものにして、其の家屋の如きは多くは竪穴を穿ち大なるものは九梯を以て昇降す。彼等は能く養豬をなし、其の肉を食ひ、其の皮を衣とす。由是觀之、彼等は遊獵を以て業としたるや疑ひなく。其の本地は不咸山即ち今の長白山の北に在り、其の東方は大海に濱し、南は北沃沮に接し、北は今の寧古塔より東北沿海州に亙り、漢以來、夫餘に臣屬せしが、三國時代に至りて獨立せり。漢代に於て挹婁貂として、極めて珍重せられたるに見れば蓋し漢人との交涉を知るに足るべし。

夫餘　滿洲源流考には魏書に豆莫婁と稱する小國は、舊北夫餘なりとあるを引用し、夫餘の原地は即ち是れなりと斷ずれども。稻葉君山の說によれば、夫餘の原地は、支那本部に近き地方にありしものにして、殷末か周初に遠く塞外に飄泊し、以て槀離國を建設したるものなり。其の槀離の位置明白ならざれど、夫餘の風俗に兄死せば弟其の嫂を妻とする塞外民族の匈奴に似たるものあるを視るも。此等の民族が匈奴の風俗の大に加はりしシラムレン水(大遼河)の流域にありしものなるべく、然も他の民族たる東胡の如きものに壓迫せられて、更らに轉じて滿洲の平野に出でたるものにして、東夫餘とか北夫餘とかの文字の古文に散見せるは、是れ夫餘族の發展したる屬領なるべしと。

夫餘の首府　今の農安の地は夫餘の首府なり。年代定かならざれど、高句麗より以前に建國せられしものにして、漢代に及び遼東、遼西樂浪、玄菟四郡の北は其の有に屬し、西、遼河の沿岸にまで擴大し、土地平坦最も農耕に適す。彼の肅愼、挹婁民族の據りし地方の如く山谷多からず。從つて彼等遊獵民族に代り、農業民族として生存の意義を向上發展したる所以なり。曰ふ、西紀三世紀の夫餘は、戸數八萬に

して其の人民何れも土著し、宮室、倉庫、牢獄等の設備あり、方二千里の領域を有せりと。彼等は國王の下に馬加、牛加、豬加、狗加、犬使者、使者の諸官職を置き、諸加は四出道即ち首府より四方に通ずる道路及び其國々の關係を行政せり。唯其れ諸加は王の直屬なれど、諸加より王位繼承するを許さず。國王は一系相承となり居れり。

夫餘に關する傳說 夫餘の始祖東明は國王の侍婢の子にして、其の所屬男系不明なりと云ふの故を以て、生れながらにして豬溷に捐てられしが、溷内の豬は喙を以て彼れを噓せり。於是乎、馬閑と稱する牧馬の埒内に徙されしが、馬亦氣を以て之れを噓せり。國王之れを見て以爲らく人の子にあらず、必らずや天の子ならんと。且つ侍婢の言によれば雞子の如き氣體あり、己れの身體に加はりてより妊娠すと。仍ち天の子となし、其の母に命じて之れを收容せしめ、名を東明と呼び、常に牧馬を掌らしめしと言ふ。

高句麗始祖の傳說 高句麗の始祖朱蒙に關し、後魏書の記錄する所によれば、高句麗は夫餘より出でしものにして其の自ら言ふ所によれば、祖先を朱蒙と稱し、其母は河伯の女なり。一日、母、夫餘王のために室内に幽閉せられしが、日光來りて之

を照せるを以て、身を退き之れを避けたるが、日影又之れを逐うて來る。既にして胎めり。後出産せしを見るに大さ五升ばかりなる卵なり。夫餘王、之れを棄て犬に與へしに食はず。家に與へしに豕亦食はず。之れを路に棄つれば馬牛之を避く。之れを野に棄つれば、衆鳥毛を以て之れを蔽ふ。夫餘王仍て之れを剖割せんとせしに破れず。於是乎已むなく其の母に卵を還しぬ。母之れをば物を以て裹み暖處に置く。軈がて一男子殼を破つて出づ。夫餘の人、此奇異を目擊し、朱蒙は人の子にあらずとして、之を除かんとせしが、王聽かずして之れに牧馬を命せり。朱蒙とは俗言にて善射の義なり。又、魏書の後の記錄によれば、夫餘の君臣は朱蒙の善射を恐れ、之れを謀殺せんとしたるを以て、其の母陰に朱蒙に告知して曰く、國人將に汝を害せんとす。汝の才幹は以て四方に志すに足るべし。速かに行けと。朱蒙卽ち烏引、烏違等の二人を將て夫餘を棄て東南に走る。中途一大水に遭遇し、濟らんとするも架橋なし暫らく逡巡す。顧みれば夫餘の追擊甚はだ急なり。於是乎、朱蒙水に告げて曰く、我は是れ日神の子にして河伯の外孫なり。逃走して唯今追兵及ぶに垂んとす。如何にすれば濟るを得べきと。忽ち魚鼈あり水に浮ん

で橋をなす。朱蒙濟るを得。魚鼈朱蒙の濟るを見て影を沒してあらず。爲に追兵濟るを得ず。朱蒙遂に普述水に至り三人に遇ひ紇升骨城に至りて居を定め、號して高句麗と云ひ、因て氏となすとあり。

因に記す。高句麗に關する傳說は、前述せし夫餘の始祖東明の傳說と共に神秘的のものにして、而して兩者相混同せるにあらずやと思はるれど。要するに高句麗は夫餘の同一種族なりしより、斯の如く相類似せる傳說をなすに至りたるものなるべし。

高句麗の建國　高句麗は夫餘種族の別部にして通古斯族に屬す。其の傳說によりて之れを按ずるに、もと滿洲松花江の流域に蕃殖せしが、母國たる夫餘の壓迫を避けて、其等の平野より分水嶺を越え、鴨綠江の本枝流なる谷地に移住せしものにして、年代は明かならざるなり。左れど前漢の末期に至りては部族愈〻強盛となり、鴨綠江の上流なる帽兒山の附近、國內城を都として國を建てしは、西紀前三七年なり。

高句麗の內部組織　建國の始めより五部族あり。涓奴部、絕奴部、順奴部、灌奴部

桂婁部卽ち是れなり。其の王たる人は始め涓奴部より出でしも、三國時代に至り衰弱したるを以て、桂婁部之れに代れり。唐書によれば桂婁部は內部にして一に黃部とも稱せり。絕奴部は北部にして或は後部とも稱せり。順奴部は東部にして左部とも稱し、灌奴部は南部にして前部とも稱し、涓奴部は西部とも稱すとあり。又、三國志に記す所によれば、各部には對盧及び沛者と稱する職別あり。孰れか其の一が部長たる地位を占む。前王族の涓奴部及び桂婁部の大人は、古鄒加の稱號を以て他と區別せり。王妃の族は一定せられて必らずや絕奴部より出づ。伊夷王が灌奴部の女を容れて妃となすや。國人は之れを淫せりとしたるが如き、亦以て其の如何を知るべきなり。又、此國最古の尊稱に相加、對盧、沛者、古鄒加、主簿、丞、使者、皁衣、先人等あり。以て尊卑の別を明かにせり。

高句麗の征略　高句麗は其の後、都を輯安縣の西北約九十淸里の地なる丸都城(板石嶺)に移し、後漢の末期に至りては、西方渾河を下りて遼東の漢族殖民地を脅し。南方鴨綠江の上流左岸と寬甸の平野を併せ樂浪郡を犯し。北方其の母國たりし夫餘を侵略して松花江の上源地方を併せ。東方咸鏡道による沃沮を取りて大人、

使者、使相、主領等の代官を其の地に派し。貊布、魚鹽海中の産物を徵收す。沃沮の民は千里之れを負擔して貢賦を致す。若し美女あれば徵發して婢妾とす。三國志に其の丸都に都せし時代を叙して、大山深谷多くして原澤なく、居民は澗水を食ひ良田なし、力めて佃作すと雖口腹を實にするに足らずと云ふ。又以て彼等が征略に努力して貢賦を致さしめんとするに專念したるを知るべきなり。

幘溝漊　今の撫順附近に幘溝漊と稱する城あり。漢譯して幘城と云ふ。漢の世、朝廷此國に鼓吹技人てふ樂人を給賜し、又、玄菟郡よりは漢廷にて使用する朝服衣幘を給與せしめ。高句麗をして其簿籍を主らしめぬ。後、高句麗驕慢にして復た郡衙に至らず。於是乎、漢廷已むを得ず、玄菟郡の東界に小城を築き、朝服、衣幘を置き、歲時に之れを取らしむ。即ち是れ幘溝漊なり。由來、漢廷は長城以外幾多の外種族を控制する手段として其の國力若くは利害關係の輕重を料つて、官衙、賜給の標準を定めぬ。即ち前漢代にては夫餘、高句麗等は未だ王國としての待遇を受ざれど。高句麗は王莽の時に當り侯國となり。後漢の光武帝の時に始めて王を以て公認さる。從つて朝廷公式の席次其の他給賜の物品等從來に比し著るしく

優待されたり。

高句麗擊つて鮮卑を降す　西紀前八年卽ち高句麗の琉璃王十一年、王、群臣に謂つて曰く、鮮卑は險を恃み、利あれば出でて抄し利あらざれば則ち入りて守り、我れと和親せず國患をなす、之れを討つこと如何と。扶芬奴、進み答て曰く。鮮卑は人勇なれども愚なり。唯其の國險固なり。故に力を以てせば勝を期し難く、謀を以てせば征略し易からんと。王曰く然らば之れをなすこと奈何。答へて曰く宜しく人をして反間せしめて彼れに入り、高句麗は國小にして然も兵弱し何をか爲さんと說かしめば、彼れ必ず我れを侮りて備を爲さざるべし。臣間路より精兵を率ゐて山林に依り以て其の隙を伺ひ。別に羸兵を城南に配置し佯り敗れて走らば、彼れ必らず力を盡して之れを追うて城を空うするに至らん。是の時に當つて臣精兵を以て城に入るべし。王、親しく勇騎を率ゐ之れを挾擊せば則ち克つべきなりと。王之を好しとし之に從ふ。鮮卑果して門を開きて高句麗兵を追ふ。扶芬奴隊さず走つて城に入る。鮮卑之れを見て大に驚き還り奔る。扶芬奴關に當り拒ぎ戰ひ殺傷甚だ多し。於是乎、王、鼓噪して進む。鮮卑遂に挾擊され刀折れ矢盡

き降つて屬國となる。王、扶芬奴を賞するに食邑を以てす。扶芬奴曰く是れ王の德なり、臣何ぞ功あらんやと、辭して受けず。王乃ち黃金三十斤、良馬一十匹を賜ふ。

高句麗の兵、漢軍を禦ぐ　西紀二八年即ち高句麗の大武神王十一年、漢の遼東太守兵に將として來り伐つ。王、群臣を會し之れが計を問ふ。右輔松屋句曰く、險に憑り奇を出さば之れを破る易しと。左輔乙豆智曰く臣度るに大王兵と漢兵と孰れが多きぞ、謀を以て伐つべし、力を以て勝つべからずと。王曰く謀を以て伐つと果して如何。答て曰く大王城を閉ぢ固く守り漢兵の老ゆるを待ち、出でて之れを擊つべきなりと。王曰く好しと。城に入りて固守すること數旬。王、豆智に謂つて曰く、漢兵圍解けず却て我の兵疲る奈何せんと。豆智曰く、漢人思ふ我は巖石の地必らず水泉なし久しく圍みて困ましめんと。宜しく池魚を取り包むに水草を以てし、兼ねて酒を以てし犒を致さんと。王之れに從ひ書を貽つて曰く、愚昧にして罪を上國に獲、懸軍萬里弊境に暴露せしむるを致し、以て厚意に酬いるなし。敢て不腆以て供を左右に致すと。是に於て漢將謂ふ城內に水あり猝かに拔くべからずと。乃ち引退く。

遼東と玄菟を攻む　西紀一一二年卽ち高句麗の太祖大王六十年、漢の幽州刺史馮煥、玄菟の太守姚元、遼東の太守蔡諷等兵に將として來り侵し、濊貊の渠帥を擊殺し、盡く兵物財貨を獲。於是乎、大王は其の弟遂成をして兵二千餘人を領し煥等を逆へ擊たしむ。遂成、使を遣はし佯り降る。煥等之れを信ず。遂成、因て險に據り以て大軍を遮り、潛に三千人を遣はし、玄菟、遼東の二郡を攻め其の城廓を焚き、二千餘人を殺獲す。四月王、鮮卑八千人を率ゐて往て遼陽縣を攻む。蔡諷等兵に將として新昌に出で戰歿し。功曹椽龍端、兵馬椽公孫酺、身を以て諷を扞ぎ倶に陣に歿す。死するもの百餘人。

高句麗兵漢軍を敗る　西紀一七二年卽ち高句麗の新大王八年漢人大兵を率ゐ來り侵す。王、群臣を集め戰守孰れか是なるを問ふ。進擊を主張するもの異口同音に曰く我國は山險にして路隘し。所謂一夫關に當れば以て萬夫に當るに足る。漢兵多しと雖何かあらん。請ふ兵を發して進擊せんと。國相明臨答夫之れに反對して曰く、進み擊つ不可なり、守るに如かず。彼等は國大に民衆多し、今や强兵を以て遠く鬪ふ、其鋒當るべからざるなり。進み擊つ不可なり、守るに如かず。兵衆

進み撃つべからきものは戰ふに宜しく少なき者は守るに宜しき兵家の常なり。進み撃つべからず守るに如かず。今や漢人は千里粮を轉じ持久する能はず、若し我れ溝を深くし壘を高くし以て之れを待たば、旬月を出でずして其の勢必らず挫折せん、其の機に乘じ我が勁卒を以てせば之れを敗走せしむる期して待つべきなりと。王之れを然りとし固守することに決す。漢兵攻むれども勝たず、漢軍果して粮盡き飢餓に迫られて引き還る。答夫、數千騎を率ゐて之れを追うて坐原に戰ひ、大に之れを撃破し漢軍匹馬だも返るを得ず。王、答夫が功を賞し坐原及び質山を賜ひ食邑となす。西紀一七九年卽ち故國川王六年に至るや、漢の遼東太守師を興して又來り侵す。王、王子罽須を遣はし之れを拒がしめ、王、親ら精騎を率ゐ往て漢軍と坐原に戰ひ之れを敗り、首を斬り山積すと云ふ。

我國と韓國　▲神功皇后　自ら師を率ゐて新羅を征伐し國王奈勿をして面縛後素軍門に降を請はしめた。奈勿は朴赫居世から十六代の王である、此時百濟また風を望んで降服し我れに朝貢することとなつた▲任那府　垂仁天皇の時、辨韓の故地に任那を開き、神功皇后の時、此に府を置き新羅、百濟を都護した▲百濟背反　百濟は近肖古王の後、三傳して辰斯王に至り禮を我に失したので應神天皇は紀の角を遣はして之れを廢し

阿花王を立てた。スルト新羅が密かに辰斯王を助けた於是乎、我軍又新羅を征伐した。處が新羅が援を高句麗に請うた▼高句麗の廣開土王――に好太王と云うて故國原王の孫であつて勇武大略があつた。好太王の碑は今に奉天省輯安縣にあつて有名なものだ、其の好太王が新羅と同盟して我に抗した。此王は西紀三九一年十九代目の王であつて、丁度我が仁徳天皇の朝に當つてる▼任那府陷る　新羅は又百濟を伐ち勢に乘じて我が任那府を陷れた。我が國では繼體、欽明の二朝になつて數次師を韓國に出して百濟を助けて新羅を征伐した。

第三章　三國時代より宋時代

一、所謂六朝時代

公孫氏の滿洲統治　漢末に於ける襄平即ち今の遼陽に據りし遼東太守公孫氏が、滿洲統治に就て大に意を効し。鮮卑と高句麗との中間にありし北方夫餘に對しては、頗る親密なる關係を結び。其宗女を夫餘の君長に妻はしめ、後、高句麗の首都たる國內城を屠て之れを驅逐し。或は遼東郡を分ちて遼西、中遼の二郡となし、旅順方面より海を越えて東萊の諸縣を收め、之れに營州刺史を置き、以て遼東より

山東を兼轄したるが如き、或は遼東屬國の若しくは烏丸の所謂北方人種が遼西方面にありて、支那本部を壓迫しつつあるを見て執り。更らに手を朝鮮方面に延ばし樂浪郡は言ふも更らなり、其の南なる、もと眞番郡の所在たりし荒地を整頓して帶方郡となし、日本人も韓人も一に帶方郡にて交通を取締りたるが如き。其の子度、其の孫淵に及び三世四十年間の滿洲統治は、遺憾なく公孫氏の權威を示し、漢人の滿洲統治として特に異彩を放ちたり。

北方人種の威力　三國曹孟德の時に至り、匈奴は終に劉氏と稱し石氏と稱して山西に入り。烏丸の後繼者たる鮮卑は宇文氏、拓跋氏、慕容氏に分かれ。孰れも北方支那に據りて支那本部に闖入して漢人を迫害し。晋國の偕國多くは是れ此等の北方人種により建國せられ、後、支那を中分して其の北朝の帝王となりし拓跋魏は是れ亦鮮卑種族にして、今の滿蒙地方より直隷山西の北部に移住したるものなり。又、西晋の末期には獨り遼河流域といはず、朝鮮半島をも擧げて北方人種の占領する所となり。漢人全く驅逐せられて滿洲の野は鮮卑たる慕容氏と貊人たる高句麗との爭奪地となれり

魏の明帝燕王を滅ぼす　遼東太守公孫度、威を北燕に振ひ、東の方高句麗、朝鮮、西の方烏丸を伐ち、大に其の領土を開く。度の孫、淵に至り燕王と稱し、款を吳魏に通じ叛服定まらず。於是乎、魏の明帝、司馬懿を遣はし、高句麗の山上王と合擊して淵を滅ぼし其の地を併せぬ。然りと雖是れがため漢人の滿洲統治權は全く失墜して、北方人種に歸するに至りしことを知らざるべからず。

匈奴の劉淵　西晉の時に至り北方人種四方に蜂起し、連りに支那本部を襲擊す。會〻匈奴に劉淵あり、惠帝の世、五部の大都督となる。其の子劉聰、族子劉曜部將王彌等之れが股肱たり。聰は驍勇にして經史に通じ、曜は文武の才あり、彌は任俠にして名あり、又善く騎射す、勒は天資磊落にして勇略あり。淵遂に西紀三〇四年を以て左國城に據りて漢王と稱せり。

所謂五胡十六國

西晉の時、支那本部に侵入し、漢人種を苦めたるものは、北方人種にして而して西晉を滅亡したるも亦北方人種なり。尙ほ晉末に各自獨立の國家を組織したるも

多くは是れ北方人種にして、歴史上に於て、所謂五胡十六國と稱するもの是れなり。

(一)五胡　五胡とは匈奴、羯、鮮卑、氐、羌の五族にして匈奴、羯は土耳古種族、鮮卑は通古斯種族、氐、羌は圖伯特種族なり。

(二)匈奴及び羯　前漢の宣帝の時に當り、呼韓邪單于内附し、後漢の初め南單于も亦漢に歸服せしより。匈奴の部族山西の塞内に入り漢人と雜居するもの多く、歳月を經るに從ひ戸口漸く多く。山西一帶は多く彼等の占據する所となれり。而して單于は先世漢の甥たりとて、自ら劉姓を稱したる程に、其の勢力強大なるものありしが。魏の曹操は之れが勢力を殺がんがため、其の衆を五部に分てり▲羯　匈奴の別族なり。

(三)鮮卑　後漢の初め北匈奴を討ちて勢頓に強く、三國の初め魏を助けて功あり。遼西に居りしが晋朝亂るるに際して漸く南下す。

(四)氐及び羌　羌は、もと青海地方に居り、氐は其の東南なる岷山附近より巴蜀の間に居り、前漢の世には漢に内附せしが、漢の初めに至り、名將馬援のために征伐せられて、關西河東に移され、漢末に至りては、多く關中に住せり。

（五）五胡十六國表　晉末に各自獨立の國家を組織したる五胡即ち鮮卑、匈奴、羯、氐、羌の十三國及び漢人種の組織したる三國を表示すれば左の如し。

國名	種族	始祖	代數	興亡年代	都城
前燕	鮮卑	慕容皝	三	三三七―三七〇	鄴
後燕	鮮卑	慕容垂	五	三八三―四〇八	中山
西秦	鮮卑	乞伏國仁	四	三八五―四三一	苑川
南燕	鮮卑	慕容德	二	三九八―四一〇	滑臺
南涼	鮮卑	禿髮烏孤	三	三九七―四一四	西平
漢（前趙）	匈奴	劉淵	四	三〇四―三二九	平陽、長安
北涼	匈奴	沮渠蒙遜	二	四〇二―四三九	張掖
大夏	匈奴	赫連勃々	三	四〇七―四三一	統萬
後趙	羯	石勒	七	三一八―三五一	襄國
成（漢）	氐	李雄	五	三〇四―三四七	成都
前秦	氐	苻健	六	三五一―三九四	長安

後涼	羌	呂光	四	三八六	四〇三	姑臧
後秦		姚長	三	三八四	四一七	長安
前涼	漢人	張重華	九	三〇八	三七六	姑臧
西涼		李暠	二	四〇〇	四二一	敦煌
北燕		馮跋	二	四〇九	四三五	龍城

（六）東晋、晋祀を保つ　西晋の恵帝死し懐帝立つや、劉淵更らに都を平陽に徙して帝と稱す。晋を攻めて之れを滅ぼさんとせしが果さずして死す。依て其の子聰父に襲いで起ち、石勒、劉曜、王彌等を遣はし兵を發して之れを伐ち、洛陽を陥れ、懐帝を執へて之れを殺す。愍帝仍ち長安に即位せしが、劉曜兵を進めて之れを討ち、遂に愍帝を生擒し、平陽に送つて之れを殺す。於是乎江北悉く匈奴の有となる。司馬懿の曾孫、瑯琊王睿、建業に即位し晋の祀を保つ、之れを東晋の元帝となす。實に西紀三一六年なり▼漢（前趙）　劉淵死し子聰繼ぎしが、聰の死後間もなく劉曜自立して國家を組織し、趙と號して長安に都す▼後趙　石勒、また襄國に據りて趙王と稱し、河北山東を併せ洛陽を界として頻りに前趙と爭ひしが、西紀三二九年終に前趙を滅ぼし、其の領地を奪取し北方の雄となる、然るに石虎嗣位するや都を鄴に徙し、

南は東晉を侵して志を得ず、西は前涼を征して敗れ、北は慕容氏を伐ちて大敗し、俄然として威望を失墜するや、將軍冉閔の爲めに滅ぼされ、冉閔自から魏帝と稱す▼前秦　當是時氐酋蒲洪、秦王と號して關中に據り、姓を苻と改む、其の子健立ち三五一年帝と號して長安に都す▼成漢　成漢は李雄の建國するところにして、其の版圖は四川、貴州に及び、成都に治し、帝と號す、雄死し弟李壽嗣ぎ國號を漢と改む、壽の子李成に至り、東晉の穆帝は其の將桓溫を遣はして之れを伐たしめ、一擧して成都を陷れて之れを滅ぼす▼桓溫の征伐　溫乃ち轉じて前秦を伐ち大いに之れを藍田即ち今の陝西省關中道藍田縣に破り、更らに轉戰して灞上に至る、秦王苻堅固守して出でず、溫、白鹿原に敗れて還る、幾許もなくして溫また▼後秦の姚萇を伐つて大に之れを破り、東晉の哀帝を經て廢帝奕に至り溫大擧して▼前燕を伐ち、慕容垂と枋頭即ち今の河南省河北道濬縣に戰ひ大敗して還れり▼秦王苻堅　前秦は苻堅に至るや王猛を用ひて力を富國強兵に效し、其の勢日に盛んにして▼前涼及び代を伐ち之れを滅ぼし江北を一統す、其の領土は支那の大半に達し、東高句麗より西、西域に至る六十二國を朝貢せしめて勢頗ぶる盛んなりしが、王猛の死後、

其の遺言に背き、支那を一統せんとの野心を起し、西紀三八三年南下して晋を伐つ、是れより先き晋は謝安が兄の子玄を擧げて北方を鎭せしむ▼前秦滅ぶ　堅の軍戎卒六十萬、騎兵二十七萬に對して玄の兵僅かに八萬なりしが、能く戰うて大に秦軍を淝水即ち今の安徽省淮泗道壽縣に破る、堅僅かに身を以て免れ、後、反者の手に死し、其の後嗣も亦前後殺戮に逢ひ、其の領土四分五裂して亡ぶ▼淝水の大戰後江北大に亂れ中山即ち今の直隷省保定道定縣に據れる▼後燕　の慕容垂、平陽に據れる▼西燕　の慕容沖、長安を取つて▼後秦　を創し姚萇、河湟青海の間に在りし▼南涼　の禿髮烏孤、河西に在りし▼後涼　の沮渠蒙遜、敦煌に在りし▼西涼　の李暠、滑臺即ち今の河南省河北道滑縣に在りし▼南燕　の慕容德、龍城(今の朝陽)に在りし▼北燕　の馮跋等互に分裂して雄を稱し、尋で姚萇の子興は▼後涼　を滅ぼし▼南北西の三涼　を征伐して威江北に振ひ、赫連勃々も亦朔方に據て▼大夏　を建つるに至れり▼東晋滅ぶ　晋は淝水の戰後北方の分裂によりて少康を保ちしも安帝に至りて孫恩の亂あり、尋いで又、桓玄反し帝に迫まりて位を禪らしむ。劉裕即ち玄を討ちて之れを斬り帝位を復せしめ、後恭帝に迫りて遂に晋室を

簒ふ。之れを南朝卽ち宋の武帝となす。時に西紀四二〇年なり。

(七)代王拓跋氏　拓跋氏は鮮卑の索頭部より出づ。魏晋の頃ほひ拓跋微可汗となり、部衆漸く盛なりしが、後、大に衰へたり。左れど西紀三三八年に至りては其の曾孫什翼健出でて其の勇略能く頽瀾を既倒に挽回して始めて官制を定め。衆務をして分掌して組織的となし。號令一統、明白にして政事淸簡となりしがため、勢威隆々地を四方に擴張し雄を塞外に振ひたりしが。晩年繼承の亂ありしを以て、秦の苻堅の乘ずる所となり滅ぼされしも、苻堅の晋に破るるに至り什翼健の孫、拓跋珪、新に興りて國を魏と號して盛樂に據り、後燕を攻めてこれを滅ぼし、都を平城に移して帝と稱す。北朝卽ち後魏の道帝是れなり。時に晋の安帝隆安二年にして西紀三九八年なり▼太武帝　後魏の太武帝既に江北一帶を統括し。又、高句麗をして入貢せしむるあり。或は柔然を撃ち大夏に勝ち。或は北凉、北燕を滅ぼし。更らに宋を破り鄯善を降し、焉耆、龜茲を破り。破落那(フェルガナ)を招致し、ペルシアのササン朝をして朝貢せしめ。大に國威を輝かせり▼柔然　柔然は東胡の裔にして東晋の初め車鹿會、部衆の推す所となり。始めて國を立てて柔然と號す、其

の後六傳して社崙に至り、頻りに諸部を幷呑し、東、高句麗より西、焉耆に至る疆域を呑有し、數次後魏を侵したりしも、太武帝に擊破せられて勢大に衰ふ▼孝武帝 長安に出奔して關西の大都督、宇文泰に頼り泰を以て大丞相となし、高歡を討ず、歡は別に孝靜帝を立て都を鄴に遷して之れに抗す。是れより後魏は二國に分裂し、長安を西魏と稱し鄴を東魏と稱す▼宇文泰 死して子覺嗣ぐに及び、西紀五五七年遂に西魏の禪を受く、之れを西周の孝閔帝となす。

慕容氏 は宇文氏、拓跋氏と同じく鮮卑の一族にして各々北方支那に覇を稱し、司馬懿が遼東太守公孫氏を討つに際し、其の酋長莫護跋、從軍して功あり。率義王に封せられて國を今の小庫倫(綏東縣)附近に建つ。莫護跋の子、木延に至り、魏の毋丘儉の高句麗征伐に從つて大都督の號を加へられ、其の子、涉歸、大凌河の上流要地柳城を保全せしを以て單于に拜せられ、部落を遼東に遷す。其の子、慕容廆に至り、其の同種族たる宇文氏段氏方に疆く數次侵掠さる。廆、辭を卑うし幣を厚うして之れに事ふ。段國單于階、女を以て廆に妻はす、皝、仁、昭を生む。遼東僻遠なるを以て徒河の青山卽ち今の錦州の高橋、連山邊に徙る。廆、居ること五年。更らに大棘

城卽ち今の義州に移る。其の子、慕容皝、代り立つに及び、彼れは大凌河を遡りて龍城卽ち今の朝陽に遷り、自ら稱して第二の燕王となる。卽ち是れ五胡十六國の前燕なり。當時、段氏は遼西の令支、卽ち今の遷安にあり。宇文氏は西方なる老哈河の上流に在り。依て以て東、司馬氏の遼東を蠶食し、北、宇文氏をシラムレンに擊攘し、今の小庫倫より奉天に出づる捷徑を把握して以て高句麗を控制し、併に薊城卽ち北京の背後に突擊せんとす。其の接觸せる羯種の建國後趙の如き、石勒死して其の勢力衰へ、同じく鮮卑種族たる拓跋氏は、山西の北部、歸化城に據り、慕容氏の眼中敵とするものなし。於是乎、更らに其の計畫を進め、今の朝陽の西には好城、乙連、凡城、白狼、廣城、石城等の要砦を設け、今の平泉には平崗を置き、古北口より直に薊城卽ち北京を攻略し、又、大棘城卽ち義州より徒河青山、卽ち錦州、高橋、連山及び新城を經て、山海關より永平に出で、令支卽ち遷安に據れる段氏の首領を大凌河上流に於て捕殺し、慕容氏の旌旗遙かに直隸省の南方を風靡せり。

慕容廆、高句麗を征す　公孫氏滅びてより滿洲は形式上、魏の郡縣政治に支配せられしが如くなれど、其實、高句麗が統治權を把握したるなり。西晉の末に至りて

は全く漢人種の統治權を失墜したるなり。於是乎、燕の慕容廆は西紀二九三年高句麗を攻む。烽上王、新城（新城は高句麗の東北大鎭）に往き之れを避けんと欲す。慕容廆、往きて鵠林に至れば既に王出づ、依つて兵を率ゐて之れを追ふ、將に及ばんとす、王大に懼る、時に新城の宰北部小兄高奴子あり、五百騎に將として出でて王を迎ふに會ふ。於是乎、廆の追擊軍、高奴子の軍と奮擊して大に敗る。王大に喜び其の功を賞し高奴子に加へて大兄となし、更らに鵠林を賜うて其の食邑となさしむ。王の五年、慕容廆、又、高句麗を攻む。故あつて兵を引き還る。王、群臣に謂つて曰く、慕容氏兵馬精銳にして數次我が疆場を犯す、之れを禦ぐこと如何と。相國倉助利對て曰く、北部大兄高奴子、賢にして且つ勇あり。大王若し慕容氏の入寇を禦ぎ、以て民を安んせんと欲せば、高奴子を用ふるに如かずと。於是乎、王、高奴子を以て新城の太守となす。慕容氏復た高句麗を攻めず。

慕容皝、丸都城を破る　西紀三四二年、燕の建威將軍慕容翰、燕王、皝に謂つて曰く、高句麗は國を去ること遠からず、常に我れを侵略するの志を抱く。若し夫れ宇文氏を滅ぼして後、之れを征伐せんとすれば、高句麗は宇文氏の滅ぶるを見、其の禍の

將に及ばんとするを知り、必らず虛に乘じ來つて我が備へざるを襲はん。然も少しく兵を留めば以て守るに足らず、多く兵を留むれば行て宇文氏を滅ぼすべからず、此れ心腹の患ひなり、宜しく先づ之れを除くに如かず、今其の勢力を察するに一擧して克つべし。彼の宇文氏の如きは遠く來りて我が虛に乘せず、既に高句麗を取らば、宇文氏を取ること掌を指すが如きのみ。二國既に我が有に歸し、利を東海に盡さば國富み兵强く何等憂慮する所なし。然る後、中原圖るべきなりと。燕王曰く善しと。將に高句麗を伐たんとす。高句麗に行くに二道あり。其の北道は平濶なれども、南道は險狹なり。衆、北道よりせんと欲す。翰曰く常情を以て之れを料れば必らず謂はん、大軍は北道よりせんと。彼等は當に北に留意し南を閑却すべし、王、宜しく銳兵を率ゐ、南道より進んで其の不意を擊ち、別に偏師を北道より進ましめば、縱ひ戰利あらずとするも、敗走するが如きこと、萬之れなかるべしと。王之れに從ひ、慕容翰と慕容覇とを前鋒とし、自ら勁兵四萬を率ゐて南道より進み、別に長夫王寓等を遣はし、兵五萬に將として北道より進ましむ。高句麗の故國原王、其の弟武を遣はし、精兵五萬を將て北道を拒がしめ、自ら羸兵を率ゐて南道に備

ふ。翰等先づ至り燕王之れに繼で至り戰ふ。麗軍大に破る。左長史韓壽麗將阿弗和度和を斬り、諸軍勝に乘じて丸都城に入り、大に之れを襲擊す。麗王單騎逃れて斷熊谷に入る。燕將軍慕輿渥、追うて王母周氏及び王妃を擒にして歸る。然るに北道に向ひし王寓等は孰れも敗歿す。爲めに燕王復窮追せず。使を遣はして麗王を招く、麗王來らず。燕王將に師を班せんとするや、韓壽曰く高句麗の地は戍守すべからず、今其の主亡せば民衆散じて山谷に伏し、大軍去らば復た鳩聚し、其餘燼を收めば、猶ほ患をなすに足らん。故に麗王が父の尸を載せ、其の生母を囚へて歸らば、麗王必らず來りて降を請はん。然る後、之れを返へし恩威を以て之れを撫する策の上たりと。燕王之れに從ひ、美川王の墓を毀ち其の尸を載せ、其の府庫累世の寶を收め、男女五萬餘口を虜にし、其の宮室を燒き城を毀つて還る、後、麗王其の弟を遣はし臣と稱し燕に入貢す、珍異千を以て數ふ。燕王乃ち美川王の尸を還す。然れども猶ほ其の母を留めしが、數年の後亦之れを歸らしむ。

高句麗、首府を移す　高句麗は後漢の末より約九十餘年の間に於て、三度其の首府を破壞さる。即ち公孫氏の國內城攻擊。魏の將軍毋丘儉の遠征。燕王慕容皝

の攻撃等是れなり。於是乎、西紀三四三年卽ち東晋の建元元年、其の首府を朝鮮なる平壌に移せり。

魏の毋丘儉、丸都城を攻陷す　西紀二四六年魏の幽州の刺史毋丘儉、萬人に將とし、玄菟に出でて來つて高句麗を侵す。高句麗の東川王一萬人を率ゐ、沸流水上に逆戰して之を敗り、斬獲三千餘人に及ぶ。於是乎、麗王諸將に謂つて曰く、魏の大兵は反て我れの小兵に如かず。毋丘儉は魏の名將なり。然も敗れて彼れの命我が掌中に在りと。乃ち鐵騎五千を將て進んで之れを擊つ。儉方陣を爲り奮戰す。麗軍大に潰え戰死するもの多く、麗王千餘騎を以て鴨綠原に奔る。儉依つて丸都山下の丸都城を攻めて之れを陷る。儉乃ち將軍王頎を遣はし、麗王を追ふ。王將に南沃沮に奔らんとし、既に竹嶺に至れば、軍士奔散して殆んど盡く。唯、東部の密友あり、側に侍す。王に謂つて曰く、今や追兵急なり勢免るべからず。臣請ふ決死して之れを禦がば、王遯るべしと。密友、死士を募りて與に共に敵に赴て力戰す。王、間行して脫するを得、行て山谷に據り散卒を聚めて自ら衞る。王、諸士に謂つて曰く、若し能く密友を取るものあらば厚く之れを賞せんと。下部劉屋句、前み對て

曰く、臣敢て行き密友を伴ひ歸らんと。至れば密友戰地に於て地に伏す。乃ち負うて歸る。王、其の股を以て之れに枕せしめしに久うして乃ち蘇す。王、更に間行して南沃沮に至る。魏軍尚ほ來り追うて止まず。王計窮し勢屈し爲す所を知らず。東部の人紐由、王に謂つて曰く、勢甚だ急なりと雖、徒死すべからず。臣に愚計あり、飲食を以て往き魏軍を犒らひ、其の隙を伺ひ彼の將を刺殺せん。若し能く計成るあらば、請ふ王奮擊して勝を決すべしと。王曰く諾。紐由乃ち詐り降りて魏軍に至る。曰く寡君罪を大國に獲、逃れて海濱に至り、今や躬を措くに所なし、將に降を陣前に請ひ、死を司寇に歸せんとし、先づ小臣をして不腆の物を致し、從者の羞となすと。魏將之を聞き、將に其の降を容れんとす、紐由、刀を食器に藏くして進前し、拔きて魏將の胸を刺し、之れと倶に死す。於是乎、魏軍亂る。麗王分つて三道となし、急に之れを擊つ。魏軍擾亂して拒ぐを得ず。遂に樂浪より敗退す。王、國に復つて論功行賞し、密友、紐由を以て第一とし、密友に巨谷青木谷を賜ひ。紐由を追贈して九使者となし、又其子多優を以て大使となし。屋句には鴨綠杜訥河源を賜ひ以て食邑となす。此役や魏將捍婁(肅愼の後たり)の南界に到り、石に刻して功を

記し、又、丸都山に至り、不耐城に銘して歸る(不耐城は卽ち尉那巖城なり)高句麗王、曾て中國に侵叛するや、其の臣得、數次之れを諫む、王、聽かず、得歎じて曰く、此地將に荊棘を生ぜんと。遂に絶食して死す。毋丘儉、諸軍に令して其の墓を毀たず、其の樹を伐らざらしむ。又其の妻子を得しも皆放ち遣る。

高句麗の版圖　慕容氏のために滿洲を驅逐されし高句麗は、朝鮮に向つて其の勢威を張らんとし、主力を平壤に集め、征討軍を起し、大同江流域は言ふを俟たず、漢水流域にて百濟を破り、今の京城には南平壤を、廣州には漢州を設け、其の邊界は遙かに南して烏嶺竹嶺より江原道の三陟に至る一線に達するに至る。後、慕容氏斃れて遼東に於ける勢力を失し、遼西方面混亂に陷るや、再び其の手を遼東に伸ばし西紀四九四年卽ち高句麗の文咨王三年には、曾て慕容氏の勢力圈に入りし北方の夫餘の如きも、國を擧げて降服するに至り、其の版圖は滿韓境上に成立せし大國として、實に空前絶後にして朝鮮の過半、遼河以東の滿洲及び吉林、長春の平野露領沿海州の一部、皆其の命令を遵奉するに至り、百濟の如き新羅の如きは、其の爪牙の及ばんことを、惴々焉として之れ恐るるに至り、當時、北方支那を獨占しつつありし北

魏すら、敢て鋭鋒を此民族に加へんとはせざりき。

二、隋唐より五代を經て宋時代

高句麗遼西を侵す　西紀五九八年即ち高句麗の嬰陽王即位九年に、王は女眞の允たる靺鞨の衆萬餘を率ゐて遼西を侵す。營州の總管韋冲之れを拒ぐ、麗兵利あらず。隋の文帝之れを聞て大に怒り、漢王諒、王世績に命じ並びに元帥となし、水陸三十萬を將ゐ來り討つ。六月帝、詔を下し高句麗の官爵を黜く。漢王諒の軍は臨渝關即ち今の永平府の東より大凌河の上流に出で、柳城より遼河に進ましめしが、饋轉繼がず、軍中食に乏し、又疾疫に遇ふ。周羅睺は東萊即ち今の山東の登州より海に泛んで平壤城に赴かんとし、風に遭ひ船多く漂沒す。秋九月師還る。死する者十に八九。高句麗亦恐懼し使を遣はし罪を謝し、上表して遼東の糞土臣元と稱す。元とは嬰陽王の名なり。帝、此に於て兵を罷め之れを待つこと初の如し。百濟の威德王、使を遣はし、表を奉じ請うて軍導をなさんとす。帝詔を下し諭すに高句麗旣に服罪し、之れを赦したるを以て討伐すべからずとなし。其の使に厚くし

て之れを還す。

隋の煬帝高句麗を伐つ　西紀六〇七年、隋の煬帝突厥可汗なる啓民の帳に幸す。時に高句麗の使者啓民の所に在り。啓民敢て隱さず之れと與に帝に見ゆ。黄門侍郎裴矩、帝に說て曰く、高句麗は本と我國の箕子が封ぜられし所にして、漢晋時代皆之れを郡縣とせり。然るに今乃ち別に異域となりて臣たらず。先帝之れを征たんとして兵を出す。但だ楊諒戰うて利あらず以て陛下に及ぶ。陛下若し之れを征して冠帶の國たらしめずんば、遂に蠻貊の鄕たらしむべし。今其の使者を啓民の所にて親しく見るに、擧國化に從へり。脅かして以て入朝せしむべしと。帝之れに從ひ牛弘に勅し宣旨して曰く、朕、啓民が誠心以て國に奉ずるにより、殊更らに親しく其の帳に至れり。明年は當に涿郡に往くべし。汝還りて之れを汝が王に語れ、以て早く入朝せしむべし。苟くも朝せざるあらば、將に啓民を帥ゐ往て汝が土を巡るべしと。嬰陽王之れを聽き、藩禮の頗る闕くるを懼る。帝將に之れを討たんとして天下富人に課し、武器馬匹を買はしむること十萬錢に至る。煬帝江都より涿郡に幸し、詔を下して高句麗を討つ。是れより先き詔して總て天下の兵

を徵し、遠近となく倶に涿に會さしむ。又、江淮以南の水手一萬人、弩手三萬人、嶺手の排鑹手三萬人を發す。又、河南、淮南、江南に勅し戎車五萬乘を造り高陽に送り衣甲幔幕を供載し、兵士をして自ら之を挽かしめ、河南北の民夫を發して以て軍須に供し、江淮以南の民夫及び船をして黎陽及び洛口諸倉の米を運びて涿郡に至らしめ、舳艫相次すること千餘里兵甲及攻取の具を載せ往還せるもの常に數十萬人、晝夜絶えず、勅して左十二軍と右十二軍となす。左十二軍は鏤方、長岑、溟海、蓋馬、建安、南蘇、玄菟、夫餘、朝鮮、沃沮、樂浪等の道に出でしめ。右十二軍は黏蟬、含資、渾彌、臨屯、候城、提奚、蹋頓、挹婁、碣石、東暆、帶方、襄平等の道に出でしめ絡繹として道を引き總て平壤に集まらんとす。凡そ百十三萬三千八百人、二百萬と號せり。餽輸のもの亦之れに倍す。近古出師の盛んなる未だ之あらざるなり。帝、師を御し進んで遼水即ち今の遼河、遼東城の西北に至るや、麗兵水を阻てて拒ぎ守る。隋軍濟るを得ず。帝、工部尚書宇文愷に命じ浮橋三道を西岸に造らしめ、其の成るや浮橋を引き以て東岸に濟らんとす。橋短くして岸に及ばざること丈餘、麗兵大に至る。隋兵周章狼狽水に浮んで濟らんとす。麗兵高きに乘じて之れを討つ、隋兵岸に上るを得ず、

死する者甚だ多し。將軍麥鐵杖、憤然として躍つて岸に上り、錢士雄孟叉等と共に戰死す。乃ち兵を斂め浮橋を引き復た之れを西岸に置き、更らに少府監何稠に命じて浮橋を接がしめ二日にして成る。諸軍浮橋を濟つて進み、大に麗兵を破る、死するもの萬餘人。隋軍勝に乘じ進んで遼東城を圍む。帝自ら遼を濟りて曷薩那可汗及び高昌王伯雅を引き戰處を視せしめて以つて懾憚せしむ。刑部尚書衞文昇等に命じ、遼左の民を撫せしめ、給復すること十年とし、郡縣を建置して以て相統攝す。初め諸將の東下するや、帝親しく之れを戒めて曰く、今や民を吊し罪を伐つ大軍の行法を以てすべし諸將或は兵を輕んじ孤軍を掩襲し、獨り闘つて勳賞を邀へ、一身の名を立てんとするが如きことあるべからず。公等軍を進めば當に分つて三道とすべし。若し攻擊する所あらば、三道相知らしむべし、又軍事上の行動は皆須らく奏聞して報を待つべく斷じて專擅なる勿れと。此に至り遼東城の守弱く城將に陷らんとして城中の人輙ち降を請ふ。於是乎、隋軍之れを奏聞せしむ、報至るの頃ほひ城中の守禦亦備はる。依て以て出でて戰ふ。既にして城久しく下らず、六月、帝、遼東城南に幸し、其の城池形勢を觀、因て諸將を召して之れを責む。諸

戰將懼して咸な色を失ふ。帝因て城西六合城に留止す。高句麗諸城各堅く守りて下らず。時に左翊衞大將軍來護兒、江淮の水軍を帥ゐ、舳艫數百里海に浮び、先づ進んで浿水より入る、平壤より去ること六十里にして麗軍と相遇ひ、進み擊ちて大に之れを破る。勝に乘じて一擊の下に陷落せんとす。副總管周法尙、諸軍の至るを俟ち、之れを擊つにあらずんば不可なりと說く。護兒耳を假さず、精甲四萬を簡び、直に城下に迫る。麗將兵を出して與に戰ひ佯り敗れて走る。護兒之れを追うて城に入り兵を縱ち俘掠して復た部伍なし、羅廓内空寺中の伏兵發して大に之れを襲擊す。護兒敗れ僅かに身を以て免る。士卒生還するもの數千人に過ぎず。麗從つて麗軍之れを追うて船所に至るや、周法尙、陣を整へて之れを待以て拒ぐ。麗軍乃ち退く。護兒兵を引き海浦に屯し、復た諸軍に應接せず。當是時、左翊衞大將軍宇文述は夫餘道に出で、右翊衞大將軍于仲文は樂浪道に出で、左驍衞大將軍荊元恒は遼東道に出で、右翊衞大將軍薛世雄は沃沮道に出で、右屯衞將軍辛世雄は玄菟道に出で、右禦衞將軍張瑾は襄平道に出で、右武候將軍趙孝方は碣石道に出で、涿郡太守檢校左武衞將軍崔弘昇は遂成道に出で、檢校右禦衞虎賁郎將衞文昇は增地道

に出で皆鴨綠江の西に會す。述の兵、瀘河、懷遠の二鎮よりす。麗王、大臣乙支文德を遣はし其の營に至り詐り降り、其の軍の虛實を觀さしむ。于仲文、密旨を奉じ將に之れを執へんとす。慰撫使劉士龍、固く之れを止むるを以て得ず。既にして之れを悔ひ、人を遣はし文德を紿て曰く、更らに言ふ所あらん、請ふ速かに來れと。文德顧みず、鴨綠江を濟つて還る。帝、諸將をして麗軍を撃たしむ。乃ち諸將水を濟りて文德を追ふ。文德、述の軍糧乏しきを知り、殊更らに之れを疲らしめんとし、其の戰ふ毎に輙ち走る、述之れを解せず、一日の中、七度戰ひ皆捷つ、既に驟ば勝つを恃み、又、群議に迫まり、遂に進んで東し薩水卽ち今の安州にある淸川江を濟る。平壤城を去ること三十里、山に據りて營をなす。文德復た使を遣はし詐りて述に降る。述、其の士卒の疲弊して復た戰ふべからざるを見、遂に其の詐によりて還る。麗軍其の歸途を不意に襲撃す、殺傷多し。七月述の軍薩水に至り半ば濟るや。麗軍後より之れを撃ち辛世雄死し、諸軍倶に潰え收拾すべからず。將軍王仁恭、殿をなし麗軍を撃ち之れを卻く。爲めに將士鴨綠江を濟るを得。護兒亦述等の敗を聞き兵を引て還る。唯、衞文昇の一軍獨り全し。初め九軍の遼を渡るや凡そ三十五萬

五千人、還りて遼東に至るに及び、僅かに二千七百人、資械亦蕩盡す。帝大に怒り述等を鎖繫して還る。抑も煬帝の此擧ある以前に當り、百濟の武王使を遣はし高句麗を討たんことを請ふ。帝乃ち之れをして高句麗の動靜を覘はしむ。然るに武王、內に密かに高句麗に通じ、隋軍の將に出でんとするや、武王師期を問うて以て共に參加せんと欺き。隋軍の遼を濟るに及び、武王亦兵を出して境上を嚴にせしも、敢て應援せず。是れ亦隋軍の敗走をなしたる一因なるべし。此行や唯、遼水の西に於て高句麗の武厲邏を拔き、遼東郡及び通定鎭を置けるのみ。高句麗は邏を遼水の西に置き、以て遼を濟るものを警察したるなりき。

煬帝の外征　帝遠略を好み東南は流求即ち臺灣を征伐し南は林邑即ち安南を降し西は吐谷渾の餘衆を伐つて青海の地を開いたのである。

煬帝復た高句麗を伐つ　西紀六一三年即ち嬰陽王二十四年正月、帝詔して天下に兵を徵し、涿郡に集め、民を募りて驍果となし、遼東の古城を修め、以て軍糧を儲ふ。二月、帝、高句麗を伐たんとす。左光祿大夫郭榮、之れを諫めて曰く萬乘の尊を以て小寇を親ら征討せんとする大に不可なりと。帝聽かず。四月車駕遼水を濟り、宇

文述と楊義臣とを遣はして平壤に赴かしめ、王仁恭をして夫餘道に出で、軍を進めて新城に至らしむ。麗兵數萬に遇ふ。仁恭勁騎一千を帥ゐ、奇襲以て之れを破る。於是乎、麗兵遼東城に據り固く守る。帝諸將に命じて之れを攻めしむ。飛樓雲を撞き地道に梯し、四面倶に戰はしむ。麗兵能く之れを拒ぎ二十餘日にして勝敗決せず、兩軍死するもの甚だ多し。兩軍の用ひし其の衝梯の竿、長さ十五丈、驍果の沈光、其の端に登り、城に臨みて麗軍と戰ふ。短兵相接して數十人を殺す。麗兵競うて光を撃ち而して墜つ。未だ地に及ばざるに適ま竿に遇ひ垂絙あり、光之れを接して復た上る。帝之れを望見して壯となし、卽ち朝散大夫に拜す。然れども遼東城久うして落ちず。於是乎、帝、布嚢百餘萬口を造らしめ、土砂を充實し積んで魚梁の大道となさんとす。其の闊さ三十歩、高さ城と齊し。戰士をして之れに登つて敵を攻めしむ。又、八輪の樓車を作り、高さ城を出づ。期を定め其の魚梁道を夾み、城内を俯射せんとす。城内の麗兵之れを懼る、會ま楊玄感の反書至り、又、達官の子弟皆玄感の所にありと聞き、益々之れを憂ふ。侍郎斛斯政、素と玄感と好し心に安んぜずして高句麗に出奔す。於是乎、帝、夜密かに諸將を召し軍を引き還らしむ。

西紀六一四年帝復た高句麗を伐たんとして、天下に兵を徵し百道並び進ましむ。高句麗も亦困弊す。七月帝至りて懷遠鎭に次す。徵する所の兵多くは期を失して至らず。麗兵迎へ戰ふ、護兒擊つて之れを走らし、將に平壤に趨かんとす。時に來護兒、卑沙城に(卑沙城は遼東金州の東に在り)至る。麗王懼れ使ひを遣はし、降を乞ひ、因て斛斯政を送る。帝大に悅び護兒を召し還らしむ。八月、帝、懷遠鎭より師を班へし、十月西京に還る。仍て王を入朝せしむ、王之れに從はず。於是乎、帝、復た高句麗を伐たんとして竟に果たさず。

高句麗一大長城を建設す 隋亡び唐興り、太宗は高句麗に命じて隋朝の遠征に戰歿したる漢人の遺骨を厚く葬らしむ。且つ戰勝記念として建設したる京觀を毀たしむ。高句麗果して其の命令を遵奉せしや否、明かならざれど、車部の大人蓋蘇文(伊梨柯須彌)は唐軍の來り侵すべきを豫期して、之れに備へんがため、北方、長春の附近より遼東の千山々脈に沿うて海岸に達する一線、約千里に連亙し、今の長春の西なる農安縣の扶餘城、其の南なる金山、奉天附近にありし新城、其の南なる蓋牟城、遼陽の遼東城、其の南なる安市、建安の二城、大連附近の卑沙城等の一大長城を建設

せり。

唐の太宗高句麗を伐つ　西紀六四〇年卽ち高句麗の榮留王二十三年、王、世子を遣はし唐に入りて朝貢せしむ。太宗、職方郎中陳大德を遣はして之に報ゆ。大德、高句麗の境に入るや、官守者に對して厚く贈遺して曰く、吾れ山川の賞を欲すと。到る處其の風光に憧憬するものの如くす。守者喜んで之れを導き遊歷する所多し。大德是れに由りて悉く險夷を知るを得たり。王都に至るや、王盛んに兵衞を陳じて以て迎ふ。大德因て虛實を察するを得たり。還て太宗に奏して曰く高昌の亡ぶを聞き大に懼れ、館候の設備常數に倍すと。帝曰く高句麗は本と四郡の地のみ、館候の設備常數に倍すと云ふと雖、我れ若し數萬を發して遼東を攻むれば、彼れ必ず國を傾けて來り援はん。別に東萊より舟師を遣はし、海道より平壤に至り、海陸より之れを攻取すれば降服せしむること易々たらん。然れども山東の州縣凋瘵して未だ復せず、吾れ之れを勞するを欲せざるのみと。西紀六四四年東部の大人蓋蘇文、榮留王を弑し、王弟の子臧を立て王となす。寶藏王是れなり。蘇文自ら莫離支(中國の吏兵尙書の如し)となり、以て國政を統ぶ。寶藏王二年、太宗、契丹、靺

羈をして高句麗を擾ださしめんとす。長孫無忌曰く蘇文自ら其の罪の大なるを知り、討を畏れて必ず守備を嚴にせん。故に姑く隱忍せば彼れ以て自ら安んじ、必らず驕慢して其の惡を肆にせん。然る後に之れを討つも未だ晩からざるなりと。太宗曰く善しと。使を遣はし臧を册して王となす。時に新羅使を遣はし入唐して言ふ。百濟我を攻めて四十餘城を取り、復た高句麗と共に兵を連ねて入朝の路を絕たんとす、乞ふ天兵の救援せられんことをと。寶藏王三年に至り、太宗、司農丞相里玄奬に命じ、高句麗王に璽書を賜うて曰く、新羅は質を委ね、朝貢乏しからず。爾は百濟と共に各宜しく兵を戢むべし、若し更らに之れを攻めば、明年兵を發して爾が國を擊たんと。玄奬の平壤に至るや、蘇文は已に兵を將て新羅を擊ち、其の兩城を破るの時なりき。寶藏王之れを召還す。玄奬諭すに旨を以てす。蘇文曰く往きに隋兵の我れを伐つや、新羅は其の間に乘じて我地を奪ふこと五百里の多きに及ぶ。故に我に其の侵地を歸すにあらざるよりは、兵を戢むるを得ずと。玄奬曰く遼東の諸城は、本と皆中國の郡、中國すら尙ほ且つ之れを置く、高句麗、豈に必らず故地を求むるを得んやと。蘇文竟に聽かず、玄奬還り報す。太宗又、蔣儼を遣は

し諭旨す。蘇文兵を以て使者を脅かす、使者屈せざるを以て之れを窟室中に投ず。太宗之れを聽き、兵を擧げて親征せんとす。群臣多く之れを諫むれども聽かず。時に太宗、東突厥を滅ぼして勢威盛んなりしを以て、遂に閻立德等をして洪饒江の三州に至らしめ、船四百艘を造りて以て軍糧を載せ、營州都督張儉等をして、幽營二都督の兵及び契丹奚靺鞨の兵を率ゐ、以て遼東を擊たしめて、先づ其の形勢を觀る、太常卿韋挺を以て餽輸使となし、河北諸州皆挺が節度を受けしむ。又、少卿蕭銳に命じ、河南諸州の糧を轉じ海に入らしむ。是に於て北は粟を營州に輸し、東は粟を古大人城に儲ふ。帝、洛陽に至る前宜州の刺史鄭元璹、已に致仕す。元璹嘗て煬帝に從ひ、高句麗を伐つを以て帝之れを召し問ふ。對て曰く遼東は道遠く糧運艱阻なり、之れを攻むるも猝かに下すべからずと。帝曰く今日隋の比にあらず、公但だ之れを聽けと。張儉、遼水の漲るに値ひて久しく濟るを得ず。帝以て畏懦となし、儉を召し洛陽に至らしむ、儉至るや、具に山川形勝の難易を陳ぶ。於是乎、帝、刑部尙書張亮を以て平壤道行軍大總管となし、江淮嶺硤の兵四萬、長安洛陽の募士三千及び戰艦五百艘を帥ゐ。萊州より海に浮びて平壤に向はしむ。又、別に太子詹事

左衞率、李世勣を以て遼東道行軍大總管となし、步騎六萬及び蘭河二州の降胡を帥ゐ、遼東に向はしめ兩軍勢を合し並び進み諸軍幽州に集る。行軍總管姜行本、少府少監兵行淹を遣はし、先づ衆工を督して梯衝を安蘿山に造らしむ。帝又、新羅、百濟、奚契丹に詔し、道を分つて高句麗を擊たしむ。四年三月帝定州に至る、其の定州を發するや、李世勣の軍、柳城を發し多く形勢を張り懷遠鎭を出づる者の如くし、師を潜めて北し甬道に赴き、更らに通定より遼水を濟つて玄菟に至る。高句麗其の不意の來襲に周章狼狽して、皆門を閉ぢ固く守る。遼東道副大總管江夏王道宗兵數千に將として新城に至り。折衝都尉曹三良、十餘騎を率ゐ、直に城門を壓す。城中驚擾し敢て出づる者なし、張儉胡兵に將とし前鋒となり進んで遼水を渡り建安城に趨き攻めて之れを破る。李世勣江夏王道宗は蓋牟城を攻めて拔き、其の地を以て蓋州となす。張亮は東萊より舟師を帥ゐ、海を渡りて卑沙城を襲ふ。右驍衞將軍程名振、兵を率ゐて夜至る、副總管王大度先登して之れを拔く。於是乎、兵を分ち總管丘孝忠等をして兵を鴨綠江に進ましむ。李世勣は更らに進んで遼東城下に至る。既に戰を合するや行軍總管張君入戰利あらず、唐兵敗衂す。道宗散兵を收め

高きに登りて麗軍の陣亂るるを望見し、驍騎數十を縱つて之れを衝く、世勣兵を率ゐて之れを助く、麗軍大に敗走す。車駕遼水を濟つて橋を撤し士卒の心を堅め馬首山に陣せしむ。世勣遼東城を攻むること旬有二日、太宗亦精兵を將て之れに會し、城を圍むこと數百重、鼓噪の聲天地に震ふ、世勣砲車を列し大石を飛ばす、當る所輙ち潰ゆ。麗軍木を積んで樓となし絙網を結ぶも拒ぐ能はず、衝車を以て陴屋を撞き之れを碎く。帝銳卒を遣り衝竿の末に登り其の西南樓を爇かしむ、火延いて城中を燒く、其の勢に乘じ唐軍城に登りて大に戰ふ、麗軍力戰すれども勝たず殺傷多し。於是乎、帝其の城を以て遼州となし、軍を白巖城、烏骨城に進む。將軍契苾、何力、白巖城を擊つて大に麗軍を破り、世勣、白巖城の西南を攻め、帝其の西北に臨む。城主孫伐音降を請ふ、之れを許す。帝、白巖城を以て巖州となし孫伐音を以て刺史となす。帝、安市城に至り兵を進めて之れを攻む。北部の耨薩高延壽、南部の耨薩高惠眞等靺鞨の兵十五萬を率ゐ來つて安市を救ふ、未だ安市城に及ばざること四十里、唐の大將軍阿史那社爾に命じ、突厥千騎を率ゐて來り戰うて僞り走る。延壽曰く與みし易きのみと、之れを追ひ進みて安市城の東南八里に至り山に據つて陣

す。帝、李世勣に命じ歩騎五千に將とし西嶺に陣せしめ、長孫無忌、牛進達は精兵萬五千に將とし奇兵となし、山北より狹谷に出で、以て其の後を衝かしめ、帝自ら歩騎五千に將として之れを攻む、向ふ所敵なく麗軍大に潰え死するもの二萬人、延壽等餘衆を率ゐ山に據りて自ら固む、長孫無忌、悉く橋梁を撤して其の歸路を斷つ、延壽惠眞其の衆三萬六千人を率ゐ降を請ふ。帝之れを許す。於是乎、帝幸する所の山を名づけて駐驆山と曰ふ(本名は六山)營を安市城の東嶺に徙す。唐軍安市を攻む。江夏王道宗、衆を督して土山を城の東南隅に築き其の城に侵逼す、城中も亦其の城を增高して拒ぐ、士卒番を分つて戰を交ゆること日に六七合、衝車礮石し其の樓堞を壞る、城中隨つて木柵を立て以て其缺を塞ぐ、山を築き晝夜息まざること、凡そ六旬、功を用ふること五十萬、其の山頂舊城を去る數丈城中を下瞰す。道宗、果毅傅伏愛をして兵を率ゐて山頂に屯し以て敵に備へしむ。俄然山頽れ城を壓し城崩る。會く伏愛、私に所部を離る。麗軍數百人城缺より出でて戰ひ、遂に奪うて土山に據り塹して之れを守る。時に唐軍糧食盡きんとす。殊に遼左早く寒く草枯れ水凍り士馬久しく留り難しとなし勅して師を斑さしむ。唐軍、高句麗を征して玄菟、横山

(遼州城の東復南に在り)蓋牟、磨米、遼東、白巖、卑沙、麥谷、銀山、後黃の十城を拔き。遼蓋巖三州の戶口を徙し支那本部に入る者七萬人、新城、建安、駐驆の三大戰に於て唐兵及び麗軍の死亡せるもの甚だ多し。帝、遠征して成功せず、嘆じて曰く魏徵をして若し在らしめば、我をして此行あらしめずと。

太宗復た高句麗を伐つ　西紀六四七年卽ち寶藏王六年、唐の太宗復た高句麗に來り侵す。左武衞大將軍牛進達を以て青兵道行軍大摠管となし、右武衞將軍李海岸之れが副となり、兵萬餘人萊州より樓船に乘りて來る。又、太子詹事李世勣を以て遼東道行軍大摠管となし、右武衞將軍孫貳郞等を之れが副となし、營州都督部兵三千を率ゐ、新城道より來る。李世勣既に遼を濟り南蘇等の數城を擊つて之れを破り其の羅郭を焚て還る。牛進達、李海岸は高句麗の境に入り石城を攻めて之れを拔き、進んで積利城下に至り麗兵萬餘人と戰ふ、李海岸擊つて之れに克つ。帝、又宋州刺史王波利等に命じ、大船數百艘を造り以て高句麗を伐たんとす。六四八年右武衞大將軍薛萬徹を以て、青丘道行軍大摠管となし、右衞將軍裴行方を之れが副となし、兵三萬餘人を樓船及び戰艦に載せ、萊州より海を渡りて來り侵す。四月、鳴

呼の鎭將古神感亦兵に將として海に浮び來り擊つ。麗兵步騎五千易山に拒ぎ戰ひて克たず。夜麗兵萬餘人神感の船を襲ふや、神感伏を發して之れを敗る。帝左大府長火强偉を劒南に遣はし、督して船艦を造らしむ。又、將軍薛萬徹等をして來り伐たしめ、海を渡りて鴨綠に入り泊灼城の南四十里に至り止まり營す。於是乎泊灼城主所夫孫、步騎萬餘を以て之れを拒ぐ、萬徹、右衛將軍裴行方をして步卒及び諸軍を領して之れに乘ず。麗兵潰ゆ。乃ち行方等軍を進めて之れを圍む。城は山に倚り險を設け鴨綠江を隔てて以て固めをなし、之を攻むれども拔けず、又、麗將高文、烏骨安市諸城の兵三萬餘人を帥ゐ來り援く、分つて兩陣を布く、萬徹亦軍を分つて之れを擊ち麗軍を敗る。帝、又、將に大擧して高句麗を伐たんとし、萊州の刺史李道裕に命じ、糧食兵器を鳴呼島(渤海にあり又、半洋山と名く)に貯へしむ。會〻帝殂す、遺詔して遼東の役を罷めしむ。

百濟滅ぶ　新羅の太宗王、百濟のために數次侵犯されたので唐に入つて援を乞うた。百濟の義慈王二十年三月に唐の高宗は左武衛將軍蘇定方に命じて、之れを伐たしめた、そして之れを降した。後、百濟の宗親福信が浮屠道琛と與に兵を擧げて周留城に據つて叛いて古王子扶餘豐を迎へて之れを立てたので、唐の高宗は劉仁軌をして之れを討つて

滅さしめた。於是乎百濟の國系は絕えた。時に西紀六六三年であつた。

高宗、高句麗を伐つ　高句麗は百濟、靺鞨と與に新羅の北境を侵し、三十三城を取る。於是乎、新羅の太宗王、使を唐に遣はし援を求む。西紀六五五年即ち高句麗の寶藏王十四年二月、唐の高宗は營州都督程名振、左右衛中郎將蘇定方を遣はし兵を發し來り擊たしむ。五月程名振等遼水を濟る。麗人其の名の少なきを見、門を開き貴湍水を濟り逆戰す。名振等奮戰して之れに克ち其の外廓を燒きて歸る。十五年程名振、右領軍薛仁貴、兵に將として來り攻めしが克たず。十一月、薛仁貴等は麗將溫沙門と橫山に戰ひ之れを破る。二十年鴻臚卿蕭嗣業を以て扶餘道行軍摠管となし、回紇等諸部の兵を率ゐて平壤に至らしむ。四月任雅相を以て浿江道行軍摠管となし、契苾何力を遼東道行軍摠管となし、蘇定方を平壤道行軍摠管となし、嗣業及び諸胡兵と與に凡そ三十五軍、水陸道を分ち並び進む。高宗又新羅文武王に命じ兵を擧げて相應せしむ。於是乎、王、金庾信を以て大將軍となし、唐を助けて高句麗を伐たしむ。八月蘇定方、麗軍を浿水に破り馬邑山を奪ひ遂に平壤を圍む。九月蓋蘇文が子男生精兵數萬を以て鴨綠江を守る、唐軍濟るを得ず。契苾何力至

るや氷大に合するに値ひ、氷上を濟り鼓噪して進む。麗軍不意の襲撃に逢うて潰奔す。男生僅かに身を以て免る。會〻詔あり師を班へす。二十一年左驍衛將軍白州刺史沃沮道摠管龐孝泰は蓋蘇文と蛇水の上に戰ひて戰死す。蘇定方、平壤を圍む、後、兵を罷めて還る。庚信、平壤を距ること數里、獐塞に至りしが定方、兵を罷め還るに及んで亦還る。

高宗、高句麗を滅ぼす　西紀六六六年卽ち寶藏王二十五年十二月、高宗、李世勣を以て遼東道行軍大摠管兼安撫大使となし、司列少常伯安陸郝處俊を以て之れが副となし、龐同善、契苾何力は並に遼東行軍副大摠管兼安撫大使となり、其の水陸諸軍摠管並に轉粮使竇義積獨孤卿雲郭待封等は何れも世勣の命を受け、河北諸州の租賦を以て悉く遼東に致し軍資となす。是れより先き高句麗にては蓋蘇文死し、長子男生代つて莫離支となる。弟、男建、男産あり、男生と互に其の權を爭ふ、男建自ら莫離支となり、兵を發して男生を討つ、男生走つて國內城に據る、其の子獻誠をして唐に至り救を求めしむ、六月男生身を脫して唐に奔る。帝、詔して特進遼東都督兼平壤道安撫大使となす。時に新羅文武王百濟を滅し、進んで高句麗を討たんとし

て兵を唐に請ふ。二十六年新羅の人、智鏡鎧元日原、將軍となり、遼東の役に赴き、劉仁願金仁泰は卑列道より、又、羅兵、多谷、海谷の二道よりして以て平壤に相會せしむ。八月羅王、金庾信等三十將軍を領し、京を出で漢城(今の廣州)に行く。九月、勣、新城を攻めて之れを拔き契苾何力をして之れを守らしむ。勣更らに進んで十六城を擊ち皆之れを下す。龐同善營州都督高侃、尙ほ新城にあり、男建兵を遣はして之れを襲ふ、左武衞將軍薛仁貴擊つて之れを破る。侃、進んで金山に至り麗軍と戰うて敗る、麗軍勝に乘じて追擊す、時に貴、兵を率ゐて橫に之れを擊ち麗軍を敗走せしめ、南蘇、木底、蒼巖の三城を陷落して男生の軍と合す。廓待封は水軍を以て別道より平壤に赴く、男建兵を移して鴨綠津に據る、唐軍濟るを得ず。郝處俊、安市城下に在り麗軍之れを襲ふ、處俊擊つて之れを破る。十月、勣、平壤城北二百里に至り、爾同兮村主大奈麻江深を遣はし契丹の騎兵八十餘人を率ゐ阿珍含城を歷て漢城に至り、書を移して兵期を督がす。是れより先き羅王、漢城に在り師を駐めて以て勣を待つ、此に於て之れに從ひ、十一月獐塞に至りしも勣の還るを聞き王亦還る。二十七年帝、右相劉仁軌を以て遼東道副大摠管となし、郝處俊、金仁問を之れが副となす。二

月勣等扶餘城を攻めて陷落す。尋いで扶餘川中の四十餘城皆風を望んで降を請ふ。六月劉仁軌、宿衞金三光と與に党項洋に至る、高句麗漢城等二郡十二城仁貴に降る。六月、勣、既に大行城に克ち諸軍の他道に出づるもの皆來つて勣と會し、進んで鴨綠柵に至るや、麗軍拒ぎ戰ふ。勣等之れを破つて追擊すること二百里、辱夷城を拔く。從つて諸城遁逃し及び降る者相繼ぐ。契苾何力先づ兵を率ゐて平壤城下に至り勣等之れに繼ぎ平壤を圍むこと月餘、麗王臧、終に男產を遣はし降を請ふ。十二月李世勣以下に封賞すること差あり。依つて五部百七十六城六十九萬餘戶を分つて九都督府四十二州百縣となし、安東都護府を平壤に置き、以て之れを統轄し、右威衞大將軍薛仁貴を以て檢校安東都護となし、兵二萬を以て之れを鎭撫せしむ。新羅の將帥功あるものを擢んで都護刺史縣令となす。高句麗は二十八王、七百五十年にして滅ぶ、實に西紀六六八年なり。其の後、高句麗水臨城の人、大兄牟岑、殘民を收合し安勝を奉じて以て君となす。帝、大將軍高侃を遣はし東州道行軍摠管となし、兵を發して之れを討たしむ。二年、高侃、高句麗の餘衆を安市城に破る。尋いで高侃、麗軍と白水山に戰うて大に之れを破る。新羅兵を遣はして高句麗を

救ふ、高侃擊つて之れに克つ、餘衆皆新羅に入る。其後安東都督を新城に移し、降王臧を以て遼東郡都督となし朝鮮王に封じ、遼東に遣り歸へし餘衆を安輯せしむ。王遼東に至りて叛を謀り潜に靺鞨と通ず。於是乎唐朝之れを召して邛州に還らしめ永淳の初を以て死す。高句麗の舊城は多く新羅に沒せられ、餘衆は散じて靺鞨及び突厥に入る。

高句麗遠征の地名考　隋唐二朝に於て高句麗遠征に就ては其の大要前記の如くなるが、今其の當時の地名に關し文學士松井等の所說より抄錄すれば左の如し。

▼六合城　地名にあらず臨時に設けたる屯營にして上下四方皆木板を以て圍まれたるものなり、六合とは上下東西南北の六方面を謂ふ、資治通鑑には六合板城と稱せり▼浿水　朝鮮の大同江なり▼薩水　朝鮮の淸川江なり▼馬首山　今の遼陽の西南に近き首山なり▼泊灼城　今の鼓樓子附近なり▼馬邑山　朝鮮平壤の西南に近き所にあり▼南蘇城　今の英額邊門外に當り而も輝發河上流に位する山城子若しくは其の附近なるべし▼木底城　今の興京老城の西、四十淸里、蘇子河の北に沿うて木奇と稱する村あり、蓋し木底城の跡ならん▼蒼巖

城。不明なり▼辱夷城　鴨綠江より平壤の方向へ二百餘里を隔てたる辱夷城は今の清川江のほとりに在りしかと想はるれど其の位置定かならず▼營州　卽ち柳城にして今の朝陽なり▼柳城　唐代の營州卽ち柳城郡にして治所の名も柳城なりき、遼史に唐の營州は遼の覇州卽ち興中府なりといひ、熱河志に興中は今の朝陽府なりといふ▼懷遠鎭　恐らくは今の廣寧近傍にありしなるべし、今の廣寧近傍は遼東地方と遼西地方との交通路上に位し、隋唐の頃この地は高句麗に對する軍事上の要地となり、遼東遠征軍が遼水方面へ進出する爲の據點たるに適應せる地なり▼瀘河鎭　も亦隋代に於ける遼東方面の交通路上にありしなるべし、何となれば此地も懷遠鎭と同く遠征軍の糧秣集散場となれる所にして、此の如き地點は通例、交通路上の外に求むべからざればなり。察するに瀘河鎭は燕州の地所のありし所にて、今の義州なるべく、瀘河と云へる河に因みて名を得たるものか。太平寰宇記に瀘河は一に彭盧河と呼ばるといふ。彭盧は白狼の訛れるにて、何、略されて瀘河と呼ばれたるにあらざるか。然る時は瀘河は唐代に於ては白狼水卽ち今の大凌河の下流の名にして、瀘河鎭は此河のほ

さりに在しかば然か名づけられたるならん▼襄平　今の遼陽なり▼烏骨城　今、鴨綠江の右岸に靉河あり、鳳凰城邊を流れ、九連城の傍に於て鴨綠江に入り、二河合して海に入る、是等の合流の邊に於ては鴨綠江の本流は割合に幅狹く、靉河は割合に幅廣し、鴨綠江口の地形は古今の變遷少々ならずと考へられ、唐の頃、江口は今のよりなほ北に深く彎入し居たるものと思はるれば、其頃、鴨綠江と靉河とは合して直に海に入れりと想はれざるにあらず、察するに唐代には今の靉河は烏骨江と呼ばれ鴨綠江口の邊は一に烏骨江と呼ばれゐたるなるべし、依て烏骨城を今の鳳凰城近傍と推定せることの必らずしも牽強附會ならざるを知るべし▼鳴呼　今の城隍島なるべく、此島と旅順の間なる海面は即ち鳴呼(烏湖)海なり▼易山　資治通鑑に見ゆ、唐書には此名を曷山と書す、其の位置未詳なり▼通定鎭　は懷遠鎭即ち今の廣寧の附近の北にして、玄菟の西方に位したる所なり。　玄菟は漢代に現はれたる郡名にして、其の城の位置は數〻變遷し最後のものは、今の奉天附近に在りしと考へらる。　唐代に玄菟と呼ばれたるは、即ちこの最後のものを指すなるべし。　然らば通定鎭は今の新民府の附近に當る邊なる

か。遼の代に今の新民府の東北なる遼濱塔に遼州といへる城ありき。想に是の遼州は隋代に通定鎮と稱せられ、又遼東郡の設けられたる所なるべし。此、遼東郡城は遼東新城とも稱せられ、もとの遼東城と區別せられたり。盛京通志に通定鎮は廣寧の東方百八十里に在りきといふ、是れ亦通定鎮を今日の遼濱塔附近とする推定に一つの旁證を與ふるものと見るべし▼幽州　唐代に於て幽州と稱せしは隋代の涿郡なり▼新城　渤海の交通路に當れりといひ、高句麗の西邊の要地なりといふを觀れば、新城は遼河の東方に於て地理上の形勝を占むる地點なりしと明けし、蓋し今の奉天の東方に連る山地の中に在りしかと考へらる▼卑奢城　或は卑沙城或は沙卑城と稱するは、隋軍が海上より平壤に向はんとしたる途中、敵の一部を破りし所なり。唐軍も亦東萊を發して此城を陷れ、然る後、鴨綠江方面を脅かしたることあり、大連灣の北岸に在り、今日俗に大和尚山と稱する地に在りしなり▼蓋牟　遼史に辰州は、もと高句麗の蓋牟なりといふ、遼代の辰州は今の蓋平なり、然れども唐軍が玄菟即ち今の奉天附近及其の以北に行動したるに見れば、今日の蓋平の如き南方の地に行動したるにはあらざる

なり、新城は前述せる如く今の奉天附近なりと考へらるれば、蓋牟は或は今の奉天と遼陽の約中間に位する十里河の邊にあらざるか、尙考ふべし▼白巖(白崖)　金史に金代、遼陽府に屬する石城縣の一部を割きて巖州を設けたり、石城縣は今の遼陽の東方五十七里、石城山の地方にして巖州は遼陽の東南八十里なる安平の地方なり、この巖州は金代の建置に係るものなれども唐代其の地を巖州と呼びたることあるに由りて、金代にも同じき名を用ひたるにあらざるか、なほ考ふべし▼安市城　安市(安地)は唐の太宗の率ゐたる大軍が高句麗の守兵に擊退されたるを以て有名なる所なり、この城の位置に就ては異說多し、左れど遼史に鐵州は漢代の安市縣にして高句麗の安市城なりと記す、金史によれば鐵州は金代に於ては只湯池縣となり、今日蓋平の東北六千淸里にある湯池堡即ち是れなり
▼建安　建安攻擊は遼東城陷落以前のことにして、高句麗は唐軍の侵入に對して、なほ有力なる抵抗を試みんとしたる頃なれば、張儉が獨り突進して遼東城より遠く南に當れる建安を攻めたりと云ふこと如何あらん、或は、この建安は安市の南なる建安に非ずして、別に北方に在りし同名の地を謂へるか、尙ほ考ふべし

▲金山 唐軍新城を取り次で金山に於て敵を破り南蘇、木底、蒼岩の三城を奪へり、其の翌年唐軍金山より進んで扶餘城を奪ひ、其の地方の四十餘城を下しぬ、扶餘城は今日の長春の西北なる農安なれば、金山は今日の農安よりも南方に在りしこと明かなり、遼東志に開原の西北三百五十乃至四百里の邊にて遼河の北に近く凷呂金山、東金山及び西金山と云ふ三つの山ありと云ふ、これ恐らくは唐代の金山なるべし▲安東都護府 唐書によれば總章元年、唐は高句麗を滅ぼして其の故地を治めさするため安東都護府を平壤に置き、上元三年即ち儀鳳元年之れを遼東故郡城に移し、翌年又新城に移して、聖曆元年之を安東都督府と改稱し、神龍元年又もとの名に復し、開元二年平州に、天寶二年遼西故郡城に徙し、至徳年間以後之れを廢止するに至れり。 都護府の第一の位置は朝鮮平壤なり、第二の位置は遼東故郡城にして、所謂遼東城にして今日の遼陽なり、第三の位置は彼の高句麗西邊の要地たりし新城にあらずして、隋代に遼水の西岸近く新に設けられたる遼東郡を指したるなり、即ち是の新城は委しくは遼東新城なり、其の位置は今日の新民府の東北遼濱塔の邊なるべきこと前に述べたり、第四の位置は平

州卽ち今日の永平府なり、而して都護府をば此の如く遼東と相距れる所に移したるは、蓋し一時契丹人の强盛を避けたるなるべし、第五の位置は從來未だ定說あるを聞かざれば、余の推定を揭ぐべし、遼西故郡城とは前の遼東城の場合に於けるが如く、遼西郡治の古きものの義にして其の新しきものに對する名なり、尤も遼西郡の名は古く漢代より現はれたれども、右に云ふ所のものは隋唐の世に於けるものを指したるなり、隋の遼西郡は初め汝羅に置かれ、後に柳城に移されたるものなれば遼西故郡城とは定めて汝羅の地を指したるものなるべし、遼代に今の義州の東方に遼西州といへる所あり、明代に遼西鎭となり、義州の東方四十里に當れり、武經總要に宜州卽ち今の義州の南六十里に遼州ありといへる遼州は遼西州の誤りなるべし、依つて想ふに遼代の遼西州は隋の遼西故郡城卽ち唐の汝羅城と同地に置かれたるものにして、唐の安東都護府の最後の位置も亦ここにありしなり。

突厥　隋唐の際に於て長城以外に高句麗と突厥との兩大國が相對峙し居たり。突厥は世々金山(アルタイ山)の南に在りし匈奴の別種なり。柔然に事へて鐵工と

なる、土門に至り柔然に叛いて獨立す。是れ即ち突厥第一世土門伊利可汗にして西紀五四五年なり。第三世木杆可汗に至り、柔然を滅ぼし、東契丹を走らし西嚈噠即ち中央アジアのオクソス河に據りし部族をも併せ、北結骨を取り、牙城を外蒙古なる都斤山に建つ。都斤山は鬱督軍山とも書し、元代の著名なる和林(カラコロム)なり。尚、此都斤山は前漢代の匈奴部族が根據地にして又、突厥の後を繼ぎたる回紇の牙帳も、此地にして、明代の元人が蒙古の宗廟を建てたるも亦此地なり。突厥は更に周齊二國より貢賦を徵し、其の威令能く裏海より遼東に及べり。隋の初め木杆の姪沙鉢略可汗(第五世)立ち、木杆の子阿波可汗と合はず。於是乎居を烏孫の故地、千泉に移し、突厥東西に分裂するに至る。即ち東突厥は金山より契丹に至るの地を領し、西突厥は金山より裏海に至るの地を領せり。西紀六〇九年、東突厥の始畢可汗は唐の創業の際に於て、大に援助する所ありしを以て唐は建國以來、東突厥に對して贈遺甚だ厚かりしが。始畢の弟頡利可汗と始畢の子突利と隙を生じて相爭ふに至り、薛延陀回紇は皆唐に降り、東突厥の勢大に衰ふ。太宗乃ち之れを好機會とし。西紀六三〇年李靖、李世勣等を遣はし、薛延陀と挾擊して大に之れを

破り頡利を擒にして其の地を併せたり▼西突厥は東ローマと通じペルシヤを破り其の勢大に盛なりしが後、内亂起りて大に衰ふ。沙鉢羅可汗に至り國勢を恢復し數次唐を襲擊す。於是乎高宗、蘇定方を遣はし兵を發して之れを討たしめ、大に破つて沙鉢羅可汗を生擒せり。

回紇(回鶻)　回紇は鐵勒の一部にして薛延陀と共に大に其の勢力を發揮せしが、部長菩薩の時、薛延陀の部長夷男と共に唐に降る。西紀六四六年李世勣等の東伐に遇ひ、鐵勒の諸部解散せしを以て、回紇の部長吐迷度は鐵勒の諸部を併せて領有し、以て唐に附く。突厥の滅ぶるや、西紀七四四年吐迷度八世の孫懷仁可汗、回紇の主となり、悉く突厥の故地を併せ有す。安史の亂起るに及び、之れを救うて功あり、後また數次唐を助けしを以て唐より歲幣を受け公主に尙す。於是乎漸く尊大となり、往々にして唐を襲擊す、後、内亂ありて國勢衰へ、其の北隣なる黠戛斯のために滅ぼされたり。

吐谷渾と吐蕃▼吐谷渾は鮮卑の支族であつて靑海附近に居り、頻りに隴西に入寇したが、唐の太宗のとき李靖に破られたので唐に降ることとなつた▼吐蕃は即ち西藏である、初め吐谷渾に屬して居つたが、唐の初めに勢次第に强くなつたので吐谷渾、党

項の地を併有するに至り、アサム、ネポールを征し氣滿ち意驕るやうになつて唐に來襲したので、太宗兵を發して之れを討ち破り其の降を許し公主を與へて媾和した。是れより吐蕃は唐の文物を模倣し子弟を長安に留學せしむるに至つた▼高昌●龜茲● 太宗、侯君集を遣はし兵を發して高昌を伐ち、高宗に至つて亦兵を發して龜茲の亂を鎭定するに及んで吐火羅、嚈噠、罽賓等が皆唐の勢威を恐れ、風を望んで入貢するに至つた。

印度● 尸羅阿迭多王出でて中東西北の四印度に君臨し、大に文學や佛教を興隆したのは、隋唐の時であつたが。後、其の臣阿羅那須に殺された、當時唐は吐蕃を經て印度に通じて居つたから、太宗は王玄策を遣はして印度に赴かしめた王玄策乃ち吐蕃及びネパールの兵を發して阿羅那須を討平したが、後、内亂が起つて印度は遂にラージプト族のために統一されて終つた▼南詔● 支那の西南方に居つた印度支那族であつた、武后の時其の王が入朝し、玄宗の時、雲南王に封ぜられたが、尋いで離叛し懿宗の時、國を大理と改め、唐末に至つて大に其の勢を振つた。

波斯● ペルシア人アルタフシル安息を滅ぼしてササン朝を立てたのは西紀二二四年であつた。其のホスロー一世の時は國勢大に隆盛となり、突厥と結びローマと戰つて之れが領域を擴大した。孫が立つてホスロー二世となつては、西突厥に困められ、ローマに破られて次第に衰運に向つた。後、イスデゲルド三世が立つては大食が東進して來り侵したが、之れを防ぐことが出來ず、援を唐に求めた。處が唐は之れに應じなかつたので、到頭やり切れなくなつて吐火羅に出奔し西紀六四一年にはササン朝が全く亡んでしまつた。於是乎、イスデゲルドの子ペルズ唐に降つたのでペルシア人の支那に來るものが

多くなつたのである。

大食 大食(タージ)は卽ちサラセンであつてムハメットの創立した國である。ムハメットは西紀五七一年メッカに生れた人で、イスラムと云ふ新宗敎を始めた人である。其の新宗敎を弘布せんとしてコーラン卽ち經文と貢賦と劍戟の三者を以てアラビア全土を統一したのである。西紀七五〇年ハリファがムハメットの後を嗣ぎ、アッバス朝起るに至つて國勢大に隆盛を極めた。安史の亂の時には唐に援兵を送つた程であつたが、トルコ人其の親軍に用ひらるるに至つてハリファの權を殺がれた。唐の頃には大食(タージ)も大に衰ふるやうになつた。

安祿山帝と號す 安祿山は營州の雜胡であつて驍勇を以て知れた。曾て幽州の節度使張守珪の部下に屬して契丹を擊つたが、敗軍の罪で斬に處せられんとしたのを守珪が其の才勇を惜んで京師に送つて之れを赦さんことを請うた。其れで玄宗は其の罪を免じて營州の都督とした。西紀七五五年に至り安祿山は其の部下と奚契丹の兵凡そ十五萬を率ゐて反を謀り、范陽から南下した。處が河北の郡縣皆風を望んで瓦解した。其の勢に乘じて安祿山は洛陽を陷れ、自ら大燕皇帝と號した。玄宗は蜀に出奔して位を太子亨に禪つた。卽ち肅宗である。肅宗使を回紇(ウイグル)の懷仁可汗に遣はして其の援兵を得た廣平王俶、郭子儀、李光弼等兵を率ゐて之れに會したので官軍次第に振ふに至つた。會々安祿山は其の長子慶緖のために殺され、尋いで郭子儀等は長安を復し、廣平王は洛陽を取つたので慶緖は鄴に奔つたが、幾許もなくして其の臣史思明に殺された。處が史思明も亦長子朝義のために殺され、朝義亦部下の李懷仙に殺された。懷仙は出でて唐に降つたので、八

年の兵亂此に全く平定されたのである。

渤海 高句麗滅亡後、遼東に渤海國起れり。唐の初、靺鞨を以て稱せられたるものにして、其最南部粟末水(ズンガリー江)の邊に在りし、靺鞨が、渤海國の中心をなしたるものなり。唐書に靺鞨は上代の挹婁にして、北魏の時に、勿吉と稱したるもの。靺鞨は數十部に分かれ、粟末部は其の最南太白山(長白山)に抵るとある卽ち是れなり▼建●國●の●始●祖● 一說には渤海建國の始祖たる大祚榮の父、乞乞仲象はもと營州都督の部下に屬し、契丹の酋長李盡忠の反して都督を殺す時、同じく東に走り長白山の東北に據れりとし、又一說には其の營州より逃れ來りしものは大祚榮なりとなせり▼自●ら●震●國●王●と●號●す● 大祚榮が唐軍と戰鬪せしは、今の興京の北なる英額城附近に於てしたるものにして、天門嶺の險隘は彼等の據て以て要塞とも將た又陣地ともなせし地點なり。唐軍が戰うて脆ろくも敗走するや、大祚榮は東して輝發河の松花江に合流する附近の東牟山に據りて以て國を建て、中京卽ち顯德府に都し自ら震國と號せり。第三代の王大欽茂に至り都を上京卽ち龍泉府に移し、更らに其の東南なる東京に移したるが、第五代の王大華璵は改めて、もとの上京に還

り、是れより後は國都の位置變更することなかりき。

▼**領有地域**　大祚榮が一擊の下に唐軍を大敗せしむるや、其の聲望隆々として全滿洲を壓し。曾て唐軍のために其の國を滅ぼされたる高句麗の遺殘の如きは、爭うて大祚榮の麾下に集まるに至る。於是乎大祚榮は當時唐の一大勁敵たりし突厥と結びて、唐兵の再來を牽制し、以つて頻りに四方を攻略し、扶餘(長春)沃沮(朝鮮咸鏡北道)より海北の諸國たる沿海州をも其の手を伸ばすに至れり。左れど渤海王にして海を越えて登州卽ち今の山東省の登州を犯したるは第二代の王大武藝にして、日本海の沿岸地方を充分に征服し、大規模の領土擴張をなしたるは第十代の王大仁秀にして、廣く且つ大なる領土を有し、五京、十五府、六十二州を含みたるも亦是の時なるべし。今其の領有地域の四至を記さんに、東方は日本海に臨み、南は新羅の泉井郡卽ち今の德源を境とし、次に大體鴨綠江下流に於ける渤海の境界より北へ今の渾河の上流なる興京地方を經て、今の開原地方に至る線より西方は唐領なりしが、開原以北の地方は寧ろ契丹と渤海との兩國に屬し、兩國は遼河及び東遼河を以て相界し。今の農安卽ち扶餘は兩國境の要地となり、これより以南は卽ち今の長春に至る地方は又其の

領內たりしなり。次に北方の疆域は大體に於て今の松花江にして、松花江と黑龍江との合流地方は黑水靺鞨の本部にして唐朝に服屬せり。之れに反して烏蘇里江と黑龍江との合流地點は鐵利府として渤海の管轄內に在り、其れより東方へ日本海に至る間の地方は其の領域たりしや疑ひなきなり▼五●京● 今のニコリスク附近に東京府一名龍原府を置き。今の間島に南京府一名南海府を置き。鴨綠江の上流にして彼の有名なる高句麗の廣開土王、一に好太王の碑のある輯安縣より上方、帽兒山の附近に西京府一名鴨綠府を置き。松花江の支流、輝發河の沿岸地方に中京一名顯德府を置き。往古肅愼の據りし地方の寧古塔に上京府一名龍泉府を置きたり、之れを渤海の五京となす。就中、唐書に所謂日本道と稱するは東京卽ち龍原府にして、其の位置は今の豆滿江の左岸に在る琿春附近なりとのことなれば其の首都たる上京卽ち寧古塔より出發して、路を今のハルバリン峠に取り、其れより東間島に出で東向して、此府に出でたるものなるべく、ポシェット港より出帆して我國に通せしなるべしと云ふ▼十●府● 今の興京の北約百二十清里なる英額城附近に長嶺府あり、安東都護府卽ち今の遼陽より蓋牟及び新城を經て、上京卽ち龍

泉府に至らんとするものは必らず此府に由らざるべからざる要路に當る、(二)は扶餘府にして今の農安是れなり、此府は實に契丹に對する、渤海西邊の防禦地點たり、(三)鄚頡府　滿洲の東部にして勿吉民族の住地に設けられたるべしといへど定かならず、(四)定理府　今の烏蘇里江の地方なるべしといへど位置未詳なり、(五)安邊府　位置未詳なり、(六)率賓府　今の烏蘇里江の西方に位する綏芬河の地方に在り、恐らくはニコリスクの邊なるべしと云ふ、(七)東平府　古の拂涅部族の住地に置かれたるべしとのことなれど位置未詳なり、(八)鐵利府　今の黑龍江と烏蘇里江の合流する地方に在り、(九)懷遠府　烏蘇里、松花二江の下流の間の地方に在りたるなるべし、(十)安遠府　今の松花江の下流地方に設けられたるものなるべしと云ふ▼渤海郡王に封せらる　西紀七一三年唐は大祚榮に對し其の一子を玄宗の侍衞とすべき旨諭達するや、大祚榮之れを諾す、依て玄宗より大祚榮を渤海郡王に封ず、爲に震國號を撤し、渤海郡王と稱し、忽汗都督を領せり、忽汗とは今の寧古塔附近の忽汗城の名に因みしものなり▼黃金山下の鴻臚井　當時の冊封使は今の西安より滿洲に向けられたるものなるが、其の行程は北京より遼西道を經ずして、山東省の登州

より廟島海峽を經て、旅順口に寄港したるものなること、黄金山下の堀井に開元二年五月十八日、勅持節宣勞靺鞨使鴻臚卿崔忻の記驗とありしにより之れを證せらるべし▼渤海の產物　大祚榮、渤海郡王に封ぜられてより唐の交通往來頻繁となり、唐代の文化を吸收する多く、佛敎道敎より藝術工業に至るまで、大に見るべきものあるに至れり、即ち沃州の綿、顯州の布、龍州の紬、位城の鐵の如き、當時最も有名なるものにして太白山即ち長白山の菟、南海即ち咸鏡の昆布、柵城の豉、扶餘の鹿、鄚頡の豕、率賓の馬、盧城の稻、湄沱湖の鯽等亦漢人の嗜好を刺戟したるなり▼渤海の滅亡　渤海は我邦とも通交ありしが五代の世に及び勢力衰へ遼の太祖に滅ぼされぬ、實に十四主二百二十餘年にして西紀九二六年なり。

黑水靺鞨　黑水靺鞨は渤海建國と同時に、今の三姓附近なる黑龍江の兩岸南北に散住せり、黑水とは黑龍江の水黑色なるが故に名ありと云ふ。西紀七二五年即ち開元十三年黑水靺鞨の酋長唐の安東都督府に至り、内附を請ふ。於是乎唐、黑水軍及び黑水府を置き、黑水府の都督に對し、國姓の李氏を與へ名を獻誠と命ず。

庫莫奚　西紀四七七年即ち太和元年の頃に今の古北口の外面より老哈河、シラ

ムレン水の方面に散在せる庫莫奚あり。唐の太宗の高句麗征討に當り之れが援助をなし、且つ唐に内附せしを以て、唐は饒樂都督府を、今の巴林の石橋附近に設けしも、支那本部の騷亂に伴うて、其の内附は常に背反の事實を現じたり。玄宗其の酋長李大酺に對し、宗室の女、固安公主を嫁せしめたり。後、契丹に迫害せられて潢河の屈折點を尋ねて逃竄しぬ。

白霫地豆干、大室韋　回紇の一種にしてオルコン河に住居せし白霫、洮兒河以南シラムレン水の北に散在せし地豆干、黑龍江の上流地方及び嫩江全域にありし大室韋等の北方人種は唐末に至りて著聞せり。

契丹　契丹は東胡族にして庫莫奚と異種同類なりといひ、或は蒙古種と滿洲種の雜種なりとするものもあり。其の原住地は今の新民の西北邊に在り、常に遊牧しつつありしもの。南北朝の頃より潢河(シラムレン)附近に據り、西紀四七九年即ち太和三年に白狼水に止まり、朝陽方面に南下せしなるべし。唐の貞觀二十二年其の酋長窟哥を長官として松漠都督府を、今の小庫倫方面に置く▼契丹の蹶起●●●●則天武后の萬歲通天元年、唐が唯一の東蒙古重鎭とせし營州即ち今の朝陽は彼等

契丹のために陷落し。北京方面より遼東に通ずる要地を扼されぬ、於是乎契丹猛然として蹶起し、遂に古北口方面より北京地方に突撃するに至りぬ。左れど唐の世を終るまでは、彼等契丹の能く長城以外に、横行濶歩するを得ざりき▼阿●保●機●立●つ● 唐が西、契丹の疆敵たる突厥を滅ぼし東、高句麗を征服するに至りて、彼等契丹の活動すべき何者の障害をも除却さるるを見る。殊に彼等契丹に於て巨人耶律阿保機を出すに至つて契丹の一大發展は到來しぬ▼契丹●の●八●大●部● 契丹に八大部あり、各部に大人あり、互選によりて君長一人を立て諸部の統一を圖り、三年毎に交代す。乃ち阿保機其の互選によりて君長となりしが、任滿ちて辭せず。於是乎七部の大人等は阿保機の北征より歸還するを待ち、之れを境上に劫かして辭せしむ。阿保機其の辭するに當り、七部の大人に請うて曰く、我れ九年の久しき君長となり、多く漢人を得。願はくは我れをして余の部署を率ゐ、其等の漢人等と共に一部をなし、古漢城に居り以て守らんと。七部の大人等之れを許す。漢城は後魏時代に於て知られし今の灤河上流の縣城にして、農業に適し、且つ鹽池、鐵山等の利多しと。又聽く古漢城の鹽池は契丹八部の需要を仰ぐ、唯一の供給地なりと▼阿●保●

機位に卽く　阿保機此地にあり、滿を持して放たざること多年、一朝機熟するや八部を擊滅し。西紀九一六年帝位に卽き、都を臨潢(潢河の北)に定む。卽ち奚の部族の根據地たりし地にして、今の東蒙古の巴林の東北にある波羅城なり。阿保機帝位に卽き稱して契丹の太祖となす▼**契丹の征服**　太祖は北、黑龍江の上源地ブユルノール附近にありし室韋、嫩江にありし室韋等を征討し。西、吐谷渾、党項を降し。東、渤海の扶餘城を取り、西紀九二六年其の首都たりし忽汗城を陷いれ、其の王の一族を臨潢に移し、東丹國と改稱し、長子倍をして之れに鎭守せしめ、今の遼陽府に東平府を置く、後また後晉を降し、國號を大遼と改む▼**著名なる苾伽可汗の碑**　太祖は天贊四年九月、古回鶻城に次し、金河(オルコン河)の水を鑿ち、烏山(烏德健山卽ち都斤山)の石を取り、之れを潢河なる木葉山に輦致し、以つて山川朝海宗嶽の意を示し。又此地に闕遏可汗(唐代にて著名なる苾伽可汗の碑)を蘖つて之れを契丹、突厥、漢の三體字を用ひ功を勒せり。稻葉君山曰く、元の耶律鑄の和林城に遼碑ありと云ふ。蓋し此碑を指すならんと。太祖死して其の子德光立つ太宗是れなり。

五代　唐の滅亡より宋の興起に至るまで其の間僅かに五十四年にして代を易

ふること五、帝位に上るもの十三君の多きに及べり、梁、唐、晉、漢、周、是れなり▼後梁朱全忠帝位を奪つて立つ、太祖是れなり、時に西紀九〇七年なり。末帝位に即くや、李存勗、燕を滅ぼし、悉く北方を併せ傳國の璽を得て帝位に即く。後唐の莊宗是れなり、莊宗兵を發して梁を討じて末帝を殺す▼後唐　莊宗に次いで明宗立ち明宗死し子閔帝嗣ぎしが、契丹の太宗後唐の叛將石敬塘を擁して大に後唐の兵を破り、大梁に入りて帝位を踐む、後晉の高祖是れなり▼後晉　高祖の天下を得たる契丹の力多きに居る、故に其の報酬として、今の雁門以北、盧龍一道、所謂燕雲十七州を割與し契丹を尊んで父となし、自ら降つて子となり。且つ歳に金帛二十萬を贈ることを公約せり。高祖死し姪、出帝立つに及び契丹に對して禮を執らざりしかば、契丹の太祖大に怒り、後晉を征討すること前後三回、遂に之れを滅ぼす▼後漢　遼(契丹)の太宗の北に歸るに及び後晉の將劉知遠、遼の守兵を攘うて大梁に即位す、後漢の高祖是れなり、高祖死して子隱帝繼ぐ鄴都の鎭將郭威反し、大梁に入り衆に推されて帝位に即く、之れを後周の太祖となす▼後周　時に後漢の隱帝の叔父劉崇、太原を守りしが、是に至り河東に北漢國を建てて援を遼(契丹)に乞ひ又、南唐、後蜀に通

じて頻りに恢復を圖る。後周の太祖死し世宗立つや劉安之れを機とし遼と兵を合せて後周を侵す。劉崇戰ひ利あらず、世宗、遼を征して其の諸州を降し、盡く關南を平ぐ。世宗の子、恭帝立ちて滅ぶ、時に西紀九六〇年なり。

高麗と遼(契丹)との衝突

渤海の滅ぶる以前、朝鮮に新に興りし高麗あり。西紀九九三年卽ち高麗の成宗十二年五月、西北界の女眞報ずらく、遼、兵を擧げ來り侵さんことを謀ると。八月、女眞復た報ず、遼兵至れりと。十月、侍中朴良柔を以て上軍使となし、內史侍郞徐熙を中軍使となし、門下侍郞崔亮を下軍使となし、北界に至つて以て遼を禦がしむ。閏月、王、西京に幸し進んで安北府に次す。遼の駙馬蕭遜寧、兵に將として蓬山を救はんとす。遜寧、聲言すらく大朝既に高句麗の舊地を領有す、然るに爾が國來つて之れを侵す、故に今此に征討するなりと。遜寧、又、書を以て降を勸む。王、群臣を會して之れを議す、或は曰く西京以北の地を割いて以て之れに與へ、黃州より巴嶺(卽ち慈悲嶺、瑞興にあり)に至る一線を劃して境界となさんと。或は曰く車駕京闕に還り重臣をして降を請はしむべしと。王將に地を割くの議に從はんとす、徐熙及び李知白之れを諫む。王、熙を遣はして遼の營に往かしむ。

遜寧乃ち煕に謂つて曰く、爾の國は新羅の地に興る、高句麗の地は我が有する所なり。然るに爾之れを侵蝕す、今若し地を割き修聘せば事なかるべしと。煕曰く非なり、我國は高句麗の舊なり、故に高麗と號して平壤に都す、若し境界を論せば上國の東京皆な我境に在り、何ぞ侵蝕と謂ふを得んや、且つ鴨綠江の內外も亦我が境內なるを今、女眞盜んで其の間に據る、朝聘の通せざるは女眞のためなり。故に若し女眞を逐ひ、我が舊都を還さしめ、城堡を築き道路を通せば、敢て修聘せざらんやと。遜寧乃ち媾和を許す、尋いで遼の聖宗命を下して兵を罷めしむ。十三年煕に命じ兵を發して女眞を攻めて之れを逐ひ、長興歸化の二鎭及び郭龜二州に城し(郭州は今の郭山郡にして龜州は今の定州なり)始めて鴨綠渡勾當を置く。西紀一〇一〇年卽ち顯宗元年、遼兵來り侵す。麗軍敗れて御史中丞盧頲、司宰丞徐崧、注簿盧濟皆死し。侍郞李鉉雲、員外郞盧戩、監察御史盧顗楊景李成佐等生擒さる。十二月遼兵郭州に入る、麗軍戰敗れて城遂に陷る。遼兵西京に至る。肅州潰ゆ(今の肅川府)。尋いで遼兵西京を攻めて拔けず、圍を解きて東す。二年遼主、開京に入り、太廟、宮闕、民屋を焚燒し皆盡く、後、遼兵退く、麗軍擊つて之れを破り諸降城皆之れを復し、王は

羅州より京師に還る。四年五月、女眞は遼の兵を率ゐ將に鴨綠江を濟らんとす、麗軍擊つて之れを却く。九月遼主使を遣はし來つて六城を索む。十月遼軍來つて通州を侵す、麗軍のために敗走す。六年正月、遼軍橋を鴨綠江に作り、橋を夾みて東西に城を築く、尋いで遼軍興化鎭を圍みしが、麗軍のために敗らる。九月遼又使を遣はし來つて六城を索め、兵を發して來り通州を攻む、又寧州城を攻めしが克たず。此歲遼軍、宣化、定遠の二鎭を取り之れに城す。八年八月遼軍興化鎭を攻めしも戰利あらず。九年十二月遼軍大擧して來り侵せしが大に敗走す。

遼と宋との衝突　初め遼と宋とは互に好を通せしが、太宗の北漢を攻むるに及び、和好遂に破裂す。北漢は遼の後援ありて樹立せし國なり。太宗其の北漢を滅ぼすに及び勝に乘じて幽薊の地を倂有せんと欲し、兵を發して幽州を攻む。於是乎遼の景宗大に怒り、其の將耶律休哥をして兵を率ゐて宋軍を擊たしめ、之れを高梁河(北京の西)に破る。爾後數次宋を襲擊す、太宗依つて之れを拒がしむるも戰常に利あらざりき。偶〻遼の景宗死し、其の子聖宗位に嗣く、年甫めて十二、母蕭氏攝政す。宋の太宗之れを見て好機逸すべからずとなし、曹彬、潘美に命じ、大軍を率ゐて

遼を討たしむ、耶律休哥之れを逆撃して宋軍を岐溝關(今の京兆の涿縣)に破る、宋軍大敗す。宋の太宗死し眞宗嗣ぐに及び、遼の聖宗は西、党項を撃ち大に之れを破り、勝に乘じて宋を侵す。眞宗親征して軍を統べ、北伐して澶州(今の直隷省大名道にあり)に至り、遼軍を却く、尋いで兩軍媾和し。西紀一〇〇四年媾和條約を結び、宋を兄とし、遼を弟とし、宋は毎歳銀十萬兩、絹二十萬疋を遼に贈ることとせり。

遼の聖宗の版圖　聖宗の世は遼が最も隆盛を極めし時代にして、其の版圖は東、日本海に至り、西、天山に接し、南、支那本部の北部を占め、北、蒙古の北部即ち西喇木倫(シラムレン)河の流域より興安嶺東の沙漠地方に及び、高麗、吐、蕃、吐谷渾、黠戞斯以下六十國の朝貢を受くるに至れり、今、五道、即ち上京道、中京道、東京道、西京道及び南京道に就て西京道と南京道とは全く滿洲に關係なきものなれば、之れを除き其の他の所在を明かにし、以て領域の範圍を記さんとす▼東京道　今の遼陽を首府とし大體滿洲の南半部を包含したり、其の中に設けられたる府縣は(一)遼陽府　即ち東京は今の遼陽なり、(二)開州　今の鳳凰城附近にして其の治所を開遠縣と稱し鹽州、穆州、賀州を領したり、(三)保州　鴨綠江下流に於ける遼の東界にして、抱州とも把州

ども稱し、今の義州にして治所を來遠縣と稱し、宣州と懷化軍とを領せり。(四)辰州　今の蓋平縣にして治所は建安縣と稱せられたり、(五)盧州　今の熊岳城にして治所は熊岳縣と稱せり(六)來遠城　今の義州の南に當れる鴨綠江の黔定島か威化島なるべしと云ふ、(七)鐵州　今の蓋平縣の東北なる湯池にして治所を湯池縣と云ふ、(八)興州　今の奉天の北なる懿路なり、(九)湯州　今の遼中縣附近なり、(一〇)崇州　今の奉天の東南方にして治所を崇信縣と稱す、(一一)海州　今の海城縣にて治所を臨溟縣と稱し耀州、嬪州を所屬とせり、(一二)淥州　今の鴨綠江上流の右岸なる臨江縣にして弘聞、神鄕の二縣及び桓州、豐州、正州、慕州の四州を領せり、(一三)顯州　今の廣寧縣の東方にして治所を奉先縣と云ひ、嘉州、康州、遼西州及び歸義、山東の二縣を領せり、(一四)乾州　今の廣寧縣の東南にして其の治所を奉陵縣といひ延昌、靈山、司農の三縣と海北州とを領せり、(一五)貴德州　今の鐵嶺縣の東南なる山地の中にありしなるべしとのことなり、(一六)瀋州　今の奉天にして治所を樂郊縣と云ひ靈源縣と巖州とを領したり、(一七)集州　今の奉天の東南なる奉集堡にして治所を奉集縣と稱せり、(一八)廣州　今の奉天の西南、彰驛站にして治所を昌義縣と稱せり、(一九)遼

州　今の新民の東北、遼濱塔にして、治所を慶雲縣といひ安定縣及び棋州を領せり、(二〇)通州　今の農安縣の西南に在り治所を通遠縣といひ歸仁、漁谷、安遠の三縣を領せり、(二一)韓州　今の昌圖府の西南なる八面城附近に在り治所を柳河縣と稱せり、(二二)雙州　今の鐵嶺縣の西に在り治所を雙城縣と稱せり、(二三)銀州　今の鐵嶺縣にして治所を新興縣といひ延津、永平の二縣を領せり、(二四)同州(同州)　今の鐵嶺と開原との中間に在り、(二五)咸州　今の開原縣にして治所を咸平縣と稱せり、(二六)信州　今の懷德縣附近に在り治所を武昌縣と稱せり、(二七)賓州　今の松花江と伊通河の合流點附近に在りたり、(二八)龍州(黃龍府)　諸說紛々たれども今の農安縣なるべしとの說確かなるものの如し治所を黃龍縣と云ひ、遷民、永平の二縣及び安遠清州、雍州、益州、威州を領せり、(二九)銅州　今の海城縣の東南なる析木城にして治所を析木縣と稱せり、(三〇)率賓府　今のウラジヲストクの北三十六里なるニコリスク即ち綏芬河のほとりなる雙城子なりと云ふ、(三一)定理府　遼史に古の挹婁の地なりといへど、位置定かならず、(三二)鐵利府　黑龍江と烏蘇里江の合流する中なるべしとのことなり、(三三)長嶺府　渤海の長嶺府と同じにして今の興京の北なる英

額城附近なり、(三四)益州　今の彰武縣なり、(三五)順化城　位置未だ詳ならず、(三六)衍州　今の遼陽の西南に在りたり、(三七)歸州　今の熊岳城の西南に在り治所を歸勝縣と稱せり、(三八)蘇州　今の金州なるべしとのことなり、(三九)復州　今の復州にして治所を永寧縣と稱せり、(四〇)肅州　今の開原の北にあり治所を清安縣と稱せり(四一)安州　今の開原の北、鷲鷟樹附近にあり、(四二)寧江州　今の伯都訥の東なる石頭城子にして治所を混同縣と稱せり、(四三)祥州　今の農安縣の北にあり治所を懷德縣と稱せり▼中京道　今の東蒙古の南部と南滿州の西南境とを包含したるものにして其のなかに設けられたる府縣は(一)大定府　即ち中京は今の東蒙古の老哈河の左岸に察罕蘇巴爾漢城あり、一に大名城と稱す、是れ即ち遼金の大定府の遺址なり、治所を大定縣といひ、其の境內に土河(老哈河)七金山(和爾博勒津)あり長安、富庶、勸農、文定、升平、歸化、神水、金源の八縣及び恩州、惠州、高州、武安州、利州、楡州、澤州、北安州、潭州、松花州等を領せり、(二)成州　今の義州の北に在り治所を同昌縣と稱せり、(三)興中府　今の朝陽にして營丘、象雷、閭山の三縣及び安德州、黔州を領せり、(四)宜州　今の義州の附近に在りたり、治所をば弘政縣と稱しぬ、(五)錦州　今の錦州にして治

所をば永樂縣と稱し安昌縣及び隰州を領せり、(六)川州　朝陽の東北六十七清里にあり、治所をば咸康縣と稱し、宜民縣、弘理縣を領したり、(七)建州　初め靈河即ち今の大凌河の南にありしが數次水害に逢ふを以つて聖宗のとき靈河の北なる朝陽の西北に移れり、即ち朝陽の西北、黄河灘にある喀喇城なり、(八)來州　今の山海關の東北なる前屯衛にして治所をば來賓縣と稱し、隰州、遷州潤州を領せり▼上京道　東蒙古の北部なるシラムレン河の流域より興安嶺の東なる沙漠地方に亙れり、其の中に設けられたる府縣は(一)臨潢府　即ち上京は今の東蒙古の巴林の東北なる波羅城なり、之れに就き中島竦は説をなして曰く潢河の邊に居たる契丹の八部は隋唐を經るまでは未だ甚だ顯はれざりしが、彼の耶律氏强盛にして諸郡を統一し、此に都城を潢河の北に建て臨潢府と名づけ(其實遼の都城を圍繞せるは涞流河にして潢河に非りしも臨潢と名づけしなり)後、上京と改む。潢河は實に遼河の西一源たり、故に國號を大遼と稱す、其地今の巴林旗界内に當る、然れども其の遺址、烏魯圖綽農、和戈圖綽農、兩河相會する處に(克什克騰界内)波羅城あり、周り二十里餘、内に堵あり久しく圯ろ、疑らくは乃ち臨潢城ならんと。臨潢府は治所臨潢縣の外に定覇

潞、興仁、易俗、遷遼、渤海、長泰、保和、宣化の九縣を領せり、(二)祖州　今の波羅城の西南方に在り、(三)懷州　今の波羅城の東西にしてシラムレン河の南に在り、(四)慶州　今の巴林の西北なる察罕城なり治所をば玄德縣と稱し孝安、富義の二縣を領せり、(五)泰州　今の農安縣の西南方に在りたり、(六)長春州　今の伯都納の西北なる科布爾察罕泊の西南にあり、(七)烏州　今の法庫門より北、康平縣に至るの地方なるべしとのとなり、(八)永州　遼史に永州は東に潢河あり、南に土河卽ち老哈河あり、二水此地に於て合流するが故に永州と名づけたるなりと、或は稱す、此地又た契丹の始祖の廟ありと云ふ木葉山もありとか。左れど永州は今何の處か定かならず、永州の治所を長寧縣といひ別に慈仁縣と義豐縣とを領せり、(九)儀坤州　其の治所を廣義縣といへり、左れど其の位置未詳なり、(一〇)龍化州　今のシラムレン河と老哈河の合流點の東南にありたり、(一一)降聖州　其の治所を永安縣といへり左れど其の位置未詳なり、(一二)饒州　今のシラムレン河の上流にて古の潢水石橋の傍に在り、治所を長樂縣といひ、別に臨河、安民の二縣を領したり、(一三)徽州　今の阜新縣の東方に在りたり、(一四)成州　今の義州の北に在りしなり、(一五)懿州　今の彰武縣なり、(一六)渭

州。今の彰武縣の西南方なるべしとのことなり、(一七)壕州。渭州の西南にありしなるべし、(一八)原州。今の彰武縣の近傍なるべし、(一九)福州。原州の北にありたり、(二〇)横州。今の彰武縣の西北にありたり、(二一)鳳州。今の遼、源州の北方なるべし、(二二)遂州。今の康平縣の西南なるべし、(二三)顯州。今の新民府の西方なるべし、(二四)豐州。今のシラムレン河と察罕木倫河の合流點近傍なるべし、(二五)閭州。今の鎭安縣の北方なるべし、(二六)松山州。今の巴林の近傍なるべし、(二七)豫州。今の札魯特旗の西境なるべし、(二八)寧州。今の札魯特旗の東邊なるべしとなり。

頭魚宴と頭鵞宴 遼主の行營は春夏秋冬に分かたれ、其の行在所を捺鉢と稱す。就中、毎歳正月より二三月までの間に行はるゝ春の捺鉢は松花江の江面即ち吉林より伯都納に至る間に於て行はる。春の捺鉢は二つに分かれ、其の一を頭魚宴と稱す。今の朝鮮の大同江や鴨緑江にて冬季行はるゝ鉤魚方法と同じにて、氷面を穿ちて大魚を鉤するものなり。史に記す。西紀七一二年即ち天慶元年正月遼主天祚、鴨子河に幸す。二月、混同江即ち松花江に幸し鉤魚を試む。東北滿洲に於ける各屬國の君長、此時を以て來集し頭魚宴に與かる。此日酒半ばにして天祚帝來

集の諸君長に命じ逐次起舞せしむ。獨り阿骨打と云ふものあり應せず。之れを諭す再三終に從はず。阿骨打は女眞の酋長にして他日金國の創建者なり▼頭鵞宴● 同じく捺鉢と稱し、春風氷を泮くの時、鵞、雁等來りて松花江附近の湖澤一面に蝟集す。史に此地を鴨子河濼と稱し、四面沙堝、楡樹杏林多しとあり、皇帝即ち侍臣と共に放鷹に來り、其の最初の放鷹に盛宴を張ると云ふ。其の放鷹に使役する鷹の名を海東青と呼ぶ、海東とは今の露領沿海州一帶を稱し、青とは其の色青(白)なる故の名なり。固より契丹の本地には此等の鷹あるなし、從つて女眞人を先鋒として五國部即ち今の三姓地方より烏蘇里地方の土人と戰ひ、之れを奪ふものにして其の都度騷擾を惹起し、女眞人をして少なからず煩累を感ぜしめぬ。

●大●夏●皇●帝● 西夏は党項族より出づ、唐末黄巣の亂に當つて其の祖拓拔思恭が唐に應援をした功によつて夏州に封ぜられ、唐の國姓を受けて獨立の政を布いたのである。後、宋の太宗の時になつて李繼棒が始めて宋に入貢した、族弟の李繼遷は遼に降つて夏主に封ぜられた、子、德明に至つては宋と遼とに臣附した、德明の子の元昊は雄略大志あり、文字を製したり、學校を建てたり、且つ制度を設けて大に國政を改革した、そして回紇を擊つて河西を取り、興慶(今の甘肅省寧夏道寧夏)に都を奠め西紀一〇三八年遂に大夏皇帝

さ號した。尋いで兵を發し數次宋の西邊を侵した、時に宋は眞宗の子仁宗の時代であつて韓琦や范仲俺をして之れを拒がしめた。此形勢を見て取つた遼は後周の世宗が略した故地を復せんとして南下の勢を示した、於是乎、宋は富弼を遼に遣はし、其の地を與ふることを拒絶し、其の代りに絹十萬匹、銀十萬兩を增して贈ることに約して好を復した遼は既に宋と和したので更らに宋と西夏とに説いて兵を罷めしめて、西紀一〇四三年宋は西夏に銀帛茶二十五萬兩を贈り、西夏は宋より封册を受けて、臣下の禮を執り媾和條約を締結した。

宋の神宗の外征失敗　宋の神宗は國初以來、外征に屈辱を重ね、年々遼及び西夏に歳幣を贈るが如き不體裁をやめんと欲して、外征の雄圖を講じたが、當時財政困難であつたので王安石を任用し、內は新法を施行せしめ、外は四方に征討軍を起したけれど、數次失敗をした▼**河湟の役**　吐蕃の一部を略したが、從軍の將卒死するもの多く、却つて吐蕃のために來り侵さるるに至つた▼**苗族**　江南、江北、瀘州、渝州の苗族を降した▼**安南**　郭逵等を遣はして李氏を征討しこれを破つたが宋軍の死者半ばに過ぐるに至つた▼**遼**　宋は北邊に戍壘を增設し以て遼の境を侵したが却つて遼の興宗に攻められて大敗し七百餘里の地を奪はるる結果に終つた▼**西夏**　西夏を伐たんとして先づ靈州に戰うて敗走し、又、永樂に戰うて大敗したのである。

金國の勃興　金は五代の時に於て女眞又は朱里眞と稱す。其の地契丹の東に鄰し、黑龍江の上に在りて南は高麗に接し、東は日本海に至る。女眞は隋唐の頃は

ひ黑水靺鞨と稱す、粟末靺鞨の渤海を建つるに及び、之れに隷屬せしが、其の後、契丹の渤海を滅ぼすに至り、混同江卽ち松花江の南西に居るものは籍を契丹に入れて熟女眞と稱し、東に居る者は唯、臣屬するのみにて生女眞と云へり。或は稱す。金史に其の始祖は新羅人にして今の間島に至り、後、完顏部の一賢女に配したるなりと▼阿骨打出づ　宋の仁宗の頃ほひ生女眞の一部なる完顏部に烏古廼と云ふ者あり、遼の女眞節度使たり、其の孫、阿骨打、雄略あり、遼の天祚帝が政を失ふに乘じ、今の哈爾賓の傍なる阿什哈、又、阿勒楚喀城の南方にある白城(金の都にして上京會寧府と稱す)より起り(此地方は勿吉七部の一なりし安東骨部の故地なり)遼に背いて混同江附近を略し、高麗王睿宗三年四月、雄州城を圍み、後、遼に九城を收め、西紀一一一五年、皇帝と稱して國を大金と號す、金の太祖卽ち是れなり▼大金國の由來　大金の國號は地名に因めるものなり、卽ち其の土地を阿祿阻といへりし故にて阿祿阻は女眞語にて金をいふがためなりと。或は稱す。金は遼に對する意味にて遼卽ち賓鐵は堅けれども變壞するを以て不變不壞なる白金に如かず。由來、完顏部が白色を尊びつつある亦之れがためなり、依て國號とすと。

金と宋との同盟　北宋の朝廷にては遼國が女眞人の襲擊を受け、或は滅亡の外なかるべしとの情報を得て、好機逸すべからずとなし、北宋の徽宗は女眞と同盟して遼を伐たんとす。上書切諫するものありしも徽宗之れを聽かず。童貫の献策を用ひて燕京の無賴子馬植を金國に發遣して密約を訂結せり。曰く、金は遼國の西京(大同)を取り、宋は南京(燕京)を取り、事若し成らば五代の時に契丹に與へし支那本部の薊景十七州を宋に歸し、其の代償として宋は從來遼に與へし歲幣五十萬を金に贈るべし。尙ほ兩軍の紛爭を釀す恐れあるを以て金軍は南伐するも古北口、松亭關及び平州、楡關の線を踰ゆるべからずと。宋人の此策は所謂夷を以て夷を制せんとする老猾なる手段にして、金人豈に之れを解せざらんや。故に第二回の宋使馬政が金の上京(今の哈爾賓の傍なる阿什哈の南方にある白城)に於て阿骨打に謁見せし時、金主は西京一帶を宋に與ふることを認めざるのみか、金人の內議は其密約なるものと大に意見を異にせり。曰く宋國は從來契丹に贈呈しつつありし歲幣を以て坐ながら燕雲十七州を奪取するもの、吾人北人が由來雄勢なる地位を維持しつつある燕地の漢人たる十七州の人地を得つつあるに由るもの、然るを

一朝之れを宋國に割與することあらんか、唯に國勢をして微弱ならしむるのみならず、退いて松亭、古北等の五關を守ることあらんか、坐ながらにして其の弊を受くるのみ。若し夫れ吾人金國にして獨力以て遼を討滅するあらんか、彼等の領土は直ちに吾人の有たるもの、宋國亦命を奉せざらんとするも得べからず、故に密約内容の決定は燕山を下して後、之れをなすも遲しとせずと。由是觀之、宋人の提議を容れしは、一時の機宜に過ぎざるなり。既に金と宋との同盟成るや、西紀一一二一年即ち天輔五年、金の太祖は約の如く兵を進めて遼の上京に克ち又、進んで中京を攻め遼主天祚帝を逐うて西京を取る、宋亦童貫、蔡攸等をして南京(燕山)を攻めしむ。時に遼の耶律淳、燕京を守る、天祚帝遂はると聽き、帝位に卽きて天錫帝と號し、軍を耶律大石に委す、耶律大石、宋軍と戰うて之れを破る。幾許もなくして天錫帝死し其の妃蕭氏國事を掌ざる。宋軍既に破れしを以て援を金に請ふ。宋人は金人の戰線を制限し南京の北方一帶の長城より南出するを拒斥したるに拘らず、却つて援兵を請ふに至りたり、金國の得意想ふべきなり。乃ち金の太祖は居庸關より入りて南京を下し、金帛、富民等を悉く金の地に徙したり。於是乎、金は宋の出軍の期

を失し且つ南京を下す能はざるを責め、訂約の歳帛の外、百萬緡、糧二十萬石を增さしめ、土地は僅かに南京及び其の附近の六州を與ふるに過ぎざりき。

遼の滅亡　金の太祖歿してより三年の後即ち西紀一一二五年(天會三年)金の太宗は遼の天祚帝を捕へて遼を滅ぼしぬ、西紀九一六年阿保機立つて帝と稱せしより九代二百十年なり。

西遼の興起　遼の亡ぶるや王族、耶律大石は餘衆を率ゐて西の方に奔り、哈剌昝を伐ち同紇を降し、中央アジアに入つてセミスカン、サマルカンド)を降して自ら黑契丹の淵兒汗と號した。そして都を吹河上の虎思斡耳朶に奠めた、之れを西遼の德宗と云ふ。德宗は其れからセルヂウク朝の大軍を擊破して花剌子模を降し、威を中央アジアに振つた。

金人大擧して宋を攻む　金の太宗既に遼を滅ぼして宋と界を接するに至りしより更らに南進して宋を攻めんとするの志あり。乃ち宋が金の敗將を納れ遼の遺臣を招ぎ、且つ所約の歳幣中、糧二十萬石を出さざるを名とし、婬、粘沒喝、族、斡離不をして兵を發して宋を伐たしめ、直に汴京を衝く、宋の朝野震駭し徽宗自ら責を引いて土木を罷め、四方勤王の師を徵し、位を欽宗に讓る。欽宗立て國都を南に遷し金兵を避けんとす。李綱固く諫めて汴京を死守せしむ、然るに宰相李邦彥等戰を

非とし金に和を請ふ。於是乎、金は宋に對して要求して曰く、(一)金五百萬兩、銀五千萬兩、牛馬萬頭、表段百萬匹を輸送すべし、(二)中山、太原、河間三鎮の地を讓與すべし、(三)宋帝は叔父に對する禮を以て金帝に事ふべし、(四)宰相親王各一人を質とすべしと。宋は已むを得ずして其の要求に聽きしと雖、其要求に應ずる能はず、金人尚ほ汴京を圍んで去らず。時に四方勤王の師漸く來り、李綱亦勉めて戰を主とし、遂に開戰す。會〻宋將の期に先ちて金軍を襲ひ以つて敗れたるものあり、欽宗之れを聽いて大に驚き、三鎮を割與す。乃ち金軍兵を引きて還る。左れど三鎮金に入らざりしを以て西紀一一二六年金軍亦來つて汴京を圍み遂に之れを陷れ、徽宗、欽宗を捕へ、張邦昌を立てて宋帝となし、城中の子女金帛を抄掠して北に還る。時に欽宗の靖康元年なりしを以て之れを靖康の難と云ふ。尋いで捕はれたる宋の二帝は韓州卽ち今の長春の南八面城の寨に置かれ、幾くもなくして又、東北して今の三姓附近にありし五國城に置かれて果敢なき最後を遂げられたり。

宋室南渡す　金張邦昌を立てて宋帝となせしより在位僅かに三十三日人心服せず、於是乎、宋人、欽宗の弟康王を迎へて立つ、康王乃ち應天府河內省)に卽位す、宋の

高宗是れなり。高宗和を主とするものを排斥し、主戰派の李綱を召して和となし、宗澤を開封府の知事となす、綱、於是乎、鋭意以て兵制を改め軍備を整へ宗澤以下と協力して以て宋朝の恢復を圖るや、河北、河東等の州郡響應して勢日に漲る、後、高宗主戰派の李綱を罷め主和派の黃潛善等を任用し金の襲擊を避けて都を南楊州江蘇省)に遷す、時に西紀一一二九年なり、之れより以後を南宋と稱す。時に金軍三道より進んで宋を討つ、宗澤等四方の義士及び群盜を募り金軍と戰うて數次之れに克ち車駕の汴京に歸らんことを請ふ、黃潛善等其の功を忌んで之れを沮む。澤憂死して主戰派解體す。會〻金の太宗、河東、河北、河南、關中、江淮の地を取り宋の降臣劉豫を立てて齊帝となし、諸將を遣はして楊州を攻めしむ。高宗之れを聽いて大に驚き難を杭州(今の浙江省錢塘道坑縣)に避け、尋いで溫州に走り韓世忠をして江淮の方面を防がしむ、宋に岳飛あり雄略にして將才あり、金軍と戰うて數次之れを破る。時に金の太宗病む、金兵乃ち引退くや、高宗都を杭州に定めたり

▼**秦檜の和議**

金の太宗死して從孫熙宗嗣で立ち數次宋を攻めしも克たず、於是乎、秦檜を宋に遣はして和を謀らしむ。秦檜は宋人にして先きに宋の二帝の生擒せらるるや、之

れに從ひて金に行きたるものにして宋に歸りて大に高宗の信用を得、遂に相となる、資性邪佞にして智謀あり媾和を主張す、朝廷之れに阿附するもの亦多し。時に金將兀朮大擧して來り攻む、韓世忠、岳飛等之れと戰うて大に克ち飛、將に河北を恢復せんとするに至る。檜、諸將を召還し遂に岳飛を殺す。且つ文字の獄を起して學者武將等の主戰論者を或は貶竄し或は殺戮して金と和す。其の條件に曰く、(一)東、淮水、西、大散關を國界として以北を金とし以南を宋とす、(二)宋より歲貢銀絹各二十五萬兩を以てすべし、(三)宋の君主は金の封册を受けて宋帝と稱するを得べし、(四)徽宗の梓宮及び韋太后を宋に送還すべしと

▼**金又宋を伐つ**　金の熙宗、宋と和してより心大に傲り淫佚是れ事とし驕酒暴怒甚だし從弟迪古乃ち之れを殺して自立す、又、淫虐驕慢にして暴戾恣雎を極む、會寧府の僻陋なるを嫌うて都を燕京に遷し、西紀一一六一年兵六十萬を發して宋を伐ちしが、軍中に殺され兵を罷む、乃ち從弟世宗位に即く

▼**金と宋との和約改正**　時に宋は高宗死して養子孝宗立つ、金の内亂に乘じて之れが恢復を圖りたるも克たず、金と和す、其の條件に曰く、(一)君臣の禮を改めて叔姪關係の國となし且つ宋の君主は皇帝と稱するを得べし、(二)歲貢

を改めて歳幣とし銀絹各二十五萬兩を二十萬に減ずべしと。

金國の版圖　金は世宗の時に當り東、高麗を威服し西、西夏を懷け南、漢淮二水より北ケルレン河に及べる大版圖を有して東亞細亞の最大強國となれり今、滿洲に於ける金の領土の上京路、咸平路、東京路、北京路を始めとし、北京路に含れたる今の東蒙古に於けるものに付府州縣の位置を記さんとす。▼上京路　(一)會寧府　建國より西紀一一五三年まで金の國都にして今のハルビンの東南約八邦里なる白城是なり、其治所は會寧縣と呼ばれ別に曲江(今の寧古塔附近)宜春(今の伯都納附近)の二縣之れに屬せり、(二)肇州　今の伯都納の東南なる珠赫城にして治所を始興縣と云へり、(三)隆州　今の農安縣にして其の治所を利渉縣と云へり、(四)信州　今の懷德縣附近にして其の治所を武昌縣と云へり、(五)蒲與路　詳に知り難けれど今のチチハルの東方なる瑚裕爾河畔にありしなるべしと云ふ、(六)合懶路　今の朝鮮なる咸鏡北道の鏡城附近なるべしと云ふ、(七)恤品路　今の雙城子なるべしと云ふ、(八)曷蘇館路　今の蓋平なるべしとのことなり、(九)胡里改路　今の三姓なるべしとのことなり、(一〇)烏古、迪烈　何れも詳ならず▼咸平路　(一)咸平府　今の開原縣にして銅

山縣(今の鐵嶺の北、開原の南にあり)新興縣(今の鐵嶺)慶雲縣(今の開原縣の西約四十清里、遼河の左岸に近き慶雲堡卽ち是れなり)清安縣(今の開原の北)榮安縣(今の開原の西にて遼河大岸)歸仁縣(今の開原縣の北、鷺鷥樹附近)土山縣(今の開原の東方なるべしと云ふ)を領せり、(二)韓州　今の八面城の地方に在りしならんと云ふ、韓州は同じき地方に在りし柳河縣を領せり▼東京路　(一)遼陽府　今の遼陽にして鶴野縣、宜豐縣、石城縣を領せり、(二)澄州　今の海城なり、(三)瀋州　今の奉天にして章義縣(今の奉天の西南、彰驛站)遼濱縣(今の新民の東北、遼濱塔)挹樓縣(今の奉天の北なる懿路)雙城縣(今の鐵嶺の西)を領せり、(四)貴德州　今の鐵嶺の東南にあり奉集縣(今の奉天の東南なる奉集堡)を領せり、(五)蓋州　今の蓋平にして湯池縣、熊岳縣、秀巖縣を領せり、(六)復州　今の復州にして治所を永康縣と云ひ化成縣(今の金州)を領せり、(七)來遠州　鴨綠江の島中にあり、(八)婆速府路(詳かに知り難し)▼北京路　(一)大定府　今の大名城と稱する所これなり、(二)利州　今の建昌の東北七十清里なる大城子是れなり治所を阜俗縣といひ別に龍山縣(今の大凌河の上流なる喀喇城是れなり)を領せり、(三)義州　今の義州にして其の治所を弘政縣と稱し開義縣、同昌縣を領せり、

(四)錦州　今の錦州にして治所を永樂縣と稱し安昌縣(錦州の西九十里にあり)神水縣(今の義州の西南にあり)を領せり、(五)瑞州　今の山海關の東北なる前屯衛なり治所を瑞安縣と稱し海陽縣(今の山海關の西なる海陽鎭)海濱縣(寧遠の西、六十五里なる東關驛なり)を領せり、(六)廣寧府　今の廣寧にして其の治所を廣寧縣と稱せり、(七)懿州　今の彰武縣にして順安、靈山の二縣を領せり、(八)興中府　今の朝陽にして其の治所を興中縣と稱す永德縣(今の朝陽の東南約三十清里)なる栢山の上に在り)興城縣(今の寧遠の南四十清里の海中なる覺華島にあり)宜民縣(今の朝陽の北百六十八清里なる黑城子なり)を領したり、(九)建州　今の朝陽の南なる五十家子にあり其の治所を永霸縣と稱す、(一〇)金州　今の西喇木倫河と察罕木倫河の合流點近傍にあり治所を安豐縣と稱し靜封縣、盧川縣を領せり、(一一)臨潢府　今の東蒙古の巴林の東北なる波羅城にして治所を臨潢縣と稱す長泰縣、寧塞縣、長寧縣及び盧川縣を領せり、(一二)慶州　今の巴林の西北、察罕城にして治所を朔平縣と稱し孝安縣を領したり、(一三)興州　今の灤平の西南に近き喀喇河屯にして利民縣(今の豐寧の東百二十清里にあり)宜興縣灤平の西北七十五清里なる小城子なり)を領せり、(一四)泰州

今の農安の西南方にして治所を長春縣と稱せり。

金の賢主　世宗は賢明仁恕にして小堯舜と稱せられ、善政美事多し、就中、女眞の純朴なる舊風を愛し、女眞人として漢俗の奢侈文弱に流れしむるを禁じたり。今其の一二の例を擧げんに、世宗が燕人古より忠直なる者鮮なく、遼兵至れば則ち遼に從ひ、宋人至れば則ち宋に從ひ、本朝至れば則ち本朝に從ふ。其俗詭隨自ら來るあり、屢〻變遷を經ご雖、未だ曾て殘破せざるは、凡そ此を以てなりと、道破したるが如き。或は東宮に忘本の危險を諭し、國人の漢姓を譯造するを禁じ、宮廷の衞士等に至るまで、女眞語を學習せしめて、一面に漢語を禁じ、尋で諸王の小字の女眞名ならざるものは各〻名を賜ふ。或は世宗、上京に著し、宗室、宗婦、年長者を招集し、各〻下賜するものあり。依て謂らく、朕は漫に飮を欲せざれど、今日の如く喜ばしきことあれば、以て飮むべしと、大に酒を霑せしめ、來集の人々亦醉うて起舞す。世宗喜ばざるものの如く、乃ち曰く、朕は上京に來つて既に數箇月を閱すれど、未だ一人の國風を歌ふもののあるを聽かず。朕躬ら國風を歌ふべしとて、王業の艱難より繼述の易からざる祖宗を追想して今に及び。慷慨嗚咽して聲を成す能はず。歌ひ畢つて涙泉

の如くなりし。斯くと見たる宰相は、羣臣宗戚を率ゐて、觴を捧げて、皆萬歳を稱す。於是乎、世宗喜色あり。諸夫人等亦交〻國風を歌うて、恰も一家團欒の會合の如かりし。爲めに世宗大に醉うて復た一曲の國風を歌ひ、初更纔めて散せしと云ふ。世宗斯の如く國粹保存に努力せしも、滔々たる大勢は人力の如何ともすべからざるものありたり。卽ち金の猛安と稱する千戸官、謀克と稱する百戸官の如き、其一例にすぎざるが。彼等は農業に親まず、亦家人をして稼穡せしめず、悉く漢人の小作に一任して租稅を徵收し、驕縱に流る、其富めるものは綾羅錦繡を著け、酒食遊宴是れ事とす、富まざるもの又之れに倣ふ。於是乎、漢人の小作より二三年の前借をなしてまで贅澤を極むるに至り、貧乏は追隨し來り、懦弱の氣風は知らぬ間に增長し、國貧しく兵弱きを至す、蓋し當然の成行なるべし。

家の叛盟　宋の孝宗は賢主にして、回復の念なきにしもあらざりしが。内に良相あつて之を輔佐するものなく、外は乘ずべきの釁なく、全國亦敢て兵を動かさず、休息を得しもの殆んど三十年に及びたるが。寧宗に至り、韓侂胄、擁立の功を恃み、宰相趙女愚を誣ひて之を貶し、大儒朱熹以下の名士を妨げて僞學の名を附し、之を

斥く。於是乎、韓侂冑の威權上下を壓するに至り、專横を極むること太甚だし、時に金の世宗既に死し、章宗立つや、嬖幸事を用ひ、紀綱大に弛廢す。殊に蒙古大に其勢力を逞うし、北邊之がために擾亂せられ、連年兵を用ひしを以て財政乏しく庶民苦しむに至り、國力日に衰弱せり。於是乎、韓侂冑、好機逸すべからずとなし、大軍を出して北の方、金を伐ちしが大に敗れ、金軍勝に乘じて南下せり。寧宗大に懼れ侂冑を殺して其の首を金に送り、媾和條約を結ぶ、曰く、(一)叔姪の關係を改めて伯姪の關係となすべし(二)歳幣を増して銀絹各三十萬兩とすべし(三)別に犒師料銀三百萬兩を金に贈呈すべしと、即ち是れなり。

宋代の西域諸國　**サマン朝**　バグダードのアッバス朝が其國力疲弊して來たので、所在の豪傑スルタンと稱し、ハリファの代理者として、其地方に於ける兵馬政治の實を掌握するに至つたので、ハリファは單に宗教上の虚位を有するのみとなつた。西紀八七四年即ち唐時代にペルシアの豪族イスマイルと云ふ者がハリファの爲めに叛徒を平げて其信任を得て、ブハラを治めサマン朝を起してから、宋時代に於て天山の西麓よりペルシア灣及び印度の北境に至る地方を領有して居つた。之れより先き、回紇は吐蕃及び黠戛斯に逐はれ一部は高昌より吹河上のベラサグンに移つて、中央アジアを侵略し、其主イレクハンはブハラの主イスマイルの死するを幸ひに、之を討つてサマン家の領土

を蠶食し、天山の東端からアム河に至る大きな領土を有するに至つた。又其一部は河西に奔て西夏に投じた▼ガスニ朝　唐のために突厥が破れてから、突厥の種族はハリファ及びペルシアの諸侯などに仕へて奴隷となつたものも大分に多かつたが、其武勇な性質は後に軍隊に編入さるゝこととなつた。それで次第に突厥種族の勢力を得て來た、サマン家の奴隷アルプテギンが其主のマンスルを怨んで、ガズニ據り、其子セブクテギンを經て孫のマームードーに至つて、遂にサマン家に代つてスルタンと稱し、北アム河から南ペルシア灣に至る地方を領有するに至つた。即ちガズニ朝是である。マームードーは、印度の亂るゝに乘じ、兵を發してラージプト族の諸侯を攻めて之を破り、西紀一〇〇四年には回紇（ウイグル）のイレク汗を破り、又二十五年間十七回の印度侵入で、南はグジェラートより東はカノーヂに至る地方を占領した。マームードーが死んでからは、國力次第に疲弊して、セルジウーク朝のトグルルベクに破られ、又ゴール人に逐はれて印度のラホールに移つたが、西紀一一八六年ゴール朝に滅ぼされた▼セルジウーク朝　突厥の一部であつた所のセルジウークは、もとブハラ附近に住んで居つた、其部首トグルルベクになつてから、ガズニ朝を攻めて之を破り、ホラサンを取つて、西紀一〇三七年にはニシアープルに都して、ハリファからエミル、アル、オムラ即ち宗教保護者の號を得た。そして其姪のアルプアルスランに至り、東ローマ帝ローマヌス四世を生擒にし、アルメニアを破つた。又其子メリクシアーに至つて、セミスカンを取り、カシュガルを併せ、アラビア、シリア、エジプト等を侵略して、其領土はカシュガルよりアラビアに至り、セルジウーク朝

における全盛を示したが。メリクシアーが其國を分て諸子功臣を封じてから、段々に國力が疲弊して來て、中央アジアに西遼が起るに至つては、又殆ど起つべからざるの狀態となり、西紀一一九四年にホラズム朝に滅ぼされてしまつた▼西遼朝　メリクシアーの子サンジアールを破り、ホラズムを降し西アラル海から東、西夏に至る大なる領域を有し、中央アジアに大に勢威を振つたのは西遼の德宗であつたが、西紀一一三六年德宗が死んで其子の仁宗を經、孫の直魯克（デルク）になつてから、蒙古が勃興して乃蠻（ナイマン）部の屈出律（フチウルク）が來奔しホラズムに通じて西遼は到頭分割されてしまつた時に西紀一二一一年であつた▼ホラズム朝　セルジウーク朝の兵馬指揮であつて子孫相次で獨立を圖つた處、ヌシテギンに至つてホラズム朝を建つることが出來た。其曾孫のアルスランに至つてサルジアルが西遼のために破らるるに乘じ、ホラサンを奪つたが、其子テキシは西遼に歲幣を納れた。そして西紀一一九四年には到頭セルジウーク朝を滅ぼして西方アジアに號令した。其後西紀一二〇〇年になつて、其子モハメッド立つて王となるや、蒙古に逐はれて西遼によれるナイマンのフチウルクと相結托して、東西相應じ、西遼を滅ぼして悉くシル河北南の地を領有するに至つたが、西紀一二一七年バクダードのハリファを伐たんとして成功せず、軍を班へした、後ち幾許もなく、蒙古のために滅ぼされた、時に西紀一三二〇年であつた。

金の滅亡　宋は金の蒙古に苦めらるるを見て、其の盟に叛いて歲幣を金に遣らず。金の宣帝怒つて數次之れを責むるも敢て從はず、兵を遣はし宋を討ちしも戰

勝たず。蒙古の窩濶臺汗(卽ち元の太宗)金を滅ぼさんとして拖雷と共に陝西に入り、鳳翔を降し、更らに道を分ち自ら潼關を破り、拖雷をして漢水を渡らしめ腹背より金の汴京を襲はんとす。金主恐れ質を納れて和を媾せり。既にして金人蒙古の使者を殺すや、窩濶臺汗再び兵を發し、且つ宋の理宗と結托して、宋に河南の地を與ふるを約し、金を夾撃す。金の哀宗汴京の糧盡きたるを以て蔡州に奔る。於是乎、蒙古軍は北西より宋軍は南東より攻めて城を陷るるや、哀宗自盡す。時に西紀一二三四年にして金は阿骨打の建國より九代、百二十年にして滅びぬ。

元好問　太原の人で最も詩文に長じて居た、金に仕へて尙書省の左司員外郎となつた。金國が滅亡してからまた出でて仕へない、野史亭を構へ金の典章法度や君臣の言行等を記して後世に遺さんとし、全く成らずして死んだ。

姚樞　金の臣であつたが、金が滅んで後、元の世祖に仕へた。元の朝廷では遇するに客禮を以てした、世祖を輔けて學校を建てしめ、儒學を興した功は多かつた。

東眞國　金國滅亡後曾て金の叛將たりし蒲鮮萬奴は滿洲の一角たる祖宗の故地に東眞國の旗幟を樹立し。今の東間島なる廷吉府の東、城子山に南京を建て、領域は南方、朝鮮の咸鏡道定平に及び、勢威能く新興の蒙古と抗衡して二十年の久し

きに達せり。

高麗兵、東眞を撃つ　高麗義州の別將韓恂、郎將多智等其の防守將軍趙宣及び其の守將李棣を殺して以て叛き、自ら元帥と稱し、擅に國倉に發す、諸城響應し淸川江を以て界となし、東眞に投ず。義州の郎將郭允昌、欺いて韓恂、多智を捕へて殺す。高宗九年恂智の餘黨東眞の兵萬餘人を率ゐて靜州に入り、遂に麟義二州を侵す。十年東眞の兵馬山に屯し、潛に義靜麟の三州を侵す。十三年東眞の兵來り攻めんとす。高麗兵、鴨綠江を渡り石城を攻めて之れを破る。高麗の兵馬副使金希禪は兵馬判官孫襲卿宋國瞻と與に議して步騎萬餘を選び、希禪は中軍に將となり、襲卿は左軍に將となり、國瞻は右軍に將となり、往いて石城を攻め大に之れを破る。城主衆を率ゐて出で降る。

蒙古の興起　蒙古は唐の世に當り契丹の西北に散處せし室韋の一部にして、斡難、怯綠連兩河の源たる不兒罕山の邊に遊牧しつつあり。世々遼金等に隷屬せしが南宗の高宗の時に至り、部長哈不勒始めて蒙輔國王と稱せり。其孫也速該に至り勢力次第に加はり近傍の諸部を征略し後、塔々兒部のために殺さる。其子鐵木

眞起り大に四方を征略したり。

鐵木眞の征略　西紀一二〇六年鐵木眞始めて嗣立するや、十三歳なりしかば、諸部皆其幼なるを侮り、叛き去るもの多し。鐵木眞先づ塔々兒部を破り、功を以て金の察兀禿魯(招討使)となる。西紀一一九四年、金の世宗の孫愛王大辨あり、王の父鄭王章宗に殺されしを怨み、其任地なる五國城(三姓)に叛旗を飜す。章宗之れを聽き大に怒り、二十萬の兵を發して五國城を攻め、一擧之を陷落して愛王を捕殺せんとす。兩軍先づ車堙津に戰ひしが、愛王の軍破れて五國城に退く。愛王使者を蒙古に遣はし、鐵木眞に援を請ふ。愛王蒙古軍の應援により、辛うじて危難を免れ、和龍(朝陽)以北を一擧して攻略するを得たり。然れども之れに由りて愛王の勢力を發展せず、却て鐵木眞をして勢威大に揚がらしめたり。鐵木眞又蔑里吉部を破り、泰赤烏部、塔々兒部を下し、克烈部を滅ぼし、乃蠻部を破りて、其酋長太陽汗を生擒し、西紀一二〇六年斡難河源にフリルタイを開きて大汗の位に卽き、成吉思汗と號す、强者の義なり。

忽哩勒台　忽哩勒台とは聚會の義である。各部の酋長が聚會して協議するのである。此

蒙古部族は歐亞兩大陸に誇つた大帝國になつても。矢張りクリルタイで王位推選の大聚會を開催したのである。尤も世祖以後は殆んど其影を斷つた。

時に乃蠻の太陽汗の子屈出律、蔑里吉の部長脫々と共に來りて、蒙古を侵す。蒙軍擊ちて之を破り、脫々を殺し、屈出律汗を逐ひ、別失八里の畏吾兒部、卽ち回紇を降し海押立、卽ちバルカシュ湖東南の柯耳魯部を倂せ、更らに兵を進めて西夏を討つ。夏主李安全其女を納れて和を請ふ。之を許す。是に於て、蒙軍大擧して金を伐つ。時に西紀一二一五年なり。金は章宗既に死し、叔父允濟位に在り、蒙軍は成吉思汗の四子朮赤、察合臺、窩濶臺、拖雷と共に三道より兵を進め先づ西京(大同)を陷れ、次で河東、河北、遼西の州縣を攻めて之を破り、燕京に迫る。金の朝廷震駭し、大臣相議して允濟を殺し、章宗の庶兄宣宗を立て、金帛と公主とを獻じて和を請ふ。乃ち成吉思汗師を班へす。然れども宣宗心に安んずる能はず。都を燕京より汴京に移す。成吉思汗其己れを疑へるを名として、兵を發して燕京を伐ち之を取り、更らに兵を進めて、汴京附近を剽掠し、黃河以北の地をして悉く蒙古の領域たらしむ▼**西遼滅ぶ**●　乃蠻の屈出律逐はるるや逃れて西遼に依り、尋でホラズム王モハメットと内

外相應じて西遼を滅し、シル河を境として其地を分ち、蒙軍が金を伐つ虛に乘じて蒙古を襲はんとす。蒙軍哲伯をして之を討たしめ、悉く西遼の地を併有す。於是乎、蒙古の領域は直にホラズムと境を接するに至れり▼ホラズム滅ぶ　當時ホラズム王モハメットは、アフガニスタンを征し、更らに兵を進めてハリアフ、ナシルウッヂンを伐たんとして、バグダードに向ひ、大雪に逢うて崎嶇關間兵氣大に阻喪して還る。會〻蒙古の隊商ホラズムと貿易をなさんとして來りしに、オトラル城主に殺さる。次いで蒙古の使者モハメットに來りて殺さる。於是乎、成吉思汗大に怒り西紀一二一八年四子と共に兵に將として西征し、アルマリタを經、シール河を渡りて、ホラズムに入り、モハメットの軍を伐つて之を破り、遂にブハラ及サマルカンドを陷る。モハメット走つてホラサンに至りしが、蒙軍の將哲伯、速不臺に追躡され、辛うじて裏海の一孤島に逃れて死す。其の子札蘭丁はガスニに走りて恢復を圖りしが、成吉思汗來つて之れを伐つや敗れてインドス河を渡り、デリーに逃れ其の王アルタムシに依る。蒙古の拖雷は一方に於てホラサンに入り、ニシアブル、ヘラットを屠り、哲伯、速不臺の二將は又た一方に於てモハメットを逐うて裏海の西

に至り、欽察部が曩きに蔑里吉の餘衆を納れしを以て之れを伐たんとして、更らに北進し、カフガス山を越て、之れを攻め、阿羅思の諸侯幾富の大公等が敵を援けしを怒り、其の聯合軍をカルカ(アゾブ海附近)河畔に於て伐つて之を破り、裏海の北を過ぎ、還て成吉思汗の本軍に合し、全軍凱歌を奏して蒙古に歸れり。時に西紀一二二二年なり▼西夏滅ぶ　金國の宋を伐つに當り、宋乃ち西夏と結んで同盟を約せしことあり、其の後西夏は次第に國力疲弊し、成吉思汗西征より歸途、西夏を伐ちて其の主李晛を降して之を滅す。夏は李元昊より十主百九十年なり。時に西紀一二二七年なりき▼成吉思汗死す　成吉思汗既に西夏を滅ぼし、更らに金を伐たんとし六盤山(甘粛省)に至て病歿す。時に年七十三。實に西紀一二二七年にして、宋の理宗の寶慶三年なり。成吉思汗、領土を四子に分ちて、既に各之れを領せしめたり、曰く長子求赤は吉利吉思より以西の地、次子察合は西遼の故地、三子窩濶臺は乃蠻の故地、四子拖雷は蒙古の本土、卽ち是れなり。

蒙軍高麗を伐つ　遼の遺族遼東に據り國を建て大遼と稱し、數次高麗の北邊を侵略す。高麗王高宗之れを拒ぐ能はず、蒙古軍の援助を得て大遼を討ち之れを滅

ぼす。爾來高麗は蒙古の威を仰ぎしが、其の後、蒙古の使者を殺したるを以て蒙古の窩濶臺大に怒り、撒禮塔に命じて高麗を伐たしむ。洪福源迎へて軍に降る。於是乎、撒禮塔卽ち福源と與に其の降附せざる州郡を攻め、又、阿兒府をして福源と與に京師に抵らしめ、高麗王高宗を招く、高宗和せんことを請ふ、之れを許し京府縣を置き、達魯花赤七十二人をして之れを監せしめ遂に師を班へす。後、高宗悉く達魯花赤を殺し、王京及び諸州縣の民を率ゐて海島に竄る。福源、餘民を集め保聚して蒙軍の至るを俟つ、蒙軍撒禮塔を將として之れを伐たしむ。王京の南處仁城に至り流矢に中りて死す。其の已に降れるものは福源之れを領す、後、福源請うて其の降民を領し、東京に遷り居る。時に西紀一二三五年なり。

拔都の西征　窩濶臺(元の太宗)旣に金を滅ぼしヨーロッパ遠征の大軍を起す。時に西紀一二三六年なり。拔都(朮赤の子)元帥となり、貴由(窩濶臺の子)海都(窩濶臺の孫)蒙哥(拖雷の子)以下之れに從ひ、總軍五十萬にして速不臺を先鋒として發す。道キルギス曠原を過ぎブルガールを伐つて平げ、進んで阿羅思に入り、リヤザン、モスクバを陷れ、又、キエフを燒き各地を蹂躙せり。是れより元帥拔都は本軍を率ゐ

てホンガリアに向ひ、海都は別軍に將としてクラカウを攻めて之れを取り、兵を進めてシレジアに至り、シレジア侯及びチユートン騎士の聯合軍と戰ひワールスタットに於て大に勝利を博せり。時に西紀一二四一年なり。海都は凱歌を奏してモルダビアを過ぎ以て本軍と會す。元帥拔都等亦マヂアール(ホンガリア)に入り、サヨ河に於て大に敵軍を破り、ブダ、ペストを陷れてドナウ河の水を渡り、兵を進めてグランを陷れしかばヨーロッパ諸國震駭して國家存亡の危機を絕叫するに至り、ローマ法王インノケント四世檄を飛ばして將に十字軍を起さんとせしが、會、窩濶臺(太宗)の訃音至れるを以て、元帥拔都は諸將をして兵を收め東に還らしむ。之れより先き、元帥拔都はボルガ河下流のサライに留り斡耳朶卽ち帳殿を立てキルギス以西カルパト山以東の地及びドナウの下流カフカズの北を統一して以てヨーロッパ、アジアに跨れる大國を建てたり。時に西紀一二四一年なり。之れを金帳國又は欽察汗國と云ふ。拔都の兄、斡魯朶は康里の地に、白帳國を建て、弟昔班はウラル河の東に青帳國を建てて、皆欽察汗國に隸屬せしめたり。

蒙哥大汗となる・蒙古の窩濶臺(太宗)死して後、未亡人政を攝すること五年にし

て始めて貴由西征より歸る、フリルタイより選ばれて大汗の位に卽く。定宗卽ち是れなり。在位三年にして死す。未亡人卽ち海迷失及び窩濶臺の一族と議して從子失烈門を立てんとせしが、フリルタイは拖雷の子蒙哥を擁して大汗となす。卽ち是れ憲宗なり。於是乎、窩濶臺の子孫は成吉思汗の血統の拖雷の後に歸せしを悅ばずして叛旗を飜へす。蒙哥乃ち兵を發して失烈門及び其の兄弟等の所謂不平黨の主領を殺し窩濶臺の子濶端及び孫海都を阿爾泰山附近の地に遷す。之れより先き、ローマ法王インノケント四世使を遣はす。時に西紀一二四五年なり。又フランス王ルイ九世の使者和林に來る。時に西紀一二五三年なり。

蒙哥の大征伐　蒙哥の二子フリルタイを招集して開議し、以て大征伐を決定す

▼**大理國降る**　乃ち忽必烈、先づ大理國を征す、大理國は唐の南詔なり、唐末より國力疲弊し、當時甚だ振はざりしが、忽必烈が臨洮(甘肅省)より吐蕃の東境を經て雲南に入り、鐵袖一度觸るるや、大理王段智興降を軍門に請ふ。忽必烈、路を轉じて吐蕃に入り兵を縱つて之れを伐つ▼**吐蕃服す**　當時吐蕃には喇嘛教盛んに行はれ、喇嘛僧扮底達、統治權を掌握して一國に號令す。忽必烈兵を發して之れを伐つや、直

ちに和を請ふ。忽必烈之れを許し扮底達の姪八思巴を伴ひ還り後之をして吐蕃を統治せしむ▼高麗降る　蒙古數次高麗を攻めて之を下すも數次反旗を飜す、依つて也古(成吉思汗の姪)高麗を征して又之を降服す▼安南服す　兀良哈臺、兵を進めて安南を征す。當時安南は陣照、李氏は代て交趾王となりしが兀良哈臺伐つて其の都城を破り、其の降を許す▼南宋征討　蒙哥は既に西南三國を降したるを以て弟阿里夫哥を喀爾和林の留守となし、自ら兵に將として南宋を征せんとす。先づ四川に入つて兵を遣はし、合州(重慶)を圍む。次いで忽必烈亦鄂州(湖北省武昌)を圍み、兀良哈臺また交趾より北上し來つて潭州(湖南省長沙)を圍み、三面合撃す。當時、宋は理宋久しく位にあり、賈似道、權を専らにし國政大に紊る。似道、鄂州救護の命を受くるに至り、敢て戰はず、潜かに和を忽必烈に請うて臣と稱し、歳幣を納れんことを以てす、忽必烈之れを許さず。

旭烈兀の西征▼ロクンエッヂン降る　兀良哈臺の弟旭烈兀、蒙哥の命を奉じて西征の途に上る。時にペルシアはイスマイル派教主の支配する所となる。由來イスマイル派は西紀第十一世紀の頃ほひクヒスタンを取りて、此に都してより教

主ロクンエヂンに至り大に勢威隆盛たり。旭烈兀來りて兵を進め、裏海の南方なるムラヒダを伐つて之れを下し、勝に乘じてクヒスタンを攻め、之れを陷れてロクンエッヂンを降す▼イスラム教國滅ぶ　旭烈兀更らに兵を進めて、バグダードを伐ち之を陷る。ハリフア、モスタシムを擒りて之を殺し、アッバス朝を滅ぼす。時に西紀一二五八年なり▼伊兒汗國を建つ　旭烈兀更らに印度方面を征伐せんと欲して、郭侃をして之を攻めしめ、自らモスタシムの一族密昔兒(エヂプト)を攻めんとして、兵を進めてシリアを襲ひ、アレッポを略し、ダマスクを屠り、天方(アラビア)を陷れ、密昔兒に入らんとせしが、蒙哥の訃に接して歸途につき、尋で小アジアの一部分を平定しタブリズに都してアム河以西を併有し、玆に伊兒汗國を建設せり▼三大汗國　是れより伊兒汗國は朮赤の子孫が領有する欽察汗國、察合臺の子孫が領有する察合臺汗國と共に、蒙古大帝國の三大藩となれり。

忽必烈大汗となる　忽必烈南宋を征伐し、未だ賈似道の降を請ふを許さざりしが。偶〻蒙哥軍中に死し、喀喇和林の諸將等相議して阿里不哥を立て、大汗となさんとするを聞くや、賈似道と和を媾じ。歲幣銀絹各二十萬を納れしむることを約し

て北に歸り。今の内蒙古のトロノールの北なる開平に至り。少數のフリルタイに推されて大汗となる。阿里不哥もまた喀喇和林の西にありて大汗と稱し互に位を爭ひしが。後、四年を經て阿里不哥終に降る。於是乎、忽必烈都を燕京に奠め、國號を建てて元と號す。之を世祖と稱す。時に西紀一二七一年なり。

忽必烈我邦に寇す　忽必烈が高麗の忠烈王を介して、使節を送つて我邦を招致せんとした。忠烈王と云ふのは忽必烈に助けられて位に復した元宗の子で、蒙古の公主に尙したり蒙古名をつけたりした。我邦に寄越した其書辭が無禮であつたので、鎌倉幕府の執權北條時宗が使を斥けたこと三回に及んだ。其れで忽必烈が大に怒つて、忻都をして高麗兵と共に我が壹岐對馬に寇したが、功なくして歸つた。時に西紀一二七四年で我が龜山天皇の文永年間であつた。忽必烈は其れでも諦めが附かないで、征東行中營省といふのを高麗に設けて、元宗を以て左丞相として、我邦に寇する軍備を整へさせた。そして使を送つて我邦を諭したが、時宗は其使を斬つて、更らに應じなかつた。其れで忽必烈は范文虎を將とし、元兵十萬、高麗兵一萬と水戰に長じた江南の軍を加へて十四萬人を派遣して、壹岐對馬を經て、博多に寇した。彼等は我軍が能く防戰したので上陸することが出來ず、閉口して居つた處へ偶、暴風雨大に起つて、彼等の軍船四千餘艘を覆沒した。生きて還るもの僅かに三人であつた。是れは實に後宇多天皇の弘安四年で、西紀一二八一年であつた。

南宋終に滅亡す　賈似道、歳幣を納れて和を媾じ、鄂州の圍を解きしを秘し、以て己れの功となし。大に理宗の信任を得て、專權至らざるなく、殊に理宗死して度宗立つや。殊に太甚だしかりき。然るに一方に於て、忽必烈は其の歳幣を納めざりしを以て、頻りに之れが履行を迫まる。賈似道其の事の發覺せんことを懼れ、其使を拘留して報せず。於是乎、忽必烈大に怒り、兵を發して襄陽を圍み、以て守將呂文煥を降し。更に伯顏を將として宋の首都を衝かしむ。時に度宗死し恭宗立ち、賈似道を貶して以て四方勤王の師を徵す。文天祥、張世傑等義兵を起して、入て衞りしが、防戰利なく、忽必烈の軍臨安に迫るに及び、宰相陳宜中、和を唱へて戰はず。伯顏等帝都に入るや。表を草して元に降る。伯顏乃ち恭帝を執へて、上都(開平)に送れり。於是乎、宋の遺臣陸秀夫、張世傑等皇兄端宗を奉じて逃れて海を航し、福州に據り以て回復を圖りしが。忽必烈の軍に迫られて戰利あらず、廣州に走る。陸秀夫更に其弟昺を立てて厓山に據り、宋室の挽回を圖りしも、是れ亦忽必烈の軍に水陸並び攻められ、文天祥は五坡嶺に執へられ。陸秀夫は帝を負うて海に投じ。張世傑は安南に走りて再擧を謀らんとして途に溺れ。宋室終に滅亡せり。太祖よ

り十八代、三百二十年間なり。時に西紀一二七九年なりき。

第四章　元時代より淸時代

一、元時代に於ける滿蒙

元の領土　鐵木眞、蒙古の大汗となりしより其の孫世祖即ち忽必烈が南宋を滅ぼし、支那本土に於て皇帝となるに至るまで、僅かに七十年間に過ぎざりしも。其の版圖は實に廣大にして空前絕後の一大帝國を建設し、北方人種のため氣焰を吐き、南方漢人種をして屛息せしめたり。今其の版圖を記さんに、アジアの南北兩端を除き、アジア大陸を橫斷して東は日本海より西はヨーロッパの東北部に跨るに至る。即ち是れアム河の西には伊兒汗國あり、其の北は欽察汗國あり、天山附近には察合臺汗國あり、アルタイ山附近は阿窩臺汗國の領域となる。又、支那本部を中心として遼東、內外蒙古、青海、チベット、中央アジア及び東南アジアは其の直轄に歸す。世祖は此大帝國に君臨し、以てアム河、嶺北、遼陽の三行省を置き、又、阿力麻里別矢八里の兩元帥府を置きて邊要の地を督せしめ、燕京に都して此に中央政府を置

き、諸般の行政機關を設け、諸官廳の長官には必ず蒙古人に限りて採用すと雖、又能く國の內外を問はず、人材を拔擢登用したり。彼の歷史上有名なるイタリア人マルコ、ポローを始めとして西方人種の支那に來るもの多きを致せり。於是乎、東西の交通大に開け、東西兩洋の交通頻繁となり、其の陸路によるものは西アジア及びヨーロッパより、或は中央アジア、天山南路を經、或はシベリアの南部より天山北路を經て喀喇和林に至り。其の海路によるものはペルシア、インドの沿岸より泉州即ち福州に達せり。

元代の滿洲疆域　元は金代の行政區劃を改め遼陽、廣寧、瀋陽、大寧、開元及び合蘭府、水達達の七路と咸平府と外に屬州十二、屬縣十とを有せり。就中、合蘭府、水達達は詳かならざれば之れを略し、其他に就て記さんに▼遼陽路　（一）遼陽縣　今の遼陽にして遼陽路治のありし所なり、（二）蓋州　今の蓋平なり、（三）懿州　今の彰武なり、▼廣寧府路　（一）閭陽縣　今の廣寧の西南なる閭陽なるべしと云ふ（二）望平縣　今の遼中の北約五十淸里なる水泊附近なるべしと云ふ▼大寧路　（一）大定縣　今の大名城なり、（二）龍山縣　今の喀喇城なり、（三）富庶縣　今の平泉の東北に當れる公營

子なり、(四)和衆縣　今の建昌の西北二十五淸里なる小城子なり、(五)金源縣　大名城の東二百淸里にありしなり、(六)惠知縣　建昌の北三百四十淸里なる博羅科なり、(七)武平縣　今の阜新の境内にありしと云ふ、(八)義州　今の義州なり、(九)興中州　今の朝陽なり、(一〇)瑞州　今の錦州の前屯なり、(一一)高州　今の赤峯の東南にありしと云ふ、(一二)利州　建昌の東北七十淸里なる大城子一名小三座塔なり、(一三)惠州　今の察罕城なり、(一四)川州　朝陽の北百六十八淸里なる黑城子なるべしと云ふ、(一五)建州　今の土默特右翼旗の西百七十淸里なる黃河灘なり、蒙古名、喀喇城と云ふ▼瀋陽路　西は新民附近を以て、南は今の承德の南境を以て共に遼陽路に界し、北は鐵嶺の北境を以て開元路に接せしものなるべしと云ふ▼開元路　西は黃龍府卽ち今の農安より東は南京今の延吉に至る地方を汎稱せしなるべしと云ふ▼咸平府　其の府治は今の開原縣城にして平郭、銅山、新興、慶雲、淸安、榮安、歸仁、玉山の八縣及び臨津、柳河の二縣を領せり。

緬甸の征服　ビルマは早くから印度と交通を開いて居つた關係で、佛教を國教とするに至つた。國力も大に充實して國運隆盛を極め都をパガンに定め、アラカン及びペクを

併有し、更に兵を發してシャムを略して勢威大に後印度に振つた。すると元が大理を征服して雲南を下し、境を接するに至つたので元は之れを招降せんとして使を遣はしたが、ビルマ王は之れに應じなかつたので世祖は兵を發して之れを攻むること二回に及び、西紀一二八三年に於て元將相吾答兒が到頭其の國都パカンを攻め破つたのでビルマ王は降服することとなつた、アサム地方やシアムも亦風を望んで元に入貢することとなつたのである。

安南と占城とを征伐　西紀一二八二年世祖は唆都をして海軍を率ゐて占城を討たしめた。始め世祖は之れを招き降さんとした處、占城は其の險遠を頼みとして之れに應じなかつた。占城は安南の南にあり、隋唐の時代の林邑であつて、今のコシェンシーヌの地である。世祖は唆都を遣はして、二年の後に皇子の脫歡を遣はして、今度は陸軍に將として唆都の應援をなさしめた。脫歡乃ち道を安南に假らんとした。すると陳煕の孫の昑が交趾王となつて居つて之れを拒きこばんだので、脫歡は唆都と共に安南を伐つたが、大に敗れてしまつた。脫歡は大に憤つて再擧を圖り、其國都を陷れたが、歸途を要撃されて、亦もや大敗をした。左うする中に昑の子の烇になつてから、元に入貢して罪を謝したので、占城も亦來つて降服した。

南海征討　世祖亦南方諸國を招致せんとして使節を遣はした。インドの東南岸の馬八兒やシアムの南部の來々や蘇木都利やは、孰れも命を奉じて入貢したが。獨り瓜哇は之を拒んだので、世祖は兵を遣はして之を伐ち、以て降服せしめた。

元代の滿洲統治　元代の滿洲行政組織は大體に於て全國の制度を採用したるものにして、唯其れシラムレン、ラオハ方面と大凌河、遼西方面に大なる行政區劃を以てせられたる外には、甚だしき變動なかりし。其の地方長官たるもの概ね女眞の名族を以て之れに任命したり。世祖の時に黑龍江の江口なる奴兒哥に征東元帥府を設置し、又海峽を越えて骨嵬即ち今の樺太を征服せんとしたることあるも、要するに元代に於ける滿洲の統治は、內外に於ても何等の大なる異變なく、無事に終了したるは、其地方長官に任命せられしものは何れも女眞の名族なりと雖。所謂强宗大姓は、金末に於て離散し盡したるがためならずんばあらず。

海都汗の敗亡　世祖が位に即くや、海都は喀喇和林不哥を助けて反を圖つたが、阿里不哥の敗るるに至つて、仕方がなくエミルに退いて、私に時機の到るを待つて居つた。一體海都は憲宗の大汗に選ばれた時に、太宗の子孫たる彼等は皆不平を抱て居て、何つか其時期もあらばと思念して居たのである。此時に拔部の弟で欽察汗別兒哥があつた。此別兒哥と云ふ人は熱心なイスラム教の信者であつて、常にヨーロッパのキリスト教徒を困めつつあつた。すると伊兒汗の旭烈兀はバグダードを攻めて之を破り、イスラム教徒を苦しむること甚しかつた。從て兩國互に反目嫉視して居た處、海都が反したので旭烈兀は世祖の弟たる關係から元に從ひ、欽察汗と察哈臺汗とは窩濶臺汗に與みし相與に

元に反抗し、海都を以て大汗に推選した。於是乎、海都は察合汗都哇を率ゐて磧西に侵入したが、脆くも元將伯顏のために破られて敗走した。然し海都は之に屬せず、太祖の末弟の曾孫である東方の宗室乃顏を誘つて亂をなさしめたので、世祖は伯顏をして海都を喀喇和林に扼せしめ、自ら乃顏を征して遼河に於て之れを滅ぼした。西紀一二九四年世祖死んだので孫の成宗が立つた。海都は好機逸すべからずとなし、大軍を率ゐて之を侵した。之を聽いて成宗の從子海山は喀喇和林に邀擊して、大に之を破つた。尋で海都死し、其子の察八兒は都哇汗と共に降つた。すると海山立て武宗となるに及び、察八兒又異志を抱いたので、都哇は兵を出して之を伐ち、武宗も亦之を討つたので、察八兒は到頭降服してしまつた。於是乎、阿富臺汗は全く滅んで、其領地は大低察臺汗の有となつた時に西紀一三〇八年であつた。

●伊兒汗の國勢衰ふ●　旭烈兀が西紀一二六五年に死んだが、其の子の阿八哈が位を嗣いだ。阿八哈は能く父の志を繼ぎ、東は察合臺汗八剌を破り、西は埃及のスルタン、ビハルスを禦ぎ、東ローマに通じてキリスト教徒を保護し、國內全く治まつた。合贊が位に卽くに及んでは、更らに大に庶政を振肅したり、ローマ法王ボニファチォ八世と同盟して十字軍に加入し、埃及のスルタンを伐ちシリアを恢復したので、蒙古諸汗中の賢君と稱せられた。次に不賽圖が位を嗣いだが、時年甫めて十二歲であつたので、貴族が段々跋扈し來る有樣で、內治漸く振はずなつた、殊に欽察汗月卽伯が屢〻其北邊を侵すに至つて、對外關係も亦萎靡振はずなつた西紀一三三五年に死んだ、旭烈兀の弟阿里不哥が遠孫アルパ

クーン其後を襲いで位に即いた、ホラサン、シリア皆叛き、伊兒汗の國勢大に衰ふるに至つた。

察合臺汗滅ぶ　也先不花が位に即いたのは西紀一三〇九年であつて、數次元を襲撃したが、仁宗の軍のために却て其東方を略されたので、仕方ないから西の方に向つて地を攘めやうとして、ホラサンに入つたが、元兵が亦もや東境に迫つたと聽いて、引き還した。其の途中に於て伊兒汗阿八哈のために歸路を襲撃されて大に敗れた。是れより察合臺汗の國勢は振はずなつた。又位を嗣ぐものの多くは暴君であつて、四十年間に十五汗が代り立つ叛亂は相繼ぐ、從つて領土は殆んど土崩瓦解し、諸酋長は皆反いて獨立するやうになり、後、遂に帖木兒の滅ぼす所となつた。

欽察汗の國勢振はず　忙哥帖木兒、脫々蒙哥を經て脫々に至りロシアの諸侯王を率ゐて、數次ポーランド、ホンガリアを劫略した。西紀一三一三年には月即別位に即いて婚を埃及のハリファに通じ、イスラム教のために同盟して、屢〻伊兒汗不賽を伐ち、又東ローマ帝國及びヨーロッパ諸國と交通して、大に之れが文化を傳へた。當時イタリア人殊にゼノア人は欽察汗國に來て、盛んに商業を營み、アゾブ海附近は東西兩洋貿易の要衝となつた然らば其の時のロシアは什麼であつたかと云ふに、幾多の小侯國に分かれて、皆欽察汗の命令を遵奉しつつ服屬して居つたのである。即ちモスクバ大公イバン一世はチウエル侯の反を平げ、其功によつて月即別の信任を受け、ロシアの大公となつて、汗に代つて全國の租稅徵集者となつたのである。月即別から二傳して札尼別が位に即いてホ

ンガリア、ポーランドを侵して、大に國威を暢張したけれど、西紀一三五七年に死んでから、簒奪相繼いで拔都の裔なる金党の血統は遂に全く絕えてしまつた。於是乎、白帳汗さか月卽別汗さか哥理米汗さかが互に正統を爭うて各欽察汗たらんさして、紛擾已む時がなく、札尼別の死後二十年間に十五汗の交立があつた、從つて國勢大に衰へ、遂に帖木兒の時に至つた。

●元の滅ぶる前●　元末に至りて國勢大に疲弊し、韓山童、劉福通は直隷に起て、妖術を以て衆を惑はし、是れが所謂紅巾の賊さ稱するもので、次に方國珍は臺州に起り、李二、張士誠は高郵に起り、陳友諒は漢陽に起り、明玉珍は成都に起り、郭子興は安徽に起り、徐壽輝は湖南湖北に起つたので、丞相の脫々兵に將さして李二、張士誠を破つたが、讒に逢うて其職を罷められたので、哈麻及び搠思監を丞相さした。御史大夫老的沙が之を彈劾した。處が却て斥けられたので、大同の鎭將孛羅帖木兒さ共に兵を起して、燕京に逼り、搠思監を殺し、之にくみした皇太子愛猷識里達臘を逐うた。そして孛羅帖木兒が丞相さなつて權を弄した。するさ河南の主將擴廓帖木兒が兵を起して、孛羅帖木兒を殺して丞相さなつた。時に郭子興の部將であつた朱元璋が次第に勢力を扶殖して、遂に子興に代り、其部衆を領し金陵(今の江蘇省金陵道江寧)に據つた。會、陳友諒、徐壽輝を殺して、其の土地や兵衆を奪つた。更らに張士誠さ共に元璋を挾擊せんさした其れで元璋は兵を發して、友諒を鄱陽湖に擊ち破り之を殺し、湖南、湖北、江西の地を併有した。次いで張士誠を擊ち之を破て江淮の地を收め、方國珍を降して浙江を定めた。其れから南は胡廷瑞等を遣して、福建、

廣西を定めしめ、北は徐達、常遇春等を遣はして燕京に迫らしめたので、元の順帝は之を支ふることが出來ず。上都(チヤチ、ナイマン、スメ、ホトン)に奔つたので、字元璋が帝位に登つた、卽ち是れ明の太祖である。時に西紀一三六八年であつた。

元の滅ぶる所以　元朝の滅亡は內にしては帝位の簒奪、外にしては交鈔卽ち紙幣を濫發して、財政の紊亂を來したるに由ること勿論なるが。漢人種をして憤起せしめたる原因亦與かつて力ありと云ふべきなり。元朝は人才登用を以て行政したるは明かなるところ。從つて漢人才學の士多く拔擢されられたれど、將相の重任は皆是れ蒙古人にして、然かも其下には契丹人、唐古特人、畏吾兒人、康里人、欽察人等にして漢人は共に其の下僚にあり。漢族が所謂夷狄に對して報復の念を湧かす亦當然事たり。況んや世祖喇嘛教を入れてより、武宗深く之れを信じ、大に舊慣を破壞して、漢族の人心を激せしめたるに、搗てて加へて遂に宋の諸陵を發掘するが如き暴擧に出でたるに於てをや。如何に漢人種なればとて佛の顏も三度とは其れ此故か。

元の順帝死す　明の太祖既に位に卽くと雖、元の順帝(妥懽帖木兒)尙ほ漠北に在

り。太祖卽ち徐達、常遇春をして之を伐たしむ。順帝上都(チヤヲ、ナイマン、スメ、ホトン)より逃れて多倫伯の北方近き應昌(達里伯卽ちダリノール)に居り、遂に其の地に死す。

二、明代に於ける滿蒙

明の太祖の壯圖　元の太子愛猷識里達臘、明軍を避けて大汗を喀喇和林に稱し。擴廓帖木兒と共に元朝の恢復を圖らんとす。於是乎、明の太祖兵を發して之を伐つ、名將李文忠、居庸關を出で沙漠を越えて、互に喀喇和林を衝かんとしたれど、敵兵遠く逃がると聞き、懸軍千里兵を進めて外蒙古に入り、臚朐河(ケルロン河)に至り。其地に輜重を置き自ら二十日の糧食を齎して、兵衆を率ゐ或は土剌河に奮闘し、或は阿魯渾河に苦戰し、遂に長驅して稱海に至る。又彼の勇將藍玉の如きは征して捕兒海の東北八十餘(明)里の地、卽ち今の黑龍省海拉爾附近に至り。愛猷識里達臘の子脫古思帖木兒の次子其の他男女七萬七千人を生擒し。多くの財寶を鹵獲す。想ふに唐末五代以後或は契丹に或は女眞に壓迫され。遂に蒙古に主權を奪はれ、

所謂北方人種に狂屈しつつありたる漢人が能く之の意氣を示したる。卽ち是れ明の太祖の遠征は確かに漢人種の壯圖として、歷史上に特記すべきことたらずんばあらず。

納哈出金山に據る　元の南滿洲に於ける最高行政廳は今の遼陽にありし遼陽路にして、其の政廳の長官たりし平章劉益は、明の太祖の派遣せし招撫の官吏に對し、兵馬錢糧輿地等の詳細を書して之を贈呈し、以て降服す。依て太祖は遼陽路を改めて遼東衞となす。然るに彼等元の官吏は劉益の處置に不平を抱き劉を捕へて之れを殺し。尙ほ且つ明朝より派遣せる招撫官を殺害し。金山に據つて覇を稱しつつありし將軍納哈出の下に走る。於是乎、遼東の群盜果然蜂起して、處々の山寨に割據するに至る。金山とは方今の奉化、懷德の東にして長春、農安の西なる東遼河と松花江の枝流たる伊通河との分水高地なり。納哈出は兵を出し蓋平城の南に於て甚だしく敗れ。金州の東なる畢利河より岫巖方面に走り、鴨綠江の流域を辿つて金山に逃げ歸りしに見るも。南滿洲攻擊の失敗に終りたるは明かなり。さりとて太祖より數囘の招撫使あるも之れに應せず。亦西北諸省に出沒す

る元の主力は名將王保々に統率され洪武八年王の病死したる後も西邊の兵亂は肅清されず。納哈出に對し如何ともすべからざる情態たりしが、洪武十九年十二月、太祖愈々金山征伐をなさんとして、將軍馮勝に諭文を下す。將軍馮勝、敵の有力なる枝隊のシラムレン水なる巴林附近にあるを顧慮し。松亭關卽ち今の喜峯口を出でて主力を大寧城に集注す。大寧城とは元の大定府の所在地にして、今の承德府建昌縣の西北老哈河の西なる大名城俗にチャハンスバルカと稱せらるる地點なり。果然として大名城附近に敵將果來あるを探知す。馮勝降雪に乘じて奇襲を試み之を擊破せり。於是乎、馮勝、洪武二十年の三月より五月までの間に堅固なる四城を築造し。六月に至り全軍擧つて、金山に突進し、容易に納哈出を降服せしめぬ。

太祖の東北經略　太祖の北東防備は誠に趣味ある問題に屬す。稻葉君山、之れに就き說をなして曰く、太祖は彼れの前代に於て、北支那破壞の外敵は北京の東北方より突入し來ることを看破し。古北口の如き松亭關(喜峯口)の如き、古の盧龍塞なるものは、必らずしも外敵を防禦するに足らず。何となれば是れ長城の外面に

は倔強なる足溜あり。外敵は其等の地方を根據として、南下するを常とす。鮮卑の如き契丹の如き、皆然らざるはなし。故に我れより進んで其の地を占領するに如かずと、是其第一理由なり。次ぎに其足の溜なるものは、畢竟宣府の北部乃ち今の歸化城の地方を根據とする外敵と、遼東の北部を根據とする外敵との連絡を絶つに如かずとなす是れ其第二理由なり。次に北京より遼東に至らんには、上代に於ては大凌河の上流を經たるが、五代以降は山海關の海岸道に由り、錦州より廣寧を經ることとなる。故に若し足溜地を放棄することもあらんか。遼西道は危殆に陷り、遼東道との連絡は絶たるるに至るべし。是れ其第三理由なり。於是乎、太祖は大寧新城を築造し、守備兵を置きしが、後、其の第十四子權をば寧王として其地に封建しぬ。稻葉君山は更に說をなして曰く、滿洲の經營に就て明軍の勢は一時燎原の火の如く思はれたるにも拘らず。開原以西に局限したることは、假令內面の事情の然らしむる所なりとはいへ、吾人をして大なる遺算たるを想はしめずんばあらず。熟ら元代の制度を案ずるに滿洲方面の遼陽の流域は咸平、遼陽、廣寧の三路に分かたれ。其の咸平路は開原に首府を置き、東遼河の一圓を包圍したるも

のなるが。是れ東北女眞を防禦する上に於いて、格段なる形勢を占むるものと云はざるべからず。何となれば咸平路の包容すべき領域は松花江の一大枝流をなす所の伊通河と赫爾蘇河即ち東遼河との分水嶺。或る意味より云へば寧ろ接源地帶にして、南北兩滿洲の一大關節と視做さるるもの。滿洲に覇を爭ふものの必らずや爭奪の主題とする所なるに拘らず、太祖は之れを放棄して開原に近き北方に境界を置きたるなり。於是乎、太祖の開原占領は外敵防禦の意義の一半を失ひたるものと推測されざるを得ず。想ふに開原の地形たる進んでは奉化懷德の一線に如かず、退いては鐵嶺の其れに如かざるなり。唯其れ成祖出づるに及び、太祖の鴻謨は成祖によりて成功を告げたりと云ふべく。滿洲經營に一段の光彩を放たれたりと。

明代に於ける女眞　明代に於ける吉林省以北の女眞人を三種に區別す。曰く建州女直、曰く海州女直、曰く野人女直、是れなり。建州とは長白山の東より寧古塔フルハ河の流域、三姓一帶を總稱したる地方名にして、元代よりの稱呼に從ひたるものなり。海西とは松花江の大屈折點乃ち今の伯都納よりハルビン阿什河の一

帶を指したるものにして、是れ亦元代の稱呼に從ひたるものなり。野人とは野蠻の義にして黑龍江南北の土人を稱したるものにして、必らずしも女眞人を以て目すべからず。寧ろ乞利迷とか赫哲とかも亦此の名下に總括せられたり。明の朝廷にては金山征伐後、間もなく、遠征を試み。先づ明兵は鴨綠江の上流より咸興の平野に出で、東して鐵嶺關に政廳を置きぬ。然るに高麗之れを抗議したるを以て、數年の後、徹退して元代の銀州たりし今の鐵嶺に移せり。又、明は鐵嶺政廳創建と同時に步騎二千を遣はして、元の開元城たりし今の三姓附近に至り、其の對岸に斡朶里衞を置きしが。糧食の輸送に不便なりしを以て退師しぬ。依て退いて今の開原に三萬戶府を置けり。女眞人殊に三姓附近の名會と此等の遠征軍との間には、固より何等かの交涉を有したるのみならず。建州衞創建の基礎をなせり。

靖難の役　太祖死して太孫惠帝立つ、諸王の强大とならんとするを恐れ。黃子澄と謀り著々諸王の落地を削る。於是乎、諸王安んぜず。燕王棣は帝の叔父なり、燕京に治し北邊を鎭して重望あり、元の降卒多く之れに屬し、勢威大に揚がりしが、君側の姦を除くと稱し、靖難の旗を飜へして兵を擧ぐ、之れを靖難の役と云ふ。當

時寧王大寧城にありて監視の眼を北平(北京)の政廳に放ちつつありしを以て、大寧城を討滅せずんば、一歩も南下するを得ず。西紀一三九九年卽ち建文元年の秋、靖難の兵は大寧の兵と松亭關(喜峰口)に衝突す。燕王(成祖)間道より敵の背後に出で、單騎以て大寧城に寧王と會見し、燕王、寧王の手を執り南京との調停を懇泣す。寧王、其の詐りなるを知らずして心に之れを許す。於是、燕王、從者を城內に入れ、密かに諸胡と結托し、陰謀を企つ、燕王、辭別するや、寧王之れを郊外に送る。伏兵突如として起り、直ちに王を擁して北平(北京)に拉し去る、大寧城ために空虛となる。燕王、旣に後顧の憂なきを以て大擧して南下す。能く防ぐものなし。僅かに李景隆をして之れを防がしむ、燕王破れて北平に還る。後、燕王宦者の內應により京師の空虛なるを知り、再び諸軍を率ゐて諸軍を破り、連りに山東、江淮の地を下し、西紀一四〇三年兵を進めて遂に金陵を陷る。惠帝難を免れて行く所を知らず。或は云ふ燒死せりと。於是乎、燕王立つて帝となる、成祖是れなり。成祖、方孝孺をして卽位の詔を草せしめんとす。孝孺從はず之れを强ゆるも屈せず、成祖怒つて三族を殺して門生に及ぶ。其の他、鐵鉉、景淸等の如きも所謂節に死し、齊泰、黃子澄等亦市に

磔せらる。

明初の滿蒙經營 明代初期の滿洲經營は二十五衞二州を置きて行政區劃となしたり。卽ち遼陽の東寧衞には何れも國初に招降したる鴨綠江方面に在りし東寧人、長白山方面に在りし女直、朝鮮咸鏡道の一部なる海洋人、今の賽馬集附近にありし草河人等五千戶所を收容し。遼陽の自在州と開原の安樂州とは永樂以降の招降者を收容するに充てしものにして、遼西の各行政廳の如きは山海關より廣寧に至る間。皆是れ洪武二十二三年以降に於て建置されたり。或は彼の將軍馮勝が金山征伐以後始めて此方面の蒙古人を擊退して後、卽ち永樂初年に至つて、漸く建置せられたるものあり。要するに開原より以西、千山山脈の平野と遼西の海岸とに局限したり。又、其の蒙古經營に就ては、太祖の洪武二十年(西紀一三八七年)卽ち大寧新城(黑城カラホトン)を築造せし翌々年に洮南府一帶に散在せし、元の宗室たる遼王や朶顏元帥等卽ち兀良哈の名王巨帥と稱せらるるものの內附を乞へり。依つて明にては之れを機會として彼等に三衞を置くことを命じたり。第一朶顏、第二福餘、第三泰寧是れなり。其の第一朶顏は嫩江附近にして、福餘は前代の扶餘

今の農安附近に居住せし部族、泰寧は蓋し伯都納の北方なる部族との意味にて命名したるものにして、此等の三衞は大寧都司に屬せしめたり。想ふに明初に於て大都卽ち北京を陷れ、上都卽ちチャヲ、ナイマン、スメ、ホトンを屠り、曾て瀚海とまで歌はれたる戈壁の沙漠を踏破し、東方はケルロン河やブユル、ノールに飲ひ、北方はオルコン、トラの流域に侵入せし壯圖を演せしも、勿論、此等は一時の奇捷にして明兵退却後、直ちに蒙兵之れを追躡したるため事實上、外蒙古に向つては勿論、内蒙古に於ても完全に統治權を行使するを得ざりしなり。是れ成祖が利用して援助をなさしめしは、啻に北滿洲の女眞人のみならず。實に兀良哈の兵力の多くが、之れに加はりつつありたるを見るも、思ひ半ばに過ぐるものあらん。

建州衞の創設　西紀一四〇三年、女直野人頭目阿哈出來朝す。建州衞軍民指揮使司を設け、阿哈出を以て指揮使となす。餘は千戶、百戶鎭撫する所となすと云ふ。故に建州衞は永樂元年の創設と知るべし。次に建州左衞は永樂八年より十年の間に創建せられ。次に建州右衞は史の記する所によれば正統七年卽ち西紀一四四二年に屬す。建州左衞を分けて、右衞を設け、凡察を以て右衞の長となすとあり。

奴兒干都司の創設　奴兒干は黑龍江口右岸一帶の地にして、成祖が行人邢樞をして、知縣張斌と共に松花江より黑龍江地方を招撫せしめし時。吉烈迷(ギリヤーク)部族の所在なり。前代元朝に於ては征東元帥府の所在地にして、拔山蓋世の雄者忽必烈が東、樺太を征服し、西、黑龍江を彈壓せんと試みたる策源地なり。永樂九年の春。奴兒干の酋長來朝す。其の後間もなく都指揮使司てふ最高官廳を置き。尋て奴兒干都司てふ元帥府を設く。翌年秋に至り。遼東より滿涇站(今のマンガチャン)卽ちアムグン河の黑龍江に入る左岸にまで四十五箇處の驛站を。莽吉塔(ムクデム)卽ち今の烏蘇利江の黑龍江に合流する以北には狗站を置けり。

女眞人の南下　西紀一四一〇年、烏蘇利方面の部族なる兀狄哈てふ女眞人は、大擧して南下したるを以て、豆滿江に行政廳を置き、大に勢威を振ひし朝鮮人は鏡城の東北山脈以南なる車踰嶺に退却せり。之れ朝鮮の史家の所謂庚寅の變とす。朝鮮人既に行政廳を撤退せるを以つて、斡朶里女眞は酋長童猛哥帖木兒に統率せられ。突如として琿春方面より斡木河(吾音會)卽ち今の會寧の谷地に移住せり。斡朶里の童猛哥帖木兒とは、今の三姓の對岸なるフルハ河の左岸に居りし、元代の

萬戸官にして、後ち琿春の平野に移住し、更らに會寧の谷地に入りしものなり。

女眞の衞所　明の行政組織によれば、文官の地方に於ける最高政廳は布政司にして、武官の最高政廳は都司(都指揮司)なるが。其の都司の下に衞、千戸所、百戸所等の分營あり。其の地の丁口を標準としたるものにして、大率五千六百人を一衞。一千百二十人を千戸所。百十二人を百戸所となせり。成祖が招撫軍の成績は、永樂十年以降に於て著るしく顯はれ。成祖一代の中に百八十餘の衞所が、南北滿洲の女眞部落に分布せられたり。然りと雖成祖死するや、其の統御の力を失し、衞所設定の意義は、全く亡びたるものの如し。

朝鮮國の創設　高麗は忠烈王以後より元の干渉を受け居りしが、恭愍王に至つて始めて元の拘束を脱せり。左れど元の東侵やら其の他の事情により國威大に衰ふ。明朝起るに及び一旦其の正朔を奉ぜしが、辛禑王に至り蒙古と通じて明を討伐せんとし、崔瑩、李成桂の二人を將とし、以つて遼東を侵さしむ。諸軍既に鴨綠江を渡るに及び、成桂軍を班へし明國を討伐するの不可を論じ、辛禑王を江華島に遷して其の子昌を立て王となす。後王を廢して恭讓王を擁立し遂に位を讓らし

め自ら王となり、都を漢陽に建て使を明に遣はして、國號及び封冊を受く、之れを朝鮮の太祖となす。時に西紀一三九二年なり。

成祖の韃靼遠征

成祖もと雄志あり、大遠征を試みて四方を經略せんとし、先づ安南を征せんとす。是れより先、安南は陳煃より三傳して陳皞に至り、明の太祖に反抗し、又、占城を討つ、占城は曾て數次、安南に來り寇して國患をなせり。依つて黎季犛之れを擊退す。仍ち黎季犛勢を得て跋扈し、遂に陳氏を斥けて西紀一四〇一年に至り安南王となり、國を大虞と號す。明に上言して安南國王の封冊を受く、既にして陳氏の裔に天平あり、老撾の援助を得て北京に至り、成祖の保護を得て安南に還る途にして黎季犛に殺さる。於是乎成祖怒り張輔を遣はして之れを討つ。黎季犛並に其の子漢蒼を擒にして安南平ぐ。

蒙古は順帝の後、簒弑相繼ぎ、內訌行はれしが、郭勒齊(明史の鬼力赤)立ちて汗となり。國號を改めて韃靼と稱す。然れども君權微弱にして勢威揚らず、知院阿魯臺執へて之れを殺し、元帝の裔、本雅失里を別失八里即ち今の天山北路烏魯木齊地方より迎へて之れを立て、韃靼可汗となし、自ら太師となる。時に成祖使を遣はして好を結ばしむ、應ぜず。衞拉(瓦剌)の部長馬哈木、阿魯臺と善からず。遂に本雅失里を襲

ふ。本雅失里、阿魯臺と共に徙りて臚朐河卽ち今の喀爾喀部克魯倫河に居る。成祖之れを聽き、丘福、王聰、火眞等をして精騎十萬を率ゐて北討し、其の機を失ふことなからしむ。福等勝に乘じ之れを追ひ却つて敵の欺を受け大に敗る。成祖之れを聞き大に怒り、西紀一四〇九年、自ら五十萬の大軍を率ゐて親征す。本雅失里をオノン河に擊破す。本雅失里西に奔り阿魯臺東に奔る。成祖本雅失里を得ずして還り、阿魯臺に遇ひ、遂に戰うて之れを破り、追奔すること百餘里、阿魯臺家屬を携へて遠く遁る。後、阿魯臺使を明に遣はして款を納れしむ。成祖厚く之れに報い、併せて前に俘する所の同產兄妹二人を還す。是れより妻孥を率ゐ塞下に保息し、使をして表を奉じ駝鳥を貢せしむ。時に瑪哈木、本雅失里を廢して答里巴を立つ、阿魯臺之れを聞き討せんと請ふ。成祖之れを義とし封じて和寧王となす。阿魯臺之れより一年に一再貢す。馬哈木之れがために阿魯臺を恨み、明の之れを納れしを怨む。因て貢使を通せず。西紀一四一四年成祖親ら衞拉を征す。阿魯臺自ら至らず部長をして來り會せしむ。十四年阿魯臺、衞拉を破り其の捷を獻す。西紀一四二二年阿魯臺遂に叛し大擧して興和に入る。都指揮王祥戰死す。明年成祖

阿魯臺を征し、大軍鷄鳴山に次す。阿魯臺聞て夜、北に遁る。時に兀良哈阿魯臺を助く、成祖依つて兀良哈を討つて之れを破る。明年邊將言ふ阿魯臺又將に入寇せんとすと。成祖又親征す。知院阿失帖木兒古納臺等來り降る。之れに正千戸を授く。陳懋、衛拉を追うて敵を見ず、適〻韃靼王子也先托干其の妻子を率ゐて來り投ずるに遇ふ。成祖卽ち封じて忠勇王となし、姓名を賜うて金勇と稱せしむ。明年阿魯臺、又、大同に寇し、成祖乃ち親征す。阿魯臺遠く遁る。明軍師を旋へして楡木川に次す。成祖、適〻病を得て死す。成祖年々親征して北平卽ち今の北京にありて、南に歸るを得ず。北平終に永く帝都となれり。

成祖また是れより先き、官者鄭和をして水軍四萬に將として南海の諸國を討たしむ。鄭和七たび使を奉じ三度酋長を擒にす、之れがため明に服せざるの南海諸國大に其の威を恐れ、占城、眞臘(カムボチヤ)暹羅、滿剌加、渤泥、瓜哇、蘇門答剌、錫蘭等の三十餘國來貢するに至れり。

衛拉(瓦剌)の瑪哈木は西紀一四一二年和林に突入して韃靼可汗を掩殺し、其傳國の玉璽を奪ふ、明廷にては始めより彼等との衝突を緩和せんがため瑪哈木をば特に順寧王に其の同列の太平をば賢義王に、更らに同列の把禿孛羅をば安樂王に冊

封せり。然も明廷の此等の措置は却つて衞拉の驕傲を買ふに過ぎざりき。卽ち衞拉は阿魯臺を襲はんと聲言して實は明に寇せんとせり。於是乎、成祖斷然意を決し、西紀一四一四年の秋、遂に大擧して抗愛山(汗山)を越えて深く侵入し、土剌河に至り、大に戰うて之れを破る。瑪哈木纔かに身を以て免る。衞拉は其の後韃靼にも擊破せられしが。瑪哈木死して其の子脫懽に至り、更めて明と平和を結ぶ。明は再び之を册封せり。

帖木兒大王の壯圖　帖木兒は西紀一三三五年撒麻耳干附近の一寒村に生れて蒙古の疎族たり。長じて柯提附近の酋長となり。察合臺汗トグルク中央アジアの反者を征服するや。帖木兒其の旗下に屬す。トグルク東に還るに及び、其の子エリアスを留めて河間を支配せしめ、帖木兒をして是れが參謀たらしむ。然るに河間の諸部エリアスに服せずして反亂を起し。帖木兒之れが將となりて、エリアス軍とタシュアリギに會戰して、大に之れを破る。帖木兒勢に乘じてホラズム、ホラサンを平定して、以て河間の王となり。西紀一三七〇年に撒麻耳干に都せり。帖木兒此戰に於て負傷して跛者となり。チムル跛者の名を得るに至り。訛りて

タメルランと云ふに至れり。帖木兒固より大志あり。雄略を抱く。大に元の太祖に私淑し、世界を一統せんと欲す。其の能く中央アジアに志を得るや。數次葱嶺を超えてモグリスタン(蒙古國の義にして察合汗國の東部)の簒立者を勦滅し、エリアスの弟黑的兒火者汗を降服せしめて、以て其女を納る。

時に伊兒汗國は、殆ど四分五裂の狀態にあり。旭烈兀の遠孫アウィス八吉打に據り、反旗を飜して獨立せしホラサンを恢復したりしも。其子アーメット殘虐にして民心を失ふ。於是乎、帖木兒好機逸すべからずとなし、ホラサンを討伐して、大にアフガン人を窘め、マザンデランを蹂躪し、數年の間にペルシャ全土を平定せり。

帖木兒、又、哥里米汗トクタムシを助けて、欽察汗となす。欽察汗國は拔都の正統たる金帳汗の血統斷絕して、白帳、月卽別、哥里米の三汗相爭ひ、紛擾絕えざりしが。此に至りて鎭定せり、當時、ロシアの諸侯は欽察汗の衰亂に乘じ、各獨立を謀つて其命令を奉せず。於是乎、トクタムシ欽察汗國を統一したる勢に乘じ、ロシアに侵擊し、モスクバを降し、ウラジミル、リヤザン等を燒きて、諸侯を威服し、更らに進んでホラズムを取て、領土を東方に擴大せり。帖木兒之を聞き其の恩義に背くを怒り、自ら

兵を率ゐてウラル河を渡り、兵を進めて亦的勒（ボルガ河）河畔に欽察軍を撃破し、逃ぐるを追うてロシアに入り、モスクバを掠略す。帖木兒既に欽察汗國を平定し、白帳汗ウルスの子コイリチアクを金党汗の後とし、以て其の地を治めしめ、更らに兵を轉じてインドに入れり。

インドは西紀一二九〇年奴隷王朝既に亡び。ギルジ朝之れに代り、西北中の三インドを服し。マタ、ビンドヤ山脈を越えて南インドを征し。其勢威殆ごインド全國を統一するの狀態なりしが。幾くもなくして、ツグラク朝のギアス、ウッチン之れに代つて、都をツグラカバットに奠めてツグラク王朝を建つ。其の子モハメット深くイスラム教を信じてインド教徒を虐待したるのみならず。數次外征を事としたるを以て財政大に紊亂し、誅求至らざるなく、遂に各地の反亂を惹起せしめたり。於是乎、帖木兒インドス河を渡りてバンジアグに入り、兵を縱つてデリーを陷落し。更らに兵を進めてガンガ河に至りしが、小アジアなるオスマントルコ族の其の虚を襲はんとするを聞き軍を旋せり。

オスマンリ、トルコはメルブ附近に住せる突厥の一部なりしが。元の太祖の西

征に際し、難を避て西に走り、小アジアに移住す。元の成宗の時、部長オスマン東ローマ領たるニコメヂア附近を奪取して、以て國を立てオスマンリ、トルコ帝國の基を開きたり。西紀一三八九年に至りスルタン、バジ、アシッド立つや。バルカン半島の大半を取り。ホンガリア、ポーランド、フランス聯合の兵を破り、將に東ローマ帝國を討滅せんとするの勢威を示し。更らにエジプトのスルタンと共に帖木兒を夾撃せんとす。帖木兒乃ちインドより軍を旋し、直にエジプトを討伐してシリアを取り。西紀一四〇二年アンゴラに於て大に激戰してトルコ軍を殆ど全滅せしめ、バジアシットを生擒せり。帖木兒、既に斯の如く勢威大に西方に震揚せしを以て、心に蒙古の再興を期し。イスラム教の傳播を名とし、東征して明を討伐せんとしたりしが。不幸にして途に病を獲て西紀一四〇五年オトラに死す。帖木兒死するや。子孫互に位を爭ひ。第四子ヘラットの主シアー、ルク内亂を戡定して中央アジアを領したれども其子ウルグ、ベグに至るや。又紛亂を來し帖木兒の第三子ミランシアーの孫スルタン、アブサイドは青帳汗の後なる月卽別汗アブルケルの援助を得て、遂に撒馬兒干に君臨せり。

宣宗の親征　明の成祖死して仁宗嗣ぐや。阿魯臺使を遣はして馬を貢す。仁宗始て立て征伐に意なし。因て詔して之を納れしむ。阿魯臺是れより來ること永樂の時の如し。仁宗は阿魯臺の歸服せしため、北京都司を改めて復た行在と稱し。北京行後軍都督府を置く。以て南に還らんとするや。俄かに病を得て死す。依て宣宗位に卽く。宣宗英武にして成祖に似たり。故に成祖最も之れを愛す。征討軍に親征する每に皇太子國を監し、皇太孫從へり。宣宗思へらく、阿魯臺已に歸服すと雖、兀良哈漸く强くして邊患をなす。之れが禍根を斷たずんばあるべからずと。西紀一四二八年都を北京に定め北京行後都督府を罷め。親征して邊を巡て遵化に至り。精騎三千喜峰口を出で、寬河に進んで兀良哈と戰ひ大に之れを敗る。然れども後、二年を經て、遂に開平衞を撤して獨石口に徙す。依つて地を棄つること殆ど五百里。

所謂土木の變　初、成祖大寧を兀良哈に棄てたるを以て開平衞を廢し、後、之を復す。然るに宣宗開平衞を撤して獨石口に徙す。勢の已むべからざるものありしと雖。遂に此保障を失ふ。後日土木の變、亦之れが一因たらずんばあらず。時に

阿魯臺、阿岱を立てて主となし、衛拉の脱懽と相仇殺し、遂に脱懽の殺す所となる。脱懽乃ち三衛の兀良哈を威服し。三衛をして明の邊釁を伺はしむ。於是乎、兀良哈數次明の邊境を侵す。西紀一四四四年宣宗、朱勇、徐亨、馬諒、劉懷等をして道を分つて出征せしめ、大に三衛を破る。三衛之より衰ふ。然れども三衛の明を怨むこと是れより甚だしく、遂に脱懽の子也先を導きて、明を侵し、大同に入り、諸城を陷る。宣宗即ち王振の勸めに從ひ親征して土木(直隷省宣化縣)に至り大に敗る。明の諸將王振を殺して、軍を囘さんとせしが。宣宗遂に擒にせられ。伯顏帖木兒の廷に送らる。是に於てか、衛拉の軍京師に迫り、人心恟々として安んぜず。皇太后使を遣はし駕を購はんとせしが行はれず。于謙等依つて皇弟景宗を立て、英宗を尊んで、上皇となす。此時、京中大に騒ぎ、南京に避くるを勸むるものありしが。大監金英の言により、固守に決す。衛拉の兵遂に京師を圍む。于謙勇武にして能く戰ひ、也先遂に退き去る。後、也先又數次入寇せしが。明の邊將常に之を却けしかば、也先氣沮み好を通じ上皇を還す。景帝病篤きに及び、石亨、除有貞等と謀り、英宗を復位せしむ。

韃靼亦興る　土木の變後、瓦剌の也先は、韃靼可汗、脫々不花を殺し、自ら大元天聖可汗と稱したりしが。其の臣下のために殺され、韃靼、瓦剌の勢威大に揚がらざりしが、元帝脫古思帖木兒六世の孫達延汗出でて漠南漠北を鎭定して河套(陝西の邊外北河の西)の地を略取し、以て韃靼の諸部を統一するを得たり。於是、自ら大元大可汗と稱し。勢に乘じて明に侵入し、其の孫卜赤は賀蘭山に據りて、青海、西藏を併せ數〻明の邊境を侵せり。達延の孫俺答に至るや。陰山に據つて土默特部の祖となり。大に明を惱まし、數次山西を侵略し、北京附近を剽掠せしが、更らに兵を轉じて西藏を攻め、青海を討ち、大に武勇を振ひしかど。喇嘛教を信じてより、遂に殺戮を厭うに至り、斷然干戈を廢し。明と好を通じ、其封册を受く。西紀一五八二年俺答死して從孫黃臺吉之れに代り吉囊卽ち副主となりしも、是れ亦深く喇嘛教の感化を受けて討伐を嫌忌し、明の邊境を侵略すること稀れなるに至れり。

●安南●　明の成祖が既に安南を平定してから、交趾布政司と云ふ官を置て、所謂明の州縣として、之れを統治したが。安南では明が陳氏の後を立てざるを怨んで、何つか獨立しようとするの念が、絶えず彼等を憤起せしめた。然るに清華の人黎利と云ふもの、民衆を煽動して、反亂を企てた。於是乎、明の宣宗は之を鎭定せしめんとして、兵を遣はして擊たし

めたが、戰利あらずであつた。其れで黎利は明廷に向つて陳氏の後を立て國王となさんことを請ふたので、明は仕方なく之を許した。後幾許もなくして陳氏の後絶えてしまつたので、明の封册を受けて交都に都して大越皇帝と稱した。黎利の孫、灝は英略あつて南は占城を討ち、北は雲南を伐ち、西は老撾の大半を略取し、又、緬甸を征服して、勢大に振うた。其の後庸君暗主相次いだので大に衰へ。西紀一五二八年には其の臣の莫登用が君位を奪うに至つたが、六年を經て黎朝の舊臣阮淦が、其の女婿の鄭松と共に清華に據つて黎氏の後を奉じ、老撾の援を得、更に明に之が援助を請うた。明の世宗は援助を與へて將に莫氏を伐たんとせしが、莫氏が罪を謝して內藩たらんことを請うたので、之れをやめ、其の孫の福源を安南部統使とした。於是乎、安南は二分されて、南は黎氏の領有であつて、北は莫氏の領有となつた。恁うして南北對峙すること六十五年であつたが。黎氏の將鄭松は莫登庸の玄孫茂洽を討ち滅ぼして、舊業を回復した。其れで明の神宗は黎潭に統都使を授けたが。鄭松が軍功を恃んで大に跳梁跋扈したので、阮淦が子の阮潢は西紀一六〇〇年に順化府に據つて、國を廣南と稱し、鄭松と對峙するに至つた。鄭松は矢張り黎氏を擁して交都に據つて居た。於是乎、安南は又分れて大越廣南の二國となつた。

緬●甸●と●暹●羅●　明の太祖が雲南を下し。大理、金齒を略服したが。宣宗の時になつて、麓川の部長思任が金齒等の蠻部を併せて、明に手向をしたので、英宗は之を伐つて破り、思任を緬甸に逐うた。處が、緬甸では之を執へて明に獻じた。後、雲南に孟養部あり、其の部長が思任の裔であつたので、緬甸の處置を怨んで、遂に緬甸に侵入して國都阿瓦を陷れた。王族

の莽瑞體がホルトガル人の援助を得て、西紀一五五四年阿瓦を取つて之れが恢復をなし緬甸王となつた。次で雲南や暹羅を討伐して、勢盛んになつた。一體、暹羅は暹羅、羅斛の二國に分かれて居つたが、元末の頃プララマチィボヂ之れを平定して統一し、都を猶地亞に定めて、暹羅國を建設した。然るに、後、緬甸王のために破壞せられたが、莽瑞體の子應理になつて、雲南を侵略せんとした。處が却て明軍に破られてから緬甸は次第に衰へたのである。

明代の邊牆

漢人種は後漢の末期より、漸次其の勢力を失墜して、滿洲に於ける勢力圈は、所謂北方人種の占る所となり。西紀三一七年より、卽ち東晉以來、滿洲に於て何等漢人種の勢力を認むべからざるに至り。一三六八年久し振りにて漢人種の明朝支那本部に君臨するや。統治權を喪失したる滿洲の一部を回復するを得たり。其の間實に一〇五三年なり。然りと雖明朝が滿洲の一部を回復して統治權を行使し得たるは、僅かに六十年に充たず。成祖死して以後覇圖空しく遼東都司の管轄たる遼河の流域及び、鴨綠江の下流域併に今の遼西の大部分は或は女眞に或は兀良

哈に侵掠さるるに至り。防禦上の要求として明代の邊牆は記錄されたるなり。今明代の邊牆を絮說するに當り、二大部に區分せらる。其一は遼河流域と遼西の邊牆とにして其二は遼東東邊の邊牆なりとす。

(一)遼河流域と遼西との邊牆　兀良哈の福餘、泰寧、朶顏の三衞はシラムレンの北なる懷山地方より、今の長春の西なる東金山に至るの一線にありしが。後に至り、福餘は黃泥窪より開原を越え。泰寧は錦州義州よりシラムレンを渡りて白雲山に至り。朶顏は東、廣寧の前屯より喜峯口を經、宣化府に近づけり。故に明朝はシラムレンの下流域より開原の西北に亙りて兀良哈侵掠の防備をなさざるべからざるに至り、西紀一四四二年即ち英宗の正統七年に該方面に於ける遼河流域及び遼西の邊牆を築きたり。此計畫を創始したるは巡撫王翺にして工事を擔當せしは都指揮畢恭なり。王翺は先づ遼西に於ては、海岸道に沿ひ西端は山海關と接し觸れたる吾名內溝に起り次第して大虹螺山の山脈なる寧遠より錦州までの西邊を圍繞し。更らに稍〻東北走して、義州の西北を過ぎ、廣寧の北を走り、石壘を置き白土廠邊門の附近より漸次東南々に折れ。軈がて南して今の牛莊の對岸なる三岔關

に達せしむ。遼東に於ては、牛莊に近き馬圏子より渾河の左岸を辿り、遼陽の西にて黄泥窪を走り、長灘附近より渾河を越え彰義站、沙山領、四方臺を經て名佛寺に至り遼河を越え對岸の舊門、老邊を經、鐵嶺の北、中固の西にて遼河の右岸に出で、開原の西を走りて、今の昌圖の北方に達せり。其の始て邊を立てしときは、所謂柞牆と稱し、木を植てて、柵を作り、已にして坎を掘りて濠を作り。又其の後小規模の土牆を作りたり。正統九年以後に至りては、墻垣を高くし、溝塹を深くし、五明里毎に堡を作り。十明里毎に屯を作り、熢燧斥候をば巧みに連絡したりとなり。要するに義州より吾名溝に至るの邊牆は、大寧衞の撤廢と共に、漸く兀良哈の壓迫を受けたる必要に伴はれたる防備にして、今の新民地方、即ち明人の遼河套と呼べる地方亦能く完全に統治權を行使する能はざるに至り。廣寧と遼東との連絡を遮斷されたるを以て、明人は遼西に於ては、廣寧の東北より西南下して遼河の河口に沿ひ、邊牆を作り、防備をなすの已むなきに至り、更らに遼河流域に於ける邊牆を築造せずんば、所謂遼河套を回復して、舊制を守らざるがため、遼河の左岸を防禦線となしたる所以なり。

(二)遼東東邊の邊牆　遼東々邊の邊牆は建州女眞人の來襲を防止せんがために築造せられたるものなり。建州女眞人は原住地より兩道を擇らび。一は東海岸より、豆滿江の谷地に移住し。一は松花江を遡りて、今の吉林地方に移住ぜり。吉林附近に移住せしものは、西紀一四二六年前後に於て、酋長李滿住に率ゐられ、南下して鴨綠江の枝流なる佟家江(婆猪江)に轉住せり。佟家江に轉住せる女眞人は、朝鮮の世宗のために壓迫を加へられて、生業に安んずる能はざるを以て。明廷に請うて渾河の上流今の蘇子河の谿谷、卽ち興京老城附近を擇んで根據地とせり。明廷は一四四〇年更らに朝廷の會寧より遼東に逃れ來れる建州左衞の女眞をして、李滿住と同居せしめたり。其の後女眞人は勢力次第に增加し、敢て明廷の命を奉せず。數次遼東を侵掠す。於是乎、明は成化三年建州女眞討伐の師を起せり。所謂成化三年の役は、明軍が遼東方面より兵を進めしのみならず。朝鮮よりの援軍、鴨綠江を渡りて來り攻む。李滿住及び其の子古納哈之れに死し。蘇子河の上流にありし、虎城、佟家江にありし幾多の山寨、併に輝發江の上源地までも一時に攻略されしが。其の歲の十月に至り、明軍霜雪を恐れて急遽軍を班す。此役に於て女眞

は甚だしき打撃を受けたるが如きも。明軍退師の後より又直ちに遼東の東邊を攻掠せり。其の歳十一月都御史李秉は奏疏して、遼東々邊の防備を論じたるより、明廷にては之れに基き、副總兵韓斌をして工を督せしめ。今の撫順城の東約二十淸里の地點より起りて、南は鴨綠江口に、北は開原の東北方を圍繞せる邊疆を築造せしめたり。左れど、何れの時に創設せられしやは不明なるも、撫順以南鳳凰城に至るの一線は。遲くも西紀一四六八年卽ち成化四年の築造に係かり、撫順以東開原に至るの一線は、是れより稍後れて築造されしものなるべしと云ふ。

寬甸の六堡　成化三年の役は、明の勝利に歸したる結果。遼陽の東三百六十淸里の地にある鳳凰山まで確實に領有するを得たり。由來、洪武及び永樂の盛時には、滿洲に於ける勢力は、遠く東北豆滿江地方に及びたりと雖。之れを以て確實なる領土占領と斷ずるを得ず。唯單に兵威を示したりと見るべきなり。從つて明の統治權下に支配されしは、遼東都司の管掌せる疆域に止まり、西は遼河に限られ東は千山山脈の撫順より、淸河城の東に至り、南して大摩天嶺の連山關に限られたり。然るに鳳凰山まで擴張せしとありては、遼東都司の東邊は之を從前に比すれ

ば、殆んど二倍の疆域を收めたるなり。然れども連山關より鳳凰山に至るの地は、極めて磽确なるを以て、防禦としては十分の價値あれども、屯田の兵制を實現し得ず。一方に於て國家の負擔を重からしむ。於是乎、鴨綠江西岸なる沃土は當然の要求として、開拓を見るに至り。寬甸の六城堡の創建せられし所以なり。六城堡の所在は、寬甸、長甸、永甸、大甸、新甸、張其哈剌甸子等是れなり。此等寬甸の六堡は、女眞人に執りては少なからざる影響を受けたり。卽ち女眞人は寬甸六堡の喪失によりて、鴨綠江の下流に進出し乃至朝鮮を脅かすの要路を杜絕されたるものなり。然れども寬甸六堡の繁榮は、永く明人の手に持續するを得ざるに至りたり。今の興京老城より、近古の英傑奴兒哈赤出づるや西紀一五八八年先づ渾河の上流より佟家江の流域を併呑してより、女眞人と明人との衝突は、果然激烈を加へ來り、獨り寬甸方面のみならず。淸河城の東北に於ても、絕えず衝突行はれたるを以て、明廷にては、六堡を撤廢して、靉陽以西に退還せしめぬ。於是乎、明國の東邊は、鴨綠江の下流、九連城の附近を除くの外、成化三年の舊位地に退却せり。

明國亡ぶ　明は神宗に至り、朝鮮を援けて我國と難を構へしより、財政の窮乏を

告ぐるに至り、頗る理財の策に腐心し。或は鑛山を開き、或は鹽茶船舶等の税を增徵し、民人大いに苦しむ。更らに甚だしきは、鑛監、税監各自に私利を貪り、良民を虐ぐるを以て天下之れがために亂を思ふ。後、毅宗の時に至り五穀稔らず。細民菜色ありしに、搗てて加へて、張獻忠は湖南、四川を略して成都に據り。李自成は陝西、河南を蓆捲して西安に據り、山西を抄掠して京師に迫る。北邊には愛親覺羅氏あり、滿洲を風靡して將に支那本部に浸入せんとするを以て、吳三桂を遣し之れに當らしめしが。李自成の勢盛にして、京師危ければ、毅宗、吳三桂を召還したれども未だ到らざるに陷落し、毅宗は終に萬歲山に縊れて死す其後明の宗室福王、唐王、永明王相繼ぎて帝統を傳ふと雖名あつて實なし故に明の天下は毅宗に亡びたりと云ふべし實に西紀一六四三年なり。太祖位に卽きしより十七代、永明王に至るまで二十代、二百九十三年間なり。

莫臥兒帝國

帖木兒の舊領土 (一)**中央アジア** サマルカンドの主アブサイド死するや、其の領土分

裂するに至り互に勢力を爭ひつつありしが。月即別汗シバン乃ちサマルトカンドを攻略して、中央アジアの主となれり(二)**西アジア**　當時ペルシアにてはイスラム敎の高僧サクイ、ウッザンの裔シアー、イスマイル大に國人の聲望を得て、サファー朝を建設し、タグリズに都して西アジアに君臨せり。

莫臥兒帝國の基礎　アブサイドの孫即ち帖木兒五世の孫ハベルに至り、祖先の舊業を回復せんとして、數度苦戰したれど、戰敗れて國を逃げ、カブールに徙り、幸にシアー、イスマイルの援助を得て、河間(マバーラウンナール)の地を恢復せしが、亦も月即別汗に逐はれて、カブールに退き、更らにインドの征服を圖る。インドはツグラク朝の衰態を來してよりアフガン人の建設せるロデー朝之れに代り、七十餘年間統治せしが。當時インド教の諸侯とイスラム教の諸王とは、四方に割據して互に勢力を爭ひ、擾亂止む時なし。於是乎、バベル西紀一五二八年パンジアブに侵入し、パーニパットの大戰に勝ちてロージ朝を滅ぼし、更らにラージプト族と戰うて大に之を破り。茲に莫臥兒帝國の基礎を建つ。モグールはモンゴルの轉訛なり。

莫臥兒朝　バベルの子フマユンに至り反亂各地に起り。フマユンはベルガン汗に逐はれて、ペルシアのサフィ朝に依りしが。次で其の援兵を得て、其の子アクバルと共にインドに還り大にパーニッドに戰ひ、勝を得て莫臥兒帝國を恢復せり。フマユン死するや。其の子アクバル之れに代て位に嗣ぐ。アクバル英武勇略あり、頑強なるラージプト族を討滅し、其の勢威北はカシミール、カブールより南はビンドヤ山脈に及びたり。帝又都をデ

リーよりアグラに移し。意を內治に用ひ、財政、司法、軍備、文學等に就て施設する所多く。更らに非イスラハ教徒の徵稅を廢し、インド、イスラム兩教徒に政治上の同權を與へ以て宗教に關して公平の措置を執りたる等。爲めに民心大に悅服せり。

インドの統一　是れより先き、デッカンの地には、獨立の五イスラム教國ありて互に勢力を爭ひしが、就中アーマドナガル最も强く、エリクプルを併せ、數次アクバル及び其子ジハンギルと戰ひて、大に之れを敗走せしむ。アクバルの孫シアー、ジェハンの時に至り、ビタルと共にアーマドナガルを降セリ。是に於て、莫臥兒朝の號令はデッカン地方にまで及びぬ。ジェハンの子、オーランゼフに至るや、大軍を率ゐて自ら之れを統轄し、南方に殘れるイスラム教國ビシアープル及びゴルコンダを征服せり。於是乎、莫臥兒(モグール)帝國は殆んど全インドを統一するに至りしが。ペルシア王アッバス二世はシアー、ジェハンの南方經略に從事せる間に、數次アフガンを攻め、遂に戰勝つてカンダハールを陷れしため、此に至つてインド河外の地は、概ねペリシアの有に歸せり。殊にオーランゼブはアクバルの政略上の宗教利用を忘却し、イスラム教を尊奉の餘り、インド教を虐待し、非イスラム教徒稅を復興し。且つ其就官を禁じたれば、其の反動は勃發して、ラージプト族は多くは之れに背くに至りたり。更らに南インドのインド教徒は、マーラク同盟を組織して、頑强なる抵抗をなしたるがため、オーランゼブは大軍を率ゐて自ら將となり、之れを征討すること二十餘年に及びたりしが、何等其の功なくして軍中に死せり。時にペルシアはサフィ朝早く已に衰へ、アフガン人ミルバイス反を謀り、其の子マーイムード、サフィ朝を

滅ぼしてペルシア王となれり。尋でペルシア人ナヂル、シアー起てマームードに代り、之れが王となり、アフガンを取て以て莫臥兒朝の領土を侵せり。

莫臥兒朝亡ぶ　オーランゼブの後、何れも庸主暗君にして國威揚らず。歴朝マーラタ同盟のために苦しめらる。時にイギリス人、植民するに及び、アウランゼフ之れにカルカッタを與ふ。後、モーグル朝はベンガル副王の事に關し、イギリス人に制せらる。シアー、アラムの時に至り、イギリス軍とバクサールに戰ひ大に敗れて、之れがため多く其の領土を失ふ。是れより先き、イギリス人はマーラタを屠り、莫臥兒帝を擁して全インドに號令し、西紀一八五六年インド土兵の反亂あり。翌年イギリス之れを鎭定せるが、モグール帝バハヅール、シアー反亂に與せしとの故を以て、イギリスのインド總督カンニングは之れを廢しぬ。於是乎、莫臥兒帝國全く亡ぶ。

歐洲人の東略

支那の北方人種蒙古人がヨーロッパ、アジアの兩大陸に跨る大帝國を建設してより、東西兩洋の交通頗る頻繁となりしが。其通路たりしコンスタンチノプルをしてオスマン、トルコ人の手に歸せしめてより、全く杜絶さる。於是乎、東洋に到達せんとせば、全く海上航路によらざるべからざるに至れるが。第十三世紀の半頃に至り、支那より磁針の傳來せしより、遠洋航海の術大に開けたるを以て、ヨーロッパ人陸續として東洋に航行し來れり。

（一）**ポルトガル人**　西紀一四九八年インドのロヂー王朝の時、ポルトガル人バスコ、ダガマ始めてグードホープ岬を廻りて、インドのカリコに達せしより、ポルトガル人のインドに航するもの多く、胡椒、肉桂、薬草等の商業は總てポルトガル人に歸せり。之れを以てイスラム教徒の商人は、カリコ王と結びて、ポルトガル人を驅逐せんとし、百方妨害を試みたれど、ポルトガル人は之れに對して不屈不撓、益〻進取の策を敢てせり。インドに於ける最初のポルトガルのインド總督アルメイダは數次イスラム教徒を破りて之れを驅逐し、マラバル沿岸に數市を得、次で一五〇八年アルブケルク代りてインド總督となるや、ゴアを略取して、此に總督府を置き、又西に航してペルシアのオルムズを取れり。其れよりポルトガル人は益〻東洋に來航し、一五一七年に至りては、始めて廣東に來り、寧波（ニンポー）、厦門（アモイ）に商館を建設し、一五六七年には媽港（アマカウ）を永代租借地として、支那貿易の根據地とせり。

（二）**イスパニア人**　此間イスパニア人は西方に航して、東洋に達せんと試み、マガリアエンスは西紀一五一九年に南アメリカに航し、マガリアエンス（マゼリン）海峽を通過して太平洋に出で、フィリッピン群島に至りしが、土人のために殺さる。之れがためフィリッピン群島は遂にイスパニアの有に歸したり。既に其の有に歸したるを以て一五七二年イスパニア人はマニラ市を建てて根據地となし、進んで支那大陸に向つて通商を開始せんとせり。然れどもポルトガル人は百餘年の久しき、獨り東洋貿易の覇權を握り居たるを以て、漫にイスパニア人のために其の利を減することを欲せざりしかば、其貿易場をばマニラに限定せしめたり。其の後オランダが、イスパニアより獨立するに及び、又、東

ろに至りたり。

(三)キリスト教徒　當時ヨーロッパに於ては、キリスト教に關し、新舊兩教の紛爭甚だしく、其の結果舊教徒中なるエスイタ派は、大に勢力を失墜せしを以て、其等の失墜したる勢力をヨーロッパ以外に於て恢復せんと奮起し、常に新陸地發見者の後に從へりし程に、フランシスコ、ザビエルは西紀一五四二年ゴアに來り、其れより漸次東してマライ群島に布教し、續て我邦に航せり。又、マテオ、リチは一五八一年瑪港に來り、後、北京に入りて深く明の神宗の信任する所となりしを以て、大に便宜を得て、支那に布教すること二十餘年の久しきに及べり。次でパントヤ等同志七人と共に北京に來り、勅許を得て天主堂を建つ。於是乎、ロンゴバルチ、アダム、シアール等の布教師陸續として、支那内地に入り、大にキリスト教の傳播に勉む。同時に地理、天文、曆法、砲術等を傳へて大に支那の文化を助けたり。アダム、シアールは明の毅宗の死後、清の世祖に重用せられ欽天監と稱して天文臺長となり、ベルギー人フェルビーストは、聖祖に親信せられしを以て、大に布教をなすと共に西洋の學藝を傳へたり。然し[illegible][illegible]帝[illegible]教を禁止するに及び一時中絶の姿となりたり。

二、清朝の興起

明の時に滿洲の野に、一世の豪傑を出す。之を愛親覺羅氏と云ふ。愛親覺羅氏

は通古斯族にして女眞の後なり。世々長白山の東、俄漠惠の野なる俄朶里城に居る。其史に曰く。其の始祖は天女の兒、布庫里雍順と稱し、數代に亙りて後、内亂あり。其の子孫殺害されしが、唯、幼子范察、逃れて荒野に出づ。更らに數傳して孟特穆に至りたるが、彼れ智略ありて先世仇人の後を計誘し、蘇克蘇滸河なる虎欄哈達の下、黑圖阿拉(横甸、興京老城)に至りて祖業を索めたり。此地や實に俄朶里城を距ること西千五百里、肇祖原皇帝と呼びなさるるは此人なりと。

俄朶里の解說　内藤博士曰く、清朝の實錄にて長白山の東、俄漠惠の野とあるは、今の朝鮮の會寧府を指ししに外ならず。會寧の土名は女眞に之を斡木河 Wa-m-o-ho とも又は吾音會 O-eum-hai とも稱したりき。李氏朝鮮の太宗の時。斡朶里の酋、童孟哥帖木兒其等の地方の空虛なりしに乘じて入居すとは東國輿地勝覽にも明記せらる。即ち是れ孟哥帖木兒は、清の肇祖孟特穆といへるに符し、斡朶里とは女眞の種名をいへれば、清の實錄に俄朶里城とあるの寧ろ種族名たるを了知すべし。孟哥帖木兒は北部の野人兀狄哈に襲殺され、其の弟の凡察及び子の童山等が遼東に逃げ出せしことは、是亦明と朝鮮との記錄に一致すべければ、清

の祖先に關する傳說は、蓋し之れを傳ふるに外ならずと。

太祖以前の建州　寬甸六堡の北方にありし建州女眞の酋長王杲は、西紀一五五七年以降當時黃河の上流に據りて、明の西北邊を犯しし韃靼の小王子と相結び、撫順より南、淸河城に至り、北、柴河堡の東方に至る一線に對し、每月侵掠をなし、更らに蒙古の嚮導をなし、鳳凰城方面より遼東半島に兵を進めしめ撫順を犯し、鳳凰城を攻め、海州金州等に於て殺掠すること甚だしかりき。王杲の勢威は斯の如く盛んなりき。然れども明の名將李成梁の出でて遼東を守りしより、王杲は戰うて敗れ、逃れて哈達に至りしが、却つて捕はれて成梁に送致さる。時に萬曆二年なり。王杲に次で建州に起りしを王兀堂となす。王兀堂は靉陽の東二百五十淸里程の地にして、今の佟家江左右の地方に居り、一時靉陽、寬甸等を犯し。次いで永甸を犯ししが、李成梁と戰うて敗れ。李成梁のために今の佟家江の支流なる雅兒河に窮追されて再起するを得ざるに至りたり。

哈達と葉赫の爭鬪　海西より南遷したる哈達は、其の勢盛にして、其の所轄は、東、灰扒、兀剌等の江を盡くし。南、淸河、建州を盡くし。北、葉赫を盡せり。卽ち哈達の

勢力は、東、今の花松江の本支流に及び、南、太子河の上流なる清河城附近並に渾河、鴨綠江に至り、北は今の奉化懷德の一線に涉り、建州の女眞は孰れも之に服屬したるは言ふを俟たざるなり。其の哈達の盛時は、西紀一五七二年より一五七七年頃に亙りたるなるべしと云ふ。一五七七年卽ち萬曆五年には滿洲全土混亂の巷と化せり。蘇克蘇滸部、渾河部、王甲部、董鄂部、哲陳部、及び長白山の納殷部、鴨綠部、東海の兀集部、瓦爾哈部、庫爾喀部、扈倫國の吳喇部、哈達部、葉赫部、輝發部等何れも蜂起して王號を稱し。互に割據して攻戰せり。是れ哈達の酋長王臺の叔父の葉赫の海西にありし時、其の酋長を殺害して利權を奪ひ、併に數多の山寨を略取したることあり、王臺は之れが緩和を計りたるが王臺老い哈達の勢傾くに至るや、王臺の子虎爾罕と葉赫の仰家奴との間に舊緣を繹ねて激しき爭端起れるに原由するものなり。其結果葉赫の十三寨中、王臺に屬するもの僅に五寨となり。灰扒、兀刺、及び建州女眞は何れも好機逸すべからずとして約束の圈外に馳せ去れり。於是乎、王臺は一五八二年七月憂憤して死す。太祖時に二十四歲、祖父及び父と共に黑圖阿拉にありたり。王臺死してより、兒孫不肖にして父業を爭奪し、其の一人は逃れて葉赫に

據る。葉赫は之を利して以て哈達を攻め、更らに兵を蒙古に借りて、之れを併呑せんとせり。於是乎、明は閑却するを得ず。西紀一五八九年に兵を發して葉赫を討ち、其の紛爭を解除せり。然れども兩部族は共に強を加へずして次第に衰弱を招きたり。此二族の相鬪は金國の興隆に與て力あるもの、太祖時に年三十、漸次哈達の南を略し東、佟家江を併せ西、撫順の邊に至りたり。

太祖と女眞王國　明の神宗の萬暦年間、奴兒哈赤といふもの出づ。雄略あり。滿洲諸部の紛亂に乘じて兵を起し、先づ尼堪外蘭を征して父仇を報復し、爾來勢威大に揚り頻りに扈倫、長白山諸部及び蒙古の科爾沁部の連合軍を破る。時に扈倫部中の葉赫獨り下らず、朝鮮王光海君と連合し來り討つに及んで更らに援を明に請へり。明の神宗、依て遼東の經略楊鎬をして之を援けしむ。奴兒哈赤連合軍も渾河畔に逆擊して之を破り葉赫を下す。於是乎、明代には曾て之れなかりし女眞王國を形成せり。之れを淸の太祖となす。是れより先き、太祖は國を後金と號す。

薩爾滸の戰　西紀一六一八年即ち萬暦四十六年、太祖は明廷に對する七大恨をば、彼れの祭天壇なる堂子に告げ、四月七日撫順城を陥る。其の翌年の春、太祖は乾

坤一擲の壯擧をサルホアリン(薩爾滸山)の陣地に於て試みぬ。今の撫順を距ること東八十里にして、渾河と蘇子河との會流地點に沿うて薩爾滸が岡あり。乾隆帝が祖業を讃美したる豐碑は今に其岡の側にあり。太祖の要砦地は、實に蘇爾滸が岡の對岸なる界凡山(鐵貝山)の懸崖に設けられ、前は渾河の水險に臨む。明軍は撫順方面より主力を進め、開原より今の三岔兒を經由して、一萬五千の兵を發し、敵の根據地たる興京へは、清河城より鴉鶻關を出づるに二萬五千の兵を出し。更らに寬甸、壞仁の方面より朝鮮の援軍一萬及び明軍の一萬を進め攻む。以て四路齊しく起り、敵をして腹背敵を受けて、相兼顧する能はざらしめ、一擧して敵軍を粉碎せんとせり。太祖は先づ明年を破つて其將杜松に戰死せしめ、直に開原の兵を邀擊し、急遽兵を回して興京の南なる懷仁に達する道路上にて、朝鮮明軍の聯合軍を蹂躙せり。清河城方面にありし明軍は、其勢に恐れ戰はずして遼陽に退けり。太祖は此の戰に於て勝利を得、軍氣大に振ふ。翌年三月に至りては、奉天を略し、遼陽を取り、鐵嶺を陷れ、開原を屠る。又其の前鋒は進んで遼西を脅威せり。

太祖遼西に戰死す　太祖は西紀一六二六年正月を以て明國征討の途に上れり。

行く〳〵遼西の都城風を望んで解散す。太祖勢に乘じ一擧にして山海關を拔かんとしたるが、女眞の雄兵も守將袁崇煥の葡萄牙砲の火力に妨げられ、區々たる寧遠城にて手嚴びしく擊退されぬ。太祖ために負傷して陣中に死す。史家稱す、太祖の寧遠城の敗北たるや、勝に驕りし不用意に出づるもの、寧遠破れざれば山海關陷らず、山海關陷らずんば北京は依然たるべきなり。宜なる哉、遼西の爭奪戰が二十年の久しきに亙りて繼續せられたること。

寧遠の雪辱戰　女眞人の寧遠雪辱戰は、太祖の第四子太宗によつて試みられたり。寧遠には袁崇煥あり、蒙古の名將滿桂ありたれど、眞逆は一代の雄兵たる女眞人なれば、明軍忽ち敗北せんと思ひきや、太宗も亦大に敗衄しぬ。是れ女眞人の武器は專ら馬なりしに、明軍は葡萄牙砲を以てす。其の優劣固より比すべくもあらず。女眞人如何に勇敢なりと雖、到底敵すべくもあらず。警敏なる太宗は此に、著眼して西紀一六三三年葡萄牙砲の多數を手にするを得たり。於是乎、遼西爭奪戰は一段の異彩を放ちたり。

太宗と蒙古との會盟　時に察哈爾部の林丹汗は蒙古の嫡宗たるを負み。明と

遂和して遼東を侵し、可汗の實權を恢復せんと欲し、速りに同族諸部を凌虐したるを以て、今の錫林郭勒の一盟諸部の如き、皆避けて漠北に走り、車臣汗に依りて克魯倫河に移牧し、其の餘は科爾沁に走らざれば滿洲に走る。太宗先づ哲里木盟を根據とせる科爾沁と會盟し、林丹汗が嫩江襲擊の際に一層鞏固となり、更らにラオハムレンの上流に於て喀喇沁會盟をなす。女眞人の明國討伐は段一段と其の步武を進め來れるを知るべし。

太宗北京を圍む　既に蒙古族と會盟したる太宗は其行軍路を古の遼西道の北方に取り、長城の一角を突破して遵化に驀進し、北京の東北近く陣す。太宗は既に山海關を陷れんとして成らず。今や北京を包圍して、亦事志と違ふ。然れども之れがため勤王の名目を驕して流賊處々に起り、其の結果明國の滅亡を速かならしめしに視れば、太宗の北京包圍は、間接ながら其の功空しからずと云ふべきなり。

太宗の朝鮮征服　朝鮮さきに葉赫部を助けしを以て、太宗は從弟阿敏をして兵を遣はし之れを伐たしむ。朝鮮の兵と平壤に戰つて大に之れを敗り城を陷る。其れより進んで國都京城に迫る。時に光海君の從子仁祖位にあり、逃れて江都(江

華島)に至り、和を乞うて兄弟の國となる。

國號の改稱　太宗は天聰九年後金の國號を改めて、大清と號し。又滿洲の國號を稱せしめ、崇德と改元す。滿洲の名稱に就ては異論あれども、稻葉君山の解說としては太祖の尊稱が、滿住と云ひしを以て轉じて滿洲となりしもの、然も滿洲に就ては二樣の意義あり。一時金國人即ち女眞人をして父太祖の舊部たりしことを忘れしめざること。其の二は滿住即ち文殊師利なる佛名を部族の名稱とすることは、女眞人や蒙古人其の他の漢人に對して好感を與へしむるものなるにより政策上より打算されたるものなりと云ふ。

遼西の爭奪戰　明廷にては繼續せる遼西の爭奪戰に關し山海關確守に就て其の意見一致せるも、此の地點より遙かに前方なる大凌河や錦州を固守するは、甚だ危險なれば、寧ろ山海關其の者を鞏固にし、之れが前哨陣地として、八里舖を撰ばんとするもの王在晉の如き是れなり。之に反して山海關は關外諸城を維持するに由つて確保さるるもの、其の眼目とする所は寧遠なれば、前哨は之れを錦州に置かざるべからずとなすは孫承宗なり。果然、其の防備策の是非は太宗の戰略により

て決定せり。曾て清兵が遼の行軍を營口方面よりせずして、大凌河の上流義州より邊牆を突破し、直に錦州の面に出て、一擧錦洲を屠らんとしたるも、遂に其の目的を達せざるを以て、太祖は此に戰略を按じ、錦州の西には松山、杏山の二城あり。錦州は以て擁護さるるがため、包圍一年の久しきに及んで陥落せざるなり。如かず、此の二城との連絡を斷たば、錦州自ら倒れんのみと。直に命令を下せり。於是乎、明軍大に驚き、明廷勅を下して明軍の總督洪承疇をして山海關を出て、錦州を救はしむ。洪承疇は當時山海關より寧遠一帶に重兵を擁し、遙かに錦州の應援をなしつつあり。清兵攻め來ると聞き、寧遠より高橋、連山、杏山、松山と次第に糧餉を送らしむるを以て、兵の上乘となす。然れども勅命なるを以て如何ともすべからず。彼は兵を率ゐて松山に至る。太宗之を聞き、大に悦び、直ちに全軍をして錦州の西方の大路を遮斷せしめ、其の附近に堆積せる糧餉を鹵獲せしめ、松山以西、高橋、連山、寧遠に通ずる大路上の諸城は、皆清兵の陣地となる。於是乎、明軍は退却するの已むなきに至りしが、退却明軍に對し、清兵は其側面より之れを海岸に壓迫せしを以て一時海中は浮屍を以て滿たさるに至り、松山亦孤立に苦しみ、洪承疇敢えなく降

服せり。

世祖の支那統一　太宗は西紀一六四二年、再び長城を突破して、內地を侵さしめ、翌年の夏に至り、直隷山東の三府十八州六十七縣を陷れ、人民三十六萬口牲畜五十五萬を鹵獲せり。其翌年太宗は暴かに殂落し、幼沖の順治帝(世祖)卽位し、其の叔父なる睿親王(多爾袞)之れを補佐す。明將吳三桂滿洲軍防禦の任を帶びて、山海關附近にありしが、李自成京師を陷れ、毅宗自殺せりと聞き、清に降て自成を討せん事を請ふ。世祖卽ち叔父睿親王をして三桂を助けしめ、李自成を走らし、山西陝西を定め、更らに都を北京に遷せり。毅宗の死するや、明の遺臣等其の兄福王を南京に擁立し、史可法を督して、中原の恢復を圖らしむ。清將多鐸南下して史可法を楊州に殺し、江を渡つて南京を陷れ福王を蕪湖に擒にす。於是乎、明の遺臣等唐王を福建に擁立し、紹興の魯王と相應援して、江西、浙江、福建の諸地を固守せしを以て、世祖は諸軍を發し、張獻忠、李自成を討滅し、唐王を生擒して、魯王を海上に逐ふ。明の遺臣等之に屈せず、神宗の子、桂王を廣西に擁立し、尙ほ明の祀を奉せしが清軍の來り討つに及び、桂王逃れて雲南より緬甸に入る。時に緬甸はベングタリ王位にあり、桂

王を迎へ、雲南の諸蠻と協力して、清軍を防ぎ、寄寓のポルトガル人と共に極力以て清に反抗せり。然るに緬甸人は王が明の遺族を保護したるがため、他日災を招くを恐れて王の處置を悦はず。弟王パワラ、ダームマ國人の意を迎へてベングダリ王を殺して自立し桂王を捕へて清に送致し、桂王遂に殺さる。是に於て世祖は全く支那を統一せり。時に清の聖祖の康熙元年にして西紀一六六二年なり。

(一)ゴルビチ(格爾必齊)河及びスタノボイ山を以て清露の境界とし山南黑龍江に注ぐ溪河は清國に屬し山北は露國に屬するものとす。

(二)アルグニ(額爾古納)河を以て他の一方の清露兩國の境界とし右岸は清國に屬し左岸は露國に屬す。

(三)シルカ、アルクン兩河合溪の北方、烏特河一帶を保留して公中地帶とすること

(四)アルハヂン(雅克薩)城を毀ちて兩國の平和を保つこと。

(五)猥りに國境を越へて他國領に入るものを處分すること。

(六)逃亡者を互に還附すること。

(七)滿、漢、蒙古、羅甸の四國語にて書かれたる界碑を立つること。

尼布楚の會議　聖祖に至り意を北邊に用ひ愛琿城を築き、又使をアルバシンに遣す。時にロシアはシベリアを略取し今の尼布楚河の河口に一要砦を築き、之れをネルチンスクと命名し次で彼等は又アルバシンに城き切りに南下を策す。於是乎、在留のロシア人に退去を命じ、其の應ぜざるものは武力を以てす。然れども清軍の退去するや、ロシア人又アルバシンに入りしを以て、聖祖はオランダ人を介して、書をロシア皇帝ペテロ一世に贈り、兩國の境界を定めんことを求む。ペテロ之れを承諾す。依つて西紀一六八九年ロシアの全權ゴロヴヰーンと清國の全權索額圖とは尼布楚に會し之れが條約を締結せり卽ち左の如し。

清の內蒙古統御　清朝は太宗の時已に察哈爾を滅ぼし、蒙古を服す。內蒙古の强大なるものは、獨り科爾沁、鄂爾多斯のみ是に於て、清は其の力を分ちて、其の勢を割かんがために、多く部長を立つ。卽ち科爾沁、鄂爾多斯の如きは、左右兩翼に分ち、翼毎に前後中の三旗となし、各共に六旗とす。尤も鄂爾多斯に對しては、後、更らに右翼前末旗を分出して七旗とせり。之れに次ぐは、喀喇沁、烏喇特たり。喀喇沁は强大なりしを以て、其の內を割きて、舊喀爾喀に附して八旗となし、遺す所は今烏喇

特と共に三旗となす。其の餘の諸部は、二旗に分ち、小なるものは一旗とす。札賚特、杜爾伯特、敖漢、奈曼、阿魯科爾沁、克什克騰、四子部落、茂明安等の八部是れなり。清は此等の部に對して、親王に封せしもの、科爾沁部に於て三旗、後、一族を加へて四旗とせり。次に烏珠穆沁に於て一旗、其の他は大なる者を以て郡主となし、次に貝勒、貝子となり、小なる者は公、臺吉となし凡そ札薩を授くること四十九なり。

清の外蒙古征討 内蒙古は既に清朝に服從せしも、喀爾喀部卽ち外蒙古は蒙古の後裔なる札薩克圖、土謝圖車臣の三汗之れを分領するあり。更らに漠西には明代の瓦刺あるありて、其の勢侮るべからず。然るに瓦刺の一部なる準噶爾部に噶爾丹と云ふ部長あり、勇略ありて他の三部を併せ有するに至る。噶爾丹又、西藏の五世達賴喇嘛の近親第巴桑結と提結して、西藏、青海の地を略し、喀什噶爾の亂を定めて、回部卽ち天山南路を統一せり。噶爾丹更らに兵を進めて、喀爾喀に侵入せしかば、其の三汗は恐れて逃れ、途に清使索額圖に逢ひ、援助を請ふ。聖祖依て噶爾丹をして、侵地を返さしむ。噶爾丹命を奉せず。却つて長驅して内蒙古を侵す。聖祖卽ち兵を發して之れを討ち、烏蘭布通に戰うて大に敗る。既にして噶爾丹は、達

賴喇嘛と隙を生じて、之れと絕つ。噶爾丹イスラム敎徒を率ゐて、再び喀爾喀に入る。聖祖遂に親征の軍を起して之を討ち、一六九六年昭莫多に戰うて、之れを破る。時に噶爾丹久しく外征の途にありしを以て、其の姪策妄拉布坦のために、準噶爾部を奪取され、更らに四部、青海等も亦離反したるを以て、噶爾丹は腹背敵を受くるに至り、進退全く谷まり、毒を飲んで死す。於是乎、淸は外蒙古青海等も統一するに至りたり。

西藏を平定す　西藏の五世達賴喇嘛の近親第巴桑結は、黃敎を排して、六世達賴喇嘛を擁立せり。是れより先き、西藏は黃敎獨り勢力を得しを以て、達賴、班禪の兩喇嘛の如きは、其の下に屬し、單に宗敎の事務を掌るに過ぎざりし狀態たりしなり。於是乎、瓦剌の一部なる和碩特部の拉藏は、之れに服せず。桑結を殺して新に六世達賴を奉ぜり。然るに西藏、蒙古の諸部は、拉藏の處置を悅ばず。別に新達賴喇嘛を西寧に擁立す。準噶爾の部長策妄拉布坦は、此機に乘じて、西藏に侵入し、兵を縱つて拉藏汗を殺す。西藏は斯の如くして紛亂を極めしかば、聖祖は皇子允禵を遣はして、兵を率ゐ、策拉布坦を討ち、之れを擊退せしめ、尋で西寧の達賴喇嘛を迎て拉

薩に擁立す。西紀一七二二年聖祖死して、子世宗立つや、瓦剌の和碩特部は好機逸すべからずとなし、青海、西藏の喇嘛を煽動して反亂を起さしむ。世宗は兵を遣はして、悉く其の反亂を平定して、以て駐藏大臣を拉薩に置けり。然るに策妄阿拉布坦の子、噶爾丹策零、數次邊境を侵して已まず、清は其の都度之れを討伐するを以て大に外征に苦しみしが、幸に三音諾部之れを逆撃して大敗せしむ。依つて降を請ふに至り、西藏亦清の藩屬となれり。

高宗の偉業　西紀一七三六年、世宗死して其の子高宗立つ。乾隆帝是れなり。高宗は英明の主にして、或は準噶爾の禍亂を平げ、金川を掃蕩し、或は廓爾喀の降を受くること二回に及び、或は回部を平定し、或は臺灣を靖難し、或は緬甸安南を下す等、所謂十度武功を全うせり。於是乎、高宗自ら十全記を作り世に稱せらる。

(一)**準噶爾**　噶爾丹策零死するや。達瓦齊繼ぐ、達瓦齊は策妄阿拉布坦の從孫なり。然るに達瓦齊の一族は、阿睦爾撒納が擁立の功を恃みて、横暴なるを惡み、絶えず壓迫を加ふ。阿睦爾撒納ために逃れて、清に至り、準噶爾部の現狀を具陳し以つて之れを取るべしとなす。高宗、於是乎、班定をして兵に將として準噶爾を討たしむ。

戰うて之れに克ち、達瓦齊を降す。然るに阿睦爾撒納は、準噶爾の部長を以て甘んぜず、瓦剌に於ける他の三部をも併せ之れが統率者たらんと欲して、清廷に請ふ許されず。依つて兵を擧げて天山北路に反旗を飜へし、更らに天山南路のイスラム敎徒を煽動して、清に反抗せしむ。高宗乃ち兆惠をして、兵に將として之れを討伐せしむ。阿睦爾撒納大に敗れて起つべからざるに至り。遂にロシア領に逃る。於是乎準噶爾全く平定せり。

(二)回部　高宗既に準噶爾を平定し、兆惠をして更に兵を進めて回部を討たしむ。是より先き、噶爾丹の喀什噶爾を服してより、喀什噶爾汗は準噶爾の後援を得て、回部を統べしが、回部は阿睦爾撒納の反するに及び、之に應じて、切りに清軍に抵抗したり。然れ共兆惠の兵能く之を討伐して、遂に回部を平定せり。既に回部を平定したる以上、清國の勢威は葱嶺以西に振ふに至りたるを以つて、コーカンド、バダクシァン、アフガン等の諸族は、風を望んで何も使を清廷に遣はし、好を通ずるに至れり。

(三)金川　隋初金川縣を置く、金川は金沙江の上流にあり、大金川小金川の二に分かる。西紀一七四七年、金川の土司莎々羅奔叛し、隣傍の土司を攻略したるを以つて

巡撫兵を遣はして、之れを糾彈せしめんとしたるが、却つて害せらる。於是乎高宗は雲貴總督張廣泗に兵を發して討伐せしめ、戰うて利あらず、高宗依つて大學士傅恒に命じて之れを經略せしめ、岳鐘琪をして兵を縱つて征剿せしむ。莎羅奔戰敗れて降る。然るに莎羅奔の兄于郎卞傑驁にして、土司の事を掌り、其の死後に至り其の子、索諾木益附近に於ける土司を攻略して、其の地を併有す。高宗乃ち阿桂をして、之を討伐せしむ。阿桂大に戰うて之れを破り。小金川を取り、尋で一七七五年に至り、索諾木、莎羅奔を降して金川悉く平定せり。

(四)緬●甸● 高宗は明瑞をして、緬甸を討たしめ、更らに傅恒をして水陸よりアワに逼らしむ。アロンプラの孫マウグ(孟駁)遂に降れり。是れより先き、緬甸はベングタリ以後、國勢漸く衰へ、ペグ部尤も勢力を得、一七三三年、遂に國都アワを陷る。是に於て木疏部長アロンプラ(甕籍牙)出でて、兵を發しペグを討つて之れを敗りアワを復し。數次雲南の西南部を侵しつつ、清軍に抵抗しつつありしなり。

(五)暹●羅● 明末の頃プラチョー、ソンタム王位にあり。我が山田長政を用ひて、大いに國威を發展せしが。王の死後內亂起り、長政亦害に遭ひぬ。後、清の聖祖の時に

至りギリシア人コンスタンチンと云ふものあり。暹羅王の信任を受けて政權を執りつつありしが。王に勸めてフランスの保護を請はしめ、フランス兵を招て國內に入るるや。國人大に之れを憤慨して內亂を起す。緬甸此機に乘じて來り攻め國都アユヂヤを陷る。時に漢人鄭昭(ファヤターク)あり。兵を擧げて緬甸軍と戰ひ、大に之を敗走せしめ暹羅國を再興し、自立して王となり。都をバンコクに奠む。後、又內亂起り其の部下ファキチアクリに殺さる。依つてファキチアクリ王位に嗣き、好を清に通じ、高宗より暹羅王の封册を受く。卽ち今の暹羅王家の始祖なり。

(六)安南　安南は廣南、大越の二國に分立してより百八十餘年、其の間に於いて廣南は南方なる占城を破り、更らに兵を發して東蒲寨を取り、又我國と通商を開き、國勢一時隆盛となりしが。西紀一七八六年阮文岳其弟阮文惠と兵に兵を擧げて、廣南大越の二國に迫り、阮文岳は廣南を滅ぼし、自ら立つて交趾王となり。阮文惠は大越を滅ぼし、自ら立つて東京王となる。於是乎、黎氏の後裔、黎惟初、救を清に請ふ。高宗兵を發して之れを討たしめしに戰勝たず、尋で阮文惠和を請ふに至りしを以て高宗は其の請を許し以て東京王に封ぜり。

(七)廓爾喀　廓爾喀はヒマラヤ山南ネポールに雄を稱し、勢威頗る盛んにして、漸次西藏、インド地方に侵撃するに至りしを以て、高宗兵を發して之れを討ち、之れを破りて國都カトマンヅを陷れて之れを降せり。

(八)臺灣　彰化の人林爽文反したるを以て、福康安等討つて之を平ぐ、時に西紀一七八七年なり。

莫臥兒朝滅ぶ　アフガニスタンにアーマド起り莫臥兒帝を擁して、兵を擧げ、大にマーラタ同盟を破りしが。アーマド死するや。內亂起りて又インドに力を用ゆる能はず。マーラタ同盟亦南北に分裂して、互に勢力を爭ふに至れり。其の後フランス皇帝ナポレオン一世は、北マーラタ同盟を助けて、インドに於けるフランスの勢力を恢復せんとしたるが。イギリスのウェルスリー時にインド大總督たり、能く同盟を操縱して、ナポレオンの計畫を挫敗せしむ。是に於てかイギリス人、遂にモグール帝を擁して兵を發し大にピンドヤ山北に戰うて、南北マーラタを平定す。後、エレンボローのインド大總督となるや。イスラム教徒、シック教徒を降服せしめ。ダルフージー之れに代つて、大總督となるや、小諸侯の反亂を戡定して、此に全くインド國を統一せり。ダルフージーはインド大總督中、著名の人にして、外は下緬甸を取りて、イギリス領となし、鋭意インドの統治に就て、苦心經營し、施設する所極めて多かりしも、改革に急にして舊慣に反することを多かりしかば國

人之れを悦ばす。不平の聲漸く滿つ。土著の諸侯亦舊領を恢復せんとするに至りたるが西紀一八五七年土兵の反亂を捲起しぬ。土兵の反亂あるや。ガンガ河流域一帶の地は、之れに響應して、勢甚だ盛に所在イギリス人を虐殺し、以てモグール帝國の再興を圖る。當時カンニング大總督となり、ダルフージーは其の前年を以て印度を去れり。於是乎カンニング大總督、力を盡して之れを討滅せんことを期し、二年の後、漸く之れを平定するを得たり。カンニングは亂平ぐるの後モグール帝バハヅール、シアーが其の反亂に與みせしを責め帝位を廢し年金の給與を罷め。之れを緬甸に幽囚す。此に至つてモグール帝國滅亡せり。モグール帝國の存在は、アクバル大帝より、三百年を經たり。既にモグール帝國滅亡せるを以て、イギリス政府は、東印度商會の政權を握るに至り、イギリス女王ビクトリアは、一八七六年インド女王の號を取り。カルカッタ總督亦イギリス政府の下に全インドの政務を執行することとなれり。

四　清朝の對滿施設

南方漢人種が、數千年來絶えず、北方異人種に苦しめられつつありしは、勇武果敢(一)氣性を缺如するの致す所なり。然りと雖、南方漢人種は、或る意味に於て、北方異人種を征服し來れる史實を知らざるべからざるなり。覗よ都を潢河の北なる臨

瀆に獲め帝位に卽きたる契丹の太祖阿保機を。彼は漢人利用によつて、其の强盛をいたしたるもの。吾れ漢語を能くす。然れども口を絶えて道はず。部人其の漢に效うて而して怯弱となるを恐ると道破す。又見よ、東、高麗を威服し。西、西夏を懷柔し。南、漢淮二水より北ケルルン河に及べる大版圖を有して、東亞細亞の最大强國となり。小堯舜を以て謠はれたる金の世宗を。彼亦能く漢人種を利用して、其の雄を稱するに至りたるもの。燕人古より忠直なる者鮮なし。遼兵至れば則ち遼に從ひ。宋人至れば則ち宋に從ひ。本朝至れば則ち本朝に從ひ。其の俗や詭隨自ら來るあり。屢〻變遷を經れど、未だ嘗て殘破せざるものは、凡そ此を以つてなりと述懷す。又見ずや。淸の太宗が國號を滿洲と改稱して、一は以て全國人卽ち女眞人をして父太祖舊部たりしを思念せしめ一は以て滿住卽ち文珠師利なるの佛名を部族の名稱とすることの。女眞人や蒙古人は勿論一般漢人に好感を與へんとしたるが如き。或は康熙帝が明の降將尙可喜を廣東に、耿精忠を福建に、平西王吳三桂を雲南に。所謂漢人を利用して十八省を統一したるが如き。何れも顯著たるものあり。是れ固より北方異種人の勇武果敢の氣性之れが根柢をな

して能く斯の如きを致したるに相違なけれど。彼等は必らずや漢人利用の道を以てせざるべからざるに於て。遂に漢人化せられて、懦弱風をなし、北方人種の稟性を滅却するに至るものとす。

既に氣性雄大の北方人種が、懦弱風をなして漢人化せらるゝとせば。彼等は到底漢人の敵にあらざるなり。由來、漢人種は農に工に商に是れ利是れ益求めて遺さず。故に北方人種の國家滅ぼるの時は、其の發祥地は既に南方漢人種のために經濟上に於て征服せられたるの時たらずんばあらず。於是乎、契丹の太祖、金の世宗將た又清の康熙帝等が。或は不忘本を說き、或は國粹保存を叫ぶも、遂に甲斐なき所以なりとす。

近時我が國の政治家異口同音に、滿蒙を以て一部は我が國の經濟的勢力圈となし、一部は露國の經濟的勢力圈となす。吾人之を首肯する能はざるなり。滿蒙に於ける經濟的勢力圈とは、資本を意味するか勞力を意味するか。漢人の勞力は機械力をも凌駕しつつ、勞力卽ち大資本たりと斷ずるまでに、滿蒙の經濟的勢力を把握しつつあり。啻に北方人種が驅逐せられつつあるのみならず。或る意味に於

ては我國人も露國人も手を出し得ざるの狀態たるなり。吾人今茲に淸國の對滿政策を記述するに當り、感慨無量たるものなくんばあらず。孔丘曰く、故を温ねて新らしきを知れと。是れ豈に我國人の對滿蒙政策を敎導する格言ならずや。識者以て如何となす。

招民開墾例　遼東は遼河流域を始めとし、其の他明人によりて開墾され熟地となりたるも。一度兵戰の衢と化するや。或は鴨綠江を渡りて朝鮮平安道の北部に移住し。或は山海關内に入りしを以て。遼東は荒蕪の地となりぬ。更らに滿洲全土に於ても、亦同一の狀態となれり。太祖にして長白山下に覇を稱せんとならば、單なる八旗の兵六萬人を以てすれば足らんも。彼は南方漢人の北京朝廷を蹂躪せずんば已まざらんとするに於て。滿洲部族を以て八旗の補充となしたるがため、自ら土地の衰頽せること言ふを俟たざるなり。且つや淸國が北京を占領したるにより。遼東一帶にありし民族は、滔々として移動せり。當時京外亦慘怛たる悲境を呈して禾稼の見るべきものなし。於是乎、西紀一六四四年卽ち順治元年全國の地方廳に勸農開墾の急を札飭す。無主のものをば流民及び官兵に分給

し。有主のものは原主を招ぎて耕作せしめ。牛具數糧を施與す。順治八年に至り、山海關道の保結下に關外の居住分地を許し。順治十年に至り遼陽を府となし。海城、遼陽の二縣を附屬せしめて、遼東招民開墾例を批示せり。其の內容は招民をば、招頭に請負はしめ。之れに報酬として官吏たる資格を與へしめ。文官を希望するときは知縣を。武官を希望するときは守備を授け。招民の數の多寡によりて任官の階級を次第し。六十名以上百名未滿を招得したるものは、文官にては州同州判。武官にては千總に任官す。五十名以上の者は文官にては縣丞。武官にては百總を授け。多數を招得したるものは、農民百名を加ふる每に記錄一級を加ふ。其の任官手續は招頭先づ移住農民の姓名と數目とを戶部に通知し、移民を引率して山海關を出で、移住地たる遼東各府縣官に引渡したる後、該府縣より發給したる移民引受證明書を携へ、文官を望むものは吏部に。武官を望むものは兵部に至り。其の官職を受くることとせり。次に招民の給與は移住農民一人につき、每月食糧一斗(我が五升七合餘)開墾耕地一晌(我が六反餘)每に、種子六升、每百名に農牛二十頭を貸與せり。但し其の食糧と種子は收穫後に返還することとせり。然れど招民

開墾例の成績は不結果に終り。一六六八年に至り、康熙帝は遂に之れを廢止せり。

帶地投誠　清の太祖太宗は兵力を以て、遼東を取りたるがため同地方に在し漢人は、帶地投誠せり。帶地投誠とは、其の土地を所有せるまゝ投誠せるものにして、所謂國主の其の社稷を奉じて投降すると同じき意義なり。清廷喜んで之れを受け安んじて之れを撫す。唯、其れ清室諸王の跋扈により、帶地投誠に關し種々なる弊害を助長するに至りたり。清室諸王は清廷の利益よりは、先づ自己の利益を圖らんとに汲々とし、不逞無頼の漢人のために致されたり。即ち彼等不逞の漢人は、他人の財產を指して自己の所有となし、田產攘奪の奸手段に供し。或は地租差役等を廻避するがために、諸王の門に投降し。互に諸王貝勒を擁して迫害至らざるなく。北方支那に於て最も太甚し、於是乎、一六四七年即ち順治四年上諭あり。多數の漢民貧富を論ぜずして相率ゐて投充し。投充後は横暴至らざるなく。甚だしきは官命に服せざるもののあるに至る。是れ豈に窮民を軫恤するの意に反するにあらずやとて。帶地投誠を永遠に禁止せり。然れども終に其功なかりき。

滿洲の封禁　清廷は祖宗發祥地の滿洲に對して、封禁の政策を執れり。滿洲人

が北京遷都以後、直ちに山海關を把握して往來を譏察し。絶對に漢人の滿洲侵入を拒絶せんと欲したり。然れども帶地投充の漢人あり、漢軍旗人あり、不可能とならんとするを以て、山海關道に札飭して路票を出さしめ、路票の下附には、徵錢十七文としたり。

鮮人竄入の防壓

西紀一六三八年、太宗は鴨綠江下流の櫰鎜より鳳凰城を經て、今の鹻場邊門に達する一線に於て鮮人鼠入の防壓工事を施せり。之れより先き、鮮人ト兒哈地、今の東間島地方に來りて獵を行ひ、灰扒地方、今の輝發に來りて人參を採掘し。寬典今の寬甸縣に來りて亦窒參したる越境問題より紛擾を起し、一六三七年に戰端を開始され、朝鮮王面縛後素して太宗の脚下に哀を請ふ。此の時の和約にて豆滿江外に於て鹿屯を包括し、黑山々脈より寶晉山に亙り、鴨綠江の上流に入る頭道溝より十二道溝に至る諸水と、松花江の西大源諸水との分水嶺たる長白山の支脈より、佟佳江本流の稍西方を經て、大小皷河の水源より鴨綠江と鳳凰城の中間に至る線を以て、無人地帶即ち間曠地域となしたり。是れ頻繁なる鮮人の竄入に對しては最上の防壓策と思惟したるがためなり。

ロシアの東方經略

ロシアは蒙古西征の時敗れて之れに降り。其の後欽察汗に屬せしが。欽察汗は帖木兒の退軍後諸汗互に勢力を爭ひカザン、ウスベク、クリムの汗互に其の雄を競ふに至りしを以てモスクバ太公イバン三世此機に乘じてカザン、クリム二汗と攻守同盟を締結し、兵を合せて欽察汗アーメッドと戰うて之を破り。西紀一四八〇年遂に欽察汗國を滅ぼせり。於是乎、攻守同盟の覇者モスクバ太公の勢威大に揚がり。東ローマ帝國傳來の二頭鷲の旗竿を襲用するに至れり。後、イバン四世に至り、親らツァールと稱しカザン、アストラカン等の諸汗を滅ぼし、ドン河畔のコサックを服屬せしめ。以てリボニアと戰うて數箇の要市を占領したり。時に滿洲人は頻りに遼東を取り、遼西を陷れ、漸次其の馬首を西へ西へと進めつゝある間にして。露西亞人は驚くべき程度を以て反對に馬首を東へ東へと進めたり。卽ちウズベク部の支族にクチュムと云ふものあり。今のイルチシュ河畔を領して、悉畢兒汗と號し。オビ河流域を威服せしに、會〻ドン河畔に住せるコサック部長エルマ

ルク其の部下の兵八百餘人を率ゐてウラル山を越え、遂にクチュムを征服し、更らに進でイルチシュ及びオビ沿岸を征服し、之れをイバン四世に獻ず。是れ實にロシア東略の第一著手にして、西紀一五八〇年頃なりき。後、エニセイスク、ミカエル三世立つに至り。一六一九年コサック兵を東方に派し。エニセイ河地方を征略して、其の河畔にエニセイスクを建て、兵を附近に派してオスチアク族及び通古斯族を討伐して降服せしめ。尋で一六三二年に至り、レナ河地方を奪取して、以て其の河畔にカーツクを建つ。又ボヤルコフはセヤ河を渡つて黑龍江地方を討伐し。オーツク海に到りぬ。一六四九年に至り、アレキシス帝はハバロフを遣はして、黑龍江諸部に侵入し、雅克薩(アルハジン)を攻略して此に城き。是れより清國との交渉起り、尼布楚條約(前出)の締結を見るに至れり。

(一)恰克圖條約　西紀一七二八年恰克圖條約を締結し、恰克圖を以つて清露兩國の互市場となし。北京に至りて通商し。又、公使館、教會堂を建設することを許せり。是れより先き、清朝既に外蒙古及び天山北路を平定し。シベリアとの交通頻繁なりしを以て。ロシア帝ペテロ二世屢〻使を清國に遣はして、通商條約の規定を求め

たるがためなり。

(二)愛琿條約　西紀一八五四年ロシア帝ニコライ一世は、將軍ムラビエフを東部シベリア總督に任じ。連りに東方を經營せしむ。當時、淸國は前約を賴みて北方の警備を怠りしを以つて、ムラビエフが黑龍江沿岸の地を視察するや。淸兵なきを確かめ得たるがため、ロシア國旗を建ててニコライスクを創めたり。此年ムラビエフは淸國の使臣と會して、黑龍江の境界を確定せんがために、黑龍江の第二回遠征を試む。ムラビエフは黑龍江及び烏蘇里江を以て兩國の境界となさんとせしが、淸使聽かず。議合はずして歸り。翌年に至り、遂に條約を締結す。愛琿條約是れなり。卽ち左の如し。

(一)黑龍江左岸一帶の地はロシア領に歸すること。
(二)右岸全土は烏蘇里江に至るまでを淸に歸すること。
(三)烏蘇里江南韃靼海岸に至る地はロシア淸兩國雜居の地とすること。
(四)黑龍江、松花江、烏蘇里江の三流はロシア淸兩國の航通を自由にすること。
(五)前條三流は他國船舶の航通を禁ずること。

(三)**北京條約**　初めアロー號事件に關して、イギリス、フランスと清國と天津條約を結ぶや。ロシア公使イグナチェーフ其の間に斡旋する所ありて、和議を纏めたるがため、北京條約を結びて、之れが報酬として清國より烏蘇里江東の地をロシアに讓ることとなれり。於是乎、ロシアは西紀一八六〇年烏蘇里江東の南端に、ウラジホストクを開けり。

樺太問題　西紀一七九〇年前後よりロシア人屢我が北門を侵す一八六六年に至り德川幕府は使節をロシアに遣はして之れが談判をなさしむ其の結果北緯五十度を以て樺太に於ける彼我兩國の境界となしたりしが越えて一八七五年卽ち明治八年に至り再び談判を開始し我日本は千島を領しロシアは樺太全島を領することとなれり。後、日露戰爭の結果、一八六六年の談判と同く、北緯五十度を以て兩國の境界となすに至れり。

キルギス部占領　西紀一八四六年に至り、大キルギス部ロシアに攻略せらる。キルギスは中央アジアの地にあり。大中小の三部に分かれ、小中二部のキルギスは一七三二年既にロシアに降る於茲乎キルギス部は全くロシアの統治下に立つに至れり。從て清の伊犁地方は、ロシアと界を接することとなれり。

天山南路平定　高宗前きに天山南路を平定せしが、長髮賊の亂に當り、河西のイスラム教徒反したるか以、天山南路のイスラム教徒亦呼應して反す。喀什噶爾汗の後裔ブズルクは、之れを機として浩罕の勇將ヤクブ、ベクと共に、喀什噶爾に侵入し。ブズルク立つ

て統帥者となるや。幾くもなくしてヤクブ、ベクはブズルクを廢して之れに代り。尋て兵を發して天山南路及び河西のイスラム教徒を征服し。都をアクスに奠め。好をイギリス、ロシア、及びトルコに通じ、清に抵抗す。尋いでヤクブ、ベク死するや、內亂起りて紛擾を極めしかば、清の陝甘總督左宗棠は、兵を縱つて之れを討伐し、悉く天山南路を平定せり。時に西紀一八七八年なり。

伊犂條約　ロシアは天山南路にイスラム教徒の反亂起り。伊犂のイスラム教徒亦呼應して紛亂せるに乘じ。清國のために邊境を保つを名とし。西紀一八七一年兵を發して伊犂のイスラム教徒を討滅して、之を占領せり。清廷は全宗棠既にイスラム教徒を平定したるに及び。ロシアに向つて屢〻伊犂の返還を求めしが、ロシアは容易に之れに應ぜず光緒帝仍ち崇厚を遣はして、ロシアに至り、之れが返還を迫らしめぬ。是に於てリワヂア條約成る、卽ち左の如し。

(一)償金五百萬ルーブルを出すこと。
(二)デゲス河上流の地を割讓すること。

然るに清國の讓步度に過ぎ、屈辱亦甚だしとて朝議大に喧囂を極めしを以て、結局之れを廢棄せんとしたるを以て、兩國の國交將に斷絕せんとせり。於是乎、清廷は更らに曾國藩が子曾紀澤を全權大使となし。ロシアに赴て之を再議せしむるや。兩國互に讓步し一八八一年を以て事局を結べり。之れを伊犂條約とす卽ち左の如し。

(一)償金を增額して九百萬ルーブルとすること。

（二）テゲス河上流の地に代ふるにコルゴス以西の地を以てすること。

中央アジア征服　中央アジアは當時ボハラ、ヒバ、ボーカンドの三汗互に勢力を爭ひつつありしを以て、ロシアは此の間に乘じ、著々として侵略の歩武を進めて、トルキスタンを略し、西紀一八六五年にはタシュケンドを取り、其の翌年に至り、カウフマン將軍はボーセンド、サマルカンド以北を攻略し、尋てサマルカンドを陷落し遂にブハラを包圍して媾和談判を結び、サマルカンド以北の地と五十萬ルーブルの償金とを得て、之れを保護國とせり。又、一八七三年に至りヒバが、ペルシアと戰うて敗れたるに乘じ、之れに迫つてアム河以北の土地を奪取し且つ償金二百二十萬ルーブルを得て保護國とせり。是れより先き、ボーカンドも亦ロシアの保護國となりしが、國人之れに服せず、屢〻羈絆を脱せんとして抵抗せしが、スコベレフ將軍之を討滅して、遂に其の領地とせり、時に一八七六年なり。

ロシアとイギリスの折衝　ペルシアはナヂルの死後、國內久しく騷擾せしが、西紀一七九四年に至り、アガムハメット之れを統一せり。アガムハメットは今のカヂアル朝の始祖なり。當時ロシアはカフカズ地方を侵略せしを以て、ペルシアは遂にロシアと衝突しロシア軍を排擊せんとして、イギリスの後援を請ふ。然るにイギリスはロシアを憚りて援を辭するに至りしかば、ペルシアは連戰連敗して已むなく媾和し、裏海の西岸アラクセス河以北の地と償金とを與ふ。ロシア既にヒバを降すや、一八八四年に至りメルブを取り、ヘラットに逼る、時にイギリスはアフガン國を保護しつつありしを以て、アフガン

人を助けて以て、ロシアと戰はんとせしが。一八八七年に至り、境界を議定して平和の局を結べり。ロシア更らにパミール方面を侵して、インドに逼らんとし、イギリスとの間に所謂パミール問題を惹起し、清國亦之れに關係して紛紜絶えず、或は談判破裂して、兵火の中に相見えらるゝと思はれしも、一八九五年に至り、境界を議定して事なきを得たり。

戸口增加と佃戸

(一)八旗の戸口　八旗には滿漢蒙の三種八旗あり。始めて北京に遷都したる時は、北京及び其の附近に於ける駐在兵は、八萬なりしが。康熙の時に至りては、增加して十二萬となれり。乾隆の時に至り、沈起元說をなして曰く。

定鼎より以來。四聖相承け、太平無事なるもの、茲に百年。深仁厚澤、休養覆育、生齒日に繁げく、天下の戸口、曩昔に數倍す。而して旗人の繁衍之れに視へり。竊かに聞く、世祖の時、定甲八萬甲、受銀若干兩、米若干石、聖祖の時に至りて乃ち增して十二萬甲となす。蓋し一甲の丁、今に至つて數十丁、數百丁となるもの、比々皆之れなり。一甲の糧は昔以て一家を贍らすに足るもの、必らずや以て數十家數百家を贍らすに足らざる勢なり。甲は遍ねく及ぶ能はず。而かも徒らに之れ

をして士せず、農せず、工せず、商せず、兵せず、民せず、而して京師數百里の內に環聚せしむ。是に於て、其の生は日に蹙まり、而も計のなすべきなし。旗人愚にして生をなす能はざるにあらず。干木陶朱の智ありと雖、生をなす能はず。豈に唯に旗人の自ら計を爲す能はざるのみならんや。堯舜の仁と雖、之れが計を爲す能はざるなり。

當時果して幾何に增加せしや、確知すべからざれども、順治に八萬なりしもの、康熙に十二萬となりしに視れば、少なくとも二十萬は下らざるべし。然も沈起元が所謂甲は遍く及ぶ能はずして、徒に之れをして士せず、農せず、工せず、商せず、兵せず、民せず、而して京師數百里のうちに環聚せしむ。其れ斯の如く衣食給せず。焉んぞ能く軍紀の振肅を問ふべけんや。是ぞ軈がて滿洲開放の實現さるる遠因ならずとせんや。

(二)旗人の佃戶　旗人が農業を厭ひ、其の賜給されし土地をば、漢人の佃戶、卽ち小作人に一任し、其れより小作料を徵收しつつありたるは、宗室王公等の皇莊、卽ち莊園と同じき狀態たりしなり。佃戶は固より細民なるを以て、糊口以て餘りあれば、之

れを貯蓄すれど、地主たる旗人は、一甲の丁、今や數十丁數百丁となりしを忘れ、過去の惰力に絆されて、分不相應の消費をなすがため、佃戶に對して小作料以外に金穀の融通を請ふに至り。其の結果負債嵩じて、其の土地を處分せざるべからざるも賣買は禁止さるるため、典地の形式を以て長租權を與ふることとなれど、累利のため旗人は到底之れを贖回し得ざるを常とす。乾隆十年に至り、曾て雍正の時に採用せし典地贖回の方法を施行せんとして、近京五百里の圈地、卽ち旗地を點檢したるに、大牛漢民に典せられしとなり。於是乎朝廷にては、或は長租權の制限を加へ、或は典期の長短によりて、典價償却に拘束を加へ、或は朝廷自ら典價を支出して贖回したれども。元來農業嫌ひなる彼等旗人は、亦もや佃戶のため、典地の形式を以てする賣却をなすに至りたり。歷史は繰返すとや。彼等の淸人は其の祖先たる金人が漢地の占領後、試みたる制度卽ち猛安卽ち千戶、謀克卽ち百戶の制を置いて特殊の權利を同族人に與へ、以て漢人を脅威せんとしたることは、淸人旗人の其れと相似て、却て漢人のために或る意味に於て征服されたるなり。金の世宗が金人を訓戒したる言に曰く。

猛安、謀克戸の民、往々驕縱にして親ら稼穡せず。家人をして農作せしめず。盡く漢人に佃蒔せしめて、租を取るのみ。富家は盡く紈袴を服し、酒食遊宴し、貧者は爭ひて之れに模倣す。家給し、人足らんことを望まんと欲するも難し。近ろ已に奴婢を賣るを禁じ、其の吉凶の禮を約ならしむ。更らに當に委官をして、戸數を閲實し、口を計り地を授け、必らず自ら耕力せしめ贍らざるものは方さに人に佃するを許し。仍ほ其の農時に飮酒するを禁ずべし……近ろ使者を遣はして、秋稼を閲視せしむるに、猛安、謀克の人、惟酒を是れ務め、往々田を以つて人に租し、而して豫め三二年の租課を借るものあり。或は種すれども耘らず。其の荒蕪に聽かすものありと聞く。自今皆閲實の上、等第科罪せん云々。

由是觀之。滿洲は飽まで農業嫌ひなり。漢人の其れとは異なるなり。史家稱す。清人の祖先たる明代の女眞人は、天產物たる松子や、人參や、然らざれば深林の間に射落したる黑貂を提供する以外。稼穡の作物の殆んど總てに沒交涉なるを知らば。心臟に同じ血液を張らす。彼等の子孫たる滿洲人に、農業が極めて不熱心なるも無理からぬことなりと。吾人亦眞に然るを思はずんばあらず。

旗人に對する救濟

京營旗人が安佚に流れて濫費するに、搗てて加へて戸口増加して、生活難を生じ來れるを見て見ぬ振りも出來ざるのみか。八旗は朝廷の爪牙にして、殊に鑲白、正紅、鑲紅、正藍、鑲藍の五旗以外の鑲黃、正黃、正白は、國初以來の親軍にして、其等旗人の軍紀如何は、清朝の武威に影響する處大なるものあるがため、出來得る限り八旗に對して之れが救濟の方法を講ぜざるべからざるは當然事なり。於是乎、康熙年中には、多くもあらぬ戸部の銀庫より、六百五十五萬兩を支出して貸付け、同時に數百兩の滯租を免除し。雍正年中には、毎回三十五六萬兩を賜給すること數次に及び。乾隆年中には與地に對する救濟をなしたるも、農業嫌ひなりとのことが因をなして何れも不結果に了りたるなり。然れども生計の困難、戸口の過剰は、早く已に武力の衰頽を馴致したるを以て、何等かの方法を以て、之れが救濟策を講ぜざるべからざるなり。作麼。妥當の方法なるべきぞ。作麼。當面を解決し得べきとは、雍正末年より乾隆の初期に於て一般講究の題材として提供せられたるなり。

旗人の移住問題　旗人に對する當面の救濟としては、旗人の移住に一致したる

が。就中、其の移住に對する意見としては、乾隆六年、戸部侍郎、梁詩正の八旗屯種の疏を以つて、尤も時弊に中せりと云ふべく。彼れは旗人の窮乏を以て自治の手段を講ぜしめず、常に官府より之れを給養するに由るとなし、若し夫れ之れを等閑に附し去らんか、八旗の兵餉の浩繁なる出づる所のものも常に多く。各省緑旗の兵餉日に增加するが故に入る所のもの漸く少し。斯かれば兵餉の一項は國用十分の六七に居るものといふを得べく。萬一臨時の費を要するならば、左支右詘するを免れざらん。故に內決して未だ施行するに至らざる、雍正帝の意見の如く。彼等の過剩せる戸口をば、東三省に移住せざるに如かずとなせり。於是乎、朝廷京營八旗の散丁を以て吉林なる拉林と阿勒楚喀との二地に移住せしめぬ。拉林と阿勒楚喀は、松花江の水運を利用するの便あるのみならず。實に土地豐饒なるなり。故に好箇の屯田なるなり。且つ彼れ等に對して、每戸に若干の準備費を給し、其の沿の途には車輛と馬糧とを與へ。又、立產銀と官設の房地、併に耕作用の牛具數種等一切を供給し。一戸の費銀百餘兩、金額總計數萬兩を支出したるなり。既に斯の如き施設を以てしたる上は、屯田の成績期して待つべきに、却て豫想と一致せざ

りしなり。彼等には始より永住の心なかりし。彼等は依然として放漫の生活を持續し、立產銀を費ひ果たせし頃は、去つて北京に歸還するものをいだせり。乾隆帝大に怒りて、之れを處罰すれども、何か物かは。勅令すら行はれず。旗屯は衰退するに至りたり。殊に乾隆の末年より嘉慶年代に亙りて連年の內亂ありたるため、滿洲に於ける旗人を招募して、討伐に向はしめたるに於て、拉林、阿勒楚喀の屯田全く廢せらるるの觀を呈せしなり。朝廷にては民亂平定後。再び八旗の救濟をなさざるべからざるに至り。亦もや滿洲移住問題を提供されたるなり。於是乎、西紀一八〇六年當時の盛京將軍英和をして、在京の間散旗丁をして、吉林に移住せしめんとせしに、其年凶歉なりしを以て中止し。一八一二年、朝廷は更らに命じて吉林に於ける御獵禁地、拉林河流域に於ける可耕地、及び盛京なる養息牧河の牧地、大凌河の牧場を踏査せしめしに、拉林東北の地、通稱雙城子一帶の二萬五千餘晌(約我八百餘町步)は、阿勒楚喀の東四十五里に亙るの沃土なるを知悉せり。一八一四年吉林將軍となりし蒙古人富俊は、開拓意見を述べて曰く。移駐せる京旗蘇拉(卽ち間散)に對し家屋を建て、土地を開墾するは、均しく吉林各城の兵力の趕辦に藉る。

其の地や但だ墾して種せず……流民を顧覓し代りて力田せしむ。之れを久しく多くは民有となる……故に此時試墾を預籌するに、先づ吉林所屬の無業閑散の旗人内に於て、各旗をして共に丁一千名を練出して屯丁たらしめ、斯くて十餘年の後閑散京旗を移駐せしむるとき、一人の京旗に十五晌の熟地と五晌の荒地とを分給し、餘の熟地五晌と荒地五晌とは、原種の屯丁に給付して、恆產とし、其の交糧を免せしめん云々。於是乎、朝廷は一八一六年以降愈〻雙城子の旗屯を開始せり。雙城子は雙城堡と命名せられ、左右中の三大屯に、吉林地方より一千名の旗人を收容して、試墾することとなれり。其の結果如何にと問はんに、吉林地方より驅り集めし旗人は、同じく滿洲人なるを以て、農業が嫌ひなれば、其の地に居溜まるものにあらず。旗屯開始の年より、逃亡屯丁を出し、如何に看視を嚴重にすればとて、其の甲斐なかりき。左れど道光四年中、容照、耆英二人の奏によれば、既墾の熟地三萬一千百餘晌に及びたりと云ふが。是皆漢人が代墾せるものにして、後には妻子眷族を率ゐ公々然として耕作に從事するものもあるに至れり。要するに旗人救濟の目的を以つてしたる雙城堡の旗屯は、確かに失敗に終りたるものと云ふべきなり。

吉林將軍富俊は、又、伯都納に於ける御獵地が久しく野獸を捿息せざるに至りたるを以て、双城堡と同じく旗色を興さんことの意見を朝廷に呈出されしも、朝廷は双城堡の不結果に見て之を許可せざりき。

漢人の滿洲移住

山海關道に札飭して路票を出さしめ、路票下附には徵稅十七文と定めたりとて滿洲に對する封禁政策を嚴行さるるものと思惟するは早合點なり。如何に法律命令を以て封禁を維持せんとすればとて、元來法律命令に絕對の權威あるものにあらず。盜に對する取締は、各國共に之れあらん。然れども盜は盡きず。殺人に對する處罰は、各國共に之れあり。然れども殺人犯罪の絕えしことは之れなきなり。從つて法律命令をして、或る程度まで權威あらしめんとせば、犯罪行爲は勿論、其の他の作爲不作爲の行爲に對し事前的施設をなさざるべからざるなり。即ち事前的施設の效果を法律命令の發動機關の力とによりて、權威の程度が切り盛りさるるなり。之を換言すれば滿洲に對して封禁の政策を施さんとならば、其等地方に移住せんとする漢人に對し、移住の必要を認めしめざる施設をなすべきなり。

彼等漢人が遠く滿洲まで移住せずとも、安樂に其の土に生計し行かるるやう仕向くるが肝要なり。其の上にて封禁の令を布かば、殊更らに十七文の徵稅されたる以外に、嚴重に譏察されてまで、山海關を出づるの要なかるべきなり。

是れ之れを思はず。漫りに封禁の政策を以つてしたりとて、何の效果があるべき。況んや、京營の旗人の戶口增加し、生活難に迫まらるるを以て、之れを滿洲に移住せしめ。漢人の移住をば、矢張り禁止せんとする政策に於てをや。

京營旗人の戶口增加して生活難になるとせば、旗人以前に在住せる漢人の戶口增加せる、亦言ふを俟たざる所にして、漢人の生活難も亦當然事となすべきなり、殊に漢人は滿洲人の旗人の其れとは異なり、農に、商に、工に、活動すべく經濟的慾望の觀念熾烈なるもの。既に其の棲息せる土地が、彼等の生活を支持し得ずとせば、去つて何れかの地に生きんとする行動を敢てする怪しむに足らず。故に京營旗人の救濟の目的として施設したる旗屯は、結局彼等漢人のため奪取せられたる狀態となるは推理當然の結論たり。之れに反し農業が嫌ひなる旗人に對し、屯田せしめて開墾の結論を見んとするは、既に論理の前提に於て誤謬に坐せしものなり。

吾人は康熙、乾隆の英主の如き、其の他名臣賢相も之ありし中に、何とて斯かる見易き條理を知らざりしか、寧ろ不可思議せらるなり。要するに、滿洲朝廷が既に漢人を併せたる後に於て、滿洲本土の國粹保存に、或は滿洲氣質の不可本忘に片意地となり。滿漢融合して何等かの或る長所に共通一致せしめ。之れを清朝に結び付けざるとの。所謂經綸の策を誤りたるものにして、啻に漢人のために、或る意味に於て征服されたるのみならず。遂に國家を滅亡したる所以なりと信ず。世の我が對滿施設經營に就て論ずるもの。或は對支問題を研究せんとするものは、深く此に三思せざるべけんや。

(一)移住禁止令以前　移住禁止令以前と云へば、乾隆五年の移住禁止令以前にして、甚はだ漠然たる觀あれど、漢人が自然に滿洲に流入したる時代を指したるものなり。即ち康熙帝がロシアの南下に對する滿洲防備をなし、同時に驛站を設け、一六八五年より八九年尼布楚會議によりて、ネルチンスク條約の締結するまで、ロシアと交戰したる結果。漢人をして滿洲の印象を與ふること深かりしなり。彼等漢人は從軍して滿洲の沃土の橫はりつつあるを目睹し、涎を垂らしたるなり。殊に

南滿洲より北滿洲までの要地に、驛站を設けられたるが、來往の便となりしため自ら滿洲移住を刺衝したるなり。更らぬだに三藩の亂に於ける、雲貴二省の俘虜の其等の驛站に配置されつつありたるにより、彼等漢人をして、或は海上より、或は喜峰口より、或は古北口より、或は山海關より、封禁の法網を免れて、遠く滿洲に流出するに至りたるなり。幸に拉林、阿勒楚喀の旗屯の開始さるるあり。其の後雙城堡の屯田の經始さるるありて、旗人等は何れも農業が嫌ひなれば、漢人をして代墾せしむるに至りたるこそ渡りに船なれ。戸口は增加して土地は狹窄を感じ、職業難は生活難を結局せしむる、彼等漢人に執りては、大河の決するが如く、澎湃として滿洲に氾濫せずして已むべけんや。

(二)移住禁止令　朝廷は乾隆五年に至り、遼東に於ける流民、卽ち漢人に對して原籍地に歸還すべきことを命じ、奉天府に入籍を希望する流民は、保結を立し後、入籍を許可し、否らざる者に對しては爾後十年間に原籍に歸還すべしとせり。又、乾隆十一年には、其諭文に奉天府尹霍備は、奉天寄寓の民人を編せざるの過は尙ほ輕し、其の出關の人數の添えて數萬に至るも、漫として查察するなく、實に怠玩に屬するも

のたるを知らずとあり。如何に清朝が漢人の滿洲移任に就て、焦慮しつつありたかるを知るべきなり。然れども或は陸路より、或は海路より、漢人の東出は已むべくもあらず。於是乎、乾隆十五年には西南各省に札飭し、海港の偸越を禁止し、同時に山東、江蘇、浙江、福建、廣東、廣西の各督撫に商船の取締を嚴達し、一方奉天沿海の地方官に警戒を嚴にせしめぬ。之れがため多少の效果は收められたるかの如く思はるれど。山東より密航する漢人は、遼河流域の監視を避け、封禁以外の間曠地に向つて、移住するもの甚だ多し。於是乎、朝廷は一方に於て、滿洲に於ける旗人に對し、土地の典賣を禁止し、一方に於て漢人私墾の土地の整理を決行し、以て彼等の發展を制限せり。即ち乾隆三十年乃至三十三年に施行せられし土地丈量は是れなり。其の結果如何と云ふに、地方官は私墾を默認し、時機を見計らひ、其の土地をば官に沒收し、別に官廳より小作權を認むれば、直接に官府の收入を增加するに於て、其の土地丈量を以て移民禁止の目的を達せんとする考慮毫頭なし。其の他旗人の如きは、漢人をして代墾せしめて、小作料を徵收するもの。多くの滿洲人は多數の漢人を歡迎して開墾力の補充をなさしめんとするを以て、漢人の滿洲移住は、年

一年増加し、乾隆の末年に至りては到る處に私墾地の發生を見たる次第なり。

(三)封禁一部開放さる　所有施設を以つてしても效力なかりしに反省する所ありたるか。否かは知らざれど、朝廷は思ふままに、滿洲の封禁を維持し得ざるを悟りたるものの如く。嘉慶八年には、酌定章程を公示し、封禁の一部開放をなし、農民の山海關を出入する者あるときは、之れを嚴査し、單身商業に從事し、又は他人に雇はれて食を得んとする貧民に限り、地方官の給票を有するときは、其の出關を許し、一一帳簿に記入して、兵部に通知せしむるも、家族を携へて關を出でんとするものあるときは、一切之れを禁止せしむ。若し關内地方荒歉の年に遇ひ、貧民家を移して謀食せんとするものは、先づ地方官より災害の程度、移住希望者の多寡を調査して督撫に通知し、其の許可あるを俟つて、關を出づるを許すべく、其の出關移住を許可すべき時間も、之れを明定して其の後の移住を禁ずべしと。大體此意を以つてせられたり。既に移民禁止令あるも。尚ほ漢人は滔々として流出す。然るに況んや封禁の一部開放をなしたるに視れば、酌定章程の反面には、漢人の滿洲移住は、自由勝手なるべしと、事實をして之れを語らしめんとしたるものなり。實にも事實

は然かく之を裏書したるなり。

(四)奴隷の贖罪　清廷の刑法にて、犯罪人の死一等を免せらるるものは吉林、黑龍の二省に發遣して、奴隷となすの規定ありしを以つて、其等の犯罪人の多くは、旗人に分配せられて苦役に服すべきものなるに、既に旗人が生活難に陷りつゝあるを以て其等の犯罪人は、發遣地に至るや、直ちに旗人に對し、私財を出して贖罪す。贖罪者は斯くして土地を買ひ、農業を營み、安樂に生活を送るを得たり。朝廷は西紀一八一〇年に、奴隷贖罪の不法行爲を戒むる諭文を發せしも、何等の效果なかりしもの如かりし。

(五)滿人の保護撤回さる　滿人は漢人に對し、一種の治外法權を有したるもの。從つて不法行爲をも由庇することを得たりしが。西紀一七七九年頃に至り、乾隆帝は滿漢旗民の詞訟は、漢の組織する衙門たる州縣の審理に歸せしむる要求を裁可し。一八一三年に至りては、滿洲族人の城外にあるものは、州縣の管理に一任せしむる上諭を發し。一八二一年には、州縣に於ける滿漢旗民の詞訟審理に對し、滿吏たる旗員の干預を得ずと嚴定せり。其の後滿人排斥の聲、漸く喧びすしく、各地に

反清朝の反亂起りたるを以て。西紀一八五二年、卽ち咸豐二年には、旗民交產例發布され。漢人が從來滿人の土地を購入するに典當の名を以てせられしものは、賣買の地契を交付し、莊園の售出は、之れを准し、帶地投充を嚴禁する等、所謂反清朝思想を緩和せんとするに努めたり。然れども、該例の適用は、支那本部に限りて、之れを滿洲に施行せざりしが、一九〇五年に至り、奉天將軍趙爾巽により滿洲の旗民不交產例は撤回されたり。

(六)國境の貿易　朝鮮國境に於ける貿易市場は、一は單市と稱し、豆滿江なる會寧と慶源とに於てせられ。朴訥なる女眞人を相手として、鮮人が財嚢を裕かにしつつありしは、久しき間なりしが、女眞人が北京を乘取りて、淸朝を立つるに及び、監市官を派遣して市易を制限せしを以つて、少なからず打擊を受けぬ。一は雙市と稱し、鴨綠江なる義州の西、中江臺卽ち鴨綠江の中洲に於てせらる故に、之を中江貿易とも稱す。中江貿易は一六二八年江都會盟の結果によるものにして、一六二九年開市されたるが、市場に於ける貨物は淸韓兩國の官吏が、立會して其の價格を決定せしめ、期日は始め二回にして三月十五日と九月十五日となりしが。後、二月、八月の

二回に變更せり。一六九〇年、卽ち康熙二十九年に至るや。密貿易、盛んに行はる。其の一は中江後市と稱するものにして、鳳凰城及び遼陽の車戶の欄頭、卽ち運送請負者と鮮人との間に行はれしものにして、欄頭は始め車賃の不當利益を得たる收入をば、之れを遼東の官吏に贈賄し、貨物の密輸出に對する默認を得たるものにして、車戶は約十二人ありと云ふ。其の二は朝鮮貢使の鳳凰城の柵門を出入する場合に、殊更らに貨車を遲緩せしめて、其の間に之れを行ひしものにして、柵門後市と稱す。其の三は朝鮮政府は密商により自國の銀貨の流出するを恐れて、團練使と稱する貨物押領の官吏を派遣し、奸濫を監緝することとせしが、此等の官吏は商人の頭領となり、恣ままに買賣をやり、之れを團練使後市と稱す。

(七)鴨綠江流域の墾田　西紀一八六七年に至り、朝廷は空間地帶をば、一般漢人の墾地に開放せり。由來鴨綠江流域が、漢人、就中、山東人に著目されしは、人參の採取に始まる論なきことにして、之れに次いで鴨綠江本枝流に沿へる豐富なる森林の伐採なり。移住の山東人は、下倫が冬季に至り引き上げしを見計らひ。森林の伐採をなし、夏季の增水に乘じて、其の簰子を鴨綠江口に下すを常とせるが。伐木と同

時に行はれしは、墾地にして、同治六年に何名慶と云ふもの、吉林なる五常堡開放の例を引き、開墾を要請したる時に、早く已に五十萬畝の熟地を得たりとあり。越えて八年に盛京省將軍が、提督左寶貴等に命じ、丈量をなさしめしに、新に百八十萬三千餘畝の熟地を得たり。鴨綠江流域に於て、伐木開墾と同時に、沙金採取者が到る處を掘鑿せしを以て、北京廷にては興京の啓運山、即ち祖陵の地點より、龍崗と稱する風水の山脈に至るまで、長さ百餘淸里、寬さ二三十淸里を封禁して、以て彼等の侵迫を防壓せりと云ふ。

（八）滿洲と山東人　山東省、就中、靑州、登州、萊州は土地磽确にして能く耕作に適せざるのみならず、早く已に戶口の增口に伴ひ、土地の狹窄を來し生活難を感ずるに至りしを以つて、他に何れかの地を求めざるべからず。是れ彼等が滿洲に移住して佃戶となり、典主となり、軈がて擡頭を出し、地局を左右するに至りたるものなれば、其の封禁の開放さるるや、滔々汨々として滿洲に流出したること、思ひ半ばに過ぐるものあるべきなり。

（九）呼蘭平野の開墾　淸初より凡そ二百年の間は、黑龍江に於ける漢人の勢力は遲

めて振はざりしものにて、其の多くは免死一等の犯罪人が來りて、旗屯となりしもの、或は三藩の俘虜が、臺等卽ち驛夫として配置されしに過ざりしが、西紀一八五〇年以後に至り、直隷山東の流民は、黒龍江を目指して北進し、呼蘭の平野に至りたり。呼蘭は今のハルビンの對岸にして、其地形は北西二面山脈を以て圍繞し、東西二面松花江に向つて展開さるる黒龍江第一の温暖地なり。於是乎、將軍特普欽は一八六〇年、卽ち咸豐十年に至り、上奏して吉林省の章程に倣ひ。呼蘭の地百餘萬晌に、招民開墾を請しにより、三城四區の賦地をなして之を准す。將軍特普欽の言に、黒龍江一年の軍事費は、三十七萬兩なるが、呼蘭一部の開墾により、旣に十餘萬兩を得とあるに見るも、呼蘭の開墾により、地方官廳の收入を增せしことを知らるるなり。

(十)御獵地其他の開墾　呼蘭の開墾について、一八六一年代には、吉林省の双城堡及び拉林の荒地を開放し、舒蘭河の流域や、吉林省の西部一帶を試墾され、六四年には、伊兒們河の全流域を、六五年には所謂金匪の巣窟たりし樺皮甸子の墾地となり、六八年には滿洲禁地中の禁地たる圍場卽ち御料地開放の建議裁可されたり、圍場の大なるものは、吉林省に一箇處、奉天省に一箇處あり。多數流民により、旣に開墾さ

りつゝありしなり。殊に一八七五年即ち光緒元年には、滿人も亦一般漢人の司法に聽從すべく、盛京將軍崇實の意見によりて決定され、七九年には、吉林將軍銘安が墾務局を置て、公然漢人を招墾したる等、漢人の滿洲に於ける開墾を助長せしめたり。

五、淸朝の對蒙施設

滿洲廷の祖先と東蒙古諸王とは、骨肉の關係ありしを以て、滿人が北京に乘り込みし後に於ても、東蒙古に對しては、依然として好關係を持續したり。固より其の抵抗者は之れを討ち、反亂あれば之れを戡定したれども、其施設の後を見るに、多く部長を立て、以て其力を分ち、更らに其部を分ちて左右兩翼となし、又更らに翼每に分ちて三旗となし、總數四十九旗として、小藩分立相統一せざらしめたるが如き、年班朝覲をなさしめしが如き、彼等をして永く不叛不侵の世僕たらしめたる所以なり。外蒙古に對りても、亦阿林以下十一盟百四十餘旗に分ち、淸朝の英主聖祖格段の注意を拂ひ、喀爾喀諸部の諸王をば、多倫泊地方に收容し、噶爾丹の南下を防壓せり。然るに準噶爾王國は格根の態度を難じ、西藏なる拉薩の達賴に對し、敬意を失

せるを名とし、大擧して外蒙古諸王を强襲す。外蒙古王は悉く喀爾喀人をして、清國の保護の下に立ち、其の正朔を奉ずべきを決し、之を北京廷に奏す。聖祖、彼等の要求を容れ、一六九〇年より以降、親ら沙漠を踰で噶爾丹をケルロン河上に逐ひ、大に之れを敗り。喀爾喀人の故土を復す。於是乎、聖祖は全蒙に對する政策として彼等の尊重する格根を尊重し、之れに對して至上の權威を與へ、之れに恩誼を施して、操縱の手を伸ばしめ。聖祖は旣に蒙古全土の宗主權を把握したるを以て、札薩克即ち旗長は世襲なるも、其任命權を以て北京廷に歸せり。清國の對蒙政策は、聖祖以後、雍正、乾隆に至つて、全く理想を實現し、事實上の長城を以てせるに至りたり。

(一)滿蒙の境界劃定　西紀一六四八年、即ち順治五年蒙古に於ける地畝の丈量をなし、蒙古人をして各其の疆界を守らしめ、境を越ゆるを准さず。順治七年に至りては、其の規程詳密となり、毎十五丁に對し、廣さ一淸里、縱二十淸里の土地を給與せり。順治十一年には、錦州の新臺邊門を、康熙元年には法庫邊門を創建せり、一六八一年に至るや。巴彥佛羅、伊通赫爾蘇、佈爾圖庫、巴爾罕の四邊門創建せられたり。此の四邊門は、吉林の北なる馬常講、即ち松花江の沿岸より今の長春の東なる石碑嶺

の西を過ぎ、殆んど南滿鐵道に併行し、開原の威遠堡門外に達する線に設けられたるものにして、其連接したる一線は、滿蒙の境界となせしなり。

(二)越墾者の驅逐　漢人は滿洲に滔々として流出すると共に、滿洲に毘連せる蒙古に對しても、喜峯口外なる蒙地に、多數の山東人が移住して、墾地をなしつつありしを、聖祖は之れを放逐せしめたれど、越墾者は其の後絶えず流出せり。是れ蒙王が土地典貢によりて得たる金錢を以つて、負債を塡補せんがため、招民墾地をなしたるに由ることも原因たるなり。西紀一七四八年、卽ち乾隆十三年に北京廷の査定したる所によれば、土默特、喀喇沁の兩旗地にて漢人の承典者が二千數百頃ありたり。於是乎、北京の理藩院にては、各札薩克をして價銀百兩以下にて、典耕の旣に五年以上に及びたるものは、嗣後、一年を經ば、之れを撤回し、價銀二百兩以下のものは三年を經たる後、之れを撤回することとし、以て越墾者を蒙地より放逐せしめんとし、尋で漢人の蒙地占耕を絶對に禁止したるも、其の甲斐なく、乾隆四十一年、理藩院にては、再び典地贖回を行ひたり。

(三)郭爾羅斯の一部開放　西紀一七八四年、卽ち乾隆四十九年に至りては、今の賓圖

王(科爾沁左翼前旗)博王(同上後旗)達爾漢王(同上中旗)、卽ち遼河の屈折點東西、併びに柳條邊牆に沿うたる蒙王の旗地に、多數の漢人移住して、蒙人との間に種々なる爭ひ起りしを以つて、北京廷にては鐵嶺縣に命じて、之れを審理せしむ。一七九一年には郭爾羅斯の前旗卽ち長春、農安方面には、多數の漢人移住するに至りたり。是れ郭爾羅斯公旗の酋長恭格喇布坦が、私かに漢人の流民を招致したるがためにして、一七七九年に於て、北京廷始めて之れを知り、吉林將軍秀林を發遣して、之れを査察せしめしに、民戸は二千三百三十戸に上り、熟地は二十六萬五千六百四十八畝を算せり。彼等は長年月に亙り、小作を契約したると共に、蒙人の生計を補助しつつありしを以て、全然其の關係を絶ちて、一時に驅逐するを得ざるの事情ありしがため一定の地域を限り、之れを許可し、理事通判一員を長春堡に置きて、之れを管理せしめたり。既に郭爾羅斯一部の開放さるるや。次いで博王領地の一部、卽ち今の昌圖地方は開放され、一八〇六年に通判一員を置けり。之れと前後して達爾漢王卽ち今の奉化地方の王領、亦盛んに流民を招致せしを以て、當時該地方には、數萬人の多き漢人を見るに至りたるがため、長春堡にては之れを處理するの困難なるに

至りしを以て堡を廢して廳とせり。

(四)蒙地の山東窩棚　山東人が妻子眷族を率ゐて、開墾の目的地點に到達すれば其の地に窩棚を造るを常とす。窩棚とは半土窟の掘立小屋にして、彼等は之れを生活の根據地として、附近の土地に生ふる雜草を燒き、之れを開墾して、第一年には先づ蕎麥を種え、第二年には高粱や粟を播種するなり。然も其の窩棚は、一箇に限らざるは勿論なるが。同姓相集合して、部族をなすものとす。尚ほ窩棚は必らずしも、山東人に限りたるにはあらず直隷人も他省のものも、之れを造れども元來山東人に模倣したるものなり。又窩棚は必らずしも蒙地に限りたるにはあらず。彼等の移住せし所は、滿洲全土に渡りて、皆之れを造りたるものとす。

(五)蒙古の衰弱　其の昔、黑龍江の上源地たる斡難河の流域に成吉斯汗が、九旒の白旗を樹立して、卽位の大典を擧げたることの、如何に彼等蒙人をして得意ならしめたるか。然かるにネルチンスク媾和會議に於て、彼等は其の地のロシアに編入されたるも何等關知せざるものの如かりしもの。是れ彼等は旣に意氣銷磨して衰弱困踏せることを語るものにあらずや。然れども、蒙古の衰弱は、其の原因多々あ

り。北京廷が小藩分立の行政區劃を施したるが如き、或は年班と稱し、內外蒙古の札薩克以下に順番を以て、北京廷に朝覲せしめ、滯京期間を三箇年としたるにより、理藩院より受くる津貼にては、之れを充當することの不足なるより、一を借るも借金、二を借るも借金なりとなし、出來得る限り借金をして、都人の贅澤を模倣して至らざることなき結果。年班の期間滿了後も、京邸に流連するあり。北京生活をば、自己の領地內に移さんとして莫大の費用を、園地邸宅の設備に投ずるものあるが如き。或は喇嘛教の盛に行はるるや。佛門に歸するもの多く、之れがために種族の蕃殖力を妨げたるが如き。或は西北より露人に壓迫されしが如き、或は北京廷に於て、漢人の勢力盛んなると共に從來の保護政策は撤回され、漢人をして蒙地に塡充せしめ、漢吏を派して支那本部の行省と同一にしたるが如き等卽ち是れなり。

六、國際關係を生じたる滿洲

西紀一八九四年、淸國は朝鮮半島に於ける宗主權に關し、談判破裂して、我邦と干戈の間に相見ゆるに至りたり。我が第一軍は山縣有朋司令官となり。先づ朝鮮

の平壤を討ちて之れを陥れ、清軍敗れて盛京省に入るや。我軍之れを追躡して鴨綠江を渡りて、九連城、鳳凰城、柝木城、海城等を陥る。第二軍は大山巖之れが司令官たり。先づ遼東半島に上陸して金州、大連、旅順口を陥れ、更らに海を踰えて山東半島に上陸し、海軍と力を併せて威海衞を陥れ。一八九五年清國北洋艦隊を威海衞に全滅す。尋で第一軍は進んで牛莊を屠り。第二軍は營口を略し、相合して田庄臺を陥れ、遼東半島の半ばを略し、將に北京に進擊せんとす。又別軍なる混成支隊は、南方に進んで澎湖列島を占領せり。尋で馬關に於て媾和條約締結さる。然るにロシアはドイツ及びフランスと同盟し、我をして遼島半島を清國に還附せしむ。ロシアは我をして遼東半島を還附せしめたるに拘らず。一八九六年李鴻章をペテルブルグの戴冠式に誘ひ出して、同盟條約を結び。尋でカシニー伯と李鴻章との間に、交換して條約を成立せしむ。於是乎ロシアはシベリア鐵道の黑龍江左岸を迂廻してウラジホストックに達するの不便不利を免れんとして、ブラゴエチエンスクより滿洲內地を通過して、ウラジホストックに通ずることを要求し。更らに吉林より山海關に通ずる鐵道の一切を獲得し。一八九八年に至りては、大連、旅

順二港の二十五年租借、併びに陸海軍の集注鐵道敷設權を獲得せり。

(一)東清鐵道の延長　ロシアは旅順を軍隊の根據地となさんと欲し。公然兵を其地に送り。又ハブロフ條約卽ち旅順、大連租借に關する條約を利用し、旅順とヨーロッパ、ロシアを連絡せしむるの目的を以て、急に哈爾賓、奉天鐵道の敷設に從ひ、僅に十八日を經て、旅順よりモスクバに至るの道を開ぬ。然も山海關より新民屯に至る幹線は、牛莊に至るの支線と共に、イギリスの管理に屬せり。是に於てロシア、イギリスの二國は、一八九九年協約を結びて、(一)ロシアは長城以南の鐵道に干涉せざるを約し(二)イギリスは長城以北の鐵道が其勢力圈にあらざることを明かにせり。

(二)ロシアの滿洲占領　ロシアは義和團の北京を圍むや。黑龍江北岸の支那人、約一萬人に對し、二十四時間内に河を渡りて、南岸の淸國領に退去せしむ。二十四時間を經て猶、市中に留まるものは、コサック兵に命じ、之れを河に逐うて約五千人を溺死せしめ、其の渡る能はざるものは二日間に亙りて悉く之れを虐殺せり。ロシア政府は、尋でブラゴウエスチエン知事の請求に應じて、軍兵を送り、更らに滿洲に進ましめ、到る處の都市村落を焚き、遂に滿洲の大部を占領しぬ。當時グロデコフ

將軍は、本國政府に電報を發して、黑龍江地方の全部をロシア領となし、黑龍江を以つてロシア領内の河流となすの計畫を、確實にせんことを以てせりと云ふ。ロシアは大兵を滿洲に送ると共に、有力なる艦隊をして、旅順口及びウラジホストックに據らしめ、以て北京廷を恫喝し、滿洲の實權を握らんとし、一九〇〇年アレキシエフをして奉天將軍增祺に一條約案を提出したり、卽ち左の如し。

(一)奉天將軍は盛京省に於ける鐵道敷設工事につき、ロシアを幇助し、且つ軍事に關係せるロシア臣民を優待して、宿舍、食料の便宜を與ふること。

(二)是等地方に於ける淸兵の武裝を解きて解散し、兵器製造所に藏する武器を、ロシア武官に引渡し、且つ軍事的防禦物、火藥庫等を破壞燒棄すること。

(三)ロシアが占領したる牛莊、其の他の地は、ロシア政府に於て、淸國に於ける平和秩序の恢復せりと認むるとき、之れを淸國行政の下に復歸せしむること。

然るに此條約案は、イギリス、アメリカ合衆國及我邦の抗議により撤回するに至りしが、ロシアの北京駐在公使は、滿洲を淸國に還附して、同地方に於ける特權を一貫にし、又蒙古及支那トルキスタンに於て、採鑛其の他諸種の權利を獲得せんとせ

しが。再び我邦及びイギリス、合衆國の抗議を提出したるを以て、北京廷はロシアの要求を拒絶せり。然れどもロシアは尙も屈せずして、滿洲問題に就て、大なる或る者を得んとしつつありたり。此間に日英同盟締結せられ、我邦はロシアに對して强硬なる態度を持するに至れり。旣にしてロシアは漸次韓國を侵略せんとして軍隊的根據地を作れり、是に於て我邦は直に强硬なる抗議を韓國政府に提出せり。一九〇二年に至るや。ロシアは淸國と一新條約を結び。滿洲撤兵を約し後幾何ならずして撤兵せしが、翌年に至り、撤兵を中止し、却つて滿洲に向つて大兵を送くれり。於是乎、我邦は猛然として、蹶起し、ロシアに對して滿洲撤兵を迫る。其の結果我邦にては、最後の通牒を發し、後、宣戰を布告せり。是れ滿洲の野に於て、我が邦とロシアとが、一九〇四年より一九〇六年に至る三年間。東亞未曾有の大戰を演じたるの時なり。

七、日露戰後の滿蒙

日露戰後一九〇七年には、北京廷に於て、向後五箇年間の中に、二百萬人卽ち年々

四十萬人の移民を、黒龍江省に送るべき計畫を講ぜり。然れども財政の不如意は豫定の如き效果を奏し得ざりき。又、北京廷は東三省の改革に全力を傾け、其の政廳の司配をば、東蒙の全土にまで擴張せり。ロシアは又、日露戰爭に敗れたる其の埋合せをなさんとして、外蒙古併呑に腐心するに至れり。固より清末に於ける北京廷の對滿蒙政策は其の聲の大なりし割合に、其の實行の之れに伴はざりしものありしなれど。最善の努力せられしは確かなり。即ち一九〇七年滿洲東三省の將軍々事權をば、奉天總督の一手に歸し。其の翌年に至りては、東三省蒙務局を設定し、朱啓鈐を以て之れが董督たらしめたり。蒙務局とは、蒙古の土地行政を籌盡するの專任なり。又、我が邦が日露戰後に於て遼東半島を租借し、鐵道其他の權利を獲得し。漸次滿蒙に於ける經濟施設をなしつつあるを忘るべからず。今や清朝の愛親覺羅氏位を退きて、民國共和國となり此に六年。動もすれば南北相爭うて共和立憲の美果を收め得ざるの觀あり。然れども對滿蒙政策に至りては、早晩確立して、之れが實行を見るに至るべきなり。果して然らば苟くも我が邦人の如き、東洋平和の覇權を握るものの豈に其れ晏如たるべけんや。

第二卷　滿洲の現狀

第一章　滿蒙の意義

滿蒙の意義に就ては、學者の所說區々にして未だ一定せず。故に世人動もすれば其の是非に惑なき能はず。然りと雖吾人亦之れに關して深く研究せず、從つて其等の疑義を釋明し得ざるなり。於是乎、吾人は其の所說の比較的妥當なりと信ずるものを執つて以つて紹介せんとす。

滿洲(Manchuria)　滿洲の地域に關し、中華地理全誌、東三省總說に記して曰く。滿洲の地は種々の名稱あり。曰く盛京、曰く東三省、曰く關東、曰く山海關外滿洲三省と。其の東三省と曰ふは、其の地に奉天、吉林、黑龍江の三省あるを以てなり。關東又は山海關外滿洲三省と云ふは、其の山海關外に位するを以てなり云々。又、小方壺齋の輿地叢書、滿洲考略の一節に記す所によれば滿洲は三省に分つ、曰く盛京。曰く吉林。曰く黑龍江。各將軍一員を設けて控馭に資す云々。

由是觀之、今の滿洲てふ稱呼は東三省にして、東三省は滿洲なることを知るべきなり。然らば滿洲なる名稱の起源は如何と云はんに、太祖實錄の記す所によれば、長白山の東に布庫里山あり。其の上に布羅狐池あり。三天女、此池に浴するに神鵲あり。朱果を銜みて季女のオグロスの衣に置く。季女口中に含みて孕めるあり。一男を生む。姓を愛親覺羅、名を布克里と云ふ。後、三姓の亂を定めて國主となり。長白山の北の鄂多理城に居り。國を滿洲と號す。

之によれば、天女の兒布克里が鄂多理城にありし時、既に滿洲の國號ありしが如くなれど。後に說明するが如く、固より信ずべからざるものたり。又、吉林通志は從來の諸說を綜合して解すらく。

俄朶里城(一に鄂多哩に作る、八旗通志には阿克敦となす)は城の(敦化縣)東南三里許、牡丹江北岸に周圍約四里、尙は土基を存す(冊報)。長白山の東南、俄漠惠(原註地名)俄朶里(原註城名)は三姓の人にして、共に布庫里、雍順を奉じて主となし。號を滿洲と定む。南朝、誤つて建州と名づく(盛京輿圖の一)。我朝、祥を長白に發し、遠祖三姓の亂を定めてより、俄漠惠の野、鄂多里城に居る。今の寧古塔の西南三百

里に在り。號して滿洲と曰ふ、是れを開基の姓となす(皇朝通考)

然れども滿洲の二字は乾隆以前の記錄にも文書にも絕て之れあるを見ず。是れ其の祖先の南朝卽ち明國に服屬せし事實を抹殺せんがため、斯の如く記錄せしものにして、滿洲の二字を使用せしは、崇德朝に於ける實錄編纂の日に始まりしものなり。要するに滿洲國號の起源は、太宗が太祖の命名したる金國(後金)を、西紀一六三六年に大淸と改め、舊稱の金國に代ゆるに滿洲の名稱を以てしたるものなり。

然らば滿洲の字義如何と云はんに、滿洲源流考に記して曰く。

我朝東土を光啓し、每歲西藏より丹書を獻ずるに、皆曼珠師利大皇帝と稱す。名義を翻譯すれば、曼珠と曰ふは、華言の妙吉祥なり。當時鴻號の肇めて稱せらるるは、實に此に本づく、今の漢字に滿洲と作れるは蓋し洲字の義、地名に近きに因り、假借して之れを用ひ、遂に相沿うのみ。實は部族にして地名にあらず。

是れ太宗が天下の耳目を糊塗せんとしたる僞作にして信ずべからざるものなり。殊に地名にあらずして種族の代表的稱呼となすに至つては、彼等は金國と稱して女眞族たりしことを、全然忘却したるものにして、寧ろ憤飯に堪ざるなり。然

れども吾人は滿洲の字義を以て曼珠師利の意義なしとせざること、上篇滿蒙沿革に於て記述したるが如し。即ち滿洲の字義は、太宗の父なる太祖の尊稱滿住(滿珠)を採用したるものにして、曼珠師利より出でたる名稱となすものなり。抑も曼珠師利より出でし名稱を附する太祖より始まりしにあらず。由來する久しきもの、彼の愛親覺羅氏の直系尊族たる建州女直が、その昔、三衞に分かれ、其傍系たる毛憐衞あり。即ち此等の四衞は建州女直の中堅にして、其等の有名なるものの中には、從兄弟二人同時に曼珠・師利(文珠師利)の名を稱せしものあり。其の一人は毛憐衞の酋長にして撒滿答失里と稱せしもの、撒とは姓にして滿答失里は名なり。是れ建州衞二代の酋長にして李顯忠の姪なり。其の一人は李顯忠の子にして滿住と稱せし者あり、明代に李滿住と呼ばれ、成化三年の役に大に武威を振ひし女眞の君長なり。要するに建州衞の酋長に佛名を稱するに至りしもの、早く已に此部族が佛法に歸依したるによるもの、此部族が永樂九年に其の本地を去て、今の吉林附近に移住せし時、明の朝廷が其の地に僧綱司を置き、其の土人の僧の搭兒班を都綱となすことあるを見るも。建州衞なる女眞人の間に佛法の信仰厚かりしことを察知

すべきなり。然らば太宗は何故に太祖の尊稱たる佛名を以て、國號となせしかと云ふに。既に上編滿蒙の沿革に於て說明せし如く。政策上よりなしたるものなり。

蒙古(Mongolia)　蒙古の意義は蒙古種族の本據が後貝加爾地方にあり。成吉思汗は同地方の滿費爾にて生れしより、出生地を以つて名稱としたるもの。蒙古は其の地名の轉音なりと稱するも肯んじ難し。或は稱す、蒙古が金國に對抗せんとするとき、銀の意義を以て之れに命名したるものなりと。成程、蒙古即ちモングは蒙古語の銀と云ふ意味なれど。金國に對抗するとの理由が承服するに足るものなきを如何せん。或は曰ふ、蒙古人の初め住せし部落は忙古部なれば、遂に其の忙古部に因んで蒙骨斯又は蒙古と稱すと、蓋し然らんか。想ふに蒙古の名稱が汎く承認さるるに至りしは、蒙古の酋長也速該に至りて領土を擴張したる頃なるべく。其の後元代の强盛を經過して、明朝に亡ぼされし後は、長城以北に逃竄し、淸朝の勢力を得るに迨んで、三百に近き蒙古王公は、漸次其の封册を奉じ、長城及び柳城邊墻を以て境界とするに至れり。故に蒙古王公は概ね元の太祖成吉思汗の子弟より

出づ。卽ち內蒙古の科爾沁、札賚特、杜爾伯特、郭爾羅斯、阿魯科爾沁、四子部落、茂明安烏喇特の八部と天山北路の和碩特、青海、阿拉善の和碩特とは、皆太祖の仲弟、哈布圖哈薩爾の後裔、阿巴噶、阿巴哈納爾の二部は太祖の季弟、布格博勒格圖の後裔にして、翁牛特一部も亦太祖の弟、諤楚因の末葉たり。而して太祖十五世の孫、達延、車臣汗の子孫最も繁榮して漠南漠北に蔓延し。南に遷れるものは喀爾喀左右翼及び浩齊特、蘇尼特、烏珠穆沁、敖漢、奈曼、鄂爾多斯、札魯特、巴林、克什克騰の十一部となり。北に留れるものは喀爾喀の四大部となり、或は青海に入り喀爾喀の一旗となれり。又、太祖十七世の孫、阿爾坦汗、歸化城に居りしが明と和を結びたりしを以て明朝之れを順義王となせり。今の歸化城土默特は其の裔なり。其の支族東に移りて土默特右翼となる。又、土默特左翼は喀喇沁と共に太祖の臣濟拉馬より出でたるものにして烏梁罕氏と稱せり。額魯特部の準噶爾、杜爾伯特は孛汗より出で綽羅斯氏と稱し。土爾扈特は翁汗より出で恭博必塔氏と稱す。何れも皆元朝臣下の餘胤たり。唯、輝特は伊克明安氏にして其の先は準噶爾臺吉に出づと稱すれども詳かに知り難しと云ふ。

第二章　滿蒙の地勢

一　滿洲の地勢

東は露領沿海州及び朝鮮に連り、西は蒙古に接し南は黃海及び渤海に瀕して一部分朝鮮と相對し、北は黑龍江を隔てて露領後貝加爾州及び黑龍江州に界す。

位置及び面積　滿洲は東經百十七度五十分より百三十五度二分に亙り。北緯三十八度四十三分より五十三度三十分に至る。緯度に於ては我が巖手縣乃至北海道と相均しく、又、歐大陸の南半と略ぼ同じ。

地名	經度 西極	經度 東極	緯度 南極	緯度 北極
滿洲	一一七度、五〇(黑龍江省呼倫池ノ西北)	一三五、〇二(烏蘇里江ト黑龍江トノ會點)	三八、四三(老鐵山突角南端)	五三、三〇(黑龍江省額穆爾河)
奉天省	一一九、四八(山海關)	一三九、〇六(紅旗河ト圖們江トノ合流點)	三八、四三(同)	四五、四五(安廣縣二道河子北方洮兒河ノ彎曲點)
關東州	一二一、〇六(西呼嘴ノ西角)	一二二、三三(碧流河々口)	三八、四三(同)	三九、三〇(碧流河々口)
吉林省	一二三、〇二(伊通州ノ西北端)	一三五、〇二(烏蘇里、黑龍二江合流點)	四二、〇二(鴨綠江源)	四八、二五(那字碑)

黒龍江省	二一七、五〇（呼倫池ノ西北）	一三二、三三（松花、黒龍、二江ノ合流點）	四五、一八（大賚廳下老宋家村）	五三、三〇（額穆爾河）

備考　本表は本土の極點を示せるものにして屬島は之れを含まず。尙ほ同緯度の都市を擧ぐれば、秋田市、平壤天津、アテネ、リスボン、桑港は大連と略ぼ同緯度にして。旭川、浦鹽斯德、マルセイユ、ボストンは長春と略ぼ同じとなり。

滿洲の面積は未だ精密なる測量をなさざるを以て、的確に之れを知り得ず。左れど關東都督府民政部の發表する所によれば、六萬四千七百方里とせり。卽ち朝鮮を包含せる、我帝國の全面積四萬三千四百五十八方里よりも、大なること二萬一千二百餘方里にして黒龍江の一省の如きは之れをフランス本國に比し稍〻廣しと云ふべし。

我が租借せる關東州は屬島を合して、僅かに二百十八方里に過ぎず。又、南滿洲鐵道會社の所屬地は其の延長七百里に近しと雖、各驛に若干の地域を有する外、線路の兩側數十米突に過ぎざるを以て、其の全面積の如きは僅かに十三方里二分三厘弱を算するのみ。就中、關東州外に屬するもの十一方里八六强なりとす。

今、滿洲に於ける道別の全面積を擧ぐれば、左の如し。

省名	道名	所屬縣名	面積(日本方里)
奉天	遼瀋道	瀋陽、遼陽、海城、蓋平、鐵嶺、開原、遼中、錦、新民、興城、黑山、綏中、彰武、北鎭、盤山、義、錦西、營口、臺安、東豐、西豐、西安	三、五九二
	東邊道	撫順、復、本溪、鳳城、岫巖、莊河、安東、寬甸、興京、通化、桓仁、臨江、輯安、長白、撫松、輝南、安圖、海龍、柳河、金	六、七三四
	洮昌道	法庫、康平、遼源、洮南、洮安、開通、鎭東、安廣、突泉、昌圖、懷德、梨樹、雙山、膽楡	三、七〇三
	計		一四、〇二九
吉林	吉長道	吉林、長春、伊通、濛江、農安、長嶺、樺甸、盤石、舒蘭、德惠、双陽	四、〇〇二
	濱江道	扶餘、雙城、賓、五常、楡樹、濱江、同賓、阿城	二、六五八
	延吉道	延吉、寧安、東寧、琿春、敦化、額穆、汪淸、和龍	四、六二六
	依蘭道	穆稜、依蘭、勃利、同江、密山、虎林、綏遠、方正、富錦、饒河、樺川、寶淸	四、七九〇
	計		一六、〇七六
黑	龍江道	龍江、大賚、安達、靑岡、肇東、臚濱、嫩江、肇州、林甸、訥河、拜泉、呼倫、泰來東、布西設治局、吉拉林設治局、景星設治局、索倫山設治局、克山	一八、四一二
	綏蘭道	綏化、海倫、呼蘭、巴彥、慶城、木蘭、湯原、蘭西、通河、龍門、鐵驪設治局、綏楞、通北、望奎設治局	三、九一六

龍江	黑河道	璦琿、蘿北、呼瑪、烏雲設治局、漢河、綏東設治局	一二、〇四九
	計		三四、三七七
	總計		六四、七〇〇

備考　面積總計の中には關東州をも含むものとす。

次に南滿洲鐵道の附屬地を總計するに六千二百三十五萬一千八百二十七坪にして、内九割弱は關東州外に屬せるが附屬地の總てに就て、之れを地目別及び主要驛別にすれば左の如し。

甲　地目別

種目	坪數	種目	坪數
民政部用地	一四四、八四五	停車場用地	五、九六七、九六九
陸軍用地	一、五七九、五五八	線路用地	二四、七五九、二二四
道路用地	一、二一六、六三六	埠頭用地	八九、九四九
溝渠用地	六八、二八四	工場用地	一一、二二八
公園用地	四〇四、三〇三	採石地	七四一、六三六

種別	坪數
墓地	五五、九一四
火葬場用地	九、〇三五
山地	七二五、三八二
荒地	五七三、三五七
雜種地	二〇九、三八八
炭坑用地	二、二七五、五五六
河川	二九四、三〇一
宅地	三、四〇五、四六八
耕地	一九、八一九、七九四
合計	六二、三五一、八二七

乙、主要驛別

驛名	坪數	驛名	坪數
大連	九六〇、七三四	鐵嶺	一、八七四、一八九
瓦房店	七四〇、九九三	開原	一、八三五、五五九
得利寺	五五七、四三五	昌圖	一、〇九四、九三九
熊岳城	一、三五一、七三三	雙廟子	一、〇四〇、四八五
蓋平	一、〇〇八、二五九	四平街	一、五二四、八六九
大石橋	九四六、九九六	公主嶺	一、九九六、四八二
海城	七二八、五一六	長春	一、五二七、九五九
牛家屯	一、一二二、〇九七	安東	一、四九七、八〇三
遼陽	一、八三五、三四五	其他	三八、八八二、七七三

奉天	一、八二四、六六二	合計	六二、三五一、八二七

山岳、河川、平原　孔丘曰く、仁者は山を樂むとかや。滿洲の如く、西北に攅集して東南に分走する興安嶺あり。東南の境界線近く蟠屈して、或は西し或は北する長白山あり。共に是れ蛇勢を學び蜿蜒として連亙す。其の高きものは八千呎に達するもの稀なれど、三千呎乃至六千呎の連峯たるに見れば、幾多の仁者は此間に生れて、濟世救民の術を施したらんと思はるれど、歷史は是れが反對の事實を示すぞ不思議なる哉。

孔丘又曰く、智者は水を樂むと。滿洲の如く、源を長白山に發し東奔してポセット灣に注ぐ圖們江あり。南流するものに遼河及び鴨綠江あり。北流して黑龍江に合するものに松花、烏蘇里の二江あり。伊勒呼里山より出て南走して松花江に合する嫩江あり。蜿蜒二千五百哩を走り、其の中、二千哩は舟楫を通すべく、其の源を遠く外蒙古の車臣部に發し。シルカ、アルグン兩河及び松花、烏蘇里の兩江を合せてニコラエフスクより海に入るあり。即ち此等の五大水系は縱横に環流して

或は灌漑の利を與へ、或は交通の便に供しつつあるに見れば、無數の智者此間に出て、蒙を啓き理義を明かめ人間社會の文化に裨益する所多かりしならんと思はるれど、昔も今も左る事實ありしを聽かざるなり。然らば則ち何れの處よりか、仁者來りて山を樂み、智者來りて水を樂むあるか、或は曾て之れありしかと云はん、に是れ亦吾人の得て聽かざる所なり。滿洲の山河依然として舊態を存する亦是れがためなるなからんや。

孔丘が仁者は山を樂み、智者は水を樂むてふ筆法を藉りて言はば。平原は蓋し勇者の樂む所となすべきか否か、そは兎も角として滿洲には山河以外、平原亦多し。否。深し、大なり。彼の松花江及び遼河流域、卽ち是れなり。之れに次ぐを通肯、齊齊哈爾一帶の平甸、興凱湖畔の平野となす。

其れ斯の如く、滿洲の大なる山、大なる河、大なる平原は。最も多く何者を意義するやと云はんに。經濟上の深き交渉と厚き關係とを有して、吾人の眼前に提供しつつ。智仁勇者の優勝劣敗に任せつつあるぞ、賴もしき極みなる。いでや吾人は此等の山河と平原とに對し、生産的意義を分析研究せんとするものなるぞかし。

氣象　居は氣を移すとかや。滿洲の地勢と氣象が所謂北方人種に影響したる所のもの、決して少なからざるなり。故に今其の氣象を記さんとするに當り、最も愼重ならざるべからず。於是乎、吾人は關東都督府觀測所の發表せしものにより之れを紹介せんとするなり。曰く、滿洲はアジアの東北部に在り。奉天省及び吉林省の一部を除くの外は、概して廣漠たる平野なり。然も南西の一部は黃海及び渤海に面するを以て、其等の沿海一帶は、海洋の關係に多少の影響あるも。漸く內陸に至るに從ひ大陸的氣象の特性を發揮するものとす。殊に蒙古と境を接し、瀚海茫漠の地に近きを以て、冬期即ち十月より翌年四月に至るの間に於ては。氣壓著るしく高昇し、七百八十粍以上に達すること蓋し罕ならずとせず。若し夫れ此時期に於て、偶〻南方なる楊子江溪方面に低氣壓の現出することあらんか。俄然として氣層の傾度急峻となり以て乾燥の强烈を至し、數日に亙つて西北風凜冽たり。此際に於ける氣溫は北部地方に於て攝氏零度以下三四十度となり、南部地方に於ては零下二十度前後となり。室內に於ける液體類は多く凍結して海面の幾部氷結するを見る。斯の如き氣層の配付を來たす期間は、固より年により同じからずし

て、多少の遅速ありと雖。概して十月より翌年四月に至るの間にして、就中、最も甚だしきは一月中旬より二月中旬までとす。又、毎年概ね十一月下旬より三月末までは、鴨綠江及び遼河の結氷期にして、河身全部氷結し、人馬氷上を徒渉し得るは、十二月末より三月中旬までとす。又、大連灣の如きも一、二の兩月間は時あつて一面の結氷を見ることあり。然れども此期間に於て往々楊子江方面に於て高氣壓發生し、北清蒙古方面に於ては淺薄なる低氣壓現出することあり。從つて南位の風穩かにして天氣晴朗となるを以て、比較的溫和の氣候を呈するに至る。所謂三寒四溫と稱するもの是れなり。即ち高低氣壓の兩部位が交互轉換の週期によるがためなり。

若し夫れ寒氣漸く去り春季に入らんとするや。氣溫一般的上昇をなし、草木の如きは一時に發芽して間もなく開花するを見る。又、大陸内部に於て氣溫著るしく上昇するや、之れに伴うて降水漸次に增加し、七八月の候に至らんか一帶に雨期に入るものとす。其の雨期に於ける降水量は年總量即ち五百粍乃至七百粍の約半ばを占め、年中最も雨天日數の多きは勿論とす。然れども降水を保留するの草

木なく、雨水の地下に滲入する暇なく揭て加へて河水の完全なるものゝこれなき地方は、僅少の雨量及び雨天によりて往々水害を報ずることあり。氣溫は八月に於て最も高極を示し、沿海地方よりも內陸は概して氣溫高く、攝氏三十四度乃至三十五度に昇り、大連、旅順等の沿海の地は三十一度乃至三十三度內外となる。然も此高溫は本邦と異なり晝間の少時間に止まるを以て、人身に大なる苦痛を與へず。八月中旬に入れば漸く盛夏の候を脫して氣溫著るしく低下し、九月中旬に入れば既に秋冷を覺ゆ、九月下旬に至れば北部內陸、長春の如きは結霜を見ることあり。降水亦甚だしく減少し高氣壓出現し俄に冷氣を感じ、中秋以後に至れば、本邦瀨戶內海附近の嚴寒に比し尙ほ一層の寒威を來すことなしとせず。之れより所謂冬季狀態に入るものとす。又、春季四五月頃に於ても、高氣壓の去來盛んなるがため、本邦中部附近の嚴寒期節より低溫を來すこと稀ならず。其れ既に斯の如くなるを以て、人をして一箇年中に於て、春秋二期の近きを嘆ぜしむる所以なり。

甲、南滿洲

關東都督府觀測所の調査に係かる明治四十四年より大正四年に至る五箇年間

平均の各種統計を示せば左の如し。

一、平均氣壓(粍、海面及び重力の更正を施したる者)

地名＼月次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
旅順	七七一・一	七六八・五	七六六・四	七六二・三	七五八・九	七五四・七	七五四・三	七五五・八	七六一・三	七六五・九	七六九・一	七七〇・七	七六三・三
大連	七七〇・八	七六九・一	七六六・〇	七六二・一	七五八・四	七五四・二	七五三・八	七五五・三	七六〇・七	七六五・六	七六八・九	七七〇・五	七六三・〇
營口	七七一・一	七六九・二	七六五・八	七六一・五	七五七・六	七五三・五	七五三・三	七五五・一	七六〇・五	七六五・六	七六九・〇	七七〇・七	七六二・七
奉天	七七〇・七	七六八・七	七六五・四	七六〇・九	七五七・二	七五三・二	七五三・二	七五五・一	七六〇・三	七六五・三	七六八・八	七七〇・五	七六二・四
長春	七七〇・一	七七〇・九	七六四・三	七五九・四	七五五・九	七五二・四	七五二・七	七五四・七	七五九・六	七六四・五	七六七・五	七六九・一	七六一・五

二、平均氣溫(攝氏)(一)を附するは零度下なり

地名＼月次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
旅順	(一)四・二	(一)二・五	一・三	八・二	一四・四	一九・三	二三・七	二三・六	一九・七	一三・四	五・五	(一)一・一	一〇・〇
大連	(一)四・七	(一)二・六	一・七	八・八	一五・五	二〇・三	二三・五	二四・四	一九・八	一三・二	五・二	(一)一・八	一〇・三
營口	(一)一〇・五	(一)六・七	(一)〇・七	八・二	一五・五	二〇・九	二四・二	二三・九	一七・九	一〇・〇	〇・八	(一)七・五	八・〇
奉天	(一)一三・一	(一)九・一	(一)二・〇	八・〇	一五・七	二一・〇	二四・〇	二三・二	一六・四	八・三	(一)一・四	(一)一〇・三	六・七
長春	(一)一六・六	(一)一三・四	(一)五・六	六・二	一四・〇	一九・二	二二・四	二一・五	一四・三	五・八	(一)四・八	(一)一三・七	四・三

三、平均最高氣溫(攝氏)(一)を附するは零度下なり

地名＼月次	旅順	大連	營口	奉天	長春
一月	(一)〇・一	(一)〇・八	(一)四・五	(一)六・四	(一)一〇・二
二月	一・五	一・一	(一)一・二	(一)二・五	(一)五・七
三月	五・七	五・六	三・八	三・六	〇・四
四月	一三・四	一三・五	一三・五	一四・五	一二・六
五月	一九・九	二〇・二	二〇・九	二三・三	二〇・六
六月	二四・三	二四・七	二五・七	二七・二	二五・一
七月	二六・九	二七・一	二八・三	一九・一	二七・四
八月	二七・六	二八・九	二八・四	二八・七	二七・一
九月	二四・三	二四・一	二三・四	二三・四	二一・〇
十月	一八・二	一七・七	一五・三	一五・〇	一三・五
十一月	九・八	九・三	五・七	四・一	〇・六
十二月	二・六	二・二	(一)二・二	(一)四・一	(一)七・九
年	一四・五	一四・四	一三・一	一三・九	一〇・三

四、平均最低氣溫(攝氏)(一)を附するは零度下なり

地名＼月次	旅順	大連	營口	奉天	長春
一月	(一)八・四	(一)九・一	(一)一六・七	(一)一九・三	(一)二三・九
二月	(一)六・二	(一)六・五	(一)一二・[illegible]	(一)一五・五	(一)一九・二
三月	(一)二・五	(一)二・一	(一)五・二	(一)七・六	(一)一一・八
四月	三・九	四・四	三・〇	一・九	〇・一
五月	一〇・〇	一〇・九	九・九	八・八	六・七
六月	一五・五	一六・三	一五・九	一五・二	一三・五
七月	一九・六	二〇・四	二〇・二	一九・五	一七・六
八月	二〇・六	二一・二	一九・五	一八・四	一六・五
九月	一六・二	一五・六	一三・五	一〇・五	八・三
十月	九・四	八・八	四・六	二・七	(一)〇・六
十一月	一・二	〇・七	(一)四・四	(一)六・六	(一)一〇・三
十二月	(一)五・二	(一)六・五	(一)一三・二	(一)一六・一	(一)一九・三
年	六・二	六・二	二・八	一・〇	(一)一・八

五、降水量（続）

月次＼地名	旅順	大連	營口	奉天	長春
一月	一五・四	二〇・九	一七・三	四・四	八・三
二月	一〇・七	一三・二	一五・〇	八・七	九・九
三月	二三・[illegible]	三二・七	三三・八	二三・八	二四・六
四月	二三・六	三〇・八	三三・一	三三・三	二九・二
五月	三〇・三	三五・六	四七・五	四五・九	六二・九
六月	四六・九	五六・〇	六五・七	一〇一・八	一三八・二
七月	一九四・四	二〇一・九	一三一・九	一一七・〇	二〇〇・六
八月	二二六・九	一三九・二	一五八・六	一五三・八	一二〇・四
九月	一一〇・九	一四三・〇	一三一・一	一〇六・六	七〇・三
十月	三〇・六	三七・七	五五・三	三五・五	三七・九
十一月	三四・六	二七・二	二六・〇	三四・二	二三・九
十二月	七・五	八・四	四・二	三・一	四・五
年	六五四・二	七四五・六	七〇八・五	七二六・一	七二九・六

六、平均濕度（%）

月次＼地名	旅順	大連	營口	奉天	長春
一月	六八	六八	六六	六〇	六九
二月	六八	六六	七六	五七	六九
三月	六五	六二	六一	五六	六四
四月	六四	六〇	六〇	五八	五五
五月	六六	五八	五七	五	五三
六月	八〇	七一	六八	六八	七一
七月	八九	八二	七七	七七	七一
八月	八六	八〇	七七	七八	七八
九月	七五	七〇	七一	七三	七〇
十月	六九	六四	六八	六九	六四
十一月	六六	六一	六七	六七	六七
十二月	六四	六二	六四	六五	六八
年	七	六七	六七	六五	六七

七、平均風速（米/秒）

地名＼月次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
旅順	六・八	七・〇	七・五	七・三	七・三	五・四	五・一	四・五	五・三	六・四	七・五	七・〇	六・四
大連	六・五	六・一	七・三	六・九	七・一	五・七	五・八	四・八	五・五	六・五	七・〇	六・三	六・三
營口	五・八	六・三	七・三	七・六	七・五	五・九	五・五	四・八	五・五	六・六	六・六	五・六	六・三
奉天	四・二	四・三	五・四	五・九	六・〇	四・六	三・八	三・二	三・七	四・五	四・六	三・八	四・四
長春	六・二	六・七	七・六	八・七	八・六	六・一	五・三	四・六	五・七	六・三	七・五	六・六	六・七

八、各種日數

地名＼種別	降水	降雪	霰	雹	雷雨	濃霧	快晴	曇天	暴風	霜
旅順	八三	二一	四	一	二	二三	九九	八一	一九七	七三
大連	八七	一八	二	二	一三	一七	一二三	八一	二〇九	七九
營口	八八	二四	四	〇	一三	三	一三〇	七〇	二〇六	一二二
奉天	九〇	二三	三	二	一四	三	一一〇	八一	一三二	一三七
長春	一一三	四六	三	三	一六	四	一一三	六七	二二三	一一六

乙、東清鐵道沿線

東清鐵道會社の調査に係かる千九百十四年に於ける同鐵道沿線各地の氣象左の如し。

一、平均氣壓

驛名＼月次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
滿洲里	七四四	七〇八・五	七〇二・一	七〇二・二	六九八・三	六九五・〇	六九七・七	六九八・八	七〇三・一	七四八	七〇五・〇	七〇四・六	七〇二・〇
海拉爾	七〇八・一	七一二・四	七〇五・四	七〇五・二	七〇一・二	六九八・五	七〇〇・八	七〇二・五	七〇六・三	七〇八・三	七〇八・四	七〇八・四	七〇五・五
齊々哈爾	七五一・三	七五五・〇	七四八・一	七四六・一	七四二・二	七三八・六	七四〇・〇	七四三・〇	七四六・七	七五〇・一	七五二・二	七五一・九	七四七・一
哈爾賓	七五〇・七	七五[illegible]・四	七四七・七	七四五・五	七四一・九	七三八・九	七三九・二	七四二・六	七四六・四	七四九・九	七五一・八	七五一・八	七四六・七
牡丹江	七四一・八	七四五・六	七三九・六	七三七・五	七三四・七	七三二・二	七三二・〇	七三五・八	七三九・一	七四二・一	七四三・三	七四二・九	七三八・九
大平嶺	七一〇・八	七一四・八	七一〇・〇	七〇九・三	七〇七・四	七〇五・六	七〇五・四	七〇九・三	七一一・七	七一三・八	七一三・一	七一一・五	七一〇・二

二、平均氣溫

驛名＼月次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
滿洲里	(-)二一・七	(-)二一・五	(-)一三・四	三・四	一二・四	一八・四	一九・〇	一七・九	一〇・九	一・五	(-)一六・四	(-)二三・四	(-)一・三

海拉爾	(-)二三・九	(-)二〇・〇	(-)一四・四	二・六	一一・八	一七・四	一九・三	一八・三	一〇・四	二・一	(-)一五・七	(-)二五・四	(-)一・八
齊々哈爾	(-)一六・三	(-)一二・八	(-)六・一	七・七	一五・六	一九・七	二三・〇	二一・九	一四・三	六・三	(-)一一・六	(-)二〇・三	三・四
哈爾賓	(-)一四・八	(-)一一・五	(-)五・一	七・七	一五・七	二〇・二	二二・五	二三・二	一四・七	七・二	(-)一一・二	(-)二〇・一	三・五
牡丹江	(-)一五・五	(-)一四・八	(-)五・〇	七・三	一五・二	一八・七	二〇・八	二〇・九	一四・三	六・三	(-)九・〇	(-)一七・五	三・五
大平嶺	(-)一四・〇	(-)一三・六	(-)六・四	五・五	一三・七	一六・〇	一八・九	一九・〇	一三・七	五・八	(-)八・七	(-)一六・一	二・八

三、平均最高氣溫

月次／驛名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
滿洲里	(-)一六・三	(-)一六・三	(-)七・五	一〇・五	一七・九	二三・八	二四・三	二三・三	一八・二	一〇・二	(-)一〇・二	一八・二	五・〇
海拉爾	(-)一七・一	(-)一七・二	(-)七・五	九・六	一九・一	二三・二	二四・八	二四・八	一七・九	一〇・六	(-)九・四	二〇・四	四・九
齊々哈爾	(-)九・五	(-)四・五	一・二	一五・三	二二・八	二五・五	二七・一	二七・九	二一・〇	一三・三	(-)六・二	一三・七	一〇・〇
哈爾賓	(-)八・六	(-)三・七	〇・九	一四・四	二一・五	二五・七	二六・六	二七・五	二〇・一	一三・三	(-)六・五	一三・〇	九・八
牡丹江	(-)八・〇	(-)六・一	一・一	一五・一	二三・〇	二四・九	二六・二	二六・九	二〇・八	一三・九	(-)三・二	一一・二	一〇・三
大平嶺	(-)八・八	(-)七・五	(-)一・〇	一一・四	一九・七	二一・八	二二・四	二四・二	一七・七	一三・〇	(-)三・七	一三・三	八・一

四、平均最低氣溫

驛名／月次	滿洲里	海拉爾	齊々哈爾	哈爾賓	牡丹江	大平嶺
一月	(-)二四・一	(-)三〇・三	(-)二三・七	(-)二二・三	(-)二三・五	(-)一八・六
二月	(-)二八・四	(-)三〇・〇	(-)一九・一	(-)一八・二	(-)二三・〇	(-)一七・〇
三月	(-)一九・八	(-)二一・〇	(-)一三・一	(-)一二・一	(-)一二・〇	(-)一〇・八
四月	(-)四・八	(-)四・九	(-)〇・九	(-)〇・三	(-)二・一	(-)〇・五
五月	二・七	二・八	六・八	七・七	五・七	七・一
六月	一〇・七	一〇・八	一四・〇	一四・五	一三・四	一一・〇
七月	一三・二	一三・一	一七・〇	一七・一	一五・九	一四・八
八月	一一・九	一一・七	一五・八	一七・四	一五・九	一四・七
九月	三・八	三・二	七・九	九・八	八・九	八・五
十月	(-)六・九	(-)五・七	〇・一	一・九	(-)〇・四	〇・七
十一月	(-)二二・九	(-)二一・八	(-)一七・一	(-)一六・四	(-)一五・七	(-)一三・四
十二月	(-)二八・八	(-)三〇・九	(-)二六・二	(-)二四・七	(-)二三・六	(-)一九・七
年	(-)七・八	(-)八・六	(-)三・一	(-)二・〇	(-)三・四	(-)一・九

五、平均風速度（米/秒）

驛名／月次	滿洲里	海拉爾	齊々哈爾	哈爾賓	牡丹江	大平嶺
一月	三・八	一・六	四・二	六・二	一・八	四・一
二月	二・五	一・四	三・〇	四・〇	一・三	三・二
三月	五・〇	三・五	六・四	八・〇	三・七	四・八
四月	五・〇	四・一	五・〇	七・一	三・三	四・八
五月	五・三	四・〇	五・五	七・五	三・五	五・一
六月	四・五	三・〇	四・九	五・六	二・〇	三・七
七月	三・九	二・一	三・二	四・九	一・六	三・四
八月	四・二	二・一	三・〇	五・七	一・三	二・七
九月	三・七	二・三	四・一	五・四	一・八	三・七
十月	三・〇	二・二	四・〇	六・四	一・九	三・六
十一月	三・三	二・六	四・七	六・八	二・〇	四・九
十二月	三・六	二・〇	三・四	五・六	一・二	四・五
年	四・〇	二・六	四・三	六・二	二・一	四・〇

六、降水量（續）

地名＼月次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
滿洲里	一・四	三・八	〇・七	四・八	一一・四	六三・六	一〇〇・〇	六三・六	七・四	〇・〇	四・九	二・〇	二六二・六
海拉爾	五・三	四・六	一・九	一・七	一一・三	七一・五	一〇六・一	七五・六	二〇・八	三・五	九・六	三・三	四一五・〇
齊々哈爾	一・六	〇・五	三・三	四・二	二六・六	一〇一・〇	一二四・一	五〇・三	二六・三	一〇・六	一四・五	二・八	一三三・八
哈爾賓	一・二	〇・一	二三・五	四・八	三七・五	一三八・一	二九・三	七七・七	五八・七	三三・[illegible]	二四・〇	四・〇	六七二・一
牡丹江	五・四	三・四	九・四	一・〇	三〇・一	一四五・八	三一・四	一一七・五	一二八・八	二四・一	一九・九	一・一	七三六・〇
大平嶺	八・二	二・五	二〇・〇	一・八	一九・七	一一三・六	一八〇・九	五八・九	一九三・四	一五・八	三一・三	三・八	六五〇・九

七、各種日數

地名＼種別	降雨	雹	雷	快晴	曇天	霧	暴風
滿洲里	三三	二	四	六四	一〇二	四三	八
海拉爾	四七	〇	五	七〇	一〇九	一二	七
齊々哈爾	二七	〇	一〇	六一	一一三	六	八
哈爾賓	三七	二	八	六七	一〇〇	二〇	二六
牡丹江	三五	一	二〇	三七	一六四	六〇	三

大平嶺	四四	二	四	二五	一七四	一三	一六

二、關東州の地勢

急峻なる山嶽あるなく、蜿蜒たる連山なく、一高一低、迂餘曲折して、然も山脈と稱すべきものなく。地貌の大勢概して單調なり。是れ地質學者の所謂後成的山岳即ち殘留山塊にして、頑強なる岩石は、風化剝脱の作用に抵抗し以て殘存せるによるなりと云ふ。

海岸線は概して遠淺にして比較的屈曲多く、屢〻鋸齒狀を呈す。但し金州半島に於ける南海岸及び西海岸は海深くして海岸直ちに二十尋線に達するが故に、人文に影響する所大なれども、該半島以北に於ける二十尋線は、海岸と大に隔離し、西方にては復州五島の西端と、旅順の北方山頭村半島とを連結する南北線にまで及び東南方二十尋線は長山列島以東に至れり。故に海岸線上、貔子窩を除く外、一も都邑の發達を見ざるは、金州半島の海岸と趣を異にせる所以なり。

復州五島及び長山列島は、所謂大陸架の上に在り。然も此等の島嶼を構成する岩石は、其の成因、往古大陸より分離したるものにして、遼東半島に於けるものと等

しく、所謂大陸島に屬せり。於是乎、滿洲に於ける多くの沿革の中に色彩さるる歴史を包藏する所以なり。

位置及び面積　關東州は遼東半島の一部にして、南滿鐵道の普蘭店と田家驛との中間より以南の地域なり。其の地域は東北方より西南方に向ひ長く突出して約三十里餘あり。幅員の最も廣濶なる所は十里餘あり、最も狹小なる所は一里餘にして金州城附近とす。從つて幅員は大小不同にして其の差實に顯著なり。又、東南方及び西方は黄海及び渤海を以つて圍繞さるるにより境界明瞭なるも、東北の一面は單純なる直線を以つて境界線を劃する能はざるものあり。即ち東は畢利河の口より西、五湖嘴灣を連結せる所謂境界線附近に存する部落には州內、州外互に入り亂れつつあり。今、關東州の位置及び面積を示せば左の如し。

關東州の位置

經度—極點

方位	地名	經度
極西	鳩灣ノ南角	東經一二一、五〇
極東	畢利河河口	東經一二二、三三

緯度—極點

方位	地名	緯度
極南	老鐵山高角ノ南端	北緯三八、四三
極北	畢利河河口	北緯三九、三〇

關東州の面積

土地	屬島數	面積	人口	一方里平均人口
關東州本土	一八	二〇二、二二六	四七九、六五四	二、三七二
五島	五	七、三一七	七、四七七	一、〇二二
長山列島	一七	九、二一四	三〇、〇三九	三、二六〇
計	四〇	二一八、七五七	五一七、一七〇	二、三六四

尚ほ屬島の中にて稍〻大なるものを記さんに左の如し。

島名	所管	所在	面積	島名	所管	所在	面積
鳳鳴島	金州	渤海	方里 三、二五〇	西中島	金州	渤海	方里 三、二〇三
大長山島	金州	黄海	二、二五〇	廣鹿島	金州	黄海	一、八一三
海洋島	金州	黄海	一、三七五	小長山島	金州	渤海	一、三五〇
獐子島	金州	渤海	〇、六八八	交流島	金州	渤海	〇、五五〇
蛤仙島	金州	渤海	〇、四〇〇	大三山島	大連	黄海	〇、二八七
塔連島	金州	黄海	〇、二五〇				

山河、岳陵、其他　關東州内には高峯と稱すべきものなく、其の稍〻高峯となすべき

ものは、北方より屈指して石河驛東方に於ける小黒山にして四百七十九米突あり。花崗岩質片麻岩に屬し、地下深所にある岩漿、地層中に突入して一大塊をなし、舊地層を昂隆せしめて後、此の火成岩塊を被へる地層が浸蝕作用によりて削剝せられしために火成岩塊が突起して山となりたるものなり。次に金州城北の平山は三百四十米突にして、其の東南方に聳立せる大和尚山は六百六十三米突なり。

此兩山は前者硬質石灰岩に屬し、後者硅岩に屬し、孰れも岩質強固なる外に、地質時代に於て地皮の變動に伴ひ、此に隆起して所謂褶曲地壘を形成せしものなり。次に大連と旅順との間に孤峯として嶂立せるものに、四百六十米突の歪頭山あり、三百六十九米突の大座山あり。旅順口西南海岸に屹立せる老鐵山あり。何れも硅岩に屬せり。次に二百五十米突乃至三百五十米突の山は、其間に點々として介在せるも、其他は總て五十米突以上百五十米突以內の高地にして、州內の大部分を構成せり。要するに此等地表面の凸凹は、原來の岩質及び地層構造等に大なる關係を有するものにして、組織堅緻にして頑強なる岩石は外力に抵抗し殘留して山岳をなすものなれば、不規則なる山群を形成し、一定の方向に脈をなす稀れなる所以

なり。

關東州の半島は東北より西南に長く延長す。河流は之れと略ぼ直角に西北より東南に向ふもの多し。畢利河は其の原流を州外に置き關東州の境界をなしつつ北方より流れ來り。最長なる流域を有する大沙河は貔子河の西方を流れ。次に登沙河、青雲河、及び大連附近なる沙河等あり。多くは片麻岩地方を流れ來るを以て、石英、長石の運搬堆積多量なり。是れ河流が地質と重大なる交渉を有するがためなりと云ふ。

關東州の地貌は、既に、老期に達せるを以つて、丘陵及び平地は著るしく發達せるを見る。即ち花崗岩質片麻岩等が風化作用に抵抗して打勝ち殘存するあり、或は泥灰質石灰岩よりなれる褶曲地壘が屢〻高地を形成することあれども、他は常に緩漫なる斜面を有する波狀丘陵地にして、殊に片麻岩地方は廣濶なる面積を占むるも、常に波狀の丘阜のみよりなれり。其の他、大連より北方に普く分布せる粘板岩、泥板岩及び單斜層をなせる石灰岩等は一高一低迂餘曲折すれども、山と稱すべきものなし。次に普蘭店東北方に分布せる中世紀地層は砂岩、礫岩等比較的粗鬆な

る岩石よりなれるを以つて丘陵地及び平地をなし沼澤池の發達せるもの少なからず。其の沮洳の地をなし、水田の經營に適當なるは甞城子附近と北山との中間、金州城附近の地三十里堡驛西方の低平地、普蘭店の海岸、登沙河、大沙河、茸子河の河口等比較的緩なる傾斜の溪水灌流する所なり。又、臭水子驛の西方、普蘭店東北一邦里安子河の流域、即ち平洋河の下流は皆是れ高地を以て圍繞せらるるがため排水によしなく、從つて濕潤の窪地をなせり。又、普蘭店附近に於けるものは泥炭層を介在し、三百餘年前には其の附近一大蓮池なりしとか、今に口碑に傳はれり。

三、東蒙古の地勢

茫々漠々として限りなきの戈壁の大沙漠(戈壁は蒙古語にて沙漠の意義なれど今は殆んど地名の如く呼稱さるるゆゑ暫らく通俗の稱呼に從ふ)は、疆域の眞つ唯中に横はり。延長數百里に及んで全面積の二十分の一を有す。其の西北は土謝圖汗部の南境より車臣汗部の南半を占め、內蒙古錫林郭爾盟の大部を過ぎり、克什克騰旗に入りて、興安嶺に遮られて殆んど盡くるも。其の餘波は逆流して遠く西

喇木倫河に沿ひ、昭烏達盟及び科爾沁各旗に亙り、遼河及び松花江流域を尋ねて始めて盡く。然も戈壁の西北部たる外蒙古の庫倫附近は、或は山嶽重疊し、亦能く河流あり。皆北流して、平野を縫ひつつ貝加爾湖に注ぐ、其の戈壁の南方、卽ち察哈爾より赤峯、朝陽、小庫倫、法庫門等に跨る一帶は、千山萬岳起伏して又能く河流に富む。其の東方各地の如きは茫々漠々たる平野にして、遼河、嫩江及び其の支流縱橫に貫通して灌漑交通の便を供す。要するに東蒙古の地勢は、四周海洋を距ること遠く、概して廣漠無邊の平野にして、大嶺突兀として其の間に聳え、大川汨々として其の間に流るるを以て、未知の富源の包藏さるる所たり。

位置及び面積　此に所謂東蒙古とは內蒙古及び外蒙古中、車臣汗、土謝特汗の二部を指したるものにして、其の位置は支那本部の東北、滿洲の西部に在り。北は肯特山を以つて露領西伯利亞に接し、南は長城を限り支那本部に界し、東は松花江及び柳城邊牆を以つて滿洲と境し、西は張家口外より阿爾泰軍臺路を界線とし、外蒙古、喀爾喀部を斜に橫斷する一線を以つて分界とす。其の經緯は北緯四十一度の長城外面より同五十度十分の露支國境の買賣城に至るの東經百零二度抗愛山の

分水嶺より同百二十六度の松花江流域に達す。其の面積約七萬五千方里あり。

編者曰く　東蒙古なる名稱は存したりしも、固より漠然として的確に之れを知り得ざりしが明治四十一年頃辻村主計總監が旅順在職中に於て、東部蒙古誌を編纂するに當り岡留參事官蒙路以東を以つて便宜上東部蒙古として具體的の記述をなせり。依つて其の東蒙古の區分にこれに從つて範圍せるものとす。讀者諒焉。

山嶽、河川其他　東蒙古の山系は之れを二大山脈に區分され。其の東にあるものは、南方陰山々脈に起りて、西喇木倫河の水源に蟠屈し、以つて海喇喀山、活潑多山等となり。更らに蛇勢を擧んで東南に延び、喀喇沁、土默特、翁牛特等の各部を經廻りて老哈、大凌、灤河等の水源をなし。其の東北に走つて連亙するものは、克什克騰、巴林各部より烏珠穆沁及び科爾沁の各部を遊歷して黑龍江省に入り、其の北端、伊勒呼里山脈に連る。此大山脈は蒙古東部の脊梁をなし、之れより大小幾多の支流を分岐し、又、幾多水流の分水嶺となる。其の西北にあるものは、阿爾泰山より出發して東蒙古の西北境なる土謝圖汗部に闖入し抗愛、肯特等の諸山脈を分脈し、更らに露支國境を東方に進み。其の間、色楞格、土拉、鄂爾坤、克魯連、敖嫩等の諸水を生じ、仰て蒼空を眺め俯して深碧潭に飲ひ偃蹇起伏して露領に入り、雅布諾魯威、即ち外

興安嶺山脈と接續せり。

陰山は一に大青山と名つく、河套の北、烏喇忒旗の西境より起り、北に走つては喀ト特兒山となり。東北に轉じ去り、又、東に走つては烏喇旗の北部及び毛明安、喀爾喀右翼二旗の南部に突撃し。又、東北して四子部落の東南に至りては高峻なる色爾貝山となり。更らに東に揖遜し去り察哈爾及び牧廠を訪問して都蘭山、得爾山となり。外倫諸の北を繞り克什克騰の西に至りては海喇喀山となりて興安嶺に接續し。又更らに歩を進めて東南に至り、蝦蟆嶺、大衍嶺、金覇嶺の諸山となり泰然自若として翁牛特、喀喇、沁二旗の間に安坐す。山勢是れより敖漢に奔り老河水源の明安山となり、更らに東北に轉じて大凌河の水源をなし、奈曼、喀爾喀、敖漢等の諸旗界に蜿蜒す。要するに陰山々脈は河套の北より起り、斜めに邊牆に沿ひ、北は沖漠に横障し、其の延長殆んど數百里に達し、幅員又能く數十里に及ぶ。連峯の高きもの海拔三千尺に達するものは稀れなるも、急峻にして斷崖崎嶇關門たり。

大興安嶺は滿洲及び蒙古の天然的境界をなし、此山脈より出でて東流するものを西遼河の諸源及び卓爾洮爾等の嫩江支流となし。西流するものを喀爾喀、錫林

郭爾等の諸川となす。其の他東西山麓より流出するものは池となり或は沙中に沒するもの多し。由來蒙古人は大興安嶺をばハンタバ或はアルトンハンガ或は、アラヘンと稱す。大興安嶺は陰山々脈の蟠屈せる圍場卽ち御獵場内の海喇喀山に起り、東北は西喇木倫上源に至り、南々西より北々東に向つて東蒙古の東哲嶺部を縱貫し。默爾哲嶺、阿爾噶靈圖山、喀拉損山蘇克蘇兒山等幾多の支脈を分派して遂に黑龍江省界に入る。

抗愛山は外蒙古の土謝圖汗部と賽音諾顏汗部との境上に連亙せるものにして唐努山脈の東幹なり。此山は西、庫々嶺より北折し色楞格河の上流なる諸水源地を俯瞰して露領、後貝加爾州に至り、南方又、鄂爾伯吉、瑪喇噶、都蘭の諸山を分岐す。其の山梁は色楞格河源より起り、鄂爾坤河源に達し、更らに同河及び土拉河を踰えて、大興安、肯特の諸山と連續せり。

肯特山は其の山脈を分つて二となし、克魯倫河源を大肯特山と稱し、土拉河源を小肯特と稱す。此山は東蒙古の西北隅に蟠居する山彙にして雅布諾魯威山脈の南端に在り、其の高さ五千尺に達し、漠北の一大分水嶺をなせり。

松花江は内蒙古郭爾羅斯前旗の東旗を環流すること二十餘里にして吉林省と蒙古との分界をなし。其の支流には伊通河、伊勒門河、烏蘇圖河等なり。松花江は一名混同江と稱し、土人は之れを吉林江又は烏拉江と云ふとなり。

嫩江は一名嫩泥江と稱す。大興安嶺なる伊勒呼里山の西南に源を發して東南に流れ、墨爾根の北に至りて南折し、齊々哈爾城の西端を流れ、內蒙古杜爾伯特部に入り、又、東南に流れて以つて三江口に至り松花江と合す。其の東蒙古に於ける支流は左の如くにして、何れも舟楫の便なく徒涉するを得るとなり。

嫩江
- 雅爾河—哈達罕河
- 綽爾河—庫倫河
- 洮爾河
  - 洮兒河
  - 奎拉里河
  - 交流河

遼河は二源あり、一を東遼河とし一を西遼河とす。其の兩河が三江口の北方に於て相會し以つて南流し、小割子の北方に於て招蘇太河と會し、更らに東南に走りて通化口より邊牆內に入り、鐵嶺附近に於て清水河、鐵嶺河(柴河)范河等の諸川を合

せ、西々南に轉じて牛莊に至り、奉天、遼陽方面より來る諸水を合し、營口に於て海に注ぐ、其の流域殆んど四百里に達す。唯其れ十、十一月頃結氷し、四五月頃解氷するを以て一年中半季は水利を用ふることを得ざるなり。今其の東蒙古に於ける該河の支流を擧ぐれば左の如し。

- 遼河本流
  - 東支流
    - 東遼河
      - 大平河
      - 十屋河
    - 招蘇太河
      - 條子河
      - 二道河
  - 西支流
    - 西遼河
      - 察罕木倫河
      - 老哈河
        - 莫金河
          - 錫泊河
          - 卓孫河
        - 新邱爾河
      - 那拉特河
      - タクチモ河
    - 巨流河
    - 養息木河
    - 鴿鷹河

大凌河は上流を敖木倫河と稱し、喀喇沁左翼の建昌縣より出て三源あり。其の一は建昌の西南なる平泉の東北にある楊樹梁と稱する分水嶺の東麓に出て東北

に流れ建昌の南端に於て、建昌の北方熱河湯より來る第三の源流と合して東流し其の二は松嶺山脈中の努魯兒虎嶺中に出發し、東北に流れて威遜圖山の東を流れ、錫喇哈達圖山の間を過ぎ、三臺小營に至り、第一源流と會し、此に始めて大凌河の名を得たり。其の東北に流れて朝陽に達するの間には、大小幾多の支流を併せ、朝陽の南端を過ぎて更らに東北に向ひ、九關臺門の北方に至りては黑海子河を合し東南向し、義州の西方河心附近を經て義州城北端を流れ、小庫倫の南より流れ來れる荒河と會して南向し、錦州の東方十里許に於て京奉鐵道を橫斷し、遼東灣に注ぐ。其の流域約百餘里にして支流としては、荒河卽ち細河、里城子河、和爾圖河、僧機圖河、賚囦臺河、神水河等を主なるものとし、其の他の細流亦甚だ多し。

灤河は牧廠界内の巴顏圖古爾山、卽ち獨石口外の東北約二十里より其の源を發し、西北流して獨石口廳内を經廻ること二十五里許にして多倫諾爾廳界に入り北流して復た東北に折れ上都河と稱して舊開平城の南を流れ、又、曲折して東南に流れて柳條溝に至る、約六十里にして始めて豐寧縣内、察哈爾黃旗の境に入り、南流して僧機圖汛の東に至り、又、南向し以て大廟灣に至りて東し、山谷の間を尋ねて東南

に流れ韮菜粱を經て又東流し、正白旗の境を過ぎて鳳凰山を經、郭家屯の東北に至り、小灤河と會し、南折して大對山の側より東向し、更らに南して北店子に至り、鑲白旗の境を過ぎて南流し、興隆莊を經て張博灣の北に至り興州河に會し、東折して小營子に至り、伊遜沿伊瑪圖河の合流に會し、遂に喀喇河屯行宮の北を繞り、東流して漸く東南し石門子に至る。之れより承德府の境に入り東流して下營子に至り、此に熱河を合せて南折し、上板城を經て白河口に至り、前白河及び老牛河を會し、更らに東南に流れて下板城を過ぎ柳河口に至り、柳河、車河を會して東南に流れ、門子哨に至りて平泉州の西境に沿ひ、黃花川、清河、豹河を會し潘家口に至りて長城内に入る。其れより更らに南流して永平府に至り、青龍河を合し、京奉鐵道をば灤州に於て横斷し、此に下流を數條に分派して以て渤海に注ぐ。其の流域三百八十里なりと云ふ。今其の支流を擧げんに熱河を大なるものとし、庫爾奇勒河即ち小灤河、錫喇塔拉河即ち興州河、伊瑪圖河、伊遜河、前白河即ち白河、老牛河、柳河、車河、黃花河、清河灤河及び瓜地溫泉等とす。

熱河は三源あり、其一は平泉州内の喀喇沁右翼旗の西境なる默沁達巴罕西の珉

瑠溝より出で、其二は圍場卽ち御獵場の東南界なる察罕陀羅海の西なる圖都古爾卞倫の南方より出でて熱河行宮の東北三十里にあるものにして所謂西源なり。其三は所謂東源と稱するものにして喀喇沁右翼旗の西南境なる霍爾霍克達巴罕の西方三道溝より出づ。此等の三源相合して西南に流れ、黄土坎行宮及び釣魚臺行宮の東を經て又西南に流るるや、避暑山莊の東、行宮内を環る溫泉あり流出して以て之れに注ぐ。此に始めて熱河と稱せられ、南流して下營子に至り、灤河に入る。古の所謂武列水卽ち是れなり。

哈拉河は其の上流を通克拉河と稱す。土拉河源頭の北方汗山と相對する肯特山脈の色勒弼嶺より二源を出發す、其の嶺北より發するものを撥河と稱し、北流しては那休河と合し、布勒、哈太の兩河と會し、更らに北流して通勒河と合して西北に流れ、陀羅什山の北、哈達圖爾山の南を經て博羅河と會し、又、西北に流れて查克都勒河と會し、都拉遜楢拉那查克丹の東方大松林の間を縫ひ喀里雅喇山の東麓を尋ね北流して鄂爾坤河に入る。其の流域百餘里なり。

土拉河は二源あり、一は嶺北の小肯特山より發し、一は特勒爾集嶺の西麓に發す。

其の二源合して西南に走るや、哈溪河喀拉窩模空烏魯の二水を併呑し、更らに進んで啓拉薩山の西麓を通過して阿拉克他河と會し、特勒爾集河を受け、南顧して奥安嶺の一支脈に沿ひつつ曲折して西流す。於是、河流は更らに西北に走り庫倫城の南汗山の東北麓を經て喀魯哈を會し、又、西に流て色兒必河を合し、西南に流を轉じて杜蘭哈拉山の山南なる大沙漠を顧眄して北麓を過ぎ、其れより流を西北に曲折して哈魯武哈河を會し西北に流れ、遂に鄂爾坤河に合す。其の流域約二百里なり。

鄂爾坤河は色楞格河の支流なるが、其の水源二あり。一は抗愛山の南麓より出で、一は東麓より出づ。其の東北に流れては章鄂山、西爾哈阿濟爾罕山等の間を尋ね、西庫倫の西方を經て曲折し濟爾瑪臺河を會し西北に流れ衣蘭喀勒奇拉河を合しては東北に流れ、濟蘭蒙古魯克河、哈爾渾木克河、哈喝思賽因杜魯河、土拉河、伊遜河齊雅圖河等を合して色楞格河に入る。其の流域は賽音諾顔汗、土謝圖汗の二部に跨り色楞格に次ぐの大河なり。

色楞格河は水源六あり、何れも抗愛山系に出づ。其の南にあるものを左得勒河、齊老圖河、烏里雅蘇臺河、阿濟拉克河とし、其の北にあるものは、哈喇臺爾河、布克謹河

とす。此等の南北兩源相合して始めて色楞格河の名稱を附され、以つて東流して賽音諾顏汗部の中末旗に至り、哈瑞河を會して東流し、又更らに厄赫河を會す。是れより進んで土謝圖汗の境に入り布呼圖河を併呑し、二三の小水を合して布龍山の北麓を經過し、鄂爾坤河を會し、蒙露の分界を踰え、露領後具加爾州に入り、北に流れて又、西北に流れ終に具加爾湖に注ぐ。其の流域は賽音諾顏汗、土謝圖汗の二大部落及び露領西比利亞に跨り、東蒙古河川中の第一とす。

放嫩河は金、元、明のとき斡難河と稱せしものにして、車臣汗部、東路中右後旗內、武勒爾吉嶺の西北小肯特山の東麓に出で黑龍江の上源となり。完水又は烏垣水と曰ふ。其の流域曲折東流し、大肯特山より出づる啓査魯河を會し東南に流れて畢爾喀嶺より出發せる巴拉喀河を會す。又、東南に流れるは公古爾特河を容れ、呼瑪拉堪河を併せ東北に流れ阿與河を會し科勒蘇河を入れ。又更らに東北に流れて集爾渾河、布裕克圖河を合せ、更らに又東北し、克魯河、特倫河、搭爾巴集河、圖魯河、搭爾河、額克爾河、鄂拉河、阿古河、搏爾集河、圖爾格河、溫都河を合せ黑龍江省に入る。其の流域の延長蒙古內地にて約二百餘里あり。

烏爾順河は貝爾湖の吐出口なり、即ち貝爾湖は喀爾喀河の水を受けて湖水を湛へつゝあるもの、其の吐出口は湖北にあり、喀爾喀河と西方里許を隔つのみ。流水は頗る緩漫なる傾斜を以つて達賴諾爾即ち呼倫湖の東側に注ぐ全長三十里なり。

喀爾喀河は黑龍江省と外蒙古との境界を流るゝ小流にして、洮兒河の水源と僅かに里許を隔つる興安嶺中の特爾根山中に發し上流數條あり、阿魯倫拉奇嶺の西、濛達爾彬池即ち蒙古人のアッサンと稱するもの本流にして、同池は周圍數里山間に在る清澄の小池なるが。附近の山麓より自然に湧出する多量の水を收容し、西南に流れて河をなしつゝ數多の小流を合して十數里に至り、特爾根河に會して西北に流れ、車臣汗左翼前旗より來る喀爾喀河に會し。此に始めて喀爾喀河の名を得更らに進んで滿蒙の境をなし北々西向し貝爾湖に入る。其の流域約七十里なりと云ふ。

克魯倫河は一名臚駒河と稱し、肯特山の西南麓より出發して衣魯河を併せ西南に流れ、郎龍河を會し更らに西南に流れ奎布塞山の東南麓に至り撒内河、畢爾喀嶺の西麓より來り會し更らに東南に流れ、上喇色欽の東麓より來れる白勒宜河を會

し、流を西南に轉じ、噶拉太嶺の山間より屈折し、巴彦烏蘭山の西麓を過ぎて東南に流れ、僧庫爾河沙礫の間を隱見出沒して之れに注ぐ。其れより東流して拖諾山の南麓を經て車臣汗旗の境に入り、流れを東北に轉じて克勒和碩山の北麓を通過し塔爾河を會し厄窩得哈爾哈小山の西北麓を經過し、沙漠の間を東流して庫魯諾爾に至りて更らに南流し珠爾呼珠山の南麓を過ぎ、庫魯鄂搏の南東より西拉得克西博格山の北方を經て東流し更らに東北に流を轉じ、塔本陀羅海山の北麓を過ぎて東に流れ更らに東北に流る。又、大山の麓より東南に流れ固爾班包霍特山の西より東北流し、哈牙巴山の、東南に横はる呼倫池即ち達賴諾爾に注ぐ、其の流域車臣汗部の中央を横斷し、四百餘里と註せらる。

白河は獨石口外なる瑪尼圖達巴罕より水源を發し、南流して獨石口に入り、赤城堡を經て東流し、再び長城外に出で判官渡に至りて灤平縣の西境に入り東流し、湯河口に至り湯河を合せて南流し、石塘口關に於て長城内に入り、密雲縣を過ぎ潮河を合し、更らに通州、天津を過ぎて太沽に至り渤海に注ぐ。其の流域百餘里にして東蒙古に於ける支流は、湯河、水峪河、白馬關河、馮家峪河、鞍子嶺河、七度河即ち依度河

潮河等とす。

東蒙古に於ける湖沼の大なるものは、克什克騰部の達里諾爾、車臣汗部の貝爾諾爾の二三に過ぎず、其の他、月亮池、白水濼、百湖、黑水濼、大魚濼、博羅呼吉池、固爾班泊、察罕泊、呼爾泊、達諾達呼倫湖等あり。又、鹽湖は二三之れあり其の中有望なるは烏珠穆沁に於ける大布蘇圖泊とす。今、其の達里諾爾及び貝爾諾爾に就て左に之れを記さん。

貝爾諾爾は一に布伊爾湖と稱し、車臣汗部にあり、東北より西南に至る二十餘里東西十里あり、東蒙古と滿洲との疆界に跨り、東部蒙古中の大湖にして、湖東の興安嶺山脈中より發源せる喀爾喀の水を湛ふるものとす。湖水は北岸より流出して烏爾順河となり呼倫湖に入る。

達里諾爾は捕兒海子又は達里泊と稱す。内蒙古の西南部克什克騰旗の西北三十里海拔四千二百尺の高地にある大湖にして周圍凡そ三十里に達す。湖水は公姑爾河、野猪河等の注いで以て滙するものとす。湖水は鹽分を含み、冬季は常に厚さ三尺に達する堅氷を結び、四月乃至五月に至つて始めて解く。湖中に島嶼あり

魚類水禽多く漁獵倶に利あり。又、湖東に岡愛諾爾あり、廣さ約十里にして兩湖の間一小河を以て相通せり。

沙漠と云へば蒙古を聯想し、蒙古と云へば沙漠を聯想する程に蒙古の沙漠は人口に膾炙さる。沙漠卽ち沙地帶は内外蒙古の中間に横はる瀚海を基礎として東西南北に擴がる。其の外蒙古なる車臣汗部の南方及び其の西方にありては、廣大なる地區を占め、其の幅員約二三百米突より廣きは五六百米突に亙るものあり。其の最も甚だしきはネルテンゴロの流域一帶より達賴罕王旗の南に至る間とす。内蒙古に在りては蘇尼特部の北方より阿覇垓旗を經て克什克騰旗の東に至り、興安嶺山脈によりて遮斷さる。其れより更らに西喇木倫の上流に至り同河に沿うて東走し遼河に至りて盡く、其の延長約五十里なるが、幅員は廣狹一ならず阿覇垓附近に於ては約四十里に達す。夫れより東方西喇木倫に沿ふ部分は大に狹少となり、五里乃至十里の幅に過ぎず、されど老河附近に至り幅員漸く廣く十里乃至二十里となり、奈曼博王旗に入りては更らに廣大となりて三十里より四十里に達す。

沙坨子とは漢人の稱呼にして蒙古人は之れをマンハと稱す。卽ち灌木と雜草

とを以つて蔽はれたる圓錐狀の沙堆にして此等の沙堆には處々に低濕地を抱擁し全く別個の土壤を有して青草繁茂せり。漢人之れを甸子と稱し蒙古人之れを他拉といふ。其廣さは大小一ならざれども、數町より數百町に達す、然も此等の甸子の中には往々にして一隅に溜池を有し曹達を産することあり。甸子は彼等の據つて以つて居となす所にして、沙漠地帶の道路は甸子より甸子を傳ひ通過するものとす。此れ甸子が地盤堅硬なるを以つてなり。

沙山は白皚々として沙漠地帶處々に之れあるを見る。其の沙の深さは表面五六寸乃至一尺にして下層數尺に達す。若し夫れ大風吹き起らんか、土灰沙粒、吹雪の如くに飛散して天地濛々として咫尺を辨せず、從つて此等の沙山に印したる前人の足跡を塡め方向を誤る悞ありとす。尤も降雨に際しては雨水の浸潤力強きが故に大なる影響を受けずとなり。

要するに東蒙古一帶の地は、河川の流域にある僅少の地區と興安嶺及び陰山々脈の山地を除くの外、他は悉く含砂地帶なりと云ふを得べく、其の含砂量の厚薄によりて交通其の他に及ぼす影響差異ありと云ふべし。

氣象　東蒙古の氣象は大體に於て興安嶺の東部、西部及び南部即ち支那本部に接續する地方の三に區別するを得べし。其の興安嶺の東部は北滿洲の氣溫と大差なく、秋季靜穩にして稍溫暖なる晝間に若しも一度興安嶺を踰へて西部の高原に出づるあらんか、寒氣凜烈骨を徹するの感あり。之れに反して支那本部に接する南部は溫暖なる支那本部の氣溫に影響さるると且つ比較的海洋の影響を受くることあるを以つて沙漠高原地方の如く氣候猛烈ならず、唯其れ風向西又は西北に變ずることあるときは忽ち北方大陸的氣候のため俄かに激變することあり。

吾人は興安嶺の東部及び西部地方につき尚ほ能く其等の氣象を說かんに。一年中、冬季の寒冷、夏季の暑熱相半ばし、春秋の期間最も短かし。卽ち三、四月より九、十月までは暖暑相續ぎ九月下旬降霜し十月上中旬降雪するありて、四月上旬より五月上旬に至りて初めて融解す。次に風位及び風力を記さんに、四季共に風力强大にして概して多風なり、殊に中央アジアに於ける氣壓の變化を受け、秋冬より早春に至る(九月より四月)間は北及び西北風の烈風あり、五月より九月に至るの間は南、東南及び東風起り。夏季は風少なく冬季は風多し。其の沙漠地帶に於ける春秋

の烈風の如きは其の勢最も猛烈にして、砂礫を飛ばし草木を薙ぎ倒し天日を遮ぎり白日濛々として、天地ために晦冥咫尺を辨ぜざるに至るを常とす。次に雨期は七、八月の頃にして雨量は一般に少なく多くは驟雨性なれ共、長期に亙り間斷なく驟注するが如きことなし。左れど此雨期に於ける雨量は一箇年中の八割を占め、河川亦其の水量を増し、一時村落相互間の交通を阻止することあるも、其の減水亦速かなり。次に氣候の變化を記さんに、冬季は其の緯度の上より見るも頗る沍寒なるが、夏季は日光の直射を受くるも、廣漠なる砂質の平原は溫度の放散すること速かなるを以つて、暑熱の度、比較的輕微なり。其の興安嶺東部に於ては、七月中、華氏最高百三十五度、最低八十六度にして一箇月の平均溫度約百三度なるが、其の興安嶺の西部に於ては、七月中、最高百二十二度、最低七十二度にして一箇月の平均九十二度三分なり。由是觀之。嶺の東西約十度の差を示す。尙ほ一日中の晝夜に於ても氣溫の變化亦甚だしく、夏季と雖、夜間は寒冷を覺ゆるを常とし、甚だしきは華氏二十度乃至三十度の差に及ぶことあり。其の變化の著るしきは所謂春秋の頃にして、靜和の日は日中稍〻暑氣を催ふし、華氏七十度内外を昇降するも、日沒する

や颪起り忽ち寒冷となりて、二十度內外となり、飛雪紛々たるを見ることあり。興安嶺の西部は此差殊に甚だしきがため四季綿入れを纏うて絕えて單衣を用ゆることなしといふ。次に晝夜の長短に就て、興安嶺西部に於て調査したるものを聽くに左の如し。

八月　日出午前四時　日沒午後八時三十分卽ち　晝間十六時間半　夜間七時間半

十月　日出午前七時　日沒午後四時半卽ち　晝間九時間半　夜間十四時間半

今、東蒙古に於ける氣溫を表示すれば左の如し。

東蒙古氣象表（華氏を用ふ）

種別		興安嶺東部（圖什業圖旗附近）室外日射溫度（午後一時）	興安嶺東部（圖什業圖旗附近）室外夜間溫度（午前二時）	興安嶺西部（東烏珠穆沁旗附近）室外日射溫度（午後一時）	興安嶺西部（東烏珠穆沁旗附近）室外夜間溫度（午前二時）
夏期（七月）	最高	一三五度	七〇度	一二二度	六一度
	最低	八六	五五	七二	四〇
	平均	一〇三	六二	九二	五二
冬期	最高	三九	（一）三八度	三二度	（一）四六度

自十一月至二月	最低	(一)三八	(一)四五	(一)四〇	(一)五七
	平均	(一)三〇	(一)四一	二五	(一)四九

第三章　滿蒙の人文

一、滿洲の人文

滿洲人文の現狀を說かんとせば、其の發達せる經路を知るの要あり。故に吾人は滿洲の人文に關し、過去の記錄を辿りて、聊か之れを紹介せんとす。唯其れ上編滿蒙の沿革と重複するを恐れ、繁を避けて簡を擇び、其の要を撮することとせり。

想ふに十三世紀に於て、所謂蒙古、韃靼の大軍が、怒濤澎湃の勢を以つて、烏拉嶺と裏海との中間を經て、歐洲に殺到したるは、今に吾人をして痛快を叫ばしむる所たらずんばあらず。彼等の大軍はロシアの大半を蹂躪し、ハンガリの平野を侵略して此に占據し、以つて歐洲大陸を睥睨したるなりき。又十六世紀に及んでは、アジア人なるトルコ人は、小アジアを過て歐洲大陸に侵入し、バルガン半島全部を占領し、ハンガリを降し、繼いで十七世紀に至りては更らに維納に侵入したるなりき。

由是観之、歐洲人の視線は東方アジアに注がざらんと欲するも得べからざるなり。彼等の恐怖心は却つて敵愾心とならざるを得ざるなり。何等かの方法によりて其の屈辱を報復せんと心に期したるなるべし。吾人は此意味を以つてロシアのシベリア遠征の開始を見んとするなり。ロシアのシベリア遠征は一四八三年を以つて開始せられたり。當時ロシア軍はチメン、イルツイン兩河邊まで來りたれど、只進軍せしのみにて之を占領せざりしが。第十六世紀に至りシベリア王國てふもの、西部シベリアの一部に韃靼人によりて組織せられたり。一五五五年に至りてはクチユン王は自らロシアに服從したれども、後、叛きてペルム地方を攻撃せり。一五七一年に至りてはエルマルクは八百人の軍隊を率ゐてクチユン軍を討伐し、十一年の後、シベリア王國を統一し、イワン第四世帝に投歸せり。當時ロシアの國境はイルツイン河附近にまで延長し、其の後、五十年間、幾多戰鬪の結果、コサック隊は北氷洋及びオコック海へ乘出したり。此間、ロシアの獲得したる地は實に東方に直線五千露里に及びたり。一六三六年にはコサックのブーザアはレナ河に沿うて北氷洋に達し、又、一六四三年にはコサックの主將ボヤルコフは黑龍

江を下りて始めてオコック海に出で、又、一六四七年にはデジネフてふコサックはベーリング海峽を發見しオコック村を作り、一六九六年にはコサック人アトラソフはカムサツカを征服しぬ。

シベリアに於ては、十六世紀の後半にトボリスク市建設され、又、十七世紀の前半に於ては、トムスク、エニセイスク、クラスノヤルスク、セルクートスク、イルクートスクの諸市開かれぬ。一方蒙古沙漠に於ける露西亞の勢力は、其の後、漸次に顯著となり、一六六三年には有力なる蒙古王アルテーンはロシアに降服す。十七世紀の後半に至るや、ロシアは黑龍江沿岸の經營に從ひ、數處に堡壘を建設せり。アルバージン（コサック）も即ち其の一なり。此時代に於てロシアは現時所有せる土地中、烏蘇里州を除くの外、亞細亞大陸の北部をば悉く占領したり。

十七世紀に於て露支兩國間には、廣大なる地域あり、遊牧土著の民族之れに居住せり。一七〇〇年に於けるロシアの境界は裏海に起り烏拉爾に沿うて東方に進み、薩楊山脈の西部に至りてシャビン、ダバカを越え、遙かに太平洋に達せり。曾て十六世紀中、コサックが住居したりと云ふは、即ち此の烏拉爾河沿岸の地方なりし

なり。當時露支兩國の境界なる中部及び東部はネルチンスク(尼布楚)及び恰克圖の兩條約に依りて之れを定めたり。オムスク、セミパラチエンスク及びトロイツク等の露國の諸市は何れも一七〇〇年頃は露國の國境地點にありたり。ロシアは十八世紀及び十九世紀中に於て國境を南に進め、前記の地線よりコペットダーガ、グンドウクシャ山下に至り、且つ巴密爾よりシャビンタバッバを越え支那と相接したり。三千三百露里以上の國境は當時準噶爾及び東部土耳其斯担に在りたり。キリギス、トルクメンの高原及び中央亞細亞に於ける王國ヒビン、コーカンド、ブハラ等はロシアの勢力に服し、其の後現國境線に達し、波斯、亞富汗と地を接するに至りたり。ロシアが中央アジアを征服したる土地は、六萬六千平方哩なるが、十八世紀及び十九世紀の初期に於てアジアに於けるロシア國境の南部中、支那と相接せざりし地方は、常に遊牧民族の攻撃を蒙り、又、コーカンド、ヒビン等の土著民族よりも攻撃を受けたり。當時キリギス人は人口約二百萬を有し、常に不平を抱き内訌を事とし、ロシアの新移住者、又はロシアに投歸したる住民を掠奪し、或は捕虜となす等の暴擧を敢てせり。更らに彼等はロシアの國境を攻撃し、其の一部はカ

ザン附近にまで侵入したり。

一代の雄彼得大帝は中央アジア遠征を試みたる元祖なり。其の遠征中、レコーウイッチの率ゐし一隊はヒーワに向ひしが不幸にして全滅の惨事を以つて終れり。他の一隊はシベリアよりイルツイシ河上、ヤルケンド市へ進み、其の目的地點にまで達する能はざりしもイルツイシ流域を占めヤミカラチエンスク、オムスク等シベリアの荒原線下に突出せり。一七三二年小中キリギス民族はロシアの國籍に入りたり、當時ロシア人は彼等の侵入を防がんとしてキリギス遊牧地方の東方なるオレンブルグに堡壘を築きたり。卽ち是れオレンブルク市の創設たり。オレンブルグよりシベリアに至る一帶の曠原地一千餘露里に亙る境界線中には何等の防禦地物をも之れなかりき。一八四七年にはキリギスの大民族も亦ロシアの國籍に入りたり。ロシア人はカバル市を起し、又、一八五四年にはウエルヌエ堡壘を築き、更らにセミレチエンスクに始めてコサツ軍隊を配備せり。又、シベリアとオレンブルグ國境線とを連續せしめ、其れより更らに南方に移轉せしが、ウエルヌイ堡壘とスイルダリ河上なるペロフスク堡壘との中間なる九百露里の地域

は未だ彼が占領に歸せず、之れがためコーカンド人は大群をなして續々突入し來たり、ロシアに降附せるキリギス人より然も敢て租税を徴集し掠奪を恣にして暴戻を極む。一八六一年に至るや彼等はキリギス人がロシアの國籍に入りたるを憤り、軍兵二百人と砲十門とを率ゐてウェルヌィ堡壘近くまで攻め來りたり。於是乎、露國はコルバコフスキー中佐の指揮の下に彼等を撃破し、ピシペックを占領して歸還せり。一八六三年に至りロシア朝廷は命令を下してオレンブルク、シベリア兩地線を連結することとなり。其の後、十三年を經て兩線は密接せしのみならず、其の比隣なるコーカンド、ブハラ諸王國をも全く征服したり。其の後、トルクメン高原をも征服したり。於是乎、ロシアがアジアに有する國境はペルシヤ、アフガン、支那の三國と相接するに至り、十六世紀以來、ロシアと支那との兩國間に在りし十八萬平方哩の地は、此に至りて全く處分さるるに至りたり。

一八七一年ロシアは伊犁を占領せり。一八八一年に至るやロシアは聖彼得堡條約を締結し、伊犁を支那に還付し、ロシアは關外地方に於て、商業上種々の特權を獲得し、又、西部支那諸州の爭亂に際し、露國臣民の蒙れる損害賠償として小許の金

額を得たり。同年支那は既に全爭論地を平定したれば長城外の諸侯國地方を支那の行省となさんとし、先づ北滿洲に注目し、其の地方に植民を開始し、軍隊を增加し、堡壘を築きたり。一八七六年支那政府は滿洲に於ける漢人の移住制限を解き以つて、滿人と殆んど同權たらしめしが、更らに一八八五年より一八八六年に至る間、ロシアに向つて南烏蘇里中、既に露人の住居せる土地、卽ちノウオキエフスキー、ノブゴロドフスキー、サウエーロフカ等の村落及びポシエト灣を割取せんことを請求す。ロシアは支那の提言を却け唯僅かにサウエーロフカ村中の若干地を割與したるに止めたり。彼の黑龍江の露國沿岸よりゼーヤ河に至る地點は、一九〇〇年の拳匪爭亂までは耕作に適する富裕の地として、支那人の手中にありき。又、ブラゴエシチエンスクに於ける商業と同じく支那人によりて營まれたり。此時よりして既に露支兩國人間に隙釁を生じ、一九〇〇年ブラゴエシチエンスクに於て露西亞人が、支那人に蠻的責罰を加へたりしは、實に此の反目の一證據たり。吾人は最後に記述するを怠るべからざるものあり。ロシアの東淸鐵道が北滿洲に敷設せられしことなり。抑も東淸鐵道の北滿洲に敷設さるるや、露國の企業露國

資金の中心は北滿洲なる哈爾賓に移れるなり。是れがために黑龍江州及び沿海州は、北滿洲經濟的發展の影響を受けて大に苦しみ。殊に支那人は東清鐵道を利用して、沿海州、黑龍江州へ安價なる勞働者、安價なる穀物野菜を輸入したる結果、同地方に於ける露西亞人の農業的活動は、其の發展を阻害されしのみならず。全く衰頽するに至れり。沿海州、黑龍江州は戰爭なくして、既に支那人の權力內に墜ちたりと云ふも誣言にあらざるなり。

要するにロシアが十五世紀以降、幾多の犧牲を拂つて努力したる東方亞細亞の運動中、其の西比利亞に於てせしもの、滿蒙を其權力圈內に範圍せんとしたるや言ふを俟たざる所。然も彼等は遂に失敗に歸したりと云ふべく。左りとて支那朝廷の施設宜しきを得たるがためにあらず。滿洲に於て支那人が經濟的勢力を發展したるもの、職として彼等支那人が生活上の必要なる經濟的行動に從ひたる國民的自發の結果なりと云ふべきなり。是れ滿洲の人文を知らんとするものの、必らずや看取せざるべからざる過去の記錄とす。

行政組織　滿洲に於ける支那人の國民的自發卽ち生活上必要なる經濟的行動

に從ひたる事實は、支那政府をして滿洲の行政組織を改造せしむるに至りたり。即ち一八七五年に至り、舊來の制度を打破し、滿人漢人の管轄を統一して、根柢より内部の行政を變更し、支那本部と同等ならしめたり。殊に奉天將軍に賦與するに、滿人漢人を統轄する權力を以つてし、軍政、裁判權及び該省各地の立法權をば全部委任し、其の權限を支那本土各省の總督と同等ならしめたり。之れと同時に郡縣内に於ける行政裁判は、專ら其の地方官を以つて統轄せしむることとせり。左れど舊旗軍の將校に對しては、官有借地の地租を免じ、且つ滿洲固有住民の門閥資産家等を通常人と區別するを許せり。更らに朝鮮境界地に於ける住民の繁殖に依り、同地方に道臺衙門即ち東境を創設し、千八百八十一年には露境琿春及び海拉爾に新なる副都統を置きたり。然れども北滿洲即ち黑龍江省に於ては、此等の改革遲延して行はれず、唯、支那住民の著るしく充塞せる地方、即ち呼蘭城或は北團林子の地方にのみ庁(總管)を置きたり。要するに滿洲に於ける行政組織改造により各地方に於ける各特異の行政機關を有せし士族をして、著るしく一般的行政機關の統一的色彩を帶ばしめたり。

清朝滅亡以前までは、行政上、盛京省或は奉天省。吉林省。黒龍江省の三省に區別し、又、之れを多くの行政區に分劃せり。即ち第一府。第二廳。第三州。第四縣にして、各省の首頭には將軍を置き、其の下に副都統及び知府を置く。就中、前者は後者に比し其の權限甚だ廣し。廳は總知或は總管に依て支配せられ。州は知州に依り。縣は知縣に依つて各管轄せらるも、多くの住民を有する縣は又之れを幾多の小區域に分劃せり。又、境界に接近して外國人と雜多なる交渉案件を惹起する地方に對しては、道臺を置きて庶務を辨せしむ。地方によりては彼等は時として長官或は監督官の主計の職務を掌理することあり。要するに地方に於ける行政上の區分は、住民の增殖生産力の增長に從ひ、其の必要に應じて創設したるものにして、獨り郡縣のみならず府廳に至るまで、地圖上に於て其の境界を區劃するは、甚だ困難にして、地方の行政官署すらも、其の範圍固より分明ならざるなり。

中華民國に至りては、滿洲三省に支那本部と同じく省官制を布き、省に巡按使を置き、全省の民政各官及び巡防、警備隊等を管轄し、且つ政府の特別委任を受け、財政司法、行政、及び其の他、特別官廳の行政事務を監督せしめたり。之れと同時に將軍

行署編制令を發布し、各省長をして將軍となし、其の軍政事務に關しては、大總統の命を承け、陸軍部の監察指揮を受けしむ。又、道官制を布き、省の下に道を設け道尹を置き巡按使に隷屬せしめ、一道の行政官として法律命令により道內の行政事務を執行し、且つ巡按使の委任を受け、財政、司法、行政及び其他の特別官廳の行政事務を監督せしむ。又、縣官制を布き、縣に知事を置き、道尹に隷屬せしめ、一縣の行政長官として、法律命令により縣內の行政事務を執行せしむ。又、縣佐官制を布き、縣に縣佐を置き、知事の命を承けて巡邏彈壓を掌り、其の他、勘災、捕蝗、催科、堤防、水利並に知事の委託事務を掌理せしむ。

警察制度は地方警察廳官制を布きては、省會卽ち省の首縣又は商埠卽ち開市場に置き、省會又は商埠の警察衛生消防事項を管理せしめ。縣警察所官制を布きて、は、縣區、城內の警察事務を管理せしむ、但し縣に於て之れを設くるの必要なき場合は保衞團を以つて、之れに代ふることを得とせり。

別に又、各省特派交涉員及び各埠交涉員職務通則を發布し、各省に特派交涉員を設け、外交部特派某省交涉員と稱し、外交總長の命を承け、全省の外交行政事務を司

の各通商巨埠に交渉員を分設し、外交部某省某埠交渉員と稱し、外交總長の命を承け、各埠の外交行政事務を辨理せしむ。

(一)奉天省(盛京省)　中華民國以前に於ては(一)奉天府(二)興京廳(三)錦州府(四)金州廳(五)昌圖府(六)東境界道臺等に副都統を置き、又之れを左の如き第二級の行政區に分割せり。

第一　奉天副都統(金州副都統も此支配の下に屬せり)

(一)承德縣　(二)新民縣　(三)海龍縣　(四)遼陽縣
(五)營口縣　(六)海城縣　(七)蓋平縣　(八)復州
(九)金州廳　(十)開原縣　(十一)鐵嶺縣

第二　錦州副都統

(一)錦縣　(二)寧遠縣　(三)廣寧縣　(四)義州

第三　昌圖府副都統

(一)懷德縣　(二)奉化縣　(三)康平縣

第四　興京副都統

（一）通化縣　（二）懷仁縣

第五　東境界道臺（鳳凰理事廳）

（一）岫巖州　（二）安東縣　（三）寬甸縣

中華民國に至るや左の如き行政區劃となせり。

第一　遼瀋道

（一）瀋陽縣　（二）鐵嶺縣　（三）開原縣　（四）東豐縣

（五）西豐縣　（六）西安縣　（七）營口縣　（八）遼陽縣

（九）遼中縣　（十）臺安縣　（十一）蓋平縣　（十二）海城縣

（十三）錦　縣　（十四）新民縣　（十五）彰武縣　（十六）黑山縣

（十七）盤山縣　（十八）北鎮縣　（十九）義　縣　（二十）興城縣

（三十一）綏中縣　（三十二）錦西縣

第二　東邊道

（一）安東縣　（二）興京縣　（三）通化縣　（四）鳳城縣

（五）寬甸縣　（六）桓仁縣　（七）臨江縣　（八）輯安縣

（九）長白縣　（十）安圖縣　（十一）撫松縣　（十二）撫順縣
（十三）本溪縣　（十四）海龍縣　（十五）輝南縣　（十六）柳河縣
（十七）金縣　（十八）復縣　（十九）岫巖縣　（二十）莊河縣

第三　洮昌道

（一）遼源縣　（二）洮南縣　（三）昌圖縣　（四）康平縣
（五）開通縣　（六）洮安縣　（七）梨樹縣　（八）安廣縣
（九）懷德縣　（十）突泉縣　（十一）鎭東縣　（十二）法庫縣
（十三）雙山縣

（二）吉林省　中華民國以前には（一）吉林府（二）寧古塔城（三）伯都納城（四）三姓城（五）阿勒楚喀城（六）琿春城（七）長春府に何れも副都統を置きたり。就中、吉林副都統のみ廳州縣に分割せらる。即ち左の如し、

（一）伊通州　（二）雙城廳　（三）伯都納廳　（四）農安縣
（五）常廳　（六）賓州廳　（七）敦化縣

此等分區中の行政長官は其の地方の階級により知府、知廳、總管、總知或は知縣を

置く。但し吉林府附近の地方住民は吉林知府によつて支配せらる。他府に於ける第二級の行政區劃は未だ設置せられず。其の境を露領に接する地方の如きは尙往昔の滿洲軍事制度を保存し、其行政は地方守備軍の長官に委し、就中、露領に近き後廳子地方は最大陸軍及行政權を有する琿春に於ける副都統の直轄となせり。吉林將軍に屬する行政上の幾多の分派を管轄するため衙門の外、首長を有する事務局、省の出納官裁判官二、西路及び北路の驛站總監等あり、電信事業も亦其の管轄に歸せり。

中華民國に至るや、左の如き行政區劃となせり。

第一　吉長道

(一) 吉林縣　(二) 長春縣　(三) 伊通縣　(四) 濛江縣
(五) 農安縣　(六) 長嶺縣　(七) 舒蘭縣　(八) 樺甸縣
(九) 磐石縣　(十) 雙陽縣　(十一) 德惠縣

第二　濱江道

(一) 濱江縣　(二) 扶餘縣　(三) 雙城縣　(四) 賓　縣

(五)五常縣　(六)楡樹縣　(七)同賓縣　(八)阿城縣

第三　延吉道

(一)延吉縣　(二)寧安縣　(三)琿春縣　(四)東寧縣

(五)敦化縣　(六)額穆縣　(七)汪清縣　(八)和龍縣

第四　依蘭道

(一)依蘭縣　(二)勃利縣　(三)同江縣　(四)寶清縣

(五)密山縣　(六)虎林縣　(七)綏遠縣　(八)樺川縣

(九)富錦縣　(十)饒河縣　(十一)方正縣　(十二)穆陵縣

(三)黑龍江省　中華民國以前に於いては黑龍江省の將軍は齊々哈爾に在りて全省を統轄し、其の下に(一)齊々哈爾(二)黑龍江(愛琿)(三)墨爾根(四)呼蘭城(五)呼倫具爾城(六)布特哈等何れも副都統を置き、齊々哈爾を除きては將軍に直隷して復命するの權を有せず、齊々哈爾副都統の管轄に屬せり。齊々哈爾には將軍、副都統の外に軍管指揮官の駐劄するあり、支那移民を管轄するの官吏にして滿人漢人の紛擾を解決する警察署あり、其の高官二人は一箇年間の期限にして將軍より任命せらる。又、齊

を哈爾には將軍、副都統の管轄に屬する關稅局あり、家畜、商貨より一定の稅金を徵收する官吏を每年任定し、歲終に至り戶部に向つて決算表を提出するものとす。黑龍江將軍の衙門は最も簡易にして裁判事務を掌理せしめんがために一人の員外郎主事及び記錄會計を取扱はしむる五人の主事、更らに學務に關する二人の官吏あり。該省に於ける第二級の行政部は只監督署より成る。綏化理事廳にては北團林子に住する總判之れが首長となり、呼蘭理事廳には總知之れが首長となれり。

中華民國に至るや、左の如き行政區劃となせり。

第一　龍江道

(一) 龍江縣	(二) 大賚縣	(三) 安達縣	(四) 青岡縣
(五) 肇東縣	(六) 臚濱縣	(七) 嫩江縣	(八) 肇州縣
(九) 林甸縣	(十) 訥河縣	(十一) 拜泉縣	(十二) 呼倫縣
(十三) 泰來縣	(十四) 西布特哈設治局		(十五) 吉拉林設治局
(十六) 景星設治局	(十七) 克山縣		

第二　綏蘭道

(一) 綏化縣　(二) 海倫縣　(三) 呼蘭縣　(四) 巴彦縣
(五) 慶城縣　(六) 木蘭縣　(七) 湯原縣　(八) 蘭西縣
(九) 通河縣　(十) 龍門縣　(十一) 東興設治局　(十二) 鐵驪設治局
(十三) 通北縣　(十四) 綏楞縣

第三　黑河道

(一) 愛琿縣　(二) 蘿北縣　(三) 呼瑪縣　(四) 漠河縣

審判廳管區　日支新條約により奉天省に設置することとなりたる會審公堂は日支人間の訴訟事件を取扱ふものなるが、各廳に於ける其の管轄區域は左の如し。

(一) 瀋陽廳

新民　法庫　黑山　北鎭　撫順　西豐　西安　東豐　海龍　柳河　興京
彰武　康平

(二) 遼陽廳

海城　遼中　臺安　本溪

(三)營口廳
蓋平　復　盤山　岫巖

(四)安東廳
鳳城　寛甸　桓仁　通化　臨江　輯安　輝南　長白　安圖　莊河

(五)鐵嶺廳
開原　昌圖　梨樹　懷德　遼源　雙山

(六)錦州廳
錦西　興城　綏中　義

(七)洮南廳
鎮東　安廣　開通　洮安　突泉　膽楡

我が領事館管轄區域　蒙古に於ける我が領事館の管轄區域は、編輯の順序上、後段なる東蒙の人文中に記述すべきなれど、分類其の他の便宜上、此に滿洲に於けるものと併錄することとしたり。

(一)領事館及び分館所在地　滿蒙に於ける領事館及び領事分館の所在地左の如し。

在間島帝國總領事館(吉林省延吉縣龍井村)、在局子街間島帝國總領事館分館(吉林省延吉縣局子街)、在頭道溝間島帝國總領事館分館(吉林省延吉縣頭道溝)、在琿春間島帝國總領事館分館(吉林省琿春縣琿春)、在安東帝國領事館(奉天省安東縣安東)、在通化安東領事館分館(奉天省通化縣在奉天總領事館(奉天省瀋陽縣奉天大西關)、在新民屯奉天帝國總領事館分館(奉天省新民縣)、在鄭家屯奉天總領事館分館(奉天省瀋陽縣鄭家屯)、在遼陽帝國領事館(奉天省瀋陽縣遼陽城內前衙門街)、在鐵嶺帝國領事館(奉天省鐵嶺城內捐局胡同)、在海龍鐵嶺帝國領事館分館(奉天省海龍縣)、在掏鹿鐵嶺帝國領事館分館(奉天省掏鹿)、在牛莊帝國領事館(奉天省錦縣營口)、在長春帝國領事館(吉林省長春縣寬城子三道街)、在農安長春帝國領事館分館(吉林省農安)、在赤峯帝國領事館(東蒙古赤峯縣)、在吉林帝國領事館(吉林省吉林表大門中門)、在哈爾賓帝國總領事館(吉林省哈爾賓市ノーウオ、トルゴーワャ街第二十七號)、在齊々哈爾帝國領事館(黑龍江省齊々哈爾、財神廟南方街北)、

尙ほ滿蒙に其の所在を有せざるも在天津帝國領事館は內蒙古中、察哈爾都統及

び綏遠都統の管轄に屬する地域を管轄す。

(二)各領事館の管轄地域　總領事館及び領事館に於ける其の管轄地域は大正七年二月二十三日外務省令第一號にて改正されたり、即ち左の如し。

在間島帝國總領事館(吉林省中の延吉、和龍、汪清、琿春の各縣及び奉天省中、撫松、安圖等の各縣)。在安東帝國領事館(奉天省中の安東、鳳城、岫巖、莊河、寬甸、桓仁、輯安、通化、臨江、長白等の各縣)。在牛莊帝國領事館(奉天省中、營口、錦、盤山、北鎭、義、錦西、興城、綏中、海城、蓋平、復等の各縣)。在遼陽帝國領事館(奉天省中、遼陽、遼中、臺安等の各縣)。在奉天帝國總領事館(奉天省中、瀋陽、撫順、本溪、新民、彰武、黑山、雙山、遼源、興京等の各縣)。內蒙古赤峯領事館の管轄に屬せざる地域)。在鐵嶺帝國領事館(奉天省中、鐵嶺、開原、柳河、輝南、海龍、東豐、西安、西豐、昌圖、康平、法庫の各縣)。在長春帝國領事館(吉林省中、長春、伊通、農安、長嶺、德惠等の各縣)及び奉天省中、梨樹、懷德、洮南、洮安、安廣、開通、突泉、鎭東等の各縣)。在吉林帝國領事館(吉林省中、磐石、濛江、樺甸、雙陽、舒蘭、敦化、額穆等の各縣)。在哈爾賓帝國總領事館(吉林省中、扶餘、楡樹、雙城、濱江、五常、賓、同賓、阿城、寧安、東寧、穆陵、依蘭、樺川、方正、密山、饒河、虎林、同江、富錦、綏遠等の各縣及び

黑龍江省中、東清鐵道附屬地。外蒙古)。在齊々哈爾帝國領事館(黑龍江省但し東清鐵道の附屬地を除く)、在赤峰帝國領事館(熱河都統の管轄に屬する地域)

人口及び戸數 滿洲人口の統計は固より正確に知り難し、今、滿鐵調査課員松原菊雄氏の作製したる東三省人口及び一方里に對する人口率を擧ぐれば左の如し

東三省各縣面積人口一覽表

(甲) 奉天省(面積ノ單位ハ方里トス)

(一) 遼瀋道

縣名	面積	人口	一方里ニ對スル人口
瀋陽	二〇二	六四四、〇〇〇	三、一八八
開原	三〇一	二六二、〇〇〇	八七〇
西豐	一六六	一八八、〇〇〇	一、一三三
營口	五七	一七七、〇〇〇	三、一〇五

臺安	九六	一八〇,〇〇〇	一,八七五
海城	一八〇	五一一,〇〇〇	二,八四〇
新民	二〇七	四二一,〇〇〇	二,〇三四
黑山	一〇三	二二五,〇〇〇	二,一八四
北鎮	一〇〇	二〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇
興城	一四五	一六九,〇〇〇	一,一六六
遼中	一〇〇	三六一,〇〇〇	三,六一〇
鐵嶺	一九一	二八三,〇〇〇	一,四八三
東豐	一四七	一一六,〇〇〇	七八九
西安	一四八	二〇八,〇〇〇	一,四〇〇
遼陽	二六七	七二五,〇〇〇	二,七一五
蓋平	二一三	四五三,〇〇〇	二,一二六
錦縣	二〇〇	二八一,〇〇〇	一,四〇五
彰武	一六五	七一,〇〇〇	四三〇
盤山	一四七	一三〇,〇〇〇	八八四
義縣	二一二	二八九,〇〇〇	一,三六三
綏中	一四五	一五五,〇〇〇	一,〇六九
錦西	一〇〇	一五〇,〇〇〇	一,五〇〇

(二)　東邊道

縣名	面積	人口	一方里ニ對スル人口
安東	一二二	一三五、〇〇〇	一、一〇六
興京	二九五	一七一、〇〇〇	五八〇
通化	二九〇	二一七、〇〇〇	四〇四
鳳城	三三七	二三八、〇〇〇	七〇六
寛甸	二九五	一九二、〇〇〇	六五一
桓仁	二六〇	一七二、〇〇〇	六六〇
臨江	六四三	一〇、〇〇〇	一四
長白	九〇六	五、〇〇〇	六
輯安	二二一	一〇三、〇〇〇	四六六
安圖	七三四	三、〇〇〇	四
撫松	九六二	三、五〇〇	四
撫順	一八二	一四九、〇〇〇	八一八
本溪	二四三	二三五、〇〇〇	九六七
海龍	二〇七	二〇五、〇〇〇	九九〇
輝南	一八七	五七、〇〇〇	三〇五

縣名	面積	人口	一方里ニ對スル人口
柳河	二〇一	七四、〇〇〇	三六八
岫巖	一七一	一七一、〇〇〇	一、〇〇〇
復縣	二二四	三一〇、〇〇〇	一、三八〇
莊河	二五四	二六三、〇〇〇	一、〇三五

(三) 洮昌道

縣名	面積	人口	一方里ニ對スル人口
遼源	一八二	七六、〇〇〇	四一七
洮南	八二三	四四、〇〇〇	五三
昌圖	二三二	四三〇、〇〇〇	一、八五三
康平	一三六	一七四、〇〇〇	一、二八〇
開通	二〇七	一八、〇〇〇	八七
洮安	一二四	二九、〇〇〇	二三三
梨樹	二四八	三七二、〇〇〇	一、五〇〇
安廣	二五一	二三、〇〇〇	九二
懷德	一九〇	三〇八、〇〇〇	一、六二〇
突泉	四一八	五、六〇〇	一三
鎮東	六二九	二八、〇〇〇	四五

縣名	面積	人口	一方里ニ對スル人口
法庫	一八三	二六三、〇〇〇	一、四三七
雙山	八〇	一五、〇〇〇	一八九
總計	一四、〇二九	一〇、六四五、三三〇	

外ニ關東州面積二一八方里人口(支那人)四六九、六七四(大正二年末現在)

(乙) 吉林省(面積ノ單位ハ方里トス)

(一) 吉長道

縣名	面積	人口	一方里ニ對スル人口
吉林	一、一二一	五六一、〇〇〇	五〇〇
長春	二九九	五一四、〇〇〇	一、七一九
伊通	四〇四	三〇八、〇〇〇	七六二
濛江	二〇一	一一、〇〇〇	五五
農安	一四二	四三二、〇〇〇	二、〇四二
長嶺	二八一	九三、〇〇〇	三三一
舒蘭	二九九	一八九、〇〇〇	六三二
樺甸	六四九	六一、〇〇〇	九四
磐石	二〇七	一六一、〇〇〇	七七八

縣名	面積	人口	一方里ニ對スル人口
雙陽	二二九	一三一,〇〇〇	五七二
德惠	一七〇	三二八,〇〇〇	一,九三〇

(二) 濱江道

縣名	面積	人口	一方里ニ對スル人口
濱江	二〇	二一,〇〇〇	一,〇五〇
扶餘	二二五	三八一,〇〇〇	一,六九三
雙城	二九三	四三四,〇〇〇	一,四八一
賓縣	三〇一	二四七,〇〇〇	七九六
五常	六四九	二一五,〇〇〇	三三一
楡樹	二〇九	五一九,〇〇〇	二,四八三
同賓	六八六	九四,〇〇〇	一三七
阿城	二七五	一五七,〇〇〇	五七一

(三) 延吉道

縣名	面積	人口	一方里ニ對スル人口
延吉	二四九	一〇五,〇〇〇	四二三

寧安	一、五三四	九五、〇〇〇	六二
琿春	六五〇	四〇、〇〇〇	六二
東寧	九〇三	八、〇〇〇	九
敦化	四九	三五、〇〇〇	六七三
額穆	六〇〇	三七、〇〇〇	六二
汪清	五一四	一九、〇〇〇	三六
和龍	一二七	五四、〇〇〇	四二五

(四) 依蘭道

縣名	面積	人口	一方里ニ對スル人口
依蘭	五五九	四一、〇〇〇	七三
同江	五六六	二、〇〇〇	三
密山	六二二	一〇、〇〇〇	一六
虎林	四七八	二、〇〇〇	四
綏遠	六三六	一、〇〇〇	一
樺川	二四二	三三、〇〇〇	一三六
富錦	二四五	一二、〇〇〇	四九
饒河	四一七	一、〇〇〇	二

方正	二九五	四二、〇〇〇	一四二
穆稜	二〇〇	四、〇〇〇	二〇
寶清設治局	五三〇	四、〇〇〇	八
總計	一六、〇七六	五、四七二、〇〇〇	

(丙)　黑龍江省(面積ノ單位ハ方里トス)

(一)　龍江道

縣名	面積	人口	一方里ニ對スル人口
龍江	一、一一二	一三〇、〇〇〇	一一六
嫩江	三、五〇〇	一六、〇〇〇	五
大賚	一、四九五	五三、〇〇〇	三五
肇州	六六二	六二、〇〇〇	九三
安達	七五八	八、五〇〇	一一
訥河	一、一八五	二五、〇〇〇	二一
青岡	二八五	六〇、〇〇〇	二一三
拜泉	六九四	六四、〇〇〇	九二
肇東	三〇〇	一二、〇〇〇	四〇

縣名	面積	人口	一方里ニ對スル人口
呼倫	六四九	二三、〇〇〇	三五
臚濱	一、九一二	九、〇〇〇	四
泰來鎮設治局	三二三	二九、〇〇〇	九〇
吉拉林設治局	一、〇〇〇	一二、〇〇〇	一二
西布特哈設治局	四、五三七	一二、〇〇〇	二

(二)綏蘭道

縣名	面積	人口	一方里ニ對スル人口
綏化	三一五	一九七、〇〇〇	六二五
呼蘭	二九六	二四四、〇〇〇	八二四
海倫	六〇六	二六二、〇〇〇	四三二
巴彥	四一四	二四一、〇〇〇	五八二
慶城	三二七	一一九、〇〇〇	三六四
蘭西	一九四	一三三、〇〇〇	六八
木蘭	九一	八〇、〇〇〇	八七九
通河	二五二	三九、〇〇〇	一五五
湯原	七六一	二〇、〇〇〇	二六
龍門鎮設治局	二五〇	一〇、〇〇〇	四〇

縣名	面積	人口	一方里ニ對スル人口
鐵山包設治局	三三〇	一五、〇〇〇	四五
東興鎮設治局	八〇	八、〇〇〇	一〇〇

(三) 黑河道

縣名	面積	人口	一方里ニ對スル人口
璦琿	四、〇四九	二六、〇〇〇	六
呼瑪	二、〇〇〇	一八、〇〇〇	九
羅北	四、〇〇〇	二〇、〇〇〇	五
漠河設治局	二、〇〇〇	五、〇〇〇	三
總計	三四、七〇〇	二、〇三三、五〇〇	

東三省總計
- 面積　六四、七〇〇方里(關東州を含む)
- 人口　一八、六六八、〇〇〇(關東州内の支那人を含む)

備考
一、三省各縣面積は主として關東都督府の調査に據る。
二、奉天省人口は本課最近の調査に係かるものの外は東三省鹽法誌及び支那官憲の調査書に基く。
三、吉林省人口は大正二年九月吉林省都督府の調査に係る(民國二年九月

吉林公報所載)

四、黑龍江省人口は大正二年二月同省都督府の調査に係るものなり猶、大正四年一月黑龍江公報の所載に據れば全省の人口を二百二十萬と概算せり。

▼滿洲ノ人口

次に吾人は關東都督府に於て調査したる東三省の人口戸數を掲げんに左の如し

省別	道別	人口	一方里ニ對スル人口
奉天	遼瀋道	六、八八二、七二一	一、九一六
	東邊道	二、七九九、四四五	四一五
	洮昌道	一、九八七、〇六六	五三六
	計	一一、六六九、二三二	八三二
吉林	吉長道	二、八八七、九六六	七二〇
	濱江道	二、一八四、三五五	八二一
	延吉道	三九七、一九七	八五
	依蘭道	一五〇、五〇五	三一
	計	五、六二〇、〇二三	三四九

黒龍江	龍江道	五四一、〇八四	二九
	綏蘭道	一、三六八、〇〇〇	三四九
	黒河道	八八、五三八	七
	計	一、九九七、六二二	五八
總計		一九、二八六、八七七	二九九

備考
一、本表各地方ノ區域ハ本章「滿洲ノ面積」ノモノニ同ジ
一、本表ハ支那人ノ人口ニシテ日露其他外國人ハ之ヲ含マズ

次に吾人は關東都督府の調査に係かる關東州內及び州外の南滿鐵道附屬地及び日本領事館管內に於ける戸口を揭げて戸口靜態總數累年比較、人口動態總數累年比較、現住人口職業別等を知らんとす。

▼戸口靜態總數累年比較

年次	戸數 日本人	戸數 支那人	戸數 外國人	戸數 計	人口 日本人	人口 支那人	人口 外國人	人口 計
大正五年末	二四、五一一	七八、二六六	八三	一〇二、八六〇	九一、〇四五	五六六、四〇一	二七三	六五七、七一八
同四年末	二三、三二八	七五、六八三	一〇九	九九、一二〇	八五、〇九八	五五〇、八〇九	三三二	六三六、二三九

同　三年末	二三、〇六八	七二、〇二四	八九	九五、一八一	八二、一八五	五二四、六八一	二五七	六〇七、一二三
同　二年末	二二、五四二	七〇、五七二	五九	九三、一七三	七七、六六三	五一七、七八八	一四三	五九五、五九四
同　元年末	二二、〇二九	六八、四七五	七二	九〇、五七六	七三、五六八	四九六、六九六	一五七	五七〇、四二一
明治四十四年末	二一、〇九八	六六、四五八	六一	八七、六一七	六七、三一四	四七九、六九〇	一四一	五四七、一四五
同　四十三年末	一九、四一一	六五、二二九	五八	八四、六九八	六二、三三八	四五七、三七三	一二五	五一九、八三六
同　四十二年末	一七、五五五	六二、九〇二	六八	八〇、五二五	五三、九〇六	四四一、五八三	三五九	四九五、八四八
同　四十一年末	一五、二四九	五九、八五〇	三五	七五、一三四	四六、九四二	四〇八、三七八	一〇四	四五五、四二四
同　四十年末	一一、四六一	五七、八四九	二八	六九、三三八	三七、八八五	三九六、〇六七	七七	四三四、〇二九
同　三十九年末	三、八八六	五五、六五九	一四	五九、五五九	一六、六二三	三六八、一〇三	三九	三八四、七五五
同　三十八年末	七四二	五四、〇三四	一八	五四、七九四	五、〇二三	三六九、七二六	三四	三七四、七八三

一本表ハ警察官吏派出所ニ備フル戸口調査簿ニ據リ調査セシ常住的ノ戸口數ニシテ旅客其ノ他一時的滯在者陸海軍在營艦者及在監人ヲ包含セス

一日本人中ニハ朝鮮人ヲ合算ス但シ明治四十二年以前ニ於テハ外國人中ニ算入セリ

一明治三十八年分ハ州内ノミノ事實ニシテ州外ノ調査ヲ缺如ス

▼戸口總數地方別

（大正五年末日現在）

地方	戸數			人口						男百ニ付女
	日本人	支那人	外國人	日本人 男	日本人 女	支那人 男	支那人 女	外國人 男	外國人 女	
旅順	二、四一九	一四、三八〇	三	五、一七三	四、三三九	五〇、九八七	四四、一七九	八	一〇	八六・四

關東州內	大連	一〇、四六〇	一五、五一二	一二	二三、三三六	一九、三九四	六八、五六二	三〇、三二五	四三	三五	五三・八
	金州	一七九	一二、四二七	—	三一三	二七三	四四、五五七	三九、六六三	—	—	八九・〇
	普蘭店	一六七	一三、九二三	—	二六二	二五七	五九、四三三	五一、四二八	—	—	八六・六
	貔子窩	一二二	一四、九七一	—	二四一	一九一	六二、六五三	五六、六六四	—	—	八一・八
	計	一一、四五六	七二、二一三	三四	二八、二二四	二四、四四四	二八五、一九〇	二一七、一五九	五〇	四五	七七・二
州外	營口	二五	二〇	—	五三	四五	八五	一四	—	—	四三・一
	瓦房店	六五八	六四一	—	一、一六九	九八〇	二、四五四	八〇九	—	—	四九・四
	大石橋	六三九	三一三	—	一、二一一	一、〇三四	一、三九四	五七六	—	—	六四・三
	遼陽	一、〇五二	二九〇	—	一、八五九	一、六八八	一、七五〇	一七四	—	—	五一・六
	奉天	一、四六三	四四三	一	三、〇三七	三、五一〇	三、一〇六	四七三	三	一五	四八・六
	本溪湖	一、一二九	九〇	—	二、一七〇	一、七二六	三三三	二八	—	—	七〇・一
	撫順	二、一八二	五一五	—	四、六五五	三、五四八	一六、五八三	三四八	—	—	一八・三
	鐵嶺	五五一	三三五	—	八八二	七三九	九〇二	七五	—	—	四五・六
	開原	五一七	一、三三一	—	八五六	八一三	九、一一七	一、〇九八	—	—	一九・三
	長春	一、一八四	一、三一九	四八	三、一六三	一、八二一	一〇、三四四	一、〇五九	九五	七四	三三・四
	四平街	三一一	七三〇	—	五二九	四八〇	四、六八五	七五四	—	—	三三・七
	公主嶺	六五三	八六四	—	一、一三四	九八五	五、二八五	八二二	—	—	二八・三
	安東	六九一	二六二	—	一、三四九	一、〇六二	一、六三二	一六三	—	—	四一・三

計	一一、〇五五	七、〇五三	四九	二〇、九六六	一七、四二一	五七、六五九	六、三九三	九八	七九	三〇・四
總計	二四、五一二	七八、二六六	八三	四九、一八〇	四一、八六五	三四二、八四九	二三、五五二	一四八	一二四	六七・七

○本表日本人中ニ包含セル朝鮮人ヲ摘錄再掲スレハ左ノ如シ

種別		旅順	大石橋	奉天	本溪湖	撫順	鐵嶺	開原	長春	公主嶺	四平街	安東	計
戸數		一	一	一七	二	五四	七	一	七	二	三	三二	一三六
人口	男	一	二	九六	四四	二〇三	一六	五	二〇	二	一〇	一二九	五二八
	女	—	—	四〇	一七	一〇九	五	一三	二一	二	九	七二	二八八
	計	一	二	一三六	六一	三一二	二一	一八	四一	四	一九	二〇一	八一六

○又州內ニ於ケル旅順大連ノ兩市及金州城內ノ事實ヲ摘錄再掲スレハ左ノ如シ

市街	戸數			人口						一戸平均人口
	日本人	支那人	外國人	日本人		支那人		外國人		
				男	女	男	女	男	女	
旅順市	二、二〇一	一、六四〇	三	四、七八三	四、〇四〇	五、二五三	一、八二九	八	一〇	四・一
大連市	九、〇九七	六、七八三	二九	一九、四〇七	一七、〇〇八	三九、七一二	六、八五八	三九	三〇	五・二
金州城內	八五	一、六三〇	—	一四一	一三七	四、五一一	三、九九八	—	—	五・一
合計	一一、三八三	一〇、〇五三	三二	二四、三三一	二一、一八五	四九、四七六	一二、六八五	四七	四〇	五・〇

▼人口職業別ノ一 (州內)

(大正五年末日現在)

地名	種別			公務員	自由業	農業	牧畜及山林業	漁業	工業	商業	貿易及運送業	其他ノ業	勞働者	傭婢	無業	合計
旅順	日本人	男	本業者	一、〇六四	一五	三一	一	三七	[illegible]	四四二	六	五五九	七一	八	二一	二、七九九
			家族	八九四	九	一四一	四	二五	三八六	三二二	二	五一四	三六	—	四一	二、三七四
		女	本業者	五六	四	—	—	—	一四	四五	—	二三六	二	一五二	一一	五二〇
			家族	一、七〇一	二五	三三	八	五三	六二四	五四六	二	七四六	四六	三	三一	三、八〇九
	支那人	男	本業者	五〇	一四六	一三、一四〇	—	一、六〇九	一、三四六	一、三一六	一〇一	四〇三	二、九七九	一八八	四二	二一、三七〇
			家族	四一	八九	二四、一八六	—	二、一三八	八一三	九九七	八八	二九七	九五四	一三	四二	二九、六一七
		女	本業者	—	—	一九四	—	—	七	二二	—	八四	一	三	二一	三三一
			家族	六三	一五五	三五、九八一	—	三、一九三	一、〇九一	九三三	一五八	四八四	一、六七七	四七	六六	四三、八四八
	合計	男	本業者	一、一一四	一六一	一三、一七一	一	一、六四六	一、八九〇	一、八〇八	一〇七	九六二	三、〇五〇	一九六	六三	二四、一六九
			家族	九三五	九八	二四、三二七	四	二、一六三	一、一九八	一、二七九	九〇	八一一	九九〇	一三	八三	三一、九九一
		女	本業者	五六	四	一九四	—	—	二一	六六	—	三二〇	三	一五五	三二	八五一
			家族	一、七六四	一八〇	三六、〇一四	八	三、二二八	一、七一五	一、四七九	一六九	一、二三〇	一、七二三	五〇	九七	四七、六五七
		計	本業者	一、一七〇	一六五	一三、三六五	一	一、六四六	一、九一一	一、八七四	一〇七	一、二八二	三、〇五三	三五一	九五	二五、〇二〇
			家族	二、六九九	二七八	六一、三四一	一二	五、三九一	二、九一三	二、七五八	二五九	二、〇四一	二、七一三	六三	一八〇	七九、六四八
			計	三、八六九	四四三	七一、七〇六	一三	七、〇三七	四、八二四	四、六三二	三六六	三、三二三	五、七六六	四一四	二七五	一〇四、六六八
大	日本人	男	本業者	六三五	四五七	五三	二	一四	三、六六二	二、二二八	一七二	四、九七七	二九四	一三七	一八四	一二、九二四
			家族	四八五	三四一	四五	六	三八	二、四八七	二、一四一	二一六	三、二一六	一二一	七九	一二七	六、三〇二
		女	本業者	二五	三二九	—	—	一	一三六	二六	二	一、四六九	二三	三九三	二二六	二、六八九
			家族	九七二	六一三	七一	一三	一〇八	四、七二八	三、一二八	二二七	六、三七五	一五五	一〇八	二〇七	一六、七〇五

大連 支那人 男 本業者	大連 支那人 男 家族	大連 支那人 女 本業者	大連 支那人 女 家族	大連 合計 男 本業者	大連 合計 男 家族	大連 合計 女 本業者	大連 合計 女 家族	大連 合計 計 本業者	大連 合計 計 家族	大連 合計 計 計
五九	三六	—	九八	六九四	五四一	二五	一、〇七〇	一、七一九	一、六二一	三、三三〇
二五二	四一五	九	二三八	七〇九	七六六	三三八	八五一	一、〇四七	一、六〇七	二、六五四
七、五五七	一〇、二八一	二	一六、四五五	七、六一〇	一〇、三二六	二	一六、五二六	七、六一二	二六、八五二	三四、四六四
一三	一〇	—	五	二三	一六	—	一八	二三	三四	五七
八八〇	一、五四三	—	一、八九二	九九四	一、五八一	一	二、〇〇〇	九九五	三、五八一	四、五七六
三、一四五	二、七七五	一〇	一、八一六	六、八二二	五、二六二	一四六	六、五四四	六、九五八	一一、八〇六	一八、七六四
五、一一四	五、八一七	一一	二、六三四	七、四〇二	六、九五八	二三七	五、七六二	七、六三九	一二、七二〇	二〇、三五九
一三	三六	—	一二三	二八〇	五九二	二	三五〇	二八二	九四二	一、二二四
二、三六六	一、六五一	一四四	一、三七[illegible]	七、三〇三	四、八二一	一、六一三	七、七五〇	八、九一六	一二、五七一	二一、四八七
[illegible]	三、二四二	—	四、九一四	一三、一二一	三、三六三	二三	五、〇六九	一三、一九三	一八、四三三	三一、六二五
六六四	一三三	三八	六一	七九一	二二二	三九一	一六九	一、一八二	三八[illegible]	一、[illegible]六三
二八	二三二	六三	三三七	二一三	三五九	一八九	五四四	四〇二	九〇三	一、三〇五
三三、〇七七	三五、四八五	一七〇	二九、九四八	四六、〇〇一	四四、七八七	二、九六六	四六、六三三	四八、九六七	九一、四二〇	一四〇、三八七

金州 日本人 男 本業者	金州 日本人 男 家族	金州 日本人 女 本業者	金州 日本人 女 家族	金州 支那人 男 本業者	金州 支那人 男 家族	金州 支那人 女 本業者	金州 支那人 女 家族	金州 合計 男 本業者	金州 合計 男 家族	金州 合計 女 本業者	金州 合計 女 家族
九一	三三	四	一三七	三七	三九	三	七	一二八	九三	七	二〇四
一	二	四	一	六九	一〇六	—	九六	七〇	一〇八	四	九七
二五	一	—	三	九、七九四	二一、一〇一	八	二七、九四六	九、八一九	二一、一二三	八	二七、九七八
—	—	—	—	四	八	—	一三	四	八	—	一三
—	—	—	—	一、〇六六	一、八五〇	—	二、五一四	一、〇六六	一、八五〇	—	二、五一四
八	三	—	九	八八三	一、二六八	七六	一、七七五	八九一	一、二七二	七六	一、七八四
七	九	—	三	一、〇三一	一、五六七	七〇	二、一六二	一、〇三八	一、五七六	七〇	二、一七四
—	—	—	—	七	八	—	三五	七	八	—	三五
九	一八	—	三	三九八	五九一	二	七八一	四一七	六〇九	二	八一三
四九	一七	—	五〇	二、〇七四	二、五五七	七二	三、九一六	二、一二三	二、五七四	七二	三、九六六
—	—	二	—	一四	九	二	六	一四	九	四	六
—	—	—	—	四一	二五	三	六八	四一	二五	三	六八
二二〇	一二三	一〇	二六三	一五、四一八	二九、一三一	二七四	三三、三八九	一五、六三八	二九、三五五	二八四	三三、六五二

州 計 本業者	州 計 家族	州 計 計	普蘭店 日本人 男 本業者	普蘭店 日本人 男 家族	普蘭店 日本人 女 本業者	普蘭店 日本人 女 家族	普蘭店 支那人 男 本業者	普蘭店 支那人 男 家族	普蘭店 支那人 女 本業者	普蘭店 支那人 女 家族	普蘭店 合計 男 本業者	普蘭店 合計 男 家族	普蘭店 合計 女 本業者	普蘭店 合計 女 家族	普蘭店 合計 計 本業者	普蘭店 合計 計 家族	普蘭店 合計 計 計	貔 日本人 男 本業者	貔 日本人 男 家族	貔 日本人 女 本業者	貔 日本人 女 家族
[illegible]	[illegible]	[illegible]	七三	三七	—	八七	四六	一七	—	六二	一二六	五四	—	一四九	一二六	二〇三	三二九	七三	四〇	二	九五
[illegible]	[illegible]	[illegible]	七	六	[illegible]	三	八六	一二〇	—	九八	九三	一二六	[illegible]	一〇一	九六	二二六	三二二	—	—	—	—
九、八〇七	四九、一一〇	五八、九一七	三七	[illegible]	—	八	一一、六六一	三八、三七一	—	四五、三二八	[illegible]	三八、三七四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—
[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	一九一	六〇三	—	六五九	一九一	六〇三	—	六五九	一九一	一、二六二	一、四五三	四九	一	—	七
九六七	[illegible]	四、〇二三	二六	[illegible]	—	三五	七二六	一、五五七	—	一、二四一	七五二	[illegible]	—	一、二七六	七五二	二、八四六	三、五九八	一八	—	一	三一
[illegible]	[illegible]	[illegible]	一三	一〇	一	一六	三九五	一、一五〇	—	七一〇	四〇六	一、一六〇	一	七三六	四〇七	[illegible]	[illegible]	七五	一	[illegible]	四
七	[illegible]	[illegible]	一	一	—	[illegible]	—	—	—	—	一	一	—	三	一	四	五	—	—	—	—
[illegible]	[illegible]	[illegible]	三五	二八	[illegible]	九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三〇	三	一八	二〇
[illegible]	[illegible]	[illegible]	九	[illegible]	—	三	一、二四四	二、二一〇	—	二、七一九	[illegible]	[illegible]	—	二、七三三	[illegible]	四、九四七	六、四〇〇	六	[illegible]	—	六
[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	五三	一四	—	一三	五三	一四	—	一三	五三	二七	八〇	一	—	一	—
[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	二三	二八	六	四六	二三	二八	六	四六	二九	七四	一〇三	二	—	—	一
[illegible]	六八、九〇四	八四、八〇六	一六八	[illegible]	[illegible]	二四四	[illegible]	四四、五八二	[illegible]	五一、三九四	一五、〇一八	四四、六七五	四七	五一、六三八	一五、〇六五	九六、三一三	一一一、三七八	一七四	六七	二六	一六五

総 日本人 男 本業者	総 日本人 男 家族	総 日本人 女 本業者	総 日本人 女 家族	総 支那人 男 本業者	総 支那人 男 家族	総 支那人 女 本業者	総 支那人 女 家族	総 合計 男 本業者	総 合計 男 家族	総 合計 女 本業者	総 合計 女 家族
一、九三三	一、四九九	八七	二、九八二	二五〇	二一五	三	三九九	二、一八三	一、七一四	九〇	三、三八一
四八〇	三五八	三四〇	六五一	五九一	七六五	二二	六六七	一、〇七一	一、一二三	三六二	一、三一八
一六	二〇〇	—	一四四	五五、七二六	一一六、三六七	二一五	一五七、九五二	五五、七四二	一一六、五六七	二一五	一五八、〇九六
一二	一〇	—	二	一六	一八	—	一八	二八	二八	—	二〇
二〇〇	六四	一	一五〇	六、五二一	二〇、五八五	—	一四、四九五	六、七二一	二〇、六四九	一	一四、六四五
四、二五三	二、八九〇	一五一	五、四〇八	七、一二九	七、五三六	九三	七、三九二	一一、三八二	一〇、四二六	二四四	一二、八〇〇
二、七〇五	二、四九九	二七六	三、七二六	九、七三三	九、四五五	一〇三	七、九三〇	一二、四三八	一一、九五四	三七九	一一、六五六
一八四	二一九	二	二四一	七三〇	二、〇六七	—	二、一四九	九一四	二、二八六	二	二、三九〇
五、六一〇	三、七七九	一、八三二	七、二四三	三、八五三	三、四一五	一六九	三、六六一	九、四六三	七、一九四	二、〇〇一	一〇、九〇四
四二九	一八四	一四	二七〇	三、八五八	二四、三三〇	七三	二〇、六八三	四、二八七	二四、五一四	九七	二〇、九五三
三六	一七九	五〇八	一一二	一、一三〇	二二一	四三	一九一	一、一六六	四〇〇	五五一	三〇三
二〇六	一六八	一二七	二三九	二〇三	三九七	一三七	六七四	四〇九	五六五	二六四	九一三
一六、一六五	一一、九四九	三、二五八	二、一八六	一〇九、七一九	一七五、四七一	九四八	二三五、二一一	一二五、九八四	一八七、四二〇	四、二〇六	二三七、三九七

窩子 支那人 男 本業者	窩子 支那人 男 家族	窩子 支那人 女 本業者	窩子 支那人 女 家族	窩子 合計 男 本業者	窩子 合計 男 家族	窩子 合計 女 本業者	窩子 合計 女 家族	窩子 合計 計 本業者	窩子 合計 計 家族	窩子 合計 計 計
五八	五二	—	九九	一三一	九二	二	一九四	一三三	二八六	四一九
三八	四五	一三	八〇	三八	四五	一三	八〇	五一	一二五	一七六
一三、六六九	二一、四二八	三	三三、二五一	一三、六六九	二一、四二八	三	三三、二五一	一三、六七二	五四、六七九	六八、三五一
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二、六六五	四、四五二	—	六、二三七	二、八一四	四、四四三	—	六、二四四	二、八一四	一〇、六八七	一三、五〇一
一、〇二九	一、一二四	—	一、四六九	一、〇三七	一、一二五	一	一、四八一	一、〇三八	二、六〇六	三、六四四
一、七五九	九六四	一	一、四九一	一、七七四	九八一	五	一、五一五	一、七七九	二、四九六	四、二七五
五一九	一、五八五	—	一、八三三	五一九	一、五八五	—	一、八三三	五一九	三、四一八	三、九三七
四〇四	四〇九	—	四九四	四三四	四二三	一八	五一四	四五二	九一六	一、三六八
四、四八四	五、三六七	—	七、四五七	四、四九〇	五、三七二	—	七、四六三	四、四九〇	一二、八三五	一七、三二五
二一二	一五二	—	六四	二一二	一五二	一	六四	二一三	二一六	四二九
六八	七〇	一五	一五七	七〇	七〇	一五	一五八	八五	二二八	三一三
二五、〇〇四	三六、六四八	三	五一、六三三	二五、一七八	三六、七一五	五八	五一、七九七	二五、二三六	八八、五一二	一一三、七四八

國名	英吉利 男	英吉利 女
公務員	四	六
自由業	一	—
農業	—	—
牧畜及山林業	—	—
漁業	—	—
工業	二	五
商業	四	一
貿易及運送業	三	八
其他ノ業	二	五
勞働者	—	—
僕婢	—	—
無業	—	—
合計	二五	二五

○本表ノ外現住外國人ハ左ノ如シ（大正五年分）

	明治四十四年 本業者	明治四十四年 家族	明治四十四年 計	同元年 本業者	同元年 家族	同元年 計	同二年 本業者	同二年 家族	同二年 計	同三年 本業者	同三年 家族	同三年 計	大正四年 本業者	大正四年 家族	大正四年 計	計 本業者	計 家族	計 計
公務員	六七八	八五六	一、五三五	二、二三三	四、五三三	六、七六六	二、三五五	四、八九二	七、二四七	二、一九九	四、六七〇	六、八六九	二、二六六	四、九一六	七、一八二	[illegible]	[illegible]	[illegible]
自由業	二三五	一九八	四三三	一、〇〇七	二、〇九二	三、〇九九	一、一五四	一、八四七	三、〇〇一	一、一六二	二、一一六	三、二七八	一、一一六	一、九三九	三、〇五五	一、四三三	[illegible]	三、八七四
農業	五三六	一、七九九	二、三三五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
牧畜及山林業	—	—	—	一	七	八	七	二八	三五	七	一〇	一七	九	二七	三六	[illegible]	[illegible]	[illegible]
漁業	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
工業	[illegible]	[illegible]	四、七七七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
商業	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
貿易及運送業	二三三	五五三	七八六	七八五	三、八七〇	四、六五五	九〇七	五、八二一	六、七二八	八一一	四、三四九	五、一六〇	七九三	三、九六二	四、七五五	九一六	四、六七六	五、五九二
其他ノ業	九、三八二	八、五一二	一七、八九四	一二、二二四	二〇、八一四	三三、〇三八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一一、七九八	一五、九九九	二七、七九七	一三、六二一	一七、八二八	三一、四四九	[illegible]	[illegible]	[illegible]
勞働者	一六、四九七	二、〇八六	一八、五八三	二三、五一六	三一、八九五	五五、四一一	二八、八九一	三〇、八二六	五八、七一七	二〇、二五三	三九、二五八	五九、五一一	二五、八五〇	四二、〇五四	六七、九〇四	[illegible]	[illegible]	[illegible]
僕婢	九八四	一一八	一、一〇二	二、一八八	六六六	二、八五四	二、二三一	八六一	三、〇九二	一、八八五	七九四	二、六七九	二、一〇八	七九七	二、九〇五	一、八一七	七三二	二、五四九
無業	九五	八四	一七九	八七六	一、〇一二	一、八八八	七六	九二七	一、〇〇三	九二七	一、四二七	二、三五四	一、〇四八	一、四四五	二、四九三	六七三	[illegible]	[illegible]
合計	三四、九三九	二四、〇四五	五八、九八四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

地方	營					
種別	支那人 男 本業者	支那人 男 家族	日本人 女 本業者	日本人 女 家族	日本人 男 本業者	日本人 男 家族
公務員	|	一	|	五	一	三
自由業	|	|	|	|	|	|
農業	二〇	八	|	九	五	六
牧畜及山林業	|	|	|	|	|	|
漁業	|	|	|	|	|	|
工業	四一	五	|	二	一五	一四
商業	|	|	|	|	|	|
貿易及運送業	九	一	|	五	三	|
其他ノ業	|	|	|	一	二	二
勞働者	|	|	|	|	|	|
僕婢	|	|	一	|	|	|
無業	|	|	|	一	一	|
合計	七〇	一五	一	二三	二七	二五

▲人口職業別ノ二（州外）（大正五年末日現在）

種別	總計 男	總計 女	總計 計	丁抹 男	丁抹 女	希臘 男	希臘 女	北米合衆國 男	北米合衆國 女	露西亞 男	露西亞 女
公務員	七	八	一五	|	|	|	|	二	二	一	|
自由業	二	七	八	七	六	|	|	二	一	一	|
農業	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|
牧畜及山林業	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|
漁業	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|
工業	二	五	七	|	|	|	|	|	|	|	|
商業	三	七	一九	|	|	四	二	|	|	四	四
貿易及運送業	一四	一〇	二四	|	|	|	|	|	|	二	二
其他ノ業	四	八	三	|	|	|	|	一	|	一	三
勞働者	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|
僕婢	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|
無業	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|
合計	五〇	四	九五	七	六	四	二	五	三	九	九

瓦房店

日本人 男 本業者	日本人 男 家族	日本人 女 本業者	日本人 女 家族	支那人 男 本業者	支那人 男 家族	支那人 女 本業者	支那人 女 家族	合計 男 本業者	合計 男 家族	合計 女 本業者	合計 女 家族	計 本業者	計 家族	計 計
三三	一八	—	三四	七	二	—	一六	四〇	二〇	—	五〇	四〇	七〇	一一〇
一四	八	六	二四	三	一	—	二	一七	九	六	二六	二三	三五	五八
一二	一二	—	三	一三三	二四八	—	三七三	一四五	二六〇	—	三七四	一四五	六三四	七七九
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四七	二八	三	四八	一七	四一	—	一六	三一八	六九	三	九四	三二一	一六三	四八四
六八	四八	一〇	七四	六六六	二五四	五	一三六	七三四	三〇二	一五	二一〇	七四九	五一二	一、二六一
八	一四	—	一八	—	—	—	—	八	一四	—	一八	八	三二	四〇
五〇八	三三四	一六	六九一	四一九	七五	三〇	一二五	九二〇	三八九	六	八一六	九八三	一、二〇五	二、一八八
五	—	六	三	一三五	一六	—	三〇	一四〇	一六	六	三三	一四六	四九	一九五
四	—	八	—	一四〇	—	—	—	一四四	—	八	—	一五三	—	一五三
一	七	三	五	三七	六	八	四八	三八	一三	一一	五三	四九	七六	一二五
七一〇	四五九	六三	九一八	一、八〇一	六五三	一三	六六	二、五一一	一、一一二	一〇五	[illegible]	[illegible]	二、七六六	五、四二三

口

支那人 女 本業者	支那人 女 家族	合計 男 本業者	合計 男 家族	合計 女 本業者	合計 女 家族	計 本業者	計 家族	計 計
—	—	一	四	—	五	一	九	一〇
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	五	二五	一四	—	一四	二五	二八	五三
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	九	五六	一九	—	三二	五六	五一	一〇七
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	三	一	—	五	三	六	八
—	—	二	二	—	一	二	三	五
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	一	—	一	—	一
—	—	一	—	—	一	一	一	二
—	一四	九七	四〇	一	五八	九八	九八	一九六

大石橋 日本人 男 本業者	大石橋 日本人 男 家族	大石橋 日本人 女 本業者	大石橋 日本人 女 家族	大石橋 支那人 男 本業者	大石橋 支那人 男 家族	大石橋 支那人 女 本業者	大石橋 支那人 女 家族	大石橋 合計 男 本業者	大石橋 合計 男 家族	大石橋 合計 女 本業者	大石橋 合計 女 家族	大石橋 合計 計 本業者	大石橋 合計 計 家族	大石橋 合計 計 計	遼 日本人 男 本業者	遼 日本人 男 家族	遼 日本人 女 本業者	遼 日本人 女 家族	遼 支那人 男 本業者	遼 支那人 男 家族	遼 支那人 女 本業者	遼 支那人 女 家族
四五	三三	—	六八	五	三	—	三	五〇	三六	—	七一	五〇	一〇七	一五七	五七	五九	七	一〇九	六	—	—	九
八	三	五	一三	四	三	—	—	一二	六	五	一三	一七	一九	三六	三	一九	四	五	一	一	—	二
九	八	—	三	一三三	二九六	—	四八二	一三一	四一四	—	五〇四	一二一	九一八	一、〇三九	二〇	一四	—	二九	二一	三五	—	六
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二七	一七	—	二八	一六	八	—	二	七三	二五	—	三九	七三	六四	一三七	四四九	三一二	一三	六八	一五三	七一	—	一三
六一	八二	八	九七	六	一二一	—	二四	一三三	一九三	八	一二一	一三〇	三一四	四四四	一一〇	一四五	六	一七二	三七九	九六	—	一八
九	一三	—	一七	八	七三	—	—	一七	八六	—	一七	一七	一〇三	一二〇	三	三	—	五	五	六	—	—
四九〇	二七〇	七六	六六三	一二六	五九	六	三	六一六	三三三	八二	六九五	六九八	一、〇二八	一、七二六	四、四	二〇七	一三九	四六五	六九	六七	二六	六二
一四	七	—	三	二六一	一八	—	一三	二八一	二五	—	二五	二八一	五〇	三三一	四	二	五	四	四七	一六三	—	三五
六	一	一五	七	一七	—	—	—	八三	一	一五	七	九八	八	一〇六	—	—	七	—	六	—	—	—
二	—	一	二	七	二	—	五	九	二	一	七	一〇	九	一九	六	二	一	一三	二	—	—	四
六七一	四三八	一〇五	九二九	七二三	六七三	六	五七	一、三九四	一、一二一	一一一	一、四九九	一、五〇五	二、六一〇	四、二一五	一、〇八六	七一三	一八一	一、五〇七	一、三二一	四三九	六	一四八

陽 合計 男 本業者	男 家族	女 本業者	女 家族	計 本業者	計 家族	計 計
六三	五八	七	二八	七〇	[illegible]	[illegible]
[illegible]	二〇	四	五四	[illegible]	七四	一二三
三一	五九	—	三五	三一	九四	一二五
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
六〇二	三八四	一〇	六七一	六一二	一、〇五五	一、六六七
六八九	二四二	六	[illegible]	六九五	[illegible]	一、一七七
八	九	—	五	八	一四	二二
[illegible]	[illegible]	一六五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一、三八八
四二四	一六五	五	三三	四七九	二〇四	六八三
六	—	七	—	一三	—	一三
八	二	一	六	九	八	一七
[illegible]	[illegible]	二〇七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	五、四七二

奉天 日本人 男 本業者	日本人 男 家族	日本人 女 本業者	日本人 女 家族	支那人 男 本業者	支那人 男 家族	支那人 女 本業者	支那人 女 家族	合計 男 本業者	合計 男 家族	合計 女 本業者	合計 女 家族	合計 計 本業者	合計 計 家族	合計 計 計
一五五	一二二	一一	一九八	七	二	—	四	一六二	一二四	一一	二〇二	一七三	三一六	四八九
一三二	六九	九〇	一三二	八	二	—	三	一四〇	七一	九〇	一三五	二三〇	二〇六	四三六
八六	四七	三	七〇	一三	—	—	—	九九	四七	三	七〇	一〇二	一一七	二一九
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二九六	一二七	一〇	三〇九	一九〇	三二	—	四五	四八六	一五九	一〇	三五四	四九六	五一三	一、〇〇九
二九一	二二四	二八	三六五	二一九	一七七	—	八二	五一〇	三九一	二八	四四七	五三八	八三八	一、三七六
一二	二〇	—	二	八	三	—	二	二〇	二三	—	三	二〇	二六	四六
九一八	四五八	三四	一、〇七二	八三八	一一〇	二一六	一六二	一、七五六	五六八	二五〇	一、二三四	二、〇〇六	一、八〇二	三、八〇八
六六	一五	六	三六	九三六	一〇三	—	四〇	一、〇〇二	一一八	六	七六	一、〇〇八	一九四	一、二〇二
三二	一	三	—	三八九	五四	—	二	四二一	五五	三	二	四四三	六六	五〇九
一	五	四	一四	一〇	六	—	三	一一	一一	四	一七	一五	二八	四三
一、九七八	一、〇五九	三〇八	二、二〇三	二、六一八	四八八	一一六	三五七	四、五九六	一、五四七	四二四	二、五五九	五、〇二〇	四、一〇六	九、一二六

本溪湖													撫							
日本人				支那人				合計							日本人				支那人	
男		女		男		女		男		女		計			男		女		男		女	
本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族	計	本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族
六四	二五	一	八九	—	—	—	—	六四	二五	一	八九	六五	一一四	一七九	三七	二三	五	四〇	四	三	—	五
一〇	二	三	三	—	—	—	—	一〇	二	三	三	一三	四	一七	三一	一〇	四	二一	—	—	—	—
二	二	—	五	—	—	—	—	二	二	—	五	二	七	九	五四	八二	—	一〇二	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六二一	二六七	七	六二一	四八	—	—	—	六六九	二六七	七	六二一	六七六	八七八	一、五五四	一三八	五四	一六	一二七	七	三	—	三
一二四	一三五	一九	一六九	三七	一	—	[illegible]	一六一	一四四	一九	一九三	一八〇	三三七	四九七	一一七	一〇三	六	一二〇	六	四	—	八
二	三	—	四	三	四	—	—	五	七	—	四	五	一一	一六	六	一	—	一	二三	四	—	一
四一四	二四六	一二五	四八七	八九	一	—	九	五〇三	二四七	一二五	四九六	六二八	七四三	一、三六一	二五四	一、一八七	二四	二、七四八	一	三	一八	二
一六三	七六	三	一五三	九二	六	—	一五	二五四	九二	三	一六八	二五七	二六〇	五一七	一三三	七	—	一三	一六、二九六	一四	—	三二一
六	—	二四	六	二五	—	—	—	三二	—	二四	六	五五	六	六二	七三	—	五三	—	一五五	—	—	—
八	一〇	九	九	—	—	—	—	八	一〇	九	九	一七	一九	三六	二九	一	一四	一	—	—	—	—
一、四一四	七五六	一八一	一、五四五	二九三	四〇	—	二八	一、七〇七	七九六	一八一	一、五七三	一、八八八	二、三六九	四、二五七	三、一八七	一、四六八	三三	三、一九六	一六、五五三	三二	一八	三三〇

順							鐵嶺																	
合計							日本人				支那人				合計							日本人	
男		女		計			男		女		男		女		男		女		計			男	
本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族	計	本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族	計	本業者	家族
一二	六	五	四	一七	一〇	二七	二六	一〇	—	八六	三三	二五	—	三	五九	三五	—	八九	五九	一二四	一八三	五三	三三
三一	一〇	四	二四	三五	三四	六九	一三	八	一五	一三	—	四	—	—	一三	一二	一五	一三	二八	二五	五三	二七	一八
五四	八	—	一〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一二	一二	—	一三	一	三	—	—	一三	一五	—	一三	一三	二八	四〇	一六	九
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一五五	五七	一六	二〇	一七一	七七	二四八	二三	一九	一	三〇	四二	三〇	—	二七	六五	四九	一	五七	六六	一〇六	一七二	八一	二九
二〇三	一〇七	一六	一五八	二一九	二六五	四八四	四六	五一	一	六二	一五	七二	—	四	六一	一二二	一	六五	六二	一八七	二四九	一二四	一〇八
二九	五	—	二	二九	七	三六	一	一	—	一	—	—	—	—	一	一	—	一	一	二	三	四	—
二、五四二	[illegible]	二六二	[illegible]	二、八〇四	[illegible]	[illegible]	三九一	二一六	八	五〇四	二六四	二四七	—	三二	六五五	四六三	八	五三五	六六三	九九八	一、六六一	二三三	一一七
一六、四二八	二一	—	三二四	一六、四二八	三四五	一六、七七三	一	—	—	二	一六五	三九	—	一〇	一六六	三九	—	一二	一六六	五一	二一七	一七	四
[illegible]	—	五五	—	二八〇	—	二八〇	—	—	—	—	三	—	—	—	三	—	—	—	三	—	三	七	四
二九	一	一四	一	四三	二	四五	一	二	一	三	一	—	一	—	二	二	一	三	三	五	八	三	一
一九、七三九	一、四九九	三七〇	三、五二六	二〇、一〇九	五、〇二五	二五、一三四	五四三	三三九	二六	七一三	五〇三	三九九	—	七五	一、〇四六	七三八	二六	七八八	一、〇七二	一、五二六	二、五九八	五四四	三一三

開原 日本人 女 本業者	開原 日本人 女 家族	開原 支那人 男 本業者	開原 支那人 男 家族	開原 支那人 女 本業者	開原 支那人 女 家族	開原 合計 男 本業者	開原 合計 男 家族	開原 合計 女 本業者	開原 合計 女 家族	開原 合計 計 本業者	開原 合計 計 家族	開原 合計 計 計	長 日本人 男 本業者	長 日本人 男 家族	長 日本人 女 本業者	長 日本人 女 家族	長 支那人 男 本業者	長 支那人 男 家族	長 支那人 女 本業者	長 支那人 女 家族	長 男 本業者	長 男 家族
—	五四	三	二	—	三	五五	二四	—	五七	五五	八一	一三六	九五	四四	—	一〇〇	一八	五	一	八	一一三	四九
三	三六	三三	二四	三	一九	四九	四二	六	五五	五五	九七	一五二	四一	一	三二	三八	一二	二	—	四	五三	三
—	二〇	六四	一九	—	一〇三	八〇	一三八	—	一二三	八〇	二六一	三四一	八	六	—	八	六	—	—	—	一四	六
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	六八	五二一	三四七	—	一〇三	六〇二	三七六	三	一七一	六〇五	五四七	一、一五二	四〇九	二二七	—	四九〇	二三二	一九	一	一七	六四一	二四六
一〇	二三五	一、〇二六	三、二九三	—	四〇三	一、一五〇	三、四〇一	一〇	六三八	一、一六〇	四、〇三九	五、一九九	三三〇	三一七	二〇	四一四	一、二六九	三、〇三〇	一	一三四	一、五九九	三、三四七
—	三	三三	六	—	四	三八	六	—	七	三八	一三	五一	七	一九	—	一三	三〇	二五	—	—	三七	四四
八四	二五六	五〇四	六〇六	四四	一六二	七二七	七二三	一二八	四一八	八五五	一、一四一	一、九九六	二八〇	一七一	一一三	三九五	一、〇八五	九〇六	三八九	二八二	一、三六五	一、〇七七
—	一四	一、六八二	五七〇	—	二二二	一、六九九	五七四	—	二三六	一、六九九	八一〇	二、五〇九	八八	三一	二五	七六	二、八〇一	一二九	—	一八四	二、八八九	一六〇
一四	五	二四七	七	三	一〇	二五四	一一	一七	一五	二七一	二六	二九七	一五	六	二四	三二	三六三	二	—	四	三七八	八
二	六	一三	七	三	一六	一六	八	五	二二	二一	三〇	五一	三二	一八	六	三六	一四三	七七		四一	一七五	九五
一一六	六九七	四、一二六	四、九九一	五三	一、〇四五	四、六七〇	五、三〇三	一六九	一、七四二	四、八三九	七、〇四五	一一、八八四	一、三〇五	八五八	二三〇	一、九九一	五、九五九	四、三八五	三九五	六六四	七、二六四	五、二四三

春 合計 女 本業者	春 合計 女 家族	春 合計 計 本業者	春 合計 計 家族	春 合計 計 計	公主嶺 日本人 男 本業者	公主嶺 日本人 男 家族	公主嶺 日本人 女 本業者	公主嶺 日本人 女 家族	公主嶺 支那人 男 本業者	公主嶺 支那人 男 家族	公主嶺 支那人 女 本業者	公主嶺 支那人 女 家族	公主嶺 合計 男 本業者	公主嶺 合計 男 家族	公主嶺 合計 女 本業者	公主嶺 合計 女 家族	公主嶺 合計 計 本業者	公主嶺 合計 計 家族	公主嶺 合計 計 計	四 日本人 男 本業者	四 日本人 男 家族
一	一〇八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三三	一七	—	三七	[illegible]	[illegible]	—	三	三五	三二	—	四〇	三五	七二	一〇七	二五	一三
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	五九	四〇	一二	九七	一五	一〇	—	四一	七四	五〇	一二	一三八	八六	一八八	二七四	一四	五
—	八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三六	三	—	二三	[illegible]	[illegible]	—	二〇	三九	三四	—	四三	三九	七七	一一六	[illegible]	[illegible]
—	—	—	—	—	三	一	—	二	—	—	—	—	三	一	—	二	三	三	六	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
[illegible]	[illegible]	六四二	七五三	一、三九五	二七一	一四八	六	三〇三	三六九	一五一	—	六五	六四〇	二九九	六	三六八	六四六	六六七	一、三一三	一二四	五〇
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一二八	一三	二六二	[illegible]	一、〇六四	七	二三二	二、一三九	一、一九二	二〇	四九四	二、一五九	一、六八六	三、八四五	一二八	七九
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一	—	—	四	七	二	—	三	八	[illegible]	—	七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	六九	四二	一二二	六四	三三五	一七五	八	九四	四〇四	二一七	一三〇	一五八	五三四	三七五	九〇九	六	五
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	七	六	二	七	七八三	二八九	—	二八五	七九〇	二九五	二	二九二	七九二	五八七	一、三七九	一〇	八
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二	—	五	四	三四	五	一	一三	三六	五	六	一七	四二	二二	六四	三	—
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一〇	四	六	六	七二	一七	二	五八	八二	二一	八	六四	九〇	八五	一七五	五	五
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	七二四	四一〇	一六八	八一九	三、五四六	一、七三九	一六	八〇四	四、二七〇	二、一四九	一八四	一、六二三	四、四五四	三、七七二	八、二二六	三四一	一八八

平街 日本人 女	平街 支那人 男 本業者	平街 支那人 男 家族	平街 支那人 女 本業者	平街 支那人 女 家族	平街 合計 男 本業者	平街 合計 男 家族	平街 合計 女 本業者	平街 合計 女 家族	平街 合計 計 本業者	平街 合計 計 家族	平街 合計 計 計	安 日本人 男 本業者	安 日本人 男 家族	安 日本人 女 本業者	安 日本人 女 家族	安 支那人 男 本業者	安 支那人 男 家族	安 支那人 女 本業者	安 支那人 女 家族	男 本業者	男 家族
三六…	一	二	—	二	二六	一五	—	三八	二六	五三	七九	二四	一六	—	三七	四	一	—	五	二八	一七
四…	一四	六	—	三	二八	一一	二	一七	三〇	二八	五八	一四	三	二	一四	—	—	—	—	一四	三
一八…	一四	九六	三	六二	二五	一〇八	三	八〇	二八	一八八	二一六	五六	二七	—	三五	六八	二〇	—	一七	一三四	四七
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	二	—	一	—	—	—	—	二	二
一四〇…	二三三	三〇八	—	九四	二四七	三五八	一	二三四	二四八	五九二	九四〇	二二七	一三六	一	二六九	五七六	一六	—	三五	八〇三	一五三
一六〇…	四八一	一、四四七	—	二八六	六〇九	一、五二六	六	四四六	六一五	一、九七二	二、五八七	一七六	一三七	一三	二二五	二四〇	一八九	—	五〇	四一六	三二六
四…	—	七	—	—	二五	一八	—	一四	二五	三二	五七	七	一〇	—	九	一五	二一	—	二	三三	二一
一〇…	五九	九七	一九	五	六五	一〇二	八〇	六九	一四五	一七一	三一六	三一二	一四七	四〇	三六一	一五四	三〇	二	四二	四六六	一七七
九	五七〇	五一〇	—	一七二	五八〇	五五八	—	一八四	五八〇	七四二	一、三二二	三三	二〇	—	二七	二六四	八	—	一〇	一七九	三八
—	七二九	二	六	—	七三二	二	六	二	七三八	四	七四二	四	—	一三	—	二五	—	—	—	二九	—
九	三三	三七	三	四〇	三七	四二	三	四	四〇	九一	一三二	五	一	一	四	八	—	—	—	一三	一
四二〇…	二、一三三	二、五五三	三二	七三	二、四七四	二、七四〇	一〇一	一、一三三	二、五七五	三、八七三	六、四四八	八六〇	四八九	七〇	九九二	一、三三六	二八五	二	一六一	二、一九六	七七四

區分			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
東 合計	女	本業者・家族	— 四二	[illegible]	[illegible]	— —	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	計	計・本業者・家族	[illegible]	[illegible]	[illegible]	— — —	[illegible]	[illegible]	一、〇一〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
總計 日本人	男	本業者・家族	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	女	本業者・家族	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
總計 支那人	男	本業者・家族	[illegible]	[illegible]	[illegible]	— —	— —	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	女	本業者・家族	[illegible]	[illegible]	[illegible]	— —	— —	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
總計 合計	男	本業者・家族	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	女	本業者・家族	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	計	計・本業者・家族	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正四年		本業者	七四一	五一〇	八二二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	五四、五一四
		家族	一、二二九	五一三	二、三三九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		計	一、九七〇	一、〇二三	三、一六一	[illegible]	[illegible]	九、〇一七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	九五、〇七〇

明治四十四年	本業者	六七九	二三五	五三六	ー	ー	二、三〇三	三、九九五	二三三	九、三八二	一六、四九七	九八四	九五	三四、九三九
	家族	八五六	二九八	一、七九九	ー	ー	二、四六四	七、二七五	五五三	八、五一二	二、〇八六	一一八	八四	二四、〇四五
	計	一、五三五	五三三	二、三三五	ー	ー	四、七六七	一一、二七〇	七八六	一七、八九四	一八、五八三	一、一〇二	一七九	五八、九八四
同　元年	本業者	七三一	二九六	八五八	一	一	二、六八四	五、一三八	二九八	九、六七一	一七、二二四	一、九二八	三〇五	三九、一三五
	家族	一、〇八八	三一〇	二、三二一	八	二	二、六四七	八、九八六	五〇三	一〇、八八二	二、四三三	三五	二九五	二九、四九〇
	計	一、八一九	六〇六	三、一六九	九	三	五、三四二	一四、一二四	八〇一	二〇、五五三	一九、六五七	一、九六三	六〇〇	六八、六二五
同　二年	本業者	七九三	三六〇	七一〇	ー	三	二、九二八	六、七六七	三〇三	一〇、四四四	二一、六四一	二、四二四	二〇三	四六、五七六
	家族	一、二七一	三一九	一、九九一	ー	一	三、六一八	九、三七八	四二三	一〇、七七〇	三、五六六	一四三	三四〇	三一、八二〇
	計	二、〇六四	六七九	二、七〇一	ー	四	六、五四六	一六、一四五	七二六	二一、二一四	二五、二〇七	二、五六七	五四三	七八、三九六
同　三年	本業者	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	家族	一、一九六	三九一	二、四一〇	八	三	三、九〇一	一二、二〇六	六三六	一三、三六六	三、六五八	二六一	三二六	三八、三七二
	計	一、九五一	七三四	三、一二〇	一〇	四	七、四五一	一七、九三六	八〇八	二三、九一七	二四、九一三	二、八五五	八六一	八四、五五九

一本表ハ前出第二六表中州外ノ人口ヲ職業別トシテ再掲セルモノナリ

○本表ノ外現住外國人ハ左ノ如シ（大正五年分）

國名		自由業	工業	商業	貿易及運送業	無業	合計
英吉利	男	ー	ー	一	ー	ー	一
	女	ー	ー	ー	ー	ー	ー
露西亞	男	ー	一	二六	六	二七	六〇
	女	ー	一	三四	三	一六	五四

佛蘭西 男	佛蘭西 女	北米合衆國 男	北米合衆國 女	獨逸 男	獨逸 女	土耳古 男	土耳古 女	希臘 男	希臘 女	墺太利 男	墺太利 女	總計
|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	二	二	四
|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	二
二	一	四	一	七	七	六	|	一	|	四	五	九九
|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	九
|	|	|	|	|	|	七	六	|	|	四	三	六三
二	一	四	一	七	七	三	六	一	|	一〇	一〇	一七七

▼人口動態總數累年比較

年次	生産 男	生産 女	生産 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	死産 男	死産 女	死産 計	結婚	離婚	人口千ニ付 生産	人口千ニ付 死亡	人口千ニ付 死産	人口千ニ付 結婚	生産男百ニ付女	人口千ニ付死亡 男	人口千ニ付死亡 女
大正五年	一、八二五	一、五七七	三、四〇二	一、〇一〇	八五〇	一、八六〇	一〇一	八八	一八九	一、一〇〇	九三	三七・四	二〇・四人	二・一人	一二・一組	八六・四人	二〇・五人	二〇・三

總計	明治四十四年	八、八八六	八、四六八	一七、三五四	五、二八五	四、四八〇	九、七六五	一六八	一四六	三一四	四、二三三	一一六	二一・七	一七・九	〇・六	七・七	九五・三	一六・四	一九・九
總計	同　元年	八、九七一	八、二六二	一七、二三三	五、六七二	五、〇七九	一〇、七五一	一三三	一三二	二五四	四、〇五五	一三四	二〇・二	一八・八	〇・四	七・一	九二・一	一六・九	二一・七
總計	同　二年	一〇、一六四	九、〇九四	一九、二五八	六、二八〇	五、四三六	一一、七一六	一五五	一〇八	二六三	四、六八三	一四二	二二・四	一九・七	〇・四	七・九	八九・六	一七・七	二三・五
總計	同　三年	九、九五三	九、一二二	一九、〇七四	六、三六五	五、六二八	一一、九九三	一二九	一二四	二五三	四、三〇一	一二八	二二・四	一九・八	〇・四	七・一	九一・六	一七・七	二三・七
總計	同　四年	九、六三四	八、八六二	一八、四九六	六、〇九〇	五、三五二	一一、四四二	一三〇	九二	二二三	四、九一三	一〇六	二九・一	一八・〇	〇・三	七・七	九二・〇	一六・〇	二〇・九
總計	大正五年	一〇、六三六	九、七一九	二〇、三五五	六、一九三	四、九一二	一一、一〇四	一一七	一〇四	二二一	五、一〇五	一六一	二二・〇	一六・九	〇・三	七・八	九一・四	一五・八	一八・五
支那人	明治四十四年	七、九八九	七、五三六	一五、五二五	四、五四五	三、九一三	八、四五八	五〇	四八	九八	三、四九六	四[illegible]	三二・四	一七・六	〇・二	七・三	九四・[illegible]	一六・〇	二〇・〇
支那人	同　元年	七、五六六	七、〇二〇	一四、五八六	四、八一一	四、三五四	九、一六五	一六	三五	六一	三、三四〇	四四	二九・四	一八・四	〇・一	六・七	九二・八	一六・三	二一・六
支那人	同　二年	八、七一二	七、七四八	一六、四六〇	五、五六八	四、八四〇	一〇、四〇八	二五	二〇	四五	四、〇二四	五八	三一・八	二〇・一	〇・一	七・八	八八・九	一七・九	二三・四
支那人	同　三年	八、四〇九	七、六八六	一六、〇九五	五、五〇九	四、九一六	一〇、四二五	三一	三三	六四	三、五四七	六八	三〇・七	一九・九	〇・一	六・八	九一・四	一七・五	二三・四
支那人	同　四年	八、〇六二	七、四三八	一五、五〇〇	五、二一二	四、六二六	九、八三八	二二	一一	三三	四、〇九六	四六	二八・一	一七・九	〇・一	七・四	九二・三	一五・六	二一・三
支那人	大正五年	八、八八二	八、一四二	一六、九五三	五、一八三	四、〇六二	九、二四四	一六	一六	三三	四、〇〇五	六八	二九・九	一六・三	〇・一	七・三	九[illegible]・四	一五・一	一八・二
日本人	明治四十四年	八九七	九三二	一、八二九	七四〇	五六七	一、三〇七	一一八	九八	二一六	七三六	七五	七・二	一九・四	三・二	一〇・九	一〇[illegible]	一九・六	一九・二
日本人	同　元年	一、四〇五	一、二四二	二、六四七	八六一	七二五	一、五八六	九六	九七	一九三	七一五	九〇	三六・〇	二一・四	二・六	九・七	八八・七	二一・一	二三・〇
日本人	同　二年	一、四五二	一、三四六	二、七九八	七二二	五九六	一、三〇八	一三〇	八八	二一八	六五九	八四	六・〇	一六・八	二・八	八・五	九二・七	一六・六	一七・二
日本人	同　三年	一、五四四	一、四三五	二、九七九	八五六	七二二	一、五六八	九八	九一	一八九	七五四	六[illegible]	三六・二	一九・一	二・三	九・二	九二・九	一八・九	一九・二

▼南滿洲日本帝國領事館管內

回日本人戸數及人口

（大正五年末日現在）

領事館	戸數		人口						男百ニ付女
	內地人	朝鮮人	內地人		朝鮮人		合計		
			男	女	男	女	男	女	
牛莊	七四三	一	一、三二三	一、二二九	一	二	一、三二四	一、二三一	九三・〇
遼陽	九二	七	一六九	一八一	一二	二三	一八一	二〇四	一一二・七
奉天	六七三	七六	一、三五六	一、〇六〇	二二五	一四八	一、五八一	一、二〇八	七六・四
鐵嶺	五一二	五五	七二二	七五三	一五四	九九	八七六	八五二	九七・三
長春	二四〇	六	三三七	三八九	一〇	一三	三四七	四〇二	一一五・九
安東	一、四三一	一八三	二、七九一	二、五五二	五二五	三四一	三、三一六	二、八九三	八七・二
總計	三、六九一	三二八	六、六九八	六、一六四	九二七	六二六	七、六二五	六、七九〇	八九・〇
大正四年	三、七七三	二一六	六、五七三	五、九一七	五六七	四〇三	七、一四〇	六、三二〇	八八・五
同三年	三、七三六	一七四	六、八一一	六、一六七	五四一	二九八	七、三五二	六、四六五	八八・〇
同二年	三、七七一	一〇三	六、八六八	六、二四二	三〇八	一七〇	七、一七六	六、四一二	八九・四
同元年	三、五五〇	六三	六、四一五	五、七五三	二一三	七六	六、六二八	五、八二九	八七・九
明治四十四年	三、五九五	四三	六、五五七	五、六八〇	一六八	四四	六、七二五	五、七二四	八五・一

同四十三年	三、六四三	三四	六、六一〇	五、七二七	一七八	三	六、七八八	五、七四九	八四・七
同四十二年	三、六五三	—	六、六三五	五、三六〇	—	—	六、六三五	五、三六〇	八〇・八

▼日本人職業別（大正五年末日現在）

職業		牛莊 男	牛莊 女	遼陽 男	遼陽 女	奉天 男	奉天 女	鐵嶺 男	鐵嶺 女	長春 男	長春 女	安東 男	安東 女
官公吏	本業者	六三	—	一六	—	七五	二	二九	—	二六	—	一五〇	—
	家族	三一	八一	五	二四	四二	八四	二	三五	六	三	七	一七六
自由業	本業者	六二	一六	二	—	—	—	一八	—	一六	六	三三	七
	家族	三	八三	—	一	—	—	七	一五	二	三	三三	四三
農業	本業者	一	—	六	—	七一	—	七六	一	二	—	一三	—
	家族	一	一	五	三	九〇	九三	五四	七九	—	—	一六	一九
牧畜及山林業	本業者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—
	家族	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	一
漁業	本業者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	家族	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
工業	本業者	一七七	四	一三	—	一四五	六	一一〇	二	一三	三	三九九	二
	家族	七三	二一七	三	一六	六一	一五一	四四	一三一	二	一八	二六五	四四八
商業	本業者	二三六	三四	四三	二	二五四	二〇	二七二	三四	一五四	一四	六七〇	四九
	家族	二〇一	三九七	三二	六二	三三三	三四四	一六八	三三三	五一	一三一	七〇四	一、〇三九
貿易及運送業	本業者	二七	—	二	—	—	—	七	—	六	—	一六	—
	家族	一八	三	三	三	—	—	一	三	五	九	二六	一七

明治四十四年 本業者	五九八	二七六	八五	六三	七八三	一八五	五八〇	二七九	一七一	一三八	一,九五四	五七二
家族	四二四	六九四	七〇	一〇三	三一二	六〇二	三一一	五二四	七一	一三一	一,三六六	二,一六八
計	一,〇二二	九七〇	一三五	一六六	一,〇九五	七八七	八九一	八〇三	二四二	二六九	三,三二〇	二,七四〇
同 元年 本業者	七二三	三〇四	九八	九二	七六五	二一一	五〇一	二八一	一九八	一二四	一,六七九	四七二
家族	四四二	七一五	六六	一一六	四〇五	六四五	二五六	四八四	七二	一三九	一,四二四	二,二四七
計	一,一六五	一,〇一九	一六四	二〇八	一,一七〇	八五六	七五七	七六五	二七〇	二六三	三,一〇三	二,七一八
同 二年 本業者	八四六	二七八	一〇八	九六	八八一	二四三	五四四	一九一	二〇〇	一三一	一,七四五	五三〇
家族	四〇二	八六二	七三	一三三	五一七	八一三	三〇七	五七一	九九	一七二	一,四五四	二,二九四
計	一,二四八	一,一四〇	一八一	二三八	一,三九八	一,〇五六	八五一	八六二	二九九	三〇三	三,一九九	二,八二四
同 三年 本業者	七七三	二三八	九六	六八	七九九	一九二	六〇六	二六六	二四八	一九四	一,八三五	五〇三
家族	四七八	九〇五	七六	一二〇	六九九	九五一	三一八	五六五	一一九	一九八	一,三〇五	二,二六五
計	一,二五一	一,一四三	一七二	一八八	一,四九八	一,一四三	九二四	八三一	三六七	三九二	三,一四〇	二,七六八
大正四年 本業者	七二五	二一〇	八六	五二	七六六	一〇九	六六六	二八五	二五三	二〇四	一,九一一	四九四
家族	四七九	八八三	七三	一二一	六〇三	八六二	三八六	六三一	八五	二〇四	一,一〇七	二,二〇五
計	一,二〇四	一,〇九三	一五九	一七三	一,三六九	一,〇三二	一,〇五二	九一六	三三八	四〇八	三,〇一八	二,六九九
總計 本業者	八四九	一七	一〇〇	六六	八六	一九八	五七	一九八	一四六	一七八	一,八三[illegible]	四五五
家族	四七五	一,〇三六	八二	一四八	七一八	一,〇一〇	三〇四	六五四	一〇二	二二四	一,四八四	二,四三八
計	一,三二四	一,三三一	一八二	二一四	[illegible]	一,二〇八	八七六	八五三	二四七	四〇二	三,三[illegible]六	二,八九三
無業 本業者	一八	二〇	一	一	一八	二	一七	二〇	六	三	八四	一六
家族	四	三	—	—	二	一三	一	八	—	—	八〇	九七
僕婢 本業者	三七	三〇	—	四	—	—	四	—	三	一四	八	一〇
家族	七	二	—	—	—	—	—	二	—	—	—	一三
勞働者 本業者	一	—	一	—	—	—	五	一	二	—	一一三	二二
家族	—	二	—	一	—	—	—	一	—	一	六八	一五
其他ノ業 本業者	二七	七	七	四	三〇二	一六七	三四	一四〇	一八	二九	三四七	二四二
家族	九八	二〇九	二三	二	一七二	三一五	一七	一一七	一五	三二	二二一	四七八

支那國民の社會的存在

支那民族を稱して國民となすは妥當ならざるに似たり。彼等は國家の單位たることを意解せず事實化せざる民族なり。彼等は個人の生存慾求が家族をなし親族をなし、以つて社會組織の上に存在すべき必要をば、痛切に感じつつあるも、未だ曾て國家が民族の生存に、必須缺くべからざる要件とはせざるなり。歷史上、堯舜や禹湯文武の治績を稱するも、所謂治績なるものは、統治權者の權力が徹底して效果ありしものにあらず。彼等民族が自治する各部落の社會生存を妨げざるにすぎざるなり。故に彼等は禹湯文武や堯舜を有り難しとも有り難からぬとも、何とも思はぬなり。所謂帝力我に於て何かあらんとは、切實に此間の消息を道破したるものなり。若し夫れ禹湯文武や堯舜を有り難しとか有り難からぬとか、心に思ひ或は之れを口にし、之れを筆にするものは、彼等の社會的自治以外に於て各個人特殊の慾求より打算してのことなり。利己主義てふ十露盤珠の桁にかけて、損得を撥き出したる後のことなり。然らば桀紂の如き暴力者あらば如何にといふ

に、彼等は各部落の社會生存を直接に蹂躙せられざれば、傷たしとも痒ゆしとも何とも思はぬなり。彼等は大總統にても督軍にても道尹にても將た又、知縣にても巡警にても、同一視的に敬遠主義を執りつゝあるもの、要は唯、財寶を多く貪られて個人的慾求を蹂躙され、部落的社會生存を危殆に陷るなからしめんことを希ふのみ。彼等は國家の行政機關も司法機關も必要を認めざるもの、彼等は財寶を多く貪らずんば馬賊と雖、毛嫌はずに歡迎するなり。要するに彼等民族は曲り成りにも各部落の社會生存を保維し得れば、其れにて大滿足なり。古今幾千年來、彼等は此等の理想を以つて生き、現實化のために努力しつゝあるも、國家の存亡の如きは全然感知せざるなり。時に或は國家の存亡を氣にして騷ぎ立つるものある、是れ皆自己の利害よりして然るものなり。國家組織の健在を祝福する程に、彼等は餘りに無頓著なるなり。故に支那には往古より國家ありとするも、國民なるものなきなり。個人を單位として作成されたる國家は、支那に於て昔も今もこれなきなり。故に支那の所謂國民性を知らんと欲せば、彼等の各部落に於ける社會的生存即ち各家族の集合體を究め、更らに進んで彼等民族の社會的組織を說明するの要

あり。以下之れを記述せんとす。

(1)親族制度　一家の統裁權は家長に歸す、家長とは同姓中の嫡流の相續者にして祖先の墳墓及び靈位を守り、家產を管理し家族を扶養し以つて一家の維持に任ずるものとす。相續の開始は家長の死亡により(一)嫡子(二)嫡孫(三)嫡子同母弟(四)庶子(五)嫡孫同母弟(六)庶孫等の順位なるが、遺命と稱し家長が臨終の際遺言して相續者を指定することあり、但し必らず男子たることを要す、相續者は丁年に達し、配偶者により直系卑族を生じて家族を有するも父母を中心として一家內に同居することと同列親たる弟妹と同一なり。故に弟ありて其等の弟が配偶者を得て直系卑族を有すれば、多數の家族となるものとす。其等多數の家族が家長の統裁權により一家內に同居するは、表面誠に和合して何等の風波なき觀を呈するも、內實に至りては案外にて、親は子に對して孝行を強ひ子は親に對して形式の孝行振を見せ、兄弟姉妹間の作法は一に形式に囚はれて正しくは見ゆれど、其處に何等の骨肉的親しみのあるなく、殊に男女七歲にして席を同うせずとの昔ながらの敎を今も尙ほ遵奉せる中流以上の家庭にては、兄弟と姉妹との間は全く以つて他人と異ならず、

一家の楔子たる夫婦間は固と是れ強制的結婚によるを以つて和合せず、殊に夫は妾を畜ふるを以つて誇りとする風習あるに於て、中流以上の家庭には正妻以外に數人の妾を置きて同居せしむるが故に嫉妬の念甚だしく夫婦喧嘩の絶間なく、支那の諺に好狗は鷄と闘はず、好漢は女と闘はずとあるに於て婦は夫に對して惡口雜言の有らん限りを吐き散らし、夫は何等之れと抵抗せず、婦權の權威斯くもがなと驚かるる程に、婦の姦通亦多しとなり。其の代り婦も意氣惡るき姑に逢へば虐待されても絶對服從の不文律あり、搗てて加へて小姑には小間使の如く頤使さるる慘目を見るものとす。支那にては今も昔の如く同姓娶らずとの習慣に支配され、兄弟三人あれば三人とも各異姓より婦を迎ふるを以つて親戚關係多くなり。家長死亡して相續開始さるるや、相續者以外の諸子も亦其の遺産の分配を受けて分家す。分家は其祖先、父母の靈位のある本家に於て、父母の忌日又は祖先の祭祀等あるに際しては、集つて式典を擧げ、三、五、八月の節句及び年始歲暮に贈答をなす等のことに至りては、必らず之を重んず。斯等形式的の虛禮は姻戚の間は勿論、同姓は如何に血縁が薄くなりても、吉凶相慶弔し又相往來す。是れ支那の社會的基

礎をなす親族制度とす。此等の親族制度たるや、父子、兄弟、夫婦等の家庭に見るも、其の打つて一丸となしたる力や甚だ微弱なるものといふべく。寧ろ一家の健全なる維持も六ヶ敷かるべしと察せられざるにあらねど、既に彼等は個人的慾求の上に於て、此等親族制度を基礎としたる各部落的の自治若しくは社會的生存を必須の要件となしつつあるに於て、曲がり成りにも維持し居るなり。殊に彼等は絶えず外患に惱まさるるを以つて內憂は去つて鞏固なる團結力となるものとす。然り、兄弟牆に鬩げども外其の侮を禦ぐべく、此に親族制度は國家の滅亡に關せず其の存在を承認さるるなり。

(2)社會的組織　支那は其の存在に於て國家的意義なけれど、個人の單位が社會的たるに於て、自治的部落の社會生存は勿論、支那民族の總てを支配する權威も、亦數千年來或る種の社會組織によりて把持さるるなり。其の社會組織を區別して三となす。曰く、讀書社會、曰く遊民社會、曰く實業社會とす。

(甲)讀書社會　若し讀書社會は言論文章を以つて思想界を開拓し、世道人心に裨益せんとするものなりとせば、孔丘の如き孟軻の如き亦此種讀書社會の人たるな

り。吾人は孔孟の徒輩が社會に對して、幾何の裨益ありたるかは、今此に言はず。唯、支那の言論文章は實質(誠意)の伴はざる形式的のものにして、古來讀書社會の言論文章が虛僞の表白たりと斷言するに躊躇せざるなり。吾人は、地方人種に絕えず懦まされたる漢人種の怯懦にして、言論文章に巧みなるを知る。言論文章に巧みなるの結果、時に世間を瞞著し、時に人を煽動する大なる力あり。故に漢人種相對の間に在りては、武力も之れに及ばずなりて、此等の徒輩が勢力者となり顯要の地を占め、社會の上流に立つを見る。左れど北方人種の如き勇猛なる民族ありて、武力一點張りに押寄する時は、砂上の樓閣の如く、忽ち打潰されて跡方もなくなるなり。彼等は犬の如く遁逃して、悲歌慷慨の言論文章を以つて遠吠をなし。乃ち柄にもなき切歯扼腕の素振りをなすも、死んでの後の血の藥りにて何等役に立たぬを常とす。然るに其等の北方人類は支那本部に入るや、遂に漢人化せられて怯懦となり、言論文章の力は再び頽勢を旣倒に挽回して、彼等の武器となりて依然其の力を有す。彼等の言論文章に巧みなる今更ら言ふを俟たず。彼等は心にもなきことを誠しやかに表現し、眞僞の境が甄別さるる程の野暮にはあらで、有を無と

なし。無を有となし必らずや人を魔せざれば已まざるなり。春秋戰國の策士に說客に皆是ならざるなし。然も此等の讀書社會に勢力を得せしむることの、實業社會をして窮乏せしめ、更らに讀書社會が遊民社會を驅使することあらんか、實業社會をして逼息せしめて、一般產業全く疲弊するに至るなり。流石は秦始皇の恠雄たるを知らるなり。彼れは書を焚き儒を坑にして以つて、讀書社會の絕滅を期したるなり。左れど讀書社會は絕滅せざりき。殊に唐宋以後、科擧の法を設けて官吏を登庸せしより讀書社會は大に勢力を有し、往年當時の面目を施すに至りたり。淸初に於て李自成の亂ありしより康熙帝の意中、天下を亂るものは讀書社會にありとなし、此等の徒輩を優待して以つて、其の禍根を絕つの策を建つ。即ち文官任用試驗是れなり。康熙帝の此制度は能く讀書社會を去勢して以て、其の目的を達したり。始皇の露骨なる手段が成功せざるに勝る萬々たりといふべし。然るに光緒帝は狡猾なる讀書社會の徒輩に欺瞞され、此制度を廢止したるがため、處士橫議の風潮大に起り、淸朝は此等の讀書社會のため顚覆するに至りたり。吾人は此時に於て漢人ならぬ北方人種の滿人が、業に已に怯懦なる漢人化し、滔々として

て讀書社會に入り滿人の朝廷なる淸朝をば滿人も亦之れに加はりて破壞に努めたるを知らざるべからず。今や民國共和制となり、讀書社會最も得意の時代となりたり。彼等は官吏、著述家、新聞雜誌記者、各種の運動屋に區分さるれど、彼等は結局他人の懷を當にして橫行濶步する吸血動物たるなり。此等の吸血動物が橫行濶步せる現代の支那に於て、何事の劃策され何事の施設さるべきぞ、多寡の知れたるものなり。彼等は銀の在る所、親日ともなり親獨ともなる。昨の親日派、今の排日派となり。昨の親獨派今の排獨派となるもの、唯是れ銀力によりて意見を左右し所說を二三にするは、尋常茶飯事にして、友を售り國を賣ることすら餘りに問題視する程の小膽者にはあらざるなり。然も彼等は到底、言論文章を以つて、唯一の武器とするものなり。吾人は繰返していふ、讀書社會の言論文章は私利私慾の目的に供せられ、表面には治國平天下を論策して堂々たるが如きも。或は風敎の振作を論じ世民を塗炭の苦より救濟せんとするも。裏面は實に彼等各個人の生活手段たるにすぎざるなり。其の言論文章を賣物にして銀を得んとするか、何等かの地位を得んとするにあるなり。地位を得るは銀を得る最良手段たればなり。

支那の俗諺に、三年清知府、十萬の雪花銀とあり。官吏たれば不正の賄賂を得て財嚢を肥やすと相場が極まつて居ればなり。

(乙)遊民社會　遊民社會とは讀書社會と實業社會との中間性を有するものにして相互勢力の消長を支配するものなり。故に若し讀書社會が兵を動かせば戰に當るものは遊民社會なり、讀書社會が亂を圖れば其の爭の衝に立つものは遊民社會なり。斯の如くして讀書社會が遊民社會を驅使すれば、實業社會は如何なる壓迫をも忍ばざるべからず。之れに反して實業社會が遊民社會を巧みに手に入ることあらんか、讀書社會は屏息して漫りに悲歌慷慨するのみにて何等の權威をも有せず、假令讀書社會が政治上の權力を握るも毫も行はれざるなり。遊民社會とは讀書社會及び實業社會の落伍者にして所謂其の名の如く遊民なり。彼等は人家を劫奪するか、墳墓を發掘するか、賭博をなすを以つて常業とするものなり。彼等の眼中には血もなく涙もなく、殘忍酷薄にして猛獸性を帶ぶるものとす。支那に於ける帝王の英傑と稱するものは多くは此徒輩に屬す。歷史上に於て此徒輩の活躍を記錄せしは秦漢以來なり。博浪沙に於て鐵椎を振ひ秦の始皇を一擊

の下に撃殺せんとしたる壯士も遊民社會の徒輩なり。漢の高祖も項羽も矢張り此仲間にして韓信が漂母に食を乞うたるを見るも彼れや紛れもなき遊民たりしなり。魏徴に述懐と題する五言古詩あり曰く。

中原還逐鹿。投筆事戎軒。縱横計不就。慷慨志猶存。
杖策謁天子。驅馬出關門。請纓繋南粤。憑軾下東藩。
鬱紆陟高岫。出沒望平原。古木鳴寒鳥。空山啼夜猿。
既傷千里目。還驚九折魂。豈不憚艱險。深懷國士恩。
季布無二諾。侯嬴重一言。人生感意氣。功名誰復論。

此詩は唐の太宗其の兄の建成我れを伐たんとするを聽き魏徴を遣して之れを諭し軍を罷めしめんとす、魏徴王命を受けて赴く時の詩なるが、縱横計不就。慷慨志猶存。といひて余も蘇秦、張儀に倣うて建成を說伏せんとの抱負や。請纓繋南粤、憑軾下東藩といひて、終軍が越王を說き若し就かずんば越王が首を繋て來たらんと誓ひ、酈生が齊を說て七十餘城を下した通り余も自ら期する所ありて。讀書社會の氣質を遺憾なく發揮し。季布無二諾。侯嬴重一言とは遊民社會の一般

的氣質にして余も斯の如くせんとは讀書社會の虛僞の表白たる言句と見るべきなり。此には唯單に思ひ付いたる詩を擧げたるにすぎざるが、支那歷代の詩文を執つて讀書社會と遊民社會との區別を立てて觀ずれば、其の當時に於ける讀書社會と遊民社會との關係が多くの興味を以つて明瞭に判別さるるなり。要するに遊民社會は讀書社會と共に、支那に於て最も難物なるが故に其の向背は特段の注意を要すべきものたるなり。洪秀全の亂に秀全が此等遊民社會を驅つて兵となしたる其の利用方法は又、此等遊民社會の如何なるものなるかを知るに、最も適例とす。彼等を利用する固より財を與ふるに結著すれども、彼等は其の財に於て餘りあれば決して他人の用をなさず。秀全之れがために一計を案じ、陣中賭博に上手なるもの多數を養ひ以つて一方に財を與ふると共に一方に於て財を奪ひ、彼等をして常に貧ならしめて之れが驅使に甘んぜしめたりといふ。今、現在、支那に於ける其等の遊民社會を區分すれば匪賊、苦力、博徒、兵士、巡查等となすを得べし。唯、兵士、巡查を此等の社會に屬せしむるは一見奇異の感をなさんも、支那の兵士や巡查は今は官吏たるも明日馬賊の仲間入りすること珍らしからず。東三省の軍隊が

上は師團長より下は一兵卒に至るまで何れも馬賊出身に見るも、思ひ半ばに過ぎん。即ち馬賊の方が割が好ければ馬賊となり、軍隊の方が都合が好ければ軍隊に入る。苦力亦然り。苦力の常業がなく若しくは常業よりも利益なれば遊民社會に投じ。遊民社會に於て面白くなければ苦力の常業に復す。從つて兵士、巡査、苦力の職業別に於ても、常に彼等は遊民社會にあるが如き行動を執りつつあるもの、此等の職業別に於て遊民社會に屬すとなす不可なるなし。既に此等の遊民社會は殘忍酷薄の猛獸性を有するに於て、人を殺すことを何とも思はず、彼の懸賞殺人の如きは此徒輩によりて行はるるなり。

(丙)實●業●社●會●　支那民族の利己主義は共通的にして個人の生命財產だに安固なれば、其れにて萬事足るとなすは、讀書社會も遊民社會も實業社會も異ることなけれど、讀書社會は其の目的のために兵を起し亂を圖り、遊民社會は兵となり銃を放ち、賊となり財を掠むるも、實業社會は自ら働きて自ら食ひ餘りあれば之れを蓄積するを以つて常業とするが故に、自然平和の愛好者たるなり。平和なれば自己の生命財產が比較的安全なれど、戰爭起れば掠奪さるるを以つてなり。從つて彼等

は極端に戰爭を嫌忌するなり。滿洲に於ける豪農や小市街にては馬賊と官兵との双方に年々定額の保護料を送るも是れがためなり。市街地にて交戰部隊が接近すれば双方の軍隊に銀を送つて、其の地を離れしむるも亦是れがためなり。彼等は數千年來、謂ゆる爲政者に多くの財寶を奪はれ、其の奪はれたる財寶は爲政者の房屋となり衣服となり飮食となるを見て、彼等は徵收さるる租稅の少きを願ひ徭役の累なからんことを願ひ、文法の繁苛ならざるを願ふのみ。彼等は爲政者に徵收さるる租稅を義務と心得、馬賊に掠奪さるる財寶を權利侵犯と識別するほどに思慮なきか否かを問ふを休めよ。爲政者の徵收する租稅も馬賊が掠奪する財寶も共に是れ私腹を肥やすものたれば、被徵收者たる彼等に於て官賊を同一視するは、固より當然なり。彼等は自己の產業を妨害さるるを最も苦痛とするもの、彼等は五月蠅干涉されずに思ひ思ひに其の產業を精勵して、自己の利益を圖り得るを欲するのみ。自己の利益を損して他を助くるとか人のためにとかするの殊勝者は、支那民族に絕無なると共に、實業社會に於て殊に甚だしく、彼等は唯、勢力あるものに屈服して自己の生命財產を完うすれば、以つて足れりとす。左れど、各自共

道の社會的存在を維持するに於ては、其の自治的觀念最も熾烈なり。譬へば此等實業社會の一部たる商會などが、遊民社會を手に入れたる場合等に於ては、權力すら之れに及ばずなり爲政者却つて狂屈することある珍しからざるなり。

支那の國民性

支那民族は漢人及び北方人種により組織さるるを以つて、今其の國民性を說明するには此等の區別によらざるべからざるが如きも、北方人種は過去歷史上の記錄のみを有し、今や全く漢人化せられ、僅かに蒙古人に於て特性を異にするにすぎず。故に蒙古人に關しては後章東蒙古に讓り。此には蒙古人以外の支那民族に關して、其の通有性を釋ねんとす。

(1)形式に囚はる　彼等民族は日常瑣末のことより、天下國家の大事に至るまで、事每に名を重んず。彼等ほど名に囚はれたる民族は世界に絕無なり。彼等は極端なる利己一點張りの民族たるに拘らず。名のためには之れをも犧牲にして顧みざることあり。故に彼等民族の云爲は一として形式に拘泥せざるものなく、其

の極、形式に囚はれて事物の發達進歩を妨げつつあり。彼等は其の形式を稱して體面若しくは面子といふ。老子に道の道とすべきは常の道にあらず、名の名とすべきは常の名にあらずと道破したるは、當時支那民族の弊風を矯正せんとしてか。左あれ支那民族の彼等は實質の伴はざる形式に囚はれて得意たるもの、奇怪なる民族どもかな。人あり曰く、支那民族が實質の如何などは問題とせず、形式に囚はれつつあるを不可思議とするは思はざる甚だしきものたり、彼等の國家は古來數千年來國家としての實質を有せざるなり、國家既に然り其の民族が形式を重んずる蓋し當然なるべしと。咸程最も千萬の議にして家には其の家風あり國には其の國風あり。支那國民性は支那國家の產物なりと知らるなり。今、一二の例を舉げんに其の地の入口に節婦孝子を表奬せる門牌あり。其等の孝子は多くは孝を賣りて自利を計り、孝を名として體面を取り繕ふたるものなり。又、節婦とは多くは自家の女婿死せる際、秘密に自己の其の娘を殺し、節婦たるが如く粧はしめて近郷に吹聽し一家一族の名譽を買ひたるものなり。彼等はまた表面の賄賂は絕對に取らざれど、體面さへ立たば如何なることも敢てし得るなり。

(2)巧言令色なり　老子に曰く希言は自然なりと。蘇子之れを釋して曰く、言、自然に出づれば則ち簡にして中なり。其の自然に非ずして强ひて之れを言ふ則ち煩にして信じ難しと。支那民族の巧言は確かに煩にして信じ難きものなり。彼等は巧言令色、鷺を烏と胡魔化すなり。相手方の氣に障はらぬやう言葉を巧みに表情をしとやかに、虛言を信せしめんとするなり。彼等の相互間にては始より老子の謂ゆる美言は善ならず、善言美ならざるを知る故に瞞著さるることはなけれど、事情に通せぬ外國人は能く此の口車に載せられて隨分欺罔さるることあり。彼等は外交的辭令の國民にして到底誠意のなき民族なり。彼等に誠意なきを知らば、彼等の巧言令色に籠絡さるる憂はなきなり。其れにしても彼等の巧言令色は古るき歷史を有するだけに、外國人の學んで得らるべきものにあらざるなり。

(3)雷同性に富む　老子に飄風朝を終へず、驟雨日を終へずとあり。支那人の雷同性は飄風の如きなり驟雨の如きなり。彼等は既に利己の民族なり。故に利のある處に附和し勢力ある所に雷同す。支那古來の戰爭も近頃の革命黨騷ぎも宗社黨も之れを利用したるまでなり。其の勢は素晴らしきが如きも附景氣にして

充實したる力は全然なきなり。彼等は始めより協同一致の主義もなく目的もなければなり。利己以外に主義もなく目的もなきを以つて、形勢利己に背戻すれば解散するなり。左れど雷同的運動が繼續する場合は或る力を有することあり。斯かる場合には虱潰しにするに限るなり。一人々々引捉へて虱潰しにすれば容易に解決さるゝなり。彼等に協同一致の力なきがためなり。戰國時代には最も顯著に此手段が行はれたり。現に近頃の革命騷ぎも此等の筆法が彼等の仲間に行はれたり。支那の戰爭は古も今も武器を以つてする武術の戰爭にはあらざるなり。其の勝敗は銀の力によりて決定さるゝなり。彼等の戰爭は利己的雷同性の運動なれば、啗はすに利を以てし、與ふるに銀を以つてすれば敵も味方となりて劣くるものも勝つことが出來るなり。内實は兎も角、表面生命の取り遣りをする戰爭すら斯の如し。排日とか外貨抵制とかの運動を解體せしむる位は何んでもなきやうに思はるゝなり。

(4)貪慾性熾烈なり　老子に五色は人目をして盲せしむ、五音は人耳をして聾せしむ、五味は人口をして爽はしむ。馳騁田獵は人心をして發狂せしむ。得難きの

貨は人の行をして妨げしむ。是れを以つて聖人腹をなして目をなさず。故に彼れを去つて此れを取るとあるは、貪慾性の熾烈なる支那民族に對する適應の投藥ならずや。彼等民族の如く貪慾性の熾烈なるものはなし。彼等は詐欺の民族なり。席を相て令を打すとは當座間に合せの詐欺をいふなり、贓を抱て屈と叫ぶは其の厚顔なるをいふなり。彼等は誠意なくして詐欺を能事とするを以つて、信用を重んずる筈はなし。若し其れ信用を重んずる場合ありとせば、利害の一致したる時のみ。例外なり原則にあらざるなり。彼等は盜賊の民族なり。官民を通じて殆んど先天性ともいふべき盜心を有す。老子に聖人起つて大盜出づとあり。理想的の人物を虛僞の假面に作成し聖人などと體裁を繕ひ、君主を殺して帝位を奪ふ盜賊ある以上、一般庶民が大盜とならぬは寧ろ奇怪なり。吳の孝子、陸郎が橘を懷にしたる、東方朔が桃を偸たる彼等民族が之れを美談とするも無理からぬことなり。老子に謂ゆる巧を絕ち利を棄てずんば盜賊はやまぬなり。左れど支那民族に對して巧言する勿れ利己なるなかれと言ひたりとて無理な注文なり、出來ぬ相談なり。彼等は贈賄受賄の民族なり。賄賂を以つて何等罪惡視せざる民族

なり。周易に包むに魚あれば咎なく、包むに魚なければ凶とあるは、當時に於ける苞苴、所謂現代の賄賂のことなり。彼等は上は大總統より下は抱關撃柝に至るまで賄賂を受くるを以つて當然となすなり。大官が資本家となり他人をして經營せしむる各種の商店は支那の大都會皆之れあり。其の商店にて物品を購入して贈賄すれば二三日をすぎざるに、同じ物品が其の店頭に顯はるることは珍しからざるなり。曾て奉天都督にて大に羽振をきかせし段芝貴が未だ志を得ず天津にありし時、吉林巡撫たらんとし、清廷第一の權勢家たりし慶親王に取入らんがため、天津第一の美妓を四萬元にて落籍し、親王の子に進物としたることは、今尚ほ人の耳目に新たなる所なり。官廳相手の商人は當路の役人に贈賄せざれば、物品納入の許可されぬなり。官吏は上官の門番や給仕に毎年幾回かの心附をなし、商人は大官の門を出入する毎に門錢又は底下錢と稱して贈賄せざれば不准進なるなり。李鴻章の門番の株が數萬金に値したりとは有名な話なり。中華民國創業の際日本が峽西省の石油坑採掘權を要求し、交渉を重ねつつある間に米國が横合より飛出して支那全國の石油坑採掘全部を一手に獲得したるも贈賄を外交手段とした

る手並の結果なり。露國が東清鐵道の敷設權を得たるも李鴻章に贈賄したる報酬なり。此等の贈賄手段として支那人の謂ゆる體面よきものは賭博に托することなり。例の帝政運動の大立物たりし梁士詒が袁世凱の旨を承けて段祺瑞を西山より引張り出さんとしたる時、梁士詒は段祺瑞と每日賭博をなし殊更らに輸けて、やり然も充分に段祺瑞の甘心を買つて置きて後之れを引張り出したるなり。此種の手段は外人が支那大官に對し數次試みて成功を見る所なりと云ふ。彼等は最も能く賭博をなすの民族なり。老子に不欲を欲し、得難きの貨を貴ばずとあれど、彼等は之れと反對に慾を恣にし得難きの貨を得んと欲す、故に好んで賭博をなすに至るなり。孔丘曰く、博奕といふものあり、やむに勝ると。想ふに支那には古くより賭博發達して公開されたるものと察せらる。曾て東三省の某將軍が北京に至りし際每日大官連と賭博をなし大に贏ちを得、軈がて北京を辭さんとするや、早朝より大官連が某將軍の旅宿に詰めかけ、某將軍の贏得したる財を吐出さしめんと頻りに賭博しつつありたり。其の當時の日本外交官は之れを推して對日會議とか南方討伐の相談とか、早や合點して狼狽したることありしは今に話の種

となり居れり。支那民族の賭博を好むことは此等の大官連のみか、彼の下層の勞働者たる苦力が間がな暇がな賭博しつつあるを見るも、一般社會が如何に賭博が好きなるかを知らるなり。唯、日本人なる吾人より不思議に思はるは、彼等は輸贏に對して、頗る諦らめがよきことなり、從つて賭博行爲に關聯して喧嘩などの出來ることは先づ以つて之れなしといふも可なり。是れ彼等民族が執著力強くして何事にかけても、うるさく搦み付き、不撓不屈初一念を貫徹せざれば已まぬ特性を有すれど、愈〻絶望と結著すれば憂然として何等の未練なく諦らむるためなり。是れ賭博に於ける場合のみならず、商業其の他總てに於て然り、殊に死刑の宣告を受けたる時に於ても、從容自若として諦らむるとは、彼等民族には最とも殊勝の特性とす。彼等は愈〻諦らむるとき沒有法子(仕方がない)の一語を發して心氣轉換をなすなり。彼等民族に對して沒有法子の一語は大いに吟味すべきことに屬す。彼等は淫慾民族なり。其の本能性を發揮するに於て殆んど獸類なり。論語に賢を賢として色に易へよといひ、或は大學に惡臭を惡むが如く色を好むが如くといふ。其の他謂ゆる聖賢の書に色を好むことを引合に出せる多し。是れ彼等の民族が

淫慾民族たるを裏書したるものなり。斯の如く詐欺、盗心、賄賂、賭博、淫慾等の色彩を以つて、彼等民族の特性となりたるもの、自制すべき慾望をば敢て自制せず、恣に貪慾性を熾烈ならしむるの致す所たり。

(ロ)文弱にして殘忍なり　老子に夫れ兵は不祥の器なり、物或は之れを惡む。故に有道者處らずとあり。其れかあらぬか、由來漢人は戰爭嫌ひなり。文弱なり。怯懦なり。故に勇猛の北方人種には絶えず惱まされたるなり。然るに北方人種たる滿人も支那本部に入りては遂に漢人化せられて、怯懦となりたり、文弱となりたり。故に彼等は體面上に或は利己の目的のために戰爭することありとするも、戰ば必らず勝ち攻むれば必らず取るてふ力を有せざるなり。體面上或は利己の目的が達せらるるか或は絶望とならば、戰爭は全く沙汰やみとなるなり。要するに彼等は戰爭をする資格なき女性的民族なり。文弱にして怯懦なる國民性を有するなり。彼等民族は文弱に似もやらず殘忍酷薄の特性を有するなり。女性的なるが故に其の反面に潛在せる感情が激發せられて、殘忍酷薄となるなるべし。彼等が殺人の殘忍なる殆んど猛獸と異なるなきなり。彼等が卑族親たる十歳以

下の小兒の死に對して酷薄なる亦驚くに堪ゆ、死者に對して葬儀を行はず、屍體を納棺せず、之れを郊外に打棄て野良犬の食ふに任かせ野良犬が小さき小兒の首を咬えて徘徊するなどを見る珍らしからぬなり。

(6)保守的にして突飛的なり。彼等は女性的民族なり。故に其の反面に潜在せる感情を激發して矛盾性を發揮す。彼等は、保守的の特性を有するかと思へば、隨分思ひ切つたる改革的の突飛なる行動をなす、亦是れがためなり。彼等は其處に何者かを認めんとする保守的精神を有するにあらざるなり。彼等は周、舊邦と雖も其の命維れ新たなりてふ前人の思想に囚はれ、或は老子に舊則ち新なりてふ語を鵜呑にしたるまでの保守的なり。無意義に過去の幻影に追隨しつつあるなり。無意義なる保守的なるが故に彼等民族の形式的特性と結び付きて、保守的體面を重んずる特性となるなり。從つて保守的其の者よりは體面が主たるなり。故に彼の深窓の下に在りて社會と全く沒交渉たりし支那の淑女が、爆裂彈を抱て革命を絶叫し、公衆の面前に於て共和の政談演說をなすは、固より突飛的にして感情に激發せられたるに相違なけれど。少なくとも彼等の頭腦には、保守的體面に晏如

するよりは、此種の突飛的なる體面を敢てするの勝るあると意識したるなるべし。即ち彼等民族に於ける行動が保守的といふも、突飛といふも、結局、體面に拘束さるるを知らるればなり。

(7)事大思想にして屈從す　彼等は事大思想の民族なり。故に事大思想による體面を重んじ、實質の伴はざる形式に生んとする特性を發揮す。是れ讀書社會に於ける一介の書生が一躍して大官となり。遊民社會に於ける市井の無賴漢が風雲を得て帝王となりたる歷史的の產物なり。故に滔々として此等の事大思想が社會一般に浸染して、拂拭すべからざるに至りたるなり。讀書社會や遊民社會は老子に謂ゆる百姓を以つて芻狗となすは我輩の任なりと自惚れ。實業社會は讀書社會や遊民社會に苦めらるる結果、老子に謂ゆる學を絕たば憂ひなしと。自ら以つて秦の始皇を氣取り。或は上官の下司に對する、主人の僕婢に對する言語動作等一々形式的差別を嚴格にし、互に事大思想を發揮して快心事となす。左れど彼等の事大主義的體面は利己の目的のため往々にして犧牲に供せらるるものなり。彼等を其れ自身利己の目的に誘導して利用すれば、事大主義的體面を革めて

從順となるなり。枉屈するなり。彼等民族が事大思想にして然も能く屈從することの其處に何者の怪むべきなきなり。事大主義的體面の總てが、利己の或る者より力なければなり。

(8)不潔にして遲鈍なり　居は氣を移すとかや彼等民族のごとく鼻摘まみもならぬ臭氣紛々たる拋屎撒屙の間にあり、更らに不潔と感せぬに於いては清淨潔白ならんことを求むるも無理なるべし。抑そも人類は清淨潔白にして、外物に心を動かされぬ故、其の神、安泰にして肯て紊亂することなきなり。其の神、安泰にして肯て紊亂することなきを、以つて、天下を駕馭すること、之れを掌に指するがごときなり。老子に清淨を天下の正となすとは、其れ此の故なり。支那に實質的國家の成立し得ず、國家の單位たる國民の存在せざる思ひ半かばにすぎん。彼等民族は確しかに不潔なり。不潔を不潔と思はぬ民族なり。處構はず野糞を垂れ流がし豕や、犬が人の尻を逐ひ廻はしつつあり。三箇月に一回入浴するものは上の上なり。三年に一度か一生中に一度入浴するが當り前とされられつつあり。斯くの如く彼等民族の特性をして不潔を不潔と思はざらしめし原因は多々あるべ

し。降雨の少なきにも由るなるべし。井水の不良なるにもよるなるべし。山林荒廢の結果到たる處河水の混濁せるにもよるなるべし。土地乾燥して壤土を飛散すること多きにもよるなるべし。殊に春秋二季に於いて戈壁の沙漠より吹き送くる風に、滿天滿地黃塵萬丈の光景を呈するにもよるなるべし。然かりと雖も亦た彼等民族の心上や不潔にして其の精神淸淨ならざるの致たすところなるなからんや。彼等民族は遲鈍なり。神經の遲鈍なる民族なり。敏捷活潑なることは彼等民族の特性にあらざるなり。拙速を貴ぶことは彼等のなし得ざる所なり、何づれかといへば遲巧ならんことを期する民族なり。集約的に力を用ふることをせずして散漫的に動作する民族なり。從がつて彼等は時間とは沒交涉にして悠々事に從がふを常とす。彼等は到底時間的觀念を有する民族にはあらざるなり。

宗教　支那人は古來宗教的觀念薄弱にして何等の權威をも認められざるなり。彼等は因習的に囚はれたる宗教心を有するにすぎざるなり。彼等は無意義の宗

敬心を形式の祭典等によりて充足するにすぎざるなり。(一)漢人の祭式事　上流社會は形式的にまれ孔子を尊崇するを以つて、古風を重んじ典禮に則りて、今尚、二月及び八月の二期に於て孔子祭を擧行し、四起八拜の禮をなして祭る。　又、一般社會に於ては陰暦にて年越し、正月三日間、同十五日、五月五日、八月十五日等には、室内に祭壇を設け、魚類、肉類、蔬菜類、大饅頭、菓子等を供へ燈を揭げ香を焼き、各人其の前に立ち三度跪き毎度三回づつ頭を地につけて所謂三跪九叩をなし彼等の最敬禮を行ひ、室外には爆竹を放ちて雜神を拜し祖先を祭る。　別に廟や寺に至りて若干の錢を奉納し香を焚き、紙を焼き、所謂三起四拜の禮をなすもあり。　尙ほ民家に於て病災或は其の他の災厄を拂はんがため廟中神前に至り最敬禮をなし、香を焚き紙を焼き、道士に讀經せしめて祈願す。　其の應顯著しかりし時は後日同樣の方法を以て報賽す。(二)滿人の祭事　滿人の祭禮に二種あり、一を祭星といひ、一を祭祖といふ、祭祖には奉ずる所の神三あり、觀世音菩薩、伏魔大帝、土地主之れなり。　春秋二期良日を卜して祭日とし、齋戒して純黑の豚を選び、期に至りて未明に其の純黑の豚を神前に置き、主祭者、酒杯を擧げ祝し畢りて酒を豚の耳に澆ぐ、豚動けば吉と

し、動かずんば口に咒詞を誦して再三酒を豚の耳に澆ぐ、遂に動けば其の豚を神前に於て割き俎に載せて、少許を大銅盆に置き、酒を供へて主祭者より順次婦女子に至るまで三跪の禮をなし畢はりて神前の酒肉を背む。夕には復た此等の牲を供することと晨の如くす。其等の牲肉は親友に送り又は盛んに客を招ぎて之れを饗す。但し此日には來客饗を受くるも謝言せず、辭し去るも主人之れを送らざる風あり。滿洲人は又、貴賤貧富に論なく常に室内には必らず神牌を供ふ、只一片の木板にて字も何もなきもの、之れを室の上方に置き頗る尊敬す。祭日には族人をして帽を戴き鈴を鳴らし鼓を打つて舞はしめ、口に吉詞を誦し衆人之れに唱和す。次に祭星の禮は祭天とも稱し天を祭ることなり、其の祭るに當りては、庭の南隅に一丈許りの木を置き、其の上に椀の如きものを置き次の日、豚の牲を木杆の前に獻じ帽を脫ぎて拜す。其の椀中には豚の腸及び肺肚を切りて生ながら之れを置き、若し雀や鵲の來りて食ふことあれば大吉と稱し、三日間を以て終る、此祭には婦女の與かるを許さずとなり(三)**宗教の種類**　現に支那人間に存在する宗教の種類は中々に多し今此等の種類に就て簡單に說明をなさんとす(イ)儒敎　漢人の上流社

會には今尙ほ形式として存在せり左れど宗教としての力は彼等支那民族に對し體面を重んぜしむるにすぎず何等の心服に値ひせざるなり(ロ)道教　其教義は老聃を以つてすれども之れに神仙不死の説や其他陰陽家の主張する種々なる所謂やを加味し、堂宇は觀、宮、庵、廟と稱し、位牌には玉皇大帝と書したるものを安置し、老聃を太上老君と稱して配祀し天地水の三官を神とせり。其等位牌の前には道經を備へ道士が祭祀者にして跪拜讀經す。道士は鬚を貯へ髮を頭上に束ね、道帽を被り道冠を戴き身には寬濶なる道服を纏ふ。道教の主管者は漢の張良の遠裔なりと稱する江西省の張天師にして北支那にては北京の白雲觀なり。滿洲にては千山の無量觀最も有名なり(ハ)佛教　佛教の印度より支那に傳來せしは後漢の明帝當時とす。現代の佛教は葬儀機關として存在する外何者を意義せず、僧侶は多く無學文盲にして寺院は日本の其れと異るなし。唯本堂以外に關帝廟とか娘々廟とかを構内に祀り賽錢を集むる工夫をなせり(ニ)回々教　回々教は教祖マホメットにして唐の時代にアラビヤ地方より支那の西域に傳はり回紇即ち今のトルキスタン地方に於て最も勢力ありしゆゑの名なりといふ。本堂は淸眞寺と稱し必ら

す東面して建設され其の奥の院には望月樓と名づくる高樓あり、一に明白樓とも稱し此教徒の崇敬する新月を拜する處とす。又、本堂の側には洗淨室あり、本堂に上るものは必ず此室にて顏面手足全身を淸淨にするなり。本堂には壁龕と稱する衝立樣のもののあるのみにして天井より光線射し込め天井の上には望月樓あり。回々敎には阿渾と稱する僧侶ありアラビヤ文字のコーラン敎を敎典とす。信徒の禮拜をなすときは先づ身を淸淨にし頭部に白色の布を卷き付けて其の一端を後方に垂れ阿渾の先導にて堂に上り、阿渾は壁龕の傍の講座に著き、其に西方遙かに聖地メッカに向ひコーラン敎を念じて禮拜するものとす。回々敎徒はアラビヤ曆を遵奉し一年を三百六十日となす。其の正月は陰曆九月にして、陰曆八月は月見封齋の苦行と稱するものをなす。即ち此一箇月は午前二時と午後八時との二回に飮食し日中の飮食と房事とを禁斷す。陰曆九月一日に新月を見るときは二日三日四日の三日間は祝賀すべき正月なりとなせども、若し月を見ること能はざる時は之れを見るまで順延す。回々敎は極端なる排他的の信仰力を有し、他敎徒とは親密なる交際をなさず又、結婚せず、他敎の手になりし飮食物を食はず、

又、豚と馬とを食はず、且つ死肉を忌む。又、賭博、飲酒の外、唱劇、喫煙も教義に違ふものとして嚴禁せり。彼等信徒間は其の團結力頗る强固にして吉凶を共にし艱難相助け各地能く連絡を保維せり。滿洲には約百萬の信徒ありと稱す(ホ)白蓮教　佛教より出でしものにして元末に創造されしもの、咒術を用ゐて權威を保維せんとす(ヘ)薩滿教　是れ亦佛教より出でしものにして加持祈禱を主とす、其の教師は請あらば祈禱をなして病を治し疫を拂ふも敢て布教せず(ト)在裡教　今より六七十年前に天津にて創造されし宗教にして信徒は絶對に其の秘密を保ち、父母妻子にも之れを漏洩せず萬一漏洩することあらば必らず殺さる、從つて其の教祖や內容等は知るに由なし。唯、信徒は飲酒喫煙を禁じ、牛肉と無鱗の魚類を食はざるなり。信徒は極めて輯睦にして頗る義氣に富み、又能く氣脈を通じて苦樂を共にする風ありといふ(チ)喇嘛教　喇嘛教に二派あり一を紅教と稱し一を黃教と稱す、堂宇を廟と稱し宏壯なる建築物多し、本尊は一般佛教と同樣にして外に兩性又は人獸抱擁せる偶像を配置す、其の經文は西藏文字とす。滿漢人にして之れに歸依せるもの甚だ少なし(リ)天主教　天主教の支那に入りしは唐時代にして明以後各地に

布教され、淸代に及んでは天主教の教師を朝廷に聘して曆法を司らしめしが故に、大に勢力を得て信徒亦多くなれり。現に支那內地に於て到る處の市街に天主教の堂宇之れなきはなし。左れど支那人には由來宗教心なし、形式に於て信仰するも內心之れに違ひつつあるは言ふまでもなく、如何に努力したりとて支那に布教の效果の擧がるべき筈なきなり。(ヌ)耶蘇教　耶蘇教の支那に傳來したるは淸の嘉慶年間にして今より約百年前の歷史を有するにすぎざるが、能く天主教の施設に鑑み敢て努力するを以つて教育、救助、慈善等の事業大に起り、從つて信徒亦多きを致すを見る。左れど吾人をして言はしむれば耶蘇教の努力は結局何者をも利せざるべしと信ず。支那民族は宗教心を有する程に殊勝にはあらざるなり。彼等が表面信仰しつつあるは、其の特性なる貪慾性を若干にても充たすを得ればなり。彼等は宗教を以つて統一することの絕對不可能の民族たるなり。(ル)雜神

以上列記せる外に子寶を授くるといふ娘々廟あり、財寶を授くる財神廟あり、防火の功德ありといふ火神廟あり、其の他關帝廟、城隍廟、龍王廟、天齊廟、王皇廟、藥王廟、馬王、牛王等あり、何れも道教所屬のものとす。

教育 支那に於ける教育は普通教育、專門學校、社會教育の三種に區別せられ居れり。今、滿洲に於ける施設のみを記さんとす。

(一)普通教育　師範學校、中學校、小學校、實業學校に區別さるるが左の如き狀態なり。

(イ)師範學校（民國四年調査）

省別	校數 男	校數 女	現在學生數 男	現在學生數 女	卒業學生數 男	卒業學生數 女	經費概要 男	經費概要 女
奉天	一四人	三人	二〇九五人	四三八人	四三人	二七人	一七三、三一七元	三三、八二〇元
吉林	四	一	五三三	二九二	三〇	一	八八、七四六	二七、三三〇
黑龍江	二	一	三一〇	一〇〇	五一	三九	五九、一六〇	一五、二三〇

(ロ)中學校（民國四年調査）

省別	校數	學生數	經費數	卒業學生數
奉天	三	二、一〇九人	一八二、八三九元	二〇七人
吉林	九	九六三	一〇二、二六四	六九
黑龍江	四	五四六	三一、五三三	一二五

(ハ)小學校數（民國二年八月乃至三年七月調查）

		初等小學校 男	初等小學校 女	高等小學校 男	高等小學校 女	合計
奉天	公	三,八二四	二一	三二九	一九	五,二一五
	私	七九九	一七	一六	○	
吉林	公	三八一	一八	五四	五	五一○
	私	四七	二	三	○	
黑龍江	公	二○七	二四	三八	三	三六二
	私	七八	三	○	○	

(ニ)小學生數（民國二年八月乃至三年七月調查）

		初等小學生 男	初等小學生 女	高等小學生 男	高等小學生 女	合計
奉天	公	一四三,五九四	一○,七六五	二五,一八七	一,一四一	二○四,二二七
	私	二一,九九六	六五八	八八六	○	
吉林	公	一六,五二六	一,五八一	三,二五九	四一四	二三,五四九
	私	一,五一九	一五八	九二	○	
黑龍江	公	六,五九七	八七六	三,二○八	八三二	一三,四八八
	私	一,八九九	七六	○	○	

(ホ)甲種實業學校（民國四年調查）

	校數 農	校數 工	校數 商	校數 計	現在學生數 農	現在學生數 工	現在學生數 商	現在學生數 計	卒業學生數 農	卒業學生數 工	卒業學生數 商	卒業學生數 計
奉天	一	一	二	四	一八四	二二一	四二三	八二八	三八	｜	二一	五九

吉林	一	―	一	二	六五	―	三六	一〇一	―	―	―	―
黒龍江	一	一	―	二	三五	七三	―	一〇八	三	二〇	―	四二

(ヘ)乙種實業學校（民國四年調査）

	校數				現在學生數				卒業學生數			
	農	工	商	計	農	工	商	計	農	工	商	計
奉天	―	―	四	四	―	―	一四三	一四三	―	―	三七	三七
黒龍江	三	二	一	六	一〇〇	九五	一三五	二三〇	―	―	―	―

尚ほ其の他に於て女子職業學校制はあれども滿洲には一も其の設置を見ず。

(二)專●門●學●校●　專門學校を區別して大學、專門學校、專門學校相當學校に區別さるるが滿洲には大學及び專門學校相當學校の設けなく專門學校のみ、即ち左の如し。

(イ)公立法政專門學校

校名	科目	現在學生數		卒業學生數		開設年月
		本科	別科	本科	別科	
奉天法政專門學校	法律 政治經濟	一四三	三三九	―	四九六	民國元年設立の法政學堂及び高等學校を改め四年に設立認可さる
黒龍江法政專門學校	法律	五〇	四二	―	六六	民國四年認可中學校を併設せり
吉林法政專門學校	法律 政治經濟	九七	―	五一	一六八	光緒三十二年開設民國四年認可さる

(い) 公立工業專門學校

校名	科目	現在學生數	卒業學生數	開設年月
奉天工業專門學校	應用化學 機械	八〇	一六	宣統元年開設

(三)社會教育　社會教育としては圖書館、通信圖書館、通俗敎育講演所、通俗敎育會歷史博物館等備處等あり滿洲に於ても其れ〳〵設備されつゝあり。

衣食住

(1)辮髮　僧侶の剃髮、道士の結髮、幼童艸角を除くの外は國法によりて總て辮髮なることを强制されたる支那民族も、淸朝の末期には軍人、警察官等洋服制を定められたるものに對し斷髮を許し、民國に至りて役人其の他の智識階級は多く斷髮することゝなりたれども、其等の斷髮者は開埠場其の他の都市に見る現象にして、一歩支那內地に入れば滿洲人は更なり漢人其他の種族は矢張り辮髮者多し。小兒が七八歲乃至十二三歲に至れば頭部の周圍を剃り落して顱頂部の中央に圓く長髮を貯へ之れを三條に分から編みて其の中程より先きに辮絲と稱する組を編

み込みて背に垂るるものとす。辮絲は絹や木綿のものもあれど多くは柞蠶絲を以つてす。其の色は黒に限らるるも喪中にあるものは白色を用ひ、小兒には赤や紫を用ゆ。農家にて剃頭辮髪をするには家庭に於て之れをなせども都市に至れば剃頭的と稱する專門の職業ありて之れをなす。其の剃頭的には店舖を有するものと、振れ歩るき、抱えのものとに分かる。彼等は五天一打辮子、十天一剃頭と稱し、五日に一回辮髪を編み直し、十日に一回頭を剃るを普通とすといへど、十日に一回辮髪を編み直し、二十日に一回頭を剃るものすら如何にや思はるなり。此等の剃頭的は支那にては修脚的と稱し錢湯にて浴客の足の爪取りをすると同樣賤業中の賤業とせらるなり。故に支那婦人は剃頭的に顔を剃らすが如きことは絶えてこれなきなり。

(2) 婦●人●の●頭●髪● 漢人婦女の結髪は明朝傳來のものにして其の種類多く喜鵲尾、平三套、蘇州髻、高地頭等其の他種々あり。滿洲婦女の結髪は韃靼古來の制にして、兩把頭と稱し、一尺許りの弘がりのある扁平なる撞木鮫の頭の如きものと。過風樓と稱し日本の稚兒髷の大形の如き髪との二種あり。此兩樣の結髪ともに多く

は假髮にして唯眞髮を以つて頭上に卷きつくるなり。殊に兩把頭は寢るときは之れを取り外づし束髮となるなり。此等の結髮は既婚者か二十歲の未婚者の頭髮にして、十七八歲以下の處女は三つ組にして後背に垂れ一般に髮飾りをつけざるなり。又、漢人の十七八歲以下の處女は劉海髮と稱し前髮を切り下げにせるあり。髮飾りは滿漢人共に賑やかなる程奪やら何やかと中々に多し。但し未亡人さなれば如何に年若くとも裝飾を廢し、又、喪中にある婦女は細き白布を頭髮に卷くを以つて有夫の女と未亡人と忌服中の婦人とを甄別すること容易なり。

(3)帽●子● 近頃は洋風の帽子を冠るものも中々に多きが如くなれど、開埠場其の他の一部にすぎずして多數支那人の帽子は矢張り在來のものとす。在來の支那帽子の制式には禮帽と便帽との二種あり。禮帽とは孔雀の羽の付いたる樽の如きものや、赤毛の付いたる摺鉢形の夏の禮帽なれど、今は廢せられて用なくなれり。便帽には小帽と氈帽との二種あり、小帽とは黑の繻子か或は木綿にて製したる六瓣縫合せの兜形の帽子にして、其の頂には瘤疸と稱し紐を結びて摘みが著き居れり。其の瘤疸の色は普通紅、綠の二色にして喪中のものは白色を用ゆ、又、小帽の前

額に銀の丸や紫水晶や翠玉などを飾り付くるもあり。小帽には硬軟の二種あり、軟きものは疊込みの出來るものにして單と袷とあり漢滿人とも同じきなり。氈帽とは絨製にして種類多し、滿洲にては農民や勞働者等は三箇の廡の付いたる毛氈製のものにして兩耳と額とを蔽ふ、又、天鵞絨製にして毛皮の耳掩の付きたるもあり多く馬車夫の冠ぶるもの是れなり。又、風帽と稱し、小帽の上より恰も兜の錏の取り付けたるＪのの如きあり。草帽と稱し高粱稈などにて編みたる饅頭笠を冠ぶる農夫や勞働者もあり。婦人は一般に帽子を冠らず、漢人の婦人は帽圈若しくは昭君套と稱する飾りの付きたる顱卷をなす。滿人の婦人には旗人の婦女にのみ獨特の冬帽子あり。卽ち鍔のなき外方に開きたる絨製の帽子にして金絲の刺繡を施し頂上には疙瘩を付け二條の飄帶と稱する二尺餘の緞子に刺繡をしたるリボンを垂るるなり。其の飄帶の色は普通は紅色なれど未亡人などは藍色の飾りなきものを用ひるなり。

(4) 衣服　支那服には汗衫兒又は汗溜兒と稱する袖無し上著あり、汗褟兒又は小單褂兒と稱する肌シャツあり、褲子と稱する下股引あり、套褲と稱する半股引あり、

大襖と稱し袷綿入及び毛皮附きの上著にして長く膝下に垂るゝものあり、小襖と稱し短かき胴までの上著あり、毛皮附のものを皮襖と稱す。單衣の上著に大褂兒あり小褂兒あり。冬の短き上著に領褳褡又は馬褂兒と稱するものあり。袖無し羽織ともいふべき砍肩兒又は背心と稱するものあり、斗篷と稱するマントあり、圍裙と稱する婦人の袴あり。季節により皮、綿、夾、單、紗と次第に更衣するなり。皮とは裘のことにして毛皮を其のまゝ或は表を或は裏にして用ひるもの、綿とは綿入著物を稱し、單は單衣にして紗は輕羅とす。但し圍裙を纏ふは漢人の婦女にして滿人の婦女は袍子即ち長き上著を著るを以つて其の要なきなり。衣服の附屬品として襪子と稱し丈夫なる布を底として上面は靴足袋同樣指の分かれざるものにて長けは七八寸ぐらゐなる日本の足袋樣のものあり、木綿か金布にて製すれども、紐もなく鞐もなければ、腿帶子を要するなり、腿帶子とは普通白と黑との二色にして幅一寸乃至三寸、長さ二尺ぐらゐのものにして褲子、套褲襪子の合せ目を緊締するに用ひるなり。又、衣服の附屬品として褡包又は帶子と稱するものあり、汗衫兒を肌につけ、褲子を穿ちたる時、之れを締めるに用ふるなり。其の締方は片脇に

結び付けて垂下するなり。又、套褲即ち半股引は褲子の上に穿つものにして吊紐にて帯子に掴りつけるなり。更らに衣服の附屬品として履物に關し記さんに、履物には靴と鞋との區別あり。靴とは半長靴をいひ。短きを鞋といひ、繻子、天鵞絨、木綿等にて製し、綿入、袷、單の三種あり、底は牛皮、布、紙等を以つてせらる。靴は漢人に在つては乘馬の時か降雨の際に油の引たるものを用ふる外、稀に冬期之を穿つことあり。又、水鞋と稱する布に蘇子油即ち荏の油を引きたる半長靴あり降雨泥濘の際之れを穿ち、次に毡窩と稱する毛絨にて製したる鞋あり。牛皮にて製し巾著の如く紐にて締める靰鞡あり、何れも防寒用として之れを穿つなり。此、靰鞡には内部に烏拉草を敷きて暖を保つやうなし置けり。男子の履物には滿漢の區別なけれど、漢人の婦女は纏足するを以つて鞋も亦小形にして三角錐をなせる奇型なり。漢人以外の婦女の鞋は男子用のものと同じなれど、唯滿洲旗人の婦女は底の高さ二三寸もあり、日本のこつぽり下駄に能く似たるものを穿てり。

今、滿洲士著人の其等の衣服に關する趣向を見るに、少數の官吏やハイカラ子弟を除くの外は、平素に於て絹紬服を纏ふものは殆んど之れなく。何れも布衣粗服

に甘んじ、農村に至れば數十萬の分限者たる老翁すら、一見、苦力と擇ぶなき服裝をなし居れり。尤も婦女子に至りては便服の如きは固より布衣なれど、其の外出に當りては綾羅錦繍を凝らすものあり、殊に富豪の婦女子は首飾りに數十金を投じ、腕環に數百金を費やすものも少なからざるなり。

(5)食物　支那人の食物を記述するに當り、先づ世界獨特と稱せらるる支那料理を紹介し次に一般日常の食物を述べ、更らに進んで滿洲の食物に關して說明せんとす。

(イ)支那料理　支那料理は大別して二となす、其の一は飯莊子と稱し、成卓卽ち會席料理にして、其の一は飯館子と稱し、或は成卓式のものあり或は零要卽ち一品料理のものもあり。大都市を除くの外は概ね兩者兼帶の飯館子とす。成卓とは一卓注文にて普通一卓に八人團座して共食するを常法とすれども、日本人ならば十二人一卓にて適當の分量とす、其の一卓の菜種は價格によりて一樣ならざれども、大連、旅順等にて上等の一卓料理なる菜單卽ち獻立二種を示せば左の如し。

▲菜　單(獻立)　(其の一)

四品盤　松花　海蜇　薑絲肉　藕根　香腸　白菜　干貝　菠菜
四南菓　氷糖　青梅　穗冬　藕片
四鮮菓　苹菓　桔子　金餻　福柑
四瓜子　白瓜子　二皿　黑瓜子　二皿

以上卓上飾付

(1)大海碗　紅燒仙海參　(2)小碗　清酢鷄脯　(3)小碗　紅燒干貝　(4)大海碗
黃悶脫骨鷄　(5)小碗　口菜炒鴨片　(6)小碗　清川鷄絲　(7)點心　四色菓一道
(8)每位　杏仁茶　(9)大海碗　鍋燒冬鴨　(10)小碗　煎鯔魚　(11)小碗　包炒三丁
(12)大海碗　拾錦江飯　(13)小碗　糖溜白菜　(14)小碗　拔絲山葯　(15)點心　燒賣
小飽　(16)大碗　控肉　(17)大碗　控鷄　(18)大碗　川三仙　(19)大碗　川丸子　(20)
四皿　小菜　(21)每位　粥飯

▲菜單（其二）

四品盤　鷄絲　髮菜　松花　米蜇　木須貝　蓮根　薑絲肉　哈黃瓜
四南菓　氷糖　無花果　蜜藕　文冬

四鮮果　蘋果　柑子　金糕　香蕉
四瓜子　白瓜子　二皿　黑瓜子　二皿

以上卓上飾付（其二）

(1)大海碗　紅燒三絲魚翅　(2)小碗　燒雞脯　(3)小碗　紅燒蛙貝　(4)大海碗
脫骨肉　(5)小碗　燒蝦仁　(6)小碗　口蘑雞片　(7)點心　小飽四皿　(8)大海碗
川蝦丸　(9)小碗　拌雞絲　(10)小碗　燒鯿魚片　(11)大海碗　八寶飯　(12)小碗
扒絲山玉　(13)小碗　氷糖蓮子　(14)點心　芙容糕一品　政桂如意酥　(15)杏仁茶　一道　(16)大碗　川三片　(17)大碗　清蒸雞　(18)大碗　搓丸子　(19)大碗　釀白菜　(20)粥飯
一道　(21)南小菜　四皿

▼四品盤。支那料理の菜單は成卓といへば、八大碗と四品盤とが中堅にして、前記菜單二種の何れにもある卓上備付の初筆なる四品盤は即ち是れにして四皿とも調味したる冷菜を裝飾的に皿の中に盛り上げたるものにして四冷葷とも稱するなり、此四皿は主客圓卓に著席するや、主人酒を酌み廻ると共に客に對し隨意に箸をつくることを勸む、客は各好む所の物を取りて下酒菜とするものなり▼八大碗。

四冷葷にて開宴し酒三行なる頃ほひ八大碗が順次に運ばるなり其の內、四大碗の間に各二小碗を運ばるるを以つて小碗も合計八碗となるなり。其の外に點心として一回は四色の干菓子と一回は小包とて蒸製の肉入饅頭と前後二回の間食品を出し、又、一回杏仁茶又は蓮子茶など恰も葛湯的の甜汁を出し、將に吃飯に移らんとするとき、前の八大碗の殘部たる四大碗を一時に卓上に排列して吃飯菜に供す。故に一卓八大碗に四冷葷の會席料理となれば、其の品種は卓上飾付品が十六品と本式料理が前後二十種になるを以つて二つとも合せて三十六品とす。之れ普通の上等料理と稱するものなるが、特別鄭重の料理の獻立となれば合計六十四種の料理もありとす。此等六十四種の料理の場合は前後二回に分食す、其の中間休息の時は或は阿片を喫するもあり、或は茶を飲むもあり、前後一二時間暢談歡語して又更らに食卓につくを以つて、一宴席のために七八時間を要するに至るものとす

▼卓上備付品　四品盤より說明をなさんに四品盤とは一盅に二種の料理を體裁よく盛りたるもの、松花とは松花蛋の略語にして、南支那浙江省松花縣の名產なり、鷄卵を二週間計り鹽水に浸し、全體に鹽氣の滲通したる頃之れを取出して石灰の

中に入れ醸酵させしものにして、其の色は黑鼈甲色なり。海蜇とはクラゲにして其の製法は最初生のクラゲを海邊の沙中に埋め海水にて鹽漬にしたるものを引揚げて之れを天日に曝らし乾物として之れを市場に賣るものを、料理屋は買取りて之れを眞水にて數日間鹽出し取揚げて後庖丁にて細く刻み夫れに生酢を掛けて一品の料理として食膳に上ぼすなり。薑絲肉とは鷄を軟かに湯立てたるものを細引きたるものに生薑を細引きて混和し味を付けたるものなり。藕根とは蓮根のことにして蓮根を綺麗に料理し夫れに味をつけたるものなり。香腸とは豚の腸結のことにして南支那廣東の名產なり鍋にて煎り付け味を加へしものなり。白菜は俗に山東菜と稱する程に北支那の名產なり生の白菜を湯出て味を加へしものなり。干貝とは貝の柱を乾したるものを一兩日間眞水に漬けると軟かになるを以て其れに相當の味を加ふるなり。菠菜とは菠薐草のことにして葉を湯出て酢に漬け味を付けたるものなり。以上は四品盤に對する品種の略說なるが四品盤の內容は値段の高下と四季の材料により一樣ならざるなり。次ぎに四南菓とは南支那の菓子といふ意味なり、氷糖とは讀んで字の如く氷砂糖なり、青梅とは

蜜漬にて製したる青梅にして其の色は、何つも變らず青綠色なり、梅は中南部には野生すれども北支那には盆栽の外、野生のものなきなり、穂冬とはザボンの皮を剝其の肉の處を蜜漬にしたるものなり、藕片とは薄く切りて之を蜜漬にしたるものなり。以上の四南菓は酒盃の中に入れ酒に和して飲むと酒に其の味の移りて惡酔せずとなり。次に四鮮菓とは四種の水菓子のことなり、之れは時季により場所により一定せざれど前掲菜單其の一の四鮮菓に付、品種を説明すれば苹菓とは蘋果の略字にして林檎なり、桔子とは橘子の略字にて蜜柑のことなり、金糕とは山査子と稱する果物にて製したる羊羹のことなり、福柑とは福州産の金柑なり、以上の果物を食するは食前にても食後にても固より隨意なるなり。次に四瓜子とは白瓜子二皿と黒瓜子二皿とを稱するなり、白瓜子とは南瓜の種、黒瓜子とは西瓜子の種を鹽煎にしたるものなり、此等の瓜子兒は料理の出る前にも食事中にも隨意に食して差支なきなり、此瓜子兒を食すれば能く油毒を去るといへり▲支那料理の品名と價格　とを左に掲記せんとす、左れど價格は場所と店舗とにより同じからずと知るべし此處の價格は大連に於ける大正七年三月現在なり。

▲大海碗の部　（大正七年三月現在、大連の料理代）

通天燕菜（トンテンエンツアイ）	純粋の燕窩料理なり	十二元
芙蓉燕菜（フーロンエンツアイ）	卵子の白味を下敷した燕窩	八元
通天魚翅（トンテンユイチー）	純粋の鱶鰭料理	六元
鷄絨魚翅（チーコンユイチー）	鷄肉を叩き入れたる鱶鰭料理	四元
十錦魚翅（シイテンユイチー）	色々のもの十種を入れたる鱶鰭料理	四元
芙蓉魚翅（フーロンユイチー）	卵の白味を下敷にしたる鱶鰭料理	三元六角
襍拌魚翅（ツアパンユイチー）	色々のものを雑ぜたる鱶鰭料理	二元六角
三絲魚翅（サンスーユイチー）	絲切にしたる鷄豚及び竹の子を入れたるフカヒレ料理	三元六角
生鷄絲魚翅（ションチースーユイチー）	絲切鷄肉を下敷にしたる鱶鰭料理	四元
桂花魚翅（クニホワユイチー）	卵の黄味を入れたる鱶鰭料理	五元
三仙魚翅（サンシエンユイチー）	鷄イリコ海老若しくは鮑の入りたる鱶鰭料理	四元
鷄抓魚翅（チーチユアユイチー）	鷄肉と鱶鰭を盛りたるもの	五元
紅燒白菜魚翅（フオンシヤオバイツアイユイチー）	白菜を下敷にしたる鱶鰭料理	三元六角

通天海参(清湯)（トンテンハイシエン(チンタン)）	純粋のイリコ料理	二元
紅焼海参（フオンシヤオハイシエン）	醤油少々と豚油を入れていりたるものを紅焼といふ	二元
三絲海参（サンスーハイシエン）	絲切にしたる鶏豚及び竹の子を入れたるイリコ料理	一元六角
三仙海参（サンシエンハイシエン）	鶏、豚、鮑を入れたイリコ料理	一元六角
芙蓉底海参（ソーロンテイハイシエン）	卵の白味を下敷にしたるイリコ	一元六角
蝦子海参（シヤツハイシヤン）	海老の乾卵を入れたるイリコ	二元
洋海参（ヤンハイシエン）	豚のラカン、木の子、卵、フカヒレなどを入れたるイリコ料理	二元
八寶底海参（パーパオテイハイシエン）	豚のラカン、エビ、鶏、木の子、竹の子、豚、貝柱、卵を入れたイリコ	二元
蟹黄海参（シエホワンハイシエン）	蟹を入れたイリコ	二元
烤鴨（カオヤー）	焼きたるアヒル	二元

▲焼鍋の部

八寶火鍋（パーパオフオフ）	豚丸胃、海鼠、鶏肉、貝柱、鮑、支那素麺、エビ、其他二三種	
三鮮火鍋（サンシエンフオコ）	右に同じ	
四喜火鍋（スーシーフオコ）	同上	

拾錦火鍋	同上	
三絲火鍋	同上	
襍拌火鍋	同上	
生鷄火鍋	同上	
菊花火鍋	同上	
素鷄	木の子、竹の子などを混ぜて胡麻豆腐の皮に包み紅燒したるもの	二元
八寶鴨	糯米、豚のラカン、銀杏、木の子、イリコ、竹の子、鷄、蓮根を入れたるアヒル料理	二元
紅燒鴨	アヒルを紅燒したるものなり。	一元六角
糊葱排鴨	葱を入れたるアヒル	二元
凍菜鴨	干したる菜を入れたるアヒル	一元六角
黄燜鷄	鷄の煮付	一元八角
清蒸鴨	丸煮のアヒル	一元二角
松鷄	叩き鷄の汁物	二元
清屯魚肚	魚の腸の汁物	二元二角

蟹黄魚肚	蟹の入れたる魚の腸	二元
高陞魚肚	木の子、竹の子を入れたる魚の腸	一元六角
紅焼魚肚	魚の腸を紅焼したるもの	一元八角
燈籠鮑魚	燈籠形に切りたる鮑	二元
鶏絲洋鮑魚	鶏の絲切を入れたる鑵詰鮑	一元六角
紅焼全家福	イリコ、鮑、竹の子、豚ラカン、魚の軟骨、豚、鶏、木の子、貝柱、海老などを入れて紅焼したるもの	一元八角
八寳飯	蓮實、銀杏、ジャガ芋、青梅、棗、胡桃、瓜子、紅絲を飾りたる飯なり	一元

▲大碗の部

紅焼魚翅	鱶鰭を紅焼したるもの	三元
紅焼海参	イリコを紅焼したるもの	一元
三仙海参	鶏、豚、鮑を入れたるイリコを紅焼したるもの	八角
黄燜鶏	鶏の煮付	一元
控肉	豚の煮付	五角
川丸子	豚を丸めて煮たる汁物	五角

蟹黄魚肚　蟹を入れたる魚の腸　一元

三仙湯　鮑、鶏、イリコを入れたる吸物　四角

▲酒飯類

紹興酒　一角五分

黄酒　一角

清酒　一角

高粱酒　五分

日本酒　一角

木須湯　豚肉、椎茸、竹の子、海老、クラゲを玉子にてとぢたるものなり　一角

玉子湯　右に同じ但しクヅカケなり　一角

片湯　右に同じ但し團子の延し切り入り　一角

格大湯　右に同じ但し細き丸團子入り　一角五分

三鮮格片大湯　鮑、鶏肉、貝柱、椎茸、ナマコ、海老、キクラゲを玉子にてとぢたるものなり　一角五分

▲小碗、小皿の部

紅燒魚翅	鱶鰭を紅燒したるもの	一元二角
紅燒海參	イリコを紅燒したるもの	三角五分
紅燒干貝	貝柱を紅燒したるもの	五角
紅燒魚肚	魚の腸を紅燒したるもの	三角
紅燒四絲	鷄、イリコ、豚のラカン、豚、竹の子を紅燒したるもの	三角五分
紅燒翅絲	鷄、イリコ、豚のラカンを入れたる鱶鰭の紅燒せしもの	五角
炒三仙	鷄、鮑、イリコを油にて熬りたるもの	三角
炒肉絲	豚肉を絲切にしたるものを油にて熬りたるもの	三角
炒鷄絲	鷄肉を絲切にしたるものを油にて熬りたるもの	四角
炒力脊絲	豚の赤肉を絲切にしたるものを油にて熬りたるもの	三角
炒肉片	豚を油にて熬りたるもの	三角
炒鮑魚片	鮑を油にて熬りたるもの	四角
炒玉蘭片	竹の子を油にて熬りたるもの	四角
炒口茉	木の子を油にて熬りたるもの	四角

炒力春片	豚の赤肉を油にて熬りたるもの	三角
炒蜊黄	カキと卵とを油にて熬りたるもの	三角
抓炒魚	魚を油にて熬りたるもの	三角五分
白鍛鶏	鶏にて作る	四角
白鍛肚	豚の腸にて作る	二角五分
焼溜魚	葛をかけたる魚	三角
焼溜魚片	葛を切りたる魚にかけたるもの	三角
焼蝦仁	海老の天ぷらなり	五角
焼鶏肺	鶏の心臓を天ぷらにしたるもの	五角
焼蜊黄	カキの天ぷらなり	三角
炸丸子	豚を丸めた天ぷら	三角
輭炸鶏	骨のない鶏の天ぷら	六角
炸力春	豚の赤肉天ぷら	三角
炸鶏	骨付鶏の天ぷら	五角

清炸力脊（チンチヤリーチー）	麥粉をかけぬ豚の赤肉天ぷら	三角五分
炸鷄針（チヤチーチエン）	鷄のキモの天ぷら	三角
炸溜丸（チヤリユーワン）	豚を丸めたる天ぷらに葛をかけたもの	三角
炸溜力脊（チヤリユーリーチー）	豚の赤肉を天ぷらに葛をかけたるもの	三角
清湯海參（チンタンハイシエン）	イリコの鹽煮吸物	三角
清湯干貝（チンタンカンペイ）	貝柱の鹽煮吸物	三角五分
口茉湯（コウモータン）	木の子の吸物	四角
奶湯鮑魚（ナイタンパオユイ）	白き鮑の吸物	四角
溜鷄片（リユーチーペシン）	葛をかけたる鷄	四角
溜海參（リユーハイシエン）	葛をかけたるイリコ	三角
溜腰花（リユーヤオホワ）	葛をかけたる豚キモなり	三角
溜蝦仁（リユーシヤレン）	葛をかけたる海老	六角
溜蟹黃（リユーシエホワン）	葛をかけたる蟹	四角
溜黃菜（リユーホワンツアイ）	卵、木の子、イリコ、豚のラカンなどを入れたる葛かけもの	三角

滑溜力脊片	竹の子、木の子を入れたる豚の赤肉葛かけ	三角
蝦子海参	海老の卵を入れたるイリコ	四角
南煎丸子	豚に卵をかけて丸め葛かけしもの	三角五分
川三仙	鮑、鶏、イリコを入れたる汁物	三角
川腰花	豚キモの汁物	二角五分
川鶏鴨腰	鶏鴨のキモの汁物	三角五分
口茉川鶏片	木の子を入れたる鶏の汁物	三角五分
十錦丁	色々のもの十種を入れたる汁物	三角
蜜餞白菓	銀杏の飴煮	三角
蜜餞白荷	百合の飴煮	三角五分
蜜餞山葯	山芋の飴煮	三角
蜜餞蓮子	蓮の實の飴煮	四角
蜜餞力脊	豚の赤肉の飴煮	三角五分
蜜餞丸子	丸めたる豚肉の飴煮	三角五分

蜜蒸白荷	百合の飴煮	四角
蜜蒸蓮子	白糖にて作りたる汁物の蓮の實	四角
蜜蒸山葯	白糖にて作りたる汁物の山芋	三角
氷糖蓮子	氷糖にて作りたる蓮實の汁	三角
口月圖	ジヤガ芋、銀杏、百合、落花生、青梅など取り混ぜ砂糖にて作る	三角
八寶菓梗	右と略ぼ同じにて作り方同じからず	三角
蜜汁香蕉	白糖にて作りたる芭蕉の實	三角五分
桂花干貝	豚のラカンと卵を入れたる貝柱	五角
高陞魚肚	木の子、竹の子を入れたる魚の腸	三角
拌鷄絲	胡瓜、カラシなどにてあいた鷄	三角五分
拌三絲	鷄、イリコ、豚を絲切にしたるものをあいたるもの	三角
拌海蜇	クラゲのあい物	二角五分
拌蝦仁	海老のあい物	四角
拌三仙	鮑、鷄、のイリコのあい物	三角

醬鷄	醬油其他にて煮たる鷄	四角
醬肚	醬油其他にて煮たる鷄の腸	二角五分
招油鷄	竹の子を入れて作りたる鷄	二角五分
湯肉片	豚を薄く切りて作りたるもの	三角五分
湯腰片	豚のキモにて作りたるもの	三角五分
高麗肉	豚にて作りたるあまき物	三角五分
高麗松花	卵の白味にて熬り上げたる石灰漬の卵	三角五分
高麗菲菓	卵の白味にて熬り上げたるリンゴ	三角五分
山査澇	山査の實に少しく葛を入れて作りたる汁物	二角五分
葡萄澇	葡萄に少し葛を入れて作りたる汁物	三角
香蕉澇	芭蕉の實に少しく葛を入れて作りたる汁物	三角
鳳梨澇	パイナップルに少し葛を入れて作りたる汁物	三角
洋口茉	鷄、竹の子、豚のラカン少々を入れたる木の子汁物なり	四角
洋海參	鷄の叩き肉の入れたる汁物のイリコ	四角

三仙餃子	イリコ、鮑、豚の入りたる饅頭なり	二角
餃子	豚饅頭なり	一角
鷄絲麵	鷄を絲切にしたるものを入れたる饂飩	一角
肉絲麵	豚を絲切にしたるものを入れたる饂飩	一角
大滷麵	豚の入りたる饂飩	五分
口茉麵	木の子の入りたる饂飩	一角
三仙麵	イリコ、鮑、鷄の入りたる饂飩	一角
火腿麵	豚のラカンの入りたる饂飩	二角
鷄蛋麵	卵の入りたる饂飩	一角
鷄絲炒麵	絲切鷄を熬りて入れたる饂飩	四角
肉絲炒麵	絲切豚を熬りて入れたる饂飩	三角
餛飩	豚を丸めて入れたる汁	一角
乾飯(一卓分)	飯	四角
稀飯(一卓分)	粥	二角

（ロ）一般支那人の常食　支那人の常食は一般に兩頭飯と稱し、午前十時頃と午後五時頃との二食なり。但し農家は日の永くして且つ忙しき夏期に於ては三食するなり。又、中流以上にては兩頭飯以外に於て午前午後一回、點心を間食するなり。點心とは菓子即ち餑々のみならずして、乾菓即ち落花生、胡桃、西瓜、冬瓜の種子、蓮子榛子等の鹽炒り又は砂糖漬や饅頭、餃子、麵等をも稱するなり。故に支那人の常食は飯即ち飯粥と點心とに區別さるるなり。其の主食物たる飯粥は南方の如き米產地は米飯を以つてすれど北方にては區々にして一定せず、直隸省の北部にては麵食と稱して小麥粉の餛飩、蓧麥麵即ち燕麥粉の餛飩を以つて主食物とし或は山東省の如きは甘藷を以つて主食物とせり。副食物は蒸と稱して蒸したるもの、炸と稱して油にて揚げたるもの、煮と稱して水煮にして醬油にて味を付けたるもの燉又は熬と稱して肉類を煮つめて野菜を混加したるもの、燴と稱して煮たる物に薄く葛をかけたるもの、炒と稱して油にて煎つたるもの、熘と稱して油にて煎り葛をかけたるものあり。其の蒸煮燉の三法によりて作られたる汁氣のあるものを湯と稱し、總て火を用ひて作られたる料理を熟菜といひ、火を用ひざる料理を冷菜

さいふ、冷菜には鹹菜即ち鹽漬、醬菜即ち醬油又は味噌にて漬けたるものとの區別あり。其の他、獸類は家畜はもとより野獸に至るまで食すれど、回々教徒は豚を食はず、滿人漢人は牛肉を嗜好せざるなり。鳥類は家禽も野禽も均しく食膳に上ぼせ、魚類は無鱗のものを食せざる迷信あり、彼等の如き惡食民族が左りとは奇異に感ぜらるるなり。蔬菜には日本人と餘り異ならざる種類のものを食し、好んで菌類を賞美せり、又、豆腐を粉條子即ち豆素麵を料理の材料とせり。彼等は料理の調味品として動植物の油、醋、味噌及び生姜、胡椒芥、蕃椒等を用ふ、彼等の用ふる油は回々教徒と蒙古人以外のものは豚油が主なるものにして豆油(大豆油)、蘇子油(荏油)、麻子油(麻實の油)、香油(胡麻の油)を用ひ、就中、多く使用するは豆油にして上等として珍重するは香油なりとす。

(ハ)滿洲在住民の常食　官吏とか豪商とかの食膳には比較的贅澤なる料理を上せらるるも一般住民の常食は極めて單純なるものなり。固より各地方により多少の相違はあるも、多くは高粱にして飯を炊き又は粥を煮るか、包米を粉にし其の粉を揑ねて蒸籠に載せ之れを蒸して黃色なる麵包の如きものを製し、或は其の粉

にて粥を煮て之を食す。以上は何れも主食物にして、副食物としては生野菜ある時は生野菜を、冬期生野菜なき時は乾菜又は鹹菜を豚油又は豆油にて煎り付け、之れに少量の鹽を加へて吸物とし。或は單に生葱若くは生蒜に手製の味噌をつけ之れを嚙みて副食物とす。彼等は一箇月一回の節句、或は神佛の祭禮、冠婚、葬祭等に於て魚肉其の他美味を食するを無上の樂とせり、主食物は高粱、包米の外に麥粉を使用することあり、即ち麥粉にて燒餅又は饅頭、手打麵を製して食するなり、此等麥粉を使用することは贅澤の部類に屬せり、多く商家に於て之れをなすを見るが、農村に至つては常食とするものなく、適〻來客ある時に麵食を供するのみ、又、富豪は往々米食をなすものあれど、甚だ少なし。長春、吉林より哈爾賓、齊々哈爾等愈〻北するに從ひ、高粱及び包米は漸く減少して大豆及び麥等多く產するに至るを以つて其の主食物も南滿各地とは異なり、朝夕は粟粥を食し豆を煮て副食物とし、晝食には俗稱、乾糧即ち外皮は粟粉を揑ね其の中に小豆の煮熟したるものを餡として之れを蒸して食するなり。

(6) **住居**　滿漢人共通の家屋の概要を記さんに、彼等が家屋を新築せんとするや、

先づ風水先生と稱する家相見を招き方位其の他の吉凶を問ひ所謂吉日を擇びて起工するなり。彼等の家屋は市街櫛比の地に於ける商店等を除きては何れも南面して建設するなり。其の建築法は基礎の根掘りをなし俗に山東叩きと稱する三和土卽ち石灰黑土、黃土の三つを等分して混じたるものを根掘りしたる溝に入れて之れを搗き固め地均らして礎石を据え柱を立て柱の上に梁を橫ふ、梁の上に棟木卽ち檁子を、檁子の上に其れと直角に多數の細き丸太の垂木卽ち椽子を釘づけにするなり。斯の如くにして骨組が成り立てば、其の周圍に磚子卽ち煉瓦を積み上ぐるなり。石材の多き地方にては煉瓦の代りに石材を使用し、下流者は坯子と稱する生煉瓦を以つてするなり。屋根は瓦葺、草葺、泥屋根等の區別あり、瓦葺は先づ屋根全體を蔽ふだけの大きさの柳の條にて編みたる柳條杷か若しくは高粱稈を束ねて屋根の上に載せ其の上に土を置きて瓦を葺くなり。草葺は葭や粟稈にて葺きたるものにして農家に多し。泥屋根は屋根を蒲鉾形になし滿洲にては其の上に高粱稈を載せ泥を塗り、多量の鹽を混入したる塗喰にて固むれど每年雨期には手入をなすものとす。以下滿洲に於ける家屋の構造を略記せん。

(イ)中流住家の構造　屋外に衡門あり大門を入れば其の兩側に門房あり、普通物置又は使用人の居所にして、入口の衝き當りに影壁とて土壁あり、表裏に鴻禧又は迎祥等の字を書するを見る。門を入れば、概ね左に折れ左方には客廳あり應接室とす。中門は所謂閭門にして中庭あり之れを院と稱す。南面して堂あり中庭を設く左右は東廂西廡にして其の室には兄弟互に分居せり。父母の居所は上房又は正房と稱し、前面に門あり、中庭に車馬の出入を自在ならしむ。其の他廂房と正房との門の兩側に煉瓦又は土製の煙筒あり、又別に馬小屋あり。

(ロ)農村の住家構造　正房の後院又は中庭に收穫物を貯蓄し、其の廂房には苦力を住せしむ。又、中庭に馬小屋を設く。地方により農村富豪の家屋には馬賊の來襲に備ふるため周圍に墻壁を高くし、四隅に狙擊臺を築けるものあるを見る。

(ハ)商家の構造　商人の店舖と住宅とは各箇各別にせるを本則とせり。尤も微微たる小賣商人に至りては、此區別なきなり。店舖の構造は其の商賣柄によりて固より一定せざれども、普通の店舖は街路に沿ひたる一棟を以つて之れに充つるものとす。店舖の中間には長方形にて幅三尺內外の抽出付の長櫃を列べて商品

を客に示すの用となす。其の長櫃を稱して欄櫃と云ふ。商品は多くは店舗の正面兩側に棚を釣りて其の上に排列す。其の裏面の構造は東西廂房を客室若しくは倉庫とし、其の後室を店員の住居する所とす。但し鉅商に至りては後方に倉庫、物置、若しくは家畜小屋等を設くるものあり。

(ニ)防寒設備　滿洲の家屋の構造は防寒用として炕即ち溫床を設備せり。坑は室の一半に高さ二尺內外にて奥行五尺四五寸より六尺四五寸、長さ一丈乃至八尺四五寸になし、其の上に數人併列して橫臥し得るなり。其の構造は普通煉瓦或は泥煉瓦にて四方より積み上げ、其の中は煙の自由に流通し得る如く火溝を設け、其の焚口は炕の正面に小口を穿ち高粱稈、包米稈或は豆稈、乾草、乾根を燃し、一日朝夕二回に每回十斤內外の燃料を投ずれば、其の一炕は晝夜適當の溫度を保つなり。又、炕が居室の炊灶に接近せしめて築造したるものは、別に燃料を用ひず、其の炊灶の餘焰にて充分に暖を保維さるるなり。此等の炕は室の窓のなき方の一半にあるを普通とすれど、多人數を收容する兵營、寄宿舍、旅宿等にては兩側に設けらる、之れを稱して對坑といふ。對坑の長さは室の幅と同じく奥行は六尺內外にして其

の上に蓆子即ち葦を編みたるアンペラを敷き、中流以上にては毛氈や絨氈を敷けども、下流の者は蓆子の上に煎餅蒲團を展べて寢るなり。此等炕の上に敷く蒲團は上流下流を問はず、同一樣に煎餅蒲團なり。是れ煎餅蒲團ならざれば炕の熱が身體に透らざるを以つてなり。炕の功能は能く暖氣を脊骨に透し全身に滲み渡るを以つて、胃腸の消化力を助くるとなり。又、滿洲に居住する日本婦人が動もすれば腰冷の病を起すに拘らず、支那婦人は其等の疾患なく比較的生殖の旺盛なるは、亦是れが原因の一たるべしとなり。

(ホ)家具　職業其の他貧富により一樣に叙述し難きも、中流の家庭につきて見れば、正房の中間なる一室は應接室にして客廳と稱し、其の室の正面には關帝とか聖王母とかの神佛の掛圖を掲げ、其の前に香爐其の他二三の祭器あり、其の傍に佛壇を奉置し又は祖先の位牌を排列し、其の兩側には置時計又は花瓶等あり。其の室の兩側には畫幅を掲げ室の中間には一脚の方卓と數脚の椅子あり。次に居室は炕の前面なる土間に粗大なる衣櫃二三箇と古びたる木箱若くは皮箱數箇を排列す、又、多少の書籍を積み重ねたる書卓あり。次に厨房は二箇の大鍋を据付け之れ

にて飯も菜も湯も一切間に合はすなり。又、數箇の燒物土器あり飯も菜も之れに盛り、家人各大茶碗を持し之れに飯を移し、菜は一器に盛りたるまゝを家族一同一齊に箸を入れて食ふものとす。廚房具中にて土燒の大甕數箇に味噌と漬物を入れ、漬物は軒下等に置き味噌は庭前に排列せり。次に燈火は大都市の商賈にて電燈あるの地は電燈を以つてすれども亦能く洋燈を使用せり。殊に農村に至れば洋燈を使用するもの殆んど之れなくカンテラ燈を使用せり、其のカンテラ燈には石油を燃料とすれど亦能く豆油を以つてするもあり。

風俗習慣

(1) **產兒**　產兒あれば其の產室には安產の呪禁や其の他、形を紙にて造りたる神樣や金銀紙にて模造したる金錢や馬蹄銀や菓子を供へるを見るなり。產兒生後三日目には洗三と稱し產婆を招きて產湯を浴せしむ、此日は親戚や朋友の中にて最も親密なるもの來りて賀意を表するが、產兒に產湯を浴せしむる前に當りて產婆は來客に對して添盆を請ひ受くるなり。來客は之れに應じて、銅錢を湯の中に

投げ入れて祝辭を述ぶ、湯中には紅白の鷄卵や玩具等を入れ置けり。此洗盆の式が終れば産婆は嬰兒の衣服を脱がしめて産湯を浴せしめ、洗ひ終れば生薑の粉末と艾とを混和したる灸を嬰兒の臍と頸とに据えて衣服を着せるなり。其の着物は男兒なれば紅衣、女兒なれば綠衣を用ゐ女兒には特に脂粉を施すものとす。産後十二日目に至れば煮餑々と稱する肉の入りたる饅頭を産婦に與ふるなり。之れは捻骨縫と稱し胎盤の骨の開きたるを合せるためなりといふ。

(2) 冠● 古は一定したる儀式あり、男子十八歳乃至二十歳に至れば親戚朋友を招待して冠禮即ち元服の披露をなし其の時始めて字を付けたるものなるが、今は廢されて其の禮なく、學堂に入學の際に字を付けるやう一般の風俗となりたり。

(3) 婚●禮● 支那の婚禮には南禮及び北禮の二に分かれたるものなり、即ち南支那に於けるものは南禮にして又、漢禮とも稱し、北禮は北支那地方に行はれ又、旗禮とも稱したるもの、清朝時代に所謂旗人即ち滿洲八旗、漢軍八旗の特殊階級に行はれたるものなるが、今は混淆して判然たる區別をなすを得ずなりたり。 婚禮を行ふのには先づ儀婚(提媒又は作媒ともいふ)とて媒人あり、兩家の父母に之を諮り、其の

議纏れば算命的先生卽ち九星見をして吉凶をトせしめ、吉を得れば(殆んど皆吉を得るなり)婚成る之を合婚といふ。次に大媒者卽ち婚儀主宰者を擇び、又、結婚、結納等の吉日を擇び、愈〻放定卽ち結納の日に至れば、男女の生年月日時辰を婚單又は庚帖と稱する紅箋に書し、布帛豚羊酒菓等の禮物と共に女家に贈る、之を過定禮と稱す、此日、女家に於ては酒肉を供へ祖先を祭り、又、親戚朋友を招き男家の父と會食す。其の日招かれたる親戚朋友は送嫁禮又は針黹之禮と稱して銀錢を女家に贈るものとす。其の後、數日を經て親迎前に男家よりは綵衣數襲を贈る、之れを民人は過大禮といひ旗人は裁衣裳といふ。或は之を金錢に代ふるものもあり。期日に先だち女家にては酒筵を備へ晾轎とて裝飾したる轎輿を門前に置 、次に過嫁妝と稱して女家よりは男家に對し奩儀を贈るや男家の主人盛裝して出で迎へ待つに賓禮を以つてす。婚日に至れば親迎と稱し男は母又は伯叔母と共に車馬又は轎輿に乘りて女家に至る、女家にては一行が到著する前に門扉を閉づ、男家よりの陪迎者は茶葉と双數の銀子を包みし紅紙にて門扉を叩くか若しくは其の紅紙の包みを門内に投ずれば忽ち門扉は開かれ、男は迎ひ入れられ、岳父母に叩頭の禮をな

す。やがて女を轎子に乗せ男之れに續きて別の轎車に乗りて歸る。男家に到れば女家同樣門扉を閉ぢて暫らく入れず、後門開くと爆竹を合圖に門に入れば、庭には盛んに火を活かしたる火鉢あり、女の轎子は之れを乗り越ゆ、其れより男は女よりも一歩先きに下車して、室内に入り、女の轎子の前に墮つるやうになして小弓を三度彎く、之れ煞神の跟來を防ぐてふ古來の儀式なり、次に男は女を室内に導くの順序なるが、其の際馬鞍の下に林檎を入れ置き女をして之れを跨がしむ。女既に室に入れば男は秤の柄を以て女の覆面を取除き茲に始めて男女各其の面相を見る、其れまでは見合もせねば寫眞の交換もせず、偕老同穴の契りは双方の父母によりて取極めらるるなり。其れより男は左に女は右に立ちて共に天地を拜し、祖先の靈位に磕頭す、終りて紅襖を脫ぎ衣服に換へ、花燈燦爛たる伉儷の式場に上るなり。男女愈〻上床して三々九度の喜酒が酌み交はさるる時は男女兩人と媒人の婦人及び親戚の婦人一人二人立會ふのみにて合衾となれば騎馬布と稱する白色の布裯を蒲團の上敷に用ひ處女たるや否やを驗する奇習あり。若し處女と認定さるれば翌日早朝紅旗を門前に立て、然らざるときは之れをなさず。故に女家にて

は吉報如何を案じ、徹夜するものもありといふ。女家にては紅旗の立てあるを見れば男家に至りて祝宴に列すれども、若し之れに反する場合は直ちに離縁さるるを以つて女の兩親は女に迫りて自害せしむるといふが實際は媒人をして圓滿に解決せしむるの策を講じ、女家より打死無論卽ち殺されても差支なしとの證書を入れて大概無事に濟むとなり。又、合衾前に媒人婦人及び一人二人の親戚の婦人は男女兩人に對し餃子卽ち子孫餑々を食せしむ、子孫餑々とは未だ煮ざる生の餃子にして其の中央を紅き木綿絲にて結び付け、男女兩人其の絲を口に咬へたる時、窓外にて親戚なる男の子に生不生と問はしめ男は生と答ふるが、之れ子の生るる緣起を祝ふなりといふ、又、長壽麵と稱して湯餅を食せしむれば其れにて儀式が終るなり。

翌日に至れば夫もあり兒女も揃つたる親戚の婦人卽ち全可人が新婦の顏に香灰爐灰を付けて額の生際の毛やら眉毛をも毛拔きに拔き取り、又、絞臉と稱し顏の毛を一本づつ拔き絲にて擦り切る、之れを開臉とも稱す、夫人卽ち太太となるには必ず之れを行ふ例にして前日の合衾前になすもありとなり。新婦は結婚の翌日

に至れば開箱と稱し、曾て自ら作りたる裁縫編物等を舅姑尊長、姻戚等に獻ずるなり。男家にては此日祖先を祭りて男家の姑嫜は新婦を携て一族親戚やら鄰里親戚やらに挨拶す、親戚にては之れを迎へて銀錢を送る之れを拜儀又は拜儀と稱す、女家にては此日一族の男女各數人男家に至る、之れを吃酒又は親新と稱す。

新婦は四日目又は六日目には回門又は歸安と稱して里歸りをなし、九日目には單九と稱して女家のもの男家の客となり、十八日目には雙九と稱して男家のもの客となり、一箇月後には二度目の里歸りをして旬日若しくは一箇月男家に歸らぬとなり。之れにて婚儀の總ての禮を終るなり。

婚禮其の他の吉事は俗に紅事といひて、紅色の布片を垂れ、紅色の對聯、彩轎彩燈、總て紅色を用ふ、故に親迎に際しては通常彩轎兩乘を用ゐ、鼓樂を前導とし親友は車馬に乘りて陪し、數十の傭人夫は旆旗尊牌を立て盛儀を張り行列す。又贈物は總て二四六八等の對を用ゐ奇數を用ひることを忌む。

昔日の滿洲人は女を掠奪したる風ありしといへど今は殆んど漢人の風俗に等し。唯、納聘の日は男は必らず親ら婦家に至りて婦の父母及び尊長に謁し、婦家は

之れに對して幣帛文繡の類を以つてす、又、滿人は多くは婚書を用ひざる風あり。之れを要するに支那の婚禮は其の儀式繁雜にして雙方ともに夥だしく經費を要するを以つて貧家にて女子が生るれば少なからず當惑して、或る種の罪惡を行なふことあり。又、男子は婚禮の經費を蓄積せんがために、總てを犧牲に供し極端なる金錢の奴隷となり。生命と金錢と何れが重きやを疑はしむるに至るなり。

(ト)葬儀　病人なり老衰者が今息を引取る際には剃頭的即ち理髪人をして辮髮の周圍及び顏を剃り、死すれば直ちに門外に於て紙製の轎を燒き門に白紙にて製したる紙錢をかけ門扉には制の一字を書したる白紙を貼り守制即ち忌中の意味を表示し、又、不領帖と書したる白紙を貼り忌中なれば酒食の招待を受けずと告示し、死人には新衣を著せて床中に横へ家族一同白色の喪服に著換へて痛哭の聲を放ち又、其の村の土地廟及び他の廟寺に至りて一日一回乃至三回づつ都合三日間報廟し、神佛に其の死を告げ死人の復活を請うて神祐を祈るなり。若し父死せしなれば白色の帶を左肩に母死したれば之れを右肩に懸くるなり。其れと共に一方に於ては算命的先生即ち陰陽師を招きて死人の生年月日時と死亡の年月日時

とにより殃日、出殯、入殮の日を判斷せしめ總ての儀式擧行の日を決定して納棺す。棺は果松卽ち朝鮮五葉松、或は杉松卽ち我が唐檜、白檜にて作るを最良とし楡、柳、雜木にて作るを下等とす。棺は船形の寢棺にして板の厚さ四五寸乃至六七寸に達し蓋は挿込にて上等のものは漆塗りとす。其の納棺の際は僧徒或は道士を招じて讀經せしめ終りて遺愛の物品と外に墊背錢と稱し死人の年齡だけの銅錢を屍體と共に入るるなり。

入殮後の靈柩は正房に安置し、別に中庭にアンペラを以つて葬儀用の假建物を建て其の中に月臺を築き靈位を安置し、其の前に供物を並べ一般の弔客をして磕頭の禮をなさしむ。殯葬は一日乃至三四日以內なるが或は一箇月乃至三箇月或は一年に至るものもあり。愈て送葬せんとすれば其の前夜大に哭して棺を中堂より外屋に遷す之れを遷といふ、旣にして送葬の日となれば六人乃至十六人多きは三四十人の擡夫棺木を擔うて出で鼓樂者數人前導し、紙製の童男童女牛馬の僞殉者棺に前後し、其の間に白地の旗幟數十を押立て棺後に喪家の男女喪服にて靈位を捧じ哭泣しつつ人に擁せられ、親戚朋友之れに從ふ。其の行列中、時々爆竹を

放ちて惡魔を拂ひつつ徐々に墓地に至るなり。途中若し死人の親友親戚等の家あらば棺を止め喪家の人跪座一拜して過ぐるなり。棺が墓地に至れば其處に安置し墳上に土を蔽うて圓墳とす、又、特に石槨を作りて收むるものあり、富豪若しくは官位あるものは棺を墳墓に送る前に當りて祀土と稱し、曾て武官たりし地方人を請じて山神を祭る。

又送葬の日、家中の人悉く送葬する時に當りては、豫め一人の道士か陰陽師を請じて、銅鐘を打ち室内殘る隈なく走り廻り、口に咒語を念じ室中死人の處に至りて停止し燒香す。之れを淨宅といひ、其の人を名づけて取黑手といふ。其の他、地方によりては、葬儀の際、棺上に鷄を置きて惡鬼の死人を奪ふを防ぐあり。或は殯後一人ありて手に五穀を取り室に散布し爆竹を放ちて逢凶化士と稱して家を淨むるもあり。

埋棺後第一日には道士をして讀經せしめ家族一同喪服にて親戚友人と共に靈前に禮拜して泣哭す、之れを開吊と稱す。第二日は出棚と稱し道士をして讀經せしめ、第三日目には墓前にて紙錢を燒き、三十五日目には傘を燒き、六十日目には紙

船及び紙橋を燒き百日目には封筒の表に子孫の名を記載し爆錠及び紙鏝を其の封筒の內に入れ外にて燒き捨て之れにて第一期の喪を終る。第一期の喪を終れば青布の袍掛をつけ初めて門を出て又爾後の服喪期間中は官吏が衙門に出勤するときは青布の袍掛をつけ又、喪中の辮髮は辮糸も靴も白色のものを用ふることとなり居りたるが、今は之れに拘束されず必らずしも服喪令の形式を重んぜざるが如し。

尊屬親に對する葬儀は上述の如く頗る鄭重を極めたるものなるが、卑族親殊に十歲以下の小兒に對しては其の死屍を原野や山麓に捨て、鳥獸の餌食となして顧みざる風あり。

又、滿洲地內、與安嶺及び横道河子等の僻地に在りては、今も尙ほ父死すとも子は喪服をつけず木桶內に死屍を入れ縛するに荒繩を以つてし、四人にて之れを擡げ野に埋め其子哭惜するにすぎざるなり。其の他、賓州地方の滿人は人死して三四日を經過せば卽ち葬り、地に穴を掘らず磚瓦石等を以つて槨を作り僅かに地下に一尺位を穿ち棺を据え、少しく土を蔽ふのみ、若し數日にして風雨のために蔽土潰

るることもあるも之れが土を覆ふことをせず。數年にして屍骨未だ朽ちざるときは、春秋其の墓に至りて供獻し、屍骨全く朽ち其の墓の辨せられざるに至りてやむといふ。

年中行事

各地方によりて異なり固より一定せざれど、滿洲に於て普通一般に行はるる概要を記さんとす。

(1) 正月(陰暦なり以下同じ) 除夜より寢ねず、午前零時に至れば、各家齊しく爆竹を放ち諸神を拜し祖先を祭り、一家團欒して餃子其の他の美食して天明に至る、朝、堂門を出づる時は必らず吉方に向ひ喜神を迎へて後、屋内に入る、此日、皆、新衣を著け、新帽を戴き、新鞋を穿ちて神廟に詣づ、又、門の左右には春聯と稱し、吉慶に因める對句を赤紙に大書して貼り付け、入口には吉星高照とか又、門に對したる門外の壁などには出門見喜とかの字句を赤紙に書きて貼り付け、農家にては特に中庭に長竿を樹て其の頂きに松の枝を綑り付くるもあり。年賀は概ね元日は近隣同族の家に至り、二日は母方、三日は妻の家に至り、其の餘暇に友人の家に至るを常とするが、廻禮の客は門戸の隙間より名刺を投じ、餘程親しき間柄にあらざれば屋内に入らぬなり。

元日より五日間は下等勞働者は勿論、官廳を始め郵便、電信、鐵道、海關の如きものすら一般に休業す。又、五日間は飯を炊かず料理を作らず故に五日間の飲食物は年の暮に總て用意し置くなり。元日には家內中、餑々を食ふことになり居れるが、其の餑々の中に銅貨一枚を入れたるものを一箇作り置き、之れを食ひ當てたるものは其の年は幸運なりといふ▼二日　黎明に天神地祇を祭り爆竹を放ち附近の財神廟に詣づ▼三日　二日と同じ▼四日　以後二十五日に至る間親戚朋友を招待して饗應す▼五日　此日は破五と稱し婦女初めて針を執つて裁縫す▼六日　一般商家は此日を以つて賣初めをなす▼七日　此日を人日と稱す、人日は七日は二十歲以下、十七日は五十歲以下、二十七日は六十歲以下とし、其等の各日天氣晴朗ならば喜、風冷かならば災ありとせり▼九日　道教の所謂玉皇帝の誕生日にして商民何れも廟に至りて拜す▼十日　此日は穀日と稱し必ず粟飯を食す。

(2)元宵節　正月十五日は上元又は元宵節と稱し俗に燈節といふ、各神及び祖先を祭り戶每に彩燈を掲げ元宵糕と名づくる白玉團子に蜜をかけたものを食ふ習慣あり、各地の青年は龍燈、彩船、高脚等の戲をなし市中を練り歩るく、之れを唱秧歌

といふ、此夜に限り各家の婦女は出遊して燈を見るを許さるるなり。

(3)會神仙　正月十八日は會神仙と稱し、神仙に見拜するため千山の無量觀に參詣するもの多し。

(4)龍封日　正月二十五日は龍封日と稱し、門口に蒜を懸け小兒女は五彩の布を帶びて天然痘にかかるを避くるの日とす。又、皆合菜を食ひ豐年を祈る。農村にては此日倉庫を祭るの風あり、又、添倉と稱し平常購買する糧米店より注文をせずとも五穀を送り來る處もありといふ。

(5)花朝(龍擡頭)　二月二日は龍擡頭又は花朝と稱す。一陽來復し今まで蟄伏せる龍も頭を擡げ出す日なり。此日は豚の頭及び饅頭を食ひ、男女共龍王廟に燒香跪拜し、夜は蠟を點ず。婦女は此日に於て裁縫をなすことを忌む。

(6)蟠桃會　三月三日は蟠桃會と稱し西王母を祀りし蟠桃會若しくは壽神の廟に詣でて長壽を禱る。

(7)清明節　三月初旬の或る日を清明節と稱す、各地城のある處にては城隍神を祭り、又、縣官出でて孤魂を祭る。清明前一日を寒食といひ、昔、晉の介子推焚死の日

ひ、家内にては酒宴を催す。

とて火を焼くを禁す、清明節には各家祖宗の墓地に至り、紙錢を焼き磕頭の禮を行

(8) 釋迦誕生日　四月八日は釋迦の誕生日とて佛教信者は佛寺に至りて拜す。

(9) 海神誕生日　四月十八日は海神の誕生日にして二十日に至るまでを娘々神聖會と稱し、各地娘々廟にては祭祀ありて演劇をなす。

(10) 取引決濟期　五月一日より五日までは商工業者及び勞働者は概ね休業し、諸取引の決濟をなす期節とせり、此取引決濟終れば親戚、友人、隣保、取引先等の間に季節相應の贈物を交換し、又相互に饗應をなす。

(11) 端午節　五月五日は端午節と稱し、諸神を祭り祖先を祀り爆竹を放ちて酒筵をなすこと正月の如し、卽ち端午節は正月と八月十五日と所謂三大節の一なり。此日は門戸に蒲艾を挿み粽子を食し鍾馗の畫像を貼り、五毒酒と稱し毒蟲の害を避けるために雄黃酒を飮む。婦女は綵絲を以つて小袋を作り髮を覆ひ、又布を以つて小虎を作り兒女に與へて除災の意となす。

(12) 關帝廟祭　關帝廟は又、老爺廟とも稱し六月二十四日を祭日とす、關帝廟は武

人は軍神として尊び商估は財神として崇ぶ、祭日には皆廟に至りて禮拜し、家には關帝の畫像を貼り酒肉を獻じ、夜は例により紙錢を燒く。

(13) 七夕の節　七月七日は七夕の節にして織女渡河の日なり、女兒は裁縫の上達を祈るため水盤に水を入れ、高粱の穗の針の如き細絲を採りて水に浮べ、其の影が細き時は上達の見込あり、太きときは見込なしと言慣はせり、又、女兒は夜間に至れば女神を祭る。

(14) 中元節　七月十五日は中元節にして各家に於て祖先の靈前に供物を飾り祖先を祀り門には提燈を揭げ寺院に詣でて紙錢を燒き香を焚きて禮拜す、又、各城にては城隍廟と無主の孤魂を祭る。

(15) 仲秋節　八月十五日は仲秋節にして支那に於ける三大節の一なり、諸神及び祖先を祭り、爆竹を放ち酒筵をなす、又、取引決濟期なるを以つて贈答及び饗應をなす、各家には月や兎などの畫を貼り付け、月餅と稱し徑三寸乃至五寸位、厚さ四五分の太鼓形の餡入りの菓子を神に供へ人々亦之れを食ふ。

(16) 重陽節　九月九日は重陽節と稱す、此日は登高とて高きに登り豚を殺して美

食す。

(17)祖先祭　十月一日は清明節及び七月十五日と同じく墓地に至りて紙錢を燒きて祖先を祭る。

(18)冬至　十一月に至りて冬至となれば此日は夜間に迨んで祖先や諸神を祭りて美食す、名づけて蒸冬又は蒸食といふ。

(19)臘八兒粥　十二月八日を臘八兒粥といふ、米、麥、栗、蓮の實等八種のものにて炊きたる粥を神佛に供へ又之れを食ふ。此日は煤拂ひをする日にして若し之れを怠れば目が潰れるといふ。

(20)灶神祭　十二月二十三日は灶神とて竈の神の祭日なり。相傳ふ、此日灶神上天して人間界の善惡一切を上帝に告ぐ、上帝は之れによりて賞罰を行ふ。故に祭壇を設け供物を列べ、大に贈賄して神慮に媚びざるべからずとなす。此日は一切焚火を禁じて屋內を燻らせず、夜に至れば灶神の像を祭り灶神を拜して爆竹を放ち灶神の口に糖瓜兒てふ菓子を摩擦し其の飴を舐らすにより、希くば上帝の面前に至り我が善事のみを告げ惡事を語る勿れと禱りの言を述べ、後、灶神像を燒き捨

て大晦日に至りて新しきものに換ふ。又、此日を小過年と稱す。

(21) 除日 十二月大晦日を除日といふ。拂曉、各神像や祖先の靈前に供物を獻じ燭を點じ香を焚き午前六時に至れば茶酒を供し祭神の式ふ行ふ。午後に至れば子弟や婦女に菓子其の他の物を與へ、又、歳錢と稱じ金錢を分に應じて與ふ。夜に至れば一家相集りて飮食し終夜就寢せず、此日終日爆竹を放ち夜は點燭して親友近隣互に賀を交ふ、之れを辭歳といふ。

以上列記したる年中行事の外、孔子祭、東嶽祭、藥王祭等ありて盛大なる祭典をなすものあり。參拜者遠くより至るものあれど地方的にして一般的ならず、故に略記したる次第なり。

地方各縣の概況

滿洲に於ける行政組織の單位は縣なるを以つて其等各縣に於ける狀態を知るの要あり。然れども資料完備せざるを以つて或は缺如せるものあり。卽ち最近

新縣治を設けたる吉林省の物利縣の如き、或は黑龍江省の新縣治たる龍門、綏楞、通北、泰來、漠河等の諸縣の如き是れにして、他一般の縣治は關東都督府其の他の調査材料により勉めて正確を期し、梗況を記述することとせり。

(一) 奉天省

(1) 瀋陽縣　東は撫順縣に、西は新民縣に、南は遼陽縣に、北は鐵嶺縣に境し。南滿の中心たる奉天を其の所在地とす。面積東西二十三里、南北二十一里にして二百二方里あり。耕地十七萬五千百三十天地にして、荒地三千八百三天地あり。戸數十三萬七千八百十戸にして、人口六十四萬五千五百五十九人、其の中、日本人の戸數千九百五十九戸、人口七千三百三人、朝鮮人十三戸にして百九人、支那人十三萬五千八百戸、六十三萬八千三十八人、外國人三十八戸、百九人なり▼宗教々育　奉天を縣所在地とせるを以つて教育中々に發達し、高等專門學校六、女子專門學校二、其の他中學校、高等小學校二十四、小學校四百三十八あり。宗教は天主教、回々教、耶蘇教等にして外に廟宇として聖廟、寺庵等あり▼氣溫　攝氏にて最高三十七度最低零下

二十七度二なり▼農産物　高粱卽ち蜀黍、粟、大豆等を主とし小麥、陸稻、大麥、包米卽ち玉蜀黍、黍、水稻等次第あり▼製造品　小麥粉、豆粕、豆油、燒酒、豆素麵、香油卽ち胡麻油等なり▼燃料　薪炭、高粱稈、包米稈、粟稈、石炭等なり▼特産物　棉花、葉煙草、苣麻、狗猫皮等を重なるものとす▼通貨　硬貨としては元寶銀、銀元(大小洋錢)銅元、銅錢等にして內、元寶銀は大取引に洋錢は小取引に使用せらる。紙幣としては東三省官銀號、黑龍江省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行、中國銀行等より發行する各票(銀券)なり。外國紙幣としては日本紙幣、同補助貨幣、正金銀行並に朝鮮銀行券を主なるものとす▼沿革　前漢時代には候城縣と稱し、遼東郡に屬し、後漢時代に至りては新城となり、卽ち後漢の初めに於て高句驪縣治は依然今の興京老城附近に在りしことは、王莽時代に於ける高句麗國の疆域が尙、佟佳江流域の外に出ざりしに見るも明かなるが、高句麗の勢力漸く加はるに及び、先づ西方、玄菟郡を侵略したるを以つて縣治も永く舊地に留るを許さざりき。卽ち高句麗民族が其領土を擴張するや、其の東方にあるものは濊貊沃沮等にして彼等と同種の民族なれば、之れを征討して服從せしむる易々たるものありしも。其の西方にあるものは、玄菟、遼東二

部に屬する漢民族にして、然も光武帝の對外平和政策先づ其の效を奏し、ついで明。章。和。三帝の世に於て漢廷の兵威大に西北二方面に發揚したるがため、高句麗は後漢の前半期約八十年の間は漢廷に對して概ね從順なりき。然るに和帝の晩年名將班超死してより漢の兵威振はずなれり、之れに反して高句麗には英邁勇武の主太祖大王宮(西紀五三年)出でしを以つて南滿洲の平和は破壞され、漢の領土は其の統治權の行使に支障を來し、玄菟、遼東の二郡は頻々として高句麗の侵略を受くるに至りぬ。今、其の著るしきものを擧ぐれは、和帝の元興元年(西紀一〇五年)には高句麗の兵、遼東郡に入りて六縣の地を寇掠し、安帝の永初五年(一一一年)には高句麗使を遣はして玄菟郡の屬國たらんことを乞ひたりしに拘らず、元初五年(一一八年)には濊貊と共に來つて玄菟郡を侵掠せり。建光元年(一二一年)の春に至るや、玄菟、遼東二郡に攻め入り城廓を焚きて二千餘人を殺傷せり、其の夏又遼東の鮮卑と共に深く遼隊まで入りて其の吏民を殺掠し、終に遼東太守蔡諷を新昌に殺し、其の秋に至りて玄菟城即ち玄菟郡治を圍みしが幸ひにも夫餘の兵來りて漢軍を助けしを以つて高句麗大敗して東に還れり。其の遼隊、新昌等の諸城は今の遼陽の

西に當りて渾河の下流域に在りたるものなるが故に、以上の事實は少くとも西紀一〇五年より一二一年に至るの間に於て行はれしものにして高句麗の侵掠は殆んど渾河の全流域に及びたるなり。是の時に當り、玄菟郡治たる高句麗縣治は今の興京老城附近を棄て遙かに西方に遷りて其の侵略を避けたるもの。於是乎高句麗民族代つて蘇子河流域を占領し、之れを第二の根據地として斯の如く大規模の侵略をなしたるものなり。魏志東夷傳、東沃沮の條に、漢の武帝始建の玄菟城が高句麗の西北に移りしことを記し、次に今所謂玄菟故府也と解說せり、是れ卽ち三國時代に於ては今の興京老城附近に在りし高句麗縣城を玄菟の故府卽ち玄菟郡の舊治と稱したるものにして、當時別に玄菟の新府卽ち玄菟郡の新治の存在せしことを證明するものなり、此新治は卽ち建光元年以前に興京老城附近より移りし所にして今の奉天なりと云ふ。其の三國時代は勿論、已に後漢の世に在りても高句麗縣城の名を用ひずして、專ら之れを玄菟城と稱せしは、高句麗國の盛大となるに及んで彼此の混同を避けんがためなり。其の後西晉の初卽ち西紀二七六年以前に於て高句麗は、今の奉天附近に至るまで、其の領土を擴張し、西境の重鎭として

新城を築きたり。即ち西川王七年(西紀二七六年)及び十九年(二八八年)に王は新城に赴き數箇月間滯在したることあり。又、烽上王二年(二九三年)慕容廆來り侵すや、王は難を新城に避けんとしたるに、廆に追撃されて其の身危かりし時、新城の軍、北部の小兄なる高奴子來りて王を救ひ廆は敗れ歸れり。同じき五年高奴子を以つて新城の太守に任じたり。新城は玄菟郡治に近く、概ね今の奉天の東にありしなるべしと云ふ。其の後、建興三年(西紀三一五年)に於ける高句麗の攻撃は玄菟郡を覆沒し、其の領域の西境は開原、奉天等の西なる遼河に達したり。次いで東晉の初め西紀三一七年より三七〇年まで、所謂前燕時代に於ける高句麗の領域は、其の西境の如き大に退縮し玄菟郡の故地は前燕に奪取さるるに至りたり。即ち東は日本海に臨み、北は長白山脈の支脈摩天嶺等を以つて北沃沮と隣り、松花江と鴨綠、佟佳、兩江との分水嶺山脈を以て、夫餘の故地に連なり、西は興京の西境及び邊柵を以つて燕國に接し、南は九連城と寬甸との間なる山地を以つて前燕國に、慈悲領を以つて、百濟國に、鐵嶺を以つて濊貊に接したり。更らに西紀三七一年より三八四年まで即ち前秦時代に於ては遼東、玄菟二郡の地は、前燕に代つて前秦之れを領したる

程に、高句麗の領域は前代に於けるものと殆んど大差なく。西紀三八五年より四〇八年まで即ち後燕時代に於ては、元興元年(四〇二年)高句麗の軍は遼河を越え遙かに今の廣寧即ち宿軍に攻め入りて後燕の平州刺史を走らし、之れと前後して遼東城即ち遼東郡治を占領し、玄菟城即ち玄菟郡治亦之れに先ちて高句麗の有となれり。義熙元年(四〇五年)には後燕王親から兵を率ゐて遼東城を圍み、翌年深く進んで今の興京と撫順の間なる木底城を攻めしが共に拔く能はずして還れり。要するに西紀四〇〇年前後に於ける高句麗の領域は西は遼河を以つて後燕國に接し、北は松花江と鴨綠、佟佳、兩江の分水嶺山脈を以つて夫餘の故地に接し、長白山脈を以つて挹婁の地に連なり、東は豆滿江口より江陵以南に至るまでの日本海に面し、南は臨津江左右の地を以つて百濟と竹嶺、三陟間の山地を以つて新羅と隣するに至れり。次に北燕時代即ち西紀四〇九年より四三六年までの間に於ける高句麗の領域は前代と異なるなく。四三七年より四八〇年前後に於ける後魏時代に於て高句麗領域は南は振威、安城、鎭川、淸安、延豐等の南境を以つて百濟國に接し、烏嶺、竹嶺を經て、白福嶺附近に至るの一線を以つて新羅國と界し、東は豆滿江口より

江陵、三陟二城の間に至るまでの日本海に臨み、西は遼河を以つて後魏國に隣り、北は今の邊柵及び松花、佟佳、兩江の分水嶺山脈を以つて夫餘の故地に、長白山を以つて勿吉即ち前代の挹婁に連りたり。唯其れ此に遼東と夫餘との關係を記さざるべからざるものあり。夫餘は西紀三四六年前燕王に滅ぼされし以後、之れを其の領域中に編入せず、土豪の割據するに任かせたりしが、高句麗の文咨王三年に舉國來り降りたるなり。尤も輝發河上流域即ち南蘇城所在地附近が、高句麗に屬したりしことは、前燕時代と異ることなきなり。其の後に至り、北周時代を終るまでの間、即ち五八一年までの間に於いて、高句麗の領域は東、北、西の三方面に於て前代と同じなれども其の南境を記さんに東は咸興附近を起點とし、西南、平安、黄海の二道の東境に沿ひ、新溪附近より西に轉じ豐川附近に達したるなり。次いで隋唐に至るや、其の遠征軍は新城に於て高句麗と數次交戰したるなり。流石に隆盛を極めたる高句麗も唐の乾封二年(西紀六六七年)に及んでは槿花一朝の榮を嘆ぜざるを得ざりき。即ち西紀六六七年、唐の李世勣が高句麗を攻めんとするに當り、新城は遼東城より北、渤海の國都に通ずる路上に在りて高句麗西邊の要地なり。苟くも

之れを陷落せば、他の諸城を下すこと、掌を指すが如きのみと。城の西南なる山に陣して烈しく高句麗兵を脅かし、遂に新城を攻め滅ぼしぬ。新城とは今の奉天附近にありしものなり。唐、既に高句麗を平げ此地に安東都護府を置き、之れを統べしむるに至れり。後、渤海起るに及び府城の東方なる東平山を保ちて之れに據りしが終に封ぜられて渤海郡王となれり、此時渤海は五京十五府六十二州を置き、此地を定瀋二州とし定理府を開きしが、遼に及んで瀋州と稱し治所を樂郊縣といひ、巖州、靈源二縣を統べしめ、以つて東京に隷せしめたり。後、金代となるや、東京に隷せしめ、瀋州と稱し治所を樂郊縣といひたれども、其の屬縣を章義縣、遼濱縣、挹樓縣、雙城縣となせり。元代に至りては瀋陽路と稱し、瀋州等路安撫高麗軍民總管府を置き、明代に至りては、今の遼陽に遼陽都指揮使司を置き、二十五衞、二州を統べしめ、今の奉天の地は瀋陽中衞地にして蒲河、撫順二千戸所を治せしむ。淸に及んで天命十年都を此に遷し、天聰八年盛京と名づく、順治元年更らに都を北京に定むるや、盛京を留都となし、同十四年奉天府を設く、康熙六年に至りては承德縣を設け、雍正七年直隷州となし、乾隆七年更らに改めて縣となす、宣統三年二月奉天府に廢合し、

民國二年府を廢し、瀋陽縣と改稱す▼縣城　奉天附近には滿洲朝祖先の寢陵地存在するを以つて愛親覺羅氏の仁宗皇帝（一七九六―一八二〇）に至る歷代皇帝の生存中、一度は必らず其の祖先の寢陵を參拜するため此に巡幸するを常とせり。奉天は瀋河の谷地にあるを以つて其の附近の地味肥沃人口稠密にして北滿州より南支那本部に達する大道に沿ふ。滿州の都市中、實に第一にして、名官公衙、學校及び廟宇等頗る多く市の中央に黃色に彩れる墻壁を繞らしたる宮殿あり、其の中に愛親覺羅氏の始祖努兒哈赤の用ひたる履物、佩囊等を藏せり。城内は煉瓦の壁を以つてし周圍五千米あり、四面に各二門あり、外廓は泥を以つて積み上げたる塀にして泥城と稱す、周圍一萬六千米あり、四面に各二門を設く、市内熱鬧を極む、此地は商業地にあらざるも東三省政治の中心なるが故に物資の集散亦甚だ多し。戶數二萬九千四百三十六、人口十七萬一千三百五と註せらる。

(2)撫順縣　東は興京縣に西は瀋陽縣に接し、南は本溪縣に北は鐵嶺縣に境す、東西十七里にして南北十四里餘、百八十二方里あり。耕地は三萬八千八百十六天地にして荒地は百九十三天地なるが其の荒地は總て開墾中なり。戶數二萬七千八

百八十、人口十一萬八千二百七十三人にして其の内譯は日本人千七百九十七戸、六千七百八十五人、朝鮮人八戸四十九人、支那人二萬六千八十戸、十一萬一千四百三十九人なり▼宗教教育　縣城に縣立高等小學校、同初等小學校、同乙種蠶業學校あり、部落に十五の小學校あり。宗教は天主教、耶蘇教、關帝廟等あり▼氣溫　攝氏にて最高三十七度最低零下二十七度二なり▼農産物　高粱即ち蜀黍、大豆、粟、包米即ち玉蜀黍を主もなるものとして水稻、大麥等を産す▼特産物　柞蠶繭、同製絲を主なるものとして少額の麻及び棉花等あり▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒、豆素麵醬油等なり▼燃料　石炭、薪炭、高粱稈を主として包米稈をも使用せり▼鑛物　石炭鑛あり其所在地は千金寨、小瓢屯打連硐子、石門塞、土門子等なり▼通貨　從來は大小洋錢を主とせしも民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、及び交通銀行より發行する各票の流通漸く多きを加へ、又、土地の銀行並に資産の發行する札票も其の他及び其の附近に限り流通す。外國貨幣は日本紙幣、同補助貨、正金銀行並に朝鮮銀行券を重なるものとす▼沿革　明代に於ては滿洲人に對する防備の要區にして瀋陽の中街たり(瀋陽とは瀋河の南の義)康熙三年承德縣を設くるや、同二十九年

防禦四人を設けて撫順に駐屯せしむ、光緒二十八年興仁縣を增設し之れに屬せしむ、同三十四年五月に至り興仁縣を廢するに及び、新に撫順縣を置きたり▼縣城縣所在地は縣名と同一にして縣衙を始め、其の附屬官署、商務分會、大悲寺、各學校等あり、商業は頗る盛んにして此地の所謂生命とも云ふべきは石炭なるが農作物の集散も亦少なからず。

(3)遼陽縣　東は本溪縣に西は太子河の西、大駱駝背、長林子以西の渾河に至る、南は岫巖縣に北は瀋陽縣に接す、東西二十里弱、南北二十五里、二百六十七方里なり。耕地は二十一萬二百七十二天地にして荒地は一萬八千九百八十七天地あり、荒地中開墾著手のものは八百十天地あり。戶數は十二萬一千五百十九にして人口七十二萬一千二十三人あり其の內譯は日本人千五十七戶、三千五百十八人、朝鮮人一戶一人、支那人十二萬四百五十一戶、七十一萬七千四百六十八人、外國人十戶、四十四人なり▼宗教々育　官公立小學校六、官立女子師範學校一あり。宗教は佛教、天主教、耶蘇教にして天主教最も多し▼氣溫　攝氏にて最高三十五度、最低零下二十五度八なり▼農產物　大豆、高粱、粟を主とし大麥、陸稻、小麥、包米之れに次ぐ其の他、黍、蕎

麥等甚だ少なし▼特産物　菁麻、棉花、柞蠶繭、綿、柞蠶製絲等とす、▼製造品　豆粕、小麥粉、豆油、燒酒、豆素麵等にして味噌、醬油をも產す▼燃料　石炭、薪炭、高粱稈等にして包米稈は少なし▼鑛物　尾明山、大楡溝、蛤蟆、蘆家屯、張家溝等の炭坑あり、石炭の產地として有名なり▼通貨　硬貨は元寶銀、銀元、銅元、銅錢等にして元寶銀は大取引に洋錢は小取引に使用さる。紙幣は東三省官銀號、中國銀行、交通銀行、奉天興業總銀行、黑龍江官銀號等の發行に係るものにして東三省官銀號票最も汎く使用さる。外國貨幣は日本紙幣、同補助貨幣、正金銀行及び朝鮮銀行票とす▼沿革　戰國時代の燕國が襄平とし秦の時に遼東郡を置き西漢に至り遼陽縣を設て遼陽郡に屬せしが東漢の時改めて襄平縣として元菟郡に屬せしめ更に晉に至り元菟を省き襄平に入る、魏の時代には高句麗に屬し漢晉置く所のもの漸く湮滅す、後、唐起るに及び高句麗を平て遼州を置き安東都護府の下に隷せしむ、其後、渤海國起るに及び東平郡に屬せられ、遼に至つて遼陽の故城に東平郡を建て南京と稱せしが後、改めて東京となし同時に遼陽府とし、遼陽、仙鄉等の九縣を轄べしめ、金に至りて南京と改められしが又、舊の如く東京と改稱し、其の治所を遼陽縣といひ、鶴野、宜豐、石城

の三縣を統べたり。元代に至りて遼陽等處行中書省をして七路、一府、十二州、十縣を統べしめ、別に遼陽路に此地を置きて遼陽一縣、蓋懿二州を領せしめたり。明代に及び遼東都指揮使司を置き、二十五衞、二州を領せしめ、都司の治むる所を岑遠とし左右前後の四衞を置きたり。清代に及び順治十年改めて遼陽府を設け遼陽、海城二縣を統べしめ十四年同府を割き、康熙四年遼陽縣を改めて遼陽州となし、以つて奉天府に屬せしめ、民國二年又縣に復す▼縣城　縣所在地は縣名と同一にして縣衙其の他の附屬官署及び交涉局、硝礦分局、中等、初等學校あり、主要物產は大豆、雜穀、豆油等にして以前は大半、太子河沿岸より水運を以つて直接營口に移出したるが、鐵道開通以來は大連其の他各方面への輸出漸次增加し來り水運年々減少せり。戶數五千、人口四萬一千三百六十六人なり。

(4)海城縣　東は岫巖縣に西は盤山縣に接し南は蓋平縣に北は遼陽縣に境す、東西二十五里南北十七里餘、百八十方里あり。耕地は十七萬三千七百四十一天地にして荒地は五千六百二十五天地なるが荒地中四千三百二十五天地は開墾著手中なり。戶數八萬四千七百八十三にして人口五十五萬二千三百七十六人なるが其

内譯は日本人百十戸、四百八人、支那人八萬四千六百六十八戸、五十五萬一千九百六十八人、外國人五戸、八人なり ▼宗教々育　官公立小學校三百三十二、中學校、師範學校各一あり。宗教は天主教、耶蘇教等にして就中、耶蘇教盛んなり ▼氣溫　攝氏にて最高三十五度、最低零下二十五度八なり ▼農産物　高粱、粟、大豆、小麥、陸稻等重なるものにし大麥、黍、包米、水稻等之れに次ぐ ▼特産物　柞蠶繭を重なるものとして靑麻、麻等をも産出す ▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、豆素麵、鹽等なり ▼燃料　高粱稈を主として薪炭、包米稈等之れに次ぐ ▼通貨　從來は大小洋錢を主とせしも民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行及び交通銀行等より發行する銀票の流通漸次多きを加へ又、土地の銀號並に資産家の發行する札票も其の地及び附近に於て流通す。外國貨幣は日本紙幣、同補助貨幣、正金銀行及び朝鮮銀行券とす ▼沿革　漢代より三國時代に及び遼東郡に隷し、後、魏に至るや平州に屬せられ、晉に及び高句麗の有となる。唐の李世勣、高句麗を下だして此の城を得るや改めて蓋州となす、後渤海國起るに及び、南京南海府を置き、沃、睛、椒の三州六縣を統べしめしが、遼に至りて海州を置き其の治所を臨溟縣といひ耀嬪二州は之れを東京に屬せしむ。後、金

代に及んで澄州と改め臨溟、析木二縣を治せしめ之れを東京に隸せしめしが、元代に至り州縣を省きて遼陽路に屬し、明代に及んで海州衞と改め、遼東都司に屬せしめ、清代には順治十年に至り、海城縣を改めて遼陽府に隸し、十四年改めて、奉天府に屬したり。後、中華民國に至り、遼瀋道海城縣となす▼縣城　縣所在地は縣名と同一にして市街は城の内外に分かれ、城内には縣衙及び其等の附屬官署、習藝所、郵便局、商務分會、各學校、寺廟等あり、商業比較的繁盛なり、戸數一千八百三、人口九千六百五なりと云ふ。

(5)蓋平縣　東は岫巖縣に南は復縣に北は海城縣に西は連雲島に至る二里强にして海に臨む、面積二百十三方里あり、耕地は七萬八千四百十一天地にして荒地は千六百九十二天地あり、荒地中には開墾著手中のもの二百四十八天地あり。戸數六萬三千四百三十にして人口四十萬九千百十九人なるが其の内譯は日本人百六十六戸、五百七十八、支那人六萬三千二百六十三戸、四十萬八千五百四十六人、外國人一戸三人なり▼宗教々育　師範學校二、高等小學校二、初等小學校三ありて教育程度極めて幼稚なり。宗教は佛教、道教、回々教、天主教、耶蘇教等なり▼氣溫　攝氏に

て最高三十四度四分、最低零下二十四度五分なりとす▼農産物　高粱、大豆、粟、包米等を主もなるものとし小麥、蕎麥、黍等之れに次ぎ、水稻、陸稻、大麥等の少額を產す▼特產物　柞蠶繭同製絲、棉花、葉煙草、狗猫皮、綿等とす▼製造物　豆粕、豆油、小麥紛、燒酒、豆素麵、鹽等とす▼燃料　高粱稈、薪炭、包米稈等とす▼通貨　從來は大小洋錢を主とせしも民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票の流通漸く多きを加へ、又、土地の銀行並に資產家の發行する札票も亦其の地及び其の地附近に於て流通す、外國貨幣は日本紙幣、同補助貨、正金銀行、朝鮮銀行券等なり▼沿革　漢代には此の地に平郭縣を置き遼東郡に屬せしめ、魏に及びて平州に屬し、晉の代尙ほ前代の如くなりしが、高句麗起るに及びて其の有となり、唐に至りて高句麗を征し其の地を取り、更めて蓋州として安東都護に屬せしめ、渤海起るに及び辰州とし、其の後、遼の代に至り辰州奉國郡として湯池、建安、秀巖、熊岳の四縣を領せしめ、復州懷遠郡をして永康、化成二縣を領し、仍ほ東京に隸せしが、元代に及んでは初め義州路を置き後、併せて遼陽州に入れ、明代に至りて改めて蓋州、復州二衞を設けて遼陽都司に隸し、淸代に及びて康熙三年改めて蓋平縣となして奉天府に屬

せしめしが、今の中華民國に至りて遼瀋道に屬し蓋平縣とせり▼縣城●　縣所在地は縣名と同一にして蓋平驛を東に距る一里にあり、縣衙、其の他の附屬官署、牛馬税局、各學校、廟宇等あり、昔時此地は奉天附近一帶の物資を集中し、他方面に散出し居りしも、蓋平河の土砂漸次砂丘を形作りて、海運上に於ける地理的利益を滅却せられ、其の繁榮を營口に爭はれ、今日にては柞蠶の集散地として著名なるの外、黃花魚の捕獲地として名あるも、現今に於ては單に縣所在地として行政上往昔の形骸を存するに過ぎざる一邑となれり。

(6)復●縣●　東は莊河驛に南は金州に、北は蓋平縣に接し、西方一帶は遼東灣に面す、面積三百二十四方里なり。　耕地は十四萬五千二十九天地にして荒地は一萬二百九十四天地なるが、荒地中には開墾著手のもの千五百八十四天地なり。　戶數は四萬五千五百三十三にして人口三十七萬五千七百五十五人なるが、其の內譯は日本人四百七十二戶、千四百五十五人、支那人四萬五千五十九戶、三十七萬四千二百九十八人、外國人二戶、二人なり▼宗●教●々●育●　高等小學校一、初等小學校十四あり。　宗教は佛教、天主教、回々教、耶蘇教等なり▼氣●溫●　攝氏にて最高三十四度、最低零下二十

三度二なり▼農産物　高粱、包米、大豆粟、黍等を主なるものとして陸稲、小麥、蕎麥、水稲等之れに次ぐ▼製造品　鹽、小麥粉、燒酒、豆粕、豆油、豆素麵等とす▼燃料　高粱稈、薪炭、包米稈等とす▼通貨　大小洋錢を主として通用しつつありしが民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票の流通漸く多きを加へ、又、土地の銀行並びに資産家の發行する札票も其の地及び附近に限り通用す▼沿革　遼の時代に於ては復州と稱し、其の治所を永寧縣といひ別に徳勝縣を領し、金に及んでは同じく復州の治所なりしも永康縣と改め、化成縣を領したり。元代に至りては蓋州路の疆域に屬し、明代には洪武十四年に復州衛を置かれ、清初には蓋平に隷し、雍正年間、知州を置き復州と稱せしが、民國に至り州を廢して縣を置き、東邊道に屬せり。

(7)鐵嶺縣　南八里餘、懿路河を以つて撫順縣、瀋陽縣に接し、北は開原縣に西は法庫縣に界し、東南は興京縣に境す。面積百九十一方里。耕地は十二萬七千二百九十三天地にして荒地十五天地なるが荒地十五天地は總て開墾中なり。戸數五萬二千二百二十五にして人口三十四萬一千七百八十九人なるが其の内譯は日本人

八百五十一戸、二千四百七十一人、朝鮮人十戸、七十人、支那人五萬一千三百六十六戸、三十三萬九千二百五十二人、外國人二戸、五人なり▼宗教々育　教育機關は比較的整頓し居れるを以て其成績見るべきものあり、殊に義務教育制を布き、現在校數二十九、生徒六千四百人あり。尚ほ其の外に滿鐵經營の高等尋常小學校及び日本人經營の日語學堂あり。宗教は佛教、回々教、道教等なり▼氣溫　攝氏にて最高三十七度二、最低零下二十七度五なり▼農產物　大豆、高粱粟、小麥、陸稻を主なるものとし、大麥、包米、水稻、黍、蕎麥等とす▼特產物　綿、柞蠶繭、棉花、柞蠶絲、藍靛、菁麻、狗猫皮等とす▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒、豆素麵等とす▼鑛物　金、銀、石炭等の產出あるも石炭を除くの外其の採掘量甚だ少なし▼燃料　高粱稈、薪炭、石炭、包米稈等とす▼通貨　硬貨は小洋錢、銅元、銅錢、等にして日常取引の大半は殆んど小洋錢を以つてせらる、紙幣は交通銀行、中國銀行、奉天興業總銀行、東三省官銀號等の銀券流通せらる。外國貨幣は日本紙幣、同補助貨、正金銀行、並に朝鮮銀行券を主なるものとす、又、露國紙幣、同補助貨も往々其の使用を見る▼沿革　西漢には望平縣と稱し遼東郡に屬し東漢に至つて玄菟郡に改屬す、遼の時は銀州と云ひ治所を新興縣と稱

し、他に延津、永平の二縣を領し、金に至りて皇統三年(西紀一一四三年)銀州を廢し新興縣を咸平府に屬せしむ。元代にては故の如く銀州と稱し明代に至り洪武二十六年銀州を改めて鐵嶺衛を置きぬ、之れより先き、明廷にては鴨綠江の上流より咸興の平野に兵を出し、東して鐵嶺關に政廳を置きたりしが、高麗之れを抗議したるを以つて、數年の後、撤退し、此に銀州を改めて鐵嶺衛を置きたる所以なり。而して其の政廳には懿路左右千戶所、汎河中左千戶所を領せしめたり。清代に及んでは康熙六年改めて、鐵嶺縣を設け奉天府に屬せしめしが、民國に至りて鐵嶺縣とし遼瀋道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は縣名と同一にして縣衙其の他の官署あり、又、我が領事館あり、戶數六千六百八十一、人口三萬三千六百八十九人なりと云ふ。

(8)開●原●縣●　東は海龍縣に西は法庫縣に接し、南は鐵嶺縣に北は昌圖縣に境す、東西三十五里、南北九里にして三百一方里なり。耕地は八萬八千三十一天地にして荒地は二十八天地なるが其の荒地は總て開墾中に屬せり。戶數は四萬二千九百六十四にして人口四十六萬六千二百六十六人なるが其の內譯は日本人三百四十八戶、千百二十八人、朝鮮人五戶、二十三人、支那人四萬二千六百十五戶、四十六萬五千

百二十一人、外國人四戸、六人なり▼宗敎々育　他縣に比し敎育普及せり、其稍大なる部落には小學校の設けあらざるなく又、縣城内の勸學所及宣講所は共に一般人民の智識を促進しつつあるを見る。宗敎は關帝廟を祭るの外他に記すべきものなし▼氣溫　攝氏にて最高三十八度なるが最低は零下二十八度なり▼農產物　高粱、大豆を主もなるものとして次に粟、小麥、蕎麥、陸稻黍、包米、水稻等とす▼特產物　綿、線綿、麻、狗貓皮、葉煙草、藍靛等とす▼製造品　小麥粉、燒酒、豆粕、豆油、豆素麵、味噌等とす▼鑛物　石炭、金等あるも石炭の外は其の採掘量少なし▼燃料　高粱稈、薪炭、石炭、包米稈等とす▼通貨　硬貨は小洋錢、銅元、銅錢等にして其の日常取引するものは大半小洋錢とす、紙幣は交通銀行、中國銀行、奉天興業總銀行、東三省官銀號等の發行に係かる銀票とす。外國貨幣は日本紙幣、同補助貨、正金銀行、朝鮮行劵等を主なるものとす▼沿革　周秦の時代は肅愼の有なりしが、前漢には遼東郡に隷し、後漢には夫餘の領域となり、三國時代には玄菟郡に晉代には高句麗の有となり、前燕には又、玄菟郡に隷し、前秦、後燕、共に前の如くにして、後魏には再び高句麗の領域となり以て隋唐に及び同じく高句麗の支配を受け、遼代には東京道に隷して咸州と

稱し治所を咸平縣と云ひ、金の初に咸平路の治所となり、天德二年(西紀一一五〇年)咸平府を置き、大定七年(一一六七年)咸平縣を改めて平郭縣といひ、銅山縣、新興縣、慶雲縣、淸安縣、榮安縣、歸仁縣、玉山縣を領せり。元代に及んでは又、咸平府治たりしのみならず遼陽行中書省の治所たりしが上に、至元二十四年頃には開元路の治所たりしなり。明代に至りては洪武二十一年三萬衞を置き兀者、野人、乞列迷、女直萬戶府を統べ、二十二年府を罷め、千戶所を領せしむ、二十六年牛家莊より移して遼海衞を置き、永樂七年安樂州を設け新附の外人を置く、淸朝に及んでは開原縣を置き奉天府に屬せしめ、民國に至りて開原縣として遼瀋道に隸せしめぬ▼縣●城●縣所在地は開原にして縣衙其他の官署あり、學校あり、物資集散の主なるものは穀類、草煙草、蔴等にして大豆を以つて最も多とす從つて市況の發展著しきものあり。

(9)遼●中●縣●　今此に記述せんとする遼中縣の概況は新に三十六方里を割きて、臺安縣治を設けざる以前のものによりたれば讀者之を諒とせられよ。臺安縣を新設せざる以前の遼中縣は東、遼陽縣に西、黑山縣に接し、南は海城縣に北は新民縣に界す、東西十八里、南北二十一里、東南二十一里にして百三十六方里あり。耕地は十

五萬四千八百八天地にして荒地は二百四十一天地なるが荒地の總ては開墾中に屬せり。戸數七萬三千三百四十にして人口四十二萬一千七百二十七人あり其の內譯は日本人十九戸、百九十四人、支那人七萬三千三百二十戸、四十二萬一千五百三十人、外國人一戸、三人なり▼宗教々育　男女小學校百三十一にして教育稍發達せり。宗教は回々教最も盛にして天主教、耶蘇教漸く盛ならんとす▼氣溫　攝氏にて最高三十五度、最低零下二十五度八なり▼農產物　高粱、大豆、粟、陸稻、小麥、大麥等を主なるものとして黍、包米、蕎麥等之れに次ぐ▼特產物　棉花、線麻、菁麻等なり▼製造品　豆粕、豆油、燒酒、小麥粉、豆素麵等なり▼燃料　高粱稈、包米稈、薪等なり▼通貨　從來は大小洋錢を以つて主とせしも民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票の流通漸く多きを加へ、又、土地の錢行及び資產家の發行する札票も其地方限り流通す▼沿革　唐の太宗の遼征の時遼澤に至りて泥淖二百餘里人馬通ずべからずと云ひし遼澤とは海岸以北卽ち今日の遼中縣を中心とせる平野を指せしものにして、遼代に及んで東京の西北百里にありといひし滿洲は遼中縣の附近なりしなり。金代に至りては北京路に屬し、元代には廣寧府

路に隷したるなり。清朝に至りては光緒三十二年遼陽州の西部新民府の南部を合せて新に縣治となり遼中縣と稱せられしなり。民國に至るや同じく遼中縣と稱し遼瀋道に屬せられぬ▼縣城 縣所在地は阿什牛象にして縣衙其の他官署あり、學校あり、物資は其の附近より來集し大半は營口に送らる、從つて商業稍〻盛なり。戸數二千八百五十六、人口五千七百九十八なり。

(10)本溪縣 東は興京に南は鳳城縣に接し、西は遼陽縣に北は撫順縣に境す、東西二十二里餘、南北十五里餘、周圍七十八里餘あり、面積二百四十三方里と稱せらる。耕地は三萬六千三十天地にして荒地は一萬九千四百二十一天地なるが荒地中には開墾中のものもあり。戸數三萬四千二百三十三にして人口二十二萬二千八百九十八なるが其の內譯は日本人千七十二戸、三千六百三十八人、朝鮮人三十九戸、百九十三人、支那人三萬三千百二十二戸、二十一萬九千六百六十七人なり▼宗教々育 僅かに公立學校五六あるに過ぎずして甚だ振はず。宗教は佛教、回々教、耶蘇教等なり▼氣溫 攝氏にて最高三十五度、最低零下二十五度八なり▼農產物 高粱、粟、包米、大豆、大麥、小麥、蕎麥等を產すれども其の額多からず▼特產物 棉花、線麻、綿柞蠶

繭、靛等を産す▼製造品　豆粕、豆油、燒酒、豆素麵、小麥粉、醬油、味噌等とす▼燃料　高粱稈、木炭、薪、石炭、包米稈等とす▼通貨　從來は大小洋錢を主なるものとせしも民國に至りて東三省官銀號、奉天興業銀行、交通銀行等より發行する銀票の流通漸く多きを加へ、又、土地の銀行並に資産家の發行する札票も其の地方に限り流通す。外國貨幣は日本紙幣同補助貨、橫濱正金銀行券等とす▼鑛物　石炭、鐵等を産すること以つて最も名あり▼沿革　清朝に至り光緒三十一年新設されて本溪縣と稱す、民國に至り本溪縣として東邊道に屬せしむ▼縣城　縣所在地は本溪湖にして石炭、鐵等を産出するがため殊に縣衙其の他の設備を施さるる等により漸次繁榮を加へ戸數四千、人口三萬五千と註せらる。

(11)法庫縣　東は開原縣に西は新民縣に接し、南は鐵嶺縣に北は康平縣に界す、東西二十二里餘、南北十五里餘、周圍七十八里餘、面積百八十三方里あり。耕地は十二萬三千四百七十七天地にして荒地は三萬五千二百十六天地あり。戸數は三萬五千三百六十一にして人口三十三萬九千三百八十五人なり其の中に日本人二十二戸、四十八人、朝鮮人一戸、二人、支那人三萬五千三百三十六戸、三十三萬九千三百三十

三人、外國人二月、二人なり▼宗敎々育　師範傳習所、女子師範學校、小學堂六あり。宗敎は大神廟、關帝廟、娘々廟あり▼氣溫　攝氏にて最高三十七度八、最低零下二十八度なり▼農產物　大豆、高粱、粟、小麥、大麥、黍、陸稻等にして少許の蕎麥、包米等を產す▼特產物　棉、棉花、麻等にして少許の狐皮を產す▼林產物　阿克青、木地楊、楡樹白楊、柳等の木材を產出すること多し▼鑛物　石炭を產す、其の所在地は崔家溝窰にして總面積一方里あり▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒、豆素麵、醬油、味噌等なり▼燃料　高粱稈、石炭、包米稈、薪等とす▼通貨　從來は大小洋錢を主とせしも民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する鈔票の流通漸多きを加へ又、土地の銀行並に資產家の發行する札票も其の地方に限り流通す▼沿革　隋の黑水、唐の藍州の地にして遼代には黃龍府に屬して東京に隸し、金代には會寧に屬して上京に隸し、元代には開元路に、明代には三萬衞に屬せり。清朝に至り開原縣の管轄となり、後、光緒三十二年七月法庫廳を置かれしが、民國二年廳を廢して縣となせり▼縣城、縣所在地は法庫門にして縣衙其の他の官署あり學校あり統捐局あり、由來此地は蒙古人の遠く來りて交易を營むもの多かりしが現今は鄭家

屯に稱はれたるが如く商業振はずなれり。

(12) **康平縣** 東は遼河を隔てて昌圖に西は彰武縣に接し、南は法庫縣に北は博王旗に境す、其の面積百四十八方里。耕地は八萬八千四十二天地にして荒地は四千百八十四天地なり。戸數二萬六千四百五十二にして人口十八萬六千八百八十人なるが其中、外國人等なし▼**宗教々育** 縣城に初等高等小學校女子初等高等小學校各一、師範學校あり、其他の部落に小學校二十八ありて中々に教育普及せり。宗教は關帝廟、天主教、基督教等あり▼**氣溫** 攝氏にて最高卅八度、最低零下二十七度八なり▼**農產物** 高粱、大豆、粟等を主なるものとして小麥、蕎麥、陸稻等を產す▼**特產物** 麻、棉花、綿等なり▼**製造品** 豆粕、豆油、燒酒、小麥粉、豆素麵等とす▼**燃料** 高粱稈、薪、包米稈とす▼**通貨** 大小洋錢を主とせしも民國以來は東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票の流通漸く多きを加へ、又、土地の銀行並に資產家の發行する札票も其の地方通り流通す▼**沿革** 蒙古博多勒噶臺親王旗の地にして嘉慶七年開墾後、昌圖府下に屬し、光緒七年に至り始めて康家屯に縣治を設置せり▼**縣城** 縣所在地は康平にして縣衙其の他の官署あり學校あり稅捐

局あり商務分會あり、產物としては高粱、大豆等其の主なるものにして大牛は新民屯、法庫門等に輸送さる。

(13)**錦縣**　東は北鎭縣に西は錦西縣に接し、南は遼東灣に臨み北は義縣に境す、其の面積二百方里あり。耕地は十三萬五千八百八十九天地にして荒地二百二十五天地なるが荒地は總て開墾中に屬せり。戶數は六萬七千三百六十一にして人口二十八萬一千九百人なるが其の中、日本人二十五戶、六十八人、支那人六萬七千三百六十戶二十八萬一千三百人、外國人一戶、三人なり▼**宗敎々育**　中學校四、師範學校五、小學校一八あり。宗敎は天主敎、回々敎、耶蘇敎等にして回々敎最も多數なり▼**氣溫**　攝氏にて最高三十二度四、最低零下二十五度一なり▼**農產物**　高粱、粟等を主なるものとして包米、大豆、黍等とす其他、陸稻、大麥、小麥、蕎麥等を產す▼**特產物**　棉花、綿、狗貓皮を產す▼**製造品**　小麥粉、豆粕、豆油、燒酒、豆素麵、鹽等とす▼**燃料**　高粱稈、薪炭、包米稈等とす▼**通貨**　從來は大小洋錢を主とせしも民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票を流通するもの多きを加ふるに至れり、又、土地の銀行並に資產家の發行する札票も其地方に限り流通せり▼**沿革**

漢代に徒河縣と稱し遼西郡に屬せしめられ晋代に於て同じく徒河縣と稱し平州に屬し昌黎郡治の屬する所となり、南北朝時代には永樂縣と稱し遼東郡の治する所となり、隋に至りて錦州と稱し其治所を永樂縣といひ安昌縣、嚴州を稱せり、金代に及んでは嚴州の名を廢し其の治所たりし興城縣を興中府に隸せられたる代りに神水縣を領せり。元代に至りては大寧路に屬したりしが、明代に及び洪武二十四年、前廣寧州より移して廣寧左屯衞を置き、大凌河中左千戸所を置し清代に至りて康熙三年改めて錦縣を置き廣寧を改めて府とし而して廣寧縣、寧遠州を設け、同四年又廣寧府を割き改めて錦州府を設け駐を錦縣に移して一州二縣を領せしが、民國に至り錦縣となし遼瀋道に屬せしめね。▼縣城● 縣所在地は錦州にして縣衙其の他の官署あり學校あり廟宇あり、自來此地は政治的に發達せる市區なるも南十里許に天橋廠の良船渚を有し北は管内及び寺廠一帶の蒙古地帶の交通上の要路に當るを以つて物資の集散多く頗る殷賑を極む。戸數一萬二千四百四十六、人口五萬三千六百八十二を算す。

(14) 新●民●縣● 東は遼陽縣に西は黑山縣に接し、北は康平、彰武の二縣に、南は遼中縣

に界す、其の面積二百七方里なり。耕地は十六萬六千三百六十八天地にして荒地は九千六百二十天地なるが荒地中百八十天地は開墾着手中なり。戸數七萬九百九十三にして人口は四十二萬一千八百七十七人なるが其の中、日本人二十三戸、百二十九人、支那人七萬六百六十戸、四十二萬一千七百四十四人、外國人三戸、四人なり▼宗教及び敎育　公設二百四十二あり其の主なるものは師範學校一、男子高等小學校二十、女子高等小學校一なりとす。宗教は關帝廟、火神廟、基督教、天主教回々教等なり▼氣温　寒氣にて最高三十七度四、最低零下二十七度七なりとす▼農産物　高粱、大豆、大麥、粟、小麥等を主なるものとして陸稻、水稻之れに次ぎ黍、包米、棉花等をも産す▼特産物　棉花、綿、麻等なり▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒、豆素麵等なり▼鑛物　金鑛あるも其の產額極めて少なし▼燃料　高粱稈、黍稈、包米稈とす▼通貨　從來、大小洋錢を主として通用せしも民國以來は東三省官銀號、奉天興業銀行、交通銀行等より發行する銀票の流通漸く多きを加へ又、土地の錢行並びに資產家の發行する私票あり其の地方限り流通す。外國貨幣は日本金票同補助貨及び正金銀行、朝鮮銀行等の發行券とす▼沿革　漢代には燕國に屬し西晉には慕容氏の有

となり、遼代に及んで遼州と稱するあり、其の治所を遼濱縣といひ城内に遼河、羊腸河、蛇山等あり、羊腸河とは養息牧河にして、遼州は今の新民屯の東北にある遼濱塔なり。金代には州廢せられ遼濱縣となれり。今の新民屯は明代には所謂遼河套に屬せり。清代に至りては雍正中、九官臺門に管邊同知を置きしが後之れを裁撤し、乾隆初年巨流河の巡檢を此に移して新民屯と稱せしが、嘉慶十三年、承德、廣寧の二縣を割いて新民屯に撫民同知廳を置く、後、新民府となし彰武縣を其屬となし、知縣一、縣丞一、訓導一、巡檢兼典史一を置く、彰武縣は彰武臺邊門外に在り漢蒙雜居地たりしなり。民國に至るや府を廢して縣となし遼瀋道に屬せしめぬ▼縣●城●　縣所在地は新民屯にして縣衙及び附屬官署、新民縣總監獄、稅捐局、敎育局、商務會、寺廟、各學校等あり。由來此地は囘々敎徒によりて開かれたるを以つて他の都市の如く城廓なし、物產は大豆、高粱、大麥等を主とし內、豆類は營口へ他は京奉線により多く天津方面へ移出さる、又、此地に我領事館分館あり。

(15)興●城●縣●　東は錦西縣に西は綏中縣に接し、南は二里にして海濱に至り北十二里にして柳條邊牆に至りて建呂縣に界す、其の面積百四十五方里なり。耕地は五

萬三千八百十四天地にして荒地四千七百八十一天地なり。戸數二萬九千百二戸にして人口十五萬八千十二人なり其の中、支那人二萬九千百戸、十五萬八千人、外國人二戸、十二人なり、但し日本人一人もなし▼宗教々育　管内學校數五十八、生徒二千三百十七人あり。宗教は天主教、基督教等あり、其の他百二十餘の寺を有するも何れも盛んならず▼氣溫　攝氏にて最高三十二度六、最低零下二十五度五なり▼農産物　高粱、大豆等を主なるものとし其の他、陸稻、粟等之れに次ぎ大麥、小麥、蕎麥、包米、黍等は産額少なし▼特産物　棉花、藍靛、菁麻、麻、稻等にして狗猫皮の産出は甚だ少なし▼鑛物　金、石炭等あるも其の採掘量少なし▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒、豆素麵等とす▼燃料　高粱稈、薪、炭、包米稈等とす▼通貨　從來は大小洋錢を主として使用せしが民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票の流通多くなれり、又土地の銀行並びに資産家の發行する札票あり其の地方限り流通す▼沿革　西晋の建興元年(西紀三一三年)慕容翰の段氏を攻むるや、先づ徒河新城を占領し進んで陽樂(今の永平の東)に至りしか、故ありて師を班して徒河に至り青山に城壁を築きて此地を鎭守せりと云ふ徒河新城は寧遠なり。又、

遼時代に於て錦州の治所たる永樂縣の治下に安昌縣及び嚴州あり、其の治所を興城縣といへり。金代には皇統三年(西紀一一四三年)嚴州の名を廢し、興城縣を興中府に隷せしむ。金史に興城縣の城内に桃花島ありと記したる桃花島は今の桃花島なり。元代に至りては大寧路に屬せしが、明代に及んで永樂五年頃、寧遠衞を置き、塔山中左千戶所、小沙河中右千戶所を屬せしむ。清代に至りては康熙三年改めて州となし、東塔山所の地を割きて錦縣に入れ西前屯衞の地を併せて悉く州に入れ、後、廣寧府に隷し、四年更めて錦州府に隷せしむ。又、光緒二十八年に至り、六股河以西の地を割きて綏中縣を新設せり、左れど州治は依然として存在せしが、民國に至り興城縣と改稱し、遼瀋道に屬せしめぬ▼縣●城● 縣所在地は寧遠にして縣衙其の他の附屬官署あり學校あり廟宇あり、農業は產額多からず商業は不振なり。

(16)黑●山●縣● 本縣管内より六十方里を割き、臺安縣に編入せしも、概況は總て舊に依れり、即ち東は新民縣に西は北鎭縣に接し、南は盤山縣に北は柳條邊牆を以つて朝陽縣下の東蒙に境す、東西十四里、南北十七里強、周圍七十四里強にして百三方里なり。耕地は六萬八千百八十六天地にして荒地は二千七百四十五天地なり。戶

數は五萬三千二百八十三にして人口三十四萬五千百八十七人なり、其の中、支那人五萬三千二百七十六戸、三十四萬五千百八十八、外國人七戸、七人、日本人は一人もなし▼宗教々育　縣立小學校教員講習所、同乙種農業學校、初等小學校九、小學校九十一あり。宗教は關帝廟、娘々廟、天主教等あり▼氣溫　攝氏にて最高三十四度三、最低零下二十五度七なり▼農産物　高粱、大豆、粟等を主なるものとして大麥、小麥、包米、蕎麥等を産す▼特産物　棉花、苧麻、綿麻等とす▼林産　楊、柳、楡松等を産す▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒、豆素麪、麻油、蘇油、洋綿布等とす▼燃料　高粱稈、薪、包米稈とす▼通貨　從來は大小洋錢を主とせしも民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票の流通漸く多きを加へ、又、土地の銀行家並に資産家の發行する札幣あり其の地方限り流通す▼沿革　唐の貞觀十九年李世勣は軍を率ゐて柳城を發し、懷遠鎭に向ふが如く裝ひ實は密かに北に向つて通定鎭に赴き、是所にて遼水を渡れりといふ。其の懷遠鎭は唐書の地理志に、唐の武德元年(西紀六一八年)燕州(今の義州)の管内に遼西縣、瀘河縣、懷遠縣を置くとある懷遠縣にして今の黑山縣附近なり。黑山縣の縣治は光緒二十七年の設置に係かり、もと鎭

安縣と稱せしが民國に至りて黑山縣と改稱し遼瀋道に屬せしめぬ▼縣城　縣所在地は小黑山にして縣衙其他の附屬官署あり、禮拜寺、廟宇、小學校等あり、主もなる產物は高粱、大豆なるも其の額少なく僅かに土地の需要を充たすに過ぎざるなり。

(17)綏中縣　東は七町にして六股河を以つて興城縣に南方四里にして遼東灣に至り、西は十六里にして山海關あり直隸省に接し、北は柳城邊牆の白石嘴門に至る、東西十七里、南北十九里海岸線約二十里あり。　面積百四十五方里とす。　耕地は四萬八千四百九十九天地にして荒地は、八千七天地なり。　戶數三萬四千四百四十一にして人口二十萬八千四十八人なるが其內譯は支那人三萬四千四百四十戶、二十萬八千四十五人、外國人一戶、二人にして日本人一人もなし▼宗教敎育　管內學校數八十、生徒二千七百四人あり。　宗教は天主教基督教あり信徒六百餘、廟宇には觀音廟、娘々廟八十二あり▼氣溫　攝氏にて最高三十二度四、最低零下二十五度四なり▼農作物　大豆、高粱粟等を主なるものとして大麥、陸稻、小麥黍、包米、蕎麥等の產額は少なし▼特產物　棉花、柞蠶、繭、麻、綿、柞蠶絲とす▼林產物　楊、柳、楡松等とす▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒、豆素麵等とす▼燃料　高粱稈、薪、炭、包米稈とす▼通貨

從來は大小洋錢を主として流通せしも民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行交通銀行等の發行に係かる銀券を使用するもの漸く多きを加へ又、土地の銀行並に資産家の發行する札票あり其の地方限り流通す▼沿革　清の康熙三年寧遠、廣寧兩地と共に巡檢を設け翌四年之れを改併し、單に中後所巡檢一員を留置せり、乾隆四年此地に寧遠州判一名を新設し中後所巡檢を改ためて中後所に駐せしむ、光緒二十八年分防州判を廢して綏中縣を置く、民國に至り綏中縣として遼瀋道に屬せしむ▼縣城　縣所在地は周圍五支里、東西南の三門あり、城內は主として旗人の住屋にして商家少なし、縣衙及び附屬官署、郵政局、教育局、小學堂等あり、物産は豆類、棉花、黍等にして東方四十支里なる海岸當時より芝罘、龍江等に輸出せられ、商業稍々繁盛なり。

(18)彰武縣　東北は法庫及び康平の二縣に接し、南は阜新縣に北は東蒙及び綏東縣に面して南は新民縣に界す、面積百六十五方里なり。耕地は十三萬四千七百天地にして荒地は六萬三百六十六天地なるが荒地中一萬四百二十九天地は開墾著手中とす▼宗教々育　縣城に初等高等小學校、女子初等高等小學校あり、其の他部

落に初等小學校、漢蒙初等小學校あれども振るはざるなり。宗教は喇嘛教、關帝廟、耶蘇教、天主教あり▼氣温 攝氏にて最高三十六度四、最低零下二十五度八なり▼農産物 粟、大豆、高粱、大麥、小麥、燕麥、包米等にして陸稻、蕎麥の産額はすくなし▼特産物 麻、棉花、菁麻等とす▼鑛物 白瑪瑙、硝石、曹達等とす▼製造品 豆油、豆油、小麥粉、燒酒、豆素麺等とす▼燃料 高粱稈、包米稈、薪、炭等とす▼通貨 從來は大小洋錢を主として使用せしが民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票の流通漸く多きを加へ、また、土地の銀行並に資産家の發行する札票あり其の地方限り流通す▼沿革 遼代の所謂懿川にして上京道に屬せり、金初に至りては咸平路に屬せしが泰和の末、北京路に屬し、順安、靈山の二縣を領せり、元初に及んでは懿州路に陞されて遼陽行中書省に直隷せしも、至元六年(西紀一二六九年)には降されて東京路の屬州となり、其の所領たる豪州及び同昌、靈山二縣を省きて順安縣に入れ、ついで順安縣を省けり、至正二年(西紀一三四二年)に至りては再び陞されて懿州路となり、從來大寧路所轄たりし興中、義の二州を之れが管內に入れ以つて元の世を終りたり。 但し遼の懿州は寧昌縣に治して順

安縣を領し、金元の懿州は順安縣に治して一二の州縣を領せるが故に金元の懿州城卽ち懿州の治所は遼の懿州城と其の位置を異にす、卽ち遼の懿州城は金元の其れの稍〻東方若くは東北方に在りしものなり、左れど養息牧河上流域になる今の彰武縣管内なることは疑ひなしと云ふ。明に及んでは永樂八年(西紀一四一〇年)邊外の地となり懿州の名も同時に廢せらる、左れど養息牧河の流域は明清時代に於て瀋陽(今の奉天)より大寧(今の黑城)に至るものの必らず經由すべき樞要の地にして、都爾鼻若しくは都爾弼の名を以つて顯はれたるもの卽ち是れなり。清の太宗が都爾弼城を築かんことを命じ(西紀一六三七年)翌年竣工して城名を屛城と改めたりとあるも亦懿州の地たるなり。又、養息牧河は清初の記錄に陽石木、陽什穆、養什木、又は楊樫木とある皆同一なり、次に羊腸河と稱するも亦同一なり、卽ちヤンシム又はヤンチエンム河の流域に牧場を設置せるより、新に養息牧の字を充てたると同じく、其の河流の曲折甚だしきを示さんとして、元代には羊腸の字を用ひたるなるべしと云ふ。清朝にては後、新民府の管轄に屬せしが、嘉慶十七年に至り彰武縣として縣治を新設し、民國に及んで同じく彰武縣として遼瀋道に屬せしむ▲縣●

城● 縣所在地は横道子にして縣衙其の他の附屬官署あり、學校あり、廟宇あり、物産は雜穀を主とし蕎麥の産額最も多く大牛新民縣に輸出さる、戸數二百五十にして人口二千人とす。

(19) 北鎭縣 奉天省の西部遼西地方に位し、東は黑山縣に西は錦縣に接し、東南は盤山縣に北は蒙古地方に界す、東西約十二里、南北約十三里にして百方里あり。耕地は八萬二千天地にして荒地は千四百二十天地なるが、荒地中には、開墾著手のもの百五十天地あり。戸數は四萬五千八百にして人口二十九萬四千人あり日本人其の他の外國人一人もなし▼宗教●教育● 管内教育は逐年普及しつゝあるものの如く學校數百三あり。宗教は佛教稍盛んにして道教之れに次ぐ基督教、天主教は多く信徒を有せず▼氣温● 攝氏にて最高三十三度、最低零下二十五度五なり▼農産物● 高粱粟、大豆水稻を主なるものとして大麥、黍、小麥、蕎麥、包米、燕麥等をも産出す▼特産物● 棉花菁麻、綿、柞蠶繭、同絲、狗貓皮等とす▼林産● 油松、雜木等を産出す▼鑛物● 石炭鑛あるも其産額少なし▼燃料● 高粱稈、薪炭、包米稈等とす▼通貨● 從來は大小洋錢を主として流通せしも民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交

通銀行等より發行に係かる銀票の流通漸く多きを加へ、又、土地の銀行家並に資産家の發行する札票あり、其の地方限り流通す▼沿革● 前漢の遼東郡は秦代の行政區劃を受けたるものにして、其の疆域も大差なく、郡治たりし襄平は戰國の時、燕國の創置せし所に係り、前漢及び後漢並びに西晋にも同じく此縣をば治所とせり。又前漢の遼東郡は幽州なる行政區劃に隷屬せり。 其の西境は遼西の大凌河左岸に達し、東方は開原の附近より撫順の東に出で下りて鳳凰城の東邊に達し、南方は鴨綠江を隔てて樂浪郡に接し西南は海を隔てて靑州今の山東に對峙せり。 其の遼東郡の治下に無慮縣あり、卽ち今の北鎭縣とす。 遼東郡には東、中、西の三部都尉を置けり、此縣は西部都尉の駐在せし所なり。 無慮は醫巫閭にして今の廣寧の西北十淸里に綿亙せる醫巫閭山によりて起りし名なるべしといふ。 晋代に及び元興元年(西紀四〇二年)高句麗の兵、宿軍城を襲ひ、時の平州刺史慕容歸を走らしたりと云ふ宿軍は今の廣寧なるべしとなり。 又、隋代に於て遠征軍の糧秣集積場となりし懷遠鎭。 唐代に於て柳城より遼東に赴く交通路として、今日の朝陽より義州、廣寧を過ぎ、鎭安の近傍より東南に向つて遼水を涉り以つて今日の遼陽に達せし要

地の懷遠鎭は既に黑山縣概況の中に記述したる如く、黑山縣附近卽ち鎭安の西方にして、北鎭縣附近卽ち廣寧の東方なり。遼代に至りて東京路に屬したる顯州あり、廣寧より東へ三十里(約二十五淸里)なりといへば、北鎭縣の附近にありしもの、其の顯州の治下たりし山東縣は、金代に及んで廣寧縣に改められ、廣寧府の治所となる。之れと同時に其の治下たりし梁漁務を望平縣と改めぬ。又、遼の聖宗の代に景宗の乾陵に奉するため設けられたる乾州は、廣寧の東南に在りしが、金の天會八年(西紀一一三〇年)乾州を廢して閭陽縣となし、廣寧府に屬せしめたり。金の國勢漸く衰ふるや、契丹人、耶律留哥は元の太祖成吉思汗に降りて遼王に封ぜられ、自ら臨潢に居り、廣寧より臨潢に至るまでの地方を統べしが、太宗の二年(西紀一二三〇年)留哥の子、薛闍に至りて廣寧に移り、廣寧府路都元帥府の長官となれり。薛闍の子、收國奴、孫、古乃相繼いで廣寧府路總管軍民萬戸府の長官たりしが、世祖の至元六年(一二六九年)廣寧府路廢せられ、廣寧府として東京路に隷屬す。至元十五年(一二七八年)に至りては廣寧府は再び陞されて廣寧府路となり以つて元の世を終れり。是れより先き、太宗の八年(一二三六年)帝の叔父卽ち太祖の弟なる孛魯古帶は廣寧

の地に封ぜられて廣寧王となり、其の子孫世々其の爵名を襲げり。此年蒙古の皇族にして支那の各地に領土を賜はりしもの、十餘人ありしが、此等の領主は概ね代官として達魯花赤を(各官衙の長官を達魯花赤といふ)置くのみにて、其の他の租税は朝廷置く所の官吏即ち各路の官吏之れを徴收して、達魯花赤に交付するを例とせしものの如く、從つて索魯古帶及び其の子孫は必ずしも廣寧に居住したるにはあらざるなり。廣寧府路は廣寧府に治す、府は金代以來今の北鎭縣にあり、縣城の約十里を隔てて醫巫閭山あることは、前記の如くなるが、其の途中に北鎭廟あり、北鎭醫巫閭の神を祭る結構壯麗なり、元明清三朝の間、特に勅使を派して祭祀を行はしむること殆んど慣例となり、三帝勅建の碑現存す。元代に於ける本路の屬縣二あり、一を閭陽縣と稱し、金の閭陽縣とは少しく其の位置を異にし、元明二朝の閭陽縣は今の廣寧の西南なる閭陽驛なり。其一を望平縣と稱し、金の望平縣と同く、今の遼中縣の北約五十清里なる水泊附近ならんかと云ふ。明代に於ては洪武二十三年に廣寧衞を置き遼主の封建地とし、同二十七年、廣寧中衞、廣寧左衞、廣寧右衞を置き、清代に至り康熙三年廣寧府を設け、尋て錦州を府となし、廣寧を改めて縣とな

し之れに屬せしむ。民國に至り北鎮縣として遼瀋道に隷せしめ以▼縣城　縣所在地は廣寧にして、縣衙其の他の官署あり、小學堂あり、商店は南北街にありて、鼓樓附近より六角附近に至る間は毎日食料及び日用品の露店を見雜踏を極むるも、東西街は寂寥なり、戶數三千六百にして人口一萬八千九百人なり。

(20) 盤山縣　東は海城縣に西は錦縣に接し、南は營口縣に北は黑山縣に境す、東西二十四里、南北二十四里にして面積百四十七方里なり。　耕地は七萬七千三百九十天地にして荒地は四萬五千七百九十天地なるが、荒地中には開墾に著手せしもの百五十天地あり。　戶數二萬一千五百二十にして人口十四萬五百九十九人なるが全部支那人にして日本人其の他の支那人一人もなし▼宗教々育　小學校師範傳習所、小學堂四あり。　宗教は關帝廟、財神廟、娘々廟等あり▼氣溫　攝氏にて最高三十二度四、最低零下二十五度一なり▼農產物　高粱、大豆、粟等を主なるものとして大麥、小麥、陸稻之れに次ぎ黍、蕎麥等に至つては產額少なし▼特產物　菁麻、莚麻、綿等なり▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、豆素麵、鹽等なり▼燃料　高粱稈のみとす▼通貨　從來は大小洋錢を主とせしも民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀

行等より發行する銀票の流通漸く多きを加へ又、土地に於ける銀行並に資產家の發行する札票あり其の地方限り流通す▼沿革● 元代の南滿洲に於ける交通路は(一)高麗國の王都開城より西方に赴くもの必らず鴨綠江を渡り婆娑府(今の九連城)開州站(今の鳳凰城)を經て遼陽に達し(二)遼陽より懿州(今の彰武縣)に至るには瀋陽(今の奉天)を迂回するものと直に西北行するものとの二線あり(三)懿州より更らに西して老哈河邊の北京若しくは大寧(今の大名城)に出で元の帝都燕京(今の北京)に至るものは南に向ひ、上都(今の多倫諾爾の西北)に赴くものは灤河を出でて燕京に至る(四)又別に遼陽又は瀋陽より廣寧を經て南進し、今の山海關を出でて燕京に至るの通路もあり(五)廣寧より盤山に出で蓋州(今の蓋平)に至り其れより宣城(今の海城)を經て開州站に通ずるの街道もありたり。 即ち今の盤山は其時代の盤山にして第五の通路に當れり。 明に及んで邊牆築設以後遼河の流域は其南端を除くの外は放棄する所となりしを以つて咸平(開原)又は瀋陽より南廣寧に至るの道及び瀋陽又は遼陽より懿州(今の彰武縣)に至るの道の如きは殆んど廢せられ、遼陽以西は邊牆の內部に沿うて遼河下流域を横斷して廣寧に出づることとなれり。 即ち

前記第五の通路たる廣寧より盤山驛に出で高平驛、沙嶺、牛家庄を經て(今の牛莊)海州衛(今の海城)に至るもの最も頻繁なるに至れり。故に今の盤山は其の時、盤山驛と稱したるを知るべし。清朝に至るや光緒三十二年七月、盤山廳を設置す、民國に及んでは廳を廢し縣と改め遼瀋道に屬せしめぬ▼縣城　縣所在地は双臺子にして縣の設立以來漸く市街を形成するに至りたれど附近一帶は鹹地なるを以て農作不良なるがため集散物資も僅少なり從つて將來大なる發達の見込なし、戶數七十八、人口七百なりといふ。

(一一) 義縣　東方は老爺嶺山脈相連り、西北方の九關臺、清河門等邊牆の走れる地方は松嶺山脈の餘脈蜿蜒し、殆ど山岳を以て圍繞せらる、而して東は北鎮縣に南は錦縣に西は錦西縣に境す、面積二百十二方里なり。耕地は十五萬二千八百八十三天地にして荒地は十萬二千八百四十一天地なるが荒地中には二百二十五天地開墾著手中なり。戶數は五萬五千九百七十三にして人口三十一萬七千七十九人あり日本人其の他の外國人一人もなし▼宗敎々育　縣城に男女師範學校各一、男女初等小學校、國民初等小學校、其の他、各部落に小學校十八あり。宗敎は佛敎、道敎にし

て盛なり▼氣溫　攝氏にて最高三十二度六、最低零下二十五度八なり▼農產物　高粱、粟、大豆を主なるものとして包米、黍等之に次ぎ陸稻、大麥、小麥、蕎麥等少額を產す▼特產物　棉花、麻、綿、狗猫皮等とす▼林產　楊、柳、楡等を產す▼鑛物　石炭礦あるも產額少し▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒等とす▼燃料　高粱稈、薪、炭包米稈とす▼通貨　從來は大小洋錢を以て主として流通せしも民國以來は東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票漸く多きを加へ又、土地の銀行並びに資產家の發行する札票あり、其の地方限り流通す▼沿革　漢代にては遼東郡に屬し臨渝縣と稱せり、臨渝とは大凌河に沿ふを以て得たる名なり、三國時代には昌黎郡に屬し、晉代には棘城と稱し、慕容廆が西喇木倫の下流域より南に移りて、先づ徒河の青山に居り、所謂遼西の侵略に著手し、元康四年(西紀二四九年)更に此地に移りたることあり。當時棘城は昌黎、賓徒、龍城、徒河の四縣と共に昌黎郡の所領たり。南北朝時代に於ても亦棘城縣として昌黎郡に屬せり。唐に至りては武德元年(西紀六一八年)燕州と稱し、遼西縣、瀘河縣、懷遠縣を領したり、就中、瀘河鎭は燕州の治所のありし所にして、一に彭盧河と呼ばれし瀘河即ち白狼水たる大凌河の下流

の名に因みたるもの、今の義州なりと云ふ。遼に及んでは中京道に屬し、宜州と稱し、治所を弘政縣といひ、開義縣を領せり、開義縣は後に海北州を設けられ東京道の乾州に屬せられしが更らに海北州を廢し、開義縣を義州の所領とせり。金代に至りても亦同じ。元代には大寧路の彊域に入り、錦州府の所轄となり同じく義州と稱せり。明代には洪武二十六年十三山より移して義州衛を置き、清朝にては雍正十三年義州と稱せしが、民國に至り州を廢して縣となしぬ▼縣城　縣所在地は義州にして縣衙其の他の附屬官署あり、學校あり由來殷富を以つて知られたるも蒙古地方の開拓に伴ひ漸次衰勢を呈せり、戸數二千三百四十三、人口一萬二千六百九十五人なり。

(22)錦西縣　東は錦縣に西は興城縣に接し北は義縣に界す、面積百方里にして戸數三萬七千四百四十、人口二十三萬三千一人あり日本人其の他の外國人一人もなし▼宗教々育　教育施設甚だ遲々として不振の狀態にあり初等小學校、女子初等小學校、等十四あるのみ。宗教亦特に記すべきものなく唯、連山驛に天主教堂ありて信徒四百名を有するのみ▼氣溫　攝氏にて最高三十二度八、最低零下二十五度

五なり▼農産物　高粱を主なるものとして粟大豆之れに次ぎ陸稻、小麥、黍、其の他大麥、包米、蕎麥を産す▼特産物　棉花、綿等にして狗貓皮少許を産す▼鑛物　石炭礦あるも其の採掘量少額なり▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、鹽、燒酒、豆素麵等を産す▼燃料　高粱稈、薪、包米稈、炭等なり▼通貨　從來は大小洋錢を以つて主とせしも民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票の流通漸く多きを加へ、又、土地の銀行並に銀行資産家の發行する札票あり其の地方限り流通す▼沿革　清の光緒三十二年錦西廳を設置す、民國に至りて廳を廢して縣と改む▼縣城　縣所在地は江家屯にして縣衙、其の他の附屬官署あり、商務分會あり、學校あり、廟宇あり、集散物資の主なるものは棉花及び穀類にして、當地に消費さるるもののの外は錦州及び連山關に輸出さる。

(23)營口縣　東は海城縣に北は盤山縣に接し、南は蓋平縣に界し西南一帶は遼東灣に臨めり、面積五十七方里。耕地一萬九千八百九天地にして荒地千五百二十九天地なり。戶數三萬一千七百四十六にして人口十八萬三千九百二十四人にして外國人八人四十戶、日本人七百四十四戶、二千四百二十一人あり外は全部支那人なり▼

宗教々育　中學校、甲、乙商業學校、高等及び初等各小學校併せて七十あり。宗教は娘々廟、耶蘇教、關帝廟等あり▼氣温　攝氏にて最高三十二度四、最低零下二十五度一なり▼農產物　高粱、粟を主なるものとして小麥、黍、大豆之れに次ぎ水稻、大麥、包米等の產額は少なし▼特產物　棉花とす▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、豆素麵、味噌鹽、醬油等とす▼燃料　高粱稈、包米稈とす▼通貨　硬貨は元寶銀、銀元(大小洋錢)及び銅元、銅錢等にして内、元寶銀は大取引に洋錢は小取引に使用さる、紙幣は中國銀行、交通銀行、東三省官銀縣の發行に係かる銀券にして外國貨幣は日本紙幣、同補助貨、正金銀行並に朝鮮銀行券を主なるものとす▼沿革　西紀千八百五十八年の天津條約により開放されし牛莊は其の位置遼河々口より約六十淸里の上流に在り河身淺くして舟航便ならず貿易港として、將來發展の見込なきため、英國領事は牛莊城より下流五十淸里に在る營口に駐紮し自ら稱して牛莊と呼べり。依つて牛莊に關して一二記さんに、漢代に於て景初二年(西紀二三八年)に宣帝が公孫淵を襄平に討たんとしたる時、公孫氏は遼西より來りて遼水の左岸に次したる司馬懿の兵を遼隧に阻止したりと云ふ、其の遼隧は遼隊と同一にして今の牛莊なり。又、元

代に於て遼陽以西は邊牆の內部に沿うて遼河下流域を横斷し而して廣寧に出づることとなりたる時、遼東(今の遼陽)鞍山、海州衛(今の海城)牛家庄(今の牛莊)沙嶺、高平驛、盤山驛共に交通路たりしなり。營口は清朝の宣統元年四月に營口廳を設けられしものなるが、民國に至り廳を廢して縣と改めたるなり▼縣●城●縣所在地は縣名と同一にして縣衙、其の他の官署あり學校あり、大豆、豆粕の輸出港として又、綿布、雜貨の輸入港として著名なり。由來、營口の繁榮は日清戰後、東清、關外兩鐵道の起工ありたるため山東、直隷より多數の移民來集し、從つて人口の增加となり、其の後、日露戰爭を經て市況益〻盛んなるを致したるが、大連の發達に伴ひ其の繁榮を奪はるるに至り、漸く凋落の狀態となりたるなり。戶數八千八百六、人口四萬六千五百七十九人。今、營口の稱呼に就て記さんに、營口は道光年間には遼東灣頭の一小漁邑に過ぎずして當時の住民は窩棚を作りて捿居せり、其の天幕を聯張せる狀態よりして營子と稱するに至る。又、此地には一の潮水溝あり退潮の時は其の水涸るも、滿潮に際しては海水此溝を沒せしを以つて沒溝營口などの名も起れり、更らに又、鎮海營を置きたることあるを以つて鎮海營とも稱したりと云ふ。

(24)鳳城縣　東は安東縣に西は岫巖縣に接し、西は黃海に臨み北は本溪縣に界す東西三十里餘、南北四十里餘にして三百三十七方里あり。耕地は六萬一千八百八天地にして荒地は十萬八千七百四十二天地なるが、荒地中四千七百四十三天地は開墾著手中なり。戸數四萬一千九百七十七にして人口二十五萬九千七百二十六人なるが其の內譯は日本人百八十五戸、四百九十二人、朝鮮人百十六戸、五百八十人支那人四萬一千六百七十四戸、二十五萬八千六百五十人、外國人二戸、四人なり▼宗敎　小學堂三あり師範傳習所あり。宗敎は關帝廟、娘々廟あり▼氣溫　攝氏にて最高三十四度、最低零下二十二度二なり▼農產物　包米、大豆、高粱、粟、黍、陸稻、水稻、大麥、小麥、蕎麥等とす▼林產　柞、椴、楸、抱、楊、楡等を產す▼鑛物　金、銅、石炭、翠石等の產出あり▼製造品　小麥粉、豆粕豆油、燒酒、豆素麵等とす▼特產物　柞蠶繭、柞蠶絲を主なるものとし少許の綿麻を產す▼燃料　包米稈、薪、炭、高粱稈とす▼通貨從來は大小洋錢を主とせしも、民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票の流通漸く多きを加へ、又土地の銀行並に資產家の發行する札票あり、其地方限り流通す▼沿革　漢代の遼東郡には都尉の治三所あり、西部は無

廳縣に、中部は候城縣に東部は武次縣に置かれたり。即ち武次縣は今の鳳城縣の所在地なり。漢の武帝の時、朝鮮は兵を出して東部都尉の渉何を殺したりとあり上編滿蒙沿革を參照すべし。隋代に至るや、大業八年(西紀六一二年)煬帝は大軍を率ゐて遼東城(今の遼陽)を圍む、宇文述等別軍に將として烏骨城を經て、鴨綠江を渡り、高句麗の國都平壤に進み、途に薩水(今の清川江)に於て大敗し以て還れり。後に唐の太宗安市城を圍める時、諸將の中に此城を措いて烏骨城を取り、鴨綠江を超えて平壤に進むべきを勸めたるものあり。更らに後、唐軍鴨綠江口より入りて泊灼城を攻めけるに、烏骨城の敵兵來りて唐軍を襲ひたることあり。其等の烏骨城は即ち、今の鳳凰城なり。又、唐代に烏骨江と稱せしなり之れは今の靉河なるべしと云ふ。遼代に至りては開州と稱して東京道の疆域にあり、其の治所を開遠縣といひ、鹽州、穆州、賀州を領したり。元代にては開州若くは開州站と稱し、宣城(今の岫巖)を經て蓋州(今の蓋平)に通ずるの要路たり。明代に至りては成化十七年(西紀一四一八年)鳳凰城を築きたり、又、鳳凰堡を設けたることあり。清代には鳳凰廳と稱せしが、民國に至りて鳳城縣と改稱せり

▼縣●城● 縣所在地は鳳凰城にして城内に縣

衙其の他の附屬官署あり學校あり、廟宇あり、安東縣より奉天に通ずる要路なるを以つて、商業盛んなり、戸數一千六百九十四、人口八千百十七を算す。

(25) 岫巖縣　東は八里にして哨子河に至り以つて鳳城縣に西は蓋平縣に接し、南は莊河縣に北は海城縣に界す、東西二十一里餘、南北二十六里弱、面積百七十一方里あり。　耕地は四萬三千五百九十一天地にして荒地は三萬三千六百二十天地なり。戸數は二萬一千にして人口十六萬五千人なるが日本人其の他の外國人一人もなし▼宗教々育　教育甚だ振はず僅かに小學校三あるのみ。　宗教は天主教、佛教あり其の他廟宇として關帝廟あり聖祠あり▼氣溫　攝氏にて最高三十四度、最低二十二度二なり▼農產物　包米、高粱、大豆、粟、水稻等を主なるものとし、黍、小麥、陸稻之れに次ぎ蕎麥、大麥等をも產す▼林產　柳、楊、水柚柳、柞、松、楡、樺、椴等を產す▼鑛物　岫巖石と稱し玉石材を產す其の採掘面積約五千町歩に達すと云ふ▼特產物　柞蠶繭、柞蠶絲、綿狗貓皮とす▼製造品　豆粕、豆油、煉瓦、瓦、小麥粉、燒酒、豆素麵等とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭等とす▼通貨　大小洋錢を主として流通せしも民國以來は支那各銀行の銀票を使用するもの多くなり又、土地の銀行等より發行する札

票も其の地方限り流通す▼沿革● 岫巖は金の世、秀巖の名を以つて蓋州屬縣の一たり、金末に咸平路宣撫使蒲鮮萬奴が今の豆滿江下流域に自立して自ら東眞國王と稱するや、蒙古の將榮祖は撒里臺に副として之れが征討に向ひ、先づ蓋州(今の蓋平)宣城等十餘城を拔き、金の主將葛不哥をして走り死せしめ、ついで石城(今の九連城の西北)に據れる郭琛等を破り、更らに進んで萬奴を伐ちて終に之れを擒にせりとある宣城は岫巖なり。元代に於て開州站(鳳凰城)より蓋州(蓋平)に至るには必らず經由すべき交通路として宣城の名顯はれ、明代に於ても亦宣城と稱せられ、清代に及んでは岫巖と稱せられ、康熙三年蓋平縣に屬し、奉天府に隷せしが、光緒三年蓋平縣より分離して新に州治を布かれ、鳳凰廳に直隷せり。然るに光緒三十二年莊河廳を新設するに當り、其の黄海に瀕する地方を割きて同廳に屬したるを以つて州治の疆域殆んど其の半ばを削らる。更らに民國に至り改めて縣治となりたるなり▼縣城● 縣所在地は岫巖にして城內に縣衙及び其の附屬官署、廟宇、小學堂あり、市街は概ね瓦葺にして商業中々に繁盛なり殊に柞蠶及び岫巖石の產最も多し。

(26)莊●河●縣● 東北は岫巖縣に接し西は復縣に界し南は海に臨む、面積二百五十四

方里なり。耕地は九萬四千百三十三天地にして荒地は三千八百八十九天地なり。戸數は三萬二千四百三十八にして人口二十六萬二千百八十九人なるが其の內譯は日本人二十戸、五十五人支那人三萬二千四百十八戸、二十六萬二千百三十四人、外國人一戸、一人なり。▼宗教々育　中學校一、小學校四十餘あり、其の他敎育會及び勸學所あり。宗敎は關帝廟、娘々廟、火神廟等にして天主敎、耶蘇敎亦信徒多し▼氣溫　攝氏にて最高三十五度、最低零下二十一度五なり▼農産物　大豆、包米、高粱、陸稻、水稻等を主なるものとして粟、大麥、黍等之れに次ぎ小麥、燕麥等をも産出す▼林産　楊、東瓜樹等とす▼鑛物　金鑛處々にあるも採掘量少なし▼特産物　柞蠶繭、同製絲、青麻、線麻とす▼製造品　小麥粉、豆粕、豆油、燒酒、豆素麵、鹽等とす▼燃料　高粱稈、包米麵、薪炭等とす▼通貨　從來は大小洋錢を主として流通せしも民國以來は東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票の流通漸く多きを加へ、又、土地の銀行並に資産家の發行に係かる札票あり、其の地方限り流通す、外國貨幣は日本紙幣、同補助貨、朝鮮銀行券等流通す▼沿革　もと岫巖州に屬せしが、光緒三十二年獨立して莊河廳となり更らに民國に至り廳を廢して縣と改めたり▼

▲縣城 縣所在地は莊河にして縣衙及び附屬官署師範傳習所、小學堂等あり、集散貨物は穀類を主として川魚之れに次ぐ、其の大半は當地に於て消費され、輸出さるるもの極めて少なし。

(27) 安東縣 東は鴨綠江を隔てて朝鮮新義州に接し、西は鳳城縣に境し、南は黃海に臨み北は寬甸縣と鄰す、東西九里餘、南北十八里にして百二十二方里あり。耕地五萬三千五百八十五天地にして荒地一萬七千三百六十一天地なり。戶數は二萬三千五十三にして人口十五萬三千六百八十四人なるが、其の內譯は日本人千四百三十八戶、五千二百五十九人、朝鮮人九百七十二戶、四千八百六十一人、支那人二萬六百四十一戶、十四萬三千五百六十二人、外國人二戶、二人なり▲宗教々育 中學校、甲乙商業學校、高等及び初等の各小學校併せて百二十七あり。宗教は回々教、娘々廟、關帝廟、火神廟、耶蘇教等あり▲氣溫 攝氏にて最高三十四度、最低零下二十一度二なり▲農產物 包米、大豆、高粱、粟を主なるものとし大麥、小麥、水稻黍、蕎麥等之れに次ぎ陸稻をも產す▲鑛物 金鑛、銅鑛等あり▲製造品 豆粕豆油、小麥粉、豆素麵等とす▲特產物 柞蠶繭、同製絲、麻等とす▲燃料 高粱稈、包米稈、薪、炭とす▲通貨

硬貨は元寶銀、小銀貨銅元銅錢等にして元寶銀は大取引に小銀貨即ち小洋錢は小取引に使用さる、紙幣は東三省官銀號に於て發行する銀票最も多く、其の他、日本紙幣、同補助貨、正金銀行、朝鮮銀行券流通せり ▼沿●革● 高句麗の代に北方の蠻族降附するものありしを鴨綠江中の地に置きて、其の城を來遠と名づけ、この事を歌に作りて來遠城の由と名づけたりと云ふ來遠城は今の安東と相對し鴨綠江中に在る點定島なり。 來遠城は金代に及んで東京道に屬し來遠州となれり。 即ち金の太祖は女眞人を統一し、翌年鴨綠江流域の征服に著手し、先づ兵を遣はして遼の保州(今の朝鮮義州)及び來遠の二城を攻し一年の後、遼軍遂に敗退せりと云ふに見るも、金の所屬なりしは其の以後なりしなり。 遼の來遠城所屬の八營中に蒲州營あり、其の蒲州が金の婆速、元の婆娑、古くは高句麗の泊汋と同一音の轉訛たるべきは、疑ひなけれど、其の位置も亦同一にして高句麗の泊汋のありし今の大蒲石河口なるべしとは斷ぜられず、即ち大夫、柳白、乞打の三營と共に、義州に近き、鴨綠下流域に在りしものなるべし。 大夫營等の三營が來遠城と共に、金軍に占領せらるるに當りて蒲州以下五營のことに關しては、何等傳ふる所なきもの、是れ已に廢せられしが

ためなるべく、其の後、約三十年にして今の九連城附近に置かれたる金の婆速統軍司は、其名を遼の蒲州營より得しのみならず、其の位置をも同うせるものなるべし。清に及んで光緒二年安東縣を設け、民國に至りて同く安東縣とす▼縣●城● 縣所在地は安東にして舊名沙河子と稱せり、道廳、縣衙、其の他の官公衙あり、市街は新舊の二に分れ、舊市街は主として支鮮人居住し、新市街は邦人居住せり、市は南北に長く東西に短かし、附近一帶は山脈縱横に起伏するも高山なし獨り鳳凰山は北方より來たり、安東の背後に至たりて元寶山を起し、朝鮮の白馬山と相對峙す。河流には有名なる鴨綠江あり、遠く源を長白山地方に發し、西南數多の小流を受け、通化、懷仁、寛甸の諸縣を經て黃海に注ぐ、全長約二百有餘里舟楫を通ずる區域約百有餘里に亙る。又、靉河あり城廠地方に發し南流して鴨綠江に合す。安東は鴨綠江に於ける唯一の呑吐港にして鳳城、寛甸、桓仁、通化、臨江、輯安等の各地より出入する貨物最とも多く、商業の繁盛すること安奉線中第一位たり。殊に鴨綠材の集散地として其の名高し。戸數は九千九百九十五にして人口は五萬四千九百三十三人なりと云ふ。

(28)梨樹縣　東は伊通縣に西は遼源縣に接し、南は昌圖縣に北は懷德縣に境す、面積二百四十八方里なり。耕地は二十九萬九千四百五十天地にして、荒地は四萬二千百八十五天地あり。戸數四萬六千三百三にして人口三十七萬十六人なるが其の內譯は日本人二百七十三戸、八百二十六人、支那人四萬六千三十戸にして三十六萬九千百九十人なり▼宗教々育　師範學校一、官立小學校三十三あり。宗教は關帝廟、娘々廟、財神廟、城隍廟等あり▼氣溫　攝氏にて最高三十六度、最低零下二十九度二なり▼農產物　大豆、高粱を主なるものとして黍、粟、包米、小麥、陸稻、大麥等之れに次ぎ蕎麥をも產す▼製造品　小麥粉、豆粕、豆油、燒酒、豆素麵等とす▼特產物　藍靛とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭とす▼通貨　從來は大小洋錢を主とせしも民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀券の流通漸く多きを加へ又、土地の銀行並に資產家の發行に係かる札票あり、其の地方限り流通す▼沿革　此地漢代より前燕時代までは夫餘に屬し、後魏より隋唐に至りては高句麗の領する所となり渤海時代には亦其の有に歸す。遼代に至りて東京道の疆域に韓州あり、治所を柳河縣と稱したり、卽ち是れ賣買卽ち舊名奉化の西南なる八面

城附近なりと云ふ。金に及んでは同じく韓州と稱し咸平路の最北端たり。以つて臨津、柳河の二縣を所領せり。元に至たりては韓州は二縣と均しく廢され、咸平府に隷せられたり。明に及んでは開原を出發し北に向つて陸行し、伊通河以北に至るべき交通路中に韓州の名あり、卽ち今の八面城なり。清代には光緒四年に至り奉化縣を設けられしが、民國に至り之れを改めて梨樹縣と稱せしむ▼縣城　縣所在地は賣買街にして縣衙及び附屬官署あり、牛馬稅局あり衞生局等あり、市街は南北と東西と十字大街より成り商業中々に盛んなり、產物の主なるものは穀類、藍靛、豆粕等とす。

(29) 昌圖縣　東は吉林省伊通縣に南は法庫縣に又、開原縣と接し、北は梨樹縣に西は遼源、康平に界す、其の面積二百三十方里あり。耕地は二十萬百三十四天地にして荒地は未詳なり。戶數五萬八千三百一にして人口六十一萬九千三百八十五人なるが其の內譯は日本人百三十三戶、千百五十四人、支那人五萬八千百六十七戶、六十一萬八千二百二十八人なり▼宗敎々育　兩等小學校、日語敎授所あり。宗敎は天主敎、關帝廟、耶蘇敎あり▼氣溫　攝氏にて最高三十六度、最低零下二十九度二な

り▼農産物　高粱、粟、陸稻、大麥、大豆、黍等を主なるものとして小麥、包米、之れに次ぎ蕎麥をも産出す▼林産　楊、柳、楡、等を産す▼鑛物　石炭、石材を産するも産額少なし▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒、豆素麵とす▼特産物　菁麻綿等とす▼燃料　高粱稈、薪炭、包米稈とす▼通貨　從來は大小洋錢を主として流通せしも民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀券の流通漸く多きを加へ、又土地の銀行並に資産家の發行する札票あり、其の附近に限り流通す▼沿革　此の地は漢代に於ては夫餘の領する所にして三國時代より前燕時代には玄菟郡治の所屬たり。後魏時代に至るや高句麗の領する所となり隋唐時代まで然りしなり、渤海時代に至りては其の有となる。遼に至りて東京道に屬せる肅州あり治所を清安縣といふ、其の肅州は昌圖の南に在りしなり。金に及んで清安縣は咸平路の治する所となり、元代には開原に治せる咸平府の所屬たりしが、明代に至り昌圖附近は邊牆の内に在りたり、卽ち昌圖境内には山險の見るべきものなきを以つて亮子河の北岸なる丘陵を利して邊牆を作りしなり。又、開原城の所轄せる地方の邊牆中に清陽堡と云ふあり十三箇の墩臺を管掌せり。其の清陽堡は昌圖の附

近西方にありたり。清朝に至り科爾沁蒙古遊牧地にして、乾隆年中、漢民の移住するものあり、未だ一廳を置くに至らず、開原縣に近き處は開原知縣の管理に屬し、鐵嶺縣に近き所は鐵嶺知縣の管理に歸せしむ。嘉慶年中に至つて農民の移住するもの三千九百餘戶に上る、因つて昌圖額爾克に理事通判一人、巡檢一人を置き、以つて農民一切の事件及び監獄警察の事を掌らしむ、之れを昌圖理事廳とす。光緒二年には陞して府となし、知府一、教授一、照磨一、司獄一を置き懷德縣(知縣一、訓導一、典史一)奉化縣(知縣一、訓導一、典史一)康平縣(知縣一、訓導一、典史一、主簿一)遼源州(知州一、學正一、吏目一)を管轄し、盛京將軍の所管とす。民國に至りて府を廢し縣となす▼

縣城● 縣所在地は昌圖にして舊名は蒙人、常突額勒克といひ、漢人は楡樹城子と稱す、縣衙ありて其の他、商務分會、稅捐局、學堂、廟宇等あり、物產は大豆、高粱、黍等にして商業中々に盛んなり。

(30)突●泉●縣● 西及び南の二方面は圖什業圖旗に接し、東は洮南に北は札薩克圖旗に界す、面積は四百十八方里なり。耕地二千百天地にして荒地は未詳なり。戶數は三千百十七戶にして人口一萬二千四百八あり、日本人其他の外國人一人も居住

せず▼宗教々育　突泉に小學校一あるのみ。宗教は喇嘛教、佛教、基督教とす▼氣温　攝氏にて最高三十四度二、最低零下三十度五なり▼農産物　包米、高粱、粟、大麥、黍、大豆等とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪なり▼通貨　從來は主として大小洋錢を使用せしが民國以來東三省官銀號、奉天興業總銀行交通銀行等より發行する銀劵の流通漸く多きを加へ、又、土地の銀行並に資産家の發行する札票あり、其の地方限り流通す▼沿革　漢代より後魏時代までは鮮卑の領する所となり、後魏時代には契丹の有となり、隋唐より遼代までは霫の勢力範圍に入り、遼代には上京道の疆域に屬し、金代には北京路に隷し、元代には遼陽、廣寧、瀋陽、大寧、開元、合蘭府、水達々の七路と咸平府との範圍外に在り、明代には初め福餘の外衞たりしものの如かりしが後、科爾沁部となる。清朝となりては宣統元年に醴泉縣を設置したりしが民國に至るに及んで突泉縣と改稱せり▼縣城　縣所在地は突泉にして原野中にある一小寒村に過ぎず三四の雜貨商及び旅店あるのみ、戸數八十、人口四百五十なりと云ふ。

(31)安廣縣　東は大賚に西は洮南及び洮安縣に接し、南は郭爾羅斯前旗に北は鎮

東縣に界す、面積二百五十一方里なり。耕地は一萬一千百二十二天地にして荒地は三千九百六十五天地なり。戸數は三千十二戸にして人口は一萬五千七百人あり日本人其の他の外國人一人もなし▼宗教々育　縣城に初等小學校一あるのみ。宗教は縣城に基督教、部落に天主教あるも信徒少なし▼氣溫　攝氏にて最高三十四度二、最低零下三十度五なり▼農產物　粟、黍、高粱、蕎麥、包米、小麥、大豆等とす▼製造品　豆粕、小麥粉、豆油、燒酒、曹達等とす▼特產物　棉花、狐皮、猿皮とす▼燃料　高粱稈、包米稈とす▼通貨　從來は大小洋錢を主として使用せしも民國に至り東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票を使用する漸く多きを加ふるに至れり、又、土地の銀行並に資產家の發行する札票も其の地方限り流通す▼沿革　此地は科爾沁部の科爾沁右翼後旗(蘇鄂公旗)に屬し、もと靺鞨の地たり、洮兒河の流域に當り地味肥沃なるを以つて輓近移民の數漸次增加し、光緒三十年に洮南府の東北白城子に靖安縣を置き、洮兒河の南岸高家窩堡に安廣縣を置き以て洮南府に屬せしむ。民國に至りても尙ほ安廣縣と稱し、洮昌道に隸せしむ▼縣城　縣所在地を解家窩棚と稱し戸數二十、人口百二十の一小寒村たり。

(32)鎭東縣　洮南縣を距る東北約二十二里に在り、南は安廣縣に西は洮安縣に東北は大賚に界す、面積百三十方里あり。戸數千六百五十にして人口八千二百人なるが日本人其の他の外國人一人もなし▼宗教々育　縣立小學校一あるのみ。宗教は關帝廟を祭るの外殆んど見るべきものなし▼氣溫　攝氏にて最高三十四度二、最低零下三十度五なり▼農產物　粟、高粱、黍を主なるものとし、大豆、小麥、包米、蕎麥之れに次ぎ大麥をも產出す▼燃料　包米稈、高粱稈とす▼通貨　從來大小洋錢を主として使用せしも民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票の流通漸く多きを加へ、又、土地の銀行並に資產家の發行する札票あり、其の地方限り流通す▼沿革　宣統元年に至り蘇鄂公旗地を拂下げ鎭東縣を設置し、民國に至りても鎭東縣として洮昌道に隸せしめぬ▼縣城　縣所在地は叉千撓にして縣衙、郵政、代辦所、兵營あるも戸數三十五、人口二百二十にして商業の如き見るに足るものなし。

(33)開通縣　東は安廣縣及び郭爾羅斯前旗に接し、西は突泉に北は洮南縣に界す、面積二百七方里なり。耕地は二萬五千六百四十天地にして荒地は六千八百九十

天地なり。戸數三千五百三十四にして人口二萬四千六百五十八人なるが日本人其他の外國人一人もなし▼宗教々育　初等高等小學校一、小學校三あるのみ。宗敎は喇嘛敎、關帝廟、天主敎、耶蘇敎等あり▼氣溫　攝氏にて最高三十四度八、最低零下三十度五なり▼農產物　黍、大豆、粟、高粱を主なるものとして蕎麥、包米等之に次ぎ大麥、小麥をも產出す▼製造品　豆粕、豆油、燒酒、豆素麵等とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪等とす▼通貨　從來は大小洋錢を主として使用せしも民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行に係かる銀票の流通漸く多きを加へ又、土地の資產家並に銀行より發行する札票あり其の地方に限り流通す▼沿革　もと蒙古札薩克圖王旗の地なりしが、光緒二十九年に至りて、奉天將軍增祺の奏請により三十一年開通縣を置くこととなり、更に民國に至り同く開通縣と稱し洮昌道に屬せしめぬ▼縣城　縣所在地は七井子にして縣衙、附屬官署小學堂あり、戶數七十九、人口八百八十八人にして僅かに四五の雜貨店と二三の旅店あるのみ。

(34) 洮安縣　東は鎭東縣に西は洮南縣に接し、南は洮兒河を隔てて同じく洮南縣に北は札薩克圖旗に界す、面積百二十四方里あり。耕地は三萬六千五百三十二天

地にして荒地は一萬八千八百二十一天地なり。戶數千六百五にして人口一萬七千五百八十三人なるが日本人其の他の外國人一人もなし▼宗教々育　初等高等小學校一、初等女學校並に公立小學校各一あるのみ。宗教は管內に蒙人少なからざるため喇嘛教を奉ずるもの亦少なしとせず▼氣溫　攝氏にて最高三十四度二、最低零下三十度五なり▼農產物　高粱、粟、大豆等を主なるものとし蕎麥、包米、黍、大麥、小麥等之れに次ぐ▼製造品　燒酒、麻油等とす▼特產物　葉煙草、菁麻を產す▼燃料　高粱稈、包米稈、薪等とす▼通貨　從來は大小洋錢を主として流通せしが民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票ありて流通漸く多きを加へ又、土地の資產家並に銀行の發行する札票あり其の地方限り流通す、外國貨幣としては露國紙幣、同補助貨共に盛んに流通す▼沿革　もと蒙古の札薩克圖王旗の地なりしが奉天將軍增祺の奏請により光緒三十年始めて靖安縣を設置せり、民國に至り洮安縣と改稱して洮昌道に屬せしむ▼縣城　縣所在地は白城子にして縣衙及び附屬官署あり、市街は東西十五町南北二十町あるも現時尙ほ一農村に過ぎず、戶數七十五、人口三百三十八人を算す。

(35)遼源縣　東は梨樹縣に西は溫都爾王府に接し、南は昌圖縣に北は達頼罕旗に東北は懷德縣に西南は康平縣に界す、面積百八十二方里あり。耕地は三萬二千五百天地にして荒地は未詳なり。戸數一萬一千七百七十、人口八萬四千五百六人あり其の內譯は日本人四十七戸、百七十二人、支那人一萬一千七百二十戸、八萬四千三百二十八人、外國人三戸、十四人なり▼宗教々育　縣城に官立小學校、女子小學校あり地方に初等小學校三あり▼氣溫　攝氏にて最高三十六度、最低零下二十九度二なり▼農產物　高粱、大豆を主なるものとし粟、黍之れに次ぎ、其の他、包米、大麥、小麥、陸稻、蕎麥等を產す▼林產　楡、柳等を產す▼鑛物　曹達を產す▼製造品　小麥粉、豆粕、豆油、燒酒、豆素麵等とす▼特產物　麻、狐皮、狼皮あり▼燃料　高粱稈、薪、炭、包米稈とす▼通貨　從來は大小洋錢を主として使用せしも民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票の流通漸く多きを加へ又、土地の銀行並に資產家の發行する札票も其の地方限り流通す▼沿革　清代に遼源州と稱し昌圖府副都統の管轄たり、民國に至りては遼源縣と改稱して洮昌道に屬せしめぬ▼縣城　縣所在地は鄭家屯にして、蒙人は之れをチョンエートと稱す、又、遼源縣の所

在なるを以つて、遼源と稱す、今より約五十年前は一の蒙古部落にして、數戸の人家存在せしに過ぎざりしが、爾後漸次發達し、東蒙貿易の關門として物資の集散多く其の貿易の衝に當るものは、悉く營口、奉天及び少數の直隷、山西の各地より來れる出張店にして、土著人は小賣店を營むに過ぎず、其の貿易品の主なるものは穀類、牛馬、羊、豚、獸皮、羊毛、瓜子兒、木材、河魚等を輸入品とし鹽、綿、絲布、麥粉、焼酒其の他諸雜貨を輸出品とす。　縣衙、附屬官署、統領衙門、其の他幾多の官公署及び學校あり市内繁盛にして支蒙人雲集す、若し夫れ四鄭鐵道貫通せば、更らに一段の殷賑を極むること、期して待つべし、戸數六千二百、人口三萬八千と註せらる。

(36) **洮南縣**　洮兒河の流域に臨み東は洮安縣に西は突泉縣に接し、南は開通縣に北は東蒙古札薩克圖王府に界す、面積八百二十三方里あり。　耕地五萬二千三百十六天地にして荒地二百五十二萬六千二百九十天地なり。　戸數七千八百十七、人口五萬二千六百二十四人なるが、其の內譯は日本人四戸、十一人、支那人七千八百十三戸、五萬二千六百十三人なり▼**宗教々育**　縣立初等高等小學校、女子小學校、其の他公立初等小學校三あり。　宗教は佛教、喇嘛教天主教、耶蘇教等あり▼**氣溫**　攝氏に

て最高三十四度三、最低零下三十度四なり▼農産物　粟、高粱、黍を主なるものとして包米、大豆、蕎麥、大麥之れに次ぎ陸稻、小麥等をも産出す▼製造品　豆粕、豆油、燒酒等とす▼特産物　菁麻、麻、狗貓皮なり▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭等とす▼通貨　從來は大小洋錢を主として使用せしも民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票の流通漸く多きを加へ、又、土地の資産家並に銀行より發行する札票あり、其の地方限り流通す、外國貨幣は露國紙幣、同補助貨流通す▼沿革　金の太祖兵を起して達魯古城を攻め之れを陥れたりといふ、謂ゆる達魯古城は今の嫩江右岸の支流なる洮兒河の南に存す。遼の聖宗の太平四年(西紀一〇二四年)に鴨子河を改めて混同江といひ、撻魯河を改めて長春河といへり。此撻魯河は今の洮兒河にて達魯古も撻魯に同じく、達魯號、又は徒魯古と呼ばれたる部族も亦此河の邊に居たるなりといふ。後、蒙古の札薩克圖王旗の地なりしが光緒二十九年奉天將軍增祺の奏請により同三十年に至り、洮南府を設置せり、民國に至るや、府を廢して縣となし、洮南道に屬せしめぬ▼縣城　縣所在地は洮南にして、洮兒河と交流河との交點の西南一里にあり、もと薩鷄街茅土と稱する蒙古部落にして、僅

かに二三の土屋を有するのみなりしが、光緒二十八年札薩克圖王と協商して土地を開放するに際し、此地を選びて城基の地となし、荒務局を設置し、其の名を改めて双流鎭と稱す、爾來、滿漢人の來往するもの日に多く、光緒三十年洮南府を設置したる時は、已に三四十戸を算するに至れり、今や戸數五千六百、人口三萬三千人の多きを致す、市街は方約二千米突の壕壘を繞らし、東西南北に各一門あり、市内繁盛にして蒙支人の來往織が如く、實に熱鬧を極む、此地を經て南方諸都市に散布さるる物資は牛、馬、羊、羊皮、羊毛等にして、此地を經て蒙古各地に輸入さるるものは、主として高粱、粟等の穀類及び蔬菜なり。又、道尹公署縣衙を始め幾多の官公衙及び學校あり。

(37)柳●河●縣●　奉天の東北八十里に在り、東は吉林省に西は開原縣に接し、西南は興京縣に南は通化縣に北は海龍縣に界す、面積二百一方里なり。耕地は三萬四千六百五十五天地にして荒地は八百四十七天地なり荒地中開墾著手のものは百三十三天地あり。戸數二萬五百一にして人口十一萬九千三十一人なるが、其の內譯は朝鮮人千七十一戸、五千三百五十六人、支那人一萬九千四百三十戸、十一萬三千六百

七十五人なり、▼宗教々育　小學校二十七あり。宗教は關帝廟、娘々廟、其の他、回々教、天主教、耶蘇教等とす▼氣溫　攝氏にて最高三十五度八、最低零下二十六度五なり▼農產物　高粱、大豆、粟、包米等を主なるものとして陸稻、小麥、黍、大麥、蕎麥等之れに次ぐ▼鑛物　石炭及び鐵等を產す▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒、豆素麵等とす▼特產物　藍靛、線麻、麻、柞蠶繭、同製絲、葉煙草等とす▼燃料　石炭、高粱稈、包米稈薪、炭等とす▼通貨　從來は大小洋錢を主として使用せしも民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票の流通漸く多きを加へ、又、土地の銀行並に資產家の發行する札票あり其の地方限り流通す▼沿革　此地は漢代より夫餘の所領たりしが、前燕時代には高句麗の有となり渤海起るに及んで其の有となる。遼代に於て綠州(今の臨江縣)の所屬に慕州あり、今の柳河縣なるべしと云ふ。清朝の際には圍場即ち御料禁獵地にして此地一帶を栗山と稱し、戶部より許可證を得たるものにあらずんば、人參を採取することを許されざりき。尋いで光緒二年に及んで時の盛京省將軍崇實、移民を招致して以つて土地を開墾し通化縣を設く又、其の北方なる柳樹河には分防丞を置きたるが、光緒三十八年に至り盛京將

軍增祺の奏請により、通化縣內、龍岡以北の二十一堡の地を割きて柳河縣を新設す。民國に及んでは同じく柳河縣と稱し、東邊道に屬せしめぬ▼縣城　縣所在地は柳河鎭にして縣衙、附屬官署、小學堂、廟宇等あり、物產は穀類にして高粱、小麥等最も多く、主として北山城子方面に出づ左れど商業概して振はずと云ふべし。

(38) 西安縣　東は東豐縣に、南は西豐縣に接し、北は吉林省伊通縣に界す、面積百四十八方里あり。　耕地は十四萬八千九百三十一天地にして荒地は二萬三千三百十天地なるが荒地中二萬六百九十三天地は開墾著手中なり。　戶數三萬六千四百十八にして人口二十二萬三千九百五十一人なるが、其の內譯は日本人十六戶、三十六人、支那人三萬六千四百戶、二十二萬三千九百十三人、外國人二戶、二人なり▼宗敎々育　師範傳習所、女子師範學校、縣立初等高等小學校、初等小學校三十四あり。　宗敎は天主敎、回々敎、基督敎等とす▼氣溫　攝氏にて最高三十五度七、最低零下二十六度五とす▼農產物　大豆、黃粱、包米、粟等を主なるものとして大麥、小麥、黍、陸稻等之れに次ぎ蕎麥、水稻、燕麥等をも產出す▼鑛石　石炭を產す▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒、豆素麵とす▼特產物　菁麻、綿麻、柞蠶繭、麻、藍靛等とす▼燃料　高粱稈、石

炭、包米稈、薪炭等とす▼通貨　從來は大小洋錢を主として使用せしも民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票の流通漸く多きを加へ、又、土地の銀行並に資産家の發行する札票あり其の地方限り流通す▼沿革　此地漢代より夫餘の所領にして隋唐に至りては高句麗の有となり渤海に及んで其の有となる。金代より元代に至りては咸平路に屬せり。清の太祖起るに及んで、先づ尼堪外蘭を征して勢威大に揚がり、頻りに扈倫、長白山諸部及び蒙古の科爾沁部の聯合軍を破る。時に扈倫部中の葉赫獨り降らず、朝鮮王光海君と聯合し來り侵に及んで更らに援を明に請へり、明の神宗、依つて遼東の經略楊鎬をして之れを援けしむ。太祖、聯合軍を渾河畔に逆撃して之れを破り葉赫城を下す。西安縣（大疙瘩）は即ち葉赫城のありし所なり。後、此地を大圍場となし、光緒二十二年の秋、圍場の禁を解き、盛京省戸部侍郎良弼をして、四十五圍を開墾せしめ後、縣治とせり。民國に至りても亦同じく西安縣と稱し、遼瀋道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は大疙瘩にして縣衙、附屬官署あり、警務學校あり師範學校あり小學校あり、物産は大豆葉煙草等を主なるものとし、商業稍盛んなり、戸數一千三百十六、人口八千三百七十

人と註せらる。

(39)東豐縣　東及び南の二面は海龍縣に西は西豐縣に接し、北は西安縣に境す、東西十里、南北十六里にして面積百四十七方里あり。耕地は十六萬八千三百七十七天地にして荒地は一萬九千五百七十八天地なるが、荒地中、一萬九千五百七十八天地は開墾著手中なり。戸數三萬七千十、人口二十萬七千十三人なるが、其の內譯は日本人九戸、十二人、支那人三萬七千戸、二十萬七千人、外國人一戸、一人なり▼宗教々育　師範學校一、小學校三あり宗教は天主教道教、基督教等あり▼氣溫　攝氏にて最高三十五度八、最低零下二十六度三なり▼農產物　大豆、高粱、粟、包米等を主なるものとし、小麥、黍、大麥、陸稻、蕎麥之れに次ぐ▼林產　柞、椴、楸、楡、槐等を產す▼鑛物　石炭あるも產額少なし▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒、豆素麵等とす▼特產物　綿麻、莧麻、葉煙草、柞蠶繭、藍靛、麻等なり▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭等とす▼通貨　從來は主として大小洋錢を使用せしも、民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票の流通漸く多きを加へ、又土地の銀行竝に資產家の發行する札票あり、其の地方限り流通す▼沿革　清朝時代に於ける圍場卽ち御料禁

獵地なりしが、光緒三十年に至り東平縣を置きぬ、民國に至りては東豐縣と改稱し遼瀋道に隷せしめたり▼縣城　縣所在地は大肚門にして縣衙、附屬官署、稅捐局、商務會、學校、廟宇等あり、產物の主なるものは穀類にして內、大豆の產額最も多量なり、主として鐵嶺に輸出さる。

(40)海龍縣　東は吉林省に西は開原縣に接し、北は吉林省及び東豐縣に南は柳河縣に界す。形狀は南北に長く東西に著るしく狹くして北の一角突出せるも、先づ不規則なる長方形をなす、面積二百七方里あり。耕地は十二萬三千九百九十六天地にして荒地は五百六十一天地なるが、荒地中四百九十九天地は開墾著手中なり。戶數三萬四千五百五十七、人口二十萬四千四百人にして、其の內譯は日本人四戶、十八人、朝鮮人三百一戶、千五百七八、支那人三萬四千二百五十戶、二十萬二千八百六十九人、外國人二戶、六人なり▼宗敎々育　中學校、師範學校、女子高等小學校二、高等小學校四、其の他、小學校六十八あり。宗敎は道敎、儒敎、基督敎、天主敎等あり▼氣溫攝氏にて最高三十四度六、最低零下二十五度六とす▼農產物　大豆高粱等を主なるものとし小麥、包米、蕎麥、粟、大麥、陸稻、水稻等之れに次ぐ▼林產　楊、柳、楡、柞、椴等と

す▼鑛物　管內鑛產地多きも石炭を以つて最とす▼製造品　小麥粉、豆粕、豆油、燒酒、豆素麵等とす▼特產物　線麻、莄麻、藍靛、葉煙草、麻等とす▼燃料　石炭、コークス、高粱稈、薪、炭、包米稈等とす▼通貨　從來は主として大小洋錢を使用せしも、民國以來、東三省官銀號奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票の流通漸く多きを加へ、又、土地の銀行並に資產家の發行する札票あり、其の地方限り流通す▼沿革　漢代より後魏時代までは夫餘に屬し、隋唐時代に至り高句麗の領する所となり渤海時代には其の有に歸し、遼代に熟女眞にもあらず生女眞にもあらざる回跋部族あり輝發江の邊に住せしが、當時は其等部族の居住せし所たりしものの如し金代にありては上京路の疆域に屬し、明代に至り開原より房州即ち胖色城(今の輝發河邊の山城子)を經て納丹府城(今の納丹佛勒)に至る途中の通路にありたり。清初に及んで圍場即ち狩獵の地なりしが、光緒四年に至り該地の一部を開放し、旗官を以つて之れを管轄せしめ、同十二年海龍府となし、民國に至り府を廢して縣となし、東邊道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は海龍城にして城內には縣衙、附屬官署、商務會、師範文義、小學校等あり、物產としては穀類中、大豆の產額最も多く、主として鐵嶺、

開原地方へ輸する、城外は商業區にして東門外を最とす、戸數二千三百五十四、人口一萬二千二百六十人なりと云ふ。

(41)安圖縣　東は圖們江を隔て朝鮮に接し、西は兩江口を以つて撫松、樺甸兩縣に、南は白河を以つて長白縣に北は牡丹嶺、英額嶺の山脈にて吉林省に界す、東西百六十支里、南北二百支里にして面積七百三十四方里あり。耕地は三千天地にして荒地は未詳なり。戸數八百戸にして人口三千六百人なるが其の内譯は朝鮮人二百戸、六百人、支那人六百戸、三千人なり▼宗教々育　初等小學校一あるのみ。宗教は關帝廟を祭るのみ▼氣温　攝氏にて最高三十五度八、最低零下二十六度五とす▼農産物　包米、粟、高粱、大豆等とす▼林産　管内森林多く其の種類は松、落葉松、楊、柞、樅等にして千年斧を入れざるの大樹多く存すと云ふ▼製造品　焼酒とす▼特産物　線麻とす▼燃料　高粱稈及び包米稈なり▼通貨　從來は主として大小洋錢を使用せしも民國以來、東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票あり流通漸く多きを加へ、又土地の銀行並に資産家の發行する札票あり、其地方限り流通す▼沿革　東北滿洲に現はれたる最古の民族たる粛愼の後裔に掘婁あ

り漢代に於て夫餘の本地たる今の農安より東北にあり、其の東方は大海に濱し南は北沃沮に接し、而して其の北は極むる所を知らずとあり、今の寧古塔より東北沿海州に亙れる地方なるべしと云ふ。當時今の安圖縣地方は此等の勢力範圍たるは言ふまでもなく、挹婁の所領たりしこと一點の疑なし。又、晋代に於ける挹婁は前代と同じく東は海に臨み、南は今の豆滿江を以つて、北沃沮の地に連なり、西は松花、牡丹兩江の分水嶺を以つて夫餘に接し、北は松花、黑龍兩江下流域に及べるを見れば、此時代に於ても亦今の安圖縣地方は挹婁の所屬たりしなり。渤海時代に至りては渤海の始祖大祚榮は唐軍を破りて後、更らに東方に赴き、古の挹婁民族の地方に在りし東牟山輝發、松花二江の間に横はる山脈)のほとりに都を建てたるが其れより強大となれりと云へば、此際に於ても亦今の安圖縣地方が其等の所屬たりしこと明かなるべし。遼に及んで松花江以東の地は大抵女眞人に占有せられて、遼の勢力は之れに及ばず、從つて今の安圖縣地方は女眞人の勢力範圍たりしなり。金代に至りては上京路に屬し、元代に及んでは開元路の疆域にありたり。清代には長白府に隷し、宣統元年十月、錫總督の奏請により、圖們江上流に縣治を新設し安

圖縣と名づく。民國に至りては同く安圖縣と稱し、東邊道に隷せしめぬ▼縣城縣所在地は娘々庫にして縣衙、郵政代辨所、小學堂等あり、集散貨物は木材の外、獸皮等なるも道路不良にして且つ遠隔地なるがため其の輸出極めて少なし、戸數僅かに七十、人口三百五十八なりと云ふ。

(42)輝南縣　東は濛江縣に西は海龍縣に接し、北は吉林省の盤石縣に南は柳河縣に界す、面積百八十七方里あり。耕地三萬天地にして荒地は未詳なり。戸數八千百九十にして人口五萬三千三百九十八なるが日本人其の他の外國人一人もなし▼宗教々育　縣城に兩等小學校、女子小學校あり、其の他大なる部落に初等小學校あり。宗教は文廟、關帝廟、火神廟、九聖廟等あり▼氣溫　攝氏にて最高三十四度、最低零下二十四度七なり▼農産物　大豆、高粱、包米、粟を主として黍、小麥、蕎麥之れに次ぎ陸稻、大麥等をも産す▼林産　柳、楊、水柚、柳、柞、松、楡、樺、椴等とす▼鑛物　鐵、金、石炭等を産す▼製造品　小麥粉、豆粕、豆油等とす▼燃料　高粱稈、石炭、包米稈、薪、炭等とす▼通貨　從來は主として大小洋錢を使用せしも、民國に至りて東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票あり流通漸く多きを加へ、又、土地の

銀行並に資産家より發行する札票あり其の地方限り流通す外國貨幣は露國紙幣、同補助貨とす▼沿革　宣統元年始めて輝南廳を設置し、民國に至りて之れを廢し、縣と改め東邊道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は謝家店にして市街の周圍は土壁を以つてし、縣衙、附屬官署、商務分會、議事會、郵政代辨所、初等小學校、基督敎堂等あり、集散物資は人參、煙草其の他少許の穀類なり。

(43)撫松縣　東は安圖縣に西は濛江縣に接し南は長白縣に北は吉林省の境界に隣す、面積九百六十二方里あり。耕地は千五百天地あり、荒地は未詳なり。戸數千八百四にして人口一萬二千二十八人なるが其の內譯は朝鮮人九百四戸、四千五百二十八人、支那人九百戸、七千五百人なり▼宗敎々育　學校敎育として見るべきものなし、宗敎は關帝廟を祭るのみなり▼氣溫　攝氏にて最高三十四度、最低零下二十五度二なり▼農産物　粟、大豆、包米を主として大麥、小麥、高粱、陸稻等を産す▼林産楓、胡桃、松、樅、柞、樺等を産す▼製造品　麻油、豆粕、豆油、燒酒等とす▼特産物　圓參、蘑茹、菁麻、貝母等とす▼燃料　包米稈、高粱稈とす▼通貨　從來は主として大小洋錢を使用せしも民國に至り東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する

銀票あり流通漸く多きを加へ、又土地の銀行並に資產家の發行に係かる札票あり、其の地方限り流通す▼沿革　明治四十三年此地に縣を置くべき場處を決定し、同四十四年其の設置を見たるなり▼縣城　縣所在地は松花江の上流なる特牛哨北甸子に在り、東西約五丁南北十町あるも未だ市街をなすに至らず、從つて戶口不明なり、物資は漸く住民の需要を充すに過ぎず、唯、人參、貝母等の藥材あり著名なる特產物として奉天、營口等に搬せられ其の額少なからず、又、縣衙、稅局、墾務局等あるも商業頗る振はず。

(44)長白縣　奉天省の東部に位し、東南鴨綠江を以つて朝鮮と隣接し、西方は嘉魚河を以つて臨江及び撫松兩縣に界し、北方は白河を以つて安圖縣に界す、廣袤東西三百支里、南北二百支里にして二百二十五方里あり。耕地は二千五百天地にして荒地未詳なり。戶數五千百三十にして人口二萬六千九十五人なるが其の內譯は朝鮮人二千五百五十四戶、一萬二千七百七十八、支那人二千五百七十六戶、一萬三千三百二十五人なり▼宗教々育　小學堂一あり其の他、簡易識字學堂一あり。宗教としては關帝廟を祭のみ▼氣溫　攝氏にて最高三十五度八、最低零下二十六度五な

り▼農産物　高粱、包米、粟、大麦、大豆等を産す▼林産　管内全部森林地帯にして大樹多く紅松、黒松、樅、楊、柞等の類とす▼製造品　焼酒、蘇茄、小麦粉等とす▼特産物　少許の狗貉皮とす▼燃料　高粱稈、包米稈とす▼通貨　従来は主として大小洋錢を使用せしも民國に至り東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票あり流通漸く多きを加へ、又、土地の銀行並に資産家の發行する札票あり其の地方限り流通す、外國貨幣としては、日本紙幣、同補助貨等流通す▼沿革　唐代に於ける靺鞨は上代の挹婁にして北魏に於ては之れを勿吉と稱せり、其の靺鞨は數十部に分れしが、粟末部は最南に在り太白山附近に居る。太白山は今の長白山にして一に徒太山と云ふ。此の長白山は金卽ち女眞人の起るに及び支那本部の名山と同じく朝廷より祀封の禮を受け、近代の滿洲朝廷にては康熙帝に至りて之れを祭祀しぬ。康熙帝は又、朝鮮との紛糾乃ち越界に伴ふ所の人參私掘に或は流民の潜住に繁雜なる交渉を煩はすを以つて、長白山の定界をなさんとし、松花、鴨綠の兩江の水源地を實査せしめ、康熙十六年中、内大臣武木納の松花江上源地の踏査に始まり、尋いで二十三年駐防協商勒出の鴨綠江遡航となりしが、三道溝附近にて朝鮮

人の狩獵者に銃傷を負はしめられ、其の目的を達するを得ざりき。從つて國境上の紛糾は絶えざりき。康熙帝依つて再び之れが定界をなさんとし、康熙五〇年(西紀一七一〇年)烏拉(吉林)總管穆克登に國境審定の主意の授け翌年上諭を下せり。於是乎、穆克登は五十一年五月、興京の東北邊門より進み、小舟を作つて頭道溝を出で鴨綠江に入り水陸並び進み、溯行して厚州に至り、朝鮮發遣の伴使及び監司に相會し、更らに進みて惠山に至り、其れより舟を捨て長白山に向ふ。遂に江源を窮めて山上の潭水と鴨綠、豆滿二江の源とを實測し潭畔の東下十里許の地に界碑を建て左の如く刻せり。

大淸烏喇總管穆克登等、奉旨查邊至此審視、西爲鴨綠、東爲土門、故分水嶺上勒石爲記、康熙五十一年五月十五日、筆帖式蘇爾昌、通官二哥、朝鮮軍官李義復趙臺相、差使官許樑、朴道常、通官金應瀗、金慶門。

碑は高さ凡そ二尺七寸、廣さ一尺七寸なりと云ふ。此審界の結果、西は鴨綠江の本流を、東は土門江を以て界となしたれば多年の紛爭は、此に至つて全く解決せり。然れども土門の地名につき他日に至り、所謂東間島問題を惹起するに至りたり。

其後に至りても尙ほ長白山西方一帶の地には朝鮮人の居住者少なからず、第二の間島問題を惹起するの虞あればとて前の東三省總督徐世昌上奏して長白府を設置せんことを請ふや、宣統元年に至り長白府の設置を裁可され。民國に至りては府を廢して縣と改め、東邊道に屬せしめぬ▼縣城　縣所在地は縣名と同一にして縣衙、附屬官署、學校等あり、物產は穀類、麻等を主とするも產額多からず、從つて商業亦至つて幼稚なり、戶數百にして人口五百なりと云ふ。

(45)輯安縣　東南は鴨綠江に面し、北は通化縣に接し、西は桓仁縣に界す、面積二百二十一方里あり。耕地は一萬一千六百二十天地にして荒地は二百三十九天地なるが、其等の荒地は總て開墾著手中なり▼宗敎々育　師範學校一、小學堂二十あり宗敎は關帝廟基督敎、天主敎とす▼氣溫　攝氏にて最高三十四度、最低零下二十三度二なり▼農產物　包米、高粱、大豆、粟等を主なるものとし大麥、小麥、陸稻、黍等之れに次ぐ▼林產　松、椵、楡、柞、槐、刺楸、樺、楊、柳等とす▼鑛物　金、銀、砟、鉛、水晶石等あるも未だ採掘せず▼特產物　線麻、麻、葉煙草等とす▼製造品　豆粕、豆油、燒酒、小麥粉とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭とす▼通貨　從來は主として大小洋錢を使用せしも

民國に至り東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行の發行に係る銀票あり流通漸く多きを加へ、又、土地の銀行並に資産家の發行する札票あり、其の地方限り流通す、外國貨幣は日本紙幣、同補助貨、及び朝鮮銀行券盛んに流通す▼沿革 漢の武帝の元封三年(西紀前一〇八年)沃沮の故地に玄菟郡を置かれしが、沃沮及び濊貊の壓迫により昭帝の始元五年(八二年)郡治を高句驪縣(今の興京老城)に徙せり。即ち當時の玄菟郡は鴨綠江の上流域、佟佳江の全流域及び興京附近を包含したるなり。其の治下には前代以來の高句驪、西蓋馬、上般臺の三縣の外に、前代に於て遼東郡の治下に在りし高顯、候城、遼陽、望平四縣の來屬を見るに至れり、而して其の治所は依然、高句驪縣にして、高句驪縣は後漢の末期に至りて、玄菟郡治として奉天に移りたり。是れ高句麗の勢力漸く加はるに及んで、玄菟郡は先づ其侵略を受け、從つて郡治も長く舊地に留まることを得ざりしがためなり。當時、高句麗の都は丸都にありたり。即ち呉書の記事に、孫權の使者秦旦等遼東に至りしに、公孫淵は俄に變心して、彼等を玄菟城(玄菟郡治)に留め押籠同樣の待遇をなししかば、彼等は一夜逃れ出で險阻なる山谷の間を行くこと六七百里、更に行くこと數日にして高句麗の丸

都城に達したりとある是なり。今、後漢末期に於ける高句麗と玄菟郡との境界を知らんとせば、興京と撫順との間に求むるを穩當なりとす。此兩地間は渾河谿谷の外、山嶽連亙して殆ど全く道路の通ずべきものなきが故に、高句麗人の西侵は必ずや此谿谷に由りしなるべく、而して此谿谷中最も天險と認むべきもの、東に木奇の畔(古の木底城)あり、西に鐵背の險あり何れも兩國の分界點となり得べきものなれども、吾人は明代に於ける邊牆の一關門たる撫順關即ち今の關口を以つて、之れに充るを、一層安全なる推定なりとすとは、白鳥博士、箭内文學士の所說たり。既に高句麗の西境即ち玄菟郡の東境決定したる以上は、玄菟郡は奉天に郡治を有したるに於て、其の奉天府の所屬たる承德、鐵嶺、開原の三縣は固より其の疆域中に在りしや疑ひなし。然らば高句麗の丸都城は何れの地點にありたるやと云はんに、(一)滿浦鎭對岸の邊即ち通溝の東北約二十淸里の處なるべしといひ(二)楚山の對岸の邊即ち通溝の西南約百淸里の處なるべしといふものあるも、最も妥當なりと信ぜらるるは、今の通溝の西北約九十淸里の地なり。即ち光緒三十一年(西紀一九〇五年)輯安縣(通溝)の知縣吳光國は道路修繕の際、通溝の西北約九十淸里なる板石嶺の附近に

於て一の斷碑を得たり、其の文に曰く、

正始三年高句驪國
督七牙門討句麗五
復遺寇六年五月旋
討寇將軍魏烏單于
威寇將軍都亭侯
行禆將軍領國
禆將軍

是れ高句麗王位宮(東川王)の時、魏の將軍毋丘儉が、丸都山上の都城を攻略し紀功の文を刻したる斷片なるべく、今の板石嶺は當時の丸都山にして、丸都城は山上に築かれしものなるべし。丸都城陷るに當り東川王は逃れて沃沮に至りしが、魏軍還りし後、直に丸都に還り、數年ならずして、悉く其の領土を回復せり。高句麗美川王三年には(西紀三〇二年)王、兵三萬を率ゐて玄菟郡を侵し八千人を虜獲して之れを丸都に移すと云ふに視れば、晋代に於ても丸都は高句麗の都たりしなり。左れ

ど咸康五年(三三九年)には燕王慕容皝、高句麗を攻めて新城に迫り、更らに三年を經て前燕の軍は、高句麗を伐つて、其の國都なる丸都城を占領し、建元元年(三四三年)には高句麗の故國原王釗は都を國內城(鴨綠江の上流なる帽兒山の附近)に遷し、使者を遣はして燕に入朝せしめ、更らに三年を經て永和二年(三四六年)に至り、夫餘國亦燕の滅ぼす所となりたれば、當時の高句麗の西境は大に退縮し、三國時代の領域と異ならざるに至れり。高句麗の兵力最も盛んなりし廣開土王は太元二十年(三九五年)大に百濟を浿水(禮成江)に破るや、百濟の阿華王之れに報いんとして漢江を渡り青木嶺の麓まで來りしに、天寒うして大雪ありしを以つて空しく引き還せり。今の輯安縣には此の有名なる廣開土王卽ち好太王の碑あり、其の碑文に『九年己亥(西紀三九九年)百殘(百濟)違誓、與倭和通、王巡下平穰(平壤)而新羅遣使白王……(略)十年庚子(西紀四〇〇年)敎遣步騎五萬、往救新羅、從男居城至新羅城云々』とあり、史學家津田左右吉は之れに基き、說をなして曰く、濊貊亡びて麗、羅、兩國の直に境を交ふるに至りしは、西紀四〇〇年より數年前のことなるべしと。高句麗は隋代に至りて最も強盛となり、東は豆滿江の河盂より日本海に臨み、西は遼河を以つて隋の遼西郡に界

し、南は朝鮮の漢江の河盂に達し、北は今の長春の域より松花江の上流地方に至り其の國都は平壤に在りきと云へば、此時代に於ては丸都は高句麗の國都たらざりしなり。遼史に桓州(涤州の所屬たりし)は高句麗の中都城にして、もと桓都、神郷、淇水の三縣ありしも、皆廢せられたり、高句麗王此地に宮闕を創め、國人之れを新國と呼びたりしが、故國原王の時、晉の康帝の建元の初、慕容皝に破られ、宮室焚き壞されたりといふ。由是觀之、慕容皝に燒き壞されたる高句麗の都は丸都なれば桓州は丸都にして、桓都縣は丸都の古城に設けられしものなり。金代に至りては此地方は東京路に隷し、元代には婆娑府路に屬したりしが後、改めて東京路に屬するに至りたり。清代には光緒二十八年懷仁、通化の一部を割きて輯安縣を設置し民國に至りては同じく輯安縣と稱して、東邊道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は通溝にして縣衙、附屬官署、學校等あり、物產は大豆、包米を主とし煙草、麻等あるも產額多からず、左れど商業は稍々盛んなり、戸數百二十、人口一千三百人あり。

(46)臨江縣　鴨綠江の上流地方に位し、東は二十二道溝に、西は錯草溝に、南は鴨綠江に北は青溝子嶺を以て其の境界とす、面積六百四十三方里あり。　耕地三千七百

十六天地にして荒地百四十五天地あり。戸數四千百二十一にして人口二萬一千二百三十八人なるが、其の內譯は朝鮮人二千三百三十五戸、一萬一千六百七十九人、支那人、千七百八十六戸、九千五百五十一人なり▼宗教々育　初等小學校二あるのみ。宗教は城隍廟、關帝廟、三聖廟等あり▼氣溫　攝氏にて最高三十四度六、最低零下二十四度六なり▼農産物　粟、高粱、大豆、包米を主なるものとし其の他少許の陸稻、大麥、小麥、黍、燕麥等を産す▼林産　紅松、杉、松、楊、柳、柞、椴等を産す▼鑛物　石炭鑛、銅鑛等あるも銅鑛は其の採掘量極めて少なし▼燃料　石炭、高粱稈、包米稈、薪、炭等とす▼通貨　從來は主として大小洋錢を使用せしも民國に至りて東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等の發行に係かる銀票あり流通漸く多きを加へ、又、土地の銀行並に資産家の發行する札票あり其の地方限り流通す、外國貨幣は日本紙幣、同補助貨及び朝鮮銀行券等主なるものとす▼沿革　漢代には高句麗の舊都として知られたる國內城のありし所、南北朝時代に至り前燕の軍は咸康八年(西紀三四二年)高句麗を伐ち其の國都なる丸都城を占領したるを以て建元元年(三四三年)高句麗の故國原王釗は都を國內城に遷したり。渤海時代に至りては西京鴨淥府と號せ

り。遼代に至りて淥州と稱し弘聞、神鄕(以上二縣位置未詳)桓州(今の輯安縣)豐州(松花江の上流地方)正州(今の英額邊門の東方)慕州(今の柳河縣の附近)等を領したり。金代に及んでは東京路に隷し婆娑府路に屬したるものの如し。元代には遼陽路に屬し、淸代に至り光緒二十九年通化縣の東境を割て臨江縣を設置せり。民國に至りては同じく臨江縣と稱し東邊道に屬せしめぬ▼縣城 縣所在地は帽兒山にして縣衙、附屬官署、學校等あり、物產は皮類、木材、藥品等にして物々交換行はれ商業盛んならず、戶數六十、人口四百八十人なりとす。

(47)桓仁縣 東は輯安縣に西は本溪縣に接し、南は寬甸縣に北は興京縣に接す、面積二百六十方里あり。耕地は三萬四千三百五十九天地にして荒地は二萬一千二十七天地なり。戶數二萬五千二百六十二にして人口十七萬二千二百十二人なるが、其內譯は朝鮮人二千六百九十六戶、一萬三千四百八十人、支那人二萬二千五百六十六戶、十五萬八千七百三十二人なり▼宗教々育 城內に師範學校、實業學校各一小學校四十五其他各村にあり。宗教は關帝廟、龍王廟、老爺廟等にして其他天主教、耶蘇教あり▼氣溫 攝氏にて最高三十四度、最低零下二十二度四なり▼農產物

高粱、粟、大豆、包米を主なるものとし黍、蕎麥、陸稻等之れに次ぐ▼林産　紅松、杉、松、楊柳、柞、椵、樺、楡等の産出多大なり▼鑛物　金、銅、鉛、石綿、石炭等あるも其の採掘量少なし▼製造品　豆粕、豆油、燒酒、小麥粉、豆素麵等とす▼特産物　綿麻、藍靛、麻、葉煙草等とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪炭等とす▼通貨　從來は主として大小洋錢を使用せしも民國に至り東三省官銀行、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行に係かる銀票あり流通漸く多きを加へ、又、土地の銀行、資産家の發行する札票あり其の地方限り流通す、外國貨幣は日本紙幣、同補助貨、朝鮮銀行券等とす▼沿革　漢代には玄菟郡治下にあり、三國時代より高句麗の領する所となり、渤海に至りては其の有に歸し、遼に至りては東京道に金に至りては東京路に屬し、高麗の恭愍王十九年正月甲午(西紀一三七〇年)の月、高麗の東北面元帥李成桂(朝鮮の太祖)騎兵五千、歩兵一萬を率ゐ東北面より出でて黃草、雪寒の二嶺を踰え、甲辰の日、鴨綠江を渡る、東寧府同知李吾魯帖木兒之れを聞き、移りて于羅山城を保もち、險に據つて以つて防がんとす。成桂、也頓村に至るや、吾魯帖木兒、來りて戰を挑みたりしが、俄にして出でて降り、高安慰、代つて防戰頗る力む、然も遂に敵する能はず、妻孥を棄てて遁る、于羅城遂

に陷り、諸城風を望んで皆降る。於是、東は皇城(今の輯安縣)に至り北は東寧府(今の遼陽)に至り、西は海に至り、南は鴨綠江に至るの地、悉く定まるとあり、其の于羅(或は兀剌)は卽ち今の桓仁縣城若しくは其の附近なるべしと云ふ。清代に至り光緒二年懷仁縣を設置し、民國に至り桓仁縣と改ため、東邊道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は六道河にして縣衙、附屬官署、學校等あり、店舖は主として東門外に在り集散物資としては煙草、麻、穀類あり穀類中にて朝鮮人耕作の水稻多かるべきも未詳なり。

(48)興京縣　東は、通化縣に西は撫順縣に接し、南は桓仁縣に北は開原縣に境す、面積二百九十五方里あり。耕地は五萬二千五百七十六天地にして荒地は一萬六千六百八十九天地なるが、其荒地は總て開墾著手中なり。戶數二萬七千五百七十五にして、人口十七萬三千三百八十七人なるが、其の內譯は朝鮮人三百戶、千五百二人、支那人二萬七千二百七十五戶、十七萬一千八百八十五人なり▼宗教々育　中學校一、初等高等小學校並に小學校六十四あり。宗教は管內に佛教廟六十、基督教會三天主教會一あり▼氣溫　攝氏にて最高三十四度、最低、零下二十三度五なり▼農產

物　高粱、大豆、粟、水稻、陸稻、黍、包米、等にして大麥、蕎麥、小麥等をも産出す▼林産　楡檞白楊、楊クヌギ等を産す▼鑛物　石炭、金、鐵等の諸鑛あるも産額多からず▼製造品　豆粕豆油、小麥粉、燒酒、豆素麵等とす▼特産物　線麻、麻、狗猫皮とす▼燃料　石炭、高粱稈、包米稈、薪、炭とす▼通貨　從來主として大小洋錢を使用せしも民國に至り東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票の流通漸く多きを加へ、又、土地の銀行並に資産家の發行する札票あり、其の地方限り流通す、外國貨幣は日本紙幣、同補助貨、朝鮮銀行券等あり▼沿革　漢の昭帝の始元五年(西紀前八二年)玄菟郡を高句驪縣に徙し、元鳳六年(前七五年)春正月、郡國の徒を募り、玄菟城を築く、當時の玄菟郡治高句驪縣は興京老城たりしなり。　尚ほ此時代に於て遼山と稱せしは、今の呼倫嶺若しくは其の附近の山にして、遼水又は小遼水と稱せしは、今の渾河にして、渾河の上流に英額河及び蘇子河あり、前者は英額邊門外の納嚕窩集より出で西南流して、營盤の西に至りて蘇子河に合す、蘇子河は汪淸邊門外の呼倫嶺より出で西北流して英額河に會し渾河となる、現今、英額河を以つて渾河の本流となせども、漢代の小遼水は、寧ろ今の蘇子河を以つて、其の本流となせるものなるべ

しと云ふ。後漢の初に於ては高句驪縣治は尙ほ興京老城にありしも、高句麗の勢力漸く加はるに及んで、玄菟郡は先づ其の侵略を被り、從つて郡治も長く舊地に留まるを得ず、今の奉天附近に移りたれば、興京地方は當然、高句麗の有する所となり渤海に至るまで其の狀態を維持せり。渤海起るに及んでは其の有に歸し、遼に至りては東京道淥州(今の臨江縣)に屬せり。其の淥州の所屬に亦正州あり、古の沸流國王の住地にして沸流水ありと云ふ。沸流水は高句麗の始祖朱蒙が居りし所にて、其の上流に在りし沸流國王松讓と戰うて之れに勝ちたるは史の記す所、沸流水は卽ち今の輝發江の上流地方にして、今の英額邊門の東北に位したる所なり。又遼代に於て正州の西七十里(約六十淸里)に東那縣ありて正州に屬したりといふ東那縣は、今の英額城の東方に近き邊なるべしと云ふ。金にては東京路に、元にては遼陽路に屬したり。明代に及んで建州女直のために設けられたる衞所の位置は始めは今の吉林にあり、次に婆猪江(鴨綠江)と佟家江との間なる兀刺山城卽ち桓仁縣(桓仁縣)城の附近に移り、最後の遷住地は今の興京附近なり。又、建州左衞の建設されしは今の會寧なりしが、彼等は早く已に舊地を離れて長白山の東南より豆滿

江の上源に出で東良(今の茂山)に向つて移住せり。其の遼東に出でたる經路は、今の帽兒山附近より佟家江の上源に出でしか或は松花江の上源地を繞りて興京の附近に到達せるものなるべしと云ふ。清朝の興祖福滿の六子は各、城を築きて分住し、就中、黑圖阿拉、王城となり、近きは五清里、遠きも二十清里を出でず。卽ち興祖の長子、德世庫の居城は今の興京老城の西なる煙筒山の下、甲哈河の左岸に當りて覺爾察阿拉の名見ゆ、是れなり。第二子劉闡は阿哈河洛を居城とす、今其の地不明なり。第三子索長阿は洛地噶善を居城とす、今の興京の西南、煙筒山の西にある羅地之れなるべしと。第五子包朗阿は尼麻喇を居城とす、興京の東北三十五清里にて章甲河と源を同うし、納祿窩集より西流して蘇子河の上流に合する河に尼麻喇あり、卽ち是れなるべしと。第六子寶實は章甲を居城とせり、卽ち興京の東北なる章嘉城なりと。第四子覺昌卽ち景祖の居城は、もと建州衛及び建州左衛の居住せし所にして、興京の西、煙筒山の下に在り、煙筒山とは明代の竈突山にして滿洲名にて呼蘭哈達と呼び、呼蘭は竈突、哈達は山峯の意なり。清朝の記錄にては此城が祖先以來繼承し來れる由を傳ふれども、太祖は四十五歲に達せし頃まで、此城寨には

居らざるなり。蓋し黑圖阿拉の地たる景、顯二祖の殺害せられし頃よりして、早く已に族黨の占據に歸したれば、太祖は已むなく外に流寓せしなり、太祖は實に萬曆十五年を以て虎欄哈達の東南に築城し、同三十一年をもつて此城に復歸したるなり。清初にて蘇克蘇河部と稱せし疆域は今の興京附近より今の上夾河地方を指し黑圖阿拉城卽ち赫圖阿拉城、老城、馬兒墩寨(今の馬墩嶺の上にあり)札喀路、札喀之野、札喀城(以上は上夾河地方)等の城寨あり。哲陣部と稱せしは蘇子河の下流及び蘇子河の渾河に會流する附近にして此部に屬せる城寨は今の腰站の西、鼓樓と稱する部の北にて穀勒峯上にありし古勒城卽ち景、顯二祖の焚死せし所なり、又、興京の西北、蘇子河の渾河に會流する右岸鐵背山の山上にありし界藩(界凡)城あり。太祖が撫順を取り興京より移りて此に至り築きしものなり。其の界藩城の南に界藩渡口ありたり、是れ薩爾滸城方面に通ずる渡河點なり。又、興京の西、蘇子河の渾河に會流する左岸に薩爾滸城ありたり、鐵背山附近には托漠河城ありたり、更らに界凡の南に大蘭岡ありたり。次に清初に於て渾河部ありたり卽ち撫順關より以東、英額河の流域を稱せり、撫順關とは今の撫順の東南方、渾河の左岸に關口と云ふ岳地

なり。其の部に屬せる城堡は撫順城の東、約三十清里、柳林河の東に大夾邦と稱する部落に在りし、嘉班(甲板若しくは甲版)城、嘉班城の西に在りし、鵞爾渾城營盤附近に在りし貝歡寨、今の八家子附近に在りし兆佳城、營盤の東北方渾河の一地方たりし抗甲路、札克舟河の流域に於ける薩克達路、札庫木河の流域に於ける札庫木路等是れなり。次に王甲部と稱するは哈達の東北に近き王甲城か若くは今の興京老城の東北六十清里程の王家大堡なるべしと云ふ。順治五年に至り始て興京の名を附し、城を舊城の東四里強に設け、光緒三年には興京廳を置き、宣統元年府となせしが、民國に至り縣となして、東邊道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は新賓堡にして縣衙、附屬官署、學校等あり、主なる集散貨物は大豆にして奉天、撫順に移送さる、戸數一千八百五十四にして人口一萬四百八十四人なり。

(49)寬甸縣　西は鳳城縣に北は桓仁縣に接し、東南は朝鮮に境す、東西四十里、南北三十里、面積二百九十五方里あり。耕地は三萬七百四天地にして荒地は二萬二千二百四十二天地なり。戸數三萬一千四百三十にして人口二十四萬九千九百七十一人なるが、其の內譯は朝鮮人七千二百六十七戸、三萬六千三百三十八人、支那人二

萬四千百六十三戸、二十一萬三千六百三十三人なり▼宗敎々育　縣城に師範學校あり、其の他管內に小學校百十八ありて、多少敎育の發達を見る。宗敎は關帝廟、財神廟等にして其の他耶蘇敎あり▼氣溫　攝氏にて最高三十四度、最下零下二十二度二なり▼農產物　包米、高粱、大豆を主なるものとして粟、大麥、黍、蕎麥等之れに次ぎ陸稻、小麥等をも產す▼林產　楓、胡桃、松、樅、柞樺等を產す▼鑛物　金銀、石綿等の諸鑛あり▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒、豆素麵等とす▼特產物　柞蠶繭、柞蠶製絲、葉煙草、狗猫皮等とす▼燃料　包米稈、高粱稈、薪、炭等とす▼通貨　從來は主として大小洋錢を使用せしも民國に至り東三省官銀號、奉天興業總銀行、交通銀行等より發行する銀票あり流通漸く多きを加へ又、土地の銀行並に資產家より發行する札票あり、其地方限り流通す▼沿革　高句麗の泊汋城は今の寬甸縣大蒲石河が鴨綠江に注ぐ河口の䕸樓子附近なるべしと云ふ。又、兩漢、魏、晉の世に有名なりし西安平は漢書に馬訾水(鴨綠江)は西北鹽難水(今の佟家江)に入り、西南、西安平に至りて海に入るとあるにより鴨綠江の下流に在りしこと疑ひなく、然も西安平が常に南滿洲及び朝鮮方面に起れる强國の爭奪點たりしに見れば、必らずや山河の險要を

具備したる所にして、而して鴨綠江岸第一の堅城たらざるべからず。從つて今の蒲石河口、安平河口は共に古の安平城に擬せらるべくもあらず。此資格を具備するものは、今の九連城なるべしとなり。又、鴨綠江の下流、今の安東縣附近が漢人により開墾されしは、嘉靖三年(西紀一五二四)前後にして、同二十五年(一五四六)には今の九連城に江沿臺堡を置きたり。鴨綠江下流の沃土が多數明人に知れ渡りしは、大凡この時代以前にして、然も該堡の設置は之れを導きたるものと云ふべし。從つて明の遼東都司が鴨綠江沿岸を開拓せんとするの懷抱は久しかりしなるべく、萬歷元年(西紀一五七三年)參將李成梁は巡撫張學顏と謀りて、遂に此の計畫を遂行せり。之れを寬甸六堡の徙築とす。張學顏の遼東善後處分により察すれば、嘉靖二十五年(一五五六年)に築造せられたる險山堡の所轄疆域の如き餘りに廣漠に過ぎ、建州女直が寬甸地方を根據として邊牆を犯すをば、掣禦する能はず、歷年其の被害ありたるなり。於是乎寧ろ邊牆を展開し、敵の根據地を占領して屯田を行ふに如かずと決したるにて、當時精鋭の家丁を養へる李成梁と力を併せ、敵を寬甸以外の地に驅除し、以つて六堡を建造したり。六堡とは寬甸。長甸。永甸。大甸。新

甸及び張其哈喇佃、是れなり。其の建造の順序は從來沿邊の六堡をば上の六甸に徙したるものと思はるなり。卽ち險山堡を寬甸に孤山堡を張其哈喇甸に徙築したるが如し。由是觀之、明の東邊は佟家江以南鴨綠江の沿岸に至るの一帶に及びたり。然るに其の後、明廷にては女直の部族に接觸して衝突するの頻繁なるに苦しみ、六堡を創建したる李成梁の建議を納れ、再び六堡を撤廢して靉陽以西に退還することを命じたり。淸初に至りては佟家江流域全部に及べる董鄂路あり、此路に屬する城寨の主なるものは、拉法河の上流に在りし齊吉登城、大雅兒河の流域に在りし棟鄂城、雅兒河の流域に在りし鴨喇古寨、佟家江流域に在りし瓮哥落城、大雅兒河の流域に在りし馬家寨、大雅兒滸河の上流、瓦爾喀什林の地方に在りし新董鄂寨、深河、興京の南六十淸里に在りし富察、大雅兒滸河の上流に在りし瓦爾喀什林等とす。次に佟家江の鴨綠江に合流せる附近より上流左岸の地一帶を鴨綠江路と稱せり。寬甸城は明の舊城にして土城たりしが、萬曆三年煉瓦城に改築し、同治十三年初めて開墾を許され、光緒三年縣治となり。民國に至りて同じく寬甸縣と稱し、東邊道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は縣名と同一にして、縣衙附屬官署、商務會、

小學堂、耶蘇教會堂あり。物資の主なるものは農産物、山繭等にして、其の他鮮人の耕作に係かる水稻等多かるべきも收穫未詳なり。

(二) 吉林省

(1) 吉林縣　東は敦化縣に西は伊通縣に接し、南は盤石縣及び樺甸縣に、北は楡樹縣に界す、面積一千百二十一方里あり。　耕地は二十一萬四千九百十一晌にして荒地は八萬一千晌なり。　戸數は六萬九千九百五十四にして人口六十二萬九千六十二人なるが、其内譯は日本人百三十一戸、三百十七人、朝鮮人三戸、十四人、支那人六萬九千八百十五戸、六十二萬八千七百十五人、外國人五戸、十六人なり▼宗教々育　官立諸學校及び私塾多數あり、其他、新聞雜誌社及官報等あり。　宗教は回々教、天主教耶蘇教等なり▼氣温　攝氏にて最高三十三度、最低零下二十七度なり▼農産物　粟、大豆、高粱、小麥を主なるものとして陸稻、大麥、包米、黍、燕麥、水稻等之れに次ぐ▼林産　裸松、杉松、黄花松、楡、柞、櫟、楸、樺、椛等を産す▼鑛物　石炭礦一六、鐵礦一、石英礦二あり、▼製造品　豆油、豆粕、製紙、小麥粉、燒酒、煉瓦、大缸、盆香爐等とす▼特産物　葉煙

草、藍靛、綿麻、麻、養蜂、菌、胡麻等なり▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭等とす▼通貨　元寶銀、大小洋錢、官帖其の他銀票、日本貨、露貨、正金銀行券、朝鮮銀行券等にして其の内、流通最とも多額なるは、吉林官帖にして他の銀票及び小洋錢之れに次ぐ▼沿革　此の地は漢代より後魏時代に至るまで夫餘族の所領となりしが、後魏の太和十七年(西紀四九三年)夫餘は高句麗の併呑する所となるや從がつて高句麗の有となり。渤海起高句麗が唐に滅ぼさるるや、此の地方は粟末部靺鞨の蟠居する所となり。こりて今の吉林省と朝鮮の北部とを包含して、其の所領とするや、五京あり十府あり、十府の中に率賓府あり、今の烏蘇里江の西方に位する綏芬河の地方にあり、綏芬の名は率賓といへる古名に一致するものなり、其の率賓府は金代の恤品路の治所となり、今のニコルスク(Nikolsk)の邊にあり、其の率賓府に屬する華州、益州、建州の三ありて、建州は今の吉林なり。其の後、建州の名は久しく聞こえず、元代に至りて再び現はれたるも、當時は行政區劃名としてにあらず、ただ城名として存せしのみ。又五京十府の外に三獨奏州あり、卽ち郢州、銅州、涑州是れなり、其の涑州は涑沫水卽ち粟末水に近かく、吉林の北約六十五淸里の處なる今の打牲烏拉にありたり。

金代に至たりては上京路に屬し、會寧府なる治所、會寧縣に屬せしもののごとし。元代に及び開元路は開元城を今の依蘭縣(舊名三姓)に置き、黑龍、豆滿二江の下流域及び松花江の全流域に加ふるに、朝鮮の咸鏡道全部を以つてしたり。元の一統志(明史の引用文)に記して曰く、開元城西南を寧遠縣といひ、又、西南を南京(今の間島の首府なる延吉府(一名局子街)といひ。又、南を合蘭府と云ふ(朝鮮咸鏡北道の鏡城若しくは南道の咸興)。又南を雙城と云ひ(南道の永興)。直ちに高麗王都に至る。正西を谷州といひ、西北を上京といふ。卽ち金の會寧府なり(今の阿勒楚喀の南なる白城)。京の南を建州といひ(今の吉林)。西を賓州といひ(松花江と伊通河との會流點附近)。又、西を黃龍府といふ(農安)金、改めて利涉軍と爲す。又、西を信州といひ(懷德附近)武呂縣を治す。北を肇州といひ(賓州の對岸に近き珠家城子)始興縣を治す。東を永州といひ昌州といひ延州といふ。東北を哈州といひ怒兒干といふ(黑龍江下流域東部、キジ湖以北の地)。城皆、渤海、遼、金の建つる所なるが、元之れを廢す、城址猶ほ存せりとあり。由是觀之、吉林は建州と稱して開元路に屬せしこと明かなり。降つて明代に至りては、建州衛、建州左衛、建州右衛等の名起り、頗る著名なりしのみ

ならず、海西女直、野人女直と並びて建州女直の稱呼もありたり。卽ち吉林は明の永樂帝が奴兒干地方を征服せんとしたる時、根據地として船廠を置ける地にして、吉林城の東十二淸里の江邊なる阿什哈達の石崖を摩して數行の文字の刻せられしを見るも、思ひ當らるるなり。其の文に曰く、

奉天遣與孔兵馬陣前將軍遼東郡同都指揮使劉書

丁未十八年領軍至此

洪軍元年領軍至此

□□七年領軍至此

□□の二字は宣德の二字の剝落なるべし、皇明實錄を檢するに永樂八年用兵のことは傳へず。洪熙元年には內官亦失哈等に隨從して奴兒干に前住せる兵士を賞せしこと及び宣德七年五月には奴兒干征討の軍伍に失落ありとて、海西女直に勅書を下せしこと見ゆ。此等の事實を綜合するに永樂、宣德兩朝にては遞次兵を東北奴兒干の地に用ひたること明かにして、今の吉林省城は正さに戰艦或は船舶の發程地たるを了知すべきなり。以上の事實は吉林の明代に於て早く既に重要さ

れしことを立證するものなれば、朝廷が黑龍江の遠征に特種の功勞ありし建州部族に對し、最初に指示せし建州衞を此等の重要地點に置き、以て之に附與したる故ありと云ふべし。清朝の記錄に哈達、輝發、烏拉、葉赫の四部族をば扈倫國の四部と總稱せり。哈達は萬曆二十七年(西紀一五九九年)九月を以つて亡ぼされ、輝發は萬曆三十五年(一六〇七年)九月を以つて亡ぼされ、烏拉は萬曆四十一年(一六一三年)正月を以つて亡ぼされ、葉赫は萬曆四十七年(一六一六年)八月を以つて亡ぼされたり。就中、烏拉(明朝には忽剌溫と稱せり)は、今の吉林の北六十五清里、松花江に沿へる打牲烏拉にあり、名會ト古臺の居りし城寨なり。此、烏喇城に隷屬せし諸城を記さんに、一漢河に近き今の景思佛勒附近卽ち吉林の北六十清里に金州城あり。吉林の東北三十清里に宜罕阿麟城あり。吉林の東、遠からざる地方に孫札秦城あり。同じき方面に郭多城あり。吉林の東三十清里に俄漠城あり。吉林の北、三十三清里に伏爾哈城ありたり。雍正四年始めて此地に永吉州を設け、乾隆十二年之れを廢し理事同治と改め、光緒八年更らに之れを廢して府となし、民國に至り今の縣治となり、吉長道に隷せられぬ▼**縣城**　縣所在地は吉林にして規模雄大、松花江の左岸

に在り、南は江流に臨み、西北山を繞らし、西南二道河子の溪谷に沿うて遙かに平原に連る。 市街東西に長く南北に短し、周圍約一里二十二町あり、肆店櫛比し官公署の重もなるものは、將軍公署(陸軍部)民政使公署(民政部第二十三師司令部縣公署、巡警局、鹽務局、稅捐局電報局、郵便局、中國銀行示衛銀行、商務總會、公議會等にして小學校三十四あり、其の他、日本領事館、露國領事館、加督利敎及びプロテスタント敎會支部等あり、集散物資は有名なる吉林材及び農產品を始めとし其の量多し、戶數四千五百五十四にして人口七萬七千七百七人あり。

(2)長春縣 北部及び東北部は農安縣及び長嶺縣に接し、西部は奉天省懷德縣、東部は德惠縣、南部は双陽縣及び伊通縣と界す、双陽縣との國境には驛馬河ありて其の延長約四〇露里に達す。 本縣の地勢は丘陵甚はだ多く、其の間處々に大平原あり、本縣を南より北に貫流する伊通河沿岸には、相當に大なる溪谷地ありて、處々耕作せられたる地あるも、其の大部分は原野として存す、伊通河は長春市附近に於て、急角度を以つて北より東に折れ、次で南方に向ふ、同地方には水田各所に散在せり。面積二百九十九方里なり。 耕地は二十六萬一千二百二十四晌にして荒地は一萬

晌あり。戸數は六萬九千四百三十二にして人口四十三萬四千五百五十三人なるが、其の內譯は日本人千百十九戸、三千五百七十七人、朝鮮人四戸、十七人、支那人六萬八千二百五十五戸、四十三萬七百八十六人、外國人五十四戸百七十三人なり▼宗教教育　中學堂、師範學校、旅團司令部附屬士官學校、兩等小學、初等小學、養生書院、其他私塾及び日本人小學校等あり。宗教は在理教を主とし天主、耶蘇、回々教等あり▼氣溫　攝氏にて最高三十三度、最低零下三十度二なり▼農產物　包米、高粱、大豆等を主として粟、大麥、小麥、陸稻、水稻等なり▼林產　楡、楊柳等を產す▼鑛物　石炭を產す▼製造品　豆粕、豆油、曹達、小麥粉、燒酒、煉瓦、紙、燐寸等とす▼特產物　麻、藍靛とす▼燃料　高粱稈、薪、炭、包米稈とす▼通貨　吉林官帖を主として流通す之れに次ぐを小洋錢とし又日本貨幣及び露國貨幣も鐵道沿線に於て盛んに流通す、尙ほ東三省官銀號票等も少なからず流通せり▼沿革　此地方は漢代より南北朝時代に至るまで夫餘族の領する所なりしが、後魏の太和十七年(西紀四九三年)夫餘が高句麗に滅されてより、其の有となれり。隋代に至りても高句麗の領する所なりしが粟末部靺鞨族之れに居れり。後、高句麗が唐の滅す所となるや、粟末部を中心とし

たる渤海國起れるを以つて、從つて其の有となり。遼代には上京路に金代には北京路に、元代には開元路に屬し、明に及んでは蒙古族の勢力範圍に歸し。淸に至りては乾隆四十九年(西紀一七八四年)今の賓圖王(科爾沁、左翼旗)、博王(同上後旗)、達爾漢王(同上中旗)卽ち遼河の曲折點東西倂びに柳條邊牆に沿うたる蒙王の旗地に、多數の漢人潛住して蒙人との間に種々なる葛藤を生ぜり。於是乎、鐵嶺縣に命じて其の裁判を管轄せしめぬ。更らに乾隆五十六年(一七九一年)に至りては郭爾羅斯の前旗卽ち長春、農安等の全境には多數の漢人恐るべき速度を以つて侵入せり。是れ郭爾羅斯公旗の酋長、恭格喇布坦が流民を招致したるによるものにして、其の十年後に於ける成績は民戸二千三百三十戸に上り熟地亦二十六萬五千六百四十八畝(我が三千五百町步)を算せりと云ふ。政府は之れがために已むを得ず一定の地域を劃し民墾を許可せり。同時に理事通判一員を長春堡に置き之れを管理せしむ。尋いで博王領地の一部卽ち今の昌圖地方は開放され一八〇六年に通判一人を置くに至り、又達爾漢王卽ち今の奉化地方の王領も之れと前後して盛んに流民を招致せり。斯かりし程に長春堡は其の流民の新來、數年の間に一萬を超えたる

を以つて僕を陞せて廳となせり。要するに流民の占墾地は遼河の屈折點と伊通河及び衣兒們河の流域に於てせられたるものとす。光緒十五年に至るや長春府と稱し農安縣を朱家城子に移し、民國に至り更らに縣に改ため吉長道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は長春にして南滿、東淸、吉長、三鐵道の會合點に位し、其の商業勢力範圍の廣大なる點に於て將た又集散貨物の驚くべき巨額に達する點に於て、滿洲の都市殆んど第一位に在り、道尹公署、縣公署、巡警局、吉黑鹽務總局、吉林省硝石販賣總局、中國鐵行、交通銀行、長春混成旅團司令部、商務總會、日本領事館、露國領事館、露亞銀行支店、正金銀行支店、朝鮮銀行支店、北滿銀行支店、佛國加督利敎會等あり、工業は製粉業燐寸製造業の外見るべきものなし、物資集散の主なるものは輸入に於て洋雜貨輸出に於て大豆等なり、戶數八千七百三十六にして人口十萬八千五百三十八人あり。

(3) 伊通縣　東は磐石縣に東北は雙陽縣に接し、西は奉天省西安縣、西豐縣、開原縣に、西南は奉天省昌圖縣、梨樹縣に、北は奉天省懷德縣及び吉林省長春縣に界す、本縣は其形狹長にして南滿鐵道に近きがため、交通の便多し、其の鐵道と並行する本縣

中央部には、古くより存在したる吉林、奉天、營口街道あり、又、本縣は古くより開墾殖民せられたるを以つて森林少なし。 面積四百四方里なり。 耕地は二十四萬二千五百四十晌にして荒地十七萬九千九百二十五晌あり。 戸數三萬七千三百九十六にして人口三十萬七千九百七十三人なるが、其の內譯は日本人十一戸、三十九人、支那人三萬七千三百八十五戸、三十萬七千九百三十四人なり▼宗教々育 官立兩等小學校二官立高等小學校一、同初等小學校一、師範速成科一、其の他、私塾百九十餘箇所あり。 宗教は天主教、耶蘇教信徒とす、其の他に少數の回々教あり▼氣溫 攝氏にて最高三十三度、最低零下二十七度とす▼農產物 大豆、高粱、粟、陸稻を主なるものとして小麥、大麥、黍等之れに次ぐ▼林產 裸松杉松、楡楊柳等を產す▼鑛物 砂坊は住民の副業として採收す、石炭礦は沙河子、半拉山門、莫力井、青搗堡にあれども未だ採掘に著手せず、石灰は二道崗子附近に產す▼製造品 豆粕、豆油、燒酒、小麥粉等なり▼特產物 藍靛、葉煙草、麻、灰鼠皮、海豹皮、豹皮等とす▼燃料 高粱稈、包米稈薪炭とす▼通貨 吉林官帖を主として流通し小洋錢之れに次ぎ、其の他、東三省官銀票等流通するも少額なり▼沿革 漢代より後魏までは夫餘の領する所たりし

が、後魏に至り夫餘は沒して高句麗の有となるや、從つて、高句麗の疆域に入り、高句麗が唐に滅さるるや、渤海起りて此地方をば其の領域とせり。史に金の軍が遼の黄龍府を攻めたる時、金の將軍阿徒罕は其の戰に與かり、其の後照散城を救はんとて益褪水を渡りたりと云ふ河は、今の農安縣の東方なる伊通河なり。又、將軍婁室が寧江州の(今の伯都納の東南、石頭城子)守將蕭兀納と寧江州に戰つて大に之れを破り、混同江即ち今の松花江を渡つて西に走らしめ、其の後、移燉水と益海水との地方を征服したりといへる移燉水は益褪水と同じく、益海水も亦今の伊通州の西方を流るる鴉哈河なるべしと云ふ。元代に至りては此の地、咸平府治(今の開原縣城)に屬し、清朝に至り雍正六年、吉林より二旗を移し佐領二名を置き、旗民を管理し、後漢人の移住するもの多くなりたるを以つて、嘉慶十九年伊通河巡防分檢を設け、光緒八年更らに巡檢を今の盤石縣に遷し、改めて伊通州とし一佐領を廢して吉林管轄に歸せしが、後、光緒二十六年盤石縣を獨立せしむるに當り、伊通より分離せしめ、宣統元年伊通直隸州となり。民國に至りて今の縣治となり、吉長道に隸せしめぬ。

▼縣城 縣所在地は伊通にして伊通河の左岸にあり東南七里にして薩龍山、庫勒

嶺を控へ、北方七里强にして哈蘭達嶺の山脈起伏し、此兩山派の間に橫はる平野の中央に位置す。城は四圍十町餘にして四門あるも、現今は南門のみにして、他は其の趾のみ。市街は東西大街の一條を主とし、他に七條の單街、七條の小路ありて、內東西大街は商業最も盛んなり。城內に縣衙附屬官署、稅局、學校等あり、集散物資は農產品を主とす。戶數二千三百九十五、人口一萬一千百二十八人あり。

(4)**濛江縣** 省の南端に位し、東は奉天省撫松縣に、西南は奉天省通化、柳河及び輝南の三縣に接し、南は奉天省臨江縣に、北東に亙りては吉林省樺甸縣及び盤石縣に界す、本縣東部國境に沿ひ、頭道江流れ、頭道江及び二道江の合流なる松花江も亦其の一部の國境をなせり、其の頭道江の多數の左岸支流中、濛江より本縣首市たる濛江縣に至る間は、濛江に沿ひ吉林を距る三百三十露里なり。面積二百一方里あり、耕地二萬二千十三晌にして荒地十五萬畝なり。戶數は二千四百二十一にして人口一萬一千六百五十二人なるが其內譯は朝鮮人二百戶、七百人、支那人二千二百二十一戶、一萬九百五十二人なり▼**宗敎々育** 官立高等小學堂、初等小學堂、其の他私塾等あり。宗敎は回々敎、天主敎、耶蘇敎等とす▼**氣溫** 攝氏にて最高三十四度、最

低、零下二十六度五とす▼農産物　包米、粟、小麥、大麥、高粱、大豆、燕麥等とす▼林産　林區約九萬晌あり、裸松、杉松、楡、槐、柳、柞、椴等を産す▼鑛物　乃爾娘、三道溝南灣溝、三溝流に於ける石炭礦、通北叉、柳河、勞河、黄泥崗子、趙窩拉子に於ける金鑛、双溝子に於ける銀鑛等あり、其の他、白金、鐵、砂金あるも何れも未採掘に屬す▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、豆素麵等とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭等とす▼通貨　吉林奉天兩省官帖を主として使用し、大商店の小帖子及び小洋錢、銅貨等をも流通す▼沿革　漢代より唐に至るまでは高句麗の領域に屬し、渤海に至りて其の有に歸し、遼代には東京道に、金代には上京路に、元代には開明路に隷し、明より清初に於ては女眞の勢力範圍たりしが、光緒二十三年始めて墾務局を置き開墾に著手せり。卽ち當時は濛江大甸子と稱し、長白山西裾に介在せる荒漠原たりしなり。同二十四年に至り更らに知州を定め境界數次變改せらる、もと長白府の管轄なりしが、遠隔不便の故を以つて、濛江州轉管となり、頭道以東と二道江以南とを分割して州治となし、民國に至り更らに縣治に改められ、吉長道に隷せらる▼縣城　縣所在地は濛江大甸子にして縣衙、附屬官署、墾務局、稅局、郵便局、學校等あり、商工業は何等見るべきものな

く、穀類は住民の需要を充すに足らざるも、木材、鑛物、人參、獸毛皮等の特産物を有す。

(5)農安縣　北方は松花江を境として扶餘縣に、東方及び東南にありては驛馬河(支流伊通河あり)によりて德惠縣及び長春縣と境す、伊通河の中流より境界線は西に向つて屈曲し、南に於て長春縣、西に於て長嶺縣南郭爾羅斯との境をなす、地勢は一般に平坦にして、西部地方は多少の起伏あり、森林と稱するものなきも、光緒三十三、四年頃より植樹せし小樹林至る所にあり。本縣に於ける河川としては松花江及び驛馬河、伊通河にして、其東北部を流るる松花江は延長四十五露里、驛馬河は二十露里、伊通河は七十五露里とす、左れど縣の中央を流るる河川一もなく、隆灣より伏龍泉に至る道路の中央に三大湖ありてラヲパントラパヲツイは、周圍約三十露里、ユアンパヲは七十露里、ポリジャンツイパヲは直徑約四十五露里、幅員約二十五露里に達せり、面積は百四十二方里なり。耕地は二十萬五千晌にして荒地は十四萬九千三百四晌なり。戸數は三萬一千九百四十五にして人口二十五萬七千百人なるが、其の內譯は日本人五戸、三十九人、支那人三萬一千九百四十五戸、二十五萬七千六十一人なり▼宗教々育　勸學堂一、官立兩等小學堂四、同初等小學校十、師範學堂

一、女學堂一、宣講所一、其の他、私塾四十有餘あり。宗教は天主教、耶蘇教、回々教あり、尙ほ古來よりの儒、佛道あり▼氣溫　攝氏にて最高三十三度二、最低零下二十八度なり▼農產物　高粱、粟、包米、大豆等を主なるものとして小麥、大麥之れに次ぎ黍、陸稻等をも產出す▼林產　楡、楊、柳等を產す▼鑛物　石炭礦あるも未だ採掘せず▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒、豆素麵等とす▼特產物　線麻、莔麻、藍靛等とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭とす▼通貨　主として吉林官帖を流通するも元寶銀、小洋錢、銅貨、小錢等も亦流通さる▼沿革　此地は夫餘民族の本地にして後魏時代に至り高句麗に併呑さるるまで其の領域たり、尤も晉代に於て太康六年夫餘は慕容廆に攻め破られ、其の王依慮は自殺し、子弟多く沃沮に走りて其の國一旦亡びたりしも、翌年依慮の子依羅は、晉の東夷校尉の援を得て、其の國を恢復せり、夫餘は之れによつて國力大に衰退せしも、其の疆域は概ね前代と異らざりしなり。唐代に至り乾封二年(西紀六六六年)李世勣大兵を率ゐて遼東に向ひ、先づ高句麗西境の要地たる新城を取り、爾餘の十六城を略しぬ、時に高句麗軍、新城の回復を圖り唐の將軍龐同善、高偘の新城に在るを襲ひたれど、薛仁貴の兵に破られて退きぬ、高偘等進んで

金山に至り敵と戰うて敗れたるを薛仁貴又來つて敵を破り、勢に乘じて南蘇、木底蒼巖の三城を奪へり。翌年卽ち總章元年(六六八年)薛仁貴等更らに金山より進んで扶餘城を陷れ、他の四十餘城を下せり。時に唐軍の主力は李世勣の令下に歸し、東南に向つて平壤に赴かんとし、途中、敵の扶餘城を救はんとして來れるものを薩賀水に破り、進んで大行城を取る。唐の全軍今や諸方より集つて李世勣の區署を受け、鴨綠江畔の敵兵を擊破し、二百餘里を追擊して辱夷城を拔けり、間もなく唐の全軍平壤に達し、同年九月遂に其の城を陷れ、高句麗を滅ぼしたりと云ふ史實にある、扶餘城とは卽ち今の農安なり。又、金山とは農安よりも南方にありしなり。渤海に及んでは扶餘府と稱し渤海より契丹に至る交通路上の要點なり、契丹は今の遼河の上流なるシラムレン水の南方に住み、唐末に至りて此河の上流に根據(臨潢府)を定めたり、後に契丹が强盛となりて渤海を侵略したる時は先づ此地を攻め然る後深く侵入したり。金の太祖阿骨打が今のハルビンの東南なる阿勒楚喀の地方に興るや、西に向つて遼を伐ち混同江卽ち今の松花江を渡りて黃龍府を攻落す、黃龍府は今の農安なり。當時の黃龍府は治所を黃龍縣といひ、別に遷民縣、永平縣

安遠州、清州、雍州、益州及び威州を領したり。金代にては天眷三年(西紀一一四〇年)黃龍府を濟州と改め、大定二十九年(一一八九年)隆州と稱し、貞祐年間には隆安府と改め、其の治所を利涉縣といへり。元代にては開元路に隷せしめ黃龍府と稱せり、明代にては開原北陸路として此地を龍安站と稱せり、卽ち開原を出發して北に向ひ陸行し、伊通河口以北に至るべき交通路たりしなり。淸代に及んでは支那本部よりの移住民來りて開墾し、光緒十五年始めて照磨を置き、長春府の管轄に屬せしが、同二十七年之れを北方朱家城子に移し、農安縣を設けたり、當時管內は十二區よりなりしが、光緒三十四年長嶺縣の新設と共に、農國、農家、農齊の三區を割讓せり、民國に至りては農安縣と稱し吉長道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は農安にして縣公署、巡警局、稅捐局、郵便局、電信局、鹽務局、商務局、文報局、砲兵第二十三團、初等中等各學校、工藝敎養所、敎育品陳列館等あり、街衢は十字の大街より成り繁盛せり、集散物資は農產物を主なるものとす。

(6)長嶺縣　省の西端に位し、東南は長春縣に南は奉天省懷德縣及び遼源縣に接し、西は內蒙古及び黑龍江省開通縣に東北は吉林省農安縣に界す、本縣の地勢は至

く平原にして、唯北部に青火焼嶺ありて山地をなす、嶺は大興安嶺の支脈にあらずして全く別個の山脈を形成せり、本縣の北方には東北より西南に向へる砂地あり、幅員三十露里なるが其の北に至つて砂丘となる、又、青火焼嶺より西に當り達拉汗王の國境までには西山泡子と稱し總數十三の小湖水あり、由來、本縣には河川なきを以つて、住民の飲料水は何れも井水を用ふ、又、農民の耕地區域及び墓地の周圍に殖林せる外、森林とては全くなし、本縣の面積は二百八十一方里あり。耕地は十四萬一千七百四十晌にして荒地十五萬晌あり。戸數一萬五千七百八十五にして人口十三萬四千七百四十五人あり日本人其他の外國人一人もなし▼宗教々育　官立兩等小學堂三、私塾二十九あり。宗教は住民の大部分天主教徒にして其の他少數の回々教徒信者あり▼氣温　攝氏にて最高三十三度、最低零下二十九度三なり▼農產物　高粱粟、黍を主なるものとして包米、大麥、小麥等之れに次ぐ▼製造物　豆粕、豆油、燒酒、小麥粉等なり▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭等とす▼通貨　東三省官銀號票及び小洋錢を主として使用し吉林官帖及び大商店發行の帖子も流通せり

▼沿革　此地は蒙古の哲里木盟郭爾羅斯前旗にして所謂新開墾地なり、即ち光緒

三十一年以後、漸次漢人の移住多きを加へ、其の後、長春、農安地方より轉住者を增加し來りたるため、宣統元年縣治を設け、民國に至りても長嶺縣と稱し、吉長道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は長嶺子にして、四圍土壁を繞らして四門を有し、市街は南北約五町にして東西約六町あり、縣公署、巡警局、稅捐局、商務局郵便局、學堂等あり、農產物は住民の需要を充たすに過ぎず、支那官憲は戶數三百八十九、人口七千二百九十三と算すれども、其の實、人口四千人位なるべしと云ふ。

(7)樺甸縣　東は延吉縣に、南は奉天省安圖縣、撫松縣に接し、西南は濛江縣に、西は盤石縣に、北は吉林縣及び額穆縣に東北は敦化縣に境す、本縣の殆んど中央には、松花江の水源たる頭道江及び二道江の二川相合し、之れより松花江となりて南方より北に向つて流る、其の松花江が縣內を流るる約十二露里に達す、本縣の面積は六百四十九方里あり。耕地は五萬二千七百五晌にして荒地は三十方晌とす。戶數は一萬二百九十三にして人口六萬一千百八十二人あり日本人其他の外國人一人もなし▼宗敎々育　師範傳習所、官立兩等小學校、初等小學校あり。宗敎は天主敎、耶蘇敎、囘々敎等とす▼氣溫　攝氏にて最高三十四度、最低零下二十六度三なり▼

農産物　高粱、大豆を主なるものとして粟、包米、小麥之れに次ぎ大麥、陸稻、黍、蕎麥等をも産出す▼**林産**　森林に富み松、樺、柞、楡等を産し就中、松樹は十分の四を占むと云ふ▼**鑛物**　サンチコ附近の石炭鑛、木殖河、頭道河、寒窰溝、夾皮溝、猩子溝、望陽河等に於ける金鑛、ニヤラエルハラに於ける銀鑛等あり▼**製造品**　小麥粉、豆粕、豆油、燒酒、豆素麵等あり▼**特産物**　線麻、莧麻、藍靛、葉煙草等とす▼**燃料**　高粱稈、薪、炭、包米稈とす▼**通貨**　主として吉林官帖及び小洋錢を使用すれども東三省銀行劵等も亦流通せり但し少なし▼**沿革**　此地方は漢代より後魏時代までは夫餘の所領たりしもの後、高句麗の有となり、渤海時代は其の有に歸し、金代には上京路に元代には開元路に隷したり。　明末清初に至るや此等の地方に挖金賊一名金匪の巢窟地となれり、就中、今より約八十年前に於て長白山中に割據せし挖金賊に韓現宗と稱する首領あり、彼等は邊牆外に於て跋扈せしを以て世之れを呼んで韓邊外と稱するに至る。　彼は夾皮溝一帶の地に金匪千餘人を使役し採金の幾分を徵收せり。　彼等は長白山中に一大根據地を形成したるを以て、啻に夾皮溝に止らず、四出して金苗を求めて奉天、吉林の封禁山を私採したるなり。　此等挖金賊の巢窟も宣統元年

には行政上の要區となり樺甸縣を設けられ、尋いで民國に至り同じく樺甸縣と稱し吉長道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は樺樹林子にして吉林の南二十九里、松花江の東岸にあり、縣公署、學校、教會堂あり、集散物資は農産物を主とし其他、煙草、麻、獸毛皮、人參、菌の如き特産物あり、又、夏季に至れば水運によりて石材、木材等を輸出す、戸數五百六十四にして人口六千二百八十餘あり。

(ヌ)盤石縣　省の西南に位し東は樺甸縣に西は奉天省東豐縣及び吉林省伊通縣に接し、南は奉天省輝南縣、海龍縣に、北は雙陽縣及び吉林縣に境す、本縣南部には輝發河あり吉林より百五十露里にして松花江に流入す、同河は水勢甚だ急なるも木材の浮送をなし又、戎克の交通あり、又、縣の中央には驛馬河及び其支流たる輝發河の分水嶺あり。本縣は街道に乏く唯、本縣北部に於ては吉林省に、南部に在ては奉天省諸市と交通あり、面積二百七方里とす▼耕地　は三十二萬六千五百四十一晌にして、荒地は三萬一千晌とす。戸數は三萬戸にして人口は十六萬七百八十三人なるが日本人其他の外國人一人もなし▼宗教々育　官立兩等小學堂一、附屬實業豫備班あり。宗教は天主教、耶蘇教信徒あり共に同等の勢力を有す▼氣溫　攝氏

にて最高三十三度三、最低零下三十七度四とす▼農產物　粟、包米、大豆、高粱、小麥を主なるものとし大麥、陸稻、黍等之れに次ぐ▼林產　裸松、杉、松、楡、楊、柳等を產す▼鑛物　吃食嘴地方に於ける銅鑛、七茲子に於ける銅鑛及び其外に石炭鑛あり▼製造品　豆油、豆粕、燒酒、小麥粉、豆素麵等とす▼特產物　藍靛、葉煙草、線麻、麻、莧麻等とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭等とす▼通貨　主として吉林官帖及び小洋錢を使用す其の他、東三省銀行劵通用せざるにあらざるも極めて少額なり▼沿革　光緒八年磨盤縣巡檢と稱する官廳を設置せられ、同十三年巡檢を廢して州を置き、同二十六年盤石縣と改稱せられ、民國に至りて同じく盤石縣と稱し、吉長道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地を磨盤山といひ、磨盤山の西南麓に在り、地勢山地に屬し、交通不便なるを以つて今尙ほ大市街をなすに至らず城の周圍約二十町に達し、其の城壁は高さ二丈八尺、幅一丈二尺にして煉瓦造りとす光緒八年修築せしものにして宏壯なり、縣公署、附屬官署、學校、廟宇等あり、集散貨物の主なるものは農產物なるも商業振はず、戶數約五百餘にして人口約五千とす。

(9)舒蘭縣　省の中部に位し、東南は額穆縣に、西南一帶は吉林縣に接し、北は楡樹

縣に東北は五常縣に界す、本縣西部國境は四十露里の延長を有する松花江あり、同區間には汽船及び戎克埠頭なる西拉河(又は舒蘭河)埠頭あり、吉林、楡樹、阿城縣街道の郵便驛たり、其の街道は陶賴昭及び伯都納に至る岐路を有す。本縣には松花江及び同江に流入する支流の外、蘭稜河の左岸支流なる雙川河の上流及び中流により灌漑の便を受く、本縣西北部なる法殊哈門村は柳條の終點地たり此柳條は開原縣及び昌圖附近に於て、萬里の長城より安東縣に向へる大柳條より分岐せるものなり。本縣の面積は二百九十九方里とす。耕地は十二萬一千百三十七晌にして荒地は七萬二千六百八十二晌あり。戸數二萬六千百五十七にして人口二十萬二千四百四十なるが日本人其他の外國人一人もなし▼宗教々育　官立兩等小學堂一、初等小學堂二十一、高等小學堂一を有す。宗教は回々教、天主教、耶蘇教あり▼氣溫　攝氏にて最高三十三度、最低二十七度二とす▼農產物　粟、大豆を主なるものとし大麥、包米之に次ぎ高粱、陸稻等をも產出す▼林產　柞、榛、楡樹等とす▼鑛物　石炭礦あるも採掘量少なし▼製造品　小麥粉、豆粕、豆油、燒酒等とす▼特產物　葉煙草、麻等とす▼燃料　包米稈、高粱稈、薪、炭とす▼通貨　主として吉林官帖とし小

洋錢の流通之れに次ぐ▼沿革 此の地方は漢代より後魏まで夫餘の所領にして高句麗が夫餘の所領を沒すると共に其の有となり、渤海に至りて五京十府以外に三獨奏州あり其の一なる涑州は涑沫水卽ち粟末に近く、今の舒蘭縣內なる打牲烏拉にありたり。又、清代に於ける扈倫部に烏拉族あり打牲烏拉に築きて居れり卽ち烏喇城是れなり。其の烏喇城は當時滿洲に冠たりしものにして之に隷屬せる諸城を記さんに、(一)金州城あり卜占臺の居りし大城卽ち烏拉の西門外里許、對岸にありたり、今の一漢河に近く景思佛勒と稱する一站あり、卽ち是れなり(二)宜罕阿麟城は伊罕山の上にあり(三)郭多城は今の富爾哈屯にあり(四)俄漠城は景思佛勒の近くにあり(五)伏爾哈城は富爾哈屯に近き西方にありたり。後、吉林府に屬する驛站として舒蘭站と稱せしが、宣統元年舒蘭縣となり、民國に至りても尙ほ舒蘭縣と稱し吉長道に隷せしめぬ▼縣城 縣所在地は舒蘭站にして吉林の北方十五里强にあり、縣公署附屬官署、巡防隊、稅務分局學校等あり、商業見るべきものなし、唯、附近に大石頂子、荒河邊等の炭坑あるを以つて、爲めに幾分の殷賑を助く戶數百五十六にして人口一千二百二十九ありと云ふ。

(10)德惠縣　省の西部に位し、東南一帶は吉林縣に、西南は長春縣に接し、西北は農安縣に北は扶餘縣に東北は楡樹縣に境す、本縣の中央部は東北より西南に向ふ東清鐵道により橫斷せらる、驛馬河は南より北に向ひ本縣中央部を貫流す、其の驛馬河と殆んど平行して木石河あり、此等兩河の支流は多大なる灌漑の便あり、本縣の最南部に於いて吉長鐵道通過し、其の延長は驛馬河及び下猪臺驛間、五露里とす、本驛を通過する東清鐵道線より西北部は槪して平原地帶なるも東南部は丘陵あり此等松花江沿岸には砂層ありて河岸より遠ざかるに從がひ砂地益〻擴大す、其れ等の砂層は松花江水路を堆積せしむるを以つて、吃水深き汽船の航行を不可能ならしむ、從つて二呎半の吃水の小汽船のみ航行しつゝあるも水量少なきときは、航行するを得ずして長期間斷航するを常とす、本縣の面積は百七十方里とす。　耕地は十八萬九千九十晌にして荒地は四萬三千二百晌なり。　戶數は三萬一千三百五十九にして人口三十一萬九千九百四十なるが、其の內譯は日本人二十四戶、九十六人、支那人三萬一千三百五十九戶、三十一萬九千九百四十人なり▼宗教々育　官立兩等小學堂、同高等小學堂、同初等小學堂あり。　宗教は在裡教を主とし其の他、天主教

耶蘇敎あり▼氣溫　攝氏にて最高三十三度、最低零下二十八度なり▼農産物　高粱、包米を主なるものとし大麥、小麥、大豆粟之れに次ぎ黍、陸稻をも産出す▼林産　森林なく唯、柳類が河川沿岸に成長すると小樹林及び杏樹の部落附近に存立するのみ▼製造品　豆油、豆粕、小麥粉、燒酒等とす▼特産物　麻なり▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭等とす▼通貨　主として吉林官帖を使用するも亦黑龍江省官帖の流通を見る、但し吉林官帖に對し打歩を要す、其の他、小洋錢、銅錢も少なからず取引に使用さる▼沿革　もと長春府管下に屬せしが宣統元年に至り其の管内の懷惠、沐德の二鄕を割いて德惠縣を新設し、民國に至りても同じく德惠縣と稱し吉長道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は大房身にして縣公署、附屬官署、學校一あるのみ、商業として見るべきものなく質屋一、燒鍋(燒酒釀造家)二、雜貨舖十あるのみ、戸數二百八十八にして人口二千七百二十一ありとなり。

(11)雙陽縣　東方一帶は吉林縣に南は磐石縣に接し、西は伊通縣に西北は長春縣に界す、本縣には雙陽河ある、も戎克の交通なし。　面積は二百二十九方里あり。　耕地は十一萬二千九百三十九晌にして荒地は二萬九千二百晌とす。　戸數は二萬三

千九百十九にして人口二十一萬六千七百二十七とす日本人其の他の外國人一人もなし▼宗教々育　官立中學堂、同高等小學堂、同初等小學堂、師範傳習所、民立小學堂、勸學所等あり。宗教は天主、耶蘇、回々教等あり▼氣溫　攝氏にて最高三十三度最低零下二十七度とす▼農產物　高粱、大豆、粟、包米等を主なるものとして黍陸稻大麥等之れに次ぐ▼林產　裸松、杉、松、楡、楊、柳等とす▼鑛物　大井子、倒橋屯、西北嶺地方に石炭礦あり▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒等とす▼特產物　葉煙草、麻とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭とす▼通貨　主として大小洋錢及び吉林官帖を使用すれども東三省官銀號等も流通するを見る▼沿革　もと吉林府の所轄なりしが、光緖八年に至り岔路河以西の地を割きて縣治を置かる、民國に至りても亦同じく雙陽縣と稱し吉長道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は雙陽河にして吉林より伊通に通ずる街道上にあり、縣公署、附屬官署、學堂、廟宇等あり、比較的巨商ありて繁盛を極む、集散物資は農作物大豆最も多く、又、燒酒、豆粕、豆油、麥粉等を輸出す、戶數約三百餘にして人口二千餘を算す。

(12)依蘭縣　依蘭縣の東南なる寧安、穆稜、密山の三縣に接するの地を割き民國六

年五月勃利縣を設置せり。左れど今此に依蘭縣として概況を記すは勃利縣創置以前の資料によりたれば、勃利縣の狀態をも包含し居るは勿論なりとす。依蘭縣は東南、密山縣に南は穆稜縣及び寧安縣に接し、西は方正縣に、西北は松花江を隔て黑龍江省通河、湯原の二縣に、北東は樺川縣に境す。本縣北部にある松花江には多くの小支流の外、本縣全地域を貫通する牡丹江及び倭肯河の流入を見る、其等松花江の右岸、牡丹江沿岸、烏斯渾河及び倭肯河沿岸に於ては農業行はる、本縣東部及び東南部は農業未だ行はれず、其の森林多く金鑛少なからざるを以つて、古くより狩獵者、採金業者、藥草採取者の流入多し。本縣の面積は千百八十九方里とす。耕地は九萬一千六百七晌にして荒地は十二萬七千百五十七晌とす。戶數は七千百四十五にして人口四萬二千八百十五なるが、其の內譯は日本人十五戶、八十三人支那人七千百二十三戶、四萬二千七百七十八、外國人七戶、六十二人なり、但し外國人中には駐劄の露國大尉以下五十名を計上せり▼宗●教●々●育●官立兩等小學堂あり尙ほ城內外に私塾二十餘あり。宗敎は天主敎、耶蘇敎、囘々敎行はる、其他、特種の老君門敎徒小數あり▼氣●溫●攝氏にて最高三十二度、最低零下三十五度なり▼農●產●物●

粟、大麥、小麥、大豆を主として高粱、包米、蕎麥之れに次ぐ▼林產　森林は多く本縣の南部及び東南部にあり、牡丹江により三姓に輸送さるるは、薪材、及び建築用にして、其の木質甚はだ良好にして最とも造船材に適す、造船業に從事するもの三姓に數名あり、年々數艘の小型戎克及び無數の小船を作られ、以つて松花江下流及び牡丹江下流の住民に使用せらる、其等牡丹江より浮送し來るものは三姓に於いて全部需要され、汽船用薪材の外一切松花江に輸送されざるなり。木材の種類は楡、黃花樹、黑樺、短榔樹、白楊、柏、櫟等なり▼鑛物　依蘭府當時に登記せられたる採金場は頭腰子。水長溝。太平溝。黑北。十門子。二道川子。南天帽。、シュアンチャト。小北溝。廟嶺。東溝。龍爪溝。老長帽。タンワッウキン。粟子溝。新溝。小南溝。十道川。羊子溝。馬坦包。牛羊子溝。廟嶺屯等なるが、府を廢して縣となり境界の變更に伴なひ、右金鑛の一部は隣接せる樺川縣及び方正縣に編入せられたるものなり。左れど何づれにしても其の採集せる金は掠奪者が哈爾賓若しくは長春に輸送して販賣する小部分を除き、他は皆、三姓に集中するを以つて大なる影響なし、本縣の鑛物は其の他鐵石炭、硫黃、大理石等を產出す▼製造品　小麥粉、豆油、

豆粕、燒酒、豆素麵等とす▼特産物　葉煙草、線麻、麻、莚麻、羊皮、狗皮等なり▼燃料　薪、高粱稈包米稈、炭等なり▼通貨　主として吉林官帖、黑龍江省官帖の流通を見るが、小洋錢及び各種銀貨の流通之れに次ぐ又露貨も盛んに流通せり▼沿革　漢代より挹婁の所領にして晉代には今の瑚爾喀江即ち牡丹江の流域たる寧古塔か三姓を以つて該民族の根據地となしたり。隋代に至たりて粟末部。伯咄部。安東部。拂涅部。號室部。黑水部。白山部等の靺鞨族あり。就中、拂涅部は隋書に伯咄部の東方に在りと證し、吉林通志には今の寧古塔の西南八十淸里に東京城と呼ぶ古城址あり、一に佛訥和城と呼ばるとあり。由是觀之、拂涅部は佛訥和城地方にして、今の寧古塔より三姓にかけての地方も其の中に包含されしものなるべしといふ。唐書の地理志に引用せる賈耽道里記に、渤海の國都より、北へ德理鎭を經て、南黑水靺鞨に至るまで一千里とあり、其の德理鎭は明代に、今の三姓の對岸にて松花江左岸にありし斡朶里站と同じき地なるべく、德理は斡朶里の省略なるべしとなり。遼代に及んで五國部あり、剖阿里、盆奴里、奧里迷越里篤、越里吉の五部にして、此の地方に節度使を置きて、之れを治めしめたり、此の節度使の駐在地は卽はち五國城な

り。又、五國城頭とも稱せられたるは、此の地に於いて五國を統轄せられたるが故に、頭の字を加へたるなるべし。五國城は今の三姓附近なり。滿洲源流考に引用さるる元一統志に混同江は長白山に發し、北に向つて渤海の建州の西を流れ、更らに東北に向ひ、上京を經て、五國城頭に達し、又、東北流して海に入るとあるは、五國城が金の上京の東北に位したる地なるを示し共に、之れを今の三姓附近なりとする說の當れるを證するものなりといふ。金の祖先は遼の命を承け、東海の濱に產する名鷹を獲んがため、屢〻五國の地に入りて、之れと戰ひを交ふることありしが、遂に其の煩に堪えずして、兵を舉げて遼に叛くに至れり、後、金の天會五年(西紀一一二七年)に至り、宋の徽宗(後に昏德公)欽宗(後に重昏公)の二帝は金に捕らへられ天會八年に及んで鶻里改路(胡里改路)に幽せられ、徽宗は天會十三年(一一三五年)欽宗は正隆元年(一一五六年)を以つて共に此の地に歿したり。其の胡里改路に幽せられたりといふは、其の治所を指したるものにして、五國城のことなり。卽ち胡里改路は今の瑚爾哈河の流域なりしなり。今の瑚爾哈の上流少なくとも寧古塔以南の地方より、東へ老爺嶺に至たる地方は、會寧府の境內に屬し、此の河の下流地方は胡里改

路に隷したるものの如し、胡里改路は今の呑河の上源地方を以つて蒲與路と界し、張廣才嶺山脈並に寧古塔地方を以つて會寧府の疆城と相界し、完達山を以つて恤品路と相界したるなるべしといふ。寧古塔紀略に、衣朗哈喇は金の五國城と相近し、この城今は略ぼ其の形を存するのみなりとあり、衣朗哈喇は今の三姓の土名にして、滿洲語にて衣朗は三なり、哈喇は姓なりといふ。元代に及んで開元路の治所たりし開元城は瑚爾喀、松花兩江の合流點に存する依蘭府即ち三姓にして、骨嵬即ち今の樺太に居住せる民族が黑龍江口に渡り來りて、其の地方に住せる吉里迷人若しくは其の地、守備の任に當れる元朝の軍隊を襲殺したるにより、遠征軍を起さんとして、風波のために妨たげられて未だ實行せず、其の前年に奴兒哥即ち今の黑龍江の下流の右岸キジ湖以北にありし奴兒干を征して之れを服屬したりと云ふ奴兒干及び吉里迷(乞烈迷)等の地は、共に是れ開元路に屬せしものとす。又、元代の初めに置かれたる胡里改、萬戸府は今の依蘭附近にして、斡朶憐、桃温の二萬戸府に就ては諸説紛々たり、左れど吾人の信じて最も妥當なりとするものを擧ぐれば、明初に於ける三萬戸府即ち斡朶里。火兒阿。托温の三城は飛御天歌によりて明か

に、斡朶里卽ち元初の斡朶憐は松花江の東、瑚爾喀江の西、依蘭府と瑚爾喀を隔てて松花江の南岸に在り、火兒河は今の依蘭にして托溫は屯河の河口に在りたるもの、元代の三萬戸府は全く之れと同一にありしなるべしといふ。然らば元代の三萬戸府卽ち斡朶憐、胡里改、桃溫は開元路の管内たりしが、將又、水達々路の所領たりしかと云はんに、水達々路と開元路との境界は屯河口以東に在り、水達々路は松花江流域の一部を包含したるが故に屯河口と松花江口卽ち黑龍、松江の合流點を以つて兩路の境界とすべく、元代の三萬戸府は何れも開元路に屬したるものとす。明代に於て女直は古肅愼の地、混同江の東、開原城の北に在り、東は海に濱し、西は兀良哈に接し、南、朝鮮に隣る、卽ち今の三姓は建州女直の本地にして、火兒阿の酋長阿哈出は建州衞の始祖、建州左衞の始祖は猛哥帖木兒とす。建州左衞の始祖、猛哥帖木兒は淸の肇祖孟特穆なりとは內藤博士の所說とす。淸の太祖は寗古塔を根據地として西方は吉林方面に亙りし兀哲部を收め、東方は綏芬河の流域より烏蘇利江に遠征軍を派遣せり。但牡丹江を下りて今の三姓に通ずる廣濶なる谷地は、未だ完全に征服し得ざりき、卽ち兀哲部を全く征服せしは太宗朝のことに屬せり。太

祖の時、兀哲部に虎爾哈路ありき、是れ今の寧古塔より東北、虎爾哈河の谿谷にあたりしが、光緒三十二年依蘭府を置き、民國に至りて縣と改め依蘭道に屬せしめぬ▼縣城　縣所在地は三姓(別名依蘭哈達)にして松花江と牡丹江との合流點の右岸に在り、其の周圍は山嶽を以つて圍繞せらるる低地にして、上下航する船舶の一大繫留所たり、道尹公署、縣公署、巡警局、巡防隊、稅捐局、鹽務局、電信局、郵便局、商務會、支那江關あり、市街は比較的整頓して商業繁盛なり、主要物產は貴金屬、獸毛皮等にして豆粕、豆油、燒酒等の輸出は少額なり、戶數三千二百九十八、人口三萬四千九百とす。

(13)同江縣　同江縣の南部を割き、寶清縣を創設したるが、此に掲ぐる概況は寶清縣を分割せざる以前の資料によりたるものにして、當時の同江縣は省の東北部に位し、東南は饒河縣に、南は密山縣に接し、西は樺川縣に西北は富錦縣及び松花江を隔てて黑龍江省湯原縣に界す、面積五百六十六方里とす。耕地は九百晌にして荒地は六千萬晌なり。戶數は三百二十九にして人口は千九百二十七なるが、其の內譯は支那三百二十一戶、千八百九十五人、外國人八戶、三十二人なり▼宗教々育　官

立兩等小學堂一、初等小學堂一、其の他塾あり。宗教は囘々敎、天主敎、耶蘇敎とす▼氣溫　攝氏にて最高三十四度、最低零下三十六度とす▼農産物　粟、大麥、小麥、陸稻等とす▼林産　柞、樺、紅松等にして其內、柞、樺最も多し▼鑛物　金鑛二あるも産額少なし▼製造品　燒酒とす▼特産物　藍靛、葉煙草、麻とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭とす▼通貨　主として吉林官帖を流通するも又、小洋錢、黑龍江省官帖、依蘭大商店發行の帖子及喇哈蘇々に於て發行する帖子、露國貨幣等も流通せり▼沿革　漢代に於ける挹婁は、東大海に濱し、西、寇慢汗に接し、北、弱水を極む。弱水とは松花江なれば今の同江縣も當然其の領域たりしなり。晋代も亦然りしなり。左れど後魏時代に至るや、此の地方は豆莫婁族の蟠居せし所にして、該民族は今の黑龍江、松花江の兩江の合流點以北にありしなり。渤海に及んでは黑水靺鞨の領域たりしもの、黑水とは水色黑しとのことにて、委しく云へば黑龍江が松花江に合域したる部分を指せしなり。當時、黑水靺鞨の北方に達末婁といへる部族あり、卽ち豆莫婁と同一の部族にして、今の沿海州の北邊にありしなり。其の西南に室韋の一種なる達姤と稱する部族ありたり、白鳥博士の說に從へば、今の黑龍、松花二江の合流

する地方より東方にて黑龍江の南方なりといへり。元代に至り、至元二十一年より至順元年に至る四十餘年の間に、開元路の東北を割いて新設せられたる水達々路あり、今の同江縣は之れに隷したるなり。明代には黑龍江の野人女直の勢力範圍たりしなり。清朝に至りては三姓副都統の所轄地たりしが、其後即ち光緒三十二年臨江廳を創設し、宣統元年臨江府と改稱し、又、臨江縣となし。民國に及んで同江縣と稱し、依蘭道に隷せしめぬ▼縣城● 縣所在地は喇哈蘇々にして、黑龍江、松花江の合流點にあり、松花江の右岸約十町の處に位す、市街地は東西二十五町、南北十町と稱せらるゝも街衢の體裁をなさず、住民は土著の未開人と吉林省、奉天省、黑龍江省の移住民にして、就中、吉林省よりの移住者多し、縣公署、附屬官署、電信局、學堂、廟宇等あり、産物は野獸、木材、魚類とす、戸數僅かに四十にして、人口百七十に過ぎず。

(14)●密●山●縣 東は虎林縣及び沿海州に、西は依蘭縣に接し、南は沿海州、東寧縣、穆稜縣に、西南は穆稜縣、勃利縣に、北は寶清、饒河、虎林の三縣に境す、面積六百二十二方里あり。耕地は一萬三千七十八晌にして荒地は二十六萬七千三百晌とす。戸數は千八百五十六にして人口九千八百二十あり、日本人其の他の外國人一人もなし▼

宗教 宗教は詳ならず▼氣溫 縣所在地に官立初等小學堂あり、其の他に多少の私塾あり。攝氏にて最高三十四度一、最低零下三十二度とす▼農產物 小麥粟、大豆、包米、高粱、大麥、蕎麥とす▼林產 山嶽は鬱葱たる森林にして人跡至らざる所多く、平地と雖河岸には楊柳繁茂す從つて柞、楊、椴等多く產す▼鑛物 金、銅、鐵、石炭等あり何れも廢鑛に屬す▼製造品 豆粕、豆油、燒酒、煉瓦、石灰等とす▼特產物 藍靛、葉煙草、線麻、莧麻等とす▼燃料 高粱稈、包米稈、薪、炭等とす▼通貨 主として露國貨幣を流通し小洋錢、吉林官帖及び銅貨等之れに次ぐ▼沿革 漢代より後魏時代までは此地方は挹婁の領域なりしが、後魏に至りて勿吉の所領となり。渤海時代には鄭頡府に屬したるものの如く、遼代には今の烏蘇里江の流域にありたる兀惹部に隷したるなるべく、元代には一部は水達々路に一部は恤品路に屬し、明に至りては女眞の勢力範圍となり、清初には東海兀哲部に屬したるものの如し、後本縣の殆んど全部は寧古塔副都統の管下にあり、其の北部の一部は三姓副都統の管轄に歸せり、光緒二十五年に至るや蜂蜜山招墾局を設置され光緒三十四年高力營子村より遠からざる蜂蜜山の北方に密山府を置けり。民國に至りては密山縣と

改稱し、依蘭道に隷せられぬ▼縣城　縣所在地は蜜蜂山にして穆稜河の左岸にあり一望茫々たる平野中に集團せる小部落なり、縣公署巡警局稅捐局、電報局、郵便局、商務局、移民招致局あり、住民は山東、吉林人多く之に次ぐは奉天、黑龍江省人とす、集散貨物は農作物、木材、木炭等にして燒酒、及び豆油製造所各二あり、又石灰、煉瓦製造所あるも何れも小規模にして言ふに足らず、穆稜河邊には數里に亙る好牧草地あり、草の高さ人馬を沒す其の刈取期に至れば烏蘇里江の對岸より露人多く來りて盛んに之れを刈取り冬期の飼料とす。

(15)虎林縣　省の東端に位し、密山縣の東北に在り、其大部分は烏蘇里河の左岸に面し、只、其の南部に於て僅かに烏蘇里の支流なる松察阿察河に面す、西北部は饒河縣と境し、西部及南部に於ては密山縣と境を接す、本縣は松阿察及び烏蘇里河を以て露領沿海州に境す、其境界線は小黑河の松阿察に流入する地點に始まり、外七里星河の烏蘇里河に流入する地點に於て終る、本縣は烏蘇里、松阿察河及穆稜河により灌漑せられ、前兩河は本縣の東部國境を流れ、後者は本縣の西より東に貫流し、烏蘇里河に流入す。　面積は六百九十一方里あり。　耕地八百二十二晌にして荒地三

十萬噸あり。戸數五百六十九にして人口二千二百十三人なるが、日本人其他の外國人一人もなし▼宗敎々育　官立初等小學堂及び私塾あり。宗敎は詳かならず▼氣溫　攝氏にて最高三十一度、最低零下三十七度とす▼農產物　小麥、大麥、陸稻大豆等とす▼通貨　露國貨幣を主とし小洋錢及吉林官帖、銅貨等流通さる▼沿革　宣統元年虎林廳を設けしが民國に至たり虎林縣と稱し依蘭道に隸せしめぬ▼縣城　縣所在地は呢嗎口にして烏蘇里河の左岸に在り。烏蘇里鐵道イマン驛を距る十露里弱の地點にあり、且つ烏蘇里河にはハバロスク地方より汽船航通の便あり縣公署、附屬官署、統稅員駐在所、學堂あり、戸口其他製造品、特產物林產、鑛物等不明なり。

(16) 綏遠縣　本縣は烏蘇里及び黑龍江の合流によりて形作られたる隅角内にあり、北部及び東部に於て露領と接し、其の北部は黑龍江を東部は烏蘇里江を以つて國境とす、南部は饒河縣に、西部は同江縣に界す、本縣は本路交通便利にして露國汽船の航行あるも、陸路交通に至りては、綏遠縣大安鎭卽ち縣所在地より、西に當り、農江の低地ありて交通不可能なるのみならず、東方は又、烏蘇里江の低地により陸路交通を阻害せらるるが故に縣所在地へ達する街道甚だ少なし、本縣は僅かに冬期

間車馬交通に妨げなき同江縣(拉哈蘇口)に至る一街道あるのみにして、其の他に街道なし。本縣の面積は六百三十六方里とす。耕地は七百晌にして荒地は二萬二千晌とす。戸數百六十にして人口千二百七人とす。日本人其の他の外國人一人もなし▼宗敎々育　官立初等小學堂、私塾等あり。宗敎は回々敎、天主敎、耶蘇敎とす▼氣溫　攝氏にて最高三十度にして最低零下四十度とす▼農産物　小麥、大麥粟高粱包米、大豆等とす▼林産　柞、樺、紅松等とす▼特産物　藍靛、葉煙草、麻等とす▼通貨　主として吉林官帖を流通するも又、小洋錢、黑龍江官帖、土地商店發行の帖子、露國貨幣等も亦流通さる▼沿革　此地方は渤海時代に於て其の領域たりしなり、卽ち今の松花江と黑龍江との合流する地方は、黑水靺鞨の本部なれば、渤海の領地には含まれざりしも、烏蘇里江と黑龍江の合流點地方は鐵利府として渤海の管轄内にあり、其れより東方へ日本海に至る間の地方も亦渤海の領域たりしなり。遼代に於ては東京道の鐵利府に屬したり。卽ち鐵利は鐵驪、又は鐵離とも書したり。遼の聖宗が東北の越里篤、剖阿里、奥里米、蒲奴里、鐵驪の五部に命じて、歲每に貂皮六萬五千並に馬三百を貢せしむといふ、鐵驪を除きたる他の四部は遼代の五國

部と稱せられたる部族の中にして、今の松花江の下流地方に散在したるものなれど、鐵驪は黑龍江と烏蘇里江との合流する地方に在りたるなり。又遼の應曆二年(西紀九五二年)鐵驪が鷹鶻を獻じたりとあり、鷹の中にて海東青と呼ばれたるものは、東海の名産にして、金の太祖が未だ兵を擧げざる以前に、數次、五國部の地方に遠征を試みて海東青を捕へ、之れを遼帝に獻じ、遼帝は之れを以つて鷹獵をなすことを樂にしたりといふ。金代に至り直攧里部の人叛きて耶懶路を掠めたるを以つて、婆盧火といふもの、金祖の命によりて之れを伐ち阿里門水に進みたりといふ。耶懶路は今の興凱湖の東南にて沿海の地方なり、直攧部は烏蘇里江と黑龍江の合流する地方、卽ち遼代に鐵利部族のありし所なり。阿里門水は烏蘇里江の下流を指したる名なるべしとなり。又、金代に於て烏蘇里江下流と松花江下流との間に吉里迷族と同一なる烏底改部族居れり、烏底改は遼代の兀惹部と同じきものなるべしといふものあり。清朝に至り宣統二年綏遠州を新設し臨江府の管轄に屬せしめしが、民國に至り綏遠縣と改稱し、依蘭道に隸せしめぬ▼縣●城●　縣所在地は大安鎮にして黑龍江の右岸なる烏蘇里江と農江によりて作られたる三角洲の間に

あり、管内には未墾地多く從つて耕地少なしと雖、樹木中、柞樹最も多し、又、土地肥沃なるを以つて藍の栽培に適すといふ。左れど本縣に於ける調査資料の完備したるものなきを以つて農産、林産、鑛物等に就て紹介し得ざるなり。

(17) 方正縣　北部は松花江を以つて黑龍江省通化縣と接し、西部は賓縣、南部は同賓縣及び寗安縣に、東部は依蘭縣に境す、本縣の大部分は松花江右岸に瀕し、地勢平坦ならざるも農業に適し、殊に松花江及び螞蜒河沿岸に於て最も然りとす、螞蜒河は同賓縣を出でて本縣西部を通過し、南天門埠頭附近に於て松花江に流入す。本縣西南部及び西部は山岳多く、且つ山嶽には森林繁茂するを以つて農業に適する土地少なし、本縣東部に在りては牡丹江の左岸に沿へる土地肥沃なり。本縣の面積は二百九十五方里とす。耕地四萬三百二十九晌にして荒地十二萬晌あり。戸數六千百二十八にして人口五萬八百二十三人なるが、日本人其の他の外國人一人もなし ▼宗教々育　方正泡に官立兩等小學堂一、初等小學堂一あり、其の他、私塾十數箇所あり。宗教は天主教耶蘇教とす ▼氣溫　攝氏にて最高三十四度、最低零下三十度とす ▼農産物　包米、小麥、大豆、粟、高粱、大麥とす ▼林産　楡、黃花樹、黑樺、短欐

藍靛、葉煙草、麻等とす▼製造品　小麥粉、豆粕、豆油、燒酒、豆素麵とす▼特產物　藍靛、葉煙草、麻等とす▼燃料　包米稈、高粱稈、薪、炭とす▼通貨　主として吉林官帖及び市中商家の發行せる帖子を流通し、其の他、小洋錢、銅貨等も亦通用さる▼沿革　本縣はもと三姓副都統の管轄なりしが光緒三十二年廢止後、黑龍江省通化縣、吉林省方正縣を包括せる大通縣を組織し、其の長官は松花江左岸なる通北縣に駐在せり、宣統一年に至りては松花江を以つて吉林、黑龍江兩省の境界となすに決したるため、松花江左岸なる大通縣の一部は、黑龍江省に編入し、其の他の部分にして松花江右岸にありたるものは、吉林省に編入され方正縣となりたり。民國に至りては方正縣と稱し、依蘭道に隸せられぬ▼縣城　縣所在地は方正(元名方正泡)にして松花江の右岸、義漢通渡船場の西方約三里にして、四周耕地の平坦地にあり、縣公署、巡警局、郵便局、稅捐局、商務會等あり、集散物資としては大豆、小麥等にして哈爾賓方面に輸出し、又、燒酒、豆粕、豆油等を輸出す、戶數二百五十五にして人口一千四百十を算す。

(18)富錦縣　東北は同江縣に、東は寶淸縣に接し、西は樺川縣に、北は黑龍江省湯原縣の一部及び同省の蘿北縣の一部に界す、面積二百四十五方里あり。耕地は三萬

一千六百五十四晌にして荒地は四萬八千晌とす。戸數は千五百五十九にして人口一萬二千百二十四人なるが日本人其の他の外國人一人もなし▼宗教々育 官立小學堂、初等小學堂、其の他、私塾あり。宗教は天主教、耶蘇教、回々教とす▼氣溫 攝氏にて最高三十四度、最低零下三十八度とす▼農產物 大豆、大麥、小麥、粟、高粱、包米、燕麥等とす▼林產 楡、黃花樹、黑樺、短檞樹、白楊、柏、櫟等を產す▼製造品 小麥粉燒酒とす▼特產物 葉煙草を主として藍靛、麻を產す▼燃料 高粱稈、包米稈、薪、炭とす▼通貨 主として吉林官帖を使用するも小洋錢、黑龍江官帖、依蘭の商店に於て發行する帖子及び富克錦に於て商店の發行する帖子、露國貨幣等も亦流通さる
▼沿革 遼代に於て五國部あり、五國部とは剖阿里、盆奴里、奧里米、越里篤、越里吉の五部なり、黑龍江輿地圖は此の位置を比定して(一)剖阿里は今の黑龍江と精奇里河の合流點の南にて黑龍江左岸なる博科里城(二)盆奴里は今の松花江と呑河の合流點の西なる固木納城(三)奧里米は今の三姓の東北三百二十淸里なる富克錦の西北なる鄂里迷城、俗に所謂、高麗城(四)越里篤は富克錦の西南約九十淸里なる宛里城即ち倭羅郭(五)越里吉は富克錦の西に近き故城なりと云ふ、この中、奧里米と越里篤と

は異説なきも他の三部の位置に就ては未だ首肯せざるものあるが如し。金代に至りては胡里改路に屬したり。元代に及んでは水達々路に隷し。清朝に至り宣統二年始めて富錦縣を置き。民國に至りても亦同じく富錦縣と稱し、依蘭道に屬せしめぬ▼縣城　縣所在地は富克錦にして市街は方二十町餘の小丘地上にあり、縣公署、巡警局、三姓稅捐分局、鹽務局、電信局、高等小學堂、尋常小學堂各一、商務會等あり、農産物は住民の需要を充すに足らず爲めに三姓地方より輸入し居り獸毛皮は其の産多く之れを輸出せり戸數約八十、人口約五百なりとす。

(19) 饒河縣　省の東北部に位し東方は一帶に露領沿海州に、南は虎林縣に接し、西は寶淸縣及び同江縣に、北は綏遠縣に境す、本縣の地勢は山岳に富、平地は唯、烏蘇里江、饒力河及び其等無數の支流沿岸に存在す。面積は四百十七方里とす。耕地は五千百二十三晌にして荒地は四萬八千晌あり。戸數百九十にして人口千六十一なるが日本人其他の外國人一人もなし▼宗教々育　不完全なる小學教育行はる。宗教は佛教、天主教行なはるも信徒甚だ少なし▼氣溫　攝氏にて最高三十一度五、最低零下三十九度とす▼農産物　大豆、小麥、大麥、粟高粱、包米、蕎麥等とす▼輸出入

貨物　烏蘇里地方より本縣に輸入さるる貨物は鞣皮、木製樽、ステアリン蠟燭等にして本縣より烏蘇里地方に輸出さるる貨物は燕子、エノト生皮、白菜等とす▼燃料　包米稈、高粱稈、薪、炭とす▼通貨　主として露國貨幣を使用し小洋錢、吉林官帖及び銅錢等之れに次ぐ▼沿革　もと三姓副都統の管轄に屬せしが、宣統二年始めて饒河縣を設置せり、民國に至りても尙ほ饒河縣と稱し依蘭道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は饒河(倭敏)にして饒力河の右岸に在り、饒力河は其の河口より饒河及び其の上流ウーエルサンデに至るまで小蒸汽船通航し得べしといふ。又、戎克船は寶清縣にまで自由に航行さるべしとなり。本縣の陸路交通は饒河(倭敏)より露國國境なる饒河々口及び松花江沿岸都市たる拉哈蘇口、富錦縣並に三姓に至るの通路あり、又、烏蘇里左岸に沿ひ虎林縣及び綏遠縣に至るの街道あり。

(20)樺川縣　東は富錦縣及び寶清縣に、南部及び西部は依蘭縣に接し、北は松花江を隔てて黑龍江省湯原縣に境す、本縣の南部はケンテイ、アツン山の支脈ありて一帶の山嶽地帶なり、其の北部に向ふに從ひ漸次、丘陵地となり、其の間に大なる低地及び谿谷地あり、松花江より三十乃至三十五露里の間は丘陵少なく、又同江に接近

するに從ひ漸次平坦となり遂に平野となる。本縣境界に水源を發し松花江に流入するまで本縣を貫流するは、音達木河、小零當麥河、汶澄河、瓦立通河にして、又、本縣內に水源を發するも、其の本流の本縣外を貫流するものは倭肯河、柳河、蘇木河等とす。本縣の面積は二百四十二方里あり。耕地は千四百四十六晌にして荒地は六千晌とす。戶數三千九百八十四にして人口三萬三千二百五十七なるが、其內譯は日本人二戶、十三人、支那人三千九百八十四戶、三萬三千二百四十四人とす▼宗教々育　官立小學堂、其の他私塾あり。宗教は回々教、天主教、耶蘇教及び其他、少數の老君門教信徒あり▼氣溫　攝氏にて最高三十二度、最低零下三十五度五とす▼農產物　大豆、小麥、大麥、粟、高粱、包米、蕎麥とす▼林產　本縣には建築材料たるべき森林多きも唯僅かに航行期間汽船に供給する薪を製出して販賣するに過ぎざるなり是れ黑龍江省通化縣の林業組合が安價にて製材し之れを販賣するを以つて本縣に於ける製材業に對し大打擊を與ふるがためなり。從がつて自己の需要する板、角材、及び支那家屋建造に必要なる材料等も通化縣より水路、戎克にて供給を受くる有樣なり。本縣森林の樹木の種類は、楡、黃花樹、黑樺、短梛樹、柏等なりと云ふ▼鑛物

本縣には處々に鑛物あるもののごとく何れも採掘せず盜掘に任かする狀態なるが、金鑛として有名なるはホァンゴウ。青咀子。モウシユ河。秋皮溝。ダアティ溝。小チンケン。大チンケン等とす▼製造品　小麥粉、豆粕、豆油、燒酒、麥酒、醬油、豆素麵等とす▼特產物　葉煙草、麻、綠麻とす▼燃料　包米稈、高粱稈、薪、炭等なり▼沿革　もと三姓副都統の管轄なりしが、宣統二年に至り三姓副都統管下の一部を割きて樺川縣を創設せり。民國に至るや同じく樺川縣と稱し依蘭道に隸せしめぬ▼縣城　縣所在地は初め佳木斯にありたるが後、悅來鎭に移れり、縣公署、巡警分局、依蘭縣稅捐分局、商務會あり佳木斯には巡警局、稅捐分局、鹽務局、電信局、郵便局、商務會あり、悅來鎭の戶數は約八十戶、七百八十人位なるべきか。

(21)穆稜縣　本縣は東北部に於て穆稜河により橫斷せらるる山脈を以つて密山縣に接し、又、牡丹江と穆稜河の分水嶺により北は依蘭縣、西及び南は寧安縣、東南は東寧縣と界し、東部に在りては細鱗河及び小綏芬河を以つて東寧縣に接す。本縣の地勢は南北部を走る哈達嶺及び老爺嶺が急角度を以つて本縣內部に向へるが故に、一般に險阻なり。殊に河川の水源地方に於ける山嶽は鬱蒼たる森林を以つ

て蔽はる。　穆稜河は老爺嶺の北面より水源を發し、密山縣に入るまでに、狐狸密河及び馬橋河の分流なる挖河及び上亮子河右岸より合流し、又、左岸支流としては、大石頭河、小石頭河及び柳毛河あり。　本縣の面積は二百方里とす。　耕地は五千三百五晌にして荒地は四萬晌あり。　戶數は九百三十一戶、四千二百十六人にして日本人其の他の外國人一人もなし▼宗教々育　官立小學堂、私塾等あり。　宗教は回々教、天主教、耶蘇教とす▼氣溫　攝氏にて最高三十三度二、最低零下三十八度三とす▼農產物　大麥、小麥、粟、高粱、大豆、黍、包米、蕎麥等とす▼林產　良好なる建築材を有する本縣の山林面積は二千平方露里以上にして森林租借の主なるものを記せば(一)エム、エン、ニコラーエフ氏及び、エル、ゲ、チェルカーソフ氏の租借地にして右租借地は磨刀石林業會社に貸與せられ、其の面積二百五十平方露里あり(二)チャーシン兄弟の租借地は面積三百平方里あり(三)エル、シャ、スキデリスキー氏の租借地は面積六百平方里あり。　其の他、支那人の組合にして採木をなせるもの數箇あり。　森林伐採は主として大石頭河。　小石頭河。　小橫河子。　雷風氣溝の上流に於て行はれ、木材を最も多く需要するは東清鐵道にして、其の外、沿海州、長春、哈爾賓等にも輸

迄せらる▼鑛物　本縣に於ける殆んど總ての山嶽河川の水源には金鑛あり、現今採金せらるる支那政府所轄のものは(一)穆稜より東北五十露里なる秋皮溝。(二)穆稜より東、八十露里なる興隆溝。(三)穆稜より北、二十八露里なる涼水泉子。(四)穆稜より東南三十露里なる小水河にして、約一千名の工夫採金に從事す。其の他、小北溝には石炭礦あり▼製造品　小麥粉、豆粕、豆油、燒酒、醬油等とす▼特產物　葉煙草麻、木茸、人參等とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭等とす▼通貨　東清鐵道附近にては露貨の流通を見るも他は一般に吉林官帖、小洋錢及び商店發行の帖子とす▼沿革　明の永樂三年豆滿江、以北の毛憐に衛所を置かれ、爾來有名となり、明代北滿洲に於ける納丹府東北陸路として交通の衝に當れり。是れ今の穆稜河上流にある穆稜河といへる地是れなりと云ふ。本縣は淸朝に至り綏芬廳管內に屬し分防知事を置きて管轄せしめしが、宣統元年四月綏芬府の昇治と共に縣治を設けられ、民國に至りて同じく穆稜縣と稱し依蘭道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は穆稜にして東淸鐵道九站驛の東方約三里弱の地に在り、南方河に面し北方に山を負ひ小停車場は河を隔てて東端に在り、縣公署、巡警局、稅捐局、高等小學堂一、初等小學堂一

商務會等あり、集散物資は小麥を主とし高粱、大豆之れに次ぐ、商業は比較的繁盛なり。

(22)延吉縣　省の南に位し、東は汪淸縣に、南は和龍縣に、西南は樺甸縣に接し、西は敦化縣に、北は寧安縣に境す、面積四百八十三方里とす。耕地は十七萬二百四晌にして荒地は五十八萬七千百晌とす。戸數二萬一千九百九十にして人口十萬九千六百十二人なるが、其の內譯は日本人百六十一戸、四百六十四人、朝鮮人一萬九千七百五十五戸、九萬八千七百七十七人、支那人二千七十四戸、一萬三百七十一人とす▼宗敎々育　師範學堂一、官立兩等小學堂二、官立半日學堂一、警務學堂一、日本人小學校一、鮮人小學校六十あり。宗敎は天主敎、耶蘇敎、回々敎等行はれ、尙ほ鮮人の待天敎信徒あり▼氣溫　攝氏にて最高三十四度、最低零下二十六度とす▼農産物　粟高粱、大豆、小麥を主なるものとし大麥、包米、黍之れに次ぎ其の他、水稻、蕎麥等を産す▼林産　本縣は森林面積少なからざるを以つて黃花松、杉松、裸松、椴樹、樺、柞等を産すること多し、尙ほ森林中には虎、豹、熊、鹿、野猪等多く棲む▼鑛物　老頭溝。三道溝。チユーアンシンゴウに於ける石炭。二道河。小平嶺。長寶水に於ける銀鑛。二

道溝。小机右嶺に於ける銅礦。小机右嶺の鐵礦。二道河。小机右嶺に於ける錫鑛其の他金鑛等あり▼製造品　豆粕、豆油、燒酒等とす▼特產物　葉煙草、菁麻等とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭等なり▼通貨　主として吉林官帖を使用するも日本銀行発換券、第一銀行券、朝鮮銀行券、露國貨幣等極めて圓滑に流通され、又、中國銀行の紙幣も一部に於て流通さる▼沿革　漢代より久しき間に於て挹婁の領域たりしが、後魏に至りて勿吉の有に歸し隋の代には高句麗の勢力範圍となり、渤海起るに及んで今日の所謂間島を含みたる豆滿江以北の地方は龍原府(琿春)の管轄にして、豆滿江以南、新羅の國境に至る地方は南海府(今の境城)の管轄する所たりしなり。遼に至り渤海を滅ぼしたれども渤海の本地たりし東部滿洲は幾くもなく女眞人に横領せられ、遼の勢力は、完全に此方面に行はれざりしなり、從つて東京道の東界にありたる此地方は女眞の占有たりしなり。金代に温迪痕部あり統門水のほとりに居りたりといふ、統門水とは今の豆滿江なり。又、紇石烈部あり、星顯水のほとり其の他に居たりといふ、星顯水とは今の豆滿江の支流なる布爾哈特河なり。元の太宗の五年秋五月、阿幸の子、查剌、皇子貴由、國王塔思の軍に從ひ、蒲鮮萬奴(東眞

國)を征して南京を圍む城堅くして鐵を立つるが如し、査剌、偏將に命じ先づ其の東北を警め、親ら長槊を奮ひ、大に呼んで西南角に登り其の飛櫓を摧く、手づから降卒數十人を斬る、大軍之れに乘じ遂に南京に克つ、詰旦、木華黎、錦衣を解きて之れを賞すといふ南京は、果して何れの位置にや異說多し。今其の最も妥當なりと信ずるものを記さんに、箭內文學士は說をなして曰く、元史地理志の記事に、元の太宗は其の五年に師を出して萬奴を生擒し、同七年、今の吉林省農安縣に開元、南京の二萬戶府を設置せり。萬奴の生擒されし南京と、萬戶府の名となりし南京とか同一地なりしことは、固より疑ふの餘地なく、此二萬戶府の設置は、明かに東眞國合併の結果にして、少なくとも南京萬戶府は東眞の故地を管轄の目的を以つて設けられしものなるべし、次に元一統志の記事によるに雙城の北に合蘭府あり、合蘭府の北に南京あり、而して南京は開元城の西南に當れりといふ。さて雙城は今の朝鮮咸鏡南道永興府にして、合蘭府は同道咸興府若しくは咸鏡北道鏡城府附近なるべく、開元城は今の吉林省依蘭府附近なれば、南京は大體に於て朝鮮の北境にありしものと推測せらる。かく推測して更らに遼東志外志の條を見るに、元明の際、今の開原よ

り輝發河畔の那丹佛勒を經て、豆滿江畔に出づべき交通路の存したることを記し、且つ鐘城に至る前に南京を經由するところをいへり。是れ即ち南京は鐘城の西に當り、然も相距ること甚だ遠からざれば、今の豆滿江の支流なる布爾哈特、海蘭二河の下流域、即ち所謂間島の區域内に在りしことを示すものなり。又、東國輿地勝覽の鐘城都護府山川の條に、豆滿江外の地の中に、甫青浦洞の次に南京餘洞を擧げ、別に其の古跡の條に南京を擧げ、其の注に自潼關堡渡豆滿江、徑甫青浦、渡舍春川、有古城、號南京、其西北又有山城、其他未可考。とあり。潼關堡は鐘城北十八韓里にありて、一に潼關鎭といひ、甫青浦は勝覽に、在府(鐘城)北二十一里、南應潼關鎭、北應穩城小童巾(穩城西南七十八里)ともあり。而して舍春川は今の何河に當るべきか詳かならねど、若之れを海蘭河に擬すれば南京は海蘭、布爾哈特兩河の間に在るべく、若し海蘭河と會流後の布爾哈特河に擬すれば、今の延吉府の一名局子街附近に在るべし。今、龍井村の西に當りて東古城子及び西古城子あり、延吉府の東一邦里に城子山あり、二者何れが南京の故址なるか定かならねど、内藤博士の説によれば城子山が南京の故址なりといふ。蓋し然らんとなり。明代に至りて開原を出發し東に

向つて陸行し、朝鮮の北境に至るべき通路に當れり。即ち房州城(今の海龍の南なる山城子)奚官(今の海龍又は輝發か)納丹府城(今の納丹佛勒)費兒忽(今の布爾哈河邊か)弗出(今の富集嶺下か)南京、隨州縣(今の鐘城)海洋(今の吉州禿魯(今の端川の西)散三(今の北青等是れにして、其の南京と稱せしもの今の延吉の東なる城子山なり。清初に於ては東海瓦爾喀部に屬せり。光緒元年に至り、盛京將軍崇實は東邊一帶に縣治を設置せんことを提議し、尋いで安東、寛甸、通化、懷仁等の縣治を創設したり。朝鮮は其の沙河子即ち安東に縣署の新設せられしを見て抗議を北京廷に提出すべ北京廷應ぜず。爾來漢人滔々として鴨綠江の谷地に侵入す。斯の如くにして鴨綠江問題即ち間島問題は朝鮮より容易に奪取したれど、之れと反對に東間島即ち豆滿江方面は、新たなる葛藤を惹起せり。光緒七年(西紀一八八一年)清國は鴨綠江開墾の例に倣ひ、豆滿江東北の荒地を開墾せんと企て、盛京禮部より咨文を朝鮮に送達せり。豆滿江一帶は吉林の所轄にして當時の將軍は著明なる銘安なりき。依つて北京政府は吳大徵を欽差大臣に任じ直に開墾に著手せんとせしに、意外にも無數の韓人部落あるを發見せり。於是、清國は豆滿江即ち土門江なるを以つて

土門江は清韓の境界たり。然るに韓人既に境を越えて開墾に從事する以上、之れを中國の臣民と認め納税は更らなり衣冠の制も我が政教に從はしむべし。左れど當分は其の儘とし假すに期間を以つてすべしとなし。此等の主張の下に、光緒八年施政に著手せり。之れに對し朝鮮政府は越墾の韓人を以つて中國の臣民となすは甚だ不都合なり故に其等の越墾者は悉く本國に送還せらるべしと云ふに在りたり。然るに間島に在る韓人は間島は朝鮮領にして清領にあらずと主張し彼等は直ちに人を派して白頭山の界碑を踏査し、其の顛末をば鐘城府使に提出す。府使はさらに之れを敦化縣の知縣に照會す。尋いで朝鮮政府亦之れに同意し、曾て清國に致したる答書と全然反對に出でたる抗議書を、當時の北軍大臣たる李鴻章に送れり。於是乎、光緒十一年の秋、兩國委員の勘界派遣となり、一時大に京城と北京間の政局を賑はせり。然るに鮮人は漸次其の主張を失ひ、日清戰役前には單なる豆滿江源の勘定に縮少され、廣き意味に於ける間島問題は已に放棄されたり。光緒十二年には南崗招墾局を創設し、同二十九年琿春副都統の管轄を脫し延吉廳の設置となる、宣統元年には延吉府に變更せられ、又、次いで延吉縣と改稱され。民

國に至り延吉縣と稱して延吉道に隷せしめらる▼縣城　縣所在地は所謂間島の一邑なる局子街にして、布爾哈通河の左岸にあり、帽兒山及び丘陵を隔てて龍井村東盛湧と相對す、東西約十町南北約三町に亙り、街衢稍〻整ひ商家の規模概して宏壯なり、道尹署、縣公署、附屬官署、官運局、禁煙局、郵便局、電信局等あり、集散貨物は穀物、木材、獸皮類を主なるものとす、支人戸數八百二十三、人口三千二百、日人戸數二十三、人口百三十六、鮮人戸數二十一、人口六十九を算す。

(23)寧安縣　縣内に鏡波湖あり、其北に向ひ方正縣及び依蘭縣の境界に達する牡丹江流域は地味肥沃なり、又、東清鐵道は砂拉河子より也河に至る九十五露里の間本縣を通過す、本縣内に於ける驛名は砂拉河子。横道河子。三道窩集。山石。石河。海林。牡丹江。也河とす。本縣の西北部は畢展窩集嶺を以つて同賓縣に境し、牡丹江の左岸支流たる三道河は本縣と依蘭縣との境界をなせり、又、西方は英老芽山を以つて五常縣と接し、老嶺を以つて額穆縣と境す。南方に於ては老松嶺を以つて敦化縣、汪清縣、延吉縣と接し、東方は東寧縣及び穆稜縣と境界を交え、穆稜縣の境界には倫山及び穆稜窩集嶺あり。本縣の地勢は牡丹江、海浪河、馬糧河、蛤螞

河、歳呼河の沿岸地帯を除く外は一般に山嶽多し江河沿岸は農業發達し、殊に優良なる寧古塔小麥を産するを以つて有名なり。牡丹江は其の水源を敦化縣に於ける牡丹嶺に發し、額穆縣の東南部を流れ、本縣に入りて鏡波湖に注ぎ、更らに其の北部より流出し、本縣を南北に貫流し、後、方正縣、依蘭縣の境界を流れ、三姓附近に於て松花江を合流するに至る。本縣の面積は千五百三十四方里とす。耕地は五十九萬四千四百二十九晌にして荒地は十一萬五百七十三晌とす。戸數一萬六千二百四十九にして人口九萬七千五百八十六人なるが、其の内譯は日本人二十九戸、百六十二人、朝鮮人七戸、二十六人、支那人一萬五千九百二十七戸、九萬五千二百九十八人外國人二百八十六戸、二千百人とす▼宗教々育　官公立兩等小學堂一、同初等小學堂二、清眞初等小學堂一(回々敎徒に限る)あり。宗教は回々敎、天主敎、耶蘇敎等とす▼氣溫　攝氏にて最高三十三度五、最低零下二十七度とす▼農産物　粟、高粱を主なるものとし大豆、小麥、大麥等之れに次ぎ包米、黍、燕麥、蕎麥等を産出す▼林産　本縣内に於ける老松嶺及び老嶺の支脈の所々には森林ありて、支那官憲の既に經營し得べきものとして登記せられたる林區三十一を算す、其の他に於て森林租借地

を擧ぐれば(一)エフ、イ、スリンキン氏の租借地は面積百平方露里にして沙拉河子驛に始まりメドツヱージ驛に至り鐵道線に沿ふこと五露里、鐵道線を距ること十露里なるが、木材輸送のため沙拉河子驛に至る三八六サージエンの鐵道支線を設け其の終點に製材所あり(二)エル、ペ、キリヤンスキー氏の租借地は面積四百平方露里にしてメドツヱージ驛に始まり南方に向へる鐵道線路を離れて東方に延長す、同租借地は其の長さ二十一露里、幅十八露里を有す、横道子驛より採伐地に至るまでは、八露里の鐵道支線を設く、又、各支線に接續して四露里の鐵道通路を設け、更らに之より四露里の單軌架空輸送線を開けり(三)フリド技師の租借地は面積五十平方露里にしてキリヤンスキー氏の租借地と相距る遠からず、三道窩集驛附近に在り同驛より南に向ひ採伐地まで七露里の支線を設く(四)シエフチエンコ氏の租借地は三道窩集より西方半露里に在りて其の面積六十四平方露里とす本租借地は其の南面に於て東淸鐵道森林租借地と相接す、サンダウオージ驛より四露里の地點より本租借地に至るまで二露里四六〇サージエンの支線あり。尙ほ未だ經營せざる租借地數箇あり、卽ち(一)ペイトリン氏の租借地は面積約八百平方露里にして

シェフチェンコ氏の租借地の南方なる海林河の上流にあり(二)アゲイエフ氏の租借地は面積約百平方露里にして山石驛の北方に在り(三)東淸鐵道租借地は面積約八百二十平方露里にして、其の東南の一小部分は同賓縣に屬す。之れを要するに本縣の森林租借地の總面積は一千五百十四平方露里に達し、其の經營は主として東淸鐵道を目的とするものにして、薪、丸太、横木、枕木、板、屋根葺用板の供給をなす、尚ほ個人需用及び輸出向として鐵道により輸送せらるるものは薪、木材、木製品等とす ▼鑛物 山間の溪流には沙金を見ること少なからず從つて支那人の自由採金者なきにあらざるも未だ實際の採金所なし、支那政府の登錄せる金鑛は長水溝、涼水泉子、五虎林、黃怩河、小靑山、馬家塘等にして、石炭礦は佛爺溝、長道山、大五小坡、五虎林、伯利河塘子等とす ▼製造品 小麥粉、豆粕、豆油、燒酒、豆素麵、製紙、煉瓦、石鹼等とす ▼特產物 葉煙草を產す、其の他、本縣は森林多きを以つて鹿(イジューブリ)黑貂、河獺、狐、栗鼠等多く產す、從つて豹、黑貂、河獺、狐、栗鼠等の毛皮多し其等の毛皮は何れも寧古塔に賣却し、同地商人は更らに之れを吉林、長春、營口、上海に轉賣す。 尙ほ狩獵の外に本縣にては茸、藥草根、榿實採集等の職業あり、藥草根にて主なるものは黃芪

及び甘草にして其の額甚だ多く、黄芪は直隷省紀州に、甘草は海林驛經由にて寬城子に輸送せられ、櫂實は鐵道によりて他に輸出せらる▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭とす▼通貨　主として吉林銀行の發行する帖子を使用す、以前は大商舖自ら帖子を發行せしが、政府より禁止されしを以つて今は大商舖發行の帖子なきこと五常縣と同一なり、其の他、吉林弗あるも流通高少なく、露貨は附屬地內外に於て流通さる▼沿革　東北滿洲の地に現れたる最古の民族は肅愼にして、其の肅愼の首都は今の鏡波湖の少しく北方に故址を存す、肅愼は此首都を中心として滿洲各地に擴大されしものなり。漢代に至るや肅愼族なる挹婁あり久しく此地方を領し、後魏の時代には勿吉之れに居る。唐代に及んで渤海の始祖大祚榮が唐軍を破りて後・更らに東方に赴き、古の挹婁民族の地方に在りし東牟山、卽ち輝發、松花二江の間に横はる山脈のほとりに都を建て顯德府と稱し(今の那丹佛勒)たり、卽ち是れ中京にして、第三代の王、大欽茂は國都を中京の東なる上京、卽ち龍泉府(今の東京城)に移し更らに其の東南なる東京卽ち龍原府(今の琿春)に移したるが、第五代の王、大華璵は改めて、もとの上京(今の東京城)に還り、之れより後は國都の位置變動することなか

りき。其の龍泉府卽ち今の東京城の近傍なる畢爾騰湖は當時忽汗海又は湄沱湖と稱し、此湖より北方に流れ出づる今の瑚爾哈河は忽汗河と名づけられたり。渤海の國都上京卽ち龍泉府より(今の東京城)我が邦へ通ずる路は、今の寧古塔地方より東南に向つて、今の琿春に出で、其の東南に近き今のポシエツト(Possjet)灣より乘船して、日本海を渡りたるものなるべしといふ。渤海國の十府の內に東平府あり古の拂涅部族の住地に置かれたり。該部族は今の瑚爾哈河の下流に居りしといへば、東平府も亦其の地に在りしなるべし。左れど當時の拂涅部族は今日の東京城廣くいへば寧古塔地方にあらざりしなり。寧古塔の傍を北へ流れて松花江に注ぐ瑚爾哈河の流域なる谷地にありたるものの如し。唐書の地理志に引用せる賈耽道里記に、渤海の國都より北へ德理鎭を經て南黑水靺鞨に至るまで一千里なりと記す德理鎭は今の三姓の對岸なる地にありとし知れば、渤海の頭、今の寧古塔地方より瑚爾哈河に沿ひて、北へ松花江岸に出で、更らに此河に沿うて黑龍江方面へ下る交通路ありしなるべく、其の道筋は蓋し後の元明時に至るまで同樣に存在せしなるべし。金代に至り上京路會寧府に屬する曲江縣あり、初め鎭東縣と呼ばれ、

大定十三年(西紀一一七三年)に改名されたるなり。河の曲りたるがために名けられたるもの、今の寧古塔は瑚爾哈の彎曲する處に在るを見れば、古の曲江縣たること明けし、卽ち瑚爾哈河は一名を牡丹江といひ牡丹は滿洲語(Mudan)の音譯にして屈曲の義なればなり。金の祖先の未だ盛んならざりし頃、贓酷、麻產と呼ぶ二人の兄弟が、青嶺の東方に居たる烏春と通じて金祖を苦めたることあり。金の世祖が婚を烏春に求めたる時、烏春は狗と豚との子が同處に居りて生育すべからざる如く、胡里改と女直とは決して親和するを得ずといひて之れを拒みたり。胡里改は今の瑚爾哈河の地方なり。烏春は來流水以南、匹古敦水以北の地は己れの領土なりと自ら誇りしもの來流は今の拉林河にして匹古敦は阿勒楚喀の東方なる斐古圖河なり。拉林河と斐古圖河の地は金祖の領地なるを以つて、烏春は此兩河の外方なる總ての地を己れの領土なりと誇張したるなるべし。烏春は姑里甸地方より兵を集めて贓酷と麻產とを援け後に至りて遼より詰責せられたることありしが、烏春は其の時、德隣石の北なる民人は余の管轄する所にあらず、從つて姑里甸の民を集めて兵となしたることなしと辯解したり。德隣石とは今の寧古塔の西九十

濟里にして瑚爾哈河畔にある一大石のことなり後には德林石とも書せり。姑里甸は德隣石の北なりといへば凡らくは今の甯古塔地方にして、烏春の領地にはあらざりしなり。臘醅と麻產との二人が瑚爾哈河の上流の谷地に據れる烏春と相通ずるがために、青嶺を橫ぎりたりといふ青嶺は蓋し瑚爾哈河の西方に近く、この河と並行する今の張廣才嶺山脈のことなるべしといふ。金史に蘇濱水の住民は金祖の命を奉ぜざりしかば、幹帶といへるものの命を承けて之れを鎭めんとし、活羅海川に至り其の地方の酋長を集めて說諭したるに蘇濱水のほとりなる含國部の酋長來り會せず、斡准部、職德部の酋長は一度來會して又亡げ去り、途中、塢塔部の人に馬紀嶺に遇ひて擒にせられ、次で幹帶は含國部を討ちて之れに克ち、進んで北琴海に至れりとあり。蘇濱水は今の綏芬河にして活羅海川は今の瑚爾哈河なり、其の含國、職德、斡准の三部は共に綏芬河のほとりに居たるものなれば、馬紀嶺は綏芬河と瑚爾哈河の間に橫はり、今の老爺嶺と呼ばるる山脈なるべく、北琴海とは今の興凱湖なるべしといふ。元代に至り開元城(今の依蘭)の西南に南京あり、正西に谷州あり、西に上京ありといふ谷州は今の甯古塔なり。明代にては今の瑚爾哈河を

忽兒海河と稱したり。當時、納丹府東北陸路として那木剌站。善出。阿速納合。潭州。古州。舊開原。毛憐の諸驛次第せり。即ち納丹府を出發し東北に向つて陸行し、忽兒海河若しくは稜河流域に至るべき通路にして古州は今の寗古塔なり。淸の太祖が寗古塔を其の手中に收めしは、萬曆三十六年(西紀一六〇八年)以前にありたるものの如し、即ち太祖が萬曆三十五年五月を以て寗古塔より吉林に通ずる道路を侵略したること明かなれば、太祖は烏碣巖戰の捷利に乘じて、烏拉の東面を壓迫したること疑はれず、寗古塔の太祖に歸せしは、やがて此月の前後なるべく、太祖は此地點を根據として、西方は吉林方面に亙りし兀狄哥部を收め、東方は綏芬河の流域より烏蘇里江に遠征軍を發遣せり。左れど牡丹江を下りて今の三姓に通ずる廣濶なる谷地は、未だ完全に征服せられず、兀狄哥部を完全に收服せしは太宗の事業とす、今太祖が此等の征撫地方を記さんに(一)赫●席●赫●路●　鄂木索より敦化縣に至る道路上の地名なり(二)俄●漠●惠●蘇●魯●路●　張廣才嶺の東北鄂木索の谿谷をいふ(三)佛●納●赫●托●克●索●路●　今の寗古塔の西南五十淸里許の地なり(四)滹●野●路●　烏蘇利江の枝流にて興凱湖の東邊を流るる滹野河の流域をいふ(五)綏●芬●路●

綏芬河の流域をいふ(六)那木都魯路　綏芬河の流域の一地方をいふ(七)尼馬察路、綏芬河の上流なる地方にあり(八)寧古塔路　今の寧古塔地方をいふにあらずして、綏芬河の上流の地方に在り(九)雅攬路　雅蘭河の流域なり一に鴉藍に作る(一〇)錫林路　錫林河の流域にして今のウラジオストックの東北沿海州に在り(一一)烏爾古宸路(一二)木輪路　木輪一に木楞、穆輪に作る滿洲源流考に穆輪河は寧古塔の城東四百里、穆輪窩集に出づ、東流して烏蘇哩江に入る、國初、穆倫路、東海窩集部に屬すとある是れなり(一三)額黑庫倫路　烏蘇利江の流域にあり(一四)顧納庫倫路　烏蘇利江の流域にあり(一五)虎爾哈路　今の寧古塔より東北、虎爾哈河の谿谷をいふ。光緒二十九年に至り綏芬廳を三岔口に設置し宣統元年府となし同時に府を管内寧古塔に移す、依つて三岔口に東寧廳を設け穆稜河に穆稜縣を置き、後、宣統三年寧安府と改稱し、民國に至りて寧安縣とし、延吉道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は寧古塔にして西、吉林を距る八百清里、北、東清鐵道海林驛を距る六十清里、牡丹江源流の平源に位置し、江水市街の東南を繞つて北流す、當城は他の諸城と異なり内城ありて外廓なく、内城は周圍二清里餘頗る狹隘なり、縣公署、

巡警局、稅捐局、鹽務局、電信局、郵便局、商務會あり、城外三大街は商賈の區にして就中、東門外最も殷賑なり、城南は學校、邸宅多く、城北には商舖多し、街上比較的淸潔なり、集散物資は農作品にして工業品、野菜、牧草等之れに次ぐ、戶數五百にして人口三千六百六十餘とす。

(24)東寧縣　省の東端に在り、其の東部は露領沿海州烏蘇里地方と接し、北方は黃窩集山を以つて密山縣と隣し、西方は穆稜縣及び寧安縣と相境し細鱗河、夾板河の平行線之れが界線を畫がく、此界線は夾板河の細鱗河に流入する地點たる太平嶺附近に於いて東淸鐵道を橫ぎる。縣內に大綏芬河及び小綏芬河流る、其の沿岸及び支流沿岸は平坦なれども他は皆山嶽連亙して平地少なく農業には適せず、南部は老松嶺、土門嶺、通肯山の支脈ありて、汪淸縣及び琿春縣の境界をなす。本縣と露領との國境には自然的境界たる瑚佈圖河を除き國境標を設置せり。大綏芬河は其の水源を汪淸縣なる靑松嶺に發す、同河は本縣を東北に向つて流れ露領に入り、各支流を合せアムール灣に注ぐ、支那記錄によれば大綏芬河は本縣を貫流すること百八十淸里にして、同河第一の支流たる小綏芬河は其の水源を本縣北部なる黃

窩集山に發し、北より南に流るること百四十淸里なり、其の右岸支流としては細鱗河及び二十八道河あり、細鱗河は其の水源を穆稜縣なる黄窩集山に發し、本縣を流るること五十淸里なり、二十八道河は源を本縣東部なる穆稜窩集嶺に發し九十淸里を貫流す、尙ほ小支流の數多し、大綏芬河の第二の支流たる湖佈圖河は其の水源を本縣南部なる通肯山に發し三岔口附近に於いて、大綏芬河に流入す、本河は他の山嶽河川と同じく其の水路を變化す。 本縣の面積は九百三方里あり。 耕地は九萬五千二百十二晌にして荒地は六萬二千三百晌とす。 戸數千七百六十二にして人口八千五百八十八人なるが、其の內譯は日本人十六戸、百十五人、支那人千七百四十六戸、八千四百七十三人なり ▼宗敎々育 官立初等小學堂一、私塾改良學堂あり。宗敎は回々敎、天主敎、耶蘇敎等とす ▼氣溫 攝氏にて最高三十三度にして最低零下二十七度とす ▼農產物 高粱、粟を重なるものとして大豆、小麥、包米大麥、燕麥、黍等とす ▼林產 本縣は山嶽多き割合に森林の面積少なく偶々スキデリスキー氏の森林租借地たる北部地方に集中せるのみ、該租借地は其の面積六百九十三平方露里にして細鱗三河に接近し、兩地間には二十八露里二六〇サージェンの支線及び

追加線二露里二一〇サージエンを布設せり、其の支線の終點には、製材所及び事務所あり、同租借地は縣人需用の木材及び薪を製すること少なく、専ら東清鐵道に對し枕木、丸太、板、薪を供給す▼鑛物　本縣には金、銀、石炭、建築用石材、粗石、生石灰を始め其の他の鑛物も少なからざるを以つて天産に富めど調査未だ不充分なり。今其の世に知れるものを擧ぐれば金は大、小綏芬兩河特に前者の谿谷地に多く産出するを以つて、同河は一に綏芬金坫と稱せらる、尚ほ綏芬河の上流鐵道線より北方に於いても金の産出地あり、現今、支那官憲の登記せる金鑛は葛麗溝。小綏芬。拍集溝。道集井子。なりとす、銀鑛は門集管、石炭は佛爺嶺、大鳥石溝に産す、建築用材、用石、粗石、生灰石、粘土は多くの山嶽に之れあるも採掘せらるるは細鱗河、小綏芬兩驛附近のもののみ、石は鐵道によりハバロフスク市に、粘土は浦鹽斯德の次驛なるペルワヤレチカに輸出さる▼製造品　豆粕、豆油、焼酒、豆素麪等とす▼特産物　葉煙草、藍靛、麻等にして其の他茸を産す、其の採集せし茸は之れを乾燥し、主に三岔口に於て販賣す、本業は相應に發達し縣内の需要を充せる殘部は之れを輸出す、又山間に永住する支那人は藥草たる人參及び黄氏を採集するを以て業とす▼燃料

高粱稈、包米稈、薪、炭とす▼通貨　吉林官帖、小洋錢、露貨等にして露貨最も多く流通す▼沿革　金史に蘇濱水の住民は金祖の命を奉せざるを以つて、斡帶といへる人、命を受けて之れを鎭撫す云々とは、既に寧安縣の沿革に於つて記述したる如く、蘇濱水は綏芬河にして、當時、斡難部族ありしが該部族は奥純部と同じきもの、統門水(豆滿江)と渾蠢水(琿春河)との合流點近くの綏芬河に居り、烏古論部の留可といへるもの、數次奥純部と塢塔部とを誘ひて金に叛きたり、烏古論部は奥純部の統門水と渾蠢水の合流點に居りしなり。又、金代に於て恤品路の疆域は今の綏芬河の流域を本部として、烏蘇里江より東海岸に亙れる廣大なる地域を含み、其の西界は今の納丹哈達拉山(完達山)より南へ老爺嶺に連れる山脈にして、西は胡里改路に南は合懶路に接したり。其の恤品は速頻とも蘇濱とも、又、恤頻とも書したり、何れも今の綏芬河と同音にして恤品路とは此の河の地方を指したる名なり。唐代及び遼代に於て率賓と稱せられたる地方亦同じ、其の治所は今の綏芬河のほとりにして今の雙城子(Nikolsk)なるべく、古の率賓府も亦此の地なるべしといふ。清朝に至り綏芬廳所轄たりしが宣統元年綏芬廳を寧古塔に移さるると同時に、三岔口に東寧廳

を設置し、民國に至りて東寧縣と稱して、延吉道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は三岔口にして寧古塔の東約七十里なる綏芬河の上流に在り、露領ポルタフカ兵村の西約一里半にして最も露支境に接近せる一市街なり、市街の廣袤約我が六町餘にして東西に長く大街、南街、北街に分る、縣公署、巡警局、稅捐局、農務會、鄉勇、出票所、學堂等あり、物資の集散は農產物特に小麥を以つて最とす、家屋は煉瓦を以つて築造せられ、住民は土著人少なく移住民多し、戶數百九十九にして人口一千百二十人とす。

(25)　琿春縣　省の東南に位し東は露領沿海州に、西南は圖們江を隔てて朝鮮咸境北道に接し、西は汪清縣に北は東寧縣に境す、面積六百五十方里あり。耕地は四萬五十四晌にして荒地は八萬四千晌とす。戶數四千五百十四戶にして人口二萬二千九百七十六人とす。其の中に日本人二十九戶、百二十三人、朝鮮人三千八十七戶一萬五千八百七十二人、支那人千三百九十五戶、六千九百七十三人、外國人三戶、七人あり▼宗教々育　官立高等小學堂、私塾、日鮮人小學校等あり。　宗教は回々教天主教、耶蘇教等にして就中回々教最も多し▼氣溫　攝氏にて最高三十三度二、最低零

下二十七度とす▼農産物　高粱、粟、大豆、小麥等主なるものにして大麥、包米、黍、蕎麥等之れに次ぐ▼林産　黄花松、杉松、裸松等を産す▼鑛物　グンミチユイツ。廟二嶺、黑山に於ける石炭礦及び上青溝。柳樹河。馬嵐村。エルグイツアン。三道溝馬集塔。四道溝。北塔溝。五道溝。小房溝。六道溝。七胡蘆彼に於ける金鑛あり、其の他、銅鑛あり鉛鑛あるも、唯少量の砂金を浦鹽及び吉林に輸出するのみ▼製造品　小麥粉、豆粕、豆油等とす▼特産物　葉煙草、莔麻、麻等なり▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭等とす▼通貨　主として吉林官帖を流通するも、露國貨幣、日本貨幣亦流通するが小取引には小錢、銅貨の通用多し▼沿革　渤海の盛時に於て中京の外に四京あり、曰く龍泉府一名上京、曰く龍原府一名東京、曰く南海府一名南京、曰く鴨淥府一名西京是れなり。就中、龍原府一名東京は唐書には上京の東南に在りて海に臨み、我が日本へ通ずる海路の起點なりきといへり。此城一に柵城府とも呼ばれ三國史記、地理志に引用せられたる賈耽の古今郡國志に、新羅の泉井郡より柵城府に至る間に三十九の驛程ありといへり。泉井郡は東國輿地勝覽に據れば今の朝鮮東海岸の德源なり。唐代に於ては凡そ三十里毎に一驛を設くる制度なりしに

見れば欄城府は泉井郡の北約千百七十里(三十九驛)のほとりに在りしものたり。故に今日の琿春附近なりしや疑なしといふ。清の太祖が豆滿江の下流域併に沿海の地方たる東海瓦爾喀部を征服したることの、就中、蜚悠城の征服併に此役に關聯して起りたる豆滿江畔戰役の經過を繹ぬれば、太祖は萬曆三十五年三月、建州衞の奴兒哈赤、其の弟の舒爾哈齊及び其子二人を送り、鐵騎五十を領して白頭山外に出で、今の局子街より窩集嶺を通過して海蘭河に出で、穩城の內地を事もなげに横斷し、慶源の江邊にて豆滿江を越え、今の琿春の西北なる蜚悠城を擒きたるなり。舒爾哈齊は豫定の計畫を終りたれば再び來路を辿りて、歸還せんとせり。瓦爾喀の大兵乃ちこれを鐘城の對岸なる門巖卽ち今の局子街に通ずる道路上に在りたる地名に要擊せんと欲し、前行の扈爾漢と防垣附近に出會しぬ。扈爾漢は其の兵の多きを望見し防垣の烏碣巖峯に上りて寨を結び、救援の使者を舒爾哈齊に派す。次いで舒爾哈赤の軍至り、兩軍大に烏碣巖の下に戰ひ、烏拉の軍を破りて大捷しぬ。云ふ寧古塔より東北に通ずる通路は、此戰役以後に開けしものなりと。清廷は此地方に朝鮮國境上の貿易を開市せり、卽ち一は單市と稱して朝鮮會寧に

一は雙市と稱して朝鮮慶源に於てしたるなり。鮮人は久しく此兩市に於て朴陋なる女眞人を欺瞞して財嚢を豁かにせしものなるが、清國勃興して監市官を派遣し市易を束限するに至りしを以つて甚だしく打撃を受けぬ。又、康熙五十四年、豆滿江なる慶源、訓戎の二城の對岸に清國人が家屋を建造し、併に開墾したるをば、北京廷は朝鮮の抗議を容れて、直ちに之れを撤退せしめたり。後、清朝は此地に琿春副總統を置きて管理せしめしが、宣統元年琿春廳を設け、民國に至りては琿春縣と稱し、延吉道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は琿春にして(舊名大八屯)圖們江の左岸二里餘、琿春河の左岸に沿ひ所謂琿春平野の北部に在り、東西約十町南北四町にして周圍七清里高さ八尺の墻壁を繞らし街衢整然邊陬に稀れなる市街たり、縣公署、附屬官署、學堂、教會堂、郵便電報局等あり、集散物資は大豆、葉煙草、麥、粟、燒酒、獸毛皮等にして其の取引先きは吉林、浦鹽、朝鮮、會寧等とす。大小の商店約五百ありて商工業盛んに戶數七百七十餘、人口六千六百九十餘を算す。

(26)敦化縣　東は延吉縣に西南は樺甸縣に接し、北は額穆縣及び寗安縣に接す、面積三百九十八方里とす。耕地五萬三千三百二十晌にして荒地十一萬六千晌あり。

戸數は五千五百七十五にして人口三萬一千五百八十一人なるが日本人其の他の外國人一人もなし▼宗教　官立兩等小學堂一、宣講所其の他十餘箇所の私塾あり。宗教は天主教、耶蘇教、回々教等とす▼氣温　攝氏にて最高三十四度三、最低零下二十七度とす▼農産物　粟、小麥、大豆、大麥、包米、蕎麥等とす▼林産　黄花松、杉松、裸松、椴、柞等の豐富なる森林あれども、交通不便のため輸出するに至らず▼製造品　豆粕、豆油、燒酒等とす▼特産物　葉煙草、線麻、其の他、元蘼、熏參、藥草、木耳等の多くを産す▼燃料　薪、炭、包米稈等とす▼通貨　主として吉林官帖を流通するも當地商家發行の帖子も流通し其の他、日本貨幣及び露貨も流通せり▼沿革　金の祖先の勢未だ盛んならざりし頃、青嶺(瑚爾哈河の西方に近く此河と並行する今の張廣才嶺山脈なり)に東方に烏春あり、今の寗古塔地方まで其の領域となし、其の根據地は阿跋斯水のほとりなる温都部なり。阿跋斯水の所在詳かならねど恐らくは今の瑚爾哈河の上源地方にありたるなるべく、温都部は或は今の額多力卽ち敦化縣なるべしといふ。又、今の敦化縣治に近き江邊に一古城址ありて敖東とも又、阿克敦ともいへり。土人は皆招墾の新戸にして咨訪すべき何者をも有せざるが、吉

林通志には康熙內府輿地圖に勒夫城河、額多里城等の名あるを見て、勒夫城河とは牡丹江源にして阿克敦とは清朝發祥の地たる額多里城に外ならずと斷せり。左れど淸朝發祥地の額多里城は朝鮮の會寧なること既に滿蒙沿革に於て記述せし如くなれば、吉林通志の記事は信ずるに足らざるなり。光緒四年には吉林將軍銘安上奏して私墾地を丈量せしに始まり、光緒六年奏請し同八年敦化縣新設の裁可を經て、以つて民國に及び、延吉道に隸せらる。

(27) 額穆縣　東は寧安縣に南は敦化縣及び樺甸縣に接し、西は吉林縣に西北に亙りて舒蘭縣に界し北は五常縣に境す、縣の西南隅は松花江の上流約十露里本縣を貫流するも、單に木材の浮送、戎克の航行に適するのみ、松花江の支流にして本縣內に於いて本流に合する拉法河の外、本縣は牡丹江及び蘭稜河の上流及び支流により灌漑せらる。本縣は通路に乏しく其の交通は概ね驛背に依つて行はる、吉林、寧古塔街道は本縣唯一の道路にして、西より東に向ひ貫通するも、地勢一般に山嶽に富み交通困難なり。面積は六百方里とす。耕地は五萬二千二百四十三晌にして荒地は十一萬二千晌あり。戶數は八千四百六十六にして人口三萬七千六百十三

とす日本人其の他の外國人一人もなし▼宗教々育　官立初等小學堂一、其の他私塾あり。宗教は回々教、天主教、耶蘇教とす▼氣温　攝氏にて最高三十三度、最低零下二十七度とす▼農産物　粟、小麥、大麥、大豆、蕎麥、包米とす▼林産　支那政府に登錄せられたるもの七林區あり其の總面積三十萬晌に達す、此等森林中には往時の圍場即ち帝室狩獵場ありたり樹木の種類は五葉松、樅、椎、椴、楡、楊、楓等とす▼鑛物　ナイツィシャン。黄花甸子の石炭礦及び北太平。傅家甸。馬家溝の金鑛とす。▼製造品　豆粕、豆油、燒酒とす▼特産物　貂皮、狐皮、鹿角、木耳等の産額多く吉林に輸出さる▼燃料　石炭、包米稈、薪、炭とす▼通貨　主として吉林官帖を使用するも商店發行の帖子も亦通用さる▼沿革　清の太祖は寧古塔を根據地として西方は吉林方面に亙り兀哲部を收め、東方は綏芬河の流域より烏蘇利江に遠征軍を發遣せり。當時の征撫地方に赫席赫路あり、鄂木索より敦化縣に至る地方名なり。又、俄漠惠蘇魯路と云ふあり、張廣才嶺の東北、鄂木索の谿谷を指せしなり。本縣は初め吉林府管内に屬せしが、宣統元年縣治を置き額穆縣と稱す、民國に至りて同じく額穆縣と稱し延吉道に隸せしめぬ▼縣城　縣所在地は額穆索にして吉林の東

南約四十八里にあり、古來八旗の屯田地にして佐領を置き敦化縣に屬せしめしが明治四十二年四月縣治に改めらる、然るに同年八月馬賊の爲殆ど全燒の厄に逢ひ一時頗る慘怛たりしが、其後漸く恢復の緒につきたり。縣公署、附屬官署、稅捐局、郵便局、電報局、學校あり、集散貨物は農産品なるも其量多からず、戶數百八十九、人口一千三百五十と註せらる。因に吉林に通ずる沿道、拉法溝附近は地味劣等なるのみならず、水質不良にして婦女、小兒の成育困難なるを以つて古來定住者少なしとなり。

(28) 汪清縣　東は東寧縣、琿春縣に、南は朝鮮咸鏡北道に接し、西方一帶は延吉縣に北は寧安縣及び東寧縣の一部に境す、本縣は嘎呀河(圖們江支流)の支流及び大綏芬河の上流並に圖們江により灌漑せらる、面積四百五十四方里とす。耕地は九千八百六十五晌にして荒地は三萬二千五百晌とす。戶數六千八百十八にして人口三萬三千二百三十一人なるが、其の內譯は日本人八戶、十五人、朝鮮人四千七十五戶、二萬二千五百五十二人、支那人二千百二十九戶、一萬六百四十四人、外國人六戶、二十人とす▼宗●敎●々●育●　官立高等小學堂、初等小學堂、鮮人小學校等あり。宗敎は天主敎

耶蘇教、回々教等行はれ、又、鮮人の待天信徒あり▼農産物　粟、高粱、大豆を主なるものとして小麥、大麥、包米、黍、蕎麥之れに次ぐ▼林産　管內は森林多く、柞、楊柳、濶葉樹等を産す▼鑛物　嘎呀河及び石頭河に於ける石炭。夏家溝。白草溝。黑少傑。溫炮河子。水浮兒溝。梨樹溝に於ける金鑛。卡倫山に於ける銀鑛、卡鑛山に於ける生石灰石等とす▼特産物　菁麻、葉煙草其の他獸毛皮あり▼燃料　包米稈、高粱稈、薪炭とす▼通貨　主として吉林官帖を使用し又銅貨を流通す、其の他、小洋錢、露國貨幣、朝鮮銀行券、日本補助貨、朝鮮小銀貨等とす▼沿革　もと延吉府の管轄たりしが宣統元年縣治を新設して汪清縣と呼び、民國に至りて同じく汪清縣と稱し、延吉道に隷しぬ▼縣城　縣所在地は百草溝にして局子街の東北十八里、琿春の北十八里强、汪清河流域の一小平野に位置す。　縣公署、隣屬官署、商埠局、學堂等あり、集散貨物は主として粟、小麥とす、戸數約三百餘にして人口約千五百人とす。

(29)和龍縣　東南一帶は朝鮮咸鏡北道に西南は奉天省安圖縣に接し、北は延吉縣に境す、朝鮮との國境には嘎哈里あり、同河は布爾哈通河と合流して圖們江となる。

本縣の面積は百二十七方里あり。　耕地は二萬九千七百十四晌にして荒地は一萬

九千二百晌とす。戸數一萬五百四十七にして人口四萬二千百九十一人なるが其の內譯は朝鮮人一萬百一戶、四萬四百五人、支那人四百四十六戶、千七百八十六人とす▼宗敎々育　官立初等小學堂、私塾、鮮人小學校等あり。宗教は天主教、耶蘇教にして淸人は天主敎に鮮人は耶蘇に歸依す▼氣溫　攝氏にて最高三十三度四、最低零下二十七度五とす▼農產物　粟、高粱、大豆、小麥を主なるものとし大麥、水稻、包米黍、蕎麥等とす▼林產　黄花松、杉松、裸松、椴、樺、柞等を產す▼鑛物　下順北溝に於ける石炭礦。三道溝に於ける金鑛。下順北溝に於ける鐵鑛等とす▼特產物　葉煙草、菁麻、獸毛皮とす▼燃料　包米稈、高粱稈、薪、炭等とす▼通貨　主として吉林官帖を使用するも日本銀行券、第一銀行券、朝鮮銀行券等極めて圓滑に流通さる、其の他中國銀行紙幣の流通を見るに至りしも其の流通範圍至つて少なし▼沿革　もと延吉府下に屬し分防經歷廳を置きたるが、延吉府に併合せられたると同時に縣治を置かれ、民國に至りては和龍縣と稱し延吉道に隸せられたり▼縣城　縣所在地は和龍裕にして局子街より朝鮮會寧に通ずる路上に在り、縣公署、附屬官署、學校等あり、因に記す、本縣は朝鮮の淸津港より局子街に通ずる地なるにより必らず邦人

の居住するものあらんも、其數判明せずといふ。

(30)濱江縣　東は阿什河左岸と並行して阿城縣に接し、南方は葦溝河を隔てて雙城縣に、西北は松花江を以つて呼蘭縣と隣る。本縣は西北より松花江の舟楫の便あり、其の延長約四十露里に達す、又、東清鐵道本線は松花江鐵橋より東南に向ひ七露里乃至八露里の間と其の南部線は約八露里に亙り、西南に向ひて本縣を貫通し、縣内に唯一箇所の汽船及び戎克船埠頭ありて其の繫留岸甚だ長し。其の他鐵道驛としては哈爾賓埠頭、新哈爾賓及び舊哈爾賓の三驛並にドロウヤノイ待避驛あり、哈爾賓は露國が北滿に於ける政治の中心點にして、其の施設としては東清鐵道廳、烏蘇里鐵道廳、各國領事館、露國自治機關、裁判所、中等、初等學校、銀行等あり、露國の商工業殷盛を極め家屋の建築、道路の設備等整頓せり。哈爾賓は其の規模甚だ廣くして殆んど獨立の市たる哈爾賓市、哈爾賓埠頭區、舊哈爾賓、馬家溝病院街、軍園街、松花江左岸なるザドン及び哈爾賓市附近の附屬地帶内に散在せる支那部落より成立す、又、哈爾賓埠頭區と僅かに鐵道線路を隔てて松花江右岸に位し、鐵橋下流に餘り廣大ならざる地域に支那市街傅家甸あり。本縣の面積は僅かに三十八方

里とす。耕地三萬五千晌にして荒地七百晌とす。戸數一萬一千十九戸、人口九萬二千八十人なるが其の內譯は日本人四百九戸、千八百八十八人、朝鮮人三十戸、百五十八人、支那人五千二百八十戸、五萬五十四人、外國人五千三百戸、三萬九千九百八十人とす▼宗教々育　官立兩等小學堂、同師範學堂、宣講所、露國諸學校、日本人學校等あり。宗教は天主教、耶蘇教、囘々教等とす▼氣溫　攝氏にて最高三十三度四、最低零下三十四度とす▼農作物　小麥、大麥、大豆、高粱、陸稻、粟、燕麥、黍等とす▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒等とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭等とす▼通貨　紙幣、硬貨ともに露國貨幣を主とし吉林、黑龍兩省の官帖、東三省の官銀號票、小洋錢等亦通用さるるも其の範圍極めて少なし▼沿革　本縣は雙城縣、阿城縣の地域內に創設せられしものなるを以つて獨得の歷史を有せず。即ち光緒三十三年濱江廳を設置し、民國に至り濱江縣と稱し濱江道に隷せらる▼縣城　縣所在地は傅家甸にして哈爾賓市埠頭區東方に隣接し、松花江に沿ひ、支那の主權の下に在る支那街なれど露の租借地たる哈爾賓と接觸せるを以つて哈爾賓と合稱するもの多し、故に普通に所謂新市街は哈爾賓にして舊市街又は支那街は傅家甸なり。傅家甸には縣公

署、稅捐局、巡警局、鹽務局、郵便局、電信局、商會、吉林省立永衡銀行及び黑龍江省、立廣信支店、中國銀行支店、交通銀行支店、殖邊銀行、木石局、吉黑兩江輪船局、潄江輪船局、農産交易信托公司、殖邊銀行信托公司等あり、又、哈爾賓には濱江道尹署、吉林鐵路交渉局、黑龍江省鐵路交渉局、吉林省木石分局、吉林黑龍鹽務總局等あり。傅家甸は巨商大賈櫛比し又、種々の工場あり、商工業殷賑を極む、戸數二千五百四十六、人口二萬一千八百九十六を算す。

(31)阿城縣、東は賓縣に南は雙城縣に接し、西は濱江縣に北は松花江を隔てて黑龍江省呼蘭縣に境す。其の松花江に沿ふ右岸には一も汽船埠頭なく、左岸呼蘭河口附近に於て仙圖窪(包山圖)埠頭あり。本縣を南より北に貫流するは阿什河にして支流の數甚だ多し、又、東清鐵道は東南より西北に向ひ本縣を通過すること五十露里にして、其の阿什河、二層甸子、靑溝子の三大驛あり。地勢一般に平坦にして唯多少の丘陵は阿什河以東に於ては山脈となる、又、縣の東部は松花江畔平原地帶の終點にして、之れより高地となりて同江の右岸を形成す。本縣の面積は二百七十五方里とす。耕地は十五萬晌にして荒地は二萬五千晌あり。戸數は二萬七千百

九十五にして人口十六萬七千八百四十八人なるが、其の內、譯は日本人一戶、四人、支那人二萬七千百九十五戶、十六萬七千八百四十八人、外國人十五戶、八十八人とす▼宗教々育　官立學堂十六、勸學所一あり。宗教は耶蘇教、天主教とす▼氣溫　攝氏にて最高三十三度四、最低零下三十三度五とす▼農產物　高粱、包米、大豆を主なるものとして粟、小麥、大麥、陸稻、黍とす▼林產　本縣は古より開拓せられ且つ北滿洲の中心たる哈爾賓を距ること遠からざるを以つて建築材は既に全部伐採せられたるも、唯薪材のみは山嶽地に、柳類は谿谷地及び低地に生長するを以つて、阿什河其の他より薪、木、枝細工品の輸出さるるもの少なからず、又、東淸鐵道東部線の附近驛より薪、木材、木炭等の供給を受くること甚だ多く阿什河製糖所用石炭は、寬城子より輸送し來る。此等の石炭は撫順より來るものにして同炭坑は鐵道線により六百十八露里を隔つるに反し、薪材の最も大なる積出地たる東淸線の帽兒山驛は其の距離僅に六十露里にして、又、リボウェツキーヤ炭礦(烏蘇里鐵道ゴレンキ及びホルワトウォ驛間にあり)も五百六十三露里を隔つるに過ぎざるなりとて、露人は注意の目を見張りつつありと云ふ▼鑛物　二層甸子驛附近には大なる採石場及び石

灰製造所あり石灰は東清鐵道及び哈爾賓の需要に充てらる、又、阿什河を距る東方三十露里なる大娘子溝は臼石の産地にして製品は近縣及び伯都納までも輸送せらる。其の石材より製粉所用臼、挽割用臼、穀物壓搾用材等支那人農業上必要なるものを製出す。鑛物としては未だ本縣に發見せられず▼製造品　小麥粉、豆粕、豆油、燒酒、砂糖等とす▼特産物　藍靛、葉煙草、麻等とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭とす▼通貨　主として吉林官帖を使用し、東三省官銀號票及び小洋錢等之れに次ぐ、但し停車場附近に於ては露貨の信用厚く之れが授受を喜ぶ傾向ありといふ▼沿革　隋代に於て高句麗が尚ほ强盛なりし頃、高句麗の北方卽ち今の北滿洲には靺鞨民族一體に蔓り、凡そ七部に分れたり、粟末部、伯咄部、安車骨部、拂涅部、號室部、黑水部、白水部是れなり。其の安車部は吉林通志に卽ち按出虎と解したり、按出虎は金代に於て有名なる河の名にして、哈爾賓の東方に近く北に松花江に注ぐ今の阿勒楚喀河なれば、其の附近にありたるは疑ひなし。金の國都上京會寧府に就ては諸説多けれど、吾人の最も信ずる所を擧ぐれば、遼東志に松花江下流地方に於ける明代の驛站を列擧し、其の中に尚京城といへる地あり、尚ほ上と同じき意味にて尚京

は卽ち上京と解すべし。同書に尙京城の下に註して金人の故居といへり。此城は所謂今の白城にして此地が金の國都たりしこと明代に於て既に知られたるもの、吉林外記に白城は方四十淸里、城壁の高さ一丈餘、濠の深さ六尺計りにして、東西南北に各々一門あり、中に小城及び宮殿の故址あり、城址の中より發掘せられたる遺物少なからずといふ。會寧府は金の建國以來、貞元元年(西紀一一五三年)まで金の國都にして、別に皇帝寨とも御寨とも其の他、西樓。阿求火。阿觸胡。阿芝州。阿之古とも稱せられ、其の治所は會寧縣と呼ばれ、外に曲江縣(今の寧古塔)宜春縣(今の伯都訥)を領したり。又、會寧縣の領域內に按出虎水ありたり。是れ後ちに明代に至りて金水河と稱せしものにして、按出虎は女眞語にて金の義なるが故なり。卽ち今の阿勒楚喀河なり。元代に至りては此地方、開元路に屬し白城は上京と稱せられたり。淸朝に至り雍正末年より乾隆の初期に於て、北京に於ける旗人の過剩人口をば、北滿に移住せんとのこと一般考究の題材となり。乾隆二年御史舒赫德は八旗開墾邊地の意見を發表せり。卽ち先づ漢人を募集して特別の手當を以つてし此等を滿洲に派遣して以つて開拓に從事せしめ、やがて荒地の熟地となり

たる際、京營八旗の過剩人口を其の地に移住せしめんとするなり。此計畫に對しては當時の朝廷に於て幾多考慮すべきものありたり曰く彼等の多數を滿洲に送り出すは多年政府が取りつつありし封禁政策に反するは勿論、二重の經費を支辨することの浪費に失せずやとの懸念、況んや旗人が愈々滿洲に乘り込むとするも、親ら耕作せずして漢人に貸付けて小作さすれば、幾年かの後は其等の旗地が漸次民地となることとの、近京五百清里の地と同一狀態たらんといふに在り。從つて此意見が朝野の間に多大の注意を拂はして讀まれたれど、遂に施行さるるに至らざりき。然れども北京に於ける旗人の過剩人口を處理せんには、結局旗の滿洲發遣より良策なかりしなり。故に乾隆六年、戸部侍郎、梁詩正は著名なる八旗屯種の疏を上りて其の氣運を促がせり、其の疏は大要左の如し。

毎歲春秋二期に於て、戸部の收入を計るに、多きも銀七八百萬兩、少なくとも四五百萬に及ぶ、而して京中各種の支出合計千二百萬兩、入るところ出づるところに足らず、此年皆然らざるはなし、蓋し八旗の兵餉の浩繁なるがために、出づる所のもの常に多く、各省綠旗の兵餉、日に增加するが爲めに、入る所のもの漸く少なきなり。故に兵餉の一事は國用十分の六七に居るものといふを得べく、萬一臨時の費を要することあらば左支右詘を

免れざるべし臣講ふ斟酌變通すべきを陳述せん。案ずるに八旗人は各省の駐防と近京五百清里に屯田するを除くの外、其餘は全く北京に羣聚せり、之れ國家統治上の必要に出でたれど、百年の休養に戸口增加し、農工商賈の業の營むべきなければ、彼等は皆、食を朝廷に仰げり、朝廷の彼等を遇する亦委曲備さに至らざる無からず。然も旗人の彼れが如く窮乏するは何ぞや、臣以らく彼等をして自治の手段を講ぜしめず、官府の常に彼等を給養するに由らずんばあらず。是れ勢の永久に變改せざるを得ざるものなり。臣の知る所にては雍正帝は曾つて慮ここに及び、彼等の過剩なる戸口をば、東三省の地に移住せしめんことに內決せるが未だ施行するに至らざりき。乾隆以來、廷臣の亦此議を提するなからず、左れど此に一難あり、そは旗人の久しく輦下に生長せる結果、一旦邊外に遷さるるをば、不便となすこと是れなり。卽ち中外の臣僚も事體の重大なるを見て亦輕々しく言はず、これ此議の杆格して行はれざる所以なり。伏して願はくは數十百年後の將來を顧慮して八旗移墾の議を施行せられんことを。

梁詩正の意見は確かに朝廷を動かせり、朝廷は乾隆九年京營八旗の散住所謂部屋住もの三千人をば吉林なる阿勒楚喀及び拉林の二地に發遣せり。 由來此等の二地は松花江の水運を利用するの便あり且つ其の土地たるや豐饒たり。 殊に彼等を發遣せしむるに當り、政府は每戸に若干の準備費を給し其の沿途には車輛と

馬糧とを與へ目的地に到達するや立產銀と稱し產業資金を給與し、又官設の家屋田地並に耕作用の牛具、種粒等一切を供給し、一戶に對し費銀百餘兩、總計數萬餘兩を支出せり。故に其の成績必ずや見るべきものあらんと思ひきや、彼等は始より全然永住の考慮なく日を經るにつれ依然として放慢の生活を持續し立產銀を費ひ果たせし頃は、其の地を脫走して北京に歸還するに至れり、於是乎乾隆帝大に怒つて之れを處罰すべきことを嚴命したれど、效果なかりしものの如し。殊に乾隆の末年より嘉慶年代に亙りし連年の內亂は、北京廷をして大に恐慌を來たさしめ。八旗、漢軍、綠營の常備軍を以つてしては、其の力能く白蓮教徒を中心としたる叛徒を征服するを得ず、滿洲に於ける旗人を招募して討伐に向はしめたるを以つて、阿勒楚喀、拉林の旗屯は憐はれ見る影もなくなりぬ。當時滿洲の狀態は滔々として漢人の流出し來るを見るに至れり、從つて到る處、漢人の自由植民地を形成するか、然らずんば、間接直接に旗人の生活を迫害するを以つて、北京廷は之れに對して旗人の移住を實行はしたるも、遂に甲斐なく。滿洲全土は漢人の勢力範圍となりたり。斯かりし程に北京廷は漸く微弱にして滿洲の地方官憲は腐敗に腐敗し來り

しを、此等の移住民を取締る力なかりしかば、滿洲殊に吉林省は其の紊亂甚だしく全く無政府の狀態と化し去れり。一八七八年吉林都督明安は民政を布き以つて秩序を恢復せんことを建議したるにより、北京廷は其の議に從ひ奉天の例に倣うて民政を布きたり、又、一八八〇年には特別の一官署を吉林に設け土地を整理して移民に對する配分を制限せり。當時滿洲に來りたる新移民の漢人に對しては文官たる知縣其の他の漢人を以つて統治せしめたるも、滿洲軍憲卽ち將軍、副都督等の勢力を有せし間は、移民に對する土地配布の圓滿に行はれざるものありしが。一九〇六年副都督、協領、佐領等の滿洲官憲を撤廢して文官之れに代りしより、土地配布及び移民は計畫通り進行せり。次で日露戰爭ありたるがため北滿移民をして大に激增せしめたり。從つて北滿洲に於ける住民の多くは漢人にして滿人は比較的少數なるに拘らず、獨り阿城縣のみは人口の點に於て滿人の數、漢人よりも多し、是れ往年旗屯を設けし時、旗人が滿人をして佃作せしめし、卽ち滿人を他の地より招致して代つて耕作せしめたる等の原因によるものなきかと思はるなり。

既に本縣は滿人の數、遙かに漢人を凌駕するに拘らず、滿人は言語、宗敎其の他、日常

生活に至るまで其の特徴を失ひて、全然支那化したるのみならず、商業上の勢力は漢人のために奪はれたり。本縣が新設されしは宣統元年にして、爾來阿城縣と稱し、民國に至りても亦同じく阿城縣と稱し、濱江道に隸せしめぬ▼縣城　縣所在地は阿什河にして市街は東清鐵道阿什河停車場の南方一里に在り、城の周圍三里にして外濠を繞らせり。家屋の建築一般に宏壯にして縣公署、巡警局、稅捐局、鹽務局電報局、郵便局、廟宇、學堂、敎會堂あり、比較的巨商多く製粉所及び砂糖製造所あり、戶數四千七百九十五、人口約三萬四千九百八十五を算す。

(32)雙城縣　西南部は拉林河を隔てゝ扶餘縣に、西北部は拉林河により葦塘溝河口に至る松花江を隔てゝ、黑龍江省肇東縣に接し、西葦塘溝河を以つて濱江縣に、南は拉林河を以つて楡樹縣に、其の支流を經、索多河山を以つて五常縣に境す、東方に於ては阿什河螞蜒河の中部支流の分水嶺ありて同賓縣に、北に在りては本縣東部は阿什河を隔てゝ賓州縣に接し、東北に於ては阿什河を以つて阿城縣に境す。東清鐵道南部線は本縣西部に於て約六十露里、東部に於て同鐵道東部線二十五露里以上通過す、其の南部線には縣內に於て五家、雙城堡、東部線には帽兒山の諸驛あり、

本縣北部及び東北部境界は百露里以上、東部線と平行し、其の距離二十露里を出でず、其れ斯の如く本縣は鐵道の便を有し、且つ浮送の便ある拉林河、舟楫の便ある松花江と接し、更らに吉林省中、最も穀物を產し、人口稠密なる七縣及び黑龍江省の一縣の中央に在るを以つて頗る有望なる地とす。本縣の面積は四百十四方里あり。耕地は二十二萬三千晌にして荒地は五萬晌とす。戶數三萬八千七百三十三にして人口二十八萬二千九百人なるが、其の內譯は日本人二十六戶、百六十八人、支那人三萬八千六百八十四戶、二十八萬二千五百七十八人、外國人二十三戶、百七十八人とす▼宗教 天主教、耶蘇教等あり▼氣溫 攝氏にて最高三十三度、最低零下三十三度五とす▼農產物 粟、高粱、包米、大豆、大麥、小麥、黍等なり▼林產 東部の山岳地帶は嘗て鬱蒼たる森林繁茂せしが鐵道線及び人口稠密なる平原地帶に接近せるを以つて現今に於ては唯、薪材を存するのみにして、何れも支那人により伐採さる、尙ほ薪炭以外に於て雙城堡驛及び帽兒山驛より木材及び木製品輸送せらるるが、此等の木材は雙城堡驛を距る十五露里なる拉林河畔のニパオツ埠頭より輸送さるるもの

同埠頭に到著する木材は拉林河上流なる五常縣及び舒蘭縣に於て伐採さるるものにして、雙城堡に輸送さるる此等の木材は各種家具及び農具の製造に使用さるるものもあり▼鑛物　東部の山嶽地帶には生石灰及び粗石の產出少なからずして帽兒山附近に於て採掘さる鑛物としては帽兒山驛附近に於て、極めて幼稚なる方法を以て支那人により採掘さるる炭礦あり、其の他の鑛物に就ては未だ支那政府へ登錄したるものなし▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒等とす▼特產物　藍麻等とす▼燃料　高粱稈、薪、炭、包米稈とす▼通貨　主として吉林官帖を使用し、東三省官銀號票及び小洋錢之れに次ぐ但し停車場附近に於ては露貨の信用多く流通さる▼沿革　金の太祖兵を起して遼を討ちたる時、寧江州の守將蕭兀納は金兵と寧江州に戰つて破れ、混同江卽ち今の松花江を渡つて西に走れり、太祖は淶流水卽ち今の拉林河のほとりに於て其の軍に告諭を下し、然る後、寧江州を攻めて之れを陷れ、次で又、遼の軍を出河店に破りたるなり。太祖が其の軍に告諭を下したる處は謂ゆる得勝陀にして今の拉林河の左岸、松花江の合流する地點の南に近き、今の石碑威子なり。出河店とは今は珠赫城といひて伯都納の東南に在り、故に寧

江州は今の石碑崴子と今の珠赫城との間に在りしこと明らかに、遼代に於て東京道に隷せし寧江州は今の石頭城子なりといふ。金の太宗位に卽きたる時、宋の徽宗は之れを賀するため許元宗をして金都に使せしむ。其の行程錄によれば和里間寨より句孤孛董寨に至り、句孤孛董寨より達河寨まで至り、達河寨を經て蒲達寨に至り其れより上京會寧府に達せりとあり。和里寨は今の遜札堡站の東方約三十三清里の邊なるべく、句孤寨は淶流河を渡りて五里の所に在り、今の雙城の西南約六十清里の處にて、拉林河の北に近き花園屯なり。達河寨は今の雙城にして蒲達寨は今の雙城の東方なる八家屯なるべしとなり。又、金の上京路の會寧府に隷し肇州あり其の治所を始興縣といへり。肇州は、もと出河店と呼ばれたる所とす。金の太祖が遼の大兵を擊破したる戰場なること既記の如く、珠赫城なり。又、今の石碑崴子は金の世宗の時、此の地に碑を建てて太祖の功業を頌したり。此碑は今地下に埋めらるといふ。明代に至りては海西西陸路の驛次として肇州卽ち今の珠赫城を置けり。清朝に至り雍正末年より乾隆初期に於て一般考究の題材となりし北京に於ける旗人の過剩人口は乾隆二年御史舒赫德によりて提出されたり、

八旗開墾邊地是れなり。其の意見書に曰く。

我朝定鼎の初、八旗生計、頗る豊厚と稱する者は、人口の多きことなく房地充足せしがためなり。今、百年以來甚だ窮迫を覺ゆるは、房地從前より減じ、人口什佰を加ふるあり、兼ぬるに俗の奢侈を尚び、節儉を輕ずるに由り、生計日に消し、習尚日に下り、而も底止する所なし。夫れ旗人の生をなす所以のものは唯、房地(家屋土地)あるのみ、別に他項なし、若し房地充たされば、百計以つて之を養ふと雖、究むるに目前の計に過ぎずして終に久遠の謀にあらず、我が聖祖(康熙)の旗人を愛養するは、實に父母の赤子に於けるのみならず、休養安全、數十載を經、深しと謂ふべく厚しといふべし、然も近年以來、尙ほ此の如きに至る此れ豈に亟かに計慮をなさざるべけんや、唯是れ京師房屋尙ほ通融すべきも、而も地畝は則ち昔時所謂近京五百里なるもの、已に半ば民人に歸す、前に臣工の條奏を經、帑を動かして收贖せしむる旨を奉じて徐々に辨理するも、尙ほ未だ擧行せず、臣愚以爲らく、即便擧行すとも、而も八旗の人口太だ多し、亦未だ盡く能く濟すことあらず、故に臣、長計を熟思するに勢、變通して布置せざるを得ず、唯だ一方に聚めしめざらしめば、庶くは並びに其の利益を得べし、苟も能く效を日後に收むれば何ぞ必らずしも難を目前に畏れんや、伏して思ふに盛京、黑龍江、寗古塔三處は、我朝興隆の地、土脈肥美、地氣肥厚、聞く其の開曠のところ甚だ多く、概ね開墾すべしと、八旗滿洲は他方に散在すべからずと雖、而も此根本の地に於ては遷移居住を妨げざるに似たり、且つ八旗の額兵、將に十萬に及ばんとし、復た成す閑散數萬の老稚者あり、内に在らず、若し三處に分居せしむれば、京城の勁旅原

さ單弱の虞なく、而して根本の重地、更らに强壯の卒を添えん、事や兩便に屬す。之れにより京城及び三處の地畝を合計して均勻攤給し、務めて家に恒產あり、人に恒心あらしめ、然して後、再び敎ふるに儉樸を以てし、其の初風に返さん、則ち根本綿固、久遠計るべし。但し安土重遷は乃ち情理の固然、而も就易避難は實に事務の有るところなれば、之れを遷すの道は必ず先づ數年の前に料理し、三處一切の規模の既に定まるを俟ち、然して後、八旗の往くを願ふもの、及び生計の極窮者に於て一一其の起身安家等の事を籌り、明白曉諭、厚く賞賜を加へ、各々欣然として就道し、遷徙の苦あるを知らざらしめば、方さに事理に碍けあらず、若し料理稍〻宜しきに合せずして抑勒あり、或は遺漏あるを致す、乃ち徒らに一番の擾累を生じ轉た八旗依戀の心あらしむ、更らに復た何の益かあらん、これ皇上に在りては、忠厚明幹の大臣を揀派し、臨期に於て悉心料理せしめば、庶くは之をして弊なからしむべきのみ。預籌の道に至りては、請ふ三處の將軍等に密飭し、それをして所屬地方を踏勘せしめ、其の可墾の處、應さに若干地畝を得べきか、若干兵士を住ましむべきか等、逐一審度實に據りて具奏せしめん准行の後を俟ちて廣く民人を募り、地を擇びて開墾し、其の力なきものは官より牛具籽糧を給し、而も遽かに陞科を行はず、地既に熟し、果して收穫あれば卽ち帑を動かして城壁を建造し、以つて民人商賈を居らしめん該將軍は情勢を度量し、若し其人の以つて遷住すべき時となさば卽ち奏聞して帑を動かし、移住の人數を酌定し、一面に房屋を改造し區宇を分定し、然して後、京より派往し、彼に到る時を俟ち、卽ち所墾の地をさつて按戶攤給し、或は卽ち民人に耕種交租して兵を給せ

しめば、旗人一往の勞あるに過ぎずして而もこれを在京に較ぶるに、已に世々の恒產を得べし云々。

舒赫德の意見は朝野の間に多大の注意を拂はれたるも、遂に實行されざりしが、乾隆六年戶部侍郎梁詩正が八旗屯種の疏を上つてより大に朝廷の意向を動かし、乾隆九年に至り、北京廷をして京營八旗の散丁三千をして拉林と阿勒楚喀の二地に發遣せしむるに至りたり。左れど旗屯の成績擧らざりしを以つて、北京廷は一八〇六年即ち內亂平定の翌年、嘉慶帝は名相松筠及び當時の盛京將軍たりし英和等に命じて、在京の閒散旗丁を吉林に移住せしめんとして、略ぼ其の成案纏まりしも凶歲たりしとの故を以つて、一時中絕せり。越えて嘉慶六年(一八一二)政府は吉林に於ける圍場即ち御獵地、拉林河流域に於ける可耕地及び盛京なる、養息牧河の牧地、大凌河の牧場を踏査せしめたり。就中、吉林將軍の報告に指定されし拉林東北の地、通稱雙城子一帶の二萬五千餘晌は阿勒楚喀の東、四十五淸里に亙れる沃土に對し、北京廷特に留意するに至れり。嘉慶十九年に至り吉林將軍富俊は北京廷に對して拉林試墾章程を提出せり。富俊は蒙古人にして嘉慶九年以降、滿洲に赴任

し、吉林、盛京、黒龍江を歴官したり。其の試墾章程に曰く。

舊卷(舊案)を檢査するに、移駐せる京旗蘇拉(閒散の家屋を建て土地を開墾するは、均しく吉林各城の兵力の趕辦に藉る、其の地や但だ墾して種せず、數人を酌留して教耕することと一年、新移の京旗蘇拉を裁汰するに、往々にして耕作する能はず、始めて流民に顧覓し、代りて力田せしむ。之れを久うして多くは民有となる殊に我が皇上旗人を愛育するの至意を失ふ、故に此時試墾を預籌するに、先づ吉林所屬の無業閑散の旗人内に於て、各旗をして共に丁一千名を練出して屯丁たらしめ、毎丁に銀二十五兩を給與す、外、官は爲めに牛具を置買し、自ら家屋を建造せしめん、又、阿勒楚喀公倉内よりは、子種として穀二石を給し、毎年倒斃牛の價銀一千三百三十六兩を給補することとす、土地は毎一丁に荒地三十晌を撥給し內、二十晌は開墾し、十晌は荒地のまま保留せしむ。試種三年の後、毎一晌につき穀糧一石を收めしむ、之れを貯倉に交付せん、かくて十餘年の後、閑散旗丁を移住せしむる時、一人の京旗に十五晌の熟地と五晌の荒地とを分給し、餘の熟地五晌と荒地五晌とは原種の屯丁に給付して恒產としその交糧を免ぜしめん云々

北京廷は富俊の意見に基き、一八一六年以降愈々雙城子開墾に著手し、雙城子は、やがて雙城堡と命名され、左右中の三大屯に吉林地方より一千名の旗人を收容して試墾せしめしが、之れ亦成績不良にして失敗に了りたり。後、光緒八年に至りては理事通判を置き、宣統元年府に陞し、民國に至りて雙城縣と稱し、濱江道に隷せしめ

以▼縣城　縣所在地は雙城堡にして哈爾賓の南方約十里にあり東淸鐵道雙城堡驛を距ること約一里とす、市街は周圍二十淸里にして、縣公署、巡警局、稅捐分局、鹽務局、電報局、郵便局農務會、商務會、學堂廟宇、敎會堂等あり、又、此地には我が東亞煙草會社支店、三井物産會社出張所等あり、北滿に於ける農産物の集散には重要なる市場たり、戶數五千八百六十、人口四萬一千七百五十餘と註せらる。

(33)賓縣　本縣は西部に於て阿城縣に接す、其の境界線は北より南に走り斐克圖河の松花江との合流點より同江に沿ひ斐克圖に至る、其れより以南は泉眼河の阿什河に流入する地點に至る、其の間に於て、右境界は二層甸子及び小嶺兩驛間に於て東淸鐵道南部線を横ぎる、南部は雙城縣に接し、其の境界は泉眼河口より東北に向ひ、老爺嶺に至り、其の間、小嶺及び帽兒山兩嶺の間に於て、東淸鐵道東部線と交叉す、又、東南部、及び東部に於ては同賓縣及び方正縣と接し、其の境界線は老爺嶺より北に向ひ、大青山に至り更らに東に屈曲して小溝嶺に至り、其れより北折して松花江右岸に達す、北方に於ては松花江を以つて、黑龍江省の巴彥縣及び木蘭縣の境界線たり。本縣の地勢は松花江沿岸及び何れも同江に流入する斐克圖河、海里渾河

夾頬河、擺渡河の沿岸を除き一體に丘陵に富むも大青山、小溝嶺、老爺嶺を除きては森林を有せず。本縣の面積は三百一方里とす。耕地は二十二萬五千百晌にして荒地は四千二百九十四晌とす。戸數は三萬八千四百十一にして人口二十五萬一千九百三十なるが、日本人其の他の外國人一人もなし▼宗教々育　勸學所一、師範學堂一、公立兩等小學堂一、高等小學堂一あり。宗教は佛教及び道教を主とす、其の他、天主教及び耶蘇教あり▼氣温　攝氏にて最高三十三度四、最低零下三十四度とす▼農産物　高粱、大豆、包米、粟、小麥、大麥とす▼林産　支那官憲に登記されたる本縣森林地區の數合計五十七にして其の內、二十六は支那人により經營せらるとあり、左れど之れは本縣地域に賓州及び賓州府ありたる當時の調査にして、今の賓縣の面積よりは遙かに大なり、從つて吉林省の行政組織改革に伴ない森林地帶の大部分は本縣と隣接せる方正縣及び同賓縣に編入せられたるもの多く、今は大青山小溝嶺、老爺嶺の森林のみとなれり▼鑛物　銀、石炭其の他石材等を産す▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒等とす▼特産物　葉煙草、線麻、菁麻藍靛、麻、羊皮豹皮とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭とす▼通貨　吉林官帖及び商店發行の帖子を流通し

之に次ぐを小洋錢とす▼沿革　清朝の光緒八年賓州鎭を置き、今の賓縣全部と阿城縣及び同賓縣の一部を管内に編入せり、同二十八年賓州鎭は賓州獨立鎭と改稱され其の管下に同賓縣をも含めり、宣統元年には九區を割き斐克圖河を境に府となし、民國に至りては賓縣と稱して濱江道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は賓州と稱し丘阜間の低地に在りて四方丘阜に圍繞せらる、市街の周圍約二十町にして四門を有す、縣公署、巡警局、稅指局、稅關哨所、郵便局、學堂、廟宇等あり、集散物資は穀類を主とし葉煙草之れに次ぐ、城内戸數八百八十八、人口一萬七百七十七とす。

(34)五常縣　本縣の北部は拉林河の右岸支流及び索多和山を以つて雙城縣の東部と接す、東北は四方井子山、鷄爪頂山、西螞蜓窩集山(是等の山脈及び索多和山の俗稱は邵廣嶺なり)にして之を以つて同賓縣と境す、茨老矛嶺の東方及び張廣才嶺なる老嶺山脈の北部は寧安縣との境界をなし、蘭林河の右岸一小支流及び蘭林河を以つて西南、額穆縣及び舒蘭縣と接す。又、西方は楡樹縣と境す。本縣は山嶽起伏し、又、低地窪地多く、其の北部及び東部に在りては丘陵次第に山嶽を學び又山脈となる、左れど其の形圓くして險峻ならず樹木能く密生す。溪谷地には無數の小川

あり流れて莫勒恩河及び蘭林河に落つ、此兩河は合して拉林河となり以つて本縣を貫通す。其の谿谷、低地、丘陵、山嶽の傾斜面は多くは耕作せられ、又、落葉松、雜草等の繁茂せる箇所もあり。其の樹木密生する北部及び東部地方は樹木伐採者、狩獵者、藥草採取者等多く、又能く馬賊の巣窟たりといふ。本縣の面積は六百四十九方里とす。耕地は十五萬九千三晌にして荒地は十七萬三千晌あり。戸數三萬四千三百八十にして人口二萬二千八百八なるが日本人其の他の外國人一人もなし▼**宗教々育** 官立第一、第二、第三兩等小學堂、同初等小學堂、私塾等あり。宗教は回々教、天主教、耶蘇教等とす▼**氣溫** 攝氏にて最高三十三度、最低零下二十八度とす▼**農産物** 高粱、包米、大豆、粟、小麥を主なるものとし陸稻、大麥、黍等之に次ぐ▼**林産** 本縣には一千平方露里以上の森林地帶あるも、東清鐵道とは山嶽を隔つるを以つて唯、森林なき楡樹縣、雙城堡、伯都納等の需要に供するのみ、當地に於いて製造せし戎克は松花江により浮送す。此等の戎克は拉林河に淺瀬あるを以つて貨物を積載せざるものとす▼**鑛物** 支那官憲の報ずる所によれば莫勒恩河の右岸支流なる太平河の沿岸、太平山及び藍彩橋の殆んど中間卽ち一面坡驛より六十露里の處

に石炭礦ありといふ▼**製造品**　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒等とす▼**特産物**　葉煙草、麻等を主なるものとして羊皮、豹皮其の他を産す▼**燃料**　高粱稈、薪、炭、包米稈とす▼**通貨**　吉林官帖及び商店發行の帖子を主として小洋錢流通さる▼**沿革**　原名を歡喜嶺といひ協領一人を駐紮し、八旗の屯田事務を管理せしめたる地なりしが、光緒八年吉林將軍銘安の上奏により土城を建てて同年廳治を設け、宣統元年四月上奏裁可を經て府治に陞し、民國に至り五常縣と稱し濱江道に隷せしめぬ▼**縣城**　縣所在地は五常堡(別名歡喜嶺)にして山河屯の北方七里、楡樹縣の東方拉林の南方各十七里餘に位置し、東方は蓮花山脈を負ひ、西方拉河を隔てて一望千里の平野あり、市街東西約十町、南北五町あり、縣公署、巡警局、稅捐局、鹽務局、郵便局、學堂等あり、集散物資は大豆、麻、煙草、豆粕、豆油、燒酒等にして就中、煙草は其の香良好なりとて大に賞用せらる、日用品は吉林、長春等より輸入せらる、戶數一千三百五十六、人口九千四百十五を算す。

(35)**楡樹縣**　西南は松花江を以つて德惠縣と境し、西方に於ける扶餘縣との境界線は拉林河の支流灰塘溝河を沿うて走る、北方は拉林河の支流蘭稜河を以つて雙

城縣と境し、東方は蘭林河を隔てて五常縣と相隣る、東清鐵道南部線は本縣西部境界と蔡家溝、三家河及び陶賴昭間に於て併行す、本縣西部に於ける北方境界は雙城堡驛を距る二十五露里乃至三十露里にして、其の他の部分は東清鐵道東部分線と阿什河の小嶺の間に於て平行す、本縣の殆んど中央部に當り南より北に向ひ拉林河の支流たる卡岔河(又、卡路河)貫流す、本縣は一般に平地にして、唯、少許の丘陵あり松花江及び拉林河の支流本縣を灌漑す、本縣東部地方は地味不良にして多く砂礫を混ず、又、西部地方には黒土あり層をなす。　本縣の面積は二百九方里とす。　耕地は四十二萬八千三百六十晌にして荒地は三萬晌とす。　戸數六萬五千七百にして人口四十七萬一千四百三十四なるが日本人其の他の外國人一人もなし▼宗教々育●　全管内を通じて校數四十一箇所あり、城内師範學堂卒業者を分派して教務を擔任せしむ。　宗教は天主、耶蘇、回々教とす▼氣温●　攝氏にて最高三十三度、最低零下三十一度四とす▼農產物●　包米、大豆、高粱最も產額多く粟、小麥、大麥之に次ぎ、陸稻黍亦相當の產額あり▼林產●　本縣に於ては早くより農業行はれ適耕地は全部使用され、又、東部地方の以前森林たりし部分も最早採伐し盡され僅に河川沿岸及

び低地に柳林を殘すのみ、故に本縣に於て使用する建築用材は五常縣より供給さる▼鑛物　臼石用及び農業用石材切出所あり、其の石山は楡樹縣大街を東南に距る二十露里なる青頂子山に在り同所に於て直ちに臼石及び脫穀用石等を製造す、此等の臼石及び脫穀用石は、獨り吉林省內の近縣に輸送さるるのみならず、黑龍江省までも其の供給をなす、採石及び製造に從事する部落十四に達す、勞働は組合組織にして約十名の工夫を使役し大抵夏季六七月就業す▼製造品　小麥粉、豆粕、豆油、燒酒、豆素麵、煉瓦、石灰等とす▼特產品　藍靛葉煙草、麻とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭とす▼通貨　主として吉林官帖を使用すれども土地の銀行劵及小洋錢をも流通す▼沿革　嘉慶十六年孤楡樹巡檢を設け伯都納理事同知に屬せしむ、光緖八年理事同知を撫民同知に改め之れを孤楡樹に移す、同三十一年十一月撫民同知を陞して府に改め新城に移回すると共に楡城に知縣を添設し名づけて楡城縣といふ新城府に屬したり、宣統元年閏二月陞改して直隸廳同知となし、民國に至り楡樹縣と稱して濱江道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は孤楡樹にして吉林を距る北方四十里にあり市街は平坦なる低地にして周圍約三十町の城壁を有す、縣公署

巡警局、稅捐局、鹽務局、郵便局、電信局、養濟院、商會、學堂、敎會堂等あり、市內商業殷盛を極む、戶數三千七百五十にして人口五萬四千五百六十八を算せらる。

(36) **同賓縣**　北方に沿ひては螞蜒河の右岸支流たる大黃泥河及び左岸支流大柳樹河を以つて方正縣と境す、其の他の方面に在りては松花江の大なる支流の間にありて分水嶺たる諸山脈を以つて縣境となせり、卽ち東方及び東南には東老嶺、龍爪溝嶺、畢展窩集嶺、東螞蜒窩集嶺の諸山脈ありて牡丹江の中流左岸支流間及び螞蜒河の水源及び其の右岸支流間の分水嶺たり。此等の山脈は又、方正縣、寧安縣との境界をなせり。西南に在りては西螞蜒窩集嶺、鷄爪頂、四方頂子山脈は五常縣との境をなし、且つ莫勒恩河卽ち拉林河の右岸支流及び螞蜒河上流の左岸支流の分水嶺たり。西方及び西南は黑瞎嶺、大青山あり雙城縣及び同賓縣の境となり、又、阿什河及び夾板河の分水嶺たり、斯の如く本縣は四面山嶽を以つて圍繞せられたる螞蜒河流域にして、只北方に於て同河は少許の平地を經過し松花江に合流す、又螞蜒河の無數支流の谿谷には小なる低地あり、本縣は東淸鐵道敷設前に在りては漢人滿人の浮浪者、人參採取者、狩獵者の巢窟たりし處にして柳垂營と稱せられたり。

本縣の面積は六百八十六方里とす。耕地七萬八十九晌にして荒地十萬晌とす。戸數一萬六千二百十三にして人口十萬四千二百九十一なるが其の內譯は日本人十九戸、百三十人、支那人一萬六千百十二戸、十萬三千五百四十一人、外國人八十二戸六百二十十人なり▼宗教々育　官立兩等小學堂四、初等小學堂五あり。宗教は佛教道教、耶蘇教、天主教とす▼氣溫　攝氏にて最高三十四度、最低零下三十二度二とす▼農產物　包米、大豆を主なるものとし粟、高粱、小麥、大麥、陸稻等とす▼林產　東清鐵道布設前に於いて、螞蜒河中流下流を除きたる本縣の殆んど全面積は森林にして又、五常縣及び甯安縣の今の境界たる蕘老茅山及び老嶺山は共に一體の密林にして俗に樹海と稱せらる。又、牡丹江の左岸支流と拉林河及び螞蜒河の上流の分水嶺卽ち老嶺、蕘老茅山、東螞蜒窩集嶺、畢展窩集、龍爪溝嶺、東老嶺は張廣才嶺と稱せらる、前世紀中、該山中に在り掠奪を事とせし馬賊隊長の名をとりて命名したるものなりといふ。該山脈より西に方り同賓縣と五常縣との境界たる西螞蜒窩集雞爪頂、四方頂子山は又、邵廣嶺と稱せらる、邵は同地方に住せる馬賊の隊長邵の姓にとり名づけたるもの、東淸鐵道敷設の際、邵は露人に對し敷設さるべき鐵道沿線の

森林中、阿什河上流より牡丹江までの間は全部自己の所屬なりと稱し、進んで木材供給の請負をなし楊氏を支配人とせり、邵の死後は請負及び森林に對する權利は楊氏に移り其の寡婦は今尙、同賓縣に住し富豪の一人として知らる。本縣に於ける樹木の種類は柞、樺、楊、楡、椴、松、黃玻璃樹、水曲柳、槐樹、包馬子樹、柳樹等なるが、本縣には露人及び東淸鐵道の經營にかかる森林地の面積五千四百九十四平方露里あり、東淸鐵道沿線の森林租借地總面積一萬六千四百八十二平方露里の三分の一に當る、其の所屬別を記さんに(一)スキデリスキー氏の經營は二千平方露里にして、フンフーズスキ、ノーウキ、烏吉密河驛附近とす(二)同じく同氏の經營にして二百三十平方露里なるが一面坡附近にあり(三)ポンダレンコ氏の經營は百四十四平方露里にして一面坡驛附近とす(四)スキデリスキー氏の經營は千平方露里にしてサモフワローウオ驛附近とす(五)ドウイノフスキ。コワリスキー氏の經營は六百平方露里にしてヤーブロニヤ驛附近とす(六)フランク氏の經營は四百平方露里にしてヤーブロニヤ驛附近とす(七)東淸鐵道の經營は八百二十平方露里にしてヤーブロニヤ及び高嶺子驛附近とす(八)フリード氏の經營は三百平方露里にして石頭河子驛附

近とす。森林租借地は鐵道の兩側に跨りつつあるも其等の森林は鐵道に必要なる木材なきを以て勢ひ奥地に於て伐採さる、從つて其の經營上何れもの租借地には支線及び輕便鐵道を敷設せり卽ち左の如し。

フンクーズスキー驛支線　總延長	一八露里四〇〇サージェン
一面坡驛	一七露里　一六サージェン
葦沙河驛	四七露里二四七サージェン
ヤーブロニヤ驛	三二露里四〇九サージェン
石頭子驛(フリード氏)	三〇露里　一七サージェン

輕便鐵道は伐採地及び工事上の關係により其線路移動するを以つて其の延長を決定し難し、又、森林租借地にして製材所を有するものは葦沙河驛二製材所(スキデリスキー氏)ヤーブロニヤ驛支線、二製材所(ドゥイーフスキー氏、コワリスキー氏)石頭河子驛、一製材所(フリード氏)、フリード氏支線には尙、テルペンチン製造所あり。此等租借地に於ける製材及び薪材は主として東清鐵道に納付し且一般の需要に供し又は鐵道輸出をなすもの多し▼鑛物　烏吉密河驛附近には石炭礦あり烏吉

密河より三十二露里の地點に於て卽ち馮家山附近の石榴河子河畔に露出せり、土著人の談によれば尙ほ四箇所に炭礦ありと云ふ、其の他、一面坡驛より西方十五露里にして曰石採取所あり、縣內農民の需要に充てらる、又、一面坡附近には鐵道に要する採石所あるも鐵道輸送は少なし▼製造品　豆粕、小麥粉、豆油、燒酒とす▼特產物　藍靛、葉煙草、麻等にして其の他、獸類は熊あり足は燒きて食用とすれど毛皮は之れを鬻ぐ、又、狐あり、黃狼子あり、黃狼子は尾は筆毛として賞美さる、栗鼠あり、花栗鼠あり鹿の一種の Vol あり、馴鹿あり、馴鹿の牡の幼角は藥用として牝の尾は强壯劑として支那官界に賞美せらる、殊に屠殺せる牝より取出せる幼兒は一層甚だしく賞美せらる、此等は乾燥し粉末として藥用に供す、尙ほ貂あり、虎あり、豹あり、猿あり、兎あり、獺あり、浣あり、熊棹あり、野猪あり、山猫等あり、又、亮子河の上流及び右岸支流螞蜒河には眞珠を產し、沿岸の居住者其の採取に從事す。本縣には更らに藥根人參、貝母等あり、烏拉草あり、茸は元茸(花茸、冬茸)と稱するものにして倒れたる柏樹に生長す、哈爾賓に於ては賞美され一斤四〇哥の價格あり、茸採集を目的とするものは柏樹を採伐し、其の發生を促すを以つて樹木を損すること甚だし、其の他の茸

も亦少なからず、蜂蜜あり、樹孔に生棲する野生の蜜蜂より收集するものなり、尙ほ野生葡萄及び草實を產す、此等の特產物が鐵道により輸送さるるは少なく、唯、皮革類は一面坡を經由して南方吉林寬城子に輸送せられ、一部は鐵道によらずして阿什河及び哈爾賓に輸送せらる▼燃料　包米稈、高粱稈、薪、炭とす▼通貨　吉林官帖及び小洋錢を主として使用す其の他の銀票は多く通用されず▼沿革　原名を螞蜒河といひ賓州府下にありしが光緖二十八年長壽縣を設置し、民國に至り同賓と改められ、螞蜒河の谷地左岸稍、廣潤なる平野にあり、縣公署、巡警局、鹽務局、稅捐局、郵便局、學堂あり、集散物は小麥、大豆等とす、戶數四百二十七、人口二千五百六十六を算す。

(37) 扶餘縣　省の西北端に位し、南北郭爾羅斯の間に角形をなして入り込みたる高地にして、支那人は斯の如き形を不規則に折られたる尺と稱す、其の一端は拉林河口に他の一端を驛馬河口に掛く、東方は楡樹縣に、東北は拉林河の下流を以つて雙城縣に接し、南方は松花江を以つて德惠縣及び農安縣に西及び西南方に在りては北郭爾羅斯王國及び肇州縣と境す。　地勢は槪して丘陵に富み海拔四八〇フー

トに達す、特に丘陵は伯都納附近及び其の下流、水信子村に至る河岸を多しとす、松花江に近づくに從つては砂地多くして所々に丘陵又は沼池ありて柳及び雜草成長し各種野鳥の棲息甚だ多し、本縣は縣界たる松花江及び拉林河を除き、唯、少許の河川を有するのみにして雨量多きときは氾濫するも、平時は概ね乾燥す。本縣の面積は二百二十五方里とす。耕地は十九萬一千晌にして荒地は二萬晌あり。戸數五萬六千七十にして人口三十九萬九千二百七十なるが、日本人十戸、四十八人、支那人五萬六千戸、三十九萬九千人、外國人六十戸、二百三十人とす▼宗教々育　官立師範學堂、同高等小學堂、同初等小學堂あり。宗教は回々教を主とし其他、天主教、耶蘇教あり▼氣溫　攝氏にて最高三十三度五、最低零下三十一度とす▼農產物　粟、大豆、包米、黍の產多く之に次は小麥、高粱、大麥等とす▼林產　本縣には楡及白楊あるのみにして森林と稱するに足るものなし、其楡及び白楊は農夫が墓地或は自己の耕地の境界を定むるために植たるものにして、其他は野生の桃、杏梅、林檎、櫻桃あるに過ず、本縣に最も近き林產地は松花江上流なる吉林市附近、拉林河上流、漱江上流卽ち墨爾根附近、伯都納より約四四露里なる大興安嶺東部傾斜面及東清鐵道東部

線沿線等とす、伯都納は大なる無林地帶の中央にあるも舟楫浮流の便を兼有する松花江沿岸に位置するを以て自ら木材商業の中心地點となりたるなり、伯都納は自己の需要する木材の供給を受くるのみならず、同地に來る木材を水陸兩路により太賚縣、齊々哈爾、洮南縣、洮安縣開通縣、安廣縣、鎭東縣、農安縣長嶺縣、肇東縣、肇州縣に輸送する中繼地點たり。木材は吉林の上流十五露里なる阿什哈達より筏として浮し來る阿什哈達は更に上流及支流より木材集合し來るものとす、尤も冬季に至れば吉林(陶賴昭經由にて)及び阿什哈達よりは荷馬車にて供給さる▼**鑛物** 縣内には石炭石材及び石灰等の産地なく、石炭は夏季陶賴昭より船便にて少量の輸入あり、石灰は冬季馬車にて吉林より來り、脫穀用臭臼に使用せらるる臼石は吉林よりは船便にて、阿什哈達よりは馬車便にて供給せられ、獨り縣内の需要に供せらるるのみならず伯都納より更らに他縣に轉送さる、又、縣内には粘土を産出するを以て伯都納には陶器業及び煉瓦及び瓦製造所あり▼**製造品** 小麥粉、豆粕、豆油、燒酒、豆素麵、毛頭紙とす▼**特産物** 藍靛、葉煙草、麻にして毛皮の如きは生産せざるを以て南郭爾羅斯より狐、西伯利鼠、猿、浣熊、狼、兎等の毛皮輸入され、西伯利鼠猿は哈爾賓

に其の他全部は長春に輸送さる▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭とす▼通貨　主として吉林官帖及び小洋錢流通され、其の他東三省官銀號、露貨等は流通範圍極めて小額なり▼沿革　隋代に於て高句麗が尚ほ強盛なりし頃、高句麗の北方即ち今の北滿洲に靺鞨民族一體に蔓り居れり、其の民族に伯咄部あり、隋書に伯咄部は粟末部の北に在りといひ、唐書には粟末部の稍東北に在りと記す、吉林通志は今の伯都訥地方なるべしといふ。金の國都會寧府の治所を會寧縣と呼び別に出江、宜春の二縣を領せり。宜春縣に就いて黑龍江輿圖に淖爾河が嫩江に合流する點の北約三十淸里にて嫩江の左岸の地に註記し、ここに其の故城なることを記せり。金史に宜春縣の境内に鴨子河ありといふ鴨子河は今の伯都訥地方を流る松花江の部分を指したる名なれば、恐らくは伯都訥附近なるべしといふ。淸朝に至り彼の有名なる吉林將軍富俊は伯都訥に於ける圍場即ち御獵地に久しく野獸の生息を見ざるを以つて、雙城堡と同じく旗屯を興さんとて北京廷に提議せり。然るに北京廷は雙城堡の不結果に恐れて敢て之れを許可せざりき。又、淸朝にては今の伯都訥を北に距る松花江畔に訥爾汗といふ蒙古名を附し伯都訥站を設けぬ、訥爾汗は今

に至るも一小村として存在し廢殘したる當時の城壁は今尙ほ面影を止む。然かるに伯都訥は松花江を距る遠きに失するを以つて、漸く發達せんとする時代的要求に驅られて、康熙三十三年に至たり、今の伯都訥を選定して城壁を築き新城と名つけたり、其の後、昌寧縣と稱したりしが、乾隆帝に至たりて廢せられ、後、理藩院を設置して今の伯都訥及び楡樹兩縣を其の管下に屬せられ、嘉慶十六年には理藩院に所屬せる州は、同知を長とせる伯都訥鎭及び大楡樹卽ち楡樹鎭の二警務區に分割せられ、光緒八年同知の住所を伯都訥より楡樹屯卽ち今の楡樹縣に移せり、同三二年新城府と稱し知府は伯都訥に住することとなれり、民國に至たり新城縣と改稱され、更らに扶餘縣となり濱江道に隷せられたり▼縣●城●　縣所在地は伯都訥にして松花江の屈流する右岸に接し、西南の二面は江に臨み、北方は丘陵地なり市街は城の內外に分かれ、城內は東西二十五町、南北十五町、城內亦街形をなす、縣衙、巡警局、稅捐局、騎兵遊擊隊司令部、電報局、郵便局、鹽務局、師範學堂一、男子高等小學校二、男子尋常小學校四、女子高等及び尋常小學校各一あり、其の他、商會、農務會、敎會堂等とす物資の集散甚はだ多く特に吉林材により調製せらるる家具類の移出は一見人目、

を惹くに足るものあり。　城內の戶數二千七百十四、人口一萬七千六百三十一を算す。

(三) 黑龍江省

(1) 龍江縣　東は拜泉縣に、西は興安嶺に接し、南は大賚縣に、北は布西縣及び訥河縣の一部に、東南は安達縣に境す、面積千百十二方里あり。　耕地は七萬三百九十二晌にして荒地は二十八萬晌とす。　戶數二萬五千百六にして人口十二萬七千八百九十七なるが其の內譯は日本人四十五戶、三百六十人、朝鮮人十戶十一人、支那人二萬五千戶、十二萬七千二百三人とす▼宗教々育　小學教育は多少見るべきものあるも中等教育に至りては殆んど論ずべき價値なし。　宗教は回々教、薩滿、佛教の諸教行はれ、其の中回々教徒最も多し▼氣候　攝氏にて最高三十三度、最低零下三十五度五とす▼農產物　黍、粟、燕麥、小麥、大麥、大豆、包米、蕎麥等とす▼林產　意氣松、楊、柞等にして一年の產額約二十萬本に上るといふ▼鑛物　曹達一箇年の製產額四萬三百六十貫內外なりと云ふ▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒、豆素

麺とす▼特産物　葉煙草、麻、菁麻、柞蠶繭、同製絲、狼皮及び狐狸の皮とす▼燃料　薪、炭、包米稈、高粱稈とす▼通貨　硬貨は銀元、銅貨、銅錢等なるも銀元は使用の範圍狹し。紙幣は江省官帖、官銀號票、中國銀行劵等にして官銀號票最も多く使用さる。外國貨幣は露貨の流通高少なからず▼沿革、魏書に失韋國は勿吉の北千里に在り、洛陽を距ること六千里、路、和龍に出づ、北千餘里契丹國に入る、又、北行して十日、啜水に至る。又、北行して三日犢了山あり、その山高大、周回三百餘里、又、北行して三日大水あり、屈利と名づく、又、北行して三日、刃水に至たる、又、北行して五日、其の國に到る、大水あり、北よりして而して來る、廣さ四里餘、捺水と名づく、國土下濕、語、庫莫奚、契丹、豆莫婁國と同じ云々とあり。之れに對して白鳥博士は啜水を今の綽爾河となし屈利水を今の嫩江に比定し、捺水を今の黑龍江と斷じたり。即ち今の朝陽より出發し、北して西喇木倫河を渡り、又洮兒河、綽爾河、嫩江を渡り、更らに北行し龍江(齊々哈爾)嫩江(黑爾根)を經て、黑龍江に沿へる愛渾、又はブラコヴェスチェンスク附近に至りしもの、右の齊々哈爾、黑爾根の二城及びゼヤ河下流域は實に失韋民族の根據地たりしこと及び此民族の蔓延せる範圍は隋唐時代に於て

は西は克魯倫河下流域、南は綽爾河以南、東は黑龍、松花二江の合流點、北はヤブロノイ山脈に至りしことは白鳥博士の說く所なり。又、魏書に烏洛侯國は地豆于の北に在り其の土、下濕、霧氣多くして寒し、其の國の西北、完水あり、東北、難水(黑龍江水)に合流す、其の地の小水皆、難に注ぎ東、海に入る、又西北二十日行にして于巳尼大水あり所謂北海也云々とあり。之れに對して白鳥博士は舊唐書、室韋傳及び烏羅渾傳の文を參考して烏洛侯は唐代の烏羅渾又は烏羅護と同じく、完水は舊唐書の望建河又は室建河にして、今のアルグン河を指ものなるが故に、烏洛侯國は嫩江の流域に據り、其北部は黑龍江の南に及べるものなるべしといへり。魏書の于巳尼大水一名北海は恐らくは今のバイガル湖なるべしといふ。失韋即ち室韋(黑水靺鞨の西北に在りし)は其の範圍擴大し隋代に至りては五部族に分かれたり、(1)南室韋は今日の綽爾河の流域より北は伊勒呼里山脈に至り西は興安嶺より東は嫩江に至るの間の地方に在り(2)北室韋は伊勒呼里山脈の北方に居り(3)鉢室韋と其の西南なる(4)深末怛室韋とは共に黑龍江の北方にてヤブロノイ(yablonoi)山脈に近き地方に居り(5)大室韋は今日の黑龍江の上流額爾古納(Argun)河流域に居れり。唐代に至

りては室韋の中に多くの部族の名現はれたり(1)烏素固部は室韋諸部族の最も西に位し、其の住地は倶倫(倶輪)泊即ち今の外蒙古東邊に在る呼倫泊(Khulun nor)西南に在り、倶倫泊より東方には(2)移塞沒部ありて其の東に(3)塞曷支部ありて啜河即ち今の綽爾河の南に居り、其の東に(4)和解部(5)烏羅護部及び(6)那禮部ありたり。烏護部は一に烏羅渾とも稱せられ、後魏の代には烏洛侯と呼ばれたる部族にて今の洮兒河の北方に居り、那禮部は今の綽爾河の北に近き阿倫河の地方に居りたりといふ。此等の東方に(7)嶺西部ありたり、嶺西は嶺西の義なれば其の嶺と稱せしは、今の小興安嶺なるべく、此部族は小興安嶺の山脈と嫩江との間の地方に居りしなり、其の東南には(8)黃頭室韋あり、今日の布列雅河(Bureya)の東南にて黑龍江の北に當る地方に居り(9)嶺西部の北方には訥北支室韋(納北支室韋或は訥北室韋)ありて今の嫩江の上源地方に住し、那禮部の北方には(10)山北室韋あり、今の伊勒呼里山脈の北方に居り、其の北方には(11)大如者室韋あり(12)小如者室韋あり、又其の北には(13)婆萵室韋あり、何れも黑龍江の北方、ヤブロノイ山脈の西方に居り、訥北支室韋の北方なる大山即今の興安嶺のそとには(14)大室韋ありて室建河即今の額爾古納(Argun)

河の流域に居れり、此河は倶倫泊より出でて大室韋の地方を通過する間に河の南に蒙瓦(蒙兀)河の北に落坦(駱丹)といへる部族あり、蒙瓦は卽ち蒙古(Mongol)にしてモンゴロの名稱が、支那の記錄に現はれたるは、之れを初とす、此河又、下は那水卽ち黑龍江を合せ、更らに今の精奇里河と會し、精奇里河の北方に(15)東室韋といへる部族あり、其れより下りて今の松花江と合流してより後は謂ゆる黑水となり、其の南北に黑水靺鞨ありしなり。之れを要するに隋唐時代に於ける室韋民族は西は今の呼倫泊より東は黑龍、松花二江の合流する地方に至り、南は今の洮兒河に達し、北はヤブロノイ山脈地方に及ぶ廣大なる地域を有したるなりといふ。遼に至たりて壽昌二年(一〇九六年)烏古敵烈部を烏納水に移して北方の警戒に備へさせたることあり。烏古敵烈部は今の嫩江右岸の支流たる綽爾河及び雅爾河の流域に居たるなり、當時、嫩江を納烏と稱したり、納烏、納兀は同じきものにして納水も亦同一たり。元代には納兀、那兀、那江と呼ばれたり。金代に於いて上京路に隷する蒲輿路あり、其の治所は會寧府の北六百七十里(約五百七十四淸里)に在りといへば今の齊々哈爾の東方なる瑚裕爾河(烏羽爾河)のほとりに在りしなるべしといふ。

又、金史に蒲與路の屯河とあり、屯河は今の三姓の東北に當り松花江に入るところの呑河なれば、蒲與路の疆域は、東は黒龍江、南は松花江、西は嫩江にて包まれたる地方、即ち今の黒龍江省の南部に相當するなるべし、其の治所より北三千里に、火魯火疃といへる所ありて金の北界をなせりといふ其の地點は今のスタノヲイ山脈の南邊にあたるなるべく、蓋し金の北界は此山脈に達し、今のアムール州は皆金の領域たりしなるべしと云ふ。明代に於て海西々陸路は珠赫店を出發して後、西行して伯都訥附近をすぎ松花江を越えて洮兒河下流に出で北に向つて雅爾河に至り、以西は同河に沿へる今の西伯利鐵道と略ぼ同じく、而して今の臚濱府(一名滿洲里)附近を終點としたるなり。清朝の乾隆年間には吉林やゴルロスの蒙地に多數の流民入り込みたるも、彼等は松花江を渡り或は嫩江の平野に突入したるもの誠に寥々たるべく、唯、流罪人の赦免に遇うて旗屯(滿人)に編入されしもの、或は三藩(呉三桂)の俘虜の臺丁(驛夫)として配置せられしに過ぎざれば、黒龍江に於ける漢人の勢力は固より微々たるもの、北京廷亦吉林省と同じく全省を以つて旗地となさんとしたるなり。黒龍江述略に曰く。

按ずるに黑龍江省は民官を設けず、獨り齊々哈爾土城の內外旗民(滿漢)雜處す。一切の訟獄南城尤も繁し。これより先き省城の街市は各旗地に分ちて屋を建て間々漢民の賃居貿易するあれば、一二年の後、屋主突として來り盡く屋中の人を驅り出さしめ、搜索一空之れを洗街といふ。滿漢の習、江省(黑龍)頗る重し、市上にて爭論すれば輙ち稱す、何物の民崽ぞ、敢て大八旗と相迕ふと、漢軍の滿洲に逢ふ亦自ら之れに下る、索倫、達呼爾の兩部は自ら以つて貴種となす。軍興りて以後(長髮亂)功名尤も盛んなり、語次互に相矜詡し、八部亦共に推せり云々。亦以つて思ひ半ばに過ぐるものあらんか。又、漢軍旗人に崔姓の大人あり、彼れもと齊々哈爾の鉦族にして久しく山西省に官吏生活をなし商賈と親しかりしを以つて、黑龍江將軍に獻言し、洗街の如き漢人に對する不法行爲を取締らしめ之れと同時に山西の商賈二十四家を招致し、力めて之れを保護せり、後ち二十四牌の名起るに至る、是れ道光初年卽ち千八百二十一年代のころとす。此等の二十四牌は均しく一切の差徭(課役)を承辦し、若し新來の民戶あれば亦之れを牌長に保證せしめて安居を予ふ。斯の如くにして山西の資本家が齊々哈爾を根據として全省に

其の手を展ぶるに至りしを以つて、或は山東の勞働者の如き、或は直隷の商賈の如き、或は地主たらんとするものの如き、何れも莫大の便宜を得るに至れり、かかる間に支那の内亂は益〻發展し、就中、直隷、山東の平野は捻匪てふ獰猛なる流寇に惱まされて、居住民は居堪らず、更らぬだに彼等は滿洲移住を希望するに於て、今や彼等は滔々として水の低きにつくが如く滿洲に流出しぬ殊に光緒元年(一八七五)盛京將軍崇實によりて提出せられし意見書に滿人の治外法權を剝奪して一般漢人の司法に聽從せしむる規定の如き、同四年に吉林將軍銘安が墾務局を置きて公然漢人を招致したるが如き等、漢人の移住をして益〻多からしむるに至りたり。更らに滿蒙馬賊に對する一種の保險業開始されたるを以つて、支那商人就中、山西資本家の放資は大膽に且つ活潑に赴きたるを知らざるべからず、滿蒙馬賊に對する一種の保險業とは何をか、黑龍江述略に曰く。

東三省は馬賊充斥するが故に、商賈の往來は鏢手を以つて護行す、齊々哈爾、呼蘭、黑龍江の三城は、皆、行局あり、大率直隷滄州の人多しとす、官家亦每に倚りて以つて用をなし、練軍の力を借らず、奉天より法庫門を出で蒙古草地を經、往々竟日一

人に逢はず、鏢手、快鎗を執り騎して從ふ、沿途の頓宿は皆熟諳す、戒心を少なくすべし、其の價每八十金、百凡內に在り、若し損失あれば行局認賠することとす、法庫門より鄭家屯に至り、而して北するに、食物は皆、自帶を須ふ、旅寓は僅かに水薪を供するのみ、鄭家屯は蒙古科爾沁部の所轄なり、民戶萬餘、第一集鎮とす、旅寓の大、內省に視べて數倍、冬季の夕、每に車數百乘を停め、宿人千餘輩、その擾を覺えず云々。

清朝は此地に齊々哈爾副都統を置き管轄せしめしが、光緒三十一年民治に改めて黑水廳となし、更らに宣統元年龍江府に昇し、民國に至りて龍江縣と稱し、龍江道に隸せしめぬ▼縣城 縣所在地は齊々哈爾にして哈爾賓の西北百餘邦里に位し、將軍公署、道尹公署、高等審判廳、高等檢察廳、省城兼埠警察廳、鐵路交涉總局、推運總局、陸軍師司令部、步旅司令部、鑛務監督署、監獄、稅局、商會、電報局、電話局、郵便局及び高等普通警察學校、陸軍小學校、法政學校、農學校、師範學校、中學校等あり、實に黑龍江省に於ける政治的中心點たり、左れど商業は比較的振はず其の物資の集散の如き野菜、魚類、牧草、曹達等にすぎざるなり、戶數六千三百五十八にして人口三萬三千八百を

算す。

(2)呼蘭縣　東は巴彥縣に西は蘭西縣に接し、南は松花江を隔てて吉林省に、北は綏化縣に境す、面積二百九十六方里あり。　耕地は二十五萬六千八十六晌にして荒地四千晌とす。　戶數三萬一千四百八十七にして人口二十一萬九千九百八十八なり其の他、多少の日、露、鮮人あれども其の數不明なり▼敎育　高等小學堂一、初等高等小學堂四、初等工業學堂一、女學堂二、村落官立小學校一六あり▼氣溫　攝氏にて最高三十四度一、最低零下三十三度四とす▼農產物　大豆、小麥、粟、高粱、大麥等其の產額多く之れに次ぐは黍、蕎麥、包米、陸稻等とす▼鑛物　石炭礦あるも目下採掘せず▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒、豆素麵、麻油、麻粕、胡麻油等とす▼特產物　葉煙草、麻、線麻、藍靛、胡麻、阿片等とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭等とす▼通貨　硬貨は銀塊、小洋錢、銅貨、銅錢にして內、最も銀塊多く流通し、銅錢は殆んど皆無なり、紙幣は江省官帖、官銀號票、商店發行の商帖等にして內江、省官帖最も多く流通す、又、外國貨幣は露貨のみなるが其の流通額少なからざるなり▼沿革　一六八九年黑龍江上シルカ河畔に於ける淸露の折衝は美事に露國の失敗に歸し、スラヴ族の築き上げ

たる要砦は二世紀の間、空しく風饕雪虐の間に荒廢し去れり。然るにムラヴィエフの怪手腕は能く清國をして其の封禁の北門を開放してスラヴ族の東來を迎ふるに至らしめたり。即ち咸豐八年(一八五八年)五月二十八日、黑龍江將軍奕山とムラヴィエフとの間に愛琿條約は締結され、スラヴ族は再び東進することを得たるなり、是れ一面より見れば清國が持續しつつありし康熙帝以來の封禁政策の終滅といふべきなり。之れより先き即ち西紀一八五〇年直隷、山東の流民は黑龍江に向つて北進するもの日に月に增加し、彼等は齊々哈爾よりも愛琿よりも新たに指定されし呼蘭の平野に志ざせり。呼蘭は今の哈爾賓の對岸にして其の地勢は北西二面山脈を以つて圍繞され、東南二面松花江に向つて開放さる、從つて黑龍江第一の溫暖地にして第一の肥沃地たり。於是乎北京朝廷も夙に此地方に著目し、雍正年代には呼蘭の旗屯を置きたり。左れど旗人例によつて開墾に努めざることは、黑龍江述略により之れを語りつつあり、曰く。

咸豐以後、直隷、山東の游民、出關(山海關を通過)謀生するもの、日に以つて衆多なり、而して呼蘭官屯の各莊、時に開闢を加ふるに、其の工の勤、値の賤なるを利とし、收

めて賃傭となす、浸假して私售するに地を以つてし、歳に其の租を課す、該管官の若し伺察するあれば、略ぼ規利(賄路)を予へ、亦た遂に詰禁を加へず、又、其の地脈厚うして土腴ゆ、支河長流を得て灌漑に資するに足る。歳收に入るところ内省に較ぶれば、事半ばにして功倍す、聞風景附、益〻至り、蟻聚蜂屯、勢ひ禁遏し難し、咸豊十年、將軍特普欽公、乃ち奏して吉林省の章程に倣ひ、今の呼蘭の所屬、蒙古爾山等の間地百餘萬晌に招民開墾す、所謂三城四區の賦地是れなり。

由是觀之、北滿開墾の第一著手は先づ呼蘭の地に於てせられ、其等漢人の開墾熱に促されつつ、北京廷は遂に其の封禁を解除したるを察知すべきなり。清朝は始め副都統を置きしが光緒三十二年に至り呼蘭府を設置すると共に、之れを撤し、民國に至りて呼蘭縣と稱し、綏蘭道に隸せしめぬ▼縣城　縣所在地は呼蘭にして呼蘭河の左岸にあり、周圍には城壁なく唯牌樓ありて市街の規畫を形成せり、市街は不規則なる長方形をなし、四望坦々たる平野にして南西は河岸に臨み埠頭あり、官公衙の主なるものは縣公署、稅局、鹽局、電報局、郵便局其の他、農工學校、中學校、小學堂を有し、比較的巨商多く從つて商業盛んなり、戸數五千六にして人口二萬九千四百

を算せらる。

(3)綏化縣　東は慶城縣に西は蘭西縣に接し、南は巴彥縣に、北は海倫縣に境す、東西最廣二十里、最狹十里、南北最長二十五里、最短七里餘、面積三百十五方里とす。耕地は三十萬五千七百七十五晌にして荒地二萬晌とす。戶數は五萬二千二百九十五にして人口二十九萬二千三百六とす日本人其の他の外國人一人もなし▼宗教々育　教育は不完全なる小學教育あるのみ。宗教は佛教、道教、回々教、在禮教、天主教、耶蘇教の諸教行はれ、各教共に信徒少なからず。又、衞生設備として衞生局一、清道一あり▼氣溫　攝氏にて最高三十三度八、最低零下三十四度五とす▼農產物　大豆、粟、包米、小麥、大麥、高粱の產額最も多く、黍、蕎麥、燕麥等之れに次ぐ▼林產　赤松、樺、柳等の大森繁茂す、住民之れを伐採して建築材、薪材となす▼鑛物　有無不明なり▼製造品　小麥粉、豆粕、豆油、燒酒、豆素麪、麻粕、麻油とす▼特產物　葉煙草、麻、藍靛菁、麻、阿片、柞蠶繭、同製絲、狼皮、貂皮、狐狸皮、豹皮等とす▼燃料　高粱稈、薪、炭、包米稈とす▼通貨　硬貨は銀塊、銅貨、小洋錢の三種にして主に銅貨を使用す、紙幣は官帖を以つて主なるものとし商家發行の帖子ありたるも宣統元年其の使用を禁止され

たり▼沿革　もと北闇林子といひ同治年間、此地方の開拓と共に勃興したる市鎭にして光緒の初年同知廳となし、同三十一年八月綏化府に昇せ、民國に至りて綏化縣と稱し、綏蘭道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は原地名を北闇林子と稱し、巴彥縣の西北二十六里餘に在り、縣公署、附屬官署、蠶桑局、硝磺局、電報局、稅局、郵政分局、工藝學堂、女學堂二、小學堂四、黑龍江巡防右路本部三等營等を有す、商業極めて盛んにして東西大街の如き商家櫛比す、集散物資の主なるものは小麥を第一とし、大豆、高粱之れに次ぎ其の他の雜貨も亦盛んに輸移出入さる、戸數二千五百六十六にして人口一萬五千百四十六を算す。

(十)蘭西縣　东は綏化縣に、西は肇州縣に接し、南は呼蘭縣に境す、東西十二里、南北十四里、面積百九十四方里あり。耕地は二十一萬四千二百五十九晌にして荒地は二十萬一千百五十一晌とす。戸數一萬六千五百七十九にして人口十二萬五十七人なるが日本人其他の外國人一人もなし▼宗敎々育　城內官立兩等小學堂一、小學堂三、民立初等小學堂三、幼女小學堂二、村落には官立初等小學堂四、民立小學堂四十七あり、宗敎は囘々敎、天主敎とす▼氣溫　攝氏にて最高三十四度、最低三十三度

九とす▼農産物　粟、大豆、高粱の産額最も多く小麥、包米、大麥黍、蕎麥、燕麥之れに次第す▼林産　柳を燃料として産出するのみ▼鑛物　硫黄及び曹達を産し硫黄は年額八千五百斤、曹達は五百斤内外なりといふ▼製造品　豆粕、豆油、麻粕、麻油、小麥粉、燒酒、豆素麵とす▼特産物　麻、葉煙草、藍靛、線麻、靑麻、阿片、菌類、藥草とす▼燃料高粱稈、包米稈、薪、炭とす▼通貨　硬貨は元寶銀、小洋錢、銅貨の三種にして、其の中、銅貨最も多く流通す。紙幣は江省官帖及び銀號票にして江省官最も多く使用さる。外國貨幣は露貨の市場に流通するあるも極めて少なし▼沿革　光緒二十三年までは微々たる一小村落なりしが、同年より稍市街の形をなすに至り帖子を發行して金融を補助したるを以つて漸次繁盛を來して發展するに至り、光緒三十三年此地に蘭西縣を置くこととなり、民國に至り同じく蘭西縣と稱し綏蘭道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は雙廟子にして呼蘭河の右岸を距る四里に位置し縣公署、附屬官署、官立、民立小學校あり、商工業盛んにして商家は南北大街に櫛比す、集散貨物の主なるものは穀類を始め布、綢緞、紬子、砂糖、石油、燐寸等なり。

㊄巴彥縣　東は木蘭縣に西は呼蘭縣に接し、北は綏化縣及び慶城縣に境し、南は

耕地二十六萬五千晌にして荒地二萬八千三百晌あり。戸數三萬三千八百五にして人口二十四萬九百九十一なるが日本人其の他の外國人一人もなし▼敎育　近來敎育には特に注意を拂ひ勸學所は委員を選びて我國に派遣し學校の構造を調査せしめ、又敎育參考品を備付くる等進步の途上にあり▼氣溫　攝氏にて最高三十四度一、最低零下三十三度四とす▼農產物　小麥、高粱、大豆、粟、大麥の產額最も多く包米、黍、蕎麥、燕麥、陸稻等之れに次ぐ▼林產　楊、樺、椽樹、柳等の樹木密生す▼鑛物　硫黃、石炭、鐵の產出あるも極めて少額なり▼製造品　小麥粉、豆粕、豆油、麻粕、麻油、燒酒、豆素麵等とす▼特產物　葉煙草、線麻、藍靛、麻、菁麻、麻實、鹿茸(藥材)、灰鼠、狐狸狗、黃鼠等の野獸を產す▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭とす▼通貨　硬貨は銀元、銅貨、銀塊、銅錢等にして內、銀元、銅貨最も多く流通し、銀塊、銅錢は少なし。紙幣は江省官帖、官銀號票、吉林官帖にして、江省官帖最も多く流通す。外國貨幣は露貨にして大商に於て授受さるもの少なからず▼沿革　同治元年の開拓に係り土名、巴彥蘇々にして光緒元年呼蘭廳衙門を設け、同三十一年程將軍の奏准を經て改めて州治となり、民國に至りて巴彥縣と稱し綏蘭道に隸

せしめらる▼縣城　縣所在地は縣名と同一にして舊名を巴彥蘇々と稱し、松花江岸を距る約四里、松花江中部流域肥沃地の中樞に位し、穀類殊に小麥の產地として有名なり、本縣は省中最も多く開墾せられし地にして、政治上、經濟上、主要の地點を占む、縣公署、附屬官署、稅局、黑龍江省巡防右路本部、小學堂にして、其外宏壯なる諸會堂あり、水運の利と相俟つて各地と密接の經濟關係にあるを以つて、商家櫛比し商工業盛んなり、戶數千五百にして人口一萬四千七百四十六を算す。

(6)大賚縣　東は嫩江及び肇州縣に境し、西は奉天省安廣縣に、南は郭爾羅斯旗に連り北は武興縣に境す、東西約十二里、最短四里餘、南北最長七十里、最短五十七里にして面積千四百九十五方里とす。耕地は二十二萬七千五百晌にして荒地は二十三萬四千三百七十七晌とす。戶數一萬七千七百十五にして人口十四萬二千三百五十三なるが日本人其の他の外國人一人もなし▼宗敎々育　縣所在地に高等學堂、半日學堂、初等小學堂、女學堂あり各部落には敎育機關として見るべきものなし。宗敎は喇嘛僧千百餘人あり擧つて蒙古人なり▼氣溫　攝氏にて最高三十三度九最低零下三十三度五とす▼農產物　黍、粟高粱、大豆、包米等最も多く產し蕎麥、小麥

大麥等之れに次ぐ▼林産　柳、楊、意氣松、楡等を産す何れも建築材料とす▼鑛物
曹達、石炭を産す▼製造品　小麥粉、豆粕、豆油、燒酒、豆素麪、高粱酒等とす▼特産物
葉煙草、線麻、菁麻、麻等にして其の他蒙古地方より來集する獸皮類は一箇年約三萬餘元に達し其の種類は狐狸皮、狼皮、獾皮、牛皮、馬皮、羊皮、乳製品等にして奉天、哈爾賓長春方面に再移出さるといふ▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭等なり▼通貨　硬貨は銀元、銅貨、銅錢にして銅貨最も多く使用せらる。紙幣は江省官帖最も多く流通せられ、吉林官帖も亦流通ざる。外國貨幣は露貨のみにて一部の間に使用さる▼沿革　本縣は札賚特旗にして開放後日尚ほ淺く、光緒三十年漸く丈量を了り三十二年大賚廳を置き通判を派遣したり。民國に至り廳を廢して大賚縣とし龍江道に隸せしめぬ▼縣城　縣所在地は縣名と同一にして嫩江の右岸を距る一里餘、東北より西南に跨れる丘崗上に在りて、北は齊々哈爾に達し西方は洮南に、南方は伯都訥、農安、長春に通じ、東方哈爾賓に達し、商業通路の要衝に當り、夏季嫩江水運の利用により齊々哈爾に通じ、又、松花江に通じて哈爾賓、伯都訥方面に水路の便ありて、當市場は逐年盛況に向ひつつあり、殊に當管內附近の地味豐饒なるを以つて土地年

年開墾せられ、輸送穀物年と共に増加す、冬季は長春との間、車馬の往復盛にして、又長春より齊々哈爾に至る通路にして通過するもの多く、新城、哈爾賓との交通も亦盛んなり、從つて冬期市場は實に活氣を呈す。衙門としては縣公署、附屬官署、官鹽分局、巡防右路馬隊一營、稅局、財政公所、其の他高等學堂、半日學堂、初等小學堂、女學堂等あり、戶數三百五十餘にして人口二千八百五十なりとす。

(7)**肇州縣**　東は呼蘭縣に、西は嫩江東岸に、南は三里餘にして松、嫩兩江合流北岸に接し、北は二十里餘にして杜爾伯特旗に境す。東西約四十里、南北約四十里にして面積六百六十二方里とす。戶數六千八百にして人口五萬六千なるが日本人其の他の外國人一人もなし▼**教育**　官立初等小學堂一、學生七十名にして教師三名あるのみ▼**氣溫**　攝氏にて最高三十四度、最低零下三十三度五とす▼**農產物**　粟黍、高粱、小麥等最も產額多く、包米、大麥、大豆、蕎麥等之に次ぐ▼**林產**　山林と稱するものなく唯河岸に小柳の叢生するのみ▼**鑛物**　山鹽を產す▼**製造品**　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒とす▼**特產物**　葉煙草とす▼**燃料**　包米稈、高粱稈、薪炭とす▼**通貨**　硬貨は小洋錢、銅貨銅錢とす何れも流通高多からず。紙幣は江省官帖を主とし官

銀號票も亦流通せり▼沿革　蒙古北郭爾羅斯の地にして光緒三十年之れを開放し新に廳治を置きしが民國に至りて肇州縣と稱し、龍江道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は縣名と同一にして松花江の北岸二里餘、哈爾賓の西南三十五里の平地にあり、縣公署附屬官署、官鹽局、兵營、巡防隊、初等小學堂あり、家屋は皆土造にして商店としては雜貨店十數に過ぎず。戸數九十餘、人口三百餘なりとす。

(8)安達縣　東は青崗縣に西は杜爾伯特貝子府に南は郭爾羅斯旗に境す。東西約二十餘里、南北約三十五里にして面積七百五十八方里とす。耕地は十萬二千五百晌にして荒地は二十一萬五千二十六晌あり。戸數千三百九十二にして人口一萬五千六百五十八なるが日本人其の他の外國人一人もなし▼宗教々育　安達、瑠奈に各一の小學堂あるのみ。宗教は瑠奈に喇嘛廟一、喇嘛三名あり、其の他僅少の天主教徒あり▼氣溫　攝氏にて最高三十三度七にして最低零下三十三度とす▼農產物　黍、粟の產額最も多くして包米、大豆、大麥、高粱、蕎麥、小麥、燕麥等之れに次ぐ▼林產　楊、柳、楡等にして柳は稍多きも其の他は稀れなり▼鑛物　曹達、鹽、硫黃等にして殊に曹達及び鹽の產額少なからず▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒等とす

▼燃料　高粱稈、包米稈とす▼通貨　硬貨は多く銅貨を使用し紙幣は江省官帖を主とす、又一部には露貨の流通を見る▼沿革　東清鐵道安達驛を距る北方約八里に在り、光緒三十二年始めて廳治を置きしが民國に至り之れを廢して安達縣と稱し龍江道に隷せしめたり▼縣城　縣所在地は縣名と同一にして四方五淸里、東西三條、南北二條の街道あるも僅かに戸數百三十五、人口一千五百八にすぎず、縣公署附屬官署、兩等小學堂、馬隊一營等あり。

(9)木蘭縣　東は通河縣に、西は巴彦縣に接し、南は松花江に至る五町餘、北は鐵驪縣に境す、東西二十餘里にして南北約十四里、面積百十三方里とす。耕地は七萬九千六百二十五晌にして荒地十一萬九千百五晌あり。戸數一萬一千五百七十八にして人口七萬九千四百九十三なるが日本人其の他の外國人一人もなし▼宗教々育　兩等小學校二箇所、初等小學校三にして教員十二名、生徒百七十名あり。宗教は言ふべき程のものなし▼氣温　攝氏にて最高三十四度一、最低零下三十三度四とす▼農産物　包米、粟、高粱、大豆、小麥、蕎麥、大麥、黍等とす▼林産　松、樺、楊、柞の森林少なからず▼鑛物　石炭礦二箇所あるも何れも未採掘なり▼製造品　豆粕、豆油

麻粕、小麥粉、燒酒、豆素麵、麻油とす▼特産品　葉煙草、麻、線麻、藍靛、菁麻、貂、狐、狸、鹿、豹、豺虎等の獸毛皮とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪炭とす▼通貨　紙幣は主として江省官帖を使用し、又、小洋錢も流通す、外國貨幣は露貨のみにして各商店間に使用せらる▼沿革　金の世祖の時、朧酷、麻產の二人あり、活剌渾水の地方即ち今の付拉葷・穆倫二河の地方に居り、陶溫水即ち今の呑河のほとりにありし民と相結びて金祖に抗せり。金の世祖之れを征せんとして混同江を渡り、其の軍の一部は敵と蒲盧買水即ち今の付拉葷の西に近き、今の布雅密河に戰へり、其の後、朧酷は暮稜水即ち今の布雅密河の西なる穆倫河に、麻產は直屋鎧水(未詳)に據りて尙ほ勢を張りたれど遂に世祖に征服せられたり。又、金代に於て婆盧木部族の居りたる處は蒲盧買水のほとり即ち今の布雅密河のほとりに居りたるなるべしといふ。明代に至り交通路として海西東水陸城站に伯顏迷站あり今の布雅密河のほとりにある白楊木なり、即ち此通路は珠赫店に起り、東に進みて阿勒楚喀を經、東北に向つて松花江左岸なる白楊木に達し其れより東若しくは東北に向ひ、松花、黑龍兩江の沿岸を通過して海に至りしものなり。清朝に至り宣統元年に松花江の左岸江を距る五丁餘

の所にありたる元石頭河子より今の位地に移して以て今日に至り。木蘭縣と稱し綏蘭道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は縣名と同一にして舊名を索羅澤口と稱し、松花江の左岸二町餘の處に在り、縣公署、兵營、税局、其の他、二三の學堂あり、商業振はず工業の主なるものは酒造、搾油、豆素麵の製造なり、戸數二百五十六にして人口千七百十を算す。

(10)慶城縣　東は鐵驪縣に、西及び北は綏化縣に、南は巴彥縣に境す、面積三百二十七方里とす。耕地及び荒地は不明なり。戸數一萬六千七百三十七にして人口十一萬七千五百二十とす、但し日本人其他外國人一人もなし▼宗教々育　小學教育頗る幼稚なり。宗教は道教、天主教あり天主教最も廣く行はる▼氣溫　攝氏にて最高三十三度七、最低零下三十四度六とす▼農產物　大豆、小麥、高粱、粟黍、大麥、包米、蕎麥、燕麥等とす▼林產　松、楊、樺、柞楡等の大森林あり▼鑛物　石炭、石膏、銀等の產出あるも產額少なし▼製造品　麻粕麻油、小麥粉、豆粕豆油、燒酒、豆素麵等とす▼特產物　藍靛、葉煙草、麻の產額最も多く、其他線麻、菁麻、阿片及び狼貂獺、狐狸、狗、貓、鹿、虎豹等の獸毛皮あり▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭とす▼通貨　硬貨は銅貨、小洋錢、銀

塊にして主として銅貨を使用し小洋錢、銀塊共に僅少とす。紙幣は商店發行の帖子は其使用を禁止されたるを以つて江省官帖のみ通用す▼**沿革**▲同治年間の開墾に係り光緒の初年に至り經歷廳を設け同三十一年餘慶縣に改め民國に至りて慶城縣と稱し、綏蘭道に隸せしめたり▼**特殊の風土病**▲本管内には特殊の病あり、東北々方青山々脈の餘脈、恒泰山より安邦河に至る一帶鐵山包方面に至る間は井水不良にして之れを飲用する住民には一種の風土病あり、其の症狀は手足の關節にくるぶしを生ずるものにして、之れがため手足を把握する力なく、身體は矮小に顏面は蒼白色となり、小兒は五歲前後の時之に罹るもの多く、婦女は十餘歲頃病沒するもの多し、肺病と同じく青年に多き病にして五十歲以上のものは此の病に罹ることなく、婦女子にして此病に罹りたるものは懷姙せずといふ▼**縣城**▲縣所在地は縣名と同一にして舊名を餘慶街と稱し双河鎭の東十里の平野にあり、縣公署附屬官署、稅務局、郵政分局、商會、自治公所其の他、小學堂、兵營あり、縣衙を除きたる外は土造草屋根多く瓦屋根少なし、東西の大街には商賈吡連し、商業比較的盛んなり、集散物資は高粱、大小麥、蕎麥等を主なるものとす、戶數九百十三にして人口五千六

百三十二を算す。

(11)海倫縣　東は七里餘にして克音河に至り、西は拜泉縣に、南は蘭西縣に接す、北は十七里にして通肯河北字段界に境す。東西十六里餘、南北三十一里餘にして面積六百六方里とす。耕地は五十八萬五千晌にして荒地は二十五萬六百七十四晌あり。戸數は三萬二千にして人口三十四萬五千八百八十とす。但し日本人其の他の外國人一人もなし▼教育　不完全なる小學教育の行はるるのみ▼氣溫　攝氏にて最高三十三度一、最低零下三十五度二とす▼農產物　小麥、大豆、粟、燕麥の產額最も多く高粱、黍、包米、蕎麥等之れに次ぐ▼林產　松、柞等の用材を輸送され、盛んに通肯に輸送せらる▼鑛物　金鑛あり又、甘子土と稱し陶土あり其陶土は未だ採掘されずといふ▼製造品　豆粕、豆油、麻粕、麻油、小麥粉、燒酒、豆素麵とす▼特產物　藍靛、葉煙草、麻、棉花、阿片、菁麻、貂皮、狐皮、狸皮、鹿皮等とす▼燃料　包米稈、高粱稈、薪、炭とす▼通貨　硬貨は銅貨、小洋錢、銀塊等にして、就中、銅貨最も多く流通し、其の他は僅少なり。紙幣は江省官帖、官銀號票、商家發行の帖子等なれど商店發行の帖子は漸次減少の傾あり▼沿革　光緒二十四年通肯、克音、巴拜、柞樹崗一帶の開墾を奏請

し、同二十五年四月通肯副都統を設けて駐防に任じ、同三十二年十二月之れを廢して直隷撫民同知を新設せしが、同三十五年五月更らに海倫府に陞ぼれ、民國に至りて海倫縣と稱し綏蘭道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は通肯にして上集廠を距る西北十三里の丘阜上に在り、縣公署、附屬官署、稅務分局、郵便支局、電報分局、文報局、講報社、縣議會、官銀分號、招墾局、農事試驗所、農務學校、勸學所、中學校、男女小學校等の設けあり、家屋は孰れも煉瓦建なり、諸種の規模は綏化縣よりも大にして商業殷盛なり、集散物資は大豆、大小麥を主とし麻油、豆油之れに次ぐ、戸數二千七百餘にして人口一萬五千餘とす。

(12)青崗縣　東は海倫縣に西は安達縣に接し、南は蘭西縣に、北は拜泉縣に境す。面積二百八十五方里とす。耕地は十三萬九千五百二十二晌にして荒地は三十七萬八千八百九十晌とす。戸數七千二百十五にして人口六萬一千二十三なるが、日本人其の他の外國人一人もなし▼宗敎々育　官立兩等學校一あり、又、管内四社に各公立初等小學校一あり。宗敎は關帝廟三あり▼氣温　攝氏にて最高三十三度六にして最低零下三十四度六とす▼農產物　黍、粟、高粱、大豆、蕎麥等多く小麥、大麥

包米之れに次ぐ▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒、豆素麵とす▼特產物　麻、葉煙草藍靛、豺皮等とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭とす▼通貨　硬貨は元寶銀銅貨、小洋錢とし銅貨最も多く流通され、其の他は極めて少なし。紙幣は江省官帖を主なるものとし。外國貨幣は露貨のみ多少流通さる▼沿革　光緒三十年置縣以前は三四戶の一寒村たりしが三十四年には商家の新築するもの多く漸次發展せり、民國に至りては同じく青崗縣と稱し、龍江道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は柞樹岡にして蘭西縣の北方百支里に在り縣公署、附屬官署、稅捐局、巡防營、郵政分局、自治公所、宣講所、商會、一二の學堂あり、商工業甚だ幼稚なり、戶數四百九にして人口三千三百二十二を算す。

(13)拜泉縣　東は海倫縣に、西は龍江縣に接し、南は青崗縣に、北は胡裕爾河を隔てて訥河に境す。東北十里餘、西南十三里餘、東南十里餘、西北十餘里にして面積六百九十四方里とす。耕地は二十萬八十五晌にして荒地は四十一萬六百三十晌とす。戶數は一萬五千にして人口四萬三千なるが日本人其の他外國人一人もなし▼敎育　劉家溝屯、王家窩棚の二箇所に學校あるのみ▼氣溫　攝氏にて最高三十三度

最低零下三十五度一とす▼農產物　大豆、包米、粟、小麥の產額多く之れに次ぐを黍、大麥、高粱、蕎麥、燕麥とす▼林產　樺其の他の雜樹の森林繁茂し盛んに亂伐し通肯河に由り流下して呼蘭に送る▼鑛物　石炭礦あるも未だ採掘せず▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒、高粱酒とす▼特產物　藍靛、麻、葉煙草、豹皮とす▼燃料　高粱稈、包米稈、薪とす▼通貨　小洋錢、銅貨の二種流通し、紙幣は江省官帖、官銀號票、商店發行の帖子等にして江省官帖、官銀號票最も多く流通さる▼沿革　光緒三十三年の設治に係かる、初め縣治は三道溝子に設置したりしが三十四年更らに西北十里餘、俗稱大泡子に移轉せり▼縣城　縣所在地は大泡子にして海倫の西約二十里にあり、縣公署附屬官署、議事會、商會、文報分局、兩等小學校二を有す、家屋の多くは土造にして商工業甚だ振はず、戶數二百二十餘、人口千五百四十を算す。

(14)訥河縣　東は小興安嶺に接し、西は嫩江を隔てて布西縣に對し、南は依克明安公旗に北は嫩江縣に境す。面積千百八十五方里あり。耕地は六萬六千八百五十九晌にして荒地は四百二十三萬三千七百二十五晌とす。戶數五千五百五十にして人口五萬四百六十二なるが日本人其の他の外國人一人もなし▼敎育　縣所在

地に勸學所、兩等小學校あり▼氣溫　攝氏にて最高三十二度、最低零下三十六度三とす▼農產物　大麥、粟、黍、蕎、麥等多く產し小麥、燕麥、包米、高粱等之れに次ぐ▼製造品　小麥粉、燒酒等とす▼特產物　葉煙草、線麻、狼皮、貂皮、獺皮、狐狸皮、鹿皮、豺皮等とす▼燃料　薪とす▼通貨　硬貨は小銀貨、銅貨の二種にして廣く通用さる。紙幣は江省官帖あるも流通範圍多からず新開地には資本主より發行の信用手形あり其の地方限り流通さる▼沿革　宣統元年の上奏による地方廳開設豫定地の一にして、翌二年訥河廳を置かれしに始まり、民國に至りて訥河縣と稱し龍江道に隷せられたり▼縣城　縣所在地は博爾多にして訥謨爾河の右岸、齊々哈爾道上に位置し新舊兩市街をなす、舊市街は一條より成り家屋は土造平屋にして矮小なるも、新市街は縣所在地にして、縣公署、附屬官署、巡防營、文報局、電報局二、臨時縣議會等あり、商業尙ほ幼稚なり、戶數三百七十八にして人口二千六百五十七とす。

(15)嫩江縣　東北は興安嶺に接し西は布西縣に境し、南は訥河縣に連る。面積三千五百方里あり。戶數二千二百七十八にして人口一萬五千七百九十八なるが日本人其の他の外國人一人もなし▼宗教々育　縣城に兩等小學校、女子小學校、鄂倫

春小學校を有するのみ。宗教は龍王廟盛んにして各部落及び各戸に建立せり▼氣溫　攝氏にて最高三十一度七、最低零下三十六度五とす▼農產物　小麥、粟、蕎麥、黍、大麥、大豆、高粱、燕麥、包米とす▼林產　松、樺、楊楡、椴、棠、粒木、老鶴木、火茸機木、柳等の森林多く其の產額亦少なからず▼鑛物　石炭、翠石、金等にして殊に石炭は有名なる廿河炭坑より產出せらる▼製造品　豆粕、豆油、小麥粉、燒酒、豆素麵等とす▼特產物　狼、貂、獺、狐、狸、鹿、豹、豺等の毛皮を產す▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭とす▼通貨　硬貨は小洋錢、銅貨の二種にして小洋錢を主とす、紙幣は江省官帖多く使用さる▼沿革　もと墨爾根副都統の管轄せる地域にして宣統元年改めて嫩江府を設置し、民國に至り嫩江縣と稱して龍江道に屬せしめぬ▼縣城　縣所在地は墨爾根にして嫩江を距る約三里の左岸に位置し、舊副都統衙門の所在地にして齊々哈爾より瑷琿に通ずる路上の一都邑なりしが、庚子の亂に際し兵燹に罹り爾來久しく不振の狀態にありしを、宣統元年縣を此地に設置して以來漸次繁榮するに至れり、縣公署附屬官署郵政局、電報局、徵收局、其の他男女小學校三、警防隊等あり、戸數三百四十一にして人口二千二十九とす。

(16)璦琿縣　東は黑龍江を隔てゝ露領黑龍州に接し、西は興安嶺を以つて嫩江縣に境し、南は羅北に連り北は呼瑪に隣りす、面積四千四十九方里とす。　耕地は一萬七千六百晌あり。　戸數は四千二百三十三にして人口は三萬八千七百七十二なるが其內譯は日本人四十六戸、百八十三人、朝鮮人七戸、四十九人、支那人四千百六十七戸、三萬七千六百十三人、外國人十三戸、二十七人とす▼教育　小學教育を施しつつあるも其の普及の程度不明なり▼氣溫　攝氏にて最高三十度二、最低零下三十七度九とす▼農產物　粟、黍、高粱、包米、大麥、蕎麥、小麥、燕麥、大豆等とす▼林產　樟松、意氣松、柞樹、樺、楊柳等の產額多く露人盛んに伐採しつつあり▼鑛物　金鑛多く目下採掘中のもの四箇所にして未採掘のもの六箇所あり▼製造品　燒酒、小麥粉とす▼特產物　線麻、菁麻とす▼燃料　包米稈、薪、炭とす▼通貨　主として露貨を使用し江省官帖及び小洋錢を使用するを喜ばず▼沿革　宣統元年の初設に係かる初めて璦琿副都統の管轄の當時は西北額爾古納河口より東南、黑龍、松花、合流地點に至る黑龍江沿岸一帶の地なりしが後、副都統の制を廢して璦琿兵備道を設けられし等幾多の變遷を經て民國に至り璦琿縣と稱し黑河道に隷せしめぬ▼縣城　縣

所在地は縣名と同一にして黑龍江の右岸にあり、往時副都統の居城にして繁榮を極めしも義和團事變の際、露兵の侵掠を蒙り、全市殆んど灰燼に歸し、以來昔の面影なく、歷代の知事、銳意之れが復舊を計りつつあるも市の繁榮は逐次黑河に奪はれつつあり。

(17)通河縣　東は湯原縣に、西は木蘭縣に接し、南は松花江に、北は鐵驪縣に境す、東西約三十五里、南北約十里にして其の面積二百五十二方里とす。耕地は九萬百四十晌にして荒地は八萬六千百五十六晌とす。戶數三千七百三十三にして人口三萬九千百六十なるが日本人其の他の外國人一人もなし▼敎育　近來小學校敎育を施しつつあり▼氣溫　攝氏にて最高三十四度、最低零下三十三度四とす▼農產物　粟の產額最も多く大豆、小麥、包米、高粱、大麥之れに次ぐ▼林產　松、𣟗、椵、梨、楸樺等の樹木あり木材として輸出さる▼鑛物　銀鑛あり▼製造品　小麥粉、豆粕、豆油、豆素麵等とす▼特產物　葉煙草、藍靛、菌類、金針菜、豺皮等を產す▼燃料　高粱稈、包米稈、薪、炭とす▼通貨　江省官帖及び商店發行の帖子一般に流通す、外國貨幣は露貨あり是れ亦流通を見る▼沿革　通河は舊名を大通縣と稱し光緒三十一年の

設置にして、もと吉林省依蘭府に屬し、之れが管轄區域は松花江南岸地方に及びたるが、宣統元年、吉林、黑龍兩省巡撫の上奏により、松花江を以つて吉林、黑龍兩省の境界となすに決し、南岸を方正縣に北岸は卽ち本縣となりたるものにして、民國に至り同じく通河縣と稱し、綏蘭道に隷せられたり▼縣城　縣所在地は岔林河にして松花江の左岸、哈爾賓の正東六十五里に位置し、縣衙、附屬官署、巡防隊、郵便局、統稅局商會等あり、管内未だ開けず何等見るべき商工業なし。

(18)湯原縣　東は松花江を隔てて臨江縣に、西は通河縣に接し、南は松花江岸に限られ、北は連山に境す。面積七百六十一方里あり。耕地は九萬八千二百二十晌にして荒地は六十三萬三百十八晌とす。戸數千七百七十一にして人口一萬九千五百六十五人なるが、日本人其の他の外國人一人もなし▼敎育　近來小學敎育を施すに至りたるが其の普及程度不明なり▼氣溫　攝氏にて最高三十五度、最低零下三十四度とす▼農產物　粟の產額多く小麥、大麥、大豆、高粱、黍、包米、蕎麥之れに次ぐ▼林產　黃花松、油松、柞樹等の樹木多く建築材料及び薪材として盛んに輸送さる▼鑛物　金鑛あり▼製造品　小麥粉、豆粕、豆油等とす▼特產物　葉煙草、麻、貂皮、獺

皮、狐皮、狸皮、鹿皮、虎皮、豺皮等とす▼燃料　高粱稈、薪、炭、包米稈とす▼通貨　江省官帖、吉林官帖及び商店發行の帖子等流通し、外國貨幣は各商店に於て露貨を使用す▼沿岸　唐書の地理志に引用せる賈耽道里記に、渤海の國都より北へ德理鎭を經て、南黑水靺鞨まで一千里とあり、其の德理鎭は松花江の沿岸にして對岸に三姓あり、明代に於て斡朶里站と稱せしもの、德里は斡朶里の省略なるべしといふ。又、金代に紇石烈部族あり、星顯水のほとりにも陶溫水、徒籠古水のほとりにも、活剌渾水のほとりにも、亦阿里民忒石水のほとりにも居りて、常に其の住所一定せずとなり。星顯水は今の豆滿江の一支流たる布爾哈特河なるべく、陶溫水は黑龍江と松花江の合流點の西南なる今の呑河にして、徒籠古水は今の呑河の東北近き多隴烏河なるべく、活剌渾水は哈爾賓の北約二百五十清里なる、今の付拉葷河にして、阿里民忒石水は定かならずといふ。　元史に至元元年十二月辛巳、骨嵬(樺太)を征す、是れより先き吉里迷、內附して言ふ、其の國の東に骨嵬あり歲に來つて疆を侵すと。　又曰く、至元二年三月癸酉、骨嵬國人、吉里迷部の兵を襲殺す。　勅して官粟及び弓甲を以つて之れを給すとある、其等の吉里迷部族は黑龍江下流域たる本縣地方に居りしもの

なること前顯、乞石烈部の記事を見ても明かにして、もと是れ同一部族たりしものなり。明代に至り、珠赫店より東に進みて阿勒楚喀を經、東北に向つて、松花江左岸の白楊木に達し、其れより東若しくは東北に向ひ、松花、黑龍兩江の沿岸を通過して海に至りし所謂海西東水陸城站に兀刺忽站あり、卽ち今の付拉葷河の松花江に注ぐ所にありし城站たりしなり。本縣は淸朝に至り光緖三十一年に新設され、民國に至り湯原縣と稱し、綏蘭道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は湯原河にして松花江の左岸にあり、哈爾賓の東北約九十里に位置す。縣公署、附屬官署、統稅總局、巡防隊あり、未だ商工業の見るべきものなし、戸數約八十二にして人口四百三十七を算す。

(19) 臚濱縣　黑龍江省の最西端東淸鐵道西部線區の發起點に相接したる地に位置す。面積千九百十二方里とす。戸數千百二十八にして人口一萬三百四なるが其の內譯は日本人三十二戸、百五十六人、朝鮮人四戸、二十九人、支那人五百九十二戸七千百十九人、外國人五百戸、三千八とす▼氣溫　攝氏にて最高三十度、最低零下三十七度とす▼鑛物　石炭礦十四個所にして採掘中のもの十一個所あり▼通貨

露貨以外の貨幣は通用せず從つて支那貨幣を用ひんとせば格外の歩合を徵收さる▼特產物　貂皮最も多しとす▼漁業　ダライノールの漁業は最も有名にして人の知る所なり▼沿革　後魏時代より現はれたる室韋部族は隋に至りて南室韋、北室韋、鉢室韋、大室韋の五部族に分かれ。唐代に至りて烏素固部。移塞沒部。塞曷支部。和解部。烏羅護部。那禮部。嶺西部。黃頭室韋。訥北支室韋。山北室韋。大如者室韋。小如者室韋。婆萵室韋。大室韋等に分かれたるが、烏素固部は室韋諸部族の最も西に位し、其の住地は俱倫(俱輪)泊即ち今日の外蒙古東邊にある呼倫泊(khulun nor)西南克魯倫河下流域にありたり。即ち本縣の一名ダライノールの西南に及びたるなり。ダライノールは元朝秘史に闊連納兀兒。大清一統志に庫楞泊。水道提要に枯倫泊と稱せり。明代に於て海西西陸路に兀良河あり今の滿洲里附近なるべしといふ。即ち肇州(今の珠家城子)。龍頭山。哈喇場。洮河河台州(今の伯都訥の西)。尙山。札里麻(今の札喇木台)。寒々寨。哈喀山。兀良河等にして、珠家店出發の後、西行して伯都訥附近をすぎ松花江を越えて洮兒河下流に出で、北に向つて雅爾河に至り、以西は同河に沿へる今の西伯利鐵道と略ぼ同じく、

而して今の臚濱縣たる滿洲里附近を終點としたるものなるべしとなり。又、明の太祖が元の大都たる北京を陷れ、徒に長城以南の征略に滿足せず長驅して外蒙古に急追したることは、異彩を放てる史實として今に人の稱する所たり。卽ち名將李文忠は洪武四年を以つて、居庸關を出で沙漠を越えて直ちに和林を衝かんとせしが、元の君臣の遁れ去るを聽き、進んで臚朐河に至り、此に輜重を置き、自ら二十日の糧を齎らして土剌河に奮鬪し阿魯渾河に苦戰し、遂に稱海に至りしとなり。史學家稻葉君山曰く。宋代に於て漢人の記錄は其の道程を金の上京卽ちハルピンの東方なる白城に止めたれど、明人の所錄は其れより尙ほ東北出して黑龍江を極め、北して呼倫泊の地方に達せり。蓋し是れ明人の創造といはんよりは、寧ろ前代元明の站赤を學びしものと解すべきか、站赤とは元史の解釋によれば驛傳の意なりとのことなるが、站は蒙古語(Jam)の音譯にして驛といふ意に外ならぬなり、又赤(Ci)は蒙古語の接尾語なるを以つて站赤を正しく譯すれば驛人といふべきなり。滿洲に驛傳を置きしことは必らずしも元代に始まるにあらざれど、彼等の所謂驛傳は最も完備したるものといふべきなり。何故に元は斯の如く驛傳を完備せし

やといふに、蒙古は一大軍國たりしこと及び其の版圖の廣大なりしこと等に結著すべく。軍國なるが故に交通機關の整備を要求すると共に、絶大の版圖を保有するが故に四方の連絡をば站赤の周到なるに待つものありしにより、一段の發達を遂げたるものなるべし、云々。清朝に至り宣統元年此地に知縣を置き露支間の交渉事務を司らしむ。民國に至り臚濱縣と稱して龍江道に隷せらる▲縣城　縣所在地は滿洲里にして四方山を以つて圍まれ、南方は大山嶽と大池とを有し天然の障害をなし、恰も摺鉢の底の如き地に在り、市街は整然として鐵道線に殆んど直角をなす、然れども建築物は小にして煉瓦造り少なし、驛には露國警察署ありて行政の最高機關を兼ね露國は當地に庶務公會なるものを設けて、該地方に關する一切の事業經營に任じ居れり、商業は盛んなるも小規模の賣店にして單に市住民の需要を充たすに止まるなり、集散物資の主なるものは獸脂、毛皮、革等にして此種のものにては海拉爾に次ぐ市場たり。戸數一千百四十六、人口六千八百八十を算す。

(20)呼倫縣　東は興安嶺に、西は滿洲里以西、約五里餘、露國の國境に至り、南は索爾濟山に、北は鄂爾古納河口に臨む。面積五千百四十六方里とす。戸數五千二百七

十二にして人口二萬二千六百十七人とす、其内譯は日本人二十戸、八十一人、朝鮮人九戸、六十七人、支那人五千二百四十三戸、二萬二千四百六十九人とす▼宗教々育 海拉爾に小學堂一、生徒六十名あるのみ。土著旗人は喇嘛を奉じ甘球爾廟其の他所々に喇嘛寺あり▼氣溫 攝氏にて最高三十度一、最低零下三十六度五とす▼林產 松、樺、楊、楡、楸、槐、椴、蓖柏樹、青岡木等繁茂せる廣大なる森林多し▼鑛物 石炭、金、鹽等にして殊に石炭、金の產額少なからず▼製造品 燒酒あり▼特產物 狼、狐狸、狗、貓、豺等の獸皮を產す▼通貨 元寶銀、小洋錢等何づれも大なる商店にのみ用ひられ一般に通用せず、外國貨幣は露國の貨幣流通多く、普通の取引には之れを使用しつつあり▼沿革 隋代に至り室韋の一部族たる大室韋は今の黑龍江の上流たる額爾古納(Argun)河流域に居り、唐代に及び室韋部族は十四部に分かれたれど、大室韋は隋代と同じく室建河、即ち今の額爾古納河の流域に居り、此の間は俱倫泊より出でて大室韋の地方を通過する間に、河の南に蒙兀河の北に落坦と云へる部族あり、蒙兀は即ち蒙古(Mongol)にしてモンゴルといふ名稱の支那の記錄に現はれたるは、此の時を以つて初めとすと云ふ。明に至り勇將藍玉は捕兒海の東北八十餘

明里大約今の海拉爾附近に於いて元の順帝の孫に當る脱古思帖木兒の次子、太子の妃等男女總て七萬七千餘人を生擒し多くの財寳を鹵獲したるを以つて、明の太祖は彼れを以つて漢の武帝の時に於ける衛青、李靖等の名將に比して賞揚したりといふ。清朝に於ては始め呼倫具爾副都統の管轄なりしが、宣統元年其の一部を割きて呼倫廳を設け、民國に至たり呼倫縣と稱し龍江道に隷せしめぬ▼縣城　縣所在地は海拉爾にして呼倫具爾行政の首腦たり、縣公署、附屬官署、呼倫具爾調査局、墾務總局、交涉局、學堂等あり、開墾尙ほ進捗せざるため農産なきも家畜市場としては、北滿洲に於ける重要地の一たり、戸數二百二十五にして人口千七百四十二を算す。

(21)　布西設治局　東は訥河縣に南は龍江縣に境し、北及び西方は興安嶺に連る、面積四千五百三十七方里とす。戸數は二千二百九十八にして人口一萬六百三十六なるが日本人其の他の外國人一人もなし▼敎育　近來小學敎育を施すに至りたるも現狀詳かならず▼氣溫　攝氏にて最高三十一度八、最低零下三十六度四とす▼農産物　燕麥、大豆、大麥、蕎麥等を主なるものとして黍、小麥、粟等を産す▼林産

意氣松、沙松、柞、樺、柏、楊等の大森林多し▼特産物　狗、貓の皮革類あり▼通貨　小洋錢、銅貨等廣く流通し、江省官帖亦流通さる▼沿革　宣統元年の上奏による地方廳新設の一にして民國に至り布西縣と稱し龍江道に隷せらる▼設治局所在地　は西布特哈にして諾敏河の沿岸にあり。

(22)多耐站設治局　東は三里餘にして杜爾伯特旗に至り、西は嫩江に至る一里餘、南は肇州縣界に至る二十一里餘、北は十三里餘にして依布氣に至る東西十五里餘、南北、三十二里餘にして面積三百二十三方里とす。耕地三萬四千三百六十八晌にして荒地八萬九千九十五晌とす。戸數四千百三十九にして人口二萬八千九百七十二なるが日本人其の他の外國人一人もなし▼宗教　多耐站、他爾哈站、溫托渾站の三所に小學堂各一あり。宗教は關帝廟五、義廟一あるのみ▼氣溫　攝氏にて最高三十三度四、最低零下三十四度とす▼農産物　粟、黍、大豆、高粱、蕎麥、小麥等とす▼鑛物　多額の曹達を産す▼特産物　豺皮あり▼通貨　多く銅貨を使用し江省官帖も流通す▼沿革　宣統元年、東三省總督徐世昌の奏請により地方廳を新設せらるべく決定せしに始まり、當時杜爾伯特沿江設治局として設置委員を置き新

設治の豫備行務を執りしにすぎざりしが漸次整頓し、今や武昌縣と稱せらるゝに至りたり▼設治局所在地　は多爾站を距る東南約一里强の位置にあり東西十二町、南北九町の地域を劃して市街を形成せんと豫定せり。

(23)東興鎭設治局　木蘭縣の東北約五里に在り面積八十方里とす。戸數百五十五にして人口千二百六十七なるが日本人其の他の外國人一人もなし▼敎育　近來小學敎育を施すに至りしも現狀詳かならず▼氣溫　攝氏にて最高三十四度一、最低零下三十三度四とす▼農產物　大麥、包米、小麥、粟、大豆等とす▼特產物　狼皮、貂皮、狐狸皮、虎皮、豺皮等とす。

二、租借地の關東州

關東州の沿革　我が明治二十七八年の戰役は淸國をして屈從せしめ、同二十八年四月十七日下ノ關に於て媾和條約の締結となり、淸國をして臺灣全島及び其の附屬諸島並に澎湖列島の外、遼東灣東岸及び黃海北岸に在りて奉天省に屬する諸島嶼、鴨綠江口より該江を

遡り安平河に至り、該河口より鳳凰城、海城、營口に亙り、遼河口に至る折線以南の地、併せて前記の各城市は勿論、遼河を以つて境とする處は該河の中央を以つて經界とし。

之れを我國に割讓することとなりたり。然るに該條約締結後、一週間を出でずして、露、佛、獨は突如として我れに迫るに其等の割讓地を清國に還付すべきを勸告せり。當時我國は其等三國の干涉を排斥して毅然たるの勇なく恨を呑んで清國に還附せり。西紀千八百九十六年即ち明治二十九年に至るや、清國の李鴻章は戴冠式參列のため遠く露國に至り、露國外務大臣ロバノフ並に大藏大臣ウイツテに會して所謂カシニー條約を締結し、同年九月三十日清帝の批准を得て露國に對し、北滿洲の鐵道敷設並びに遼東沿岸に於ける諸港灣に露國軍艦の來航冬營を許すこととなれり、露國旣に斯の如し露國と豫ねて默契せる獨逸は私かに機會の到來を待ちしが、幸にも山東省に於て獨逸の宣敎師二名が清國人のために虐殺せられたるを以つて、獨逸東洋艦隊司令官ディエドリッヒは駐清公使ハイキングと謀り、千八百九十六年即ち明治二十九年十月十七日活動を開始して、直ちに膠州灣を

利比西日八十月二十年十三治明ち即年七十九百八千。り世領占し艦隊をして旅順を占領せしめ、次いで旅順、大連の租借及び東清鐵道の幹線の一點より旅順、大連に接續する鐵道の敷設權を要求し、千八百九十八年即ち明治三十一年三月二十七日所謂パブロフ條約を締結せり、其の大要左の如し。

(1)露國は清國の北境に於て其の軍艦のために適當なる碇泊場を得て露國の海軍を保全せんと欲するにより、清國は旅順口、大連灣及び其の附近の水面を露國に貸與す但し之れがため清國の主權を妨害することあるなし。

(2)租借期限は調印の日より二十五箇年とし、滿期の後兩國商議の上更らに其の期限を延長することを得るものとす。

(3)露國は右兩地に官吏を派遣し海陸の軍隊を駐在せしむべし、一切の行政は總督巡撫等の名稱を用ひざる露國長官の管轄に屬し、清國は軍兵を同地に留むるを得ず、清國人民は同租借地內に居住することを得べきも、租借地の法規を遵守すべし、若し犯罪者あるときは最近地の清國地方官に引渡し、露國帝國官吏立會の上審判すべし。

(4) 露國は旅順を以つて軍港となさんと欲するにより、露清帝國の船舶を除くの外、外國の軍艦商船は同港に出入するを得ず、大連灣は港內の一部を露清兩國軍艦の專用に供し、其の以外の水面に於ては各國船舶の出入を禁ずることなし。

(5) 旅順及び大連灣に於て露國は自費を以つて砲臺を築き軍營を設け防禦の設備をなすことを得べし。

(6) 清國は露國に對し、東清鐵道より、更らに大連及び旅順に通ずる線路を敷設することを許可す、此鐵道の建築方案は露都に於て清國公使と東淸鐵道會社と商議の上之れを定むべし、但し露國は鐵道の敷設に依つて、淸國の領土を侵略するを得ざるなり。

該條約締結後僅かに一箇月にして、卽ち四月二十五日旅順、大連租借に關する追加條約は露都に於て締結せられたり。其の內容は、

旅順大連の租借地域を廣めて、同半島の西岸アダム灣より起り、アダム山を一貫して貔子窩灣に至る一線以南の水陸を悉く包含せしめ、其の區域內の金州城よりは淸兵を撤退せしめて全く之れを露の管轄となし、更らに半島西岸蓋州河口

より岫巖城を經て大洋河口卽ち大孤山に至る一線以南は之れを中立地と稱し露國の承諾なくんば通商のため開放し、或は他國に讓與し、或は鐵道を敷設し、或は鑛山を開掘し、其の他一切商工業の利益を他國人に讓與若しくは許可すべからずとなし、南滿洲に延長する支線の終點を旅順、大連の二港と決定し、該鐵道の經過する地方に於て鐵道の利益を他國人に與ふることを得ず。

其の翌年卽ち明治三十二年四月二十五日に至り、前條約所定の地域を擴張したる遼東半島租借地境界の議定をなせり。其の議定書の概略に左の如し。

(1)遼東半島の東西海岸にある島嶼にして、(租界線以南にあるものは半島の南端に羅布せる島と共に租界內に入れて露國の管轄に歸し、其の以北より中立地帶線以南にあるものは總て警備區とし、他國に讓與するを得ず、又貿易、工商鑛山等に關する權利を他國人に與ふるを得ず。

(2)廟島列島の主なる島嶼は總て警備區となし、他國に讓與するを得ず、又、鐵道、鑛山、貿易、工商に關する權利を他國に與ふるを得ず。

露國は又、同年七月三十一日、大連港の近傍に一市を創設し、ダーリニーと命名し

将來同港の貿易發達を奬勵せんがため、租借期間中左記の條件により、同港を自由港となすことを宣言せり。

(1)商港及び之れと隣接せる地區内には各國商品の輸出入に對し無稅通關とす、但し前記地區の境界は大藏大臣に於て之れを制定し又は之れを變更することを得。

(2)自由貿易の權利は噸稅、繫泊稅、及び其の他の諸稅に及ばざるものとす。

(3)傳染病豫防のため制定さるる檢疫規則は該港に乘航する船舶は總て之れを遵守すべきなり。

(4)自由貿易の權利を享有する地區より露國内に輸入する商品は外國品の輸入と同樣一般規定に基きて之れが檢査を受け關稅を納付すべきものとす。

千九百年七月十五日、清國兵、露領に侵入しブラゴエチエンスクを襲擊す、露國は好機逸すべからずとなし、頻りに滿洲の要地を占領し、同年八月四日營口を砲擊して之れを略取し、漸次滿洲一帶の地を占領せり。同年十一月に至るや關東總督アレキセーフは奉天將軍增祺に迫り、自國に有利なる密約を締結せり日、英、米の諸國

は清國が滿洲に關する特別の協約を露國と單獨に締結するの危險を警告す。清國は其の警告に基き、終に露國に對して其等密約の無效を聲明せり。露國は之れがために新なる運動を開始し千九百一年二月に至り露國外相ラムスドルフと清國公使楊儒との間に第二の密約を締結せり。然るに日本の抗議に逢ひて是亦成立するに至らざりしが、露國は亦もや千九百二年即ち明治三十五年一月露國公使レッサーと李鴻章とをして第三の密約を締結せしめたり。然るに清廷は李鴻章に對し斷然之れを拒絕すべしと命令せり。當時日英同盟、新に締結せられしを以つて露國大に顧慮する所ありてか、千九百二年即ち明治三十五年三月十六日、露國は清國に對して滿洲還附協約を締結せり。其の大要左の如し。

(1)露國は占領以前の如く、滿洲の統治及び行政權を清國に還附すべし。

(2)清國は露清銀行と締結の期限並に其の他の條項を確守し、鐵道及び其の職員に對しては極力之れを保護し、又、在滿の露國臣民及び其等臣民の創設せる事業に向つて能く之れを擁護すべし。

(3)露國は變亂の起る事なく他國の妨害なきに於ては本協約調印後、六箇月以內

に盛京省西南部遼河に至る地方の軍隊を撤退し、且つ鐵道を還附す、次の六箇月間に於ては盛京省殘部及び吉林省の軍隊を撤退す、又、其の次の六箇月に於ては黑龍江省所在の軍隊を撤退すべし。

(4)各省將軍と露國軍務官との間に露兵の撤退するまで、滿洲駐屯淸國軍隊の員數及び駐屯地を協約せしめ、淸國政府は協定したる兵數以外に、他の軍隊を組織せざるを約す、但し右兵數は賊匪を彈壓し、地方の平和を維持するに足るを要す、又、露兵全部撤退後、淸國は駐滿軍隊の員數を考査するの權を有す、但し其の增減は其の都度、露國に通告するものとす。

(5)露國は山海關、營口、新民府の各鐵道を還附す、露國は之れに對して前記鐵道線路の防守、敷設及び經營を他國に受負はしめ、又は分擔せしむべからず、又、還附せる地域を他國に占領せしむべからず、尙ほ南滿に於て該鐵道を延長し又は支線を敷設し、及び營口に於て橋梁を架設し、現在營口にある山海關鐵道の終點を遷移せんとする時は、豫め露淸兩國間の協議を經べし、又、右還附鐵道の修繕並びに經營のため露國の失費せし全部を償還すべし。

露國は第一期撤兵後、第二撤兵期に至るも之れを實行せず、却つて軍隊を北韓に移動し、鴨緑江上流の森林伐採を名とし露兵は盛んに鴨緑江上流に出沒せり。於是乎、清國大に之を憂ひ撤兵の實行を要求せしに、露國は反對に撤兵附帶條件を提出して要求す。又露帝は突如として七月十二日(明治三十六年)東亞太守府設置の詔勅を下し、アレキセーフを極東太守に任じ、極東に於ける經營をなさしむべく、其等の文武に關する全權を委任す。露國既に斯の如き施設をなすに至りては滿洲は露國の領土たらんとするなり。清國は其の强要のまま露國の隨意に任かせんとするなり。若し夫れ之れを對岸の火災視せんか、東洋の平和は將に破れんとす。我邦たるもの默過すべからざるなり。我邦は起てり敢然として起てり。七月二十八日小村外相は清國に對して警告を發すると共に、栗野駐露公使をして露國に向つて交涉を開かしめたり。爾來交涉十數回、露國敢て主張を枉げず。其の翌千九百四年卽ち三十七年二月六日、我國より露國に對して國交斷絶を通告す。日露兩國は之れより極東の天地に於て、砲煙彈雨の活劇は演ぜられたり。我が軍は到る處連戰連捷し、露國の敗勢は既倒に挽回すべからざるに至りたり。是の時に當

り、米國大統領ルーズベルトの斡旋あり、日露兩國は媾和談判を開くことに同意せり。米國ポーツマスの會合是れなり。彼我の委員は明治三十八年八月九日より二十九日に至る三週日に十三回會見して談判終結し、九月一日休戰條約成り越えて九月五日に至り。媾和條約に調印を了したり其の媾和條約の大要左の如し。

(1)露國は日本が韓國に於て政事上、軍事上及び經濟上の卓絶なる利益を有することを承諾し、日本が韓國に於て必要と認むる指導保護及び監理の措置を執るに方り、之れを阻礙し、又は干渉せざることを約す、兩國は一切誤解の原因を避けんがため、露韓の國境に於て、露國又は韓國の領土に對し安全を侵迫せんとする何等の軍事施設をなさざることに同意す。

(2)日露兩國は互に遼東半島租借權が其の效力を及ぼす地域以外の滿洲より全然同時に撤兵すべく、前記地域を除くの外、占領又は監理せる滿洲全部を清國に還附すべし。露國は清國の主權を侵害し、又は機會均等主義と相容れざる何等の領土の利益及び優先權若しくは專屬的讓與を滿洲に於て有せざることを聲明す。

(3)清國が滿洲の商工業を發達せしむるに於て列國に共通する一般の措置を執るに方り、日露兩國は之れを阻礙せざることを約す。

(4)露國は清國の承諾を得たる旅順口、大連並に其の附近の領土及び領土の租借權及び該租借權に關聯し、又は其の一部を組成する一切の權利特權及び財產を日本に移轉す。露國は又、前租借權が效力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物及び財產を日本に移轉讓渡す。兩國は前記規定に係かる清國の承諾を得べきことを約す。日本は前記地域に於ける露國臣民の財產權が完全に尊重せらるべきを約す。

(5)露國は長春と旅順口間の鐵道及び其の支線の一切、並びに、同地方に於て之れに附屬する一切の權利特權及び財產、及び同地方に於て該鐵道に屬し、又は其の利益のために經營せらるる一切の炭坑を無償にて清國の承諾を得て日本に移轉讓渡す。

(6)日露兩國は滿洲は於ける各自の鐵道を全く商工業の目的に限り經營し決して軍略上の目的を以つて經營せざることを約す。但し其等の制限は遼東半島

租借權が其の效力を及ぼす地域の鐵道には、適用せざるものとす。

(7)日露兩國は交通及び運輸を增進し、且つ之れを便易ならしむるの目的を以つて、其の接續鐵道業務を規定せんがため成るべく速かに別約を締約すべし。

(8)露國は薩哈嗹島南部及び其の附近に於ける一切の島嶼、並びに該地方に於ける一切の公共營造物及び財產を完全なる主權と共に永遠に日本に讓與す、其の讓與地域の北方境界は北緯五十度と定む。日露兩國は薩哈嗹又は其の附近の島嶼に於ける各自の領地內に、堡壘其の他之れに類する軍事上の工作物を築造せざることを約す、又、兩國は宗谷海峽及び韃靼海峽の自由航海を妨礙することあるべき何等軍事上の施設をなさざることを約す。

尙ほ撤兵及び鐵道守備隊に關し、同日調印せられたる追加約款は左の如し。

(1)媾和條約實施の日より十八箇月の期間內に、兩國軍隊は遼東半島租借地以外の滿洲より全然撤退すべし、殊に前面陣地を占領する兩國軍隊は最先に撤退すべし。

(2)兩締盟國は滿洲に於ける各自の鐵道線路を保護せんがため守備兵を置くの

權利を留保す、該守備兵の數は一キロメートル每に十五名を超過するを得ず、從つて日露兩國軍司令官は前記最大數以内に於て、實際の必要に顧み、之れに使用せらるべき守備兵の數を雙方の合意を以つて成るべく少數に限定すべし。

同年十二月に至り、日本の全權大使は北京に到り、同月七日より二十一日まで二十餘回、清國と商議を重ね、二十二日左の條約に調印せり。

第一條　清國政府ハ露國カ日露媾和條約第五條及ヒ第六條ニヨリ日本國ニ對シテナシタル一切ノ讓渡ヲ承諾ス。

第二條　日本國政府ハ清露兩國間ニ締結セラレタル租借地並ニ鐵道敷設ニ關スル原條約ニ照シ、努メテ遵守スヘキコトヲ承諾ス、將來何等ノ案件ノ生シタル場合ハ隨時清國政府ト協議ノ上之レヲ定ムヘシ。

同日附屬協約に調印せり即ち左の如し。

第一條　清國政府ハ日露軍隊撤退後、成ルヘク速カニ外國人ノ居住及ヒ貿易ノタメ、自ラ進ンテ滿洲ニ於ケル左ノ都市ヲ開クヘキコトヲ約ス。

(1)盛京省　鳳凰城、遼陽、新民屯、鐵嶺、通江子、法庫門。

(2)吉林省　長春、吉林、哈爾賓、寧古塔、琿春、三姓。
(3)黑龍江省　齊々哈爾、海拉爾、愛琿、滿洲里。

第二條　清國政府ハ滿洲ニ於ケル日露兩國軍隊並ニ鐵道守備兵ノ成ルヘク速カニ撤退セラレンコトヲ切望スル旨、言明シタルニヨリ、日本國政府ハ淸國政府ノ希望ニ應センコトヲ欲シ、若シ露國ニ於テ、其ノ鐵道守備兵ノ撤退ヲ承諾スルカ或ハ淸露兩國間ニ別ニ適當ノ方法ヲ協定シタル時ハ、日本政府モ同樣ニ照辨スヘキコトヲ承諾ス、滿洲地方平靜ニ歸シ、外國人ノ生命財產ヲ淸國自ラ完全ニ保護シ得ルニ至リタル時ハ、日本國モ亦露國ト同時ニ、鐵道守備兵ヲ撤退スヘシ。

第三條　日本國政府ハ滿洲ニ於テ撤兵ヲ了シタル地方ハ直チニ之レヲ淸國政府ニ通知スヘク、淸國政府ハ日露媾和條約追加約款ニ規定セル撤兵期限內ト雖、既ニ上記ノ如ク撤兵完了ノ通知ヲ得タル各地方ニハ、自ラ其ノ安寧秩序ヲ維持スルタメ、必要ノ軍隊ヲ派遣スルヲ得ルモノトス、日本國軍隊ノ未タ撤退セサル地方ニ於テ、若シ土匪ノ村落ヲ擾害スルコトアル時ハ、淸國地方官モ亦相當ノ軍隊ヲ派遣シ、之レヲ剿捕スルコトヲ得、但シ日本軍隊駐屯境界ヨリ二十淸里以內ニ

進入スルコトヲ得サルモノトス。

第四條　日本國政府ハ軍事上ノ必要ニヨリ滿洲ニ於テ占領又ハ收用セル清國公私財產ハ、撤兵ノ際悉ク淸國官民ニ還附シ、又、不用ニ歸スルモノハ撤兵前ト雖、之レヲ還附スルコトヲ承諾ス。

第五條　淸國政府ハ滿洲ニ於ケル日本軍戰死者ノ墳墓及ヒ忠魂碑所在地ヲ完全ニ保護スルタメ、總テ必要ノ處置ヲ執ルヘキコトヲ約ス。

第六條　淸國政府ハ安東縣奉天間ニ敷設セル軍用鐵道ヲ日本國政府ニ於テ各國商工業ノ貨物運搬用ニ改メ、引續キ經營スルコトヲ承諾ス、該鐵道ハ改良工事完成ノ日ヨリ起算シ(但シ、軍隊送還ノタメ遲延スヘキ期間十二箇月ヲ除キ二箇年ヲ以ツテ改良工事完成ノ期限トス)十五箇年ヲ以ツテ期限トナシ、卽チ光緖四十九年ニ至リテ止ム、右期限ニ至ラハ雙方ニ於テ他國ノ評價人一名ヲ選ミ該鐵道ノ各物件ヲ評價セシメテ淸國ニ賣渡スヘシ、其ノ賣渡前ニ在リテ淸國政府ノ軍隊、兵器、糧食ヲ輸送スル場合ニハ、東淸鐵道條約ニ準據シテ、取扱フヘク、各種鐵道改良ノ方法ニ至ツテハ、日本國ノ經營擔當者ニ於テ、淸國ヨリ特派スル委員ト切

實ニ商議スヘキモノトス、該鐵道ニ關スル事項ハ東清鐵道條約ニ準シ、清國政府ヨリ委員ヲ派シ、査察經理セシムヘク又該鐵道ニ由リ清國公私貨物ヲ運搬スル運賃ニ關シテハ、別ニ詳細ナル規定ヲ設クヘキモノトス。

第七條　日清兩國政府ノ交通及ヒ運輸ヲ增進シ、且ツ之レヲ便易ナラシムルノ目的ヲ以ッテ、南滿洲鐵道ト清國各鐵道トノ接續業務ヲ規定センカタメ、成ルヘク速カニ別約ヲ締結スヘシ。

第八條　清國政府ハ南滿洲鐵道ニ要スル諸般ノ材料ニ對シ、各種ノ稅金及ヒ釐金ヲ免スヘキコトヲ承諾ス。

第九條　盛京省內ニ於テ既ニ通商場ヲ開設シタル營口及ヒ通商場トナスヘク約定シアルモ未タ開カレサル安東縣並ヒニ奉天附近地方ニ於テ日本居留地ヲ劃定スル方法ハ日清兩國官吏ニ於テ別ニ協議決定スヘシ。

第十條　清國政府ハ日清合同材木會社ヲ設立シ、鴨綠江右岸地方ニ於テ森林切伐ニ從事スルコト、其ノ地區ノ廣狹年限ノ長短及ヒ會社設立ノ方法、並ニ合同經營ニ關スル一切ノ章程ハ別ニ詳細ナル約束ヲ取極ムヘキコトヲ承諾ス、日清兩國

株主ノ利益ハ均等分配ヲ期スヘシ。

第十一條　滿韓國境貿易ニ關シテハ相互ニ最惠國ノ待遇ヲ與フヘキモノトス。

第十二條　日清兩國政府ハ本日調印シタル條約及ヒ附屬協約ノ各條ニ記載セル一切ノ事項ニ關シ、相互ニ最優ノ待遇ヲ與フルコトヲ承諾ス。

日露戰爭の結果は之れにより遼東半島の租借權及び南滿洲鐵道並びに撫順炭坑を完全に日本に讓渡するに至りたり。

千九百九年即ち明治四十二年九月四日に至りては、我邦と清國とに於て、間島に關する協約及び滿洲に關する協約協定せられたり、今、滿洲に關する協約を記さんに左の如し。

第一條　清國政府ハ新民屯、法庫門ノ鐵道ヲ敷設セントスル場合ハ豫メ日本國政府ト商議スルコトニ同意ス。

第二條　清國政府ハ大石橋營口支線ヲ南滿洲鐵道支線ト承認シ、南滿洲鐵道期限滿了ノ際一律清國政府ニ交還スルコト、並ヒニ該支線ノ末端ヲ營口ニ延長スルコトニ同意ス。

第三條 日清兩國政府ハ撫順及ヒ煙臺兩處ノ炭礦ニ關シ、和平商定スルコト左ノ如シ。

甲、清國政府ハ日本國政府カ上記兩炭礦採礦權ヲ有スルコトヲ承認ス。

乙、日本政府ハ清國ノ一切ノ主權ヲ尊重シ、竝ヒニ上記兩炭礦ノ採炭ニ對シ清國政府ニ納稅スルコトヲ承認ス。

右ノ稅率ハ清國他處ノ石炭ニ對スル最惠ノ輸出稅率ヲ適用スルコトヲ承諾ス。

丁、炭礦ノ區域竝ニ一切ノ細則ハ別ニ委員ヲ派遣シテ協定スヘシ。

第四條 安奉鐵道沿線及ヒ南滿洲鐵道幹線沿線ノ礦務ハ撫順及ヒ煙臺ヲ除キ、明治四十年即チ光緒三十三年東三省督撫カ日本國總領事ト議定セル大綱ヲ按照シ、日清兩國人ノ合辦トナスヘク其ノ細則ハ追テ督撫ト日本國總領事トノ間ニ商定スヘシ。

第五條 京奉鐵道ヲ奉天城根ニ延長スルコトヲ日本國政府ニ於テ異議ナキコトヲ聲明ス、其ノ實行ノ辦法ハ地方ニ於ケル兩國官憲竝ニ專門技師ヲシテ、妥實商定セシムヘシ。

大正二年十月五日に至りて我邦は滿蒙五鐵道即ち四平街、洮南間(二百三十哩)長春、洮南間(百八十哩)洮南、熱河間(四百七十哩)開原、海龍間(百二十哩)海龍、吉林間(百十哩)の五線、其の延長一千一百哩に亙る鐵道に關し、契約を締結せり。即ち洮南、熱河間は將來支那に於て之れを敷設する場合先づ日本の資本家と協商すべく、他の四線は帝國は鐵道收入を擔保とし、日本技師を選任するの權利のみを收め、敷設資金を支那に貸付け、支那政府自から之れを敷設し管理するものにして、日本の所謂利權なるものは全く有名無實なるに似たり。大正四年五月二十五日に至りては、山東省に關する條約、南滿洲及び東部蒙古に關する條約、即ち世の稱して日支新條約となすもの締結せられたり。南滿洲及び東部蒙古に關する條約は左の如し。

第一條　兩締約國ハ旅順、大連ノ租借期限並ニ南滿洲鐵道及ヒ安奉鐵道ニ關スル期限ヲ何レモ九十九箇年ニ延長スヘキコトヲ約ス。

第二條　日本國臣民ハ南滿洲ニ於テ、各種商工業上ノ建物ヲ建築スルタメ又ハ農業ヲ經營スルタメニ、必要ナル土地ヲ商租スルコトヲ得。

第三條　日本國臣民ハ南滿洲ニ於テ、自由ニ居住往來シ、各種ノ商工業其ノ他ノ業

務ニ從事スルコトヲ得。

第四條 日本國臣民カ東部內蒙古ニ於テ、支那國國民ト合辦ニヨリ農業及ヒ附隨工業ノ經營ヲナサントスル時ハ、支那國政府之レヲ承認スヘシ。

第五條 前三條ノ場合ニ於テ、日本國臣民ハ例規ニ依リ下附セラレタル旅劵ヲ地方官ニ提出シ、登錄ヲ受ケ、又、支那國警察法令及ヒ課税ニ服スヘシ。

民刑訴訟ハ日本國臣民被告タル場合ニハ、日本國領事館ニ於テ、又、支那國國民被告タル場合ニハ支那國官吏ニ於テ之レヲ審判シ、互ニ員ヲ派シ臨席傍聽セシムルコトヲ得、但シ土地ニ關スル日本國臣民及ヒ支那國民ノ民事訴訟ハ支那國ノ法律及ヒ地方慣習ニヨリ、兩國ヨリ員ヲ派シ共同審判スヘシ。

將來同地方ノ司法制度完全ニ改良セラルル時ハ、日本國臣民ニ關スル一切ノ民刑訴訟ヲ完全ニ支那國法廷ノ審判ニ歸スヘシ。

第六條 支那國政府ハ成ルヘク速カニ外國人ノ居住貿易ノタメ、自ラ進ミテ東部內蒙古ニ於ケル適當ナル諸都市ヲ開放スヘキコトヲ約ス。

第七條 支那國政府ハ從來支那國ト各外國資本家トノ間ニ締結シタル鐵道借款

規定事項ヲ標準トナシ、速カニ吉長鐵道ニ關スル諸協約竝ヒニ契約ノ根本的改訂ヲ行フヘキコトヲ約ス。

將來支那政府ニ於テ鐵道借款事項ニ關シ、外國資本家ニ對シ、現在ノ各鐵道借款契約ニ比シ有利ナル條件ヲ附與シタル時ハ日本國ノ希望ニヨリ、更ラニ前記吉長鐵道借款契約ノ改訂ヲ行フヘシ。

第八條　滿洲ニ關スル日支現行各條約ハ本條約ニ別ニ規定スルモノヲ除クノ外、一切從前ノ通リ實行スヘシ。

尙ほ右條約締結の日を以つて兩國に於て、交換したる公文書は左の如し。

(1) 旅順、大連租借期限の件　南滿洲及び東部內蒙古に關する條約第一條に規定する旅順、大連租借期限の延長は民國八十六年卽ち西曆千九百九十七年に至り滿期となり、南滿洲鐵道還附は民國九十一年卽ち西曆二千二年に至り滿期となるべく、其の原條約第十二條に記載せる運輸開始の日より三十六年の後、支那政府に於て買戻し得る一節は之れを無效とすべく、又、安奉線鐵道の期限は民國九十六年卽ち西曆二千七年に至り滿期となるべし。

(2) **東部内蒙開市の件**」 南滿洲及び東部內蒙古に關する條約第六條に規定せる開放すべき諸都市及び商埠章程は支那國政府は自ら之れを選定し豫め日本國公使に協議の上、決定すべし。

(3) **南滿洲鑛山採掘の件** 日本國臣民にして南滿洲に於ける左記各鑛山(既に試掘又は採掘せられたる各鑛區を除く)を速かに調査の上選定したる節は支那政府は其の試掘を允許すべし、但し鑛業條例確定に至るまでは現行辨法に準據すべきものとす。

甲、奉天省

牛心臺(本溪縣)石炭。 田什付(本溪縣)石炭。 杉松崗(海龍縣)石炭。 鐵廠(通化縣)石炭。 暖地塘(錦縣)石炭。 鞍山站一帶(遼陽縣より本溪縣に亙る)鐵。

乙、吉林省南部

杉松崗(海龍縣)石炭、鐵。 紅窰(吉林縣)石炭。 夾皮溝(樺甸縣)金。

(4) **南滿東蒙鐵道借款の件** 支那政府は將來南滿洲及び東部內蒙古に於て、鐵道を敷設する場合には、自國の資金を以つてすべし、若し外資を要する時は、先づ日

本國資本家に借款を商議すべく、又、支那國政府は前記地方の各種税課(但し既に支那中央政府借款の擔保となれる鹽税關税等の類を除く)を擔保として外國より借款を起さんとするときは先づ日本國資本家に商議すべし。

(5)南滿洲顧問傭聘の件　支那政府は將來南滿洲に於て政治、財政、軍事、警察等に關する外國顧問敎官を傭聘せんとするときは最先に日本人を傭聘すべし。

(6)滿蒙商租の件　南滿洲及び東部內蒙古に關する條約第二條に記載する商租の文字には三十箇年までの長き期限附きにて、且つ無條件にて更新し得べき租借を含むものなり。

(7)滿蒙警察課税の件　南滿洲及び東部內蒙古に關する條約第五條の規定により日本國臣民の服從すべき警察法令及び課税は豫め支那國官憲に於て、日本國領事館と協議の上施行すべきものとす。

(8)實施延期の件　南滿洲及び東部內蒙古に關する條約第二條、第三條、第四條、及び第五條は支那政府に於て、諸般の準備を整ふる必要上、同條約調印後、三箇月間延期したき旨照會ありたるを以つて已むを得ざるものと認めて同意せり。

以上吾人は關東州の沿革に關聯し便宜上延いて南滿洲に關する沿革の一部をも叙述したるが、飜つて露國租借時代の行政狀態其の他を記し、以つて關東州の沿革を終らんとす。

(1)行政組織　露國租借時代に於ける行政組織は、軍政部及び民政管區を設け官廳を旅順に置き、軍政部は部長、助役及び書記一名にして、民政管區は管區長、助役、書記一名、警察署長及び旅順、大連に於ける警視を以つて組織せり、又、常任將校四名あり、前記職員の補助をなし、又、將校、通譯、下士數十名を配屬して臨時收税事務に當らしむ。然も當時露國の勢力は旅順、大連以外に及ばず、其れすら支那官民の妨害にあひ充分に勢力を發揮し得ざりしが、千八百九十九年八月十六日に至り、臨時關東州廳官制を制定し、關東州廳を旅順に置き、アレキセーフ長官となり陸軍司令官及び太平洋艦隊司令長官をかね、軍管區司令長官、聯合艦隊司令長官兼軍港司令長官と同一の權限を有せり、長官の下には民政部長、財務部長、外交部長及び各部職員、地方行政廳職員、司法職員を置き、關東州に於ける軍政、民政一切の事務を統轄せしめたり。民政部長は一般行政を統轄し、關東州の行政區域を四市五區に區別し、區の

下に聯合村團、村團の下に村を置けり。市は旅順、大連、貔子窩、金州にして、旅順は始め警察署長市政を執政せしも、後、市會を設け市の財政に關しては市會議長之れを執行せり。貔子窩は市と稱せしも貔子窩區長臨時市長の職を兼攝し、大連には特別市制を施き、東淸鐵道之れを建設し、市長は勅命にして市參事會を機關として市政を施行せり。金州は金州廳海防同知が依然淸國地方長官として政權を掌握し、全く露國治下に歸せしは千九百年七月十四日以後とす。區は貔子窩、亮甲店、金州旅順、島嶼の五行政區に分ち、貔子窩區には聯合村團四、村會十二、村屯三百二十六。亮甲店區は村團四、村會十二、村屯三百九十五。金州區には村團五、村會十五、村屯三百七十八、旅順區には村團四、村會十二、村屯三百七十四。島嶼區は村團二、村屯二十九となせり。其等の各區には區長あり區政を掌理し、聯合村團は村團長、村は村長之れを管轄し、村團長は區長が土人より之れを選拔し、村長は村會に於て之れを選擧したるなり。特別行政には外交、財務、會計檢査、郵便電信、建築道路、鑛山等之れに屬し、外交事務に關しては外交部長之れに當り、租稅徵收金、國庫收入金に關する事務、露淸銀行の監督、商工業及び一般經濟の調查は財政部に於て之れを掌理し會計

の檢査は地方會計檢査院に於て之れをなし、建築道路のことは陸軍工務部に於て之れをなし、鑛山の調査、鑛業の說明、試驗、統計は州長官に隷屬せる鑛山技師一名あり之れを掌理せり。司法制度は第一審通常裁判所として旅順に地方裁判所及び區裁判所を置き、控訴はイルクーツク控訴院に於て管轄せり、又、別に勸解裁判所、土人裁判所あり。千九百三年に至るや露國は極東太守廳及び極東太守を置き、關東州、後貝加爾、黑龍、沿海、勘察加、東淸鐵道を管轄せしめ、又、太平洋上の海軍及び太守廳管内の陸軍を統帥し、極東の外交を監督し其の他諸般の特權を賦與せられ、アレキセーフ關東州官より轉じて此職につけり。從つて關東州の統治權關は州長官、州行政會議、官房、醫務課、建築道路課、量地課、林業課、獸醫課、各部官署、四區廳、三市廳(大連市を除く)、村落行政機關、裁判所より成れり。

(2)產業狀態　露治時代の州内に於ける耕地の面積は五萬一千四百二十五露町步にして之れより收穫する穀物は一箇年約三十萬石あり、包米十五石、高粱十萬石、粟四萬石の内譯にして人口約三十萬人ありしかば、其等の全收穫は殆んど州内人民の食料にすぎざるなり、果樹に就ては金州城外の土地八露町步を以つて農事試

驗場及び苗圃に充て、年々約一萬留の經費を支出せり。牧畜に就ては關東州東海岸の島嶼たる廣鹿島、海洋島、大長山島の住民に種山羊及び羊若干頭を與へ蕃殖を奬勵せしめたり、當時州內に於ける馬は二千五百四十八頭、騾馬七千三百六十七頭、驢馬一萬六千四百八十五頭、牛二萬六百四十頭、豚二萬七千五百七十三頭、山羊及び羊一萬四千六百四十三頭にして合計八萬九千二百四十九頭ありたり。林業に就ては森林僅に二百六十露町歩にすぎず、小灌木の茂生地二千二百五十町歩ありしも唯、春夏の候に至り青色を呈するのみにて燃料にすら適せざりしなり、故に各種の樹木を試植したる後、樹木の伐採を禁じ不毛の地は植林地に充てて無償貸與し、或は租稅を免じ、或は種苗を配付する等大に努力する所あり、旅順に約三十露町歩、金州及び大連に各十町歩の地を劃して苗圃、農事試驗場等を設け市街及び山野に移植すべき苗木を培養せり。漁業に就ては露國租借後、魚類の需要大に增加し農耕を棄てて漁業に轉ずるもの多きを致し、漁業者の數千九百一人にして一箇年の產額九萬三千四百留に上れり、漁獲の大部分は大連、旅順、其他州內各地に於て販賣し一部は鹽魚又は鹽藏魚として山東及上海等に輸出せり。製鹽業に就ては州內

最大なる製鹽場は貔子窩附近にして延長十五露里に亙り、當時百餘人の企業家に依つて經營されし其の產額九十萬布度に達し、ダルニー及び旅順附近、西海岸に在りては鳩灣、營城子灣、雙島灣、亞當灣等に散在せる經營者四十餘人年額十萬布度を產し、州內全部の產額は一年約百萬布度と註せられたり。鑛業に就ては個人の採鑛を禁じたるを以つて州內の鑛業は進步發達せざりし後、個人の採金を許せしを以つて老鐵山附近及び普蘭店方面最も多かりしも價値ある鑛區は殆んど之なしといふべし。商工業に就ては東淸鐵道南部線卽ち現在の南滿鐵道開通してより歐露との連絡なり、又日本、朝鮮、浦鹽、上海との航海開けてより內外商民の來往日を追うて增加し、露國帝國銀行、露淸銀行、不動產銀行支店等の金融機關備はりて大連、旅順の地は漸次文明的都市の觀を呈するに至りしも、未だ充分なる發展を見ざりき。工業は貔子窩に於ける豆粕豆油製造、厚紙製造、金州に於ける銀細工を主なるものとし、其の他は機械、石灰、煉瓦、麥酒酒精、煙草、麥粉等の製造所が旅順、大連に續出せり。

關東都督府の組織 日露兩國砲煙彈雨の間に相見えて未だ媾和に至らざるの時、卽ち明治三十八年五月占領地民政署の職員に關する規定は、勅令第百五十

六號を以つて公布せられ。滿洲軍總司令部の隷下に關東州民政署を組織し、同年六月二十三日民政署を大連に、支署を旅順及び金州に置き、石塚英藏、民政長官に任せらる。諸般の行政は概ね舊來の遺制を踏襲するの便ありしも土地に關しては何等憑るべきものなく、同年八月民有地に對し地租徴收の規則を發布し、清國の一畝に對し土地の肥瘠を論ぜず田畑に限り金十錢均一の地租を賦課すべきことを規定し、各地主より其の地積を申告せしめ其れに基きて地租臺帳を調製し、以つて地租賦課の基礎とせり。當時の有租地積は百六萬四千三百七十清畝あり、之れに對する地租額十萬六千四百三十七圓ありたり。山林は有租地ならざるも地方機關たる民務所に於て會費と稱する公課を徴する基礎となれり。後、遼東守備軍司令部を置かるるや、民政署は之れに隷屬し、更らに關東總督府の設けられ、陸軍大將大島義昌、關東總督に任ぜられ、關東州民政署は復た之れに隷屬し、依然として軍政の下に行政し來りたるが、現行關東都督府官制が明治三十九年七月に至り勅令第百九十六號を以つて公布せられ、同年九月一日より實施となり、大島大將更らに關東都督となり、民政長官に石塚英藏任命せられ。此に始めて軍政を撤去し、民政

治下となる。今其の關東都督府官制を擧ぐれば左の如し。

第一條　關東州ニ關東都督府ヲ置ク

第二條　關東都督府ニ關東都督ヲ置ク
都督ハ關東州ヲ管轄シ竝ニ南滿洲ニ於ケル鐵道線路ノ保護及取締ノ事ヲ掌ル
都督ハ南滿洲鐵道株式會社ノ業務ヲ監督ス

第三條　都督ハ親任トス陸軍大將又ハ陸軍中將ヲ以テ之レニ充ツ

第四條　都督ハ部下軍隊ヲ統率シ外務大臣ノ監督ヲ承ケ諸般ノ政務ヲ統理ス

第五條　都督ハ特別ノ委任ニ依リ清國地方官憲トノ交渉事務ヲ掌理ス

第六條　都督ハ軍政及ヒ陸軍々人軍屬ノ人事ニ關シテハ陸軍大臣、作戰及ヒ動員計畫ニ關シテハ參謀總長、軍隊敎育ニ關シテハ敎育總監ノ區處ヲ承ク

第七條　都督ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ都督府令ヲ發シ之ニ禁錮一年以下又ハ罰金二百圓以內ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第八條　都督ハ安寧秩序ヲ保持スルタメ臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ前條ノ制限ヲ超ユル罰則ヲ附シタル命令ヲ發スルコトヲ得

前項ニヨリ發シタル命令ハ發布後直ニ外務大臣ニヨリ内閣總理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ若シ勅裁ヲ得サルトキハ都督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向ツテ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第九條　都督ハ其ノ管轄區域内ノ防備ノ事ヲ掌ル

第十條　都督ハ其ノ管轄區域内ノ安寧秩序ヲ保持シ又ハ鐵道線路ノ保護及ヒ取締ヲ行フタメ必要ト認ムルトキハ兵力ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ直ニ外務大臣、陸軍大臣及ヒ參謀總長ニ之ヲ報告スヘシ

第十一條　都督ハ所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ停止シ又ハ之レヲ取消スコトヲ得

第十二條　都督ハ所部ノ官吏ヲ統督シ奏任文官ノ進退ハ外務大臣ニヨリ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任文官以下ノ進退ハ之ヲ專行ス

第十三條　都督ハ外務大臣ニヨリ内閣總理大臣ヲ經テ所部文官ノ敍位敍勳ヲ上奏ス

第十四條　都督ハ所部ノ文官ヲ懲戒ス其ノ勅任官ニ係ルモノ及ヒ奏任官ノ免官ハ外務大臣ニ由リ內閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏ス

第十五條　都督府ニ都督官房ヲ置ク

都督官房ニ秘書課、文書課及ヒ外事課ヲ置ク其ノ事務ノ分掌ハ都督之ヲ定ム

都督官房ニ副官一人ヲ置キ機密ニ關スル事務ヲ掌ラシム

副官ハ陸軍佐尉官ヲ以テ之ニ充ツ

第十六條　都督府ニ民政部及ヒ陸軍部ヲ置ク

陸軍部ニ關スル條例ハ別ニ之ヲ定ム

第十七條　民政部ハ軍事行政ヲ除クノ外一切ノ行政事務ヲ掌ル

第十八條　民政部ニ左ノ四課ヲ置ク其ノ事務ノ分掌ハ都督之ヲ定ム

庶務課

警務課

財務課

土木課

第十九條　關東州ヲ二區ニ分チ各區ニ民政署ヲ置ク其ノ位置、名稱及ヒ管轄區域ハ都督之ヲ定ム

第二十條　民政署ノ事務ヲ分掌セシムルタメ須要ノ地ニ民政支署ヲ置ク其ノ位置名稱及ヒ管轄區域ハ都督之ヲ定ム

第二十一條　都督府ニ左ノ職員ヲ置ク

民政長官　勅任
外事總長　勅任
警視總長　勅任
參事官　專任　一人　奏任
事務官　專任　七人　奏任（但シ内一人ハ勅任ト爲スコトヲ得）
秘書官　專任　一人　奏任
警視　專任　九人　奏任
翻譯官　專任　二人　奏任
屬

警部
技手　専任　百五十二人　判任
翻譯生

警部補　専任　九十三人　判任

事務官ハ南滿洲ニ駐在スル領事官ヲシテ之ヲ兼ネシムルコトヲ得

第二十二條　民政長官ハ都督ヲ佐ケ民政部ノ事務ヲ總理ス

第二十二條ノ二　外事總長ハ都督官房外事課長トナリ上官ノ命ヲ承ケ警察ニ關スル事務ヲ掌理ス

第二十二條ノ三　警視總長ハ民政部警務課長トナリ上官ノ命ヲ承ケ警察ニ關スル事務ヲ掌理ス

第二十三條　參事官ハ上官ノ命ヲ承ケ審議立案ヲ掌リ又ハ各課ノ事務ヲ助ク

第二十四條　事務官ハ民政署長タル者ヲ除ク外各課ノ長トナリ又ハ各課ニ分屬シ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理ス領事官ニシテ事務官ヲ兼ヌルモノハ上官ノ命ヲ承ケ鐵道線路ノ警察事務ヲ掌理ス

第二十五條　民政署長ハ事務官ヲ以テ之レニ充ツ都督ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ施行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス

第二十六條　民政署長ハ部内ノ行政事務ニ付其ノ職權又ハ特別ノ委任ニヨリ管內一般又ハ其ノ一部ニ民政署令ヲ發シ之ニ五十圓以內ノ罰金若シクハ科料又ハ拘留ノ罰則ヲ付スルコトヲ得

第二十七條　民政署長ハ管內ノ靜謐ヲ維持スルタメ兵力ヲ要スルトキハ之ヲ都督ニ具狀スヘシ但シ非常急變ノ場合ニ際シテハ直ニ其ノ附近ノ守備隊長ニ出兵ヲ要求スルコトヲ得

第二十八條　民政署長ハ所部ノ官吏ヲ監督シ判任官ノ進退ヲ都督ニ具狀ス

第二十九條　民政署長ハ署中處務ノ細則ヲ設クルコトヲ得

第三十條　民政署長事故アルトキハ上席ノ官吏其ノ職務ヲ代理ス
民政署長ハ部下ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第三十條ノ二　秘書官ハ都督ノ命ヲ承ケ機密ニ關スル事務ヲ掌ル

第三十一條　技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第三十二條　警視ハ上官ノ命ヲ承ケ警察ニ關スル事務ヲ掌理ス

第三十三條　削除

第三十四條　翻譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ翻譯通辯ヲ掌ル

第三十五條　屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第三十六條　警部及ヒ警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察ニ關スル事務ニ從事シ部下ノ巡査ヲ指揮監督ス

第三十七條　技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第三十八條　削除

第三十九條　削除

第四十條　翻譯生ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯通辯ニ從事ス

第四十一條　民政支署長ハ警視、屬、又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ

第四十二條　民政支署長事故アルトキハ上席官吏其ノ職務ヲ代理ス

第四十三條　都督府ニ巡査ヲ置ク判任官ノ待遇トス

巡査ノ定員ハ都督之ヲ定ム

備考。以上ノ官制ハ明治四十一年勅令第二二七〇號、明治四十三年勅令第一九〇、二八二號明治四十四年勅令第一二六號、大正二年勅令第一二八、二八一號ニテ改正セラレタルモノナリ。

更ラニ關東都督府現在ノ組織ヲ圖表スレハ左ノ如シ。

- 官房
  - 秘書課
  - 文書課
  - 外事課
- 民政部
  - 庶務課（庶務、學事、林業／農業、調査、苗圃）
  - 警務課
  - 財務課
  - 土木課—大連出張所
  - 警務署（營口（支署—大石橋、瓦房店）遼陽、奉天（支署—本溪湖、撫順）／鐵嶺（支署—開原）安東、長春（支署—公主嶺））
  - 滿蒙物産館
  - 水産試驗場（在大連）
  - 農事試驗場（在大連）
  - 硫酸工場（在大連）
  - 金州種畜場

- 關東都督府
  - 陸軍部
    - 参謀部
    - 副官部
    - 法官部
    - 經理部
    - 軍醫部
    - 獸醫部
  - 民政部
    - 大連民政署
      - 金州支署（普蘭店出張所（小學校、公學堂）、貔子窩出張所（同上）、金州小學校、公學堂）
      - 小學校（高等、第一、二、三、四、沙河口）
      - 公學堂（大連、小平島）
      - 婦人病院
      - 療病院
    - 旅順民政署
      - 小學校（第一、二）
      - 公學堂（旅順、三澗堡）
      - 婦人病院
      - 療病院
  - 法院
    - 高等法院
    - 地方法院
  - 醫院

- 海務局（在大連）―支局（旅順）
- 觀測所（在大連）―支所（旅順、營口、奉天、長春）
- 通信管理局（在大連）
  - 郵便局（電信ヲモ取扱フ）（大連、旅順、柳樹屯、金州、普蘭店、貔子窩、瓦房店、熊岳城、蓋平、大石橋、海城、遼陽、煙臺、蘇家屯、奉天、鐵嶺、開原、昌圖、四平街、公主嶺、長春、吉林、新民府、旅順、安東、鳳凰城、鷄冠山、本溪湖、橋頭、草河口、大東溝、連山關）
  - 電信局（營口、無線電信局（神戸丸、西京丸、大連灣））
  - 郵便所（大連七箇所、小崗子、沙河口、旅順）
- 大連重要物產取引所
- 旅順工科學堂
- 中學校
- 高等女學校（大連、旅順）

明治四十年には大島義昌關東都督たりしも民政長官に中村是公任命され男爵後藤新平是が顧問となる。四十三年には白仁武民政長官となり四十五年には男爵福島安正關東都督となり、大正四年に至り男爵中村覺關東都督となり六年には男爵中村雄次郎關東都督に任命され、宮尾舜治民政長官となれり。

關東都督府の組織中に於て地方行政機關は民政署及び民政支署の外に特殊の制度あり。卽ち露國が租借時代の制度を踏襲して支那人統治上の舊慣による會

村制なり。其の始めて軍政を布くや地方の聲望ある支那人を選びて民務長となし其の下に會長を置き會長の下に村長又は屯長を置きたり。大連及び金州の民務長は暫時にして之れを撤廢し、旅順も亦大正元年末に於て之れを廢止したれど、會及び村屯は多少の分合を行ひたるのみにして多くは從前と異なるなし。會村の經費は總て自治的にして其の收支豫算は民政署長の認可を經て之れを實施することとなり。會長は會の施設として道路、教育、勸業其の他諸般の公共事業を經營し、又能く政令の傳達及び租税の徴收等を掌り、村長は其部内に於ける會長の事務を補佐す。左れど其等の自治制は何等の成文法なく全く舊來の慣習に基きたる不文律なり。唯、明治四十二年金州管内に設けたる保甲制度は成文律となり居れり、當時金州民政支署長が發したる告諭を掲げんに左の如し。

夫レ地方ノ安寧ヲ保持シ福利ヲ增進スルハ各人ノ經營努力ニ俟ツコト固ヨリ論ナシト雖郷黨相儆メ隣保相輔ケ而シテ官民其ノ力ヲ一ニスルニ非スンハ其ノ實ヲ擧クルコト能ハサルナリ本官曩キニ官命ヲ奉シテ此地ニ涖ムヤ夙ニ之ヲ地勢ニ稽ヘ之ヲ民情ニ察シ勸業ニ教育ニ將又衛生ニ專ラ民生ノ幸福ヲ增進スルニ留心シ一面警察官吏ヲ督勵シテ匪賊ノ勦滅ニ力メ日夜怠ルコトナシト雖浮浪ノ徒尚未タ全ク其跡ヲ絕

ニ至ラハ動モスレハ款ヲ遙外ノ賊徒ニ通シ郷土ヲ輕侮シ累ヲ良民ニ及ホシ産業從テ與ラス風教亦振ハス民物蕭索トシテ地方困憊セリ眞ニ憂慮ニ堪ヘサルナリ是レ蓋シ各人協力一致ノ觀念ニ乏シク自治自衛ノ思想薄キノ致ス所ナラスンハアラス夫レ官ト人民トハ須ラク一心同體ナルヘシ獨リ頭腦アリテ手足之レニ伴ハサレハ遂ニ完人タル能ハス惟フニ現下管内ノ實況ハ正ニ此憾ナシトセス是レ本官ノ夙ニ憂慮スルトコロニシテ又人民ノ一大不幸ナリ斷、人民深ク此ニ鑑ミ郷閭互ニ相謀リ速ニ保甲聯結ノ規約ヲ立テ以テ時弊ヲ匡正スヘシ、是レ實ニ地方ノ安寧ヲ維持シ其福利ヲ増進スル所以ナリ。

抑モ保甲ノ法タル比閭ノ制ニシテ隣結相儆メ故アレハ則チ備テ設ケ盜賊アレハ則チ追捕シ善行ハ之ヲ賞シ奸侫ハ之ヲ糺シ務テ比戸封スヘキノ俗ヲナスニ在リ乃チ弭盜安民ノ要務ナリトス、此ニ古制ヲ斟酌シテ規約ノ準則ヲ示ス蓋シ規約ニ連座ノ責任アリ過怠ノ處分アリ而シテ又賑恤褒賞ノ途具ハル條理整然細大漏スナシ若シ夫レ甲長ニシテ規約事項ニ違反シ保甲役員ニシテ其職務ノ義務ニ背戻スルモノハ科罰立トコロニ到リ毫モ假借セサルヘシ各地此規約成リ其實行ヲ見ルノ日ハ犯奸作科ノ徒其身ヲ容ルルノ地ナク狗盜聚博ノ輩亦自ラ其跡ヲ絶ツニ至リ良民其産ヲ興シ其業ニ樂ミ齊ク太平ヲ謳歌スルヲ得ム願、人民宜シク此旨ヲ體シ奮勵力行其實ヲ收メ其效ヲ舉ケムコトヲ期シ徒ニ紛擾懈怠以テ此至善至美ノ法ヲ具文トナシ長ヘニ噬臍ノ悔ヲ貽ス勿レ。

今其の組織を見るに會、村、屯、區等の部落を基礎として編成したるものにして十戸乃至二十戸を以つて一甲となし甲の集合體が村(又は屯、區)にして村の集合したるものは會なり。會、村、甲には各一名の長を置き會長及び村長は聲望あるものを選擧せしめ之れに對して認可を與ふるも任期は何等定めず從來の慣行に由らしむ。會長は所轄警察官吏の指揮を受け保甲規約の實行を監督し、村長を補佐機關とし一名の書記を指揮して會務を處理す。甲内に於て各戸其の戸口に異動を生じたる時、犯罪人又は擧動不審のもの地方の安寧秩序を紊亂するもの等入り込みたる時、或は他家のものを自家に宿泊せしめ又は自家のものが一泊以上他所へ旅行せし時は一家の家長は卽時に之れを甲長に報告すべき義務を有し、其の他、甲内に於て一般公共の義務を怠るときは情狀により各家長は連座の責に任ずることゝなれり、之れに反し禍根を未然に防遏し功勞顯著なるもの或は善行をなしたるもの等に對しては官之れを賞することゝなれり。又、保甲制は道路、橋梁、並木等の修繕維持費を各甲に分擔せしめ各甲は總て賦役を以つて之れをなす。各會の中には苗圃を有し農園を經營せるものもあり、子弟教育のために學堂を設け、公共の

收入を得んがために屠獸所を經營するものあり衞生組合の如き施設をなすものあり。各會は更に租稅の徵收に就ては官民の中介機關たるなり。即ち官は租稅の徵收に際し、各會長をして管內の徵收總額に對する納稅告知書を送付せしむ。會長は會の費用を以つて各納稅者に對する納稅告知書を作成し一々管轄內の村屯區長に發送す。各村屯區長は其の區域內の租稅を徵收して之れを會長に送り、會長は之れを一括して官に納付す。若し滯納あれば會長の責任に歸するを以て金州民政支署管內にては滯納の如きは斷じて之れなしとなり。會の經費は會內の各家長總て之れを負擔し之れが賦課は會長が官の認可を得ることとなれり、其等賦課の重なるものは耕地收入と資產收入とにして耕地收入は地租割の如きものにして普通一畝に付六錢餘を徵し、資產收入は所得稅の如きものにして各家の資產を按排して賦課す。其の他、在籍船舶に對する賦課、外來船舶に對する手數料、製鹽收入、葦收入、農園收入、授業料、屠畜料、糞尿拂下代等の雜收入あり、又、臨時收入として住民の規約違反に基く過怠金あり。會の收支に關しては每年度初めに各會每に豫算を編成し官の認可を受け、豫算は施行後三箇月每に其の收支を報告する

を以つて、出納上の事に關しては何等の過誤なしといふ。甲長は全く無報酬なれど會長は月額銀五圓乃至二十圓、村長は二圓乃至五圓の範圍內にして、會の書記は通常銀十五圓の月給なるが何れも會の經費より之れを支辨するものとす。

保甲に關聯して部落の自衛防禦のために別に壯丁團なるものを設け、一會每に之れを編成せしめ、會長團長を兼務して指揮監督し、各村屯區長の管轄區域に從つて更らに之れを班に分つ、其等の壯丁團には團長一、副團長一、班長若干名を置き、副團長は選擧により班長は村屯區區長之れを兼務す。團員は各家長に於て一名宛出すを例とすれども十七歲以上四十五歲以下の男子は總て壯丁たる義務あるものとせらる、此等の壯丁を常備、豫備、後備の三種に分ち常備壯丁は一箇月銀七圓以內の手當を支給され、會事務所の雜役及び警備に從事し、豫備壯丁は各村にて選抜したる體格强健なるものを以つて之れに充て、各會の須要に應じ十五名以內を置き一箇年の中、三四箇月間必要時期に於て會事務所に常置して其の任務に服せしめ、一人に付一年糧四石五斗以內の手當を支給し、後備壯丁は常備豫備以外の壯丁全部にして必要の時期に際し、警察官若しくは壯丁團長の指揮により各自の部落に

於て警戒をなし見張り夜廻り等をなすものにして手當の支給は之れなしとす。金州民政支署管内には九十三の壯丁團あり、三萬七千五六百の壯丁を有し其の成績大に良好にして、馬賊、海賊等の被害全然之れなしといふ。

地方行政機關として又、公議會あり、卽ち市街地にある商民團體なり、官の命を受け下級行政の補助機關たるの外に商民團の共同の利害を講究し業務の振興を圖るもの其等の經費は總て團員より支出しつつあり。淸末に商務會章程發布せられ、支那全部の公議會は商務會と改稱し、次いで民國に至り商會章程制定され、商會と稱するに至りたるも關東州內に於ては依然として舊名を稱せり、現に州門に在る公議會は大連、小崗子、旅順、金州、貔子窩の五箇所なり、今、州內に於ける公議會と會村とを擧ぐれば左の如し。

大連民政署	會	六	村	一三四	公議會	二
金州民政支署	同	四九	同	一、七六八	同	二
旅順民政署	同	六	同	三五六	同	一
合　計	同	六一	同	二、二五八	同	五

關東州は多島海なり　柳坡小川運平氏の説に曰く、考證は一々説明せずして確證により斷定的に説明すると、上古普蘭店、皮子窩間は一大海峽であつた、そして其の以南を最古は島潴海と呼び、秦漢代には之れを渤海と云ふた。水。山を繞ぐるを渤といふ字解のある如くに、渤海とは多島海の意味である。此多島海には南に金州海峽があつた、今の地峽は千年前後に埋沒したのである。今の南山(日露の激戰場)は元明代の扇子島であり南關嶺は無論南關島である。和尙半島(清代の大連灣砲臺ありし今の柳樹屯の南小半島は和尙島であり、大連は古の青泥島であるから露國經營前は青泥窪と呼んだ。其の理由は青泥島(大連の南山)の北麓の窪地漁村であつたからである。

老虎灘の側に棒槌島があり、今、俗に大連富士といふのが古の沙子島である、臭水屯と夏家河子の窪地も亦一海峽であつたが、金州海峽より前に埋沒して地峽となつた。

旅順の老鐵山も海島であり、黃金山も白玉山も海島であつたことは疑を要せぬ。斯く幾多の高山ある多島海あり無數の大小海峽あり、急灘奔潮、激湍淺灘、犬牙し、帆船の航行に畏途とし、烏平の嘆聲を漏すも無理ならず。自然に俗稱せられて島潴海と呼ばれしならん。

老鐵山の急潮奔駛は今に航海者の畏戒する所、渤海灣の潮流の急なるを利用して、海島に據る二千年前の北方民族は東胡の餘蘖か、匈奴の先驅か、推論すべき史料なきも諸記錄によりて體軀の長大なりしよりすれば、扶餘族高句麗の前驅にあらずやと想せられる。漢民族が長髮長髯の人を不老となし不死となす、其貌を見て想像する所以なきに

あらず

始皇帝は芝罘山に其功を勒す、蓬萊等の三神仙の談を聞く、豈に默々に附すべけん、當時登萊は支那海運の根據地なれば彼等の舟人遼東の多島海に來り、異人異族の風を聞きこれを誇大にして神仙化し、或は畏怖す英雄見之れを聞き探檢的好奇心を挑發せずして止まんや、秦皇漢武は斯種の首魁、果して幾度か探檢隊を出して失敗した、其遁辭に曰くこれを望んで近かんとすれば風、船を引き去ると。蓋し海潮急激なると山風旋風の換氣作用により、航海の未熟と更らに島上山裏の民族防禦の抵抗力は能く漢人を防禦して神秘の鄕に近づけざらしむるものありしならん。

始皇帝は渤海灣を西岸より北岸に繞りて碣石山に出で猶ほ神仙鄕の征伐を夢想し盧生を派遣した、彼れは海島に使し無事に歸還した。孰れの海島であつたかは知るべからざるも一小島嶼にはあらざるべし。蓋し遼西方面より蓬萊方丈島の多島海上に航行するは潮流風位等山東方面よりも容易なれば盧生が往還せし海島も遼東の海島であつたことが推定される。

其豫言的警告に曰く秦を亡ぼすものは胡なりと、秦皇心に惧をなし、始て萬里の長城を築く大決心をなす。此大決心をなしたのは一に北方視察則ち渤海灣周行によりて北方民族の潛勢力の强烈なるを知り、且つ盧生の報告により海上の民族亦北派に屬し相聯衡するものとせば、山東の北海、燕の北境は悉く胡族に蹂躪さるるものとなして此に長城築造の大決心をなしたもので、寧ろ遠見卓識の偉人といふべし、嗚呼彼の心事後人

之れを察せず、之れを繼ぐあるなく、漢高僅かに嬴秦を亡ぼし天下を取るも匈奴白登の圍を受くるの累辱を免れなかつたのである。憐むべし云々。

(一)旅順　貞觀十九年一月唐の太宗親から高句麗征討の軍を帥ゐ洛陽を發し山東登州より船を艤して鐵山の南、皇城島に假泊し次いで白嵐子に上陸し兵を牧羊城に紮む。當時旅順の地に二城あり、一を裕城といひ一を連城と稱す、太宗之れを降し架子山(三澗堡南)に駐驛し以つて土城子を合す、更らに兵を進めて城山(雙臺溝の東、鞍子山南北二千米突にあり)を屠り前牧城難過嶺を占領せんとするや此地半島の要地に當り容易に過ぎ難きを嘆じ太宗之れを難過嶺と命名す(今の南關嶺是れなり)次いで大黑山(今の大和尚山にして山頂唐王殿あり)を占領し其れより兵を督して遂に李世勣の軍に合し東して安市城を攻む、時方に九月遼左の苦寒甚だし、太宗卽ち師を班へす。玄宗の代に至り鴻臚卿崔忻が帝の命によりて渤海國に使したる途中、開元二年卽ち西紀七一四年、旅順に立寄りて紀念のため二つの井を穿ち碑を立つ、此碑はもと黃金山の麓に在りしが今は我が帝室の所藏となれり、要するに當時、鴨淥府より唐の國都へ赴く交通路は鴨綠江を利用して、其の河口より遼東半

島の東海岸に沿ひ、今の旅順に達し、南へ渤海灣の入口を横ぎりて今の山東省登州に著し、其れより陸路に出りて西方へ今の西安に通じたるものなり。

遼代に至りては東京道に蘇州(今の金州)あり治所を來蘇縣といひ、別に懷化縣を領したりとあり、記錄の徵するもののなければ定かならねど當時旅順は蘇州の治下たりしなるべし。蘇州は金代に及んで化成縣と更められ貞祐四年即ち西紀一二一六年には金州と改められたり。

明の太祖、遼東都指揮使司を遼陽に設け地方には海州衞。蓋州衞。鐵嶺衞。金州衞等の下に萬戶千戶等を置きて所在の軍民を統括せしめし時、旅順は金州衞の管下に在りたり。天啓七年に至るや、入貢船の出發船を改めて顧山郡の石多山とし、崇禎二年には明將毛文龍袁崇煥の建議により平島以西の航路を改めて寧遠に上陸することとなれり。即ち平島、旅順口、鐵山嘴(今の老鐵山角)、羊島、雙島口、南汎口(今の復州西南六十里)、北汎口(今の復州西南三十里)、覺華島(今の桃華島)等是れなり。之れより先き、天啓元年清の太祖奴兒哈赤のために遼陽を占領されしを以つて、明廷は朝鮮の請を許して海路入貢せしむることとなれり、即ち宣川(郡名)宣沙浦、鐵山(郡

名)、車牛島、鹿島、石城島、長山島、三山島、平島、皇城島、鼉磯島、廟島、登州、……北京是れなり。

康熙五十四年廷議決し旅順の濱海を以つて鐵山は南船往來必らず經由すべきの地なれば實に海疆の門戸たり、須らく防備を嚴重にすべしとなし、地を金州の西南百二十里、旅順の北十里に選び水師營を置きて海道の清安を計らしむ、依つて附近の民を旗に分ち正黄、廂黄、正白の漢軍三旗を編制し、毎年二箇月間交代を以て旗署に當差し、又、春秋二回檢閱、操練を施行する外、平時は家に在りて專ら農耕に從事せしむ。旅順は山東より滿洲移住者の增加するに伴ひ彼等の上陸地として民船常に輻湊し商業亦繁盛を極むるに至れり。光緒五年には北洋大臣李鴻章の上奏により旅順を以つて軍港となす。同八年秋、宋慶毅軍十營領兵四千を率ゐて後路一帶に駐紮す、又、黃張の二統領は淮軍數營を統帶して附近一帶の地を守り、別に柳樹屯に銘軍十二營領兵四千を駐め以つて旅順と相扶持せしむ。九年道臺衙門を置き、十年海軍公所を設く、十四年北洋水師始めて成立し提督丁汝昌戰艦大小二十餘艘を率ゐ、李鴻章亦天津より來り盛んに觀艦式を擧行して北洋水師に隷屬せしむ。光緒二十年日清戰爭となるや、六月十二日提督馬玉昆毅軍の馬歩四營二千八

を率ゐて義州に至り敗る、宋慶依つて兵二千を率ゐて九連城に馳す。之れがために旅順に在るもの僅かに淮軍數營にすぎず、後、姜桂題、程名和、山東、江淮より新募の兵三千を率ゐて旅順に駐屯す。九月日軍花園口に上陸し進んで金州を攻む、徐邦道魏汝成の楚軍四千旅順に敗退す。我軍次いで南關嶺を過ぎ營城子、雙臺溝、長嶺子、土城子に戰ひ、十月二十一日旅順に迫る、管理、治海營務道龔照璵、及び淮軍統領黃士林等は風を望んで逃れ、僅かに姜桂題等ありて防戰せしも淸兵忽ち潰散して二十四日我軍全く旅順を占領す。光緒二十一年十月我邦旅順を淸國に還附す。

光緒二十三年十一月露艦旅順に來航して軍港を強借す、二十四年三月遂に露國の租借地となり、所謂一時露治時代を見るに至りしが、明治三十八年一月二日、我が軍旅順を攻め露國遂に旅順を開城す。於是乎旅順は我邦の租借地となり以つて今日に至れり。

旅順は北緯三十八度四十七分、東經百二十一度十六分に位し丘陵重疊して四面を圍繞し、東に黃金山あり西に老虎尾あり南方僅かに漏斗狀をなして渤海灣に連り絕えて外洋の風濤を受けず滿洲唯一の不凍港とす。

旅順はもと地勢上より命名されて獅子口と稱せり、明朝に至り南方移民の上陸地として船舶多く出入し商賈の往來亦多く此地は門戸として將た順路として水陸行旅の要地たりしより旅順と稱するに至れりといふ。

旅順管内は東西八里弱、南北七里弱にして面積四十平方里五六あり其の内に耕地八平方里九六一あり。一市六會三百四十五村より成り、市外は百戸以上の村落六箇村、五十戸以上四十二箇村、十戸以上二百四十箇村、十戸以下六十七箇村、最も大なる村、百六十七戸にして最も小なる村、三戸なれば平均三十戸とす。次に人口に就て見るに千人以上の部落二箇村、五百人以上九箇村百人以上二百十箇村、百人以下百三十四箇村、最も大なる村、千七十二人、最も小なる村十一人、平均毎村二百人とす。次に耕地に就て見るに五千畝以上の部落は二箇村、千畝以上五十九箇村、五百畝以上七十二個村、百畝以上百六十一箇村、五十畝以上三十箇村、五十畝以下二十一箇村にして一箇村平均六百畝とす。

(二)金州　三國志魏志景初三年の條に、六月、以遼東々沓縣吏民、渡海居齊郡界、以故縱城爲新沓縣、以徙居民。とある東沓縣とは前漢後漢を通じて存續したる遼東郡の

沓氏縣とす。呉志に孫權が公孫淵を襄平に討んとしたる時、陸瑁之れを諫めて曰く、沓渚去淵道里尚遠、今到其岸、兵勢三分、使彊者進取、次當守船、又次運糧、行人雖多、難得悉用。とある沓渚は沓氏縣の濱海の地にして、古より海路の衝にありたり。即ち沓氏縣は今の金州なり。金遼志に金州の東十五里に大黑山あり、山頂に古城址あり、四面絶壁にして只西門のみ登るを得べし、此城何れの代に造られたるかは詳かならねど古の沙卑城(即ち卑奢城)は是れなるべしといへり、然り此山は大和尚山と稱し大連灣の北岸近くあり、大連灣は山東半島より鴨綠江方面へ赴くべき船にとりては、甚だ良好なる碇泊地にして、隋軍が海上より平壤に向はんとしたる途中、高句麗の一部を破りし所なり、唐軍も亦東萊を發して此城を陷れ鴨綠江方面の高句麗を脅したることあり。遼金に至りても遼東より今の山東省北岸へ通ずる海路の要津として鴨綠江部誌に永康より順化營に次し中途西南を望み、兩山巍然として海上に浮く諸れを野老に訪ふに蘇州關なりといふ即ち是れなり。遼の時代には東京道に屬し、蘇州と稱し其の治所を來蘇縣といひ別に懷化縣を領したり。金代には曷蘇館路即ち今の遼東半島にして其治所今の蓋平縣に在し所屬にして

化成縣と更められ貞祐四年金州と改められたり。元史に太祖の十一年七月、木華黎が金人張致の占領せる興中府卽ち今の朝陽を囘復し、尋いで張致の居城たりし錦州を圍むこと月餘にして遂に之れを占領したることを記し次に拔蘇(今の金州)復(今の復州)海(今の海城)三州、斬完顏衆家奴、咸平宣撫蒲鮮等率衆十萬遁海島。とあり。元初には蓋州路に屬し後ち東京路の屬州となりし後も均しく其の所屬たり。明代に及んでは此地に金州衞を置かれ所在の軍民を統括せり。淸代に至り日淸の和を失し我が軍花園口に上陸し進んで金州を攻め淸將徐邦道、魏汝成をして敗退せしめ、又、日露戰爭の際は此地の南山に於て激戰せられし所たり。

金州は遼東半島の西南部凹入せる海灣の終端に位置し、城壁を以つて圍繞す、其の少しく南に當り遼東より金州半島を離隔する地峽あり、其の幅僅かに二露里、灣口岩礁多く舟行甚だ危險なり。又、半島の南端には旅順あり。

(三) 大連

(1) 沿革及び位置　大連は往時靑泥窪(ching ni wa)と稱したる一小漁村なりしが今

を距る五十七年卽ち萬延年間、英佛聯合艦隊が一時的占領をなせしよりヴキクトリア灣の名に於て、始めて歐洲人に知られたり。其の後、明治三十一年卽ち西紀千八百九十八年に至り露國は其の將に經營せんとする旅順軍港に對し、東清鐵道に命じ一大商港を建設せんと欲し、此地を擇びて一千萬留を投じ築港工事を起し、更らに約一千萬留を以つて市街を建設し、之れをダリニーと命名せり、明治三十四年卽ち千九百一年に至るや南關領とダリニー間に支線鐵道を增設せり。然るに明治三十七年日露戰役の結果我軍之れを占領してより其の翌三十八年に至り大連と命名するに至り。同年十月媾和條約締結せられて我が租借地となり次いで關東都督府の治下に歸するや、或は上下水道を設備し或は道路家屋を修築して以つて諸般の設備を整頓し、明治四十年四月南滿洲鐵道會社設立せられてより一段の進歩を加へ、鐵道の改築は勿論、電氣、瓦斯其の他各種の公共事業を經營し、埠頭防波堤の改築、港內の浚渫をなし、以つて世界的商港となり今日の狀態を呈するに至れり。今、其の位置を記さんに、遼東半島の南西隅に在り北緯三十八度五十六分、東經百二十一度三十六分にして市街は東西二里、南北二十七町面積約一方里半にして

北東は大連灣を控へ南は黄海を隔てて遙かに山東省と相對し、西は渤海に臨んで旅順に隣接し、海上は定期航路を有して東洋各港との連絡あり陸は南滿鐵道の起點にして南北滿洲及び西比利亞を經て歐洲に通ず。

(2)氣象　地勢上氣象は海陸兩者の支配を受け十一月半ばより翌年三月までの時季は降水量極めて少なく、概して氣温は攝氏零下二十度近く降下し、北風凜烈にして灣内の海面時に薄く結氷することあり、左れど風向にして一度南方に轉ずることあらんか寒威大に和ぐ所謂三寒四温の稱ある所以なり。四月に至れば氣温俄かに上昇し降水量亦增加して草木一時に發芽するに至る。越えて七、八月の候に至れば雨期となり氣温最も高く日中は攝氏二十四五度以上に上ること往々にして之れあれど海洋の影響を受くるを以つて日沒後は涼風徐ろに吹き氣温從つて降下す。九月半ば頃より冷氣肌膚に浸むれど月餘にして嚴寒の候に入るを常とす。要するに當地は概して降雨少なきため空氣の乾燥甚だしく殊に寒暑の差甚だしけれど風向の關係よりする賜のは冬日尙ほ春日の如きことあると同時に夏期と雖日沒後は大に爽快を覺ゆるなり。今明治三十七年大連觀測所開設以來

累年の結果に基く主要なるものを表示すれば左の如し。

月次	氣溫（攝氏）平均	氣溫（攝氏）最高	氣溫（攝氏）最低	降水（粍）總量	降水（粍）降水日數	風（米）平均速力	風（米）最大速力	風（米）暴風日數	濕度（百分率）平均	濕度（百分率）最乾
一月	(−)四・四	九・六	(−)一七・四	一三・九	五	六・二	三五・〇	一八	六七	二六
二月	(−)三・八	八・四	(−)一七・五	八・八	二	六・四	二七・五	一七	六四	二〇
三月	(−)一・六	一七・七	(−)一二・四	一〇・九	四	七・一	三〇・三	二一	五八	九
四月	九・〇	二二・七	(−)三・一	二五・九	四	七・一	二七・八	二一	五九	一七
五月	一五・〇	二九・一	二・八	四九・五	六	七・〇	二六・一	二二	六一	一七
六月	二〇・二	三二・七	一二・三	四三・三	九	五・六	二九・一	一六	七二	二〇
七月	二三・三	三三・一	一四・九	一七九・二	一一	五・三	二四・四	一二	八三	三〇
八月	二四・五	三二・七	一五・〇	一〇四・一	一〇	四・八	二五・七	八	八〇	二八
九月	二〇・一	三一・〇	六・八	八八・五	七	五・二	二五・二	一二	六九	二五
十月	一三・七	二七・四	(−)一・九	三一・九	七	六・一	二五・五	一七	六五	二一
十一月	四・九	一八・六	(−)九・三	二三・五	五	七・四	三二・〇	二〇	六〇	二三
十二月	(−)一・七	一二・三	(−)一七・六	一〇・四	五	六・四	二五・五	一七	六二	一九
年	一〇・二	三三・一	(−)一七・六	五八九・八	七六	六・二	三五・〇	二〇二	六七	九

備考（粍ハ海水及ビ重力ノ更正ヲ施シタルモノ　(一)ハ零度以下ナリ）

(3)**戶口及び職業**　今や邦人戶數約一萬戶、人口約四萬人に達し、支那人戶數六千餘戶、人口約四萬餘に至れり、其の他歐米人は其の數極めて少なけれど比年增加の割合は決して少なしとせず、今大連民政署の調査したる明治三十九年以降に於け

る戸口増加の趨勢を左に表示すべし。

大連（小崗子、寺兒溝市街並に譚家屯を含む、但し日本人は沙河口をも含む）戸口累年比較表

年次	戸數 日本人	戸數 支那人	戸數 外國人	戸數 計	人口 日本人	人口 支那人	人口 外國人	人口 計
明治三十九年末	一、九九三	三、〇三八	六	五、〇三七	八、二四八	一〇、六〇一	二三	一八、八七二
同四十年末	四、七九一	三、三八〇	二三	八、一九四	一六、六八八	一四、五八二	五四	三一、三二四
同四十一年末	六、六一五	三、六〇二	二二	一〇、二三九	二一、五九三	一七、五六一	五四	三九、二〇八
同四十二年末	七、〇〇〇	三、七八一	三三	一〇、七五一	二三、八七七	一七、八八二	八五	四〇、八四四
同四十三年末	七、五八〇	三、一八八	三九	一一、四三七	二六、〇二三	一九、七五五	八九	四五、八六六
同四十四年末	八、七九七	三、九九三	四一	一二、八三一	二九、七七五	二一、〇三二	九六	五〇、九〇三
大正一年末	九、一四五	四、八四五	四七	一四、〇三七	三二、八八五	二二、九〇八	九五	五五、八八八
同二年末	九、五二一	五、七四二	三八	一五、三〇一	三五、四三九	三六、九六二	八二	七二、四八三
同三年末	九、七七八	五、七八九	四〇	一五、六〇七	三七、三一二	三六、〇一八	九四	七三、四二四
同四年末	九、八五五	六、二四〇	四五	一六、一四〇	三八、三九七	四二、四六六	一一六	八〇、九七九
同五年末	一〇、五六〇	一五、五一二	三一	二六、一〇三	四一、六二〇	九八、七八七	七七	一四〇、四八四

支那職業中最も重なるものは埠頭に於ける荷役にして夏季は六千人の苦力を使用され冬季は一萬人以上を算す、其の他の日傭苦力、馬車、人力車夫等は其の數亦一萬乃至一萬七八千人に及べり、此外、農業及び漁業を職業とするものあり、雜貨商各種行商、大工、鍛冶、油房從業者等亦多し。本邦人は南滿洲鐵道會社員最も多く民政署通信管理局郵便局等の諸官吏之れに亞ぐ其の他從業者多きは大工、鍛冶、雜貨商、船乘業、土木請負業とす。歐米人は英國人最も多く露人、米人之れに次ぎ主として貿易商及び其等の店員なり、領事は英、米、露の三名とす。今、大連民政署の調査に係かる大正四年十二月末現在の大連在住者職業別表を擧ぐるに左の如し。

種別		日本人	支那人	其他外國人	合計
公務員	本業者	六〇二	二一	二	六二五
	家族	一、三九九	四八	三	一、四五〇
自由業	本業者	四三三	九五	二	五三〇
	家族	七〇一	一六九	一	八七一
農業	本業者	一九	一六九	—	一八八
	家族	三二	五六〇	—	五九二
牧畜及び山林業	本業者	一	—	—	一
	家族	五	—	—	五
漁業	本業者	二四	七七	—	一〇一
	家族	三八	四一一	—	四四九

工業	本業者	一、八四八	二、一九七	―	四、〇四五
	家族	三、一二六	二、一四九	―	五、二七五
貿易及海運業	本業者	九七	一一三	一六	二二六
	家族	二一八	一五〇	九	三七七
商業	本業者	二、一五一	四、〇一〇	一三	六、一七三
	家族	三、八二六	三、五六七	八	七、四一一
其の他の業	本業者	七、五三一	三、三六三	一六	一〇、九一〇
	家族	九、八一五	二、一〇八	一三	一一、九三六
勞働者	本業者	三一〇	九、一六〇	―	九、四七〇
	家族	二七八	一三、三四四	―	一三、六二二
僕婢	本業者	七三三	四六九	一	一、一九三
	家族	二三七	一二二	―	三五九
無職業	本業者	四二九	一五五	一九	六〇三
	家族	四二五	二二八	―	六五三
總計	本業者	一四、一六八	一九、八二九	六八	三四、〇六五
	家族	二〇、一〇〇	二一、八五六	四四	四二、〇〇〇

(4)**學校所在地**　市内に於ける學校所在地及び生徒數は左の如し。

學校名	生徒數	所在地
大連高等女學校	一四一	兒玉町
大連公學堂	三四六	伏見臺
南滿洲工業學校	二七八（夜學部生三五二あり）	伏見臺
〔第一	一、一三五	東公園町

尋常高等小學校 第二	九三一	北大山通
尋常高等小學校 第三	一、〇八八	西公園町
實業補習學校	一〇三	沙河口
同	七五	寺兒溝
幼兒運動場	九二	沙河口
同	五三	寺兒溝
東洋協會商業學校	二七一（夜學部生三一四あり）	天神町
本願寺大連幼稚園	一六七	播磨町
こども館	九〇	若狹町

此外滿鐵會社は兒玉町に見習夜學校及び從事員養成所を設けり。

(5) 衞生設備　土地柄が海陸交通の要路に當り居るだけ旅客や貨物の出入極めて頻繁にして且つ氣候水土等全く衞生的なりといふを得ざれども塵芥汚物の排除や上下水道の敷設其の他醫療防疫に關する各種の施設あり大に整頓せり從つて腸窒扶斯、赤痢、猩紅熱等多少流行したることあるも廣く傳播するに至らず、今其等の衞生設備を記さんに汚物排除清潔法施行等は曾て衞生組合の管掌する所たりしも特別市制の制定と同時に大正四年以降市役所の所管となれり、又、醫療機關

としては滿鐵會社の經營せる大連醫院あり規模極めて大にして百般の設備殆んど遺漏なし此外に慈善團體たる大連慈惠醫院及び宏濟病院あり、開業醫は普通醫二十四名齒科醫七名あり、特種醫院としては大連療病院(官設避病院)及び大連婦人醫院(官設驅黴院)あり。

(6)神社及び宗教　神社は南山麓に大連神社あり天照大神外七神を祭り春秋二季例祭を行ふ又、沙河口に沙河口神社あり。宗教は佛教最も盛にして信徒四千數百戶に達し西本願寺關東別院を以つて巨擘となす、又、大谷派本願寺大連別院、曹洞宗常安寺、淨土宗明照寺、日蓮宗大連敎會所、眞言宗大師敎會等あり、其の外、天理敎、金光敎、黑住敎、御岳敎等の七敎所あり信徒總戶數三千餘あり、基督敎は信徒六七百戶にすぎざれども監督派日本基督敎會、組合派大連基督敎會及び小崗子にある福音ルーテル敎會の外、天主敎聖公會、希臘正敎會あり、又、救世軍あり大連基督敎青年會あり、熱心布敎に努力しつつあり。支那人は宗敎心乏しく儒敎、道敎、回々敎を奉ずるもの多少ありといふにすぎざるなり。

(四)市制　旅順及び大連に於ては明治四十年二月衞生組合規則を實施し、民政署長

の指定したる區域内の居住者は當然衞生組合員たること。衞生組合の經費は組合の負擔とし、經費收支の方法に就ては民政署長の認可を受くることとし、組合長一名、副組合長二名を置き組合長は汚物掃除及び淸潔方法、消防方法、其の他傳染豫防に關する機關として行動せしめ、更らに民政署に屬する事務の一部を處理せしむる一の自治機關とせり。其の後、町民の融合一致を圖る必要よりして一方に町内會を起したるものあり、進んで聯合町内會を組織し、會長をして市民の利害に關する一般の希望を當局に具申するの機關となせり。大正四年九月八日には府令第二十六號を以つて、大連及び旅順市規則を發布し、十月一日より實施せり、即ち左の如し。

大連及び旅順市規則

第一條　大連及ヒ旅順ニ市ヲ設置シ、教育衞生及ヒ其ノ他ニ關シ特ニ指定シタル事務ヲ掌ラシム。

第二條　市内ニ住所ヲ有スル者ハ市ノ費用ヲ分擔スル義務ヲ有ス。

第三條　市ハ必要ナル規程ヲ設クルコトヲ得。

第四條　市ニ市會ヲ置ク。
第五條　市會議員ノ定數ハ三十名旅順ハ十六名トス。
第六條　市會議員ハ當分ノ內、民政署長其ノ半數ヲ選任シ他ノ半數ハ選任セラレタル議員之レヲ選擧シ民政署長ノ認可ヲ受クヘシ。
第七條　市會議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス、但シ補闕ニ係ル者ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス。
第八條　市會ハ市ニ關スル事件ヲ議決ス、其ノ概目左ノ如シ。
一、規程ヲ設ケ又ハ改廢スルコト。
二、歲入出豫算ヲ定ムルコト。
三、決算報告ヲ認定スルコト。
四、財產及ヒ營造物ノ管理方法ヲ定ムルコト。
五、市費其ノ他、使用料、手數料ノ賦課徵收ニ關スルコト。
六、歲入出豫算ヲ以ツテ定ムルモノヲ除クノ外、新ニ義務ヲ負擔シ、又ハ權利ノ拋棄ヲナスコト。

第九條　市會ノ權限ニ屬スル一部ハ其ノ議決ニ依リ市長ヲシテ之ヲ專決處分セシメ、若シクハ議員ノ互選ヲ以テ常任委員ヲ設ケ之ニ委任スルコトヲ得。

第十條　市會ハ市長ヲ以テ其ノ議長トス、市長事故アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ行フ。

第十一條　市會ノ召集及ヒ開閉ハ市長之ヲ掌ル、市會ハ議員定數ノ半數以上出席スルニ非レハ會議ヲ開クコトヲ得ス。

第十二條　市ニ市長ヲ置ク市長ノ任期ハ四年トス、市長ハ市會ノ推薦セル候補者三名中ニ就キ關東都督之ヲ選任ス。市長ハ市ヲ代表シ市ノ事務ヲ擔任ス。

第十三條　市會ノ議決、其ノ權限ヲ越エ、法令若ハ議事規則ニ違反シ、其ノ他公益ヲ害シ、又ハ市ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ、市長ハ民政署長ノ指揮ニ依リ、理由ヲ示シテ之レヲ再議ニ付シ、仍、改メサルトキハ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得。

市會カ成立セサルトキ、會議ヲ開クコト能ハサルトキ、議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキ、又ハ前項ノ場合ニ於テ市會ノ議決ヲ取消シタルトキハ市長ハ民政署

長ノ指揮ニ依リ其ノ議決スヘキ事件ヲ處理スヘシ。

第十四條　市ニ助役及書記若干名ヲ置キ市長之ヲ任免ス、但シ助役ノ任免ニ就テハ民政署長ノ認可ヲ得ヘシ。

助役ハ市長ヲ補佐シ市長事故アルトキ之ヲ代理ス。

第十五條　市ハ處務便宜ノタメ區ヲ劃シ區委員ヲ置クコトヲ得。

第十六條　市費其ノ他ノ徵收及支拂ニ關シテハ別段ノ規程ヲ設クルモノノ外、關東州地方費ノ例ニ依ル。

市費其ノ他徵收金ニ關スル事項ニ付テハ五圓以下ノ過料ヲ科スル規程ヲ設クルコトヲ得。

第十七條　監督官廳ハ市ノ監督上、必要ナル命令ヲ發シ、又ハ處分ヲナスコトヲ得。

前項ニ依リ特ニ費用ノ支出ヲ要スルモノアルトキハ總テ市ノ負擔トス。

第十八條　左ニ揭クル事件ハ民政署長ノ許可ヲ受クヘシ。

一、規程ヲ設ケ又ハ改廢スルコト。

二、數人又ハ市內ノ一部ニ對シ特ニ市費ノ負擔ヲナサシメ若ハ不均一ノ賦課ヲ

ナスコト。

三、財產及營造物ノ管理方法ニ關スルコト。

四、歲入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外、新ニ義務ノ負擔ヲナシ、又ハ權利ノ拋棄ヲナスコト。

民政署長ノ許可ヲ要スル事件ニ付テハ民政署長ハ更正シテ許可ヲ與フルコトヲ得。

第十九條　民政署長ハ市ノ歲入出豫算ヲ不適當ト認ムル時ハ追加又ハ更正ヲ命スルコトヲ得。

第二十條　市會議員其ノ職務ヲ怠リ、又ハ體面ヲ汚損スルノ行爲アリト認ムルトキハ民政署長ハ之ヲ解任スルコトヲ得。

第二十一條　民政署長ハ市吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得、其ノ懲戒處分ハ譴責二十五圓以下ノ過怠金及解職トス。但シ市長ニ對スル懲戒ハ關東都督府之ヲ行フ。

(五)管轄區域　關東州內及び關東州外の管轄區域を民政署名、派出所名、警務所名

派出所名等に區分して表示すれば左の如し。

A 島嶼

區分	島嶼名	面積（方哩）	最近陸地ヘノ距離 地名	最近陸地ヘノ距離 距離（浬）	著名港灣ヘノ距離 地名	著名港灣ヘノ距離 距離（浬）
旅順	海猫駝島	〇・〇四二	鑑家硤子	四・三〇	山頭村 羊頭窪	四・五〇 五・六〇
旅順	小龍山島	〇・〇三五	小芥子	六・二五	山頭村 羊頭窪	七・七〇 一一・〇〇
旅順	猪島	〇・〇四五	袁家庄	八・〇〇	營城子 大潮口	八・五〇 九・一〇
旅順	虎平島	〇・〇三二	王家套	六・九〇	營城子 大潮口	七・八〇 九・五〇
大連	大三山島	〇・二八七	大孤山	五・〇〇	大連 老虎灘	一〇・〇〇 七・三五
大連	小三山島	〇・〇八八	大孤山	三・四〇	大連 大孤山	三・四〇 九・五〇
	鹿島	〇・〇三二	金州	七・〇〇	金州	七・〇〇
	西螞蟻島	〇・〇九八	金州	一一・五〇	金州	一一・五〇
	東螞蟻島	〇・〇四五	金州	一〇・〇〇	金州	一〇・〇〇
	長島	〇・〇八九	王家庄	一・五〇	金州	一九・〇〇

金

青島	〇・一七〇	普蘭店	一四・〇〇	金州 普蘭店	二二・〇〇	一四・〇〇
白廿島	〇・一一一	普蘭店	一〇・〇〇	金州 普蘭店	一一・八〇	一〇・〇〇
前大連島	〇・〇四三	普蘭店	九・五〇	金州 普蘭店	二三・五〇	九・五〇
後大連島	〇・〇三九	小後海	二・五〇	金州 普蘭店	一〇・二〇	九・三〇
兎島	〇・〇五一	小後海	一四・〇〇	金州 普蘭店	一六・〇〇	二三・〇〇
凰鳴島	三・二五〇	小後海	七・二〇	金州 普蘭店	二三・五〇	三一・〇〇
平島	〇・一六三	普蘭店	二九・〇〇	金州 普蘭店	一四・〇〇	二三・〇〇
交流島	〇・五五〇	普蘭店	五二・〇〇	金州 普蘭店	三二・〇〇	二九・〇〇
西中島	三・二〇三	小後海	三一・〇〇	金州 普蘭店	三六・〇〇	三二・〇〇
蟻島	〇・〇六三	貔子窩	三・三〇	貔子窩	三・三〇	
平島	〇・一二五	貔子窩	三・三〇	貔子窩	三・三〇	
黒島	〇・〇五七	貔子窩	七・七〇	貔子窩	七・七〇	
葫蘆島	〇・〇四五	貔子窩	一二・〇〇	大連 貔子窩	四一・〇〇	一二・〇〇
廣鹿島	一・八五三	受益河	一五・〇〇	大連 貔子窩	四〇・五〇	一二・五〇
洪東子	〇・〇三八	受益河	一五・〇〇	大連 貔子窩	四〇・五〇	一二・五〇

洲	梁落堤	〇・〇四〇	受益河	一五・〇〇	大連 貔子窩	四〇・五〇 一二・五〇
	瓜皮島	〇・一二五	貔子窩	一〇・四〇	貔子窩	一〇・四〇
	革心島	〇・一一一	鹽大墺	一三・〇〇	大連 貔子窩	四三・〇〇 八・五〇
	哈仙島	〇・四〇〇	鹽大墺	一一・〇〇	大連 貔子窩	四六・五〇 一二・〇〇
	大長山島	二・二五〇	貔子窩	一六・五〇	大連 貔子窩	五〇・五〇 一六・五〇
	小長山島	一・三五〇	貔子窩	二一・〇〇	大連 貔子窩	五二・五〇 二一・〇〇
	塞裡島	〇・一二八	鹽大墺	二二・〇〇	大連 貔子窩	五八・〇〇 一五・五〇
	蚆蛸島	〇・一四八	貔子窩	二四・〇七	貔子窩	二四・七〇
	塔連島	〇・二五〇	貔子窩	二八・〇三	貔子窩	二八・三〇
	小耗島	〇・一五八	貔子窩	三一・五〇	貔子窩	三一・五〇
	大耗島	〇・一三八	貔子窩	三一・二〇	貔子窩	三一・二〇
	獐子島	〇・六八八	貔子窩	二七・〇〇	大連 貔子窩	四八・三〇 二七・〇〇
	五蟒島	〇・一六二	貔子窩	三一・〇〇	貔子窩	三一・〇〇
	海洋島	一・三七五	貔子窩	四五・〇〇	大連 貔子窩	七二・〇〇 四五・〇〇

一本表ノ外、無人ノ島嶼等未調査ノモノ尠カラス又表中ニ掲クル塔連島ハ二島ヨリ成ル

(B) 管轄區域ノ一（州內）　（大正五年末日調）

民政署名	派出所名	所轄區域
旅順	十年町	谷町　臺町　山手町　榮町　東町　眞砂町　十年町　手取町　弓町
	柳町	西町　雲井町　大工町　蓬萊町　霞町　綠町　博多町　七福町　豐國町　柳町　池月町　白金町　筑紫町　日向町　天神町　川端町　幸町　寶町　朝顏町
	鮫島町	橋立町　一之戶町　鮫島町一、二丁目　金澤町　黑金町一、二丁目　新市場町　弘前町　北支那町全部　熊木町
	迎橋	大島町　乃木町一、二丁目　乃木町三丁目番外地　名古屋町　敦賀町（北側）　末廣町　忠海町（敦賀町以北）　大津町　朝日町一丁目　伊地知町（一部）　鮫島町三丁目
	乃木町	乃木町三丁目（番外地ヲ除ク）　敦賀町（南側）　忠海町（敦賀町以南）　青葉町　初瀨町　鯖江町　學臺　司臺　伊地知町（一部）　松島町　高千穗町　富士町　出雲町　土屋町一、二、三、四、五丁目　笠置町　秋津洲町　磐手町　淺間町　松山町　高知町　丸龜町　牡丹町　撫子町　紅梅町　大阪町　伊知地町一、二丁目　八雲町

民政署	
大迫町	大迫町一、二丁目　初音町　扶桑町一、二、三丁目　霧島町一丁目　祇園町　松村町一、二丁目　金春町　松月町　千歳町　佐倉町一、二、三丁目　乙女町　壽町一丁目　鴻ノ臺町　赤羽町　常盤町（一部）　吾妻町　旭川町（一部）　日進町　海岸通一、二、三丁目　稲荷町　高崎町　松枝町　紅葉町　深雪町　下志津町　惠比須町　菖蒲町　江戸町一、二、三丁目　白菊町　市川町　桔梗町（一部）　吉野町　春日町（一部）　竹園町
明治町	月見町　新高町　大迫町三丁目　海岸通四丁目　壽町二、三丁目　鎮遠町　中村町一、二、三丁目　鷲町　旭川町（一部）　霧島町二、三丁目　對馬町　明治町　花月町　青柳町　横須賀町　常盤町（一部）　隅田町　札幌町　春日町（一部）　軍馬補充部附近
柏嵐子	上劉屯溝　下劉屯溝　文家屯　王家屯　單家屯　柏嵐子　鹽廠　潘家溝　張家溝　蘭家溝　鹽灘　劉家溝　史家甸子　田家屯　郭家屯　叢家屯　李家屯　城頭子　老虎尾　刁高棚
日本橋	桃園町　金比羅町　朝日町三丁目　桔梗町（一部）
東洋橋	朝日町二丁目　乃木町四丁目　三笠町　八島町　伏見町　八雲町　下ノ關町　嚴島町　東鄉町　高砂町　南支那町　模珠礁　黄金臺

旅順

南山裡

南山匪子　小東溝　劉家疃　王家溝　南韓家屯　下陳家泉　上陳家泉
小楊家屯　曹家溝　西北山　干家疃　孫家疃　小[illegible]家疃　官屯子
大村溝　郭家疃　張家套　郭家套　泉水眼子　干家溝

羊頭窪

羊頭窪　魯家屯　正北屯　西北屯　大劉家屯　方家屯　夏家屯
北小劉家屯　北高家屯　南高家屯　趙家溝　上楊樹溝　下楊樹溝　楊樹房
上太陽溝　石板橋　大河北　小河北　河東　河西　唐家屯
南小劉家屯　前三羊頭　後三羊頭　金家屯　韮菜房　大楊家屯

雙島灣

江西窪　大口井　山嘴子　董家硫子　陳家溝　王家甸子　李家屯
太平溝　大潘家屯　隋家屯　小東溝　北韓家屯　小潘家屯　胡家屯
曲家屯　金家屯　周家北山　冷家屯　張家屯　周家歲子　西泥河子
海猫島

山頭村

山頭村　官屯子　金家屯　小甸子　夏家屯　大甸子　西灣匪
鹽廠　小艾子口　大艾子口　袁家溝　李家嶺子　腰嶺溝　張家溝
張家下溝　北海　鄒家屯　李家溝　于家溝　後沙包　王家屯
後沙包　後泥河子　潘臺　洪家窩棚　臺山西頭　耳房身　尹家大園
山虎匪　蟒島

水師營

水師營　東溝　下欢子　小南屯　潘家菜園子　龍眼泉　松樹溝
東八里庄　西八里庄　後八里庄　三里屯　大石嶺子　東北溝　高家屯
南甸子　西溝　碾盤溝　石嘴子　[illegible]夾山　北李家屯　洪家溝
大王庄　王家屯　西李家屯　香河甸子　寺溝　三里橋子　張家屯

民政署

龍頭

東北山　邱家屯　徐家屯　後梨嵐　前梨嵐　王家甸子　鐵山甲
叢家甸子　龍頭河東　龍頭河西　大姜家屯　小姜家屯　松嵐溝　韓家屯
唐家屯　王家屯　團山子　大八里庄　黃嶺子　石板溝　五間房
東鷄冠山　二龍山

三澗堡

大樹房　柳樹房　鐘家屯　河西屯　河東屯　李家屯　張虎溝
黃家屯　趙家屯　周家屯　干太山　劉家屯　曹家屯　土城子
蔣家屯　左家屯　後夾山　東泥河子　南石嘴　西窪子　大潮口
馮家屯　石灰窯西屯　石灰窯東屯　小黑石　付家甸子　韓家屯　傅家屯
金家屯　下坎子　東南山　長春庵　許家窰　大黑石　洪家屯
東河北　長嶺子　傳家屯　楊家屯　猪島　潮平島

營城子

雙臺溝　金龍寺溝　郭家溝　西小磨子　東小磨子　營城子　王家套
文家屯　黃龍尾　對門溝　金家屯　韓家屯

牧城驛

西沙崗子　東沙崗子　後牧城驛　前牧城驛　東南山　田家屯　李家屯
馬家屯　大背陰子　老虎溝　桑樹溝　東黃嶺　遼家溝　韓家西溝
潘家屯　羊眶鼻子　棒山　石門子　喬家屯　南韓家屯　石字溝

岔溝

上劉家屯　中劉家屯　下劉家屯　桑家屯　寺溝　程家屯　山咀
岔溝西屯　東房身　對面溝　五岔營子　橫山後　王家營子　盤道
偏石碉子　小周家屯　葦屏溝　溝口　灰窯營子　花紅溝　鴨窩島
小北甸子　火石嶺子　徐家屯　畢家屯　譚家屯　靑堆溝　南[illegible]溝
解子溝　郭家屯　谷家屯　李家屯　桃樹溝　大劉家屯　小劉家屯
岔溝東屯　亂泥橋子　利家屯

大連		
旅順民政署	龍王塘	土門子　大王家屯　李家屯　陳家屯　營溝　于家屯　呂家溝　魚胡溝　臘樹溝　焦窯溝　張家屯　溝口　西溝　北崖子　碾盤溝　大龍王塘　南崖子　小王家屯　崖子溝　劉祥溝　李塘溝　劉家屯　官房子　横山寺
	黄泥川	十字街　上孫家屯　山嘴屯　佛門寺　淑樹溝　姑庵溝　門家屯　大陳家屯　鐵匠溝　小龍王塘　小陳家屯　下孫家屯　上林家屯　胡家屯　網廠溝　梁家屯　郭家屯　蔡家屯
	鹽廠	鹽廠　馬家屯　于家屯　北王家屯　毛道溝　廟東　于家屯　北劉家屯　廟嘴　林家庄　廟西　殷家口子　分水嶺　水泉子　廟溝　南王家屯　大龍溝　北楊家溝　南楊家屯　佟家屯　南劉家屯　蘇家大嶺　郭家溝　石拉子　吳家屯　傅家高麗　山川柳　鎮泉寺　李家窯　英歌石　鮑魚肚子　曲家屯
直	大棧橋（水上）	軍用地（一、二區）　大連埠頭構内　築港事務所構内　大連港内　相生町　土佐町（一部）
	龍田町	龍田町　朝日町　山縣通（一部）　明石町　須磨町　薩摩町（一部）　土佐町（一部）　石見町（一部）　寺内通（一部）　東公園町（一部）
	寺内通	寺内通（一部）　敷島町　長門町　紀伊町（一部）　監部通（一部）　丹波町（一部）　加賀町（一部）　淡路町（一部）　隠岐町　安藝町　武藏町

連民政署	管轄
山縣通	山縣通（一部）、石見町（一部）、攝津町（一部）、加賀町（一部）、紀伊町（一部）、淡路町（一部）、丹波町（一部）、東公園町（一部）
奥町	監部通（一部）、奥町（一部）、東鄕町、常陸町、常盤公園、飛驒町（一部）、濱速町（一部）
日本橋	吉野町、飛驒町（一部）、大山通（一部）、監部通（一部）、伊勢町、信濃町（一部）、美濃町（一部）、濱速町四丁目
北大山通	北大山通、乃木町、濱町
大連驛	兒玉町、山城町、山城町外區
美濃町	美濃町（一部）、信濃町（一部）
信濃町	磐城町（一部）、信濃町（一部）、西通二丁目、競賣地區、伏見臺（一部）、溝上、西公園（一部）
浪速町	浪速町一、二、三丁目、駿河町、羽前町、愛宕町、大山通一、二丁目、羽後町、奥町（一部）、佐渡町（一部）

大連

直

近江町
- 近江町(一部)　能登町
- 若狹町(一部)　天神町(一部)
- 西公園町(一部)　霧島町
- 對馬町(一部)　越後町(一部)
- 壹岐町(一部)　薩摩町(一部)
- 播磨町(一部)　神明町(一部)
- 攝津町　霞町

若狹町
- 霧島町(一部)　加茂川町
- 播磨町(一部)　八幡町
- 天神町(一部)　壹岐町(一部)
- 近江町(一部)　神明町(一部)
- 若狹町(一部)　西公園町(一部)
- 西公園町(一部)　大連神社構內
- 出雲町

西廣場
- 伊勢町(南部)　佐渡町(一部)
- 若代町　西通一丁目
- 播磨町(一部)　近江町(一部)
- 越後町(一部)
- 磐城町(北部)
- 但馬町(一部)
- 丹後町(一部)

逢坂町
- 逢坂町
- 春日町

小崗子
- 北泰公街　南財神街
- 北德政街　北崗子
- 北財神街
- 北新起街
- 南泰公街
- 南德政街
- 南新起街

西崗橫街
- 雲集街　宏濟街
- 東關街　永樂街
- 雲集西街　福德街
- 西崗東街　平和街
- 西崗橫街　得勝街
- 西崗街
- 滿鐵機關車宿舍全部

南大龍街
- 南大龍街
- 北大龍街
- 北岡仁街
- 日新街
- 南久壽街
- 北久壽街

伏見臺
- 伏見臺
- 西崗庄(一部)

民政署	
管轄	
譚家屯	譚家屯　黃家屯　南家屯　小崗子南部區外地
寺兒溝	寺兒溝村 字胡家屯　大日溝　西王家屯　東王家屯　呂險溝　軍用地三、四區
老虎灘	老虎灘村　棒棰島村　傅家庄村　轉山頭村　大嶺前村
臭水子	許家屯　王家屯　薛家屯　周家屯　閻家屯　閻家砲子　金家屯
	大椴樹房　小椴樹房　甘井子　薄猫砲子　大鹽島　下三道溝　中三道溝
	上三道溝　北砲子　崔王家屯　同朱家屯　金家屯　大辛寨子　小辛寨子
	拉山　董家屯　陳家屯　段家屯　西溝　王家溝　韓家屯
	大郭家屯　小郭家屯
沙河口	下甸子　東黑石礁　北沙河口　臺山前　南沙河口　東王家屯　鐘家屯
	李家屯　劉家屯　西黑石礁　魏家屯　馬家溝　香爐礁　候家溝
	李家屯　石家溝　馬欄屯　西王家屯　東張家屯　車家屯　王家溝
	西沙河口　劉家屯　西張家屯　于家屯　北甸子　東北山　頭道溝
欒家屯	欒家屯　劉家屯　郭家屯　金家屯　王家屯　丁家屯　程家屯
	小劉家屯　石山溝　嶐山溝　北窯溝　關嶺前　高家屯　山家屯
小平島	小平島　河口村　北河口村　梁家溝　石洞溝　劉家溝　蘇大嶺
	石廟前　石廟後　老瓜溝　磨盤山　李家溝　高家溝　大砲子
	一、二、三、四砲子　劉家屯

大連

直轄

革鎮堡

後革鎮堡(河東)　同河西　前革鎮堡　下甲河子　王家溝　傅家溝　四道嶺
柞樹區　沙包子　范家溝　金家溝　周家溝　案子山　棗房身

南關嶺

南關嶺　三十里堡　五間房　泉水眼子　姚家屯　南眼井　棋盤磨
羊圈子　大山頂　洪家窩棚　石灰窰子　茶葉溝　范家樓　大山東
櫻桃溝　二道溝

大房身

大房身　丁香寨　沙家溝　前南關嶺　後南關嶺　後鹽島　前鹽島
西房身

柳樹屯

柳樹屯　東王家屯　于家屯　李家屯　劉家屯　西王家屯　張家屯
鍬家屯　宋家屯　綿花屯

金州

直轄

南街路東　城隍廟街　趙家街　薛家街　東城跟底　聖[illegible]廟後街　聖廟西街
火神廟街　龍神廟街　閻家街　東街路南　西街路南　西城跟底　民倉後街
范家街　牛後街　會館廟後街　同前街　正黃旗街　民倉前街　姜家街
西龍神廟後街　南城跟底　南街路西　北街路東　北街路西　東街路北　東城跟底
韓家井　韓家街　姚家街　北街門街　眞武廟街　下崔子　正紅旗街
盧家街　馬家井街　旗倉街　西街門街　北城跟底　小老爺廟街　西街路北
李家街　曹家街

北三里庄

北三里庄　北門外　崔家屯　周家屯　金家屯　李家屯　張家屯
元寶溝　黃家臺　羊圈子　門家樓　畢家崔子　八里庄　九里庄
宋家溝　曲家甸子　徐子溝　高家甸子　東北三里庄　東門外崔家屯　東門外金家屯

民政署	民政支署	轄	
		金州驛	金州驛 趙家樓 唐家嶺 東三里庄 干家屯 劉家屯 鹽廠河 西南塞 高家塞 西門外 南門外 蔡家屯 小毛家壁子 大毛家壁子 土城子 小拉樹房 大拉樹房 張家莊
		七頂山	七頂山 西團瓢 東團瓢 小朱家屯 大朱家屯 大蓮花泡 老虎山 老母架 干島子 王家隈子 周家隈子 文家隈子 蘆家溝 長島子 王家灘 東房身 娘子土 大後海 小後海 老虎眼 龍頭 拉樹山 葛家甸 蕭蘆套 文家屯 兎島
		大魏家屯	騷達溝屯 韓家嶺 劉家屯 同南溝 大魏家屯 小魏家屯 小李家屯 同南溝 東田家房身 前石灰窰子 姚家屯 後石灰窰子 唐家屯 東螞蟻島 西螞蟻島 范家蛇子 姚家套 跎島
		愛川村	小蓮花泡 泡子崖 金家屯 徐家屯 西田家房身 龐家屯 王家屯 牙家屯 蕎麥山子 西干島子
		二十里堡	前牛拉山 二十里堡屯 十三里臺子 韓家屯 前劉牛溝 中劉牛溝 二臺子後 後劉牛溝 廣寧寺 郭家溝 茶房身 茅荚溝 鴿子窩 石門子 後牛拉山
		山咀屯	後老虎洞 前老虎洞 前老虎洞南山 山咀屯 李家屯 高麗城子 同南山 靈頂 四臺子後 上達子屯 下達子屯 青山溝 費家溝 郭家溝 大房身 棒花屯 大韓家屯 岔山 小單家屯 小韓家屯 潘家屯 孫家溝 崔家溝

大連

金州民

直

劉家店

劉家店 老劉家店 李家屯 花鼓溝 大嶺 姜家屯 核桃溝
三房身 河口 臥龍泉 關家店 串心店 夏家溝 寡婦屯
背陰寨 葛條溝 夏房身 狐子溝 鐘家屯 長勝店 袁家店
曹家屯 朱家屯 趙家屯 大嶺底 長壟地 紅旗營子 哈螞灣
三臺子 三臺子店 冷家溝 椁欏嵐子 格嶺 黃家溝 松樹溝

上江家屯

上江家屯 下江家屯 葛家屯 張家屯 宋家屯西溝 小老窩廟 小黃家屯
羊山戶 劉杖溝 上姜家溝 下姜家溝 武家屯 北許家屯 石城子
西石城子 曲家屯 于家屯 王皇頂廟 劉家窩 前鐘廠 李家溝
王家甸子 陳家屯 吳家屯 大姜家屯 韓家溝 小劉家溝 西北溝
南許家屯 文家窰 小姜家屯 小姜家溝 魏家屯 後張家溝 前張家溝
五間房 馬家屯 同西溝 崔家旺 大辛家屯 徐家窰 黃泥崖子
小王家屯 金家溝 大李家屯 李家窰 小董家溝 前石拉子 山西屯
達子屯 葛麻屯 後土城子 前土城子 沙包子 小劉家溝 小房身
孫家溝 三家子 三家子北溝 西陳家屯 上陳家店 下陳家店 陳家溝
岳家溝 王家溝 袁家店河東 魏家溝 王家屯 廟下 廟西
廟南

民政署

政支署

轄

黄嘴子廟

北劉家屯　南劉家屯　許家屯　干家庄屯　梨樹房屯　楪窰屯　鴨子灣屯　大刑家屯　韓家屯　寺兒溝　馬架子屯　蕭家溝

南唐家屯　北唐家屯　葛家屯　杭子屯　許家爐屯　張家嵐子屯　破車溝屯　大臺子屯　洪家溝　東劉家屯　東寺兒溝屯

小房身屯　大山溝屯　小張家屯　涼水灣屯　鹽廠屯　姜家屯　趙家屯　小臺子屯　什字街屯　東房身屯　黃皿子廟屯

馬家屯　南沙嶺屯　陳家屯　小徐家屯　山口宋家屯　小許家屯　山皿屯　宋家屯　曲家屯　三道溝屯　柳家屯

王家屯　山前屯　門家嶺屯　東王家屯　東南溝屯　李家屯　後山門屯　小王家屯　宋家溝　大房身屯　閻家甸子屯

張家屯　李家小嶺　滕家屯　小孫家屯　曹家屯　姜家樓屯　老母山岡屯　李房身屯　拉樹房屯　西寺兒溝屯　糖房屯

老龍頭屯　小太山溝屯　汪家庄屯　泉眼溝　西甸子屯　草園屯　小刑家屯　大樹底屯　[illegible]家溝屯　船塢屯　汪家庄屯

董家溝

董家溝　葛拉壁　觀音閣下　對面溝　城子　小鹿圈子　畢家窰子

耿家屯　同西溝　王家屯　趙家屯　棗子溝　大鹿圈子　把皮嶺

城子前　蔣家屯　汪家大院　李家屯　小黃家溝　孔家屯　葛子溝

汪家屯　撩荒地　擂鼓溝　李家北溝　小鐘家屯　宋家屯　細腰子裡口

前老虎溝　燒窰溝　尖柞溝　碾子溝　鐘家屯　傅家碓房

後老虎溝　張家溝　畢家嵐子　杏樹底　高家[illegible]　[illegible]萬石

李家屯　栗子河　崖子底　西杏樹底　臥龍泉　鄒家甸子

大連

金州民政 直轄

西馬橋子

西馬橋子　王官寨　小王家屯　將軍砣子　東海頭
東馬橋子　宋家屯　和尚屯　徐家屯　南海頭
孫家屯　大侯家屯　將軍石　王家屯　劉家屯
魏家溝　鐘廠　姜家溝　鳳凰溝　臥龍岡
小松嵐子　邵家屯　小孤山子　王家甸子
大松嵐子　前二道河子　西山溝　華家屯
北泉眼　後二道河子　趙家屯　于家屯

大孤山

大孤山　小關家屯　大關家屯　東溝李家屯　宋家屯　鞠家屯
劉家屯　谷家屯　車家屯　大魚溝　沙包子　叢家屯
河北店　西[illegible]子　夏家屯　張家屯　孔家屯　干家屯
李家屯　白家屯　顧家屯　徐家屯　黑八溝　王家屯
趙家屯　龐家屯　大朱家屯　閻家屯　三官廟　亂葉溝
徐家屯　涂家屯　小朱家屯　白家屯　蘇家屯
蒯溝　曹家屯　孫家屯　葦子塘　柳紫溝

八里庄

八里庄　前楊家屯　七里庄　馬家屯
九里庄　後楊家屯　馮家屯　紀家屯
吳家屯　小崔家屯　朝陽寺　郭家屯
畢家窰子　小張家屯　石河溝　閆家屯
麥家屯　小馬家屯　南水寺　五里臺子
劉家溝　小譚家屯　石門子外
韓家溝　靳家屯　落鳳溝

直轄

新市街　車家屯　廟溝
張家櫃　前劉家山嘴　杏樹門子
半拉砣子　文家小店　河北崖
舊普蘭店　馬虎島　閆家窩棚
崔子後　和尚屯　宋家屯
泡子劉家屯　五宮溝　劉家屯
閆家窩棚　四海溝

民政署		
政支署		
普蘭店出張所		
長店堡	長店堡　葉古樓房　張家溝　尾子溝　染家房　掛符橋　鹽家屯	唐家屯　小王家屯　大王家屯　小李家屯　小鹽廠
石河驛	石河驛　東北溝　營窩石溝　臺子山　後漢家溝　劉家溝　小李家屯 後塔嶺　東滙家溝　西滙家溝　椿樹房　下家溝　黃旗屯　釣魚臺 西溝　後河　大石洞　山後屯　小石洞　柳條溝　後海屯 小羅家屯　唐家屯　東官道　五里臺子　尾子塘　和尚屯　南滙家溝 高家房身　五十里堡　山西　小山屯　東羅家屯　西羅家屯　南羅家屯	
三十里堡	蘇家屯　蘇家屯東溝　簸箕溝　半拉井子　洪旗溝　東山後　中央山後 西山後　三十里堡　寶石山　三家屯　達子塋　周家溝　梅家屯 佟家屯　北甸子　西馬圈子　東馬圈子	
老爺廟	關家屯　龍鳳寺　楊樹底下　大鹽廠　山西屯　老爺廟　汪家屯 達子屯　富家屯　鐵匠爐　龍口　張家屯　馬家屯　郭家屯 何家崗子　沙家屯　臺子底下	
四道河子	四道河子　楊靑溝　羅家屯　小運家溝　李家屯　娘々廟　二道嶺子 道士屯　拉子山　排坊溝　石廠河南崖　泉眼溝　楊家屯　北大嶺底下 廟後屯　鹽窯　南大嶺底下　鄭家溝　石棚溝　下大嶺東溝　對面溝 袁家店　興隆屯　曹家屯　董家屯南溝　臺子屯　東北溝　上大王溝 大王溝　周家屯	

大連			
金州民			
普蘭店			
唐房	土城子	亮甲店	華家屯
唐房屯 干家窰 柳家屯 柴園子 張家屯 二龍山 山嘰屯 連家溝 小王家屯 周家溝 勻子舖 王家溝 欒家屯 干家溝 小陳家屯 裴家屯 小李家屯 桃家屯 魯家屯 王家園子 杏樹口子 大王家屯 大平溝 礦洞子	土城子屯 苑家屯 尖山子 土門子 小陳家屯 莫木房身 溫家溝 曹家溝 三房身 三家子 蟲王廟後屯 下窰子屯 滙家甸子 馮家嶺 小王家屯 前塔嶺 姑子菴	李家屯 王家溝 大王溝 大關家屯 旗杆底 都家屯 石拉子 張家溝 連家莊 小四家屯 臥龍岡 小盧家屯 蕭家溝 西溝 八家子 徐家子 魏家屯 亮甲店 蘇家屯 一家子 達子屯 崗子屯 蒼家屯 莊家老 三家子 楊樹溝 老母架溝 蟒家屯 畫匠溝 大房身 小黃庄 柳樹屯 關家屯 羊圈子 三官廟 望海莊 泉水眼子	華家屯 楊家房身 劉家爐 後石拉子 高家爐 柳樹溝 大石灘屯 小王家溝 蔡家屯 後亂泥坑子 大李家屯 劉家窰 大黃庄 吳家屯 小劉家屯 谷家溝 賀家嶺 紀家屯 李家店 金家店 小吳家屯 小李家屯 小張家屯 梁家屯 馬家溝 車家屯 小干家屯 林家屯 干家屯 李家屯 小賀家嶺 小遲家屯 楊家店 西張家溝 牛紱溝 小華家屯 小賀家屯 轉角房 前石拉子 楊家屯 三官廟屯 小孫家屯 小土城子 杜家屯 李家屯 杜家油房 盛家屯 東張家溝 陳家屯 孫家屯

民政署		
政支署		
出張所	姜家堡子	大李家屯

姜家堡子

上白家屯	小王家屯	欒家屯	郭家嶺	王家屯	趙家屯	阿爾番屯
曲家屯	西三家子	東三家子	馬蹄子	車家屯	山頭東屯	小鹽廠
下白家屯	姜家堡子	趙家屯	大關家溝	小劉家屯	海頭屯	崔家屯
燒鍋屯	小土城子	小關家溝	老爐屯	邱家屯	龍母廟	賈家屯
中王庄	臺子底	小李家屯	馬家屯	白家屯	張家屯	孟家匣子
劉家窩棚	趙家匣子	楊家屯	小姜家屯	東南溝	臺子前	東關家屯
西關家屯	高家屯	劉家屯	沙包子	前遲家堡子	沙包子 劉家屯	後遲家堡子
李家溝	溫家溝	牙口屯	呂家溝	金頂山廟	大房身	戚家屯

大李家屯

大胡家屯	東太山子	前王家屯	小胡家屯	廟兒溝	後王家屯	小吳家屯
對面溝	崔家屯	大吳家屯	沙嶺子屯	西王家屯	李家屯	劉家屯
曹家屯	小宋家屯	孫家屯	許家屯	小李家屯	西張家屯	正明寺
郭家油房	東張家屯	糖房	冷家屯	山口	和尚屯	大嶺底
夏家庄	花園	盤道後	小林家屯	石灰窪子	楊家屯	大林家屯
二道城子	銀匠舖	王家屯	城兒山	胡家溝	于家屯	黑匣子
邱家溝	大李家屯	朱家屯	南盤道	上溝屯	靴子礁	小王家屯
董家溝	老魚窩棚	小白家屯	老虎溝	姜家嵐子		

大連

金州　民

普蘭店

朝陽寺

宮家屯　王家店　邢家溝　大山後　沙家屯　大李家屯　曲家屯
大鄧家屯　藍家屯　東運家屯　張家窩棚　朝陽寺　劉家屯　大郭家屯
南山屯　荒上屯　韓家庄　西官地　小李家屯　劍家屯　梁家屯
楊樹房　滿家屯　小于家屯　小郭家屯　後線石屯　後韮菜園子　前線石屯
東窪子　東樹嵐子　東山外　西運家屯　邢家溝　孤家子

快馬廠

快馬廠　吳家屯　大陳家屯　下張家屯　上張家溝　東拉樹房　西拉樹房
劍家山阻　牛道屯　蒼家屯　小周家屯　和尚屯　劉家山咀　蚊子溝
大徐家屯　柯家屯　唐家屯　小徐家屯　前駟城堡　黃家崗子　小河崖
大張家屯　大鹽廠　喬家屯　孤堆屯　小張家屯　卡倫房　三官廟
張家店　于家平房　陳家屯　姜家爐　二道嶺子　棗兒房　韓家屯
蒼家房　偏坡子　曲家屯　花兒山　後駟城堡　孫家大道

交流島

山東屯　山西屯　駱駝島　平島

鳳鳴島

東房子　西房子　北臺子　赶牛道　南移廠　廟溝　蔡家爐
西南屯　南海頭　岳家溝　石咀　南廟　木龍溝　卡倫房子
前廠　圓瓢　西老窩舖　沙尖　鹽廠　西南山　西溝
太山子　楊家屯　叢家屯　孟家屯　尹家屯　小窩舖　二道河子
西海頭　東溝　曲家屯　董家屯　北炭窰　馬路屯　棗房身
老鷹廠　泉眼屯　東北屯　周家屯　管家屯　馬家屯　南北崖
東南屯　東老窩舖　花溝屯　管家溝

民政署 政支署 出張所	
三官廟	中三官廟　東三官廟　西三官廟　录房身　馬路屯　大山屯　北向子 毛家屯　平鴻子　北井子　鐵匠營子　東房身屯　宋家崗　鄭家溝 後梁子　羅圈　老窩舖　窩瓜營子　南梁子　一面山屯　桑家屯 前桑家屯　後鹽廠　衙子溝　西南溝　大月口子　和尚屯　羅兒島 洪西頭　鹽廠
後三道灣	後三道灣　前三道灣　瑪蜡廟　小鹽廠　青島子　大房身　袁家屯 何家屯　潮溝崖　北山　大山後　柏羅嵐子　前塔連島　後塔連島 簸箕島
長嶺寺	王家庄　苗家溝　李家屯　馬家溝　小范家溝　殷家屯　下郭家屯 上郭家屯　高家屯　王家爐　崔子屯　旗杆堡　小塘房　山咀屯 苑家屯　茂降山　金廠　王家屯　孫家屯　宋家屯　夏家庄 傅家屯　前排子　後排子　李家塘房　上破車溝　下破車溝　小徐家屯 西王家屯　叢家爐　孔家屯　江家屯　林家屯　小李家屯　長嶺子廟 李家堡子　谷家屯　下程家屯　上程家屯　前亂泥坑子　劉家溝　徐家屯 楊家屯　裴家屯　趙家屯　小王家屯

大連

金州民

普蘭店

林家屯

林家屯　小坡子　郭家屯　邱家屯　姜家爐　大坡子　關家屯
王家屯　火燒窩棚　潘家屯　東石家溝　馬家屯　李家堡子　蔡家屯
石家屯　鄒家屯　三官廟　後鄒家屯　崔家屯　小徐家屯
阮家屯　柳家屯　大王家屯　西石家溝　薛家屯　小王家屯
牌坊屯　丁家汪　劉家屯　徐家屯　大崔家屯　小徐家屯
曹家屯　前馬家庄　後馬家庄　南吳家庄　房家屯　鮑家屯
張家屯　前邢家屯　小李家屯　杏樹底　小姚家屯　小吳家屯

臥龍屯

臥龍屯　秦家屯　後孫家屯　鍾家屯　劉家溝
吳家屯　小鄒家屯　前鄒家大院　鄒家堡子　孫家甿子
和尚屯　劉家堡子　後鄒家大院　丁家屯　周家屯
小楊家屯　李家屯　姜家屯　盧家屯　小勇家屯
小徐家屯　陳家屯　董家屯　大勇家屯　縣兒石
夏家庄　董家窨　後鄒家屯　姚家屯　單家溝
南孫家屯　前孫家屯　望海寺　桃園屯　里島子

粉皮墻

沙家屯　後馬家庄　艾家屯　粉皮墻屯　李家唐房　小閆家屯　大閆家屯　楊樹屯　小蕭家屯　小隋家屯　鮑家堡子　小劉家屯
陳家樓　枕頭砬　上下排子　小曹家屯　大王溝　佟家油房　小閆家屯　小河南　孫家屯　楊家屯　姜家樓　王家染房
劉家店　大沙家屯　毛家屯　鄒家屯　西王家屯　上曲家溝　王家屯　沙土園　徐家屯　崔子庄　馬家溝　磨盤山
耿家屯　大于家屯　小于家屯　鄭家爐　生家屯　呂家溝　吳家屯　葛子溝　廟下屯　東北溝　王家爐
臺子後　小鄒家屯　小李家屯　隋家屯　達家屯　下曲家溝　金黃溝　後花兒房　華嚴寺屯　十八坍　管家爐
土城子　杜家屯　姜家屯　房家屯　葛家爐　沙家庄　曹家屯　花兒房　李家庄　周家溝　于家山咀
吳家屯　小馬家庄　趙家屯　柏拉嵐子　大楊樹房　蕭家屯　蓋家屯　小姜家屯　劉家屯　大蕭家溝　大劉家屯

民政署

政支署

出張所	長山寺	長山寺屯、時家屯、西山皿、王家山皿、大崔家屯、奚家屯、大崔家屯、西溝、小于家屯、小李家屯、前谷家店、小房身、吳家屯、大皿子、下劍家屯、干家屯、金廠南溝、小徐家屯、臺子前屯、小吳家屯、辛家屯、宮家屯、姜家樓、狍子溝、小崔家屯、金家屯、馬家溝、前韮菜園子、姜家隈子、小王家屯、蛭子溝、後谷家店、鮎魚灣、袁家屯、潘家屯、杏花村、小曹家屯、前干家泊、戰家窩棚、姜家屯、中劍家屯、干家屯南溝、惠家屯、孫家屯、梁家溝、小曲家屯、上隋屯家、許家屯、殷家樓、老龍頭、黑灤子溝、馬家屯、夏家屯、後干家泊、葛家屯、上劍家屯、楊樹溝、金廠溝、畢家溝、核桃房、小王家屯、南葛家屯、下隋家屯、毡舖、石柱子溝、拉樹皿子、女兒溝、槐樹房、王家屯
貔子窩出張所	老爺廟街	貔子窩東街、貔子窩西街、小劉家屯、鄒家屯、隋家屯、大草市、小李家屯、大李家屯、龍王廟、修家屯、大劉家屯、張家舘子、梁家屯、劉家溝、王家屯、小陳家屯、螞蟻島
	大宋家屯	小鄒家屯、唐家屯、雙廟子、後宋家屯、東宋家屯、西宋家屯、大宋家屯、前宋家屯、修家屯、于家屯、西城子、小滕家屯、滕家屯、常家屯、沙家屯、卡拉房子、涼水灣、平島、小陳家屯、東鄒家屯、東張家屯、小高家屯、上鄒家屯、下鄒家屯、王家庄、小于家屯、西鄒家屯

大連 金州民 貔子窩

清水河
朱家皿子　苑家屯　邵家屯　毛家屯　上千家屯　小高家屯　楊家屯
下千家屯　黃家屯　小吳家屯　大吳家屯　後窩龍　丁家屯　東嶠家屯
西嶠家屯　東孫家臺子　孫家皿子　姜家老屯　姜家店　呂少溝　呂家臺子
王家庄　東家臺子　劉八溝　薛家溝　周家屯　小劉家屯　劉家店
方家屯　王家屯　石固子溝　葛家屯　沙包子　雙臺溝　黃家欖子
小王家屯　張家屯　前王家屯　小唐家屯　唐家皿子　前孫家屯　後孫家屯
東家屯　小鄒家屯　上姜家屯　下岡家屯　小姜家屯　大王家屯　揹家平房
戰家屯　馬廠房　北嶠家屯　陳家庄　郝家屯　裡家溝　滕家屯
小陳家屯　呂家屯　大高家屯　廣文屯　西孫家臺子　前窩龍

楊樹底
紀家溝姜家屯　紀家溝王家屯　紀家溝　紀家溝田家屯　紀家溝曲家屯　千和尙廟　小房身
大彎家屯　太平庄　楊樹底　上宮家屯　上姜家屯　下宮家屯　曲家屯
吳家屯　下姜家屯　冷家屯　林家屯　高家屯　小張家屯　南姜家屯
大胡家屯　小胡家屯　姜家臺子　小千家屯　姜驛坊　小王家屯　北姜家屯
大姜家屯　東方家屯　東張家屯　張家店　徐家瓦房　大高家屯　申家屯
小陳家屯　小高家屯　西方家屯　山南頭　東高家屯　孫家屯　小張家屯

鄭家窰
鄭家窰　劉家屯　後鄭家屯　三官廟　鄭家溝　韓家屯　上高家屯
下高家屯　東南庄　八家子　唐家屯　王家屯　背家屯　打拉腰子
火爐寺廟　修家屯　彭家屯　坡子　王家甸子　陳家屯　大沈家屯
西沈家屯　小宋家屯　宋家甸子　山南頭　老虎峪　小陳家屯　小孫家屯
小韓家屯　小湯家溝　小沈家屯　甘河子廟　紀家店　萬家溝　菜園子

民政署			
政支署			
出張所			
贅子河	夾心子	崔家屯	東老灘
孫家屯　西小李家屯　砲臺子　千家屯　潮海寺　任家屯　大滕家屯　西林家屯　拉樹匣子　果木園　砲臺子　王家屯　和尚屯　崔家屯　潘家溝　沙泡子　新臺子　千家屯　蔡家屯　砲臺子　小王家屯　周家屯　大陳家屯　西孫家屯　大李家屯　林家屯　小孫家屯　石佛寺　董家屯　邵家平房　小李家屯　安家屯　滕家莊　耿家屯　修家屯　徐家窪子　小王家屯　楊家溝　衣家溝　韓家屯　劉家溝　小紀家屯　小房身　砲臺子店　王家甸子　曲家屯　小滕家屯　紀家屯	西山頭　西山頭　許家屯　前千家屯　坎子下　東王家屯　杜家屯　宮家屯　古家屯　朱家屯　半道溝　朱家砂包子　于家店　古家屯　泰隆屯　砂嶺子　高家屯　于家屯　前曲家屯　馬厰屯　大高家屯　小尹家屯　後曲家屯　西王家屯　那家屯　前大房子	李家屯　簫家屯　任家屯　焦家屯　劉家屯　佟家屯　北馬家屯　南馬家屯　于家店　崔家屯　姜家窩房　王家屯　大尹家屯　小畢家屯　楊家溝　焦家屯　前堉家屯　大畢家屯　耿家屯　後堉家屯　吳家屯　三個山廟屯　石家屯　張家屯　後大房子	前孫家屯　前宋家屯　後宋家屯　後孫家屯　前王家屯　孫家屯　後王家屯　隋家屯　王家屯　柳家隈子　王家莊子　牟家屯　吳家屯　林家屯　東西王家屯

大連

金州民

貔子窩

碧流河

杏樹房　莊家欧子　火神廟　李家屯　劉家屯　趙家屯　劉家菜園子　大莊家屯

後劉家屯　前小劉家屯　前李家屯　後李家屯　蟲王廟　小莊家屯　霍家屯

林家屯　謝家屯　于家屯　姜家屯　溫家屯　王家屯　大[illegible]家屯

孔家屯　小鄭家屯　呂家屯　宮家屯　塔寺屯　孫家屯　隋家屯

于島子

城子疃

前梁家屯　後梁家屯　鍾家屯　欒家甸子　王家甸子　魯家屯　東郭家屯

大王家店子　小宋家甸子　甸子疃　小傅家屯　城子疃　劉家屯　金廠

小王家店子　官才房　董家屯　西郭家屯　花山屯　柳家屯　背后陰子

小蘆家屯　大蘆家屯　小蕭家屯　大傅家屯　大宋家甸子

唐家房

唐家房　紀家屯　小干家屯　西曲家溝　東曲家溝　鄭家甸子　大郎家屯

大何家溝　石家屯　王洪溝　大王家屯　前干家屯　小佟家屯　上張家溝

高立房　大郭家屯　塔寺廟　劉家山皿　小鄭家屯　李家嶺　田換溝

羅家屯　小紀家溝　金家窩棚　佟家屯　窪子　小郭家屯　宋家爐

崗子　興隆堡　下張家溝　小滕家屯　小王家屯　大滕家屯　干家泒子

前畢家圍子　後畢家圍子

大譚家屯

王家屯　葉家窩棚　光明房　大葉家屯　大譚家屯　姜家溝　小譚家屯

楊家溝　小葉家屯　梨樹嵐子　西張家溝　劉家溝　朝陽庵　裴家屯

李家店　橋頭　冷家屯　干井子　石門塞　小李家屯　崔家溝

鹽家溝　亂石山子　陳家溝　孫家溝　盧家屯　茶樹房　戴家屯

干鋼溝　龍母廟　小晏家屯　大晏家屯　寺雲溝　大高家屯

民政署		
政支署		
出張所		

夾河廟	小楊樹房	小長山島
夾河廟、小顧家屯、長嶺子、上巴家屯、王家店、郭家[illegible]子、王家山咀、下巴家屯、小曲家屯、姜家隈子、北小張家屯、大王家屯、鄭家窪子、南小張家屯、高家屯、杜家屯、小鄭家屯、東張家溝、胡六頭、叢家屯、王家屯、北冷家屯、大于家屯、大張家屯、劉家屯、後背家屯、西道士屯、邱家店、王家庄、小陳家屯、小欒家屯、前背家屯、東道士屯、小朱家屯、大欒家屯、小于家溝、小楊家溝、大徐家屯、趙家爐、小除家屯、田家屯、小鄭家屯、杜家隈子、王家陶子	陶家屯、大冷家屯、大蔣家屯、下廉家屯、鄭家屯、小徐家屯、小李家咀、小何家屯、廟姜家屯、上羅家屯、小楊樹房、東李家溝、大張家屯、大于家屯、下羅家屯、孟家溝、西李家溝、小冷家屯、小房身、楊家窩隆、大楊樹房、後張家屯、韓家店、東小楊樹房、大李家屯、牟家溝、小張家屯、宋家庄、東大張家屯、李家窩隆、馬家溝、小蔣家屯、上廉家屯、東小張家屯、許家店	劉家溝、葫蘆頭子、簸箕溝、唐家嶺、房心、南甸子、黑咀子、沙尖、小砣子、王家屯、英砣南屯、小神廟、羊圈、丁家墳、鹽廠、北梁子、西圈、富家灘、東頭子、楊家屯、英砣子、三官廟、丁家溝、閻家屯、馬家溝、輦子溝、三道溝、西甸子、沙溝子、南屯、唐家溝、李家圈、門後、大旺、鹽臺子、郭家廟、四道溝、楊家溝、大堯溝前海、山西、東唐家溝、海口、孫家溝、大核桃溝、榛子溝、海岱灣、西南山、桃樹房、山後沙尖、五蟒島、佟家溝、二核桃溝、金廠、盧家屯、西溝、老爺廟、蕎麥地、梁家屯、蛺螺砣、蚆蛸島、朱家圈、銀窩、南唐家嶺、姚家溝、大連江、大山後、東甸子、朱家溝、大砣子

大連

金州民

貔子窩

大長山島

街門屯　南井屯　清化宮　老虎洞　四塊石　西山屯　蘆園　鹽廠　高家屯　岳家屯　塞裡島

山[illegible]屯　三官廟　[illegible]家裥口　東海岱灣　山南頭　小泡子　牛節溝　谷家屯　楊家屯　朱家屯

老窩鋪　上馬石　三[illegible]樹　西海岱灣　南路[illegible]子　三盤[illegible]子　丘子溝　楊家屯　曲家屯　李家坡子

東北山屯　戰家屯　葦草溝　鹽臺子　東山屯　蓬子窩　小鹽廠　姜家屯　劉家屯　周家屯

小河口屯　小銀窩　時風匝　大房子　張家溝　東爐屯　鐵匠溝　天后宮　廟下屯　徐家屯　林家屯

山前屯　前沙山子　北溝屯　大鹽廠　大銀窩　西爐屯　叢家屯　南城灘　董家屯　哈仙島

後沙山子　後沙山子　飲牛灣　牛拉山子　小銀窩　拉石溝　李家屯　姜家屯　苗家屯　干家屯

廣鹿島

柳條溝　東金廠　甸子屯　西德源　許家屯　小張家屯　南小[illegible]屯　山後屯　周家屯　土朱子　廟下屯　鄒家屯　西山董家屯　草心島

坡羅江　門後屯　多落坩屯　北海屯　西南岸屯　東爐西屯　高麗城子　羅卜溝屯　鹽廠　西平灘　王家屯　劉家屯　萌董家屯　奶木落堤

大魚皮溝　李家屯　鴨子溝　西北海屯　大南頭子　東爐屯　呼大石屯　西北屯　孫家屯　南[illegible]屯　于家屯　東北溝　牛蹇屯

小魚皮溝　小坡子　潘家溝　西海頭　小南頭子　邱家庄　寺院溝　北岸屯　西廟屯　徐家屯　西海屯　房身屯　孫家屯

二道溝　北樓屯　三官廟　小[illegible]家屯　南山屯　夏家溝　閆家溝　于家屯　碾兒房　洪東子　廟東屯　樓上屯　葫蘆島

三道溝　朱家屯　德源　小呂家屯　衣家屯　南山裡屯　和氣溝　程家屯　袁家屯　大破屯　高[illegible]屯　海帶灣屯　哈仙島

東水門屯　北廟屯　坡子屯　張家屯　劉家屯　南金廠屯　一間房地　北山屯　吳家屯　山東屯　海底屯　瓜皮島　高麗屯

民政署
政支署
出張所

獐子島

李墻子屯	沙泡子	馬家屯	西崖屯	東崖屯	小北溝屯	南窩舖屯
西房身屯	東房心屯	南溝屯	二朝陽洞屯	黄牛圏屯	南洋東溝屯	大板江屯
鴨子石屯	海北礅屯	北船塢屯	馬牛灘屯	馬牙灘海上屯	馬牙灘西崖屯	馬牙灘東崖屯
馬牙灘西邦屯	張家匝子屯	西洋洞屯	杏樹嵐子屯	大扁灘屯	二大灘屯	小道溝屯
大道溝屯	南邦屯	南邦嶺西屯	北伏牛圏屯	南伏牛圏屯	二扁灘屯	大溝灘屯
筏子廠屯	沙港子屯	裡溝屯	南灘屯	太平溝屯	嶺東屯	坡子屯
東砣子屯	東南溝屯	沙牛溝屯	沙紀閣屯	紅根石屯	青魚溝	北船塢屯
後洋屯	山西屯	西大灣屯	海岱灣北溝	王家屯	吳家屯	高力國屯
老虎灘屯	苑家屯	南洋屯	蔡家屯	劉家溝屯	後窩舖屯	前窩舖屯
東邦屯	蕎麥地屯	劉家屯	東苑家屯	蔡家溝	東南頭子屯	韮子溝屯
黄泥椒屯	孫家屯	叢家屯	南洋屯	大泡子	小泡子	後洋屯
老窩舖屯	塔連島	西溝蔡家屯	大耗島	小耗島	大莫頂	

海洋島

鹽廠	小嗎頭	高刀庄	大灘屯	龍口	老龍頭	瑞城屯
蘇家前子	木基屯	大灣子	金家溝	韮子溝	川蹄溝	張流屯
北柞石溝	南柞石溝	亮子溝	南玉屯	西溝屯	老千山	金廠屯
狗子營子	北網口	吊達子	紅石灘	八斗銀子	了虎窩	寬門子
韮菜園子	北溝屯	馬蹄溝	上溝屯	南庄屯	錯魚石	

(C) 管轄區域ノ二（州外）

（大正五年末日調）

警務署名		派出所名	所轄區域
營口警務署	直轄	牛家屯	營口線全部鐵道附屬地　牛家屯
	瓦房店支署	直轄	自州界至王家驛　金鑾店　旭村　王家驛　田家驛
		新市的	瓦房店　同新市街
		得利寺	自王家驛至松樹驛（松樹驛ヲ含マス）　楊家屯　張家屯
		松樹驛	自松樹驛至鬧子驛（鬧子驛ヲ含マス）
		萬家嶺	自鬧子驛至許家屯驛（許家屯驛ヲ含マス）　孫家屯　蓋家屯　西南屯　羅家溝
		熊岳城	自許家屯驛至蓋平驛（蓋平驛ヲ含マス）　正白旗村　杜家ガ村　熊岳城小門外　古家子　蘆家屯
	大石橋支署	直轄	自白旗驛至他山驛（白旗驛ヲ含マス）
		蓋平	自蓋平驛至白旗驛
		海城	自他山驛至南臺驛（他山驛ヲ含マス）
		湯崗子	自南臺驛（南臺驛ヲ含マス）至鞍山站驛（鞍山站驛ヲ含マス）

警務署		派出所	管轄區域
遼陽警務署		直轄	白塔大街ノ大部　佟家大街　東洋街
		遼陽驛	自首山堡下踏切至遼陽驛　車站街　白塔北街竝白塔大街ノ一部
		鞍山站	自鞍山站驛至立山川
		立山	自立山川至首山堡下踏切
		張臺子	自遼陽驛（遼陽驛ヲ含マス）至煙臺（煙臺ヲ含マス）
		煙臺	自煙臺驛至沙河驛
		煙臺炭坑	煙臺炭坑附近
奉天警務署	直轄	直轄	附屬地西塔大街一圓
		奉天驛	本線自奉天驛至渾河驛（渾河驛ヲ含マス）竝新市街北二條街以南ノ內西四條街以西
		新市街	新市街ノ內北二條街以北ノ內西六條街及中央大街以西
		昭德大街	北三條街以北ノ內西六條街及中央大街以東
		瀋陽大街	北二條街以南ノ內西四條街以東
		渾河	自渾河驛至蘇家屯驛（蘇家屯驛ヲ含マス）
		蘇家屯	自蘇家屯驛至沙河驛（沙河驛ヲ含マス）
		撫安	撫安驛

奉天警		
直轄	虎石臺	自奉天驛(奉天驛ヲ含マス)至虎石臺
	新城子	自虎石臺(虎石臺ヲ含マス)至新臺子驛(新臺子驛ヲ含マス)
	陳相屯	自白塔堡至白雲橋
	姚千戸屯	自白雲橋至邊牛堡子
	石橋子	自邊牛堡子至大嶺
撫順支署	直轄	千金寨驛以東舊市街・圓竝大山坑附近
	撫順驛	自撫順驛至古城子新市街ノ一部及劉通子屯・小瓢屯
	新町	新市街ノ一部
	東郷坑	東郷坑及其附近
	老虎臺	老虎臺及同地炭坑用地一圓竝老虎臺驛ヨリ山咀子ヲ經テ撫順ニ至ル
	楊柏堡	楊柏堡坑・同村落
	大山坑	大山坑及其附近
	孤家子	自孤家子驛至蘇家屯
	直轄	自河東街十字街衢衕及河西街炭坑事務所通至桃月町及順山子(但桃月町、順山子ヲ含マス)
	日本橋	自火連寨(火連寨ヲ含マス)至河東街十字街衢衕以北及河西街炭坑事務所通以北

務署	本溪湖支署	桃月町	桃月町、旭町、大和町、明山溝ノ一部、太子河北一部、順山子、太子河驛、自桃月町南方至太子河鐵道線路
		火連寨	自大嶺（大嶺ヲ含マス）至火連寨
		福金	自太子河至福金嶺分水嶺北
		橋頭	自福金嶺、分水嶺北、至金坑（金坑ヲ含マス）
		南坟	自金坑至金家（金家ヲ含マス）
		下馬塘	自金家至連山關（連山關ヲ含マス）
		連山關	自連山關至祁家堡（祁家堡ヲ含マス）
		祁家堡	自祁家堡至草河口（草河口ヲ含マス）
鐵嶺警務署	直轄	直轄	自得勝臺驛至中固驛（但シ中固驛ヲ除ク附屬地全部）開原市街停車場附近一圓
		新臺子	自新城子驛至得勝臺驛（新城子得勝臺ノ兩驛ヲ除ク附屬地全部）
	開原支署	直轄	自中固驛至馬仲河驛（馬仲河驛ヲ除ク附屬地全部）
		孫家街	張興街及南一街ヨリ孫家北街ヲ畫セル東方一圓
		北三街	東一街及興隆街中部ヨリ公園豫定地ヲ含ミテ畫セル北方一圓
		掏鹿大街	公園豫定地ノ兩東及南四街以東
		昌圖	自馬仲河驛至泉頭驛（附屬地全部）

警察署	區分	名稱	管轄區域
		雙廟子	自泉頭驛至四平街驛（四平街驛ヲ除ク附屬地全部）
長春警務署	直轄	直轄	自大屯（大屯ヲ含マス）至長春東二條街以西ノ內橫二街東部ヨリ長春大街ニテ橫二街ニ西二條街ヨリ橫一街ニ屈折セル畫線以南
		東	東二條街以東東五條街迄ノ內橫四街以北鐵道線路以南
		南	東二條街以東東五條街迄ノ內橫四街以南
		北	長春驛ヨリ八里堡ニ至ル鐵道沿線（八里堡ヲ含マス）東二條街以西ノ內直轄ヲ除キタル全部
		東頭道溝	東五條街以東
		東北	東二條街以東鐵道線路以北東五條街以東鐵道線路以南
		大屯	自范家屯（范家屯ヲ含マス）至大屯八里堡ヨリ心開合ニ至ル鐵道沿線
		范家屯	自劉房子（劉房子ヲ含マス）至范家屯
	公主嶺支署	直轄	自西嶺至劉房子公主嶺市街ノ內鐵道線路以北
		鮫島通	公主嶺市街ノ內鐵道線路以南ノ內大島通以西（公園ヲ除ク）
		大島通	公主嶺市街鐵道以南ノ內公園及大島通以東
		郭家店	自十家堡（十家堡ヲ含マス）至西嶺（西嶺ヲ含マス）
	四平街支署	直轄	自四平街至楊木林子（楊木林子ヲ含マス）
		十家堡	自楊木林子至十家堡

安東警務署	
埠頭	鐵道線路以南六道溝鐵道附屬地
江岸	安東新市街鴨綠江岸鐵道線路以北（自江岸一丁目至同五丁目）
安東停車場	停車場附近
七道溝	鐵道線路以北及六道溝ノ內鐵道附屬地以外
沙河鎭	自七道溝（七道溝ノ一部）大沙河子、青龍街
蛤蟆塘	自大沙河子至大沙河鐵橋
五龍背	自大沙河鐵橋至五龍背
湯山城	自五龍背（五龍背ヲ含マス）至高力橋子
高麗門	自高力橋子（高力橋子ヲ含マス）至張家堡子
鳳凰城	鳳凰城驛及自張家堡子（張家堡子ヲ含マス）至二臺子（二臺子ヲ含マス）
四臺子	自二臺子至長山嘴
鷄冠山	自長山嘴（長山嘴ヲ含マス）至鷄冠山隧道
秋木	自鷄冠山隧道至瓦房屯隧道
劉家	自瓦房屯隧道至劉家・通遠堡兩驛中間
通遠堡	自劉家・通遠堡兩驛中間至通遠堡
草河口	草河口驛　自通遠堡（通遠堡ヲ含マス）至草河口

(六)財政　關東都督府の財政に就て其の詳細を記せば左の如し。

▼關東都督府特別會計歳入累年比較

部	科目		大正六年度豫算	大正五年度決算	大正四年度決算	大正三年度決算	大正二年度決算
經常部	租税	地税	一〇八、六三〇円	一〇九、〇〇五円	一〇八、九三五円	一〇八、六三一円	一〇七、〇七〇円
		鹽税	一六一、〇六五	二〇四、三五三	一六七、一三七	一三四、六六四	一二七、〇三四
		船税	—	—	—	三五、〇五九	—
	官業及官有財產收入	通信事業收入	一、四七三、七〇四	一、八八七、〇九三	一、四九〇、八六八	一、三九九、〇〇六	一、二四一、九六六
		監獄事業收入	一三、五七七	一九、九六三	一八、三二五	一三、八〇六	一〇、九三六
		土地家屋貸下料	三一六、二七六	三四六、二五一	三三五、二二九	三一三、八二一	三二三、四六三
	印紙收入		九四、五八一	一三七、三五四	八七、二一三	八二、六一三	七九、六六六
	雜收入	諸免許及手數料	三九	八	二四	六九	三一
		懲罰及沒收金	五四八	四三一	七〇九	四六六	五一六
		授業料	八、五七四	八、一一六	七、五一五	六、三三三	六、〇九一
		雜入	五二、三三六	七〇、〇三八	一五、六一九	一四、四七四	二六、九四三
	合計		二、二二九、三三〇	二、七八二、六一〇	二、三三一、四七三	二、一〇七、八四一	一、九一三、七一六
臨	官有物拂下代		二一、〇五〇	三〇、八一七	一六、七三三	一九、〇一〇	一七、五七六

科目		大正六年度豫算	大正五年度決算	大正四年度決算	大正三年度決算	大正二年度決算
臨時部	競賣地區年賦納金	七,七三四	一五,四三九	一五,〇六六	二〇,七三九	四五六,三九六
	前年度繰入金	四七九,七一八	一,四四四,四五八	一,三七三,一九六	一,一〇九,五〇三	八〇三,二六七
	補充金	二,〇〇七,〇〇〇	二,〇〇七,〇〇〇	一,九三七,〇〇〇	二,二三三,〇〇〇	二,三四七,八〇〇
	合計	二,五一五,五〇二	八,四九七,七一四	三,三四一,九八五	三,三八二,二五二	三,六二五,〇三九
總計		四,七四四,八三二	六,二八〇,三三四	五,五六三,四五八	五,四九〇,〇九三	五,五三八,七五五

▲關東都督府特別會計歲出累年比較

科目		大正六年度豫算	大正五年度決算	大正四年度決算	大正三年度決算	大正二年度決算
經（關東都督府）	俸給	二四三,一二七円	二四〇,四七三円	二三九,二〇四円	二三七,六八六円	二三一,八〇三円
	廳費	六一,四一一	五八,六〇二	五七,三〇七	六〇,二〇六	六一,三三七
	修繕費	二〇,八八〇	二一,三三九	二〇,八四三	二四,六九五	二四,六九五
	旅費	四三,三五七	四一,六三二	四〇,五八六	三七,六三〇	四一,五五三
	雜給及旅費	一三三,一二〇	一一九,八三三	一一六,〇四三	一一九,〇六六	一二三,三二三
	裁判及登記諸費	七一〇	九一八	七二一	九〇九	八三二
	機密費	六〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇
	計	五五〇,六〇五	五四二,七七六	五三四,七〇四	五四〇,一八三	五四三,四四〇
	俸給	四八,三六六	四六,六三七	四六,〇六三	四三,八七七	四四,六六〇

常

裁判及監獄費	廳費	六、八二九	六、三〇一	五、九四七	六、三七三	六、四四四
	修繕費	六、〇三〇	六、〇一六	六、〇〇四	六、五八三	六、五八九
	旅費	二、三七七	二、四四六	二、三六六	二、四八五	三、〇六六
	雜給及雜費	四八、九八四	四八、四二九	四七、九八四	四七、一九八	四七、六六一
	裁判及登記諸費	二、一七八	二、一六八	二、一六七	二、一四三	一、九八五
	在監人費	二六、四五九	二三、五五七	二五、九四八	二三、〇五四	二五、二九二
	計	一四一、二二三	一三五、五五四	一三六、四七九	一三一、七一三	一三五、六九七
警察費	俸給	一一二、八七九	一〇九、一九二	一〇九、〇一八	一〇七、八九三	一〇六、五五六
	廳費	七四、五八七	六六、八三七	六一、六九五	六三、八〇三	六一、五九六
	修繕費	二八、一〇五	二七、八〇九	二六、八二九	二九、四三二	二七、二四一
	旅費	一〇七、四七七	一〇一、五九三	八七、九三五	九五、八五六	八五、四三〇
	雜給及雜費	五九六、〇二三	五五九、九〇四	五〇八、九七二	五一六、〇二〇	四六八、六四六
	計	九一九、〇七一	八六五、三三五	七九四、四四九	八一三、〇〇三	七四九、四六九
教育費	俸給	二五七、三三二	二四一、八三〇	二三一、四六二	二三八、九一〇	二二三、七〇七
	廳費	九六、八〇八	九五、〇五五	九六、二四〇	九六、四二九	九八、八八二
	修繕費	九、一一〇	一〇、三五六	九、〇七二	九、二六二	九、二〇七
	旅費	七、九七三	八、二八九	七、八〇二	九、〇一四	七、六三〇
	雜給及雜費	七九、三〇一	七六、八六六	七五、五九四	七三、九二〇	七一、一一九

部					
計	四五〇、五二四	四三二、三九六	四二〇、一七〇	四一七、五三五	四〇〇、五四五
遞信費　俸給	三〇二、八一七	二九八、七四一	二九九、五九九	二九八、八一四	三〇三、九五〇
遞信費　修繕費	二二、三〇五	三三、三四三	二二、三〇三	二六、三三四	三一、八七五
遞信費　旅費	二三、七三三	二二、六九七	二七、二四八	三二、〇四一	三三、九九九
遞信費　遞信事業費	八八六、四二五	七三〇、三二一	六九七、九三六	六九四、五九一	六七八、一一八
遞信費　計	一、二三五、二八〇	一、〇七五、〇九二	一、〇四七、〇八六	一、〇五一、七七〇	一、〇四七、九四三
海務局　俸給	二六、五八五	二六、四〇三	二六、四二九	二六、三〇七	二五、五三七
海務局　廳費	一七、一一三	一三、三四八	一三、三九三	一五、八六三	一五、五六四
海務局　修繕費	二、七五〇	二、四五五	二、三三八	二、三八〇	二、一一一
海務局　旅費	一、二五六	一、〇五九	一、一一九	一、三一九	一、〇九五
海務局　雜給及雜費	三〇、二二六	二八、四六七	二七、〇四三	二八、三四八	二七、七二八
海務局　船舶檢査及審判費	五四〇	三	—	—	—
海務局　海港檢疫費	一、八〇〇	七、一八三	一、七三〇	九六三	四七三
海務局　計	八〇、二六九	七八、九一八	七〇、九五二	七五、一七九	七二、五〇八
諸支出金	二二、〇二三	一八、三〇七	二一、一三七	一八、八九四	二一、七四五
豫備金	一二〇、〇〇〇	—	—	—	—
合計	三、五一八、九九五	三、一四八、三七八	三、〇二四、九七七	三、〇四八、二七六	二、九七一、三四六

臨時 事業費					
俸給	三四、三四二	三三、九八六	三三、九〇一	三三、一三六	三九、八八三
廳費	五、九八九	五、九四七	五、九一三	五、八四一	六、六二三
旅費	三、七四六	五、〇四六	七、三七二	七、九九三	七、七二三
雜給及雜費	二九、一八四	二七、八一六	二八、八一八	二七、八九四	二八、八〇五
電信電話營繕費	一四七、七二四	八九、二五六	九一、三五〇	七八、七三七	五九、二四七
大連上水擴張費	二八〇、〇〇〇	三二〇、五四六	一六六、〇九四	二三一、一〇四	—
道路橋梁下水費	—	—	六〇、八〇一	三八、八三三	—
大連下水工事費	—	—	—	一三、四二〇	三九、四一一
大連道路築造費	—	—	—	七、四八八	四一、八七八
旅順道路橋梁下水築造費	—	—	—	二、九〇三	四五、四四一
通信管理局局舍新營費	七五、三七四	三五、六二三	七二、五四一	—	—
大連高等女學校校舍新營費	九四、三四四	三九、一八二	—	—	—
新營費	三八二、〇七一	二五八、一一四	三〇四、四五四	三〇四、四七九	三九二、八四三
修繕費	三八、一〇九	三七、〇七〇	二三、六四二	三〇、七七七	二八、五五六
測量及調査費	三、〇〇〇	二、八三二	二、九九八	二、九三九	三、九二七
土地整理費	四七、〇〇〇	四六、九八五	—	—	—
計	一、一四〇、七八三	九〇二、四〇三	七九七、八八三	七八五、五四三	六九四、三四六
俸給	三三、一七六	二八、六四六	二一、五五七		

部					
土地調査費 廳費	一一、三〇〇	九、二六一	九、〇六七		
旅費	二一、〇一〇	二九、〇六三	二三、九三二	四四、七一三	—
雜給及雜費	三四、五一四	三八、四二三	三四、七〇四		
計	一〇〇、〇〇〇	一〇五、三九二	八九、二六〇		
競賣地區整理費	—	—	—	—	四四〇、一六九
產業調査費	一〇、〇〇〇	九、八八四	九、九四八	五、三四八	—
地方費補足	一五〇、〇〇〇	—	一九〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
大禮施設費	—	—	六、八五六	—	—
清國事件費	—	—	—	—	六二、八六八
猩紅熱防遏費	—	一七、九一〇	—	—	—
臨時安奉線警備費	—	—	—	—	六〇、五二三
電信、電話、風水害復舊費	—	—	—	三三、〇二〇	—
臨時遞送費	—	二四、〇三六	—	—	—
傳染病豫防費	一六、七四〇	—	—	—	—
合計	一、四一七、五三三	一、〇五九、六一五	一、〇九三、九四七	一、〇六八、六三三	一、四五七、九〇六
總計	四、九三六、五一八	四、二〇八、〇〇三	四、一一八、九二四	四、一一六、八九九	四、四二九、二五三

▼關東州地方費收入累年比較

科目		大正六年度豫算	大正五年度決算	大正四年度決算	大正三年度決算	大正二年度決算
經常部	營業稅	一八七、八六三円	一九〇、八九〇円	一七一、一八三円	一六六、六四九円	一七〇、五一二円
	雜種稅	一八七、五九六	一八四、四四四	一八一、七八四	一三二、五〇五	一三三、一七三
	電氣收入	一一二、三八五	一〇一、五六〇	九〇、九四〇	九六、五四四	一〇二、七四九
	水道收入	二五九、九四五	二六三、四九三	二二三、四一七	二二五、二五一	二三八、七五五
	醫院收入	三四、三三三	四一、九一七	三二、七九七	三六、四〇五	三九、一〇七
	婦人病院收入	—	—	一二、四二一	一二、二八三	一四、八八八
	營造物貸下料	二〇、七九六	二一、二八〇	二〇、七九七	一八、八一五	一八、七四三
	取引所收入	八、七五三	一一、八四七	七、三九五	五、八八八	五、一一三
	屠獸所收入	二七、三四八	二七、九三四	二七、〇四二	二一、六六〇	二一、九七八
	火葬場收入	四、九〇〇	五、三二一	四、三七一	四、二四七	三、三六三
	記念品陳列所收入	一、〇一五	五六一	七五六	八四四	九九四
	授業料	三、五二一	三、一四〇	八、八三九	一六、一六九	一三、七二〇
	特許料	一、八六二、六五三	二、五九三、五四一	二、二八八、八五六	二〇四、八五五	一三二、六三〇
	免許及手數料	九、五九八	九、三一四	九、三五一	八、六〇〇	七、七五六
	硫酸工場收入	一三八、二六九	—	—	—	—

科目		大正六年度豫算	大正五年度決算	大正四年度決算	大正三年度決算	大正二年度決算
	雜入	一七、〇〇〇	四五、一九六	二五、四二〇	二〇、〇六三	一六、四一二
	合計	二、八六五、九六五	三、五〇〇、四三八	三、一〇五、三六九	九七〇、七七七	九〇八、五一三
臨時部	拂下代	七、八五〇	一三、二九〇	九、七八二	八、〇二五	七、四四三
	寄附金	—	—	四、〇〇〇	八五、五九五	二、四三五
	國庫補助金	—	—	一九〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
	前年度剩餘金繰入	七〇、六〇一	一、八九九、八一五	四〇三、三九四	二〇八、九一七	一一八、五八二
	合計	七八、四五一	一、九一三、一〇五	六〇七、一七六	五〇二、五三七	三二七、四六〇
總計		二、九四四、四一六	五、四一三、五四三	三、七一二、五四五	一、四七三、三一四	一、二三五、九七三

▲關東州地方費支出累年比較

科目		大正六年度豫算	大正五年度決算	大正四年度決算	大正三年度決算	大正二年度決算
經常部	會村事務費	一、六九二円	一、六八二円	一、六九〇円	一、六九二円	一、六八九円
教育	小學校費	三一、七一一	三四、七六六	四九、一九六	四九、六二八	四八、二三五
	高等女學校費	—	—	—	九、九五五	—
	公學堂費	三一、三八二	二九、六八一	三三、一四〇	三四、六四〇	三三、〇九二
	高等學堂費	三〇、二七五	一六、五二五	—	—	—

常						
費	獎學費	一、一八〇	三、九三一	—	—	—
	計	九四、五四八	八四、九〇三	八二、三三六	九四、二三三	八一、三二七
勸業費	農事試驗場費	一七、三二八	一四、〇四七	一二、三一七	一二、七七五	一三、〇五三
	水產試驗場費	一七、五二三	一六、〇三七	一六、五六一	一五、八四八	一五、八五四
	林業費	四九、八九七	四七、〇八三	三八、七五二	二七、四四五	三三、九一七
	取引所費	五〇、九四四	四六、九八三	二七、二五八	一六、三一九	一五、〇一七
	種畜場費	三、六五六	三、五一一	—	—	—
	物產陳列所費	一一、九一八	九、四八〇	—	—	—
	勸業調查費	四二、九四〇	四五、五六七	—	—	—
	硫酸工場費	九五、三八〇	一〇、九四一	—	—	—
	計	二八九、五八六	一九三、六四九	九四、八八八	七二、三八七	七七、八四一
衛生費	醫院費	七六、五八四	七六、六九四	七三、七〇七	七六、八六九	八二、三二八
	公醫費	一四、〇八九	一二、四八五	一〇、三八七	九、六一五	七、四〇七
	癩病院費	三三、〇九七	四八、九六九	三〇、八三五	二八、〇〇二	二一、七五一
	種痘費	一、九九五	三、三五四	四三五	三、六〇三	二、二〇八
	婦人醫院費	二八、九九九	二八、一七四	二六、〇六六	二七、一一二	二七、六一〇
	傳染病豫防費	三二、二四二	三一、二四五	三一、七一七	四九三	八五一
	清潔法施行費	一〇〇	六三	一一四	一六〇	一三三

部 費 獸疫豫防費	一、九六四	九、三六九	一、九五五	四、一六九	六、一二三
藥品試驗手數料	七〇〇	三三四	一四四	二五〇	一七〇
水質試驗費	—	—	二二九	—	—
計	一八九、七七〇	二一〇、七七七	一七五、五八九	一五〇、二七二	一四八、四五九
營造物費	三五、二八一	三一、九八七	二五、〇二三	二五、四四〇	二五、六六三
救育費	五〇〇	五四	一、〇八五	一、九五三	一、九四八
消防費	一九、七五七	一七、三三〇	一九、四六七	一五、一一六	一五、四七〇
作業所費	二三四、〇一八	二一五、四八八	一八五、〇九〇	一七四、五九八	一九二、六二四
道路橋梁下水維持費	一〇八、九二九	一〇九、五四四	九二、〇七四	九〇、五五七	九一、四五一
地方費取扱費	一七、三四二	一七、四九七	一五、六三〇	一三、八一五	一四、三四三
諸支出金	七六七	六二九	六四五	一一、五一〇	一、九五九
豫備費	九〇、〇〇〇	—	—	—	—
合計	一、〇八二、一九〇	八八三、五三〇	六九三、五一六	六五一、五六三	六五二、三七三
臨 營繕及土木費 監督諸費	四一、五六二	四〇、三七七	一一、〇七八	八、二三三	五、八〇四
營繕費	八四四、三五七	一、一〇九、八二三	三六五、一〇五	七四、三七二	七一、四〇九
土木費	三一五、二五二	三九五、二二六	一〇七、九三八	一〇五、九一五	一〇五、七九〇
計	一、二〇一、一七一	一、五四五、四二六	四八四、一二一	一八八、五二〇	一八三、〇〇三
硫酸工場建設費	—	二二五、三九[illegible]	—	—	—

臨時部					
博覽會出品費	九〇五	九、六〇一	一七、一二五	八、七〇八	一四、五九八
臺灣勸業共進會出品費	—	—	一、六七四	—	—
上水協議會費	三、一三八	—	—	—	—
鑛床調査費	八、三五〇	一一、六〇一	二、九九〇	—	—
中立地帶調査費	—	—	—	—	二九六
産業奬勵費	四三八、六一九	四三八、〇二一	二〇九、九六四	一六三、六二九	一五二、〇三四
補助費	二〇〇、六六〇	四一、七四五	三八三、六〇〇	三四、一一〇	二三、七八〇
測量調査費	九、三八三	七、五二九	五、一三三	九九七	九七三
農村經營費	—	—	—	五〇六	—
水害復舊費	—	—	—	二、八八四	—
産業調査費	—	—	一四、六〇八	—	—
合計	一、八六二、二二六	二、二六九、三一六	一、一一九、二一五	四一八、三五四	三七四、六八四
總計	二、九四四、四一六	三、一五二、八四六	一、八一三、七三一	一、〇六九、九一七	一、〇二七、〇五六

尙ほ大正七年度の豫算に就て記せば歲入の主なるものは經常部に於て租稅の二十七萬二千四百七十五圓、官業收益及び官有財產より得る收入三百二萬二千二百四十圓、雜收入五萬五千六百五十三圓、臨時部に於て官有物の拂下代二萬五千七

百十八圓前年度の繰入金百萬四千九十圓補充金二百七十萬圓にして歳入の總計三百三萬六千八百八圓となるなり。

次に、歳出の主なるものを見るに經常部にありては都督府六十萬二千七圓裁判及び監獄費十四萬二千二十八圓警察費百六萬六千七百九十七圓敎育費五十四萬百三十八圓遞信費百三十六萬六千六百八十圓海務費七萬五千四百三十八圓諸支出二萬二千二十三圓豫備金十二萬圓なり。

次に歳出の臨時部に在りては事業費の百七十五萬七千七百二十四圓を最大として土地調査費の二十三萬六千九百十八圓傳染病豫防費二萬四千五百五十二圓官吏臨時增給五十九萬七千百八十六圓等にして總計二百六十一萬六千三百八十圓とす、就中歳出臨時部の主なるものは事業費中にては民間各事業の補助金にして氷糖製造に五萬四千圓高粱酒釀造に七千五百圓曹達製造に五萬圓海運業に六萬八千百五十圓製紙業に六千五百圓商業會議所に一千圓粉條子製造業に三千六百圓骨膠製造に六千五百圓柳行李に一千五百圓等にして前年に比すれば補助金の下附は大に面目を異にせり。

(七)司法制度　明治三十九年九月都督府官制の實施と共に關東都督府法院令は勅令を以つて發布され、地方法院、高等法院の二を旅順に置き、關東都督に隷して民刑の裁判を掌らしむ。地方法院は大連及び金州に出張所を設け、高等法院は終審として地方法院の裁判に對する控訴を覆審す。各法院には判官及び檢察官を置き始審裁判は判官一人にして終審裁判は判官三人の合議を以つて決す。判官及び檢察官は裁判所構成法により判事又は檢事たる資格を有するものの中より任用し、訴訟手續に關しては民刑事審理規則により、刑事は關東州刑罰令によりたるも主として帝國刑法を適用せり。又、登記、公證、及び確定日附は當事者の便利を圖りて之れを取扱へたり。然るに明治四十年十月大連及び金州に於ける地方法院出張所を廢止せり。越えて四十一年九月勅令第二百十二號を以て關東州裁判令發布せらる次いで四十三年勅令百十一號及び大正二年勅令第二百六十四號を以つて改正されたり、卽ち是れ現行法制にして左の如し。

第一條　關東州ニ於テハ關東都督府法院及關東都督府民政署長ヲシテ民事刑事ノ裁判ヲ掌ラシム。

關東都督ハ必要ト認ムルトキハ民政支署長ヲシテ民政署長ニ屬スル裁判事務ヲ掌ラシムルコトヲ得。

第二條　法院ハ關東都督ノ直屬トス。法院ヲ分チテ地方法院及高等法院トス。

第三條　關東都督府民政署長ハ左ノ民事刑事ニ付始審ノ裁判ヲ爲ス。

一、二百圓ヲ超過セサル金額又ハ價格二百圓ヲ超過セサル物ニ關スル件。

二、支那人ノ外ニ關係者ナキ前號以外ノ民事事件。

三、拘留又ハ科料ノ刑ニ該ルヘキ罪。

四、一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ノ刑ニ該ルヘキ行政諸規則違反ノ罪、

五、裁判所構成法第十六條ノ一第一項第二號以下ニ掲ケタル支那人ノ罪。

前項ノ外、民政署長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ裁判事務ヲ取扱フ。

第四條　民政署長又ハ民政支署長事故アルトキハ上席ノ官吏其ノ職務ヲ代理ス。

第五條　地方法院ハ第三條以外ノ民事刑事ニ付始審ノ裁判ヲナス。

前項ノ外地方法院ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ裁判事務ヲ取扱フ。

第六條　高等法院ハ終審トシテ地方法院又ハ民政署長若ハ民政支署長ノ裁判ニ對スル上訴ニ付審ヲナス。

第七條　各法院ヲ通シテ高等判官專任六人ヲ置ク。

判官ハ奏任トス但シ高等法院タル判官ハ之レヲ勅任トナスコトヲ得。

第八條　各法院ニ院長ヲ置ク上級判官ヲ以ツテ之レニ充ツ。

院長ハ院內一般ノ事務ヲ指揮シ其ノ行政事務ヲ監督ス。

高等法院ノ院長ハ地方法院ノ行政事務及民政署長ノ司法行政事務ヲ監督ス。

院長事故アルトキハ次級判官其ノ職務ヲ代理ス、

第九條　地方法院ハ判官單獨ニ審理裁判ス。

第十條　高等法院ハ判官三人ノ合議ヲ以ツテ審理裁判シ上級判官ヲ其ノ裁判長トス。

第十一條　各法院ヲ通シテ檢察官專任二人ヲ置ク。

檢察官ハ奏任トス司法警察官ヲ指揮監督シ刑事訴追ヲナシ其ノ裁判ノ執行ヲ

指揮監督ス。

高等法院ノ檢察官ハ地方法院ノ檢察官及民政署又ハ民政支署ニ於テ檢察事務ヲ行フモノヲ指揮監督ス。

地方法院ニ於テハ警視又ハ警部ヲシテ檢察官ノ事務ヲ執ラシムルコトヲ得。

第十二條　各法院ヲ通シテ通譯官專任一人通譯生專任二人ヲ置ク。

通譯官ハ奏任、通譯生ハ判任トス通辯翻譯ニ從事ス。

第十三條　各法院ヲ通シテ書記專任七人ヲ置ク。

書記ハ判任トス、民事刑事ノ審理ニ關スル準備ヲナシ調書ヲ作リ及一切ノ訴訟記錄ヲ整理保存ス。

書記ハ前項ノ外、上官ノ指揮ヲ承ケ法院ニ於ケル諸般ノ事務ニ從事ス。

尚ほ關東州裁判事務に關しては明治四十一年九月勅令第二百十三號を以つて發布され、四十二年勅令第百十五號及び四十三年勅令第三百五十號を以つて改正されたり、卽ち現行の關東州裁判事務取扱令は左の如し。

第一條　民事刑事及非訴事件ニ關スル事項ハ左ノ法令ニヨル。

一、法令
一、民法
一、明治三十五年法律第五十號
一、明治三十七年法律第十七號
一、明治三十五年法律第四十號
一、明治三十三年法律第五十一號
一、供託法
一、明治三十二年法律第五十號
一、明治三十三年法律第十三號
一、明治三十三年勅令第四百九號
一、商法
一、明治二十三年法律第三十二號商法
一、明治三十三年法律第十七號
一、明治三十二年勅令第二百七十一號

一、工場抵當法
一、保險業法
一、刑法
一、刑法施行法
一、爆發物取締罰則
一、通貨及證券模造取締法
一、軍機保護法
一、海底電信線保護萬國聯合條約罰則
一、明治二十二年法律第三十四號
一、明治二十三年法律第百一號
一、明治三十八年法律第五十一號
一、明治三十八年法律第六十六號
一、印紙犯罪處罰法
一、民事訴訟法

一、家資分散法
一、人事訴訟手續法
一、競賣法
一、刑事訴訟法
一、普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交涉ノ件處分法
一、外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法
一、逃亡犯罪人引渡條例
一、外國艦船乘組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法
一、不動產登記法
一、明治三十九年法律第五十五號
一、非訟事件手續法

第二條　支那人ノ外ニ關係者ナキ民事ニ關スル事項ハ當分ノ內從前ノ慣例ニ依ル但シ人事訴訟手續法ヲ除クノ外手續ニ關スルモノハ此限ニ在ラス。

第三條　土地ニ關スル權利ニ付テハ當分ノ內從前ノ慣例ニヨル。

第四條　土地ニ關スル權利ニ付テハ當分ノ內登記ヲナサス。
第五條　刑法第一編第四章ハ當分ノ內支那人ニ之ヲ適用セス。
第六條　第一條ニ揭ケタル法令中主務大臣ノ職務ハ民事訴訟法第百五十二條ノ場合ヲ除ク外、關東都督、市町村長ノ職務ハ關東都督府民政署長又ハ民政支署長之ヲ行フ。
第七條　外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法中區裁判所ノ職務ハ地方法院之ヲ行フ。
第八條　競賣法中區裁判所ノ職務ハ民政署長之ヲ行フ。
第九條　證書ノ確定日附ニ付テハ民法施行法第四條及第五條ノ規定ニ依ル。
第十條　本令ニ定ムルモノノ外必要ナル規定ハ關東都督之ヲ定ム。
第十一條　法院ニ繫屬シタル事件ハ法院ノ事物ノ管轄ニ屬セサル場合ト雖管轄事件トシテ之ヲ裁判スヘシ。
第十二條　開廷ニ關シテハ裁判所構成法第百三條乃至第百十三條ノ規定ニ依ル。
第十三條　忌避及回避ニ關スル規定ハ之ヲ適用セス但シ民事訴訟法第三十二條又ハ刑事訴訟法第四十條ノ規定ニヨリ除斥セラルヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス。

第十四條　法院ハ民政署長ニ訴訟ノ送達、證據調及令狀ノ執行ヲ囑託スルコトヲ得。

民政署長ハ互ニ訴訟書類ノ送達、證據調、令狀及刑ノ執行並民事裁判ノ執行ヲ囑託スルコトヲ得。

前二項ノ場合ニ於ケル費用ハ囑託ヲ受ケタル民政署ノ支辨トス。

第十五條　法院又ハ裁判長カ職權ヲ以テ辯護士ヲ訴訟承繼人、訴訟代理人又ハ辯護人ニ選定シ又ハ選任スヘキ場合ニ於テハ辯護士ニ非サル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得。

第十六條　檢事及書記ノ職務ハ民政署又ハ民政支署ニ於テハ其ノ所屬官吏ヲシテ之ヲ行ハシム。

第十七條　民事訴訟手續ハ高等法院ニ於テハ民事訴訟法中控訴裁判所ニ關スル規定ニ依リ地方法院ニ於テハ同法中地方裁判所ニ關スル規定ニ依リ民政署ニ於テハ同法第三百八十一條ノ規定ヲ除クノ外區裁判所ニ關スル規定ニ依ル但シ裁判所構成法中區裁判所ニ屬セシメタル事件ヲ地方法院ニ於テ取扱フ場合

ニハ民事訴訟法中區裁判所ニ關スル規定ニ依ル。

第十八條 辯護士ノアルトキト雖當事者ハ法院又ハ民政署長ノ許可ヲ得テ訴訟能力者ヲ以テ代理人トナスコトヲ得。

前項ノ許可ハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得。

第十九條 費用額確定ノ申請アリタル場合ニ於テ未タ判決ノ送達ナク且判決正本ノ作成ヲ遲延セシムル虞ナキトキハ費用額確定ノ決定ヲ判決及其ノ正本ニ附記スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ費用額ノ決定ニ付正本ノ作成及送達ノ手續ヲ爲サス申請人及相手方ニ確定シタル額ヲ通知シ且相手方ニ費用計算書ヲ送付スヘシ費用額確定ノ申請ハ其ノ一部ヲ採用セサルトキハ前項ノ例ニ依ルコトヲ得ス。

當事者カ判決ノ言渡前ニ費用計算書ヲ差出シタルトキハ費用額確定ノ申請ヲナスコトヲ要セス此ノ場合ニ於テハ職權ヲ以テ相手方ニ付與スヘキ計算書ノ謄本ヲ作成スヘシ。

第二十條 送達ハ之ヲ受クヘキ人ハ假住所ニ於テ出會ハサルトキハ假住所ノ主

人又ハ成長シタル同居ノ親族若ハ雇人ニ之ヲ爲スコトヲ得。

第二十一條　書記ノ職務ヲ行フ者其ノ所屬廳內ニ於テ送達ヲ受クヘキ者ニ書類ヲ交付シ受取證ヲ差出サシメタルトキハ送達アリタルト同一ノ效力ヲ生ス。

第二十二條　期日ノ變更又ハ期間ノ伸長ハ當事者合意ノ場合ニ於テモ顯著ナル理由アルニ非サレハ之ヲ許サス。

第二十三條　訴訟關係人カ期日ニ出頭スヘキ旨ヲ記載シタル書面ヲ差出シタルトキハ期日呼出アリタルト同一ノ效力ヲ生ス。

第二十四條　合意上ノ訴訟手續ノ休止ハ申立ニヨリ顯著ナル理由アルトキニ限リ之ヲ許ス其ノ申立ハ書面ヲ以テ之ヲナスコトヲ要ス。

前項ノ申立ニ付テハ民事訴訟法第百七十一條第二項及第四項ノ規定ニ依ル合意上ノ休止ノ場合ニ於テ三月內ニ口頭辯論ノ期日指定ノ申立ヲナササルトキハ本訴及反訴ヲ取下ケタルモノト看做ス再度以上ノ休止ニシテ前後ヲ通算シテ三月ヲ超ユルトキ亦同シ。

第二十五條　天災其ノ他避クヘカラサル事變ニ因ル場合ヲ除クノ外口頭辯論期

日ニ當事者双方出頭セサルトキハ本訴及反訴ヲ取下ケタルモノト看做ス。

第二十六條　民事訴訟法第百九十四條第一項ノ期間ハ之ヲ十四日トス。

第二十七條　口頭辯論ハ書面ヲ以テ之ヲ準備スルコトヲ要セス。

第二十八條　民政署長ハ口頭辯論ノ前後ヲ問ハス事件ノ關係ヲ明瞭ナラシムルタメ訴狀又ハ準備書面ニ基キ必要ナル處分ヲナスコトヲ得。

第二十九條　訴ハ何時ニテモ之ヲ取下クルコトヲ得但シ反訴アリタルトキハ被告ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス。

第三十條　訴ノ取下アリタルトキハ反訴ハ其ノ效力ヲ失フ但シ被告カ反訴ヲ繼續セシムル意思ヲ表示シテ取下ニ同意シタルトキハ此ノ限ニ在ラス。

第三十一條　反訴ハ其ノ目的カ本訴ノ目的又ハ防禦ノ方法ト法律上牽連スルニ非サレハ之ヲ提起スルコトヲ得ス。

第三十二條　當事者カ重大ナル過失ニ因リ又ハ訴訟ノ完結ヲ遲延セシムル意思ヲ以テ時機ニ後レテ提出シタル攻擊又ハ防禦ノ方法カ訴訟ノ完結ヲ遲延セシムルモノナルトキハ法院ハ申立ニヨリ又ハ職權ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得。

前項ノ規定ハ證據方法及證據抗辯ノ提出ニ付之ヲ準用ス。

第三十三條　民政署長ハ口頭辯論ニ於テ爲シタル當事者ノ申立及陳述ニ付必要ト認メタルモノニ限リ調書ニ記載シテ之ヲ明確ニスヘシ。

第三十四條　民事訴訟法第二百二十一條ノ場合ニ於テ和解調ヒタルトキハ其ノ和解ニ就テハ民事爭訟調定ニ關スル規定ヲ準用ス。

第三十五條　民事訴訟法第二百五十五條ノ故障申立ノ期間ハ七日トス。闕席判決ヲナストキハ其ノ判決ニ對シ故障ヲ爲シ得ヘキコト及其ノ期間ヲ主文ニ附記スヘシ。

第三十六條　判決ニ於テ作爲ノ履行ヲ命スル場合ニ於テハ原告ノ申立ニ因リ一定ノ期間内ニ履行ヲ爲サヽルトキハ賠償金ヲ支拂フヘキ旨ヲ言渡スコトヲ得

第三十七條　判決ハ職權ヲ以テ之ヲ送達ス。判決ノ送達ハ其ノ正本ヲ交付シテ之ヲ爲ス。

第三十八條　再度ノ闕席判決ニ對シテハ故障ヲ申立ツルコトヲ得ス。

第三十九條　關東州裁判令第三條第二號ニ掲ケタル民事裁判ノ手續ニ關シテハ

民事訴訟法第二百六十六條乃至第二百七十二條ノ規定ニ依ル。
前項ノ場合ニ於テ民政署長必要ト認ムルトキハ所屬官吏ヲシテ準備手續ヲナサシムルコトヲ得。
第四十條　民政署長ハ所屬官吏ヲシテ證據調ヲナサシムルコトヲ得。
第四十一條　前二條ニ依リ準備手續又ハ證據調ヲ命セラレタル者ハ受命判事ト同一ノ權ヲ有ス但シ罰金及費用賠償ノ言渡ヲナシ又ハ宣誓ヲ爲サシムルコトヲ得ス。
前二條ノ場合ニ於テハ書記ノ立會ヲ要セス。
第四十二條　證據調ノ申請及其ノ決定ハ口頭辯論前ト雖之ヲ爲スコトヲ得。
第四十三條　證據決定中、一部ノ證據調ニ依リ結果ヲ得タルトキハ他ノ證據調ヲ省略スル決定ヲ爲スコトヲ得。
第四十四條　受命判官又ハ受託判官ハ檢證ノ場合ニ於テ職權ヲ以テ又ハ申立ニ因リ法院ノ決定ヲ俟タス檢證事項ニ關シ證人ヲ訊問シ又ハ鑑定ヲ命スルコトヲ得。

第四十五條　證人ノ呼出狀ニハ訊問事項ヲ表示スルコトヲ要セス。

第四十六條　證人及鑑定人ハ之ヲ忌避スルコトヲ得ス。

第四十七條　證人鑑定人又ハ通事僞證ノ罪ヲ犯シタルモノト思料シタルトキハ法院又ハ民政署長ハ勾引狀ヲ發シ豫審判官ニ送致シ又ハ直ニ裁判ヲ爲スコトヲ得。

第四十八條　民政署長囑託ニ因リ證據調ヲナス場合ニ於テハ受託判事ト同一ノ權ヲ有ス。

第四十九條　證據保全ノ申立ハ訴ノ提起前ニ於テハ訊問ヲ受クヘキ者ノ居所又ハ檢證スヘキ者ノ所在地ヲ管轄スル民政署長ニ之ヲ爲スコトヲ得。

第五十條　支拂命令ハ職權ヲ以テ之ヲ債務者ニ送達スヘシ。

第五十一條　督促手續ニ關スル規定ハ當事者ノ雙方又ハ一方カ支那人ナル場合ニハ當分ノ内之ヲ適用セス。

第五十二條　控訴期間ハ十四日トス。

第五十三條　判決言渡ノ際當事者双方在廷シタル場合ニ限リ控訴期間ハ其ノ言渡ヨリ之ヲ起算ス。

前項ノ場合ニ於テ控訴期間ハ判決言渡ノ際之ヲ當事者ニ告知スヘシ。

本條ノ場合ニ於テハ判決ハ申立ニ因リ之ヲ送達ス。

第五十四條 判決言渡ノ際當事者双方在廷シタル場合ニ於テ其ノ言渡後當事者双方カ控訴ノ抛棄ヲナシタルトキハ控訴期間内ト雖其ノ判決確定ス此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ調書ニ記載スヘシ。

第五十五條 民事訴訟法第四百二十二條ノ場合ニ於テ當事者合意ノ申立アルトキハ高等法院ハ直ニ本案ノ辯論及裁判ヲ爲スコトヲ得。

第五十六條 控訴ノ提起ハ訴狀ヲ原判決ヲ爲シタル法院又ハ民政署長ニ差出シテ之ヲ爲ス。

控訴ノ提起アリタルトキハ書記ノ職務ヲ行フ者ハ七日内ニ訴訟記錄ト共ニ控訴狀ヲ高等法院ニ送付スヘシ。

第五十七條 執行裁判所ノ職務ハ民政署長之ヲ行フ。

第五十八條 民事訴訟法第五百十四條第二項ノ訴ハ地方法院之ヲ管轄ス。

第五十九條 民事訴訟法第五百四十九條、第五百六十一條第三項及第六百三十五

條ノ訴ハ民政署長ノ管轄ニ屬セサルモノナルトキハ地方法院之ヲ管轄ス。

第六十條　第十九條ノ規定ニ從ヒ判決ニ附記シタル訴訟費用確定決定ニ依ル強制執行ハ執行力アル判決正本ニ基キ之ヲ爲ス。

第六十一條　假差押ノ申請ニ關スル裁判ハ本案ノ管轄法院若ハ民政署長又ハ假差押ノ目的物ノ所在地ヲ管轄スル民政署長ノ管轄トス。

第六十二條　假差押ノ申請及其ノ取消ノ申立ニ付テノ裁判ハ決定ヲ以テ之ヲ爲ス此ノ裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得。

假差押決定ニ對シテハ抗告ノミヲ爲スコトヲ得其ノ取消決定ニ對シテハ卽時抗告ヲ爲スコトヲ得。

前二項ノ規定ハ假處分ニ之ヲ準用ス。

第六十三條　民事訴訟法第七百六十一條ノ場合ニ於テ區裁判所ノ管轄ニ屬スルモノハ民政署長之ヲ管轄ス。

第六十四條　公示催告手續ハ民政署長之ヲ管轄ス。

第六十五條　人事訴訟手續法中區裁判所又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル事項ハ

地方法院之ヲ管轄ス但シ同法第五十五條第一項及第六十六條第一項ノ訴ハ高等法院之ヲ管轄ス。

第六十六條　人事訴訟ニ關シテハ口頭辯論ノ前後ヲ問ハス民政署長ハ事件ノ關係ヲ明瞭ナラシムルタメ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得。

第六十七條　刑事訴訟手續ハ高等法院ニ於テハ刑事訴訟法中控訴裁判所ニ關スル規定ニ依リ地方法院ニ於テハ同法中地方裁判所ニ關スル規定ニ依リ民政署ニ於テハ同法中區裁判所ニ關スル規定ニ依ル但シ裁判所構成法中區裁判所ノ管轄ニ屬セシメタル事件ヲ地方法院ニ於テ取扱フ場合ニハ刑事訴訟法中區裁判所ニ關スル規定ニ依ル。

第六十八條　關東州裁判令第三條第五號ニ依リ民政署長ノ管轄ニ屬スヘキ刑事事件ニシテ地方法院ノ管轄ニ屬スヘキ事件ト關聯スルモノハ地方法院之ヲ管轄ス。

第六十九條　關東州裁判令第三條第五號ニ揭ケタル罪ニ關シテハ裁判所構成法第十六條ノ一第二項及第十六條ノ二ノ規定ニ依ル。

第七十條　官吏、公吏ノ作ルヘキ書類ニシテ刑事訴訟法第二十條第二十一條其ノ他同法規定ノ形式ニ瑕疵アルモノニ付テハ當該吏員ヲシテ之ヲ補正セシメ有效ナラシムルコトヲ得。

第七十一條　民政署長及憲兵隊長ハ其ノ管轄區域內ニ於テ司法警察官トシテ犯罪搜索ニ付地方法院檢察官ト同一ノ權ヲ有ス左ニ揭クル者ハ檢察官ノ補佐トシテ其ノ指揮ヲ受ケ司法警察官トシテ犯罪ヲ搜索スヘシ。

一、警視、警部

二、憲兵將校、准士官、下士

三、民政支署長

第七十二條　檢事ノ職務ヲ行フ者ハ現行犯ニ非スト雖搜索ノ結果被告事件急速ノ處分ヲ要スルモノト思料シタルトキハ公訴ノ提起前ニ限リ勾引狀ヲ發シ又ハ司法警察官ヲシテ之ヲ發セシムルコトヲ得。

前項ノ場合ニ於テ禁錮以上ノ刑ニ該ルモノト思料シタルトキハ檢事ノ職務ヲ行フ者ハ勾留狀ヲ發シ檢證、搜索、差押ヲ爲シ證人ヲ訊問シ若ハ鑑定ヲ命シ又ハ

司法警察官ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得但シ宣誓ヲ爲サシメ又ハ罰金若ハ科料及費用賠償ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス。

前項ノ規定ニ依リ被告人ヲ勾留シタル後二十日以内ニ起訴セサルトキハ之ヲ釋放スヘシ。

第七十三條 檢察官ハ被告事件ノ輕重難易ニ從ヒ豫審ヲ求メ又ハ直ニ訴ヲ爲スヘシ。

第七十四條 民政署ニ於テハ豫審ヲ須キス。

第七十五條 刑事訴訟法第七十八條第一項及第百四條第二項中市町村長立會ニ關スル規定ハ之ヲ適用セス但シ此ノ場合ニ於テハ立會人二名アルヲ要ス。

第七十六條 豫審判官ハ被告人、證人ノ訊問、鑑定、檢證、搜索、差押ノ處分ヲ民政署長ニ囑託スルコトヲ得。

前項ニ依リ囑託ヲ受ケタル民政署長ハ受託判事ト同一ノ權ヲ有ス。

第七十七條 檢事ノ職務ヲ行フ者又ハ司法警察官ハ刑事訴訟法第百四十四條、第百四十六條、第百四十七條ノ場合ニ於テ犯所ニ臨檢スル必要ナシト認メタルト

キハ臨檢ヲ爲サスシテ豫審判官ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得。

第七十八條　法院ハ法院所在地外ニ於テ證據蒐集ヲナスヘキ場合ニ於テ司法警察官ニ檢證、搜索、又ハ差押ノ處分ヲ爲サシメ證人ノ訊問又ハ鑑定ヲ命スルコトヲ得。

前項ノ場合ニ於テ司法警察官ハ罰金若ハ科料及費用賠償ノ言渡ヲ爲シ又ハ宣誓ヲ爲サシムルコトヲ得ス。

第七十九條　豫審判官ハ被告事件其ノ法院ノ事物ノ管轄ニ屬セサル場合ト雖法院ノ公判ニ付スルノ言渡ヲ爲スヘシ但シ被告人拘留ヲ受ケタル場合ニ於テ罰金又ハ拘留若ハ科料ノ刑ニ該ルヘキ罪ナリト思料シタルトキハ釋放ノ言渡ヲ爲スヘシ。

第八十條　民政署長ハ被告人ノ呼出、勾引及拘留並檢證搜索及差押ニ關シテハ豫審判事ト同一ノ權ヲ有ス。

第八十一條　民政署長ハ檢證、搜索又ハ差押ノ處分ヲ司法警察官ニ命スルコトヲ得。

前項ノ規定ニ依リ處分セラレタル者臨檢搜索ノ場所ニ於テ必要アリト認ムルトキハ證人ヲ訊問シ又ハ鑑定ヲ命スルコトヲ得。

前二項ノ場合ニ於テ司法警察官ハ前條ノ規定ニ依リ民政署長ニ屬スル職權ヲ行フ但シ書記ノ立會ヲ要セス又宣誓ヲ爲サシメ又ハ罰金若ハ科料及費用賠償ノ言渡ヲ爲スコトヲ得。

第八十二條　民政署長拘留狀ヲ發シタル場合ニ於テハ被告人ハ之ヲ民政署ニ拘置スルコトヲ得。

第八十三條　刑事訴訟法第二百十五條ノ規定ハ民政署長ノ裁判ニ之ヲ適用セス。

第八十四條　法院又ハ民政署長ハ公判開廷前ト雖檢證、搜索、差押ヲ爲シ證人ヲ訊問シ又ハ鑑定ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ檢事ノ職務ヲ行フ者其ノ他訴訟關係人ノ立會ヲ要セス。

法院ハ公判開廷ノ前後ヲ問ハス前項ノ處分ヲ民政署長ニ囑託スルコトヲ得。

第八十五條　受命判官又ハ受託民政署長ハ臨檢ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ法院ノ決定ヲ俟タス搜索、差押ヲ爲シ被告人證人ヲ訊問シ又ハ

鑑定ヲ命スルコトヲ得。

第八十六條　被告人、證人又ハ鑑定人ヨリ期日ニ出頭スヘキ受書ヲ差出サシメ又ハ口頭ヲ以テ次回ノ出頭ヲ命シタルトキハ召喚狀又ハ呼出狀ヲ送達シタルト同一ノ效力ヲ生ス但シ口頭ヲ以テ出頭ヲ命シタル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ調書又ハ公判始末書ニ記載スヘシ。

第八十七條　刑事訴訟法第二百三十七條及第二百六十四條第三項ノ規定ハ之ヲ適用セス但シ法院ハ被告人又ハ被告事件ノ模樣ニ因リ職權ヲ以テ辯護人ヲ附スルコトヲ得。

第八十八條　刑事訴訟第二百四十一條ノ規定ハ之ヲ適用セス。

第八十九條　民政署ニ於テハ證據トナス書類ハ當事者異議ナキ場合ニ退リ其ノ要旨ヲ告ケテ朗讀ニ代フルコトヲ得。

第九十條　法院ハ豫審ヲ經サル事件ニシテ之ヲ必要トスルトキハ豫審判官ニ送付スルノ決定ヲ爲スコトヲ得。

第九十一條　辯論終結ノ後ハ被告人出廷セスト雖對席判決トシテ言渡スヘシ。

第九十二條　罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ被告人呼出狀ヲ受取リ期日受取書ヲ差出シ又ハ口頭ニテ期日出頭ヲ命セラレタルモ本人又ハ代人出頭セサルタメ闕席判決ヲ受ケタルトキハ故障ヲ申立ツルコトヲ得ス。

第九十三條　前二條ノ場合ニ於テハ判決書ニ控訴期間ヲ記載シ職權ヲ以テ其ノ正本ヲ送達スヘシ控訴期間ハ判決正本ノ送達アリタル日ヨリ之ヲ起算ス。

控訴期間ノ記載ナキトキハ更ニ其ノ通知アルマテ控訴期間ノ經過ヲ停止ス。

第九十四條　法院ニ於テ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ヲ言渡シタル判決又ハ民政署長ノ言渡シタル判決ニ付テハ證據ニ關スル理由ノ明示ヲ省略スルコトヲ得。

第九十五條　拘留、科料又ハ一月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二十圓以下ノ罰金ノ刑ニ處スヘキ事件ニ於テ民政署長ハ被告人ヲ呼出スノ必要ナシト認メタルトキハ直ニ其ノ判決ノ正本ヲ被告人ニ送達スルコトヲ得。

第九十六條　前條ノ場合ニ於テ被告人ハ判決ノ送達後三日ノ期間内ニ口頭又ハ書面ヲ以テ故障ヲ申立ツルコトヲ得。

故障ノ中立アリタルトキハ民政署長ハ直ニ又ハ期日ヲ定メテ公判ヲ開始スヘシ。

公判開始ノ期日ニ被告人又ハ其ノ代人出頭セサルトキハ故障ハ其ノ效力ヲ失フ。

第九十七條　拘留、科料又ハ一月以下ノ懲役又ハ二十圓以下ノ罰金ノ刑ニ處スヘキ犯罪ニ付テハ公判始末書ヲ省略スルコトヲ得。

第九十八條　民政署長ノ判決ニ對スル控訴ノ期間ハ三日トス。

前項ノ期間ハ判決言渡アリタル日又ハ判決正本ノ送達アリタル日ヨリ之ヲ起算ス。

第九十九條　控訴提起權ハ之ヲ抛棄スルコトヲ得。

第百條　控訴ハ其ノ裁判アル迄何時ニテモ之ヲ取下クルコトヲ得。

第百一條　控訴提起權ノ抛棄ハ原判決ヲ爲シタル法院又ハ民政署長ニ之ヲ爲スベシ。

控訴ノ取下ハ控訴法院ニ之ヲ爲スヘシ。

第百二條　控訴提起權ノ抛棄及控訴ノ取下ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ公判廷ニ於テハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ中立ヲ調書ニ記載スヘシ。

第百三條　控訴提起權ヲ抛棄シ又ハ控訴ヲ取下ケタルトキハ控訴ノ提起期間內ト雖裁判確定ス。

第百四條　辯護人ハ被告人ノ同意ヲ得スシテ控訴ヲ爲スコトヲ得ス。

第百五條　刑事訴訟法第二百六十九條ノ場合ヲ除クノ外、訴訟手續法律ニ違ヒタルコトアリト雖判決ニ影響ヲ及ホササルトキハ之ヲ以テ控訴ノ理由トナスコトヲ得ス、

第百六條　控訴提起權喪失後ニ爲シタル控訴申立ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ此ノ決定ニ對シテハ抗告ヲナスコトヲ得。

第百七條　再審ノ訴及非常上告ニ關シテハ高等法院ヲ以テ上告裁判所トス。高等法院ハ再審ノ訴ニシテ其ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ原判決ヲ破毀シ直ニ其ノ事件ノ公訴及私訴ニ付判決ヲ爲スコトヲ得。

第百八條　差押物件ノ還付ヲ受クヘキ者ノ所在不明ノ爲又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ物件ヲ還付スルコト能ハサル場合ニ於テハ檢事ノ職務ヲ行フ者ハ其ノ旨ヲ公示スヘシ公示シタル日ヨリ六月內ニ還付ノ請求ナキトキハ其ノ物件ハ國庫ニ歸屬ス。

前項ノ期間內ト雖價値ナキ物件ハ之ヲ廢棄シ保管ニ不便ナル物件ハ之ヲ公賣シテ其ノ代金ヲ保管スルコトヲ得。

第百九條　檢事ノ職務ヲ行フ者ハ私訴ノ審判ニ立會ハサルコトヲ得。

第百十條　民事爭訟調停ノ申請ハ被申請人ノ居住地ヲ管轄スル民政署ニ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ不動產ノ爭訟ニ付テハ其ノ所在地ヲ管轄スル民政署ニ申請スヘシ。

第百十一條　民政署長ハ前條ノ申請アリタルトキハ期日ヲ定メ當事者双方ヲ呼出スヘシ。

前項ノ場合ニ於テ被申請人他ノ民政署ニ移住シタルトキハ事件ヲ其ノ管轄民政署ニ移送スルコトヲ得。

第百十二條 調停ニハ代理人ヲ用ウルコトヲ得ス但シ民政署長ノ許可ヲ受ケ親族又ハ雇人ヲ以テ代理セシムルハ此限ニ在ラス。

第百十三條 調停成立シタルトキハ調書ヲ以テ左ノ事項ヲ明確ニスヘシ。

一、當事者及代理人ノ氏名、身分、職業、住所、

二、申請人請求ノ要旨

三、被申請人答辯ノ要旨

四、調停ノ成立事項及履行ノ期日

第百十四條 調停調書ノ原本ニハ年月日ヲ記載シ當事者ヲシテ署名捺印セシメ民政署長署名捺印シ且署印ヲ押捺スヘシ。

第百十五條 當事者ハ調停調書ノ謄本ノ下付ヲ請求スルコトヲ得。

第百十六條 調停ノ成立シタル爭訟ト同一事件ニ付テハ訴訟ヲ提起スルヲ得ス。

第百十七條 調停ノ申請人指定ノ期日ニ正當ノ理由ナクシテ出頭セサルトキハ之ヲ取下ケタルモノト看做ス被申請人期日ニ出頭セサルトキハ更ニ期日ヲ定メテ之ヲ呼出スヘシ再度ノ呼出期日ニ仍出頭セサル場合ト雖調停ノ成立スル

見込アルトキハ民政署長ハ更ニ之ヲ呼出スコトヲ得。

第百十八條　調停ノ申請ハ時效ヲ中斷ス。

調停ノ成立セサルトキハ一月內ニ訴ヲ提起スルニ非サレハ時效中斷ノ效力ヲ生セス。

第百十九條　調停調書ハ所有權以外ノ權利ノ登記ニ關シテハ不動產登記法第百二十八條第百三十條及第百三十二條ニ定メタル登記ヲ命スル裁判ト看做ス。

第百二十條　調停ノ執行ニ關シテハ民事訴訟法第五百五十九條第四號ニ揭ケタル債務名義ニ因ル强制執行ニ關スル規定ヲ準用ス。

第百二十一條　調停ノ執行ヲ爲ス場合ニ於テハ調停調書ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス。

債務者ノ一般ノ承繼人ニ對シ執行ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ執行前調停調書ノ謄本ヲ送達スルコトヲ要ス。

第百二十二條　民政署長ハ調停ノ成立事項ニ關スル犯罪行爲ニ付公訴ノ提起アリタルトキハ其ノ事件ノ完結迄執行處分ヲ停止スヘシ。

第百二十三條　書類ノ送達ニ付テハ本令中訴訟書類ノ送達ニ關スル規定ヲ準用ス。

第百二十四條　調停ニ關スル費用ハ當事者各自ノ負擔トス但シ書類ノ送達及執行ノ費用ハ債務者ノ負擔トス。

前項但書ノ費用ハ債權ノ執行ト同時ニ之ヲ取立ツヘシ。

第百二十五條　調停ノ執行ニ關シテハ民政署長互ニ共助ヲ爲スヘシ。

第百二十六條　非訟事件ハ民政署長之ヲ取扱フ但シ不動産登記、法人及夫婦財産契約登記竝商業登記ハ所屬官吏ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得。

第百二十七條　非訟事件手續法第百二十六條及第二百六條ノ規定ニ依リ地方裁判所ノ管轄ニ屬スルモノハ地方法院之ヲ管轄ス。

第百二十八條　破産事件ハ地方法院之ヲ管轄ス。

第百二十九條　民事ニ關スル公正證書ノ作成ハ當事者ノ申請ニ因リ當分ノ内民政署長之ヲ取扱フ。

第百三十條　本章ニ依リ作製シタル公正證書ハ完全ノ證據ニシテ且民事訴訟

法第五百五十九條第五號但書ノ作成要件ヲ具備シタルモノハ同號債務名義トシテ同一ノ規定ニ從ヒ強制執行ヲ爲スコトヲ得但シ僞造ノ公訴提起アリタルトキハ其ノ執行ヲ停止スヘシ民事訴訟ニ關シ僞造ノ申立アリタルトキハ其ノ執行ヲ停止スルコトヲ得。

民事訴訟ニ關シ僞造ノ申立アリタル場合ニ於テハ民事訴訟法第五百條ノ規定ニ依ル。

第百三十一條　公正證書ノ作成ニ關シテハ公證人法第四章ニ依ル但シ同章中地方裁判長ノ職務ハ高等法院長之ヲ行ヒ市區町村長ノ職務ハ民政署長又ハ民政支署長之ヲ行フ。

第百三十二條　公證官吏ノ職務執行ニ關シ不服アルモノハ高等法院ニ抗告スルコトヲ得。

前項ノ抗告アリタルトキハ公證官吏ハ其ノ事件ノ處分ヲ停止スヘシ。

抗告ニ關シテハ民事訴訟法ニ依ル。

第百三十三條　第百三十條ニ依リ強制執行ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ執行前公正

證書ノ謄本ヲ送達スルコトヲ要ス。

第百三十四條　公證官吏其ノ職務執行ニ付申請人其ノ他ノ者ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其ノ損害カ公證官吏ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル場合ニ限リ之ヲ賠償スル責ニ任ス。

第百三十五條　公正證書作成費用及作成ノ爲出張シタル公證官吏ノ旅費日當ハ申請人ノ負擔トス其ノ數額ハ關東都督之ヲ定ム。

第百三十六條　公正證書ノ原本其ノ附屬書類及法令ニ依リ公證官吏ノ調製シタル帳簿ハ事變ヲ避クル爲ニスル場合及法院、豫審判官、民政署長、又ハ民政支署長ノ命令又ハ囑託アルニ非サレハ他ニ持出スコトヲ得ス。

第百三十七條　公證官吏事故アルトキハ所屬官吏ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得。

第百三十八條　法令中公證人ノ職務ニ屬スルモノハ公證官吏ヲシテ之ヲ行ハシム。

第百三十九條　私書證書ニ確定日附ヲ附スルコトノ請求ハ公證官吏ニ之レヲ爲

スヘシ。

第百四十條　訴訟ニ關スル書類ノ送達、告知、催告、裁判ノ執行、動產不動產ノ任意競賣其ノ他法令ニ依リ執達吏ノ職務ニ屬セシメタルモノハ民政署所屬官吏ヲシテ之ヲ取扱ハシム。

民政支署長カ民政署長ノ職務ヲ掌ル場合ニ於テハ前項ノ職務ハ其ノ所屬官吏ヲシテ之ヲ取扱ハシム。

民政署長及ヒ民政支署長ハ巡查其ノ他適當ト思料スル者ヲシテ臨時執達吏ノ職務ヲ取扱ハシムルコトヲ得。

前各項ニ依リ執達吏ノ職務ヲ行フ者ハ證票ヲ携帶スヘシ。

滿洲に於ける領事裁判に關する法律は明治四十一年四月法律第五十二號を發布せられ同年十月一日より實施せられたり即ち左の如し。

第一條　明治三十二年法律第七十號第九條乃至第十二條ノ規定ハ滿洲ニ於ケ領事裁判ニ之ヲ適用セス。

第二條　滿洲ニ於ケル領事官ノ豫審ヲ爲シタル重罪ノ公判ハ關東都督府地方法

院之ヲ管轄ス。

第三條　滿洲ニ駐在スル領事官ノ管轄ニ屬スル刑事ニ關シ國交上必要アルトキハ外務大臣ハ關東都督府地方法院ヲシテ其ノ裁判ヲナサシムルコトヲ得。

第四條　滿洲ニ於ケル領事官ノ爲シタル裁判及前二條ニ依リ關東都督府地方法院ノ爲シタル裁判ニ對スル上訴ハ終審トシテ關東都督府高等法院之ヲ管轄ス。

明治三十九年七月都督府官制を定め民政部に監獄署を置き、同年九月該官制の實施と共に本署を旅順に支署を大連に、出張所を金州に置きしが、四十年十月支署及び出張所を廢止し、四十一年十月勅令第二百七十四號を以て發布され、四十三年勅令第百五號及び、大正二年勅令第二百六十八號を以つて改正せられたる現行の關東都督府監獄署官制左の如し。

第一條　關東都督府監獄署ハ關東都督ノ管理ニ屬ス。

第二條　監獄署ニ左ノ職員ヲ置ク

典　獄　　奏任

監　吏　　專任五人　判任

翻譯生　專任一人　判任

第三條　典獄ハ關東都督ノ命ヲ承ケ監獄事務ヲ掌理ス。

第四條　監吏ハ上官ノ指揮ヲ承ケ監獄ノ戒護及庶務ニ從事シ部下ノ看守ヲ指揮監督ス。

第五條　監獄醫ハ上官ノ指揮ヲ承ケ醫務ニ從事ス。

第六條　翻譯生ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯通辯ニ從事ス。

第七條　監獄ニ看守ヲ置ク判任官ノ待遇トス。

看守ノ定員ハ關東都督之ヲ定ム。

(八)教育　明治三十九年三月小學校設置の告示を發し同年五月始めて大連に小學校を開設せしより教育の設備漸次擴大するに至りたり以下少しく之れを說くべし。

(A)小學校　明治三十九年五月大連に小學校を設置し、次いで旅順に小學校を設け、四十年四月には旅順の新市街に分教場を設置し、四十一年二月に至り府令第五號を以つて關東州小學校規則を發布し一に小學校令及び文部省令第十四條に準

據せり但し義務教育を施行するに至らざれども關東都督に於て其の必要を認むる地に之れを設置し特別の事情あるときは分教場を設くることとせり、同規則は大正二年府令第二〇號を以つて改正され其の設備に就て殆んど遺憾なきを見るに至りたり、今學齡兒童其の他に關する統計を擧ぐれば左の如し。

▲學齡兒童

（大正五年末日現在）

地方	日本人 男	日本人 女	日本人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
州内 旅順	五五三	五六〇	一、一一三	九、七五三	九、三六三	一九、一一六
州内 大連	二、九一六	二、五〇九	五、四二五	七、一五〇	五、一二三	一二、二七三
州内 金州	三四	三六	七〇	八、九〇二	八、三八四	一七、二八六
州内 普蘭店	三一	二九	六〇	一〇、八九六	一〇、三一〇	二一、二〇六
州内 貔子窩	一五	八	二三	一〇、七一四	一〇、〇四三	二〇、七五七
州内 計	三、五四九	三、一四二	六、六九一	四七、四一五	四三、一二三	九〇、五三八
營口	五	六	一一	一	—	一
瓦房店	一二五	一三七	二六二	一六八	一六九	三三七

州外	大石橋	一二八	一四八	二七六	一四八	五一	一九九
	遼陽	二三二	二三四	四六六	一七	二五	四二
	奉天	三〇九	二八七	五九六	七三	五八	一三一
	本溪湖	三四	三四	六八	—	—	—
	撫順	四九五	四五一	九四六	三一	三八	六九
	鐵嶺	九六	八五	一八一	四	五	九
	開原	九七	九八	一九五	三七五	一九七	五七二
	長春	一六九	一七八	三四七	二一四	八九	三〇三
	四平街	一二	九	二一	二七	一九	四六
	公主嶺	一一三	一〇八	二二一	二七七	一四〇	四一七
	安東	一六七	一六一	三二八	四六	二九	七五
	計	一、九九二	一、九二六	三、九一八	一、三八〇	八二〇	二、二〇〇
總計		五、五四一	五、〇六八	一〇、六〇九	四八、七九五	四三、九四三	九二、七三八
大正四年		五、〇三三	四、七〇六	九、七三九	四九、七八一	四四、一三五	九三、九一六
同三年		四、一二七	三、九六二	八、〇八九	四七、六三三	四二、五〇四	九〇、一三七
同二年		三、八四七	三、六五八	七、五〇五	四七、八七〇	四二、九九四	九〇、八六四
同元年		三、四一八	三、一〇七	六、五二五	四六、三四二	四一、六四四	八七、九八六

明治四十四年	三、二八三	二、八九二	六、一七五	四四、七五九	三九、八五〇	八四、六〇九

一本表ハ十二月末日ニ於テ日本人ニ在テハ滿六歳以上十四歳マテ支那人ニ在テハ八歳以上十五歳マテノ兒童ナリ

▲小學校

（大正五年末日現在）

	校名	學級數	教員 男	教員 女	教員 計	生徒 尋常科 男	生徒 尋常科 女	生徒 高等科 男	生徒 高等科 女	生徒 合計 男	生徒 合計 女	生徒 合計 計
州	旅順第一尋常高等小學校	一七	一六	三	一九	三二〇	二七九	六一	六七	三八一	三四六	七二七
	旅順第二尋常高等小學校	七	七	二	九	一六二	一五六	一八	三五	一八〇	一九一	三七一
	大連高等小學校	一二	一二	三	一四	—	—	三二九	三〇二	三二九	三〇二	六三一
	大連第一尋常小學校	一〇	一〇	二	一二	二七五	二七四	—	—	二七五	二七四	五四九
	大連第二尋常小學校	一八	一七	三	二〇	五一五	五三五	—	—	五一五	五三五	一、〇五〇
	大連第三尋常小學校	二一	一九	四	二三	七四三	五七四	—	—	七四三	五七四	一、三一七
	沙河口尋常高等小學校	一〇	一〇	二	一二	二三〇	二二三	四九	四九	二七九	二七二	五五一
	柳樹屯尋常高等小學校	二	二	一	三	一四	一四	四	四	一八	一八	三六
	金州尋常高等小學校	三	三	一	四	二〇	二七	七	六	二七	三三	六〇
	普蘭店尋常高等小學校	二	二	一	三	二〇	一二	—	二	二〇	一四	三四
内	貔子窩尋常高等小學校	二	二	一	三	一二	六	三	二	一五	八	二三

州外	瓦房店尋常高等小學校	五	六	—	六	八二	八〇	一六	二六	一一八	一〇〇	二一八
	熊岳城尋常高等小學校	二	三	—	一	一九	一九	六	四	二五	三三	四八
	大石橋尋常高等小學校	六	七	—	七	八一	九一	二八	二三	一〇九	一一三	二二二
	海城尋常高等小學校	二	二	—	二	二一	二八	—	—	二一	二八	四九
	遼陽尋常高等小學校	一〇	一〇	一	一二	一七六	一七二	四八	三三	二二四	二〇五	四二九
	奉天尋常高等小學校	一四	一五	—	一五	二六四	二三八	七二	五九	三三六	二九七	六三三
	鐵嶺尋常高等小學校	七	八	—	八	一〇三	一〇八	二九	一七	一三一	一二五	二五六
	開原尋常高等小學校	三	三	—	三	四〇	四七	九	七	四九	五四	一〇三
	昌圖尋常高等小學校	二	二	—	二	二〇	二〇	六	五	二六	二五	五一
	四平街尋常小學校	二	二	—	二	三三	三〇	一〇	三	四三	三三	七六
	公主嶺尋常高等小學校	五	五	一	六	九九	七三	二六	一七	一二五	九〇	二一五
	長春尋常高等小學校	九	八	二	一〇	一六八	一二四	三三	二七	二〇一	一五一	三五二
	本溪湖尋常高等小學校	八	八	—	八	一三七	一〇三	四一	二一	一七八	一二四	三〇二
	橋頭尋常小學校	一	一	—	一	一八	一二	—	—	一八	一二	三〇
	連山關尋常小學校	二	二	—	二	三四	三五	一〇	八	四四	四三	八七
	鷄冠山尋常小學校	三	二	一	三	二七	四八	八	六	三五	五四	八九
合計		一〇三	九九	二	一二	三、三二一	三、一〇八	四七二	四六七	二、七八二	二、五六七	五、三四九

撫順尋常高等小學校	一七	一八	二	二〇	三五六	三一六	七〇	四五	四二六	三六二	七八七
合計	九八	一〇二	七	一〇八	一,六七七	一,五四四	四三二	二九四	二,一〇九	一,八三八	三,九四七
總計（校數 二八）	二〇一	二〇〇	三〇	二三〇	三,九八八	三,六四四	九〇三	七六一	四,八九一	四,四〇五	九,二九六
大正四年（校數 二八）	一九二	一九一	四四	二三五	三,五七九	三,二一六	七三五	六五五	四,三一四	三,八七一	八,一八五
同三年（同 二七）	一八一	一七五	五〇	二二五	三,三八一	二,九四四	六一三	六〇一	三,九九四	三,五四五	七,五三九
同二年（同 二七）	一六四	一五八	五五	二一三	三,一二八	二,六六三	四四九	五〇五	三,五七七	三,一六八	六,七四五
同元年（同 二七）	一五二	一四八	四九	一九七	二,八七七	二,五〇九	三四六	四一八	三,二二三	二,九二七	六,一五〇
明治四十四年（同 二七）	一三六	一三三	四一	一七四	二,四九二	二,二二五	二八五	三〇七	二,七七七	二,五三二	五,三〇九

一州內ニ於ケル小學校ハ關東都督府ノ設立ニシテ年末現在ノ事實ヲ揭ケ州外ニ於ケル小學校ハ南滿洲鐵道株式會社ノ設立ニシテ年度末現在ノ事實ヲ揭ク以下小學校ニ關スル諸表皆同シ

(B)幼稚園　滿洲に於て最初に經營せられたる幼稚園は明治四十年四月西本願寺の經營に係かる大連幼稚園にして四十二年には旅順幼稚園、四十五年六月には大連に子供館、大正二年四月にはリッデル幼稚園等設置され、其の他公立の安東幼稚園設置さるるあり奉天幼稚園の設置さるるあり、現在にては幼稚園數十七所となれり即ち大正五年末日現在左の如し。

名稱	所在地	設立年月	保姆	幼兒 男	幼兒 女	幼兒 計
旅順幼稚園	旅順舊市街	明治四十二年四月	一	二六	三一	五七
リッデル幼稚園	旅順新市街	大正二年四月	一	七	五	一二
本願寺大連幼稚園	大連播磨町	明治四十年四月	六	一二五	一一八	二四三
大連北公園幼兒運動場	大連市北公園	大正五年四月	二	二五	一八	四三
寺兒溝幼兒運動場	大連市寺兒溝	同　四年七月	二	四〇	一六	五六
沙河口幼兒運動場	大連市外沙河口	大正三年七月	三	四〇	二一	六一
瓦房店幼兒運動場	瓦房店鐵道附屬地	明治四十三年十一月	二	二九	二五	五四
大石橋幼兒運動場	大石橋鐵道附屬地	同　四十三年十月	二	二三	二三	四六
遼陽幼兒運動場	遼陽鐵道附屬地	同　四十二年九月	三	五六	四八	一〇四
奉天幼兒運動場	奉天鐵道附屬地	同　四十二年四月	三	五〇	四六	九六
本溪湖幼兒運動場	本溪湖鐵道附屬地	大正二年四月	三	?	?	五三
撫順幼兒運動場	撫順鐵道附屬地	明治四十二年十一月	一	六二	三八	一〇〇
鐵嶺幼兒運動場	鐵嶺鐵道附屬地	同　四十五年八月	一	四〇	一八	五八
開原幼兒運動場	開原鐵道附屬地	大正三年四月	二	一六	一一	二七
長春幼兒運動場	長春鐵道附屬地	明治四十四年四月	二	五一	五七	一〇八
公主嶺幼兒運動場	公主嶺[illegible]道附屬地	同　四十四年四月	二	三〇	二七	五七

安東幼兒運動場	安東鐵道附屬地	大正二年四月	二	三〇	三一	六一
總計	(幼稚園數 一七)		三八	六五〇	五三三	一、二三六
大正四年	(同 一八)		四〇	五六六	三五八	一、〇六三
同 三年	(同 一六)		三三	五四三	四五七	一、〇〇〇
同 二年	(同 一四)		三三	五二五	四三九	九六四
同 元年	(同 一〇)		二五	三七六	三〇一	六七七
明治四十四年	(同 九)		二〇	二四五	二一三	四五八

一 表中保育料ハ一箇月一人分ニシテ經費ハ一箇年間ノ總額ナリ

(C)公學堂と普通學堂　明治三十八年三月始めて金州に公學堂南京書院を設け、同年六月には大連公學堂、同年十月には旅順公學堂、三十九年十月には三澗堡公學堂を設けられ四十一年四月には關東州公學堂規則發布され、大正四年三月府令第九號を以つて改正されたり、該規則によれば

一、公學堂は支那人の子弟を敎育するを目的とす。

二、公學堂に初等科若しくは高等科を置き又は之れを併置す。

三、初等の敎科目は修身、日本語、漢文、算術、唱歌及び體操とし女子には裁縫を加ふ。

四、高等科の教科目は修身、日本語、漢文、算術、理科、地理、唱歌及び體操として女子のためには裁縫及び手藝を加ふ。

五、初等科の修業年限は四箇年とし高等科の修業年限は二箇年とす。

又大正四年四月府令第一七號を以つて發布されたる關東州普通學堂規則によれば

一、會村は普通學堂を設置することを得。

二、普通學堂の位置及び設置區域は民政署長又は民政支署長の意見を聽き關東都督府の認可を受け之れを指定す。

三、修業年限は四箇年とす、

四、教科目は修身、日本語、漢文、算術、體操とし女子のためには裁縫を加ふ。

今公學堂及び普通學堂に關する統計を擧ぐれば左の如し。

▼公學堂

（大正五年末日現在）

學堂名	生徒 初等科 男	初等科 女	高等科 男	高等科 女	補習科 男	補習科 女	速成科 男	速成科 女	男女合計
旅順公學堂	一八〇	三八	二五	九	―	―	―	―	二五二

學堂名	設立年月	教員	生徒 男	生徒 女	生徒 計	收入 授業料	經費
水師營普通學堂	明治四十三年四月	九	三二五	五三	三七八	六〇五圓	二、一五八圓

(ホ)公立普通學堂（大正五年末日現在）

三澗堡公學堂	九四	—	四〇	—	八	—	—	—	一四三
大連公學堂	三一八	七一	六六	三	—	—	二一	—	四七九
小平島公學堂	一二一	一六	一七	—	—	—	七	—	一六一
公學堂南金書院	二五三	一一一	六九	一四	一七	五	三三	—	四九二
普蘭店公學堂	一五九	四〇	—	—	六	—	—	—	二〇五
貔子窩公學堂	九六	二三	八五	—	—	—	—	—	二〇三
總計（學堂數七）	一、三三一	二九八	三〇二	二六	三一	五	五一	—	一、九三四
大正四年（同七）	一、一五三	三四五	三三一	二一	三七	六	九二	—	一、八八五
同三年（同七）	男	一、四九五	女	三四二	一七八	二六	五五	二	二、〇九八
同二年（同七）	男	一、七〇三	女	三三三	一〇二	二〇	六五	二	二、三一五
同元年（同七）	男	一、四九五	女	二三五	五〇	一四	六九	—	一、八六三
明治四十四年（同七）	男	一、二四九	女	一四六	三六	—	四五	—	一、四七六

旅	營城子普通學堂	明治四十三年四月	四	九六	四三	一三八	二一〇	一、一八八
	牧城驛普通學堂	同 四十五年四月	五	一二六	五〇	一七六	二六九	一、二二五
	鴉呼咀普通學堂	同 四十五年四月	三	八九	二六	一一五	一九〇	一、〇九五
	金龍寺溝普通學堂	大正 二年四月	四	一二二	二七	一四九	二三四	一、一五四
	土城子普通學堂	同 二年四月	五	一六三	六一	二二四	二二八	一、二四八
	長嶺子普通學堂	同 二年四月	三	一三五	—	一三五	二一二	一、〇二三
	山頭村普通學堂	同 二年四月	五	二五三	四〇	二九三	四二三	一、二〇九
	柏嵐子普通學堂	同 二年四月	四	一四五	二八	一七三	二二四	一、〇三七
	雙島灣普通學堂	同 二年四月	六	一九五	五〇	二四五	三七一	一、六七三
	南山裡普通學堂	同 二年四月	三	九七	一七	一一四	一五〇	八〇六
	岔溝普通學堂	同 二年五月	二	六九	七	七六	一六九	五九四
	黃泥川普通學堂	同 二年八月	三	八二	—	八二	二一六	七九〇
	于家溝普通學堂	同 三年八月	四	一四七	四六	一九三	二三三	一、一五三
	方家屯普通學堂	同 三年四月	四	一四八	二四	一七二	二六四	一、二九五
	冷家屯普通學堂	同 三年四月	四	九九	二六	一二五	一八二	一、〇七〇
	小龍王塘分敎場	同 三年四月	一	四〇	—	四〇	一〇五	三〇八
	龍王塘普通學堂	同 三年六月	二	一〇五	一二	一一七	二六六	五四八
	龍頭普通學堂	同 三年七月	四	一二四	二一	一四五	二一八	一、〇〇六

順	楊家屯普通學堂	同　三年七月	二	九一	—	九一	一九四	五四八
	金家屯普通學堂	同　四年四月	二	五三	三三	八五	七七	五六三
	大石洞分敎場	同　四年四月	一	三〇	一四	四四	九二	三四三
	美歌石分敎場	同　四年四月	一	二八	—	二八	五七	三三七
	柳樹溝分敎場	同　四年五月	一	三八	—	三八	九三	三六五
	磐山分敎場	同　五年四月	一	二九	—	二九	四四	二七五
	石灰窰子分敎場	同　五年四月	二	六一	—	六一	七〇	六七一
	老虎尾分敎場	同　五年四月	一	二六	—	二六	四一	三六四
	黄龍尾分敎場	同　五年四月	一	三二	—	三二	五三	二六三
	合　　計	（學堂數、二八）	八七	二九四七	五七七	三、五二四	五、四八〇	二四、三〇七
大	泉水子普通學堂	明治四十五年四月	六	二三〇	六〇	二九〇	—	四、二八四
	大辛寨子普通學堂	同　四十五年四月	四	一一〇	三九	一四九	—	
	大鹽島普通學堂	同　四十五年四月	四	一一五	二一	一三六	—	
	柳樹屯普通學堂	大正二年九月	五	一三六	一七	一五三	三九〇	一、一八四
	後革鎮堡普通學堂	同　三年四月	三	九六	—	九六	—	一、〇七三
	前革鎮堡普通學堂	同　三年四月	二	六三	一〇	七三	—	七一五
	南關嶺普通學堂	同　三年六月	三	一〇九	八	一一七	—	一、〇七三
	沙河口普通學堂	同　五年四月	四	一八一	三九	二二〇	二〇九	二、五九八

金	二十里堡普通學堂	明治四十三年四月	四	一三四	六	一四〇	一四〇	九八三
	小孤山普通學堂	同　四十三年四月	三	一三九	—	一三九	—	八〇二
	大孤山普通學堂	同　四十三年五月	二	八三	二	八五	—	五九八
	南山普通學堂	同　四十三年五月	四	一三四	一四	一四八	—	一、〇六八
	閻家樓第一普通學堂	同　四十三年五月	三	九五	—	九五	—	八四九
	岔山普通學堂	同　四十三年五月	二	九七	四	一〇一	二〇二	五八〇
	馬家屯普通學堂	同　四十四年四月	四	一五五	—	一五五	—	一、〇四〇
	玉皇頂普通學堂	同　四十四年四月	三	一一〇	一	一一一	—	九三七
	黃嘴子廟普通學堂	同　四十四年四月	二	一三一	—	一三一	—	五八八
	董家溝普通學堂	同　四十四年四月	三	一一〇	一	一一一	一七八	七六一
	劉家店第一普通學堂	同　四十四年四月	二	七二	四	七六	—	一、一一九
	同　第二普通學堂	大正二年四月	二	七〇	—	七〇		
	大魏家屯普通學堂	明治四十四年五月	三	一〇六	二二	一二八	一三六	八三一
	老虎山第一普通學堂	同　四十四年五月	二	一一五	三	一一八	四一〇	六〇四
	同　第二普通學堂	同　四十四年五月	二	八四	三	八七		五三三
	金州街普通學堂	大正二年五月	四	一三一	—	一三一	五五三	九三四
連	凌水河子普通學堂	大正五年四月	二	七三	—	七三	—	五二四
	合計	(凡堂數　九)	三三	一、二一二	九四	一、三〇六	五九九	一二、四四九

普	朝陽寺第一普通學堂	明治四十一年五月	二	八一	二〇	一〇一	—	一,四五六
	同　第二普通學堂	同　四十五年五月	二	七〇	一三	八三	—	
	老爺廟普通學堂	同　四十二年四月	三	一一六	四	一二〇	六〇	八〇八
	石河驛第一普通學堂	同　四十三年四月	二	九七	一三	一一〇	—	一,一七五
	同　第二普通學堂	同　四十五年四月	二	六七	一七	八四	—	
	唐房普通學堂	同　四十三年四月	二	八九	九	九八	—	六九五
	土城子普通學堂	同　四十三年四月	二	八七	一	八八	—	六七五
	長嶺寺第一普通學堂	同　四十三年四月	二	九〇	三九	一二九	—	五五五
	韋家屯第一普通學堂	同　四十三年四月	二	一〇七	六	一一三	—	一,一九六
	同　第二普通學堂	大正二年四月	二	一〇四	一〇	一一四	—	
	長店堡普通學堂	明治四十三年五月	二	九五	五	一〇〇	九五	七三一
	姜家攤子第一普通學堂	同　四十三年五月	二	一二〇	一二	一三二	—	五八一
	粉皮墻第一普通學堂	同　四十三年五月	二	八八	一五	一〇三	—	五九四
	四道河子普通學堂	同　四十四年四月	二	八〇	—	八〇	—	七二七
	亮甲店第一普通學堂	同　四十四年四月	二	八九	—	八九	—	六三三
州	閻家樓第二普通學堂	同　二年五月	一	三七	三	四〇	—	三六八
	大孤山第二普通學堂	同　五年四月	一	四一	—	四一	—	五四一
	合計	(學堂數　一八)	四七	一,八一四	六三	一,八七七	一,六〇八	一三,一三六

蘭	大李家屯第一普通學堂	明治四十四年四月	二	七三	一三	八六	—	五九四
	林家屯普通學堂	同　四十四年四月	二	一〇八	一五	一二三	—	五八二
	臥龍屯普通學堂	同　四十四年四月	二	一一二	—	一一二	五六	五六八
	長山寺第一普通學堂	同　四十四年四月	三	一四三	—	一四三	—	一、三六五
	同　第二普通學堂	大正二年四月	二	一〇五	—	一〇五		
	後三道溝普通學堂	明治四十四年五月	二	八八	一七	一〇五	—	五九六
	鳳鳴島普通學堂	同　四十四年四月	一	四三	—	四三		一、一九七
	交流島普通學堂	大正三年四月	一	四〇	—	四〇	—	
	西中島普通學堂	明治四十五年五月	一	四七	—	四七		
	三十里堡第一普通學堂	同　四十四年五月	三	一四八	一六	一六四	—	一、〇六一
	同　第二普通學堂	同　四十五年四月	二	六七	八	七五		
	快馬廠普通學堂	同　四十四年五月	二	八五	—	八五	—	六七〇
	長嶺寺第二普通學堂	同　四十五年四月	二	八三	三一	一一四	—	六六四
	粉皮墻第二普通學堂	同　四十五年五月	二	九七	六	一〇三	—	五九四
	亮甲店第二普通學堂	大正二年四月	二	一一三	一六	一二九	—	六三三
	大李家屯第二普通學堂	同　二年四月	二	八二	二四	一〇六	—	四八九
	姜家堡子第二普通學堂	同　二年四月	二	一〇二	一四	一一六	—	五七三
店	快馬廠第二普通學堂	同　二年四月	二	四〇	七	四七	—	六一六

	普蘭店普通學堂	同 四年四月	二	七〇	三〇	一〇〇	—	九八七
	合計	(學堂數 三四)	六八	三、〇二六	三六〇	三、三八六	二一一	二〇、九七四
貔子窩	清水河第一普通學堂	明治四十二年五月	三	九七	五	一〇二	二〇四	八一〇
	城子疃普通學堂	同 四十三年四月	三	一四〇	一七	一五七	三一四	八三八
	碧流河普通學堂	同 四十三年四月	三	一一一	—	一一一	二二二	八三五
	小楊樹房普通學堂	同 四十四年四月	三	一四三	二五	一六八	三三六	八六二
	鄭家窰第一普通學堂	同 四十四年四月	二	六四	—	六四	一二八	八七九
	大譚家屯第一普通學堂	同 四十四年五月	三	六九	二二	九一	一八二	九三一
	大朱家屯普通學堂	同 四十五年五月	三	一〇九	八	一一七	二三四	八二九
	清水河第二普通學堂	大正二年三月	二	八六	—	八六	一七二	六〇〇
	廣鹿島普通學堂	同 二年四月	二	六〇	—	六〇	一二〇	五一五
	鄭家窰第二普通學堂	同 三年四月	二	六四	七	七一	一四二	九二一
	獐子島普通學堂	同 二年四月	二	六一	一四	七五	一七五	五七八
	老爺廟普通學堂	同 四年四月	三	七八	三六	一一四	一九二	八五八
	大譚家屯第二普通學堂	同 四年五月	一	三九	—	三九	七八	三八二
	夾河廟普通學堂	同 五年四月	三	一〇六	—	一〇六	二一二	八五六
	東老灘普通學堂	同 五年四月	三	七四	—	七四	一四八	九一三
	唐家房第一普通學堂	同 五年四月	三	七七	一一	八八	一七六	八五三

高	曹家房第二普通學堂	大正五年四月	三	七二	一〇	八二	一六四	八〇三
	營子河第一普通學堂	同　五年四月	三	一〇五	三三	二二八	二五六	九二九
	同　第二普通學堂	同　五年四月	二	一〇三	二二	一一五	二三一	六八二
	湯樹底普通學堂	同　五年四月	三	九一	九	一〇〇	二〇〇	八五五
	夾心子第一普通學堂	同　五年四月	四	一一〇	四〇	一五二	三〇〇	一、一二五
	同　第二普通學堂	同　五年四月	三	一一四	一三	一二七	二五四	九八七
	大長山島普通學堂	同　五年四月	二	九八	—	九八	一六〇	五八三
	小長山島普通學堂	同　五年四月	二	七九	二	八一	一四〇	六六六
	海洋島普通學堂	同　五年四月	二	八七	—	八七	一七〇	六〇六
	合計	(學堂數　二五)	六五	二、二三七	二五四	二、四九一	四、八〇九	一九、六九六
總計		(學堂數　一一四)	三〇〇	一二、一三六	一、四四八	一三、五八四	一二、七〇七	八九、五六二
大正四年		(同　七七)	一七三	六、五三二	五二〇	七、〇五二	六、七八八	五〇、四二八
同　三年		(同　七六)	一五二	五、三七三	四三一	五、八〇四	九、四一七	四一、四〇一
同　二年		(同　七四)	一三九	四、九四四	三九二	五、三三六	一〇、三四六	四〇、九七七
同　元年		(同　五九)	九九	三、五三六	一七六	三、七一二	八、三一五	三三、四五九
明治四十四年		(同　四六)	六三	二、三一九	二三	二、三五二	五、八二六	一六、〇一四

一　本表ハ從來ノ蒙學堂ト稱セシヲ大正五年四月一日ヨリ普通學堂規則ニ依リ改稱セシモノニシテ各會ノ設立ニ係リ支那人兒童ニ普通教育ヲ施ス學堂ニシテ教員生徒共ニ支那人ナリ

一　表中授業料支出額ハ一箇年間ノ額ニシテ支那課ナリ又生徒一人當リ經費ハ年末現在生徒數ヲ以テ一箇年間ノ經費ヲ除シタル額ナリ

▲私立公學堂（大正五年末日現在）

學堂名	所在地	設立年月	教員 日本人	教員 支那人	教員 計	生徒	經費
瓦房店公學堂	瓦房店鐵道附屬地	大正二年三月	二	一	三	八五	三、五三二圓
熊岳城公學堂	熊岳城鐵道附屬地	明治四十二年十二月	三	二	五	一二四	四、七七三
蓋平公學堂	蓋平鐵道附屬地	同　四十三年四月	三	—	三	五三	二、六一四
遼陽公學堂	遼陽鐵道附屬地	同　四十五年四月	九	四	一三	二四一	一一、八二八
本溪湖日語學堂	本溪湖鐵道附屬地	大正二年四月	二	—	二	八二	三、九二一
撫順日語學堂	撫順鐵道附屬地	同　四年四月	二	一	三	一一九	一、六八三
開原公學堂	開原鐵道附屬地	同　三年四月	五	二	七	一七三	六、一九〇
四平街公學堂	四平街鐵道附屬地	同　二年六月	二	一	三	六二	?
長春公學堂	長春鐵道附屬地	同　元年十一月	四	二	六	一〇八	八、〇六六
總計	（學堂數　九）		三二	一三	四五	九四七	四二、六〇六
大正四年	（同　四〇）		三四	一一八	一五二	五、〇三五	七六、五六六
同　三年	（同　三六）		三五	九九	一三四	四、四〇四	七〇、八一五
同　二年	（同　二六）		二二	六二	八四	二、三四三	三五、六〇三
同　元年	（同　一〇）		一二	一九	三一	七七七	二六、八四三
明治四十四年	（同　五）		?	?	一七	四八四	?

▼私立書房（大正五年末日現在）

地方	書房	教師	生徒 男	生徒 女	生徒 計	經費
旅順	八	八	八三	一一	九四	圓 七九七
大連	二九	三三	五六一	三三	五九四	三、八九六
金州	五	五	七三	二	七五	二一四
普蘭店	一	一	三二	七	三九	五一
貔子窩	九	九	六四	—	六四	六〇九
總計	五二	五六	八一三	五三	八六六	五、五六七
大正四年	九一	一〇五	一、七六五	九二	一、八五七	圓 一〇、八二一
同三年	七六	八二	一、三二九	四三	一、三七二	七、五一五
同二年	一三三	一四二	二、〇六九	九八	二、一六七	一二、一三三
同元年	二三〇	二三三	三、五八五	四四	三、六二九	二〇、三八一
明治四十四年	二五二	二五四	三、六〇五	四八	三、六五三	二〇、〇〇三

一本表ハ書房、書屋、書齋、書館、小學堂ト稱セル漢籍ノ讀寫ヲ教授スル支那式ノ學校ニシテ概ネ私人ノ設立ニ係リ教師生徒共ニ支那人ナリ

一表中經費ハ一箇年間ノ支出額ニシテ支那銀ナリ

(D)**中學校と女學校** 明治四十二年三月旅順に中學校を設置し大正七年四月大連に中學校を設置したり、高等女學校は明治四十三年始めて旅順に設置せられ、大正三年九月に至り大連に高等女學校を設置せり、今以上兩校に關する統計を記せば左の如し。

▼**中學校**　(大正五年末日現在)

校名	職員	現在數 一學年	二學年	三學年	四學年	五學年	計
關東都督府中學校	三五	一三三	一二七	九一	八七	六三	五〇一
大正四年	四〇	一二九	一一五	九〇	七三	五五	四六二
同　三年	四三	一三三	一〇九	九二	七一	五八	四六三
同　二年	四〇	一三三	一〇一	八二	六九	五六	四四一
同　元年	三二	一三二	九七	八三	六三	二四	三九九
明治四十四年	三二	一一三	八六	七三	二八	—	三〇〇

一本表ノ中學校ハ關東都督府ノ直轄ニシテ明治四十二年四月ノ開校ナリ

▼**高等女學校**　(大正五年末日現在)

校名	職員	生徒現在數 三學年	四學年	五學年	計
旅順高等女學校	二〇	六八	四六	二一	一三五
大連高等女學校	一五	四五	四一	×一三　三六	一三五
總計	三五	一一三	八七	×一三　五七	二七〇
大正四年	三三	一〇一	七三	×一三　六四	二五一
同三年	三一	九四	七三	×五〇　三二	二四九
同二年	一八	六〇	三九	三一	一三〇
同元年	二二	四九	三六	三三	一一八
明治四十四年	一七	四三	三八	一一	九二

一本表ノ高等女學校ハ關東都督府ノ直轄ニシテ旅順ハ明治四十三年七月一日、大連ハ大正三年九月一日ノ開校ナリ
一表中×印ヲ附スルモノハ講習科生徒ナリ

(E)**工科學堂**に**醫學堂**　旅順工科學堂は明治四十二年設立され翌年四月、機械科四十名、電氣學科三十九名、採鑛冶金科三十八名合計百十七名を內地の優良なる中學校卒業生より選拔入學せしめ五月十日始業式を擧行せり、各學科の修業年限は

四箇年なるが卒業者にして既修の學科につき更らに研究せんとするものあるときは二箇年以内在學せしむることとせり。又明治四十四年六月奉天なる附屬地に高等專門學校程度の南滿醫學堂を開設し、學科は豫科、本科、研究科の三科に分ち、修業年限は豫科二年、本科四年、研究科一年とし本科學生は中學卒業生を採用するものとし、支那人は此等程度の學生を得ること難きを以つて特に豫科を置きて相當修養あるものを採用し二箇年間日本語及び普通學を授け本科に入學せしむることとせり。今工科學堂に關する統計を記せば左の如し。南滿醫學堂の統計に關しては私立學校の部に一括して記すべし。

(F)高等學堂　大正五年三月府令第七號を以つて旅順高等學堂規則を發布し豫科及び師範科の二科を置けり、今其の經費、財産其の他の統計を示せば左の如し。

▼高等學堂　(大正五年末日現在)

校名	職員	生徒 豫科 一學年	豫科 二學年	豫科 計	師範科 一學年	師範科 二學年	師範科 三學年	師範科 計
旅順高等學堂	二	一四	—	一四	一五	二八	—	四三

一本表ノ旅順高等學堂ハ關東都督府ノ設立ニ係リ大正五年六月一日ノ開校ニシテ生徒ハ悉ク支那人男子ナリ

(G) 私立學校其他

に關するものを擧ぐれば左の如し。

▼私立學校

(大正五年末日現在)

名稱	所在地	設立年月	教員	生徒 日本人 男	生徒 日本人 女	生徒 支那人 男	生徒 支那人 女	生徒 合計 男	生徒 合計 女	生徒 合計 計
旅順語學校	旅順八島町	明治四十三年九月	九	一〇二	—	一一	—	一一三	—	一一三
南滿洲工業學校	大連兒玉町	同　四十四年五月	二七	二五九	—	八	—	二六七	—	二六七
大連商業學校	同　播磨町	同　四十三年九月	二一	三五〇	—	五	—	三五五	—	三五五
南滿醫學堂	奉天	同　四十四年六月	三三	一〇八	—	一二一	—	二二九	—	二二九
總計	(學校數　四)		九〇	八一九	—	一四五	—	九六四	—	九六四
大正四年	(同　四)		一〇一	九二五	—	一二七	—	一、〇五二	—	一、〇五二
同　三年	(同　四)		八四	九一九	—	一一三	—	一、〇三二	—	一、〇三二
同　二年	(同　六)		二一七	六九二	一三五	七一	三	七六三	一三八	九〇一
同　元年	(同　六)		七五	八〇三	八〇	四一	一	八四四	八一	九二五
明治四十四年	(同　九)		六九	七一七	七五	一五	—	七三二	七五	八〇七

一表中南滿洲工業學校及ヒ南滿醫學堂ハ南滿洲鐵道株式會社旅順語學校及ヒ大連商業學校ハ東洋協會ノ經營ナリ

▼私立實業補習學校（大正五年度末日現在）

校名	設立年月	學科目	教員	生徒 日本人	生徒 支那人
旅順實業補習學校	大正五年四月	支那語	二	二一	一
沙河口實業補習學校	同 二年一月	國語、算術、理科、設計、機關車、機關學、車輛、英語、支那語、日本語	八	八五	—
普蘭店實業補習學校	同 三年四月	支那語	二	一〇	—
寺兒溝實業補習學校	同 四年八月	國語、算術、日本語、支那語、英語、理科	六	一〇七	六九
瓦房店實業補習學校	明治四十三年四月	國語、算術、代數、英語、機械、支那語、日本語	一〇	一三七	一三
瓦房店實科女學校	大正三年四月	修身、女禮、國語、算術、家事、裁縫	四	二四	—
熊岳城實業補習學校	明治四十三年四月	支那語、日本語、國語、算術	四	二四	三三
蓋平實業補習學校	同 四十三年四月	日本語、支那語	二	一一	二一
大石橋實業補習學校	同 四十三年四月	國語、算術、支那語、代數、英語、機械、日本語	八	八六	四三
大石橋實科女學校	大正三年四月	修身、女禮、國語、算術、家事、裁縫	五	二四	—
營口實業補習學校	同 三年五月	國語、算術、支那語、英語	五	六八	—
海城實業補習學校	同 二年四月	國語、算術、支那語	四	一三	—
遼陽實業補習學校	明治四十三年四月	國語、算術、代數、幾何、英語、支那語、露語、機械、運輸	一九	一一三	—
遼陽實科女學校	大正二年五月	修身、女禮、國語、算術、家事、裁縫、手藝	六	二九	—

蘇家屯實業補習學校	大正二年十月	國語、算術	一	一二	—
奉天實業補習學校	明治四十三年四月	國語、算術、英語、支那語、幾何、代數、機械、簿記、專門豫科、商業地理、車輛、理科	一五	二〇三	—
奉天實科女學校	大正二年五月	修身、國語、算術、裁縫、造花、ミシン、刺繡	五	二九	—
鐵嶺實業補習學校	同　元年九月	英語、支那語、日本語、機械、代數、算術、國語、實業豫科、建築、簿記、漢文	一四	一〇一	八七
鐵嶺實科女學校	同　四年五月	修身、國語、算術、家事、裁縫、女禮	二	四四	—
開原實業補習學校	明治四十五年四月	支那語、專門豫科、英語、國語、算術、漢文	六	四七	—
雙廟子實業補習學校	大正三年六月	支那語、日本語	二	一七	三三
昌圖實業補習學校	明治四十三年四月	國語、算術、支那語、日本語	三	三〇	三三
四平街實業補習學校	同　四十三年六月	支那語、日本語	二	二七	二〇
公主嶺實業補習學校	同　四十三年四月	國語、算術、英語、支那語、露語、代數、幾何、機械、簿記	一〇	一三四	—
公主嶺實科女學校	大正二年六月	修身、女禮、國語、算術、家事、裁縫	四	一七	—
郭家屯實業補習學校	同　三年五月	支那語、日本語	三	二三	三九
范家屯實業補習學校	同　二年十月	日本語	一	一二	—
長春實業補習學校	明治四十三年四月	國語、算術、專門豫科、英語、支那語、露語、代數、日本語、地理、歷史、理科、機械、簿記	一八	四一九	九四
長春實科女學校	大正二年六月	修身、國語、家事、女禮、裁縫、算術	六	一九	—
本溪湖實業補習學校	明治四十四年七月	國語、算術、英語、日本語、支那語、簿記、代數、土木、建築	一一	八二	七五
本溪湖實科女學校	大正三年四月	修身、國語、算術、家事、女禮、裁縫、ミシン、體操、唱歌	五	九	—
橋頭實業補習學校	明治四十四年七月	國語、算術、英語、機械、支那語、日本語	五	七五	一三

連山關實業補習學校	大正四年四月	國語、算術、日本語、支那語	四	三三	二四
鳳凰城實業補習學校	同 三年四月	支那語	一	九	—
鷄冠山實業補習學校	明治四十五年七月	國語、算術、支那語、機械、日本語	五	九	二一
撫順實業補習學校	同 四十三年四月	國語、算術、英語、代數、日本語、支那語、電氣、理科、機械、建築	一七	二三五	二九
撫順實科女學校	大正三年四月	國語、算術、家事、女禮、裁縫、修身	九	四七	—
總計	(學校數三七)		三三四	二、三八三	六一四
大正四年度	(同 三八)		二四四	二、七〇八	六三九
同 三年度	(同 三六)		二一四	三、三〇四	二九九
同 二年度	(同 二五)		一五三	一、八六一	二九三
同 元年度	(同 一五)		一〇七	九三八	一二三
明治四十四年度	(同 一三)		一〇五	一、二二四	—

一 本表ノ補習學校ハ南滿洲鐵道株式會社ノ經營設立ニ係リ主トシテ其社員ニ實務上必要ナル知識技術ヲ敎授スル學校ニシテ授業料ヲ徵收セス

▼小學校

(大正五年末日現在)

校名	設立年月	設立者	教員數	學級數	生徒數 男	生徒數 女	生徒數 計
營口尋常高等小學校	明治三十九年五月	牛莊居留民團	八	四	一一三	一二五	二三八

奉天小學校	明治三十九年十月	奉天居留民會	三	六	四三	二九	七三
安東尋常高等小學校	同　三十九年十月	安東居留民團	一九	一一	二七五	二七一	五四六
總計	(學校數　三)		三〇	二一	四三一	四一五	八四六
大正四年	(學校數　三)		二九	二一	四五八	四二五	八八三
同　三年	(同　三)		二八	一八	四七三	三八一	八五四
同　二年	(同　三)		二八	一七	四一〇	三六〇	七七〇
同　元年	(同　三)		二八	一七	四二〇	三五六	七七六
明治四十四年	(同　四)		二九	二三	五〇九	四二三	九三二

一表中經費ハ一箇年間ノ總額ナリ

▼各種學校　(大正五年末日現在)

校名	設立年月	教員 日本人 男	教員 日本人 女	教員 支那人 男	教員 支那人 女	教員 合計 男	教員 合計 女	教員 合計 計	生徒 日本人 男	生徒 日本人 女	生徒 支那人 男	生徒 支那人 女	生徒 合計 男	生徒 合計 女	生徒 合計 計
營口實業學堂	大正二年七月	六	—	二	—	八	—	八	—	—	一一四	—	一一四	—	一一四
奉天外國語學校	明治四十三年三月	一	—	一	—	二	—	二	二九	一	七六	一	一〇五	二	一〇七
鐵嶺鐵嶺日語學堂	同　四十五年七月	二	—	一	—	三	—	三	—	—	五九	—	五九	—	五九
安東安東實業補習學校	同　四十一年二月	九	二	一	—	一〇	二	一二	一〇八	一三	—	—	一〇八	一三	一二一
安東中日懇親學堂	大正二年七月	四	—	一	—	五	—	五	一八	—	七九	—	九七	—	九七

總計（學校數 五）	二三	二	六	|	二八	二	三〇	一五五	一四	三三八	一	四八三	一五	四九八
大正四年（學校數 四）	一九	三	六	|	二五	三	二八	一四四	一五	二三八	|	三八二	一五	三九七
同三年（同 六）	二三	一	四	|	二七	一	二八	一一二	二六	二〇五	三	三一七	二九	三四六
同二年（同 八）	二三	一	七	|	三〇	一	三一	一五五	二七	二六八	九四	四二三	一二一	五四四
同元年（同 六）	二二	一	五	|	二七	一	二八	一三五	三	八八	五三	二二三	五五	二七八
明治四十四年（同 四）	一四	|	二	|	一六	|	一六	一三七	|	五四	|	一九一	|	一九一

一表中經費ハ一箇年間ノ總額ナリ

▲幼●稚●園●（大正五年末日現在）

園名	官公私立ノ區別	保姆	幼兒 男	幼兒 女	幼兒 計	保育滿期 男	保育滿期 女	保育滿期 計
奉天（奉天幼稚園	公立	一	一四	二一	三五	一三	二一	三四
安東（安東幼稚園	公立	二	二三	一七	四〇	一五	八	二三
總計（幼稚園數 二）		三	三七	三八	七五	二八	二九	五七
大正四年（幼稚園數 二）		三	四一	三七	七八	?	?	?
同三年（同 二）		四	二七	二九	五六	五	四	九

大正二年	（幼稚園數 二）	二	三八	三一	六九	一〇	一〇	二〇
同元年	（同 二）	一	二六	一七	四三	一一	一〇	二一
明治四十四年	（同 二）	二	四四	二九	七三	一三	一三	二五

一表中保育滿期ノ幼兒數及經費ハ一箇年間ノ事實ナリ

(九)衛生　明治四十年より大連及び旅順に療病院を置き又州內、胡家屯、小平島、老虎灘、柳樹屯、金州、普蘭店、貔子窩、山西屯の八箇所に公醫を置き一般患者の治療をなすと共に貧病の施療、傳染病豫防其の他衛生に關する事項を擔任せしめ、又、州外に於いては滿鐵の所屬病院にある醫員を囑託とし警察關係の醫務及び賣春婦の診療をなさしむることとせり、此外に滿鐵の醫院若しくは出張所あり、今其等の病院につき大正五年末日現在を記せば左の如し。

▼病院ノ一（州內）

（大正五年末日現在）

地方	官公私立ノ別	名稱	設立年月日	職員：醫員	職員：嘱託員	職員：事務員	職員：看護婦	職員：計	診療患者
	官立	旅順婦人醫院。	明治三十八年七月九日	二	一	二	三	八	八二五

旅順	同	旅順療病院□	同 四十年七月三十一日	一	｜	二	三	六	二三五
	同	關東都督府醫院	同 四十一年十一月一日	三	六	一〇	三三	六一	一五、一五一
	私立	遼東病院	同 三十九年二月二十四日	一	一	｜	二	四	一、五五九
	同	塚澤齒科治療所	同 四十二年六月二十二日	一	｜	｜	｜	一	八三八
	同	遼東齒科醫院	大正 元年五月一日	一	｜	｜	｜	一	一、二一〇
	同	木村病院	同 五年三月一日	一	｜	｜	｜	一	四二七
	同	島崎病院	同 五年四月十日	一	｜	｜	｜	一	七五二
	同	小坂醫院	同 五年八月一日	一	｜	一	一	三	三四七
		合計	(病院數 九)	一二	八	一五	四二	八六	二一、三四四
大連	官立	大連婦人醫院○	明治四十年五月三十日	四	一	二	四	二	二、二七三
	同	大連療病院□	同 四十三年九月六日	三	一	二	五	二	四四八
	私立	近藤醫院	同 三十八年四月十九日	一	一	一	四	七	一、〇〇三
	同	同仁醫院	同 三十八年五月三日	一	一	｜	一	三	一、二九六
	同	東信醫院	同 三十八年八月四日	一	一	｜	三	五	一、七〇八
	同	久保田齒科醫院	同 三十八年十月十三日	一	一	六	｜	八	九一四
	同	田邊醫院	同 三十八年十一月十四日	二	一	一	三	七	四、四二九
	同	松本醫院	同 三十九年三月十七日	一	｜	｜	｜	一	一、一二〇

	私立	弘濟醫院	明治三十九年四月十四日	一	一	一	三	六	一、七八〇
	同	大連慈惠病院	同　三十九年九月一日	三	一	一	七	一三	一、八〇二
	同	大連醫院	同　四十年四月一日	三一	一〇	二一	一〇二	一五四	三三、一〇八
	同	吉田齒科醫院	同　四十年十月十九日	一	|	|	|	一	一、〇三六
	同	宏濟病院	同　四十二年六月一日	二	一	一	三	七	一一、八五三
	同	桐原醫院	同　四十二年九月十日	一	一	|	二	四	三、〇九九
	同	三好醫院	同　四十四年一月十日	二	二	二	六	一二	四、四三七
	同	鈴木醫院	同　四十四年五月二十五日	一	一	一	二	五	五、五六一
大連	同	黑澤醫院	同　四十五年三月一日	一	一	|	三	五	三、二七一
	同	井上醫院	大正元年九月四日	一	一	|	二	四	一、一三五
	同	遼東齒科醫院	同　二年一月十七日	一	一	一	|	三	一、三九六
	同	中村醫院	同　二年三月七日	三	一	一	四	九	五、九七九
	同	大連齒科醫院	同　二年四月二十八日	一	|	一	|	二	一、五五四
	同	笹間齒科醫院	同　三年九月二十一日	一	|	二	|	三	五七一
	同	秋山齒科醫院	同　三年十一月九日	一	一	|	|	二	一、〇三八
	同	下重齒科醫院	同　三年十二月十一日	一	|	|	|	一	五二七
	同	大連醫院沙河口分院	同　四年一月十九日	一	一	|	三	五	三、三八四
	同	脇屋醫院	同　四年二月十日	一	|	|	一	二	八五九

大連	同	中村醫院	同 四年七月二十四日	一	一	|	一	三	一、六五四
	同	森本醫院	同 四年十月七日	一	一	|	二	四	一、九五九
	同	藤掛齒科醫院	同 四年十二月二日	一	一	|	|	二	四七
	同	鞍掛齒科醫院	同 五年二月一日	一	一	|	|	二	三五八
	同	玉井眼科專門醫院	同 五年三月六日	一	一	|	二	四	七四二
	同	川越齒科醫院	同 五年三月十日	一	|	|	一	二	一、六〇二
	同	長屋醫院	同 五年五月十一日	一	|	|	|	一	一〇五
	同	ウイリアムベントン、フクラトシ	同 五年七月一日	一	|	|	|	一	四五〇
	同	池田齒科醫院	同 五年十一月一日	一	|	|	|	一	六三
	同	暢神堂副島内科醫院	同 五年十一月廿七日	一	一	|	二	四	一三九
	同	小野田セメント會社醫務室	同 五年十一月三十日	一	一	|	|	二	八八七
	合計		(病院數 三七)	七九	三七	三四	一六六	三一六	一〇三、〇一二
總計			(同 四六)	一〇〇	四五	四九	二〇八	四〇二	一二四、三五六
大正四年			(同 三九)	八二	三九	四四	二〇六	三七一	九八、五六七
同三年			(同 四〇)	九一	四三	五二	一九〇	三七六	九四、二八九
同二年			(同 三四)	九〇	四四	四四	一七六	三五四	八七、一〇五
同元年			(同 三一)	九四	三三	四四	一七五	三四六	九三、六三二

明治四十四年		〔病院數 三二〕	九一	二七	三四	一八三	三三五	八三、〇三五

一 表中職員ハ年末現在、診療患者ハ一箇年間ノ事實ニシテ患者ハ單ニ人員ナリ次表亦同シ

一 名稱ノ下ニ○印ヲ附シタルモノハ醫院ニシテ□印ハ避病院ナリ

▼病院ノ二（州外）

〔大正五年末日現在〕

地方	官公私立ノ別	名稱	設立年月日	職員 醫員	職員 調劑員	職員 事務員	職員 看護婦	職員 計	診療患者
瓦房店	私立	滿鐵瓦房店醫院	明治四十一年十二月五日	一	一	一	五	八	一、六四九
	同	熊岳城醫院	大正四年一月十五日	一	|	|	|	一	五三三
大石橋	同	滿鐵大石橋醫院	明治四十一年五月一日	一	|	一	三	五	一、五九九
遼陽	同	滿鐵遼陽醫院	同 四十年十月四日	四	二	三	一四	二三	四、二八七
	同	後藤病院	同 四十一年十二月十日	一	一	|	|	二	五、三八七
奉天	同	滿鐵奉天醫院	同 四十年十月二十八日	二七	五	四	六四	一〇〇	一八、一三二
本溪湖	同	本溪湖煤鐵公司醫院	同 三十九年五月二十日	三	一	一	二	七	四、〇一三
	同	滿鐵本溪湖醫院	同 四十三年七月十五日	二	一	一	六	一〇	二、四二八
	同	橋頭公醫診療所	大正四年一月十七日	一	一	|	一	三	一、六〇三
撫順	同	滿鐵撫順炭坑醫院	明治四十年四月一日	二四	三	七	三六	七〇	三六、三九〇

鐵嶺	同	滿鐵鐵嶺醫院	同四十一年五月二十日	三	二	三	一三	二一	四、一六三
開原	同	滿鐵鐵嶺醫院開原分院	同四十二年十二月十九日	一	一	|	二	四	二、四四二
	同	滿鐵長春醫院	同四十一年十一月一日	七	一	二	一九	二九	六、二九六
長春	同	杏林堂醫院	大正元年十月二十八日	一	|	一	二	四	二、九六六
	同	同仁醫院	同三年十二月十二日	一	|	|	二	三	一、二四五
	同	華實醫院	同五年十月十六日	一	|	一	二	四	二二七
四平街	同	滿鐵公主嶺醫院四平街分院	同二年十月一日	一	|	一	一	三	八〇六
公主嶺	同	滿鐵公主嶺醫院	明治四十年十月一日	二	二	二	七	一三	一一、二〇一
	同	橘醫院	大正二年四月二十八日	一	一	|	|	二	一、六九六
安東	同	滿鐵鷄冠山醫院	明治四十二年六月十五日	一	|	|	一	二	九九一
總		計	(病院數　二〇)	八四	二三	二八	一八〇	三一四	一〇八、〇五二
大正四年			(同　二一)	六〇	二〇	三一	一七三	二八三	八五、七〇六
同　三年			(同　二二)	六八	二〇	三八	一六八	二九一	八七、五五七
同　二年			(同　二四)	五三	一七	三一	一三六	二三七	八〇、八三一
同　元年			(同　二三)	四二	二四	三一	一一一	二〇八	五五、四一〇
明治四十四年			(同　二二)	四三	一七	三〇	八八	一七八	四八、二八八

▼南滿洲領事館管內

▼病　院（大正五年末日現在）

名稱		設立年月	職員 醫員	調劑員	書記	看護婦	計	患者
牛莊	酒井醫院	明治三十五年五月	一	—	—	—	一	一、四八五
	笹本齒科醫院	同 四十年十二月	一	—	—	—	一	一、四七五
	古川醫院	同 四十一年二月	一	一	—	—	二	一、五七一
	滿鐵營口醫院	大正 二年一月	七	二	二	二二	三三	五、九一七
	滿鐵營口西分院	同 二年十二月	一	一	一	一	三	三、〇二六
	內田醫院	同 五年五月	一	一	—	—	二	一、一二〇
遼陽	遼陽醫院	大正 五年六月	一	—	一	二	四	二三二
奉天	日本赤十字社奉天病院	明治四十二年十一月	四	一	三	二三	三一	六三、九一七
	滿鐵奉天醫院分院	大正 四年一月	二	一	—	三	六	二一、五三〇
	博愛醫院	同 四年四月	一	—	一	—	二	六八六
	天野醫院	同 四年八月	一	一	—	—	二	一、〇二三
鐵嶺	日華堂醫院	大正 二年九月	一	—	—	—	一	六二六

長春	滿鐵醫院城内出張所	明治三十九年十一月	一	一	｜	二	四	一、〇七二
安東	木庭醫院	明治三十八年九月	一	｜	一	二	四	一、六九一
	佐々木醫院	同　四十年八月	一	一	一	二	五	一、八二一
	安東醫院	同　四十三年八月	一〇	四	三	二七	四四	一〇、九四五
	成田醫院	同　四十三年十月	一	｜	一	三	五	一、六二一
	中島醫院	同　四十二年五月	一	一	｜	一	三	一、一七一
總計		(病院數　一八)	三七	一五	一三	七八	一四三	一一〇、九二七
大正四年		(病院數　二二)	四二	一三	一九	七六	一五〇	一〇〇、七五二
同　三年		(同　一四)	三五	一〇	一四	七三	一三二	四〇、三九一
同　二年		(同　一五)	三一	一一	一九	五七	一一八	四〇、九九六
同　元年		(同　一三)	二八	一一	二三	五〇	一一一	六六、六七七
明治四十四年		(同　一三)	二五	一一	一七	四二	九五	五四、三七八

一　表中患者數ハ一箇年間ノ事實ナリ

▼赤十字社病院及救療所●●●●●●●●●

(大正五年末日現在)

名稱	所在地	設立年月日
奉天病院	奉天小西關	明治四十二年十一月三日
錦州救療所	奉天省錦縣錦州城内	大正五年八月十五日

牛心臺救療所	奉天省本溪湖牛心臺	同	年八月十五日
通化救療所	奉天省通化縣通化	同	年八月十五日
掏鹿救療所	奉天省西豐縣掏鹿	同	年八月十五日
大疙疸救療所	奉天省西安縣大疙疸	同	年八月十五日
農安救療所	吉林省農安縣農安	同	年九月二十五日
雙城堡救療所	吉林省雙城縣雙城堡	同	年八月十五日
傅家甸救療所	吉林省濱江縣傅家甸	同	年八月十五日
齊々哈爾救療所	黑龍江省齊々哈爾城內	同	年十月十四日
龍口救療所	山東省登州縣龍口	同	年八月十五日

總計

(十)海運　明治四十年四月滿鐵會社の創設と共に大連埠頭を同會社に讓渡し同社の所管とせり、又、同年十一月府令を以つて海務局を大連に設置し、檢疫、港務、海事に關する事項を掌ごらしめ大連港則其の他必要なる規則公布され、更らに四十一年勅令を以つて都督府海務局官制公布され、都督管理の下に前記の事項を掌理することとなれり、其の後、四十三年十月に至るや港則を改正し且つ水先案內規則を制定せり、又旅順口は四十三年六月勅令第三百四號により同港の一部を開放し外國

船舶の出入を許し、同年七月旅順港則同細則並びに取締規則を公布し、海務局も亦七月一日より其支局を設置したり、以つて兩港とも今に至れり。

(十一)宗教　は神道、佛教、基督教にして神道には大社教、天理教、金光教、御嶽教等あり、佛教には眞宗、淨土宗、日蓮宗、曹洞宗、眞言宗あり、基督教には日本基督教會、聖公會、大連基督教會、救世軍の四派あり、今其等の宗教關係に就て大正五年末日現在を示せば左の如し。

▼寺院教會堂及廟宇

(大正五年末日現在)

地方	神道(教會)	佛教 寺院及廟宇	基督教 布教所	基督教 教會堂	基督教 說教所	回々教(寺院)	道教(寺院)	廟宇	合計
旅順	四	七	—	二	四	—	一	一三	三一
大連	一五	七	五	六	四	—	—	三一	六八
金州	—	六	—	三	—	—	—	三一	四〇
普蘭店	—	六	—	一	—	—	—	四五	五二
貔子窩	十	六	一	—	一	—	三	六四	八五
瓦房店	二	—	一	—	—	—	—	—	三
大石橋	—	—	一	—	—	—	—	—	一

遼陽	一	三	|	一	|	|	|	|	五
奉天	三	一	一	一	|	|	|	|	六
本溪湖	三	二	四	|	|	|	|	|	九
撫順	三	四	六	一	|	|	|	|	一四
鐵嶺	一	|	一	|	|	|	|	|	二
開原	二	|	二	一	|	|	|	|	五
長春	四	|	四	|	一	|	|	|	九
四平街	|	|	三	|	|	|	|	|	三
公主嶺	|	一	二	|	|	|	|	|	三
安東	四	二	一	|	|	|	|	一	八
總計	四二	四五	三二	一六	一〇	|	一四	一八五	三四四
大正四年	三一	三八	二五	一五	一七	|	二八	一五五	三〇九
同三年	二〇	三一	二六	一二	一〇	一	二七	一二四	二五〇
同二年	一五	三五	一七	一二	八	|	二八	一二三	二三七
同元年	一三	三二	一四	七	一三	|	二七	一三六	二四一
明治四十四年	一〇	二五	一七	七	八	一	一三	一二一	二〇二

一、本表ハ主トシテ宗教部内ニ屬スルモノヲ掲ケ祭祀ニ屬スルモノハ之ヲ掲ケス但シ神道、佛教等ノ區別ハ往々疑ハシク中ニハ神佛混合セルモノアリ

▼布教者及信徒（大正五年末日現在）

地方	神道 布教者	神道 信徒	佛教 布教者	佛教 信徒	基督教 布教者	基督教 信徒	回回教 布教者	回回教 信徒	道教 布教者	道教 信徒	合計 布教者	合計 信徒
旅順	六	一、一一五	一四	四、二五〇	七	一三七	—	—	一	?	二八	五、五〇二
大連	二	三、四五七	三八	一九、四八〇	二〇	九二三	—	—	3	—	七九	二三、八五九
金州	—	—	五	二、四七八	—	五六	—	—	—	—	五	二、五一四
普蘭店	—	—	四	三、〇八三	一	一八	—	—	—	—	五	三、一〇一
貔子窩	—	—	二九	五、五八四	一	一五七	—	—	一五	九、八三八	四五	一五、五七九
瓦房店	一	五七二	一	一三〇	—	—	—	—	—	—	二	七〇二
大石橋	—	—	一	二〇〇	—	—	—	—	—	—	一	二〇〇
遼陽	二	一五〇	二	六二〇	一	二五	—	—	—	—	五	七九五
奉天	三	二〇〇	二	一、一〇〇	一	一二五	—	—	—	—	六	一、四二五
本溪湖	三	四〇	五	四〇九	—	—	—	—	—	—	八	四四九
撫順	一	一四五	七	四、七〇二	一	六三	—	—	—	—	九	四、九一〇
鐵嶺	一	一、四一四	一	四〇〇	—	—	—	—	—	—	二	一、八一四
開原	二	八	二	一八一	三	一八	—	—	—	—	七	二〇七
長春	二	六三	四	二、二八三	一	一七	—	—	—	—	七	二、三六三
四平街	—	—	三	六四六	—	—	—	—	—	—	三	六四六

公主嶺	—	—	四	六三五	—	—	—	—	—	—	四	六三五
安東	—	—	二	一四二	—	—	—	—	—	—	二	一四二
總計	四二	七、一六四	一二四	四六、三二二	三六	一、五三八	—	—	一六	九、八三八	二一八	六四、八六二
大正四年	三六	七、〇二九	九七	四六、三三三	三六	一、八六〇	—	—	四一	二〇、三三〇	二一〇	七五、五五一
同三年	三一	三、九九九	九〇	四一、二六八	四一	一、〇二四	一	五〇	三二	一八、四三一	一九五	六四、七七二
同二年	二六	三、〇四六	七一	三五、五九五	二六	八四〇	—	—	三三	一九、一九二	一五六	五八、六七三
同元年	一六	二、六九六	五三	二五、五〇〇	七〇	五九三	—	—	三二	一九、四九七	一七一	四八、二八六
明治四十四年	一四	二、二九六	四二	二九、九三八	五一	七一一	一	三五	一二	三、七七七	一二〇	三六、七五七

一本表布教者ハ神道ニ在テハ神主、佛教ニ在テハ住職、布教師、僧侶及廟宇ノ堂守基督教ニ在テハ宣教師、傳導師、牧師、回回教及道教ニ在テハ僧侶　道士及廟宇ノ堂守ヲ包含ス

▼南滿洲領事館管內

▼社・寺・及・教・會・

(大正五年末日現在)

地方	神道 神社	神道 教務所及布教所	佛教 寺院	佛教 布教所及說教所	基督教 教會堂	基督教 說教所	合計
牛莊	二	—	—	四	—	—	六

奉天	—	一	—	四	二	—	六
鐵嶺	一	—	—	二	—	—	三
安東	一	三	一	四	二	一	一[illegible]
總計	四	四	一	一四	二	一	二六
大正四年	四	二	—	一七	一	一	二五
同三年	四	二	—	一五	一	—	二三
同二年	五	二	一	一三	一	—	二三
同元年	三	二	—	一二	一	—	一七
明治四十四年	三	二	—	一三	二	—	二〇

▼布教者及信徒（大正五年末日現在）

地方	神道 布教者	神道 信徒	佛教 布教者	佛教 信徒	基督教 布教者	基督教 信徒	合計 布教者	合計 信徒
牛莊	—	—	四	四七〇	—	—	四	四七〇
奉天	二	二四〇	七	一、〇五〇	一	三五	一〇	一、三二五
鐵嶺	一	—	四	五〇八	—	—	五	五〇八
安東	四	五二四	五	二、一五〇	一	八五	一〇	二、七五九

總計	七	七六四一	二〇	四、一七八	二	一二〇	二九	五、〇六二
大正四年	三	三七八	一八	五、一九八	二	六一	二三	五、六三七
同三年	三	?	一七	?	—	?	二〇	?
同二年	三	?	一五	?	—	?	一八	?
同元年	四	?	一五	?	—	?	一九	?
明治四十四年	四	?	一九	?	二	?	二五	?

(土)**慈惠賑恤**　明治三十九年九月の設立に係り窮民の疾病に惱む者を收容し無料治療を目的としたる日本基督教の事業たる大連伏見臺の慈惠病院は其の後、組織を財團法人に改めて維持經營することとなりたり、次に四十一年四月設立せられたる宏濟善堂は小崗子に在り、日本赤十字社滿洲支部は旅順に赤十字病院を設け支那人に對し施藥救療を行ひ、尚ほ毎年四回醫師を各村落に派遣して巡回施療を行ひ、其の他、關東州病院及び奉天病院に於て取扱ふ外、患者の居住地の滿鐵醫院及び地方醫に委託し救療券を發行して各支部に交付し其の醫院に於て施療を受けしむることとなり居れり。

三、東蒙の人文

行政組織の沿革　支那本部に於ける秦、漸く衰微し、漢楚相爭うて中原に其の鹿を獲んとし、又、塞外を顧みるに遑あらず、於是乎、匈奴、強大を致たし、今の内外蒙古の地及び甘肅の北境を併有し、賢王、谷蠡王、大將、大都尉、大當戶、骨都侯等の官を置き、官毎に左右あり、左方の王將等は東に居らしめ、右方の王將等は西に居らしめ、單于自ら中に居りて代郡雲中に當る。漢武の征伐に逢ふや、單于遠く遁れて漠南亦王庭なく、上谷、漁陽、右北平、遼東、遼西、五郡の塞地空地となる、漢乃ち此の地に烏桓をして移居せしむ。後漢光武の初に當り鮮卑、烏桓と共に北邊を寇鈔したるを以つて代都以東最も其の害を蒙る、是の時に當り匈奴亦南下して烏桓、鮮卑と錯居し邊塞を侵掠せしが右校尉耿夔、匈奴を破りたるを以つて單于再び北走せり、鮮卑依つて其の地に據る、魏晉の際、益〻強大となり數部に分かれて其の威を振ひ遂に塞内に入りて各〻國を建て王と稱するに至る。北齊時代に至りては突厥強盛にして悉く漠北を併吞す、隋代に及んでは三萬丁を朔方靈武に發し長城を築かしむること七百里、

又、十五萬丁を朔方以東に發し、邊城數十を築かしむ、隋滅び唐起るや、太宗、武を四方に輝かす、於是、突厥の突利可汗入朝し頡利可汗遁走して擒につく其の衆或は散じて薛延陀につき、或は奔りて西域に入る、其の降者は之れを豐、勝、靈、夏、朔、代の六州に置き、突利の故地を分ちて四州となし、頡利の故地を分ちて六州とし、定襄、雲中の二都督を置きて之れを統御せしむ。西域及び吐蕃の諸部も亦入朝す、然るに高昌王、西域の貢道を遏絶す、太宗乃ち侯君集を以つて交河道大總管と爲し高昌を擊たしむ。遂に之れを滅ぼし其の地を以つて西州となし安西都護府を置き西域諸國を領せしむ、當時今の內蒙古及び阿拉善額濟納より以つて哈密庫車以西に及ぶまで皆其の版圖に入れり、唯、外蒙古及天山北路の地は、猶薛延陀、回紇の有たりしが、回紇薛延陀を破り薛延陀唐に降るや次で回紇も亦降る。此に至つて唐は回紇以南、突厥以北に一道を開き六十八驛を置き以つて其の往來を便にし、其の諸部を分ちて六府一州となし各〻都督刺史を置く。高宗立つに及び突厥車鼻可汗を討ち狼山都督を鬱督軍山(或は烏德鞬山ともいふ今の漠北喀爾喀の地)に置き以つて其の遺衆を統べしむ、次いで更らに單于、瀚海の二都護、十都督、二十二州を置き之を分轄せし

む、之れより先、太宗、既に燕然(今の抗愛山)都護府を置き瀚海等の六府、皐蘭等の七州を統轄せしむ、此に至つて燕然を瀚海と改め後更に安北と改む、單于都護府は後、振武軍と稱す、又、西突厥を分ちて崑陵、濛池の二都護を置けり。天寶元年に至り安祿山を以つて平盧の節度使となす、是の時に當りて唐の羈縻州八百五十六、十節度經略使を置き以つて邊に備ふ、其の安西節度は西域を撫して龜茲に治し、北庭節度は突騎施、堅昆(今の哈薩克地方)を防制して北庭都護府に治し、河西節度は吐蕃、突厥を隔斷して涼州に治し、朔方節度は專ら突厥を禦て靈州に治し、河東節度は朔方と相犄角し亦突厥を防ぎて太原に治し、范陽節度は奚契丹を控制して幽州に治し平盧節度は室韋、靺鞨を鎭撫して營州に治し、隴右節度は西、吐蕃に備へ、南、蠻獠を撫して益州に治す。遼代には其の皇都臨潢府を改て上京と爲し、南京遼陽府を改めて東京となし奚王の故地に因て中京太定府を置き幽州を陞せて南京析津府(卽ち今の北京順天府)となし、雲州を陞せて西京大同府(今の山西大同)となす、抑も契丹卽ち遼の制は兵馬の政を掌るものを迭剌夷離菫といふ、其の漸く漢地を略して漢人を得るや、更に分て南北兩院となし、夷離菫を改めて大王と稱し、北院は宮帳部族屬國の

政を掌り、南院は漢人州縣租賦軍馬の事を掌り、國制を以つて契丹を治め漢制を以て漢人を治む、其下に樞密、宣徽等の諸院あり、皆南北に分れ北を以て重しとす、今其の北面官のみ(南面官は蒙古と關係なし故に略す)を記さんに、北樞密は兵機、武銓、群牧の政を掌り契丹の軍馬皆之に屬す、又、北面軍官あり太子、親王、軍政を統るときは天下兵馬大元帥と稱し、大臣、軍馬の政を統るときは大元帥と稱す、皆副元帥あり、大將、軍馬の政を統るときは兵馬都元帥と稱し副元帥、同知元帥府事ありて之に屬し、其の下に大詳穩、都監、將軍、小將軍、軍校、隊帥を置き、又、護軍司、衞軍司、諸路兵馬統署司を置く、又、北面邊防官あり上京路諸司は奚部を控制し、遼陽路諸司は高麗を控制し、長春路諸司は東北諸國を控制し、西南面招討使、西北面招討使其の餘の各路皆專司あり、又、北面行軍官あり行樞密院、行軍都統所、行軍都押司、及遠探軍候騎之に屬す、又、北面屬國官あり、諸國諸都大部に府を置き官を授け諸小部は諸使諸司に隸す。　金代には初、官號なく唯其の部長を孛勒(今の貝勒)といひ數部を統轄するものを忽魯といふのみ、管內皆兵にして事あれば之を召集し百夫の長を謀克(卽ち百の義)といひ千夫の長を猛安(卽ち千の義)といひ、謀克の副を蒲里衍といひ、士卒の副を阿里喜

といふ、然も其の部卒の數は初め定制なかりしが、後、三百戸を以つて一謀克となし十謀克を以つて一猛安となし、猛安の上には軍帥を置き軍帥の上には萬戸を置き萬戸の上には都統を置く、漢人等謀克、猛安の名を喜ばざるにより遼制に倣ひ樞密院を置き以つて漢軍を統べしむ、是れより官號多く漢例に從ひ謀克、猛安の名は唯之れを東北、西北、西南の三路招討使司の下に施すのみ、招討使の制も亦遼の制に倣ひ、東北招討使司は蒴骨、高麗を捍禦し、西南招討使は撫州に在りて西夏を捍禦し、西北招討使司は桓州に在りて西北諸蕃の事を治む。

今の內外蒙古は皆此の三招討使司の下に管轄せられ、司毎に招討使一人、副使二人あり、其の謀克及び猛安は軍事以外一般の行政を掌りたり、此外に東北、西北、西南、三路部族の乣軍あり、東北には迭刺部族、唐古部族、助魯部族、烏魯古部族、石壘部族、萌骨部族、討魯部族、孛特本部族あり西北には蘇謨典乣、或は速木典乣、耶剌都乣、骨典乣、唐古乣、霞馬乣(或は轄木乣)、木典乣蒴骨乣、咩乣、胡都乣、あり、各乣軍に詳穩あり麼忽あり、邊堡を守成することを掌れり元代には其の舊都たる和林に嶺北行中書省を置き和寧路總管府之れに屬し今の喀爾喀諸部を管す、其の內蒙古の地は諸路に分かれ一省の下に在らず上都路を全

の桓州に置きて開平府と稱し、興和路(下)を金の撫州に置き、大同路(上)を遼金の大同府に置き、又、德寧路(下)淨州路(下)泰寧路(下)集寧路(下)全寧路(下)寧品路(下)等の諸小路を置き皆之れを中書省に統轄せしめ、又、大寧路(上)を遼金の大定府に置きて遼陽行省に屬し、亦集乃路(下)寧夏路(下)を甘肅行省の下に屬し、其の東西兩邊を分轄せしむ、嶺北行省には右丞相、左丞相、各一人、平章二人、左右丞各二人、參知政事一人、郎中二人、員外郎二人、都事二人を置き、諸路は上下に分かち十萬戶以上を上路とし、十萬戶以下を下路とし、上路には達魯花赤一人、總管一人、同知、治中、判官各一人、推官二人、經歷一人、知事一人或は二人、照磨兼承發架閣一人を置き、下路には治中なく又、推官一人を置く其の餘は上路の如し、但し諸王の分地は路府州縣を置かず、又、樞密院は天下兵甲機密の務を掌り征伐の事あれば行樞密院を置き事已めば之れを廢す、其の一方一事の爲めにして設くる者は某處行樞密院と稱し、嶺北行樞密院は知院一人、同知二人、副樞一人、僉院二人、院判二人、經歷一人、都事二人、蒙古必闍赤四人、椽史二人、怯里馬赤一人、知印一人、宣使四人を置き邊庭の軍務を掌らしむ、其の兵制は蒙古軍あり探馬赤軍あり漢軍あり其の制各相同じからず、蒙古軍は十五以上七十以下の男子あれば皆點して兵となし

十人を一牌として牌頭を置き百人の長を百戸といひ千人の長を千戸といひ萬人の長を萬戸といひ、萬戸の下には總管を置き千戸の下には總把を置き百戸の下には彈壓を置き樞密院を以つて之れを總轄せり。明に至り南京を應天府と稱し北京を開封府と稱し、太祖南京に在り元の大都は成祖を封じて燕王となし之れに居らしめ、永樂元年、成祖、北平を以つて行在所となし遂に以つて京となし之れを北京順天府と稱し、西京には各〻留守司を置き、又、都督府を置き、十六都指揮使司を統轄せしむ、所屬の衞、四百九十三、所、二千五百九十三、邊陲の要地、重鎭と稱せらるるもの九、曰く遼東、蘇州、宣府、大同、楡林、寧夏、甘肅、太原、固原、皆蒙古に備ふ、初め太寧都指揮使司を元の大寧路大定縣に置き大寧三衞(左右中)新城衞、富峪衞、會州衞、木楡衞、全寧衞、營州、興州、開平の各五衞(左右前後中)を領せしめ、山西都指揮使司を大同府に置き、大同五衞、鎭朔衞、定邊衞、陽和衞天成衞、威遠衞、平虜衞、雲川衞、玉林衞、鎭虜衞、高山衞、宣德衞、東勝五衞、及び宣府二衞、萬全二衞を領せしめ、陝西行都指揮使司を甘州路に置き、甘州二衞、肅州衞、山丹衞、永昌衞、涼州衞、鎭番衞、莊浪衞、西寧衞、洮州衞、岷州衞、靖虜衞を領せしめ、又、西安行都衞を河州に置き、河州、朶甘、烏斯藏の三衞を領せしめ、寧夏四衞を置

き以つて蒙古及び吐蕃を捍衞す、後、大寧都指揮使を北平に移して北平都指揮使といひ、永樂の初、遂に大寧衞の三衞に接近したる地を兀良哈に割與し、宣德中、又、開平衞を獨石口に移し、後、更らに哈密、河套を棄て長城以外再び蒙古の有に歸す、依つて衞所を改廢し以つて其の衝に當らしめ、北平都指揮使を罷めて直隸後軍都督府を置き、宣府三衞、萬全三衞、保安二衞、延慶二衞、懷來衞、大寧二衞、富裕衞、興州五衞開平五衞を以つて之れに屬し、北平都指揮使を保定府に僑治せしめ、營州五衞を內地に移し、猶ほ空名を留めて大寧都司に屬せしめ會州、木楡、全寧の三衞を廢し、更らに萬全都指揮使司を置きて宣府、萬全、懷來、延慶、開平、龍門の各衞を以つて之れに屬せしめたり、山西都司も亦之れを改更し、大同五衞及び陽和、天成、威遠、平虜、雲川、玉林鎭虜、高山の諸衞を以つて之れに屬せしむ、されど雲川以下各衞は徒に空名を存するのみにして其の實は皆大同以下諸衞に僑居せり。淸朝の起るや蒙古に對して之れを優遇し、其の沿邊の地は駐防を置きて之れを備禦すと雖、其の土地人民に至つては蒙古札薩克に任かせて關涉せず、後、道府州縣を設くるに至りても在蒙古の漢人を治むることを主とし蒙古を治むることを主とせず、唯、察哈爾部にのみ總管を置き

て之れを管理せしめ歸化城土默特の王公ありと雖札薩克を授けざりき、又、喀爾喀の如き科布多の如き天山南北西路の如きは將軍あり參贊あり辦事大臣あり領隊大臣ありたり、今其等に就て之を說かんに左の如し。

(一)理藩院　清の太祖、科爾沁部を征するや附近の諸部風を望んで降る、因つて蒙古衙門を置き承政、參政の二等となしたりしが太宗の崇德三年六月理藩院と改め、承政及び左右參政各一人、副理事官八人、啓心郎一人を置き、六部も亦創設せり、啓心郎とは漢人の滿語に通ずるものを任命したるなり、翌年正月に至り、更らに八旗の章京一人を添設す、順治年中には承政、參政等の名を改め尙書一人、侍郎二人となし、漢院判一人、蒙古郎中、員外郎、若干人、漢知事四主事二、經歷二を添設す、康熙年中には、悉く漢員を裁撤し、更らに院內に旗籍前司、旗籍後司、錄勳司、賓客司、理刑司を置く、旗籍前司とは內蒙古に於ける封爵會盟等の事を掌り、後司は外蒙古に於ける封爵會盟等の事を掌る、後ち四部のために徠遠司を置き、旗籍後司を改めて柔遠司となし、賓客司を王會同となし、錄勳司を典屬司となし、司を置くこと凡そ六、回々、西藏、俄羅斯(露西亞)等の朝貢、互市、交涉の事を掌る、後、總理各國事務衙門の創立により俄羅斯は

自ら其の管理に歸し、光緒三十二年其の名稱を六部に同じくし更らに理藩部と稱す。

(二)沿邊各省督撫　沿邊各省の督撫は何づれも蒙古の事に携はれり但し各〻專職あり其の駐防兵員を節制するを除くの外、之れを顧みるに暇あらざるものは別に道尹を置きて沿邊の府、廳、州、縣を管理せしむるものあり、或は之れを他の將軍、都統に委託するものあり、左れど督撫は此等に就ては會銜上奏せり。蓋し口外もと府縣なく唯、理事廳を置くのみなりしが、後、更らに撫民廳を添設し專ら漢人の事件を管理せしめしが、其の機の熟せしものは縣となし州となし府となし又、道尹を置きて之れを統轄せしむ、熱河の一府一州五縣に熱河道を置きたるが如き是れなり、其の未だ府縣を置くに及ばざるの地も亦數廳を併せ以つて一道尹を置くものあり、口北三廳に口北道あり山西邊外五廳に歸綏道を置くが如き是れなり。

(三)熱河都統　雍正二年滿蒙八旗駐防の兵を管して總管と稱せり乾隆三年に至りて副都統となる、嘉慶十五年には都統となり、熱河地方に於ける滿蒙交涉案件及び平泉、赤峰、朝陽、建昌の一州三縣の稅務を總理し、道光七年に至り熱河に在る漢人に

關する事件並びに在熱河地方文武官の詮衡をも併せて之れを擔任し、更らに卓索圖、昭烏達二盟の墾務をも經營するに至れり。

(四)察哈爾都統　察哈爾部は元の末葉林丹汗の部族して清朝に降り親王に封せられしが吳三桂の亂に林丹汗の子の額哲の弟布爾尼、諸蒙古を煽動したる罪により康熙帝之れを誅し其の封を奪ひ其の地を以つて牧廠とし、其の衆を宣化、大同兩府邊外に移し、八旗の例に倣ひ佐領を置き東西兩翼に分かち東翼四旗及び正黃半旗を張家口外に置き兩翼三旗及び正黃半旗を大同邊外に置き總管をして之れを管理せしむ、總管は後に至り熱河都統と倶に都統となる、熱河都統は駐防兵の統帶を主として其の他を兼管し、察哈爾都統は遊牧察哈爾の管理を專らとして其の他を兼轄し、張家口、獨石口等の駐防及び阿爾泰軍臺をも管理し又、商民の口外往來の事に及べり。

(五)綏遠城將軍　康熙三十三年、右衞建威將軍を宣化右衞に置く、乾隆三年始めて綏遠城を歸化城の東北五里に建て建威將軍をして邊塞を出でて之れに移駐せしむ、之れを綏遠城將軍となし右衞を兼轄す、歸化城の副都統も亦近きに就て之れに

統屬さる、將軍の任、駐防兵を統轄するにありと雖綏遠を總轄すること熱河都統と同じく、其の歸化城土默特の比丁閑兵及び商民の口外往來を管理すること察哈爾都統の如し。

(六)寧夏將軍　五季の際、拓跋思恭此に據り、其の子孫數世、國號を建てて西夏と號し遼金之れを下だす能はざりしが、元に至りて攻陷さる、清朝に至り此地に將軍を駐紮せしむ、卽ち甘肅に二將軍あり一人を此地に置き一人を涼州に置き涼州將軍をして莊浪を兼轄せしめ、莊浪には副都統二人を置きたり、乾隆に至りては新疆既に平定して涼州莊浪の旗營多くは天山北路に移駐し涼州將軍を廢し、莊浪も亦副都統を置かず、其の所屬辦兵皆寧夏將軍の管下となれり。

(七)西寧辦事大臣　西寧は經營の駐防のみありて八旗の駐防なし、故に將軍都統を置かずして辦事大臣を置きて鎭協を統轄せしむ、西寧辦事大臣はもと青海、蒙古の貿易を管理するに起り、其の朝貢祿賜等の事を管理し、遂に其の比丁會盟等に及ぶまで皆之れを監理し併せて之れを防制するに至り、凡そ西寧境内に在るものは文職は道府より以下、武職は鎭協以下、皆其の節制を受けたり。

(八)烏理雅蘇臺將軍　乾隆中、準噶爾の亂あり、定遠大將軍彭福出でて烏理雅蘇臺に軍し額駙策凌之れが左副將軍として科布多に軍す、軍事畢りて策凌猶ほ左副將軍を以つて獨り留りて之れを鎭し、後更らに烏理雅蘇臺に移駐す、其の後父子三人其の職を襲ぎ功に因つて定邊左副將軍を以つて定名とす、左れど其の實は大將軍にして副將軍に非ず、故に喀爾喀四部は別に各〻副將軍を置て烏理雅蘇臺將軍の命令を聽かしむ、烏理雅蘇臺將軍は喀爾喀四部の兵權を統括し、兼て札薩克圖汗、賽音諾顏兩部の事務を管理し、亦科布多烏梁海の二部も之れに屬し、管下に二大臣を置き各〻之れを分掌せしむ、即ち科布多の參贊大臣、庫倫の辦事大臣是れなり。庫倫辦事大臣は露國の貿易事業を管理するを主として兼ねて車臣汗、土謝圖汗兩部の邊務を管し、科布多參贊大臣は專ら科布多一面の任に當り杜爾伯特、土爾扈特、其の他の諸蒙古、烏梁海を鎭撫し、兼ねて屯田牧群の事を管す、由來、烏理雅蘇臺には駐防兵なし故に烏理雅蘇臺將軍は駐防兵に將たるに非ずして喀爾喀兵に將たり。但し一時、綏遠城兵を駐防せしめしことありたれど永制にあらず。

(九)伊犂將軍　乾隆二十四年天山南北兩路悉く平定し準噶爾滅びて其の地はさん

ど空虛となる、依つて辦事大臣を置きて之れが善後策を講ず、時に辦事大臣となりしは阿桂なるが、阿桂乃ち奏請して將軍、參贊大臣を置き滿洲、蒙古、錫伯、索倫、察哈爾等の兵を移駐せしめて各營に領隊大臣を置きて之れを管せしめ、又兵餉の不足を補はしめんがために綠營の屯田兵を置き、南路北部各城にも亦參贊辦事、領隊の各大臣を置き之れを伊犂將軍の管下とす、但し北路庫爾喀喇烏蘇、精河以東及び南路土魯番は伊犂將軍の管下にあらずして烏魯木齊都統に屬せり。

(十)烏魯木齊都統、新疆巡撫　新疆は其の駐防の兵は旗營、綠營均しく甘肅、陝西二省よりのみ之れを移駐し或は換防せしめ、其の餘の文官に至りてもまた多く甘肅、陝西の二省より派遣調任せり、又、烏魯木齊都統は巡撫と稱せずと雖其の實恰も陝甘總督管下の巡撫たるが如き觀あり、卽ち初め烏魯木齊參贊大臣と稱し後、烏魯木齊都統と改稱せしも猶ほ伊犂將軍に對し、總督巡撫に似たるの關係を有せり、故に伊犂既に收回せられては都統遂に裁撤せられて新疆巡撫となれり卽ち新疆既に一省となりて始めて巡撫を置くや、各省に倣うて布政使按察使等の官を置き、辦事、領隊の各大臣皆廢せられ、旗營を撤して綠營となし管內に撫標一、提標一、鎭標二、協標

六を設け、又、迪化州を併せて迪化府となし、以つて省城に充て南北兩路を分ちて三道員を置き以つて之れを管轄せしめ、伊犁、塔爾巴塔臺一帶を除くの外、全境悉く新疆巡撫之れを管轄するに至れり。

次に邊防及び臺站に就きて少しく說明せんに左の如し、

(1)關門卡倫　蒙古に出入往來する者は照票(鑑札)を携帶し必ず關門、卡倫を經ざるべからず、關門は遼東よりすれば長柵の各邊門卽ち法庫門、彰武臺門、白土廠門、淸河門、九官臺門松嶺子門、長嶺子門、新臺門梨樹溝門白石嘴門、明水塘小門等の以上十一門は奉天將軍之れを管し、布留德庫門、赫兒蘇門、伊通門、發特哈門等の以上四門は吉林將軍之れを管す、其の內地よりすれば長城の各關口にして山海關、喜峯口、古北口、獨石口、張家口、殺虎口等なるが山海關は副都統之れを管し、張家口は察哈爾都統之れを管す、內外札薩克の出入は他口よりするを許さず、必ず長城の各關口よりせざるべからず、其の他の小口は農工商等出入し關門には皆管守の官員ありて之れを査驗す、照票と對して其の年貌、籍貫相符せば之れを放行す、照票の下付は旗人は本旗より、現任漢員は本衙門より、蒙古人は理藩院より、各兵部に照會して其の手續

を丁し、農夫商民は戸部より、伐木燒炭は工部より之れを其の頭目人に給す、但し邊境の小商人草刈の輩、即ち旦に出でて夕に歸るの徒は例外とす。

次に新疆に往來する者は嘉峪關より出入し、青海に往來する者は卡倫より經過す、卡倫は或は喀龍、喀路に作る、瞭望所の義にして展望最も宜しき地を擇て之れを設け、内外蒙古の交界に多く之れありしも外蒙古歸順の後、内蒙殆んど一の卡倫なし、唯、外蒙古及び新疆、青海には之れあり、新疆の卡倫其の制最も備はれり。

(2)駐防屯田　駐防に二種あり、其の妻子を携へて往き永遠に其の地に駐戍するを駐防といひ、一二年或は數年其の地に在り交代防守するを換防といふ、綏遠城將軍、寧夏將軍、熱河都統、察哈爾都統の管下には換防の兵なくして駐防の兵のみなるが新疆は此兩者を具へ、天山南路は哈密吐魯番を除くの外、悉く換防の兵にして、天山北路は塔爾巴哈臺を除くの外悉く駐防の兵とす。次に屯田は新疆と科布多にあり、新疆の屯田は天山南北兩路を通じて之れあり、伊犁の屯田施設最も完備す、即ち兵屯あり、回屯あり、戸屯あり、旗屯あり、兵屯とは綠營兵の耕種するものにして回屯とは回子の耕種するをいふ、戸屯とは綠營の子弟及び其の他漢人の耕種するを

いひ、旗屯とは八旗兵の耕種するをいふ。

(3)驛站、軍臺　驛站とは官より亭舍、馬駝を準備して公事の用に供するものをいひ、軍臺とは行軍、出師、糧運の由る所、羽檄捷報、遞傳の經る所をいふ、蒙古もと驛站ありて軍臺なし、其の之れあるは康熙三十二年に始まれり。

現在の行政組織　中華民國成立して理藩院を廢し、蒙藏院官制及び蒙藏院事務局官制を發布して西藏と同じく其の管理に屬せられ、次いで民國三年七月六日敎令第九十三號を以つて都統府官制を公布せり即ち左の如し。

第一條　左記地方ニ各都統一人ヲ設ク。

熱河

綏遠

察哈爾

第二條　都統ハ所屬軍隊ヲ統轄シ該管區域內ノ軍政民政事務ヲ管理ス。

第三條　熱河都督ハ熱河道及ヒ卓索圖盟昭烏達盟ヲ管轄ス。

第四條　綏遠都統ハ綏遠道及ヒ烏蘭察布伊克昭盟ヲ管轄ス。

第五條　察哈爾都統ハ興和道、錫林郭勒盟及ヒ察哈爾左翼四旗、左哈爾右翼四旗、各旗牧廠、達里岡崖商都各牧廠地方ヲ管轄ス。

第六條　都統ハ所屬軍隊ノ整旅計畫並ニ該軍區內徵兵及調遣事務ヲ掌ル。

第七條　都統ハ所屬軍隊ノ訓練ヲ督飭シ軍紀ヲ維持スルノ責任アリ。

第八條　都統ハ軍政事務ニ關シテハ大總統ノ命ヲ承ケ陸軍部ノ監督ヲ受ク。

第九條　都統ハ軍事ノ計畫及ヒ命令ニ關シテハ大總統ノ命ヲ承ケ參謀本部ノ監督ヲ受ク。

第十條　都統ハ所屬區域內、民政各官及ヒ巡防警備隊ヲ管轄シ並ニ政府ノ特別委任ヲ受ケテ財政及ヒ司法行政及ヒ其ノ他、特別官署ノ行政事務ヲ監督ス。

第十一條　都統ハ所轄道尹ノ命令或ハ處分ニシテ法令ニ違背シ公益ヲ妨害シ或ハ權限ヲ侵越スト認ムル時ハ之レヲ停止シ或ハ撤消スルコトヲ得。

第十二條　都統ハ管轄區域內ニ於テ地方ノ安寧ヲ維持スルノ責アリ若シ特別事變アルトキ或ハ所轄道尹ノ要請ニヨリ必要ト認ムルトキハ兵力ヲ使用スルヲ得。

前項ノ事情ニヨリ兵力ヲ使用スルトキハ卽時大總統ニ呈報シ竝ヒニ陸軍部及ヒ參謀本部ニ通報スヘシ。

第十三條 都統ハ所轄地方ノ官吏ニシテ懲戒ニ附スヘシト認ムル者アレハ大總統ニ呈報シ、懲戒ニ附セン コトヲ請ヒ竝ヒニ內務部ニ咨陳スヘシ。

第十四條 都統ハ所轄地方官吏ニシテ奬勵ヲ給スヘシト認ムル者アルトキハ大總統ニ呈報シ、奬勵ヲ給セン コトヲ請ヒ竝ヒニ內務部ニ咨陳スヘシ。

第十五條 各道所屬ノ各縣知事ハ都統ヨリ大總統ニ呈請シテ任免シ竝ヒニ內務部ニ咨陳ス。

第十六條 都統ハ所屬特別官署ヲ監督シ、各該官制ノ規定及ヒ該主管部ノ委任ニヨリ之レヲ行フ。

第十七條 都統府ニ書記官三人ヲ置キ都統ノ命ニヨリ機要事務ヲ掌ル。

第十八條 都統府ニ參謀長一人ヲ置キ都統ヲ輔助シテ軍務ニ參賛ス。

第十九條 都統府ニ參謀二人ヲ置キ長官ノ命ヲ承ケテ參謀長ヲ輔助シ軍事ノ計畫ヲ分任ス。

第二十條　都統府ニ副官二人ヲ置キ長官ノ命ヲ承ケテ事務ノ宣達ヲ管理ス。

第二十一條　都統府ニ軍務處ヲ設ケ處長一人ヲ置キ參謀長ヲ以ッテ之レヲ兼ネ都統ノ命ヲ承ケテ軍務處事務ヲ掌ル。

第二十二條　都統府ニ總務處ヲ設ケ處長一人ヲ置キ書記官一人之レヲ兼ネ都統ノ命ヲ承ケテ總務處ノ事務ヲ掌ル。

第二十三條　都統ハ軍官ヲ委任シ並ニ自ラ掾屬ヲ辟シテ軍務處及ヒ總務處ノ事務ヲ佐理セシムルヲ得其ノ職掌員額ハ都統自ラ之レヲ定メ仍ホ大總統ニ呈報シ並ヒニ陸軍部或ハ內務部等ニ分別咨陳シテ註册セシム。

第二十四條　都統府ノ經費ハ別ニ之レヲ定ム。

第二十五條　本官制ハ公布ノ日ヨリ施行ス。

次に民國三年公布の新行政區劃による現狀に付同年八月內務部刊行、中華民國行政區劃一覽表より內蒙古行政區劃表を示せば左の如し。

(其二) 東三省所屬 (滿洲の行政管區に編入せられしも參考として記載す)

(其二) 熱河特別區域 (都統駐承德縣轄十四縣及卓索圖、照烏達二盟)

省名＼道名	道	縣
奉天省	洮昌道	洮南縣
		遼源縣
		雙山縣(舊遼源縣管內)
		昌圖縣
		庫平縣
		開通縣
		洮安縣
		梨樹縣(舊奉化縣)
		安廣縣
		懷德縣
		突泉縣(舊醴泉縣)
		鎮東縣
		法庫縣
	遼瀋道	彰武縣
吉林省	吉長道(一部)	長春縣
		農安縣
		長嶺縣
		德惠縣
黑龍江省	龍江道(一部)	大賚縣
		肇州縣
		肇東縣
		泰來縣(未設)
		武興縣(未設)

備考
哲里木盟中の未開墾地域は其管轄不明なるも洮昌道其他最寄道尹の監督を受くるならん

一、熱河道　承德縣、灤平縣、平泉縣、隆化縣、豐寧縣、凌源縣(舊建昌縣)、朝陽縣、阜新縣、建平縣、綏東縣、赤峰縣、開魯縣、林西縣、圍場縣、經棚設治局。

二、卓索圖盟　喀喇沁中旗、喀喇沁左旗、喀喇沁右旗、土默特左旗、土默特右旗、土默特左旗內附牧喀爾喀旗。

三、照烏達盟　敖漢旗、奈曼旗、巴林左旗、巴林右旗、札魯特左旗、札魯特右旗、阿魯科爾沁旗、翁牛特左旗、翁牛特右旗、克什克騰旗、喀爾喀左旗。

四、小嗹倫喇嘛旗。

(其三)察哈爾特區域(都統駐張北縣卽ち張家口縣錫林郭勒盟、察哈爾左右翼八旗七縣を轄す)

一、興和道　張北縣、獨石縣、多倫縣、豐鎭縣、涼城縣、興和縣、陶林縣。

二、錫林郭勒盟　烏珠穆沁左旗、烏珠穆沁右旗、浩齊特右旗、蘇尼特右旗、阿巴噶左旗、阿巴噶右旗、阿巴噶那爾左旗、阿巴噶那爾右旗。

三、察哈爾部　察哈爾左翼四旗、察哈爾右翼四旗、各旗牧廠、達里岡厓商都各牧廠地方。

(其四)綏遠特別區域(都統駐歸化城、縣八を轄し烏蘭察布、伊克照二盟)

一、綏遠道　歸綏縣、薩拉齊縣、淸水河縣、托克托縣、和林格爾縣、五原縣、武川縣、東勝縣。

二、烏蘭察布盟　四子部落旗、茂明安縣、喀爾喀右翼旗烏喇特前旗、烏喇特中旗、烏喇特後旗。

三、伊克照盟　鄂爾多斯左翼中旗、鄂爾多斯右翼前旗、鄂爾多斯左翼後旗、鄂爾多斯左翼前旗、鄂爾多斯右翼後末旗、鄂爾多斯右翼中旗、鄂爾多斯右翼後旗、土默特左翼旗、土默特右翼旗。

以上は官治機關の大要なるが更らに自治機關に就て記さんに、其の部落の酋長たる一札薩克の管轄する範圍を旗と稱す、其の旗を合せて盟をなせり、又、部と稱するものあれど何等行政區劃を意味するものにあらずして、同姓若しくは同族の團體たることを表はすの名稱とす、各旗の下には牛彔即ち佐領若干を置く、今其の區分を記さんに左の如し。

(一) 内蒙古の自治機關

(A) 哲里木盟 (四部十旗)

科爾沁部(六旗)	右翼	中旗(圖什業圖王旗)	佐領	二十三
		前旗(札薩克圖王旗)	同	十六
		後旗(蘇鄂公旗)	同	十六

中旗（達賴罕王旗）　佐領四十六
左翼
前旗（賓圖王旗）　同　三
後旗（博多勒噶臺、略シテ博王旗）　同　三十二

杜爾伯特部（一旗）（杜爾伯特貝子旗）　同　三十五

札賚特部（一旗）（札賚特王旗）　同　十六

郭爾羅斯部
前旗（南部郭爾羅斯公旗）　同　二十三
後旗（北部郭爾羅斯公旗）　同　三十四

(B) 卓索圖盟（二部五旗）

喀喇沁部（三旗）
右翼旗（喀喇沁王旗）　同　四十四
中旗（喀喇沁貝勒旗）　同　五十一
左翼旗（喀喇沁公旗）　同　四十八

土默特部（二旗）
右翼旗（特默特貝子旗）　同　九十七
左翼旗（土默特貝勒旗（蒙古錦王旗）　同　八十

附、喀爾喀（タンハラハ）佐領二

(C) 昭烏達盟（八部十一旗）

敖漢部（一旗）（敖漢王旗）	同	五十五
奈曼部（一旗）（奈曼王旗）	同	五十
喀爾喀部　左翼旗（喀爾喀貝勒旗）	同	一
札魯特部（二旗）右翼旗（西札魯特貝勒旗）	同	十六
左翼旗（東札魯特貝勒旗）	同	十六
阿爾科爾沁部（一旗）（阿爾科爾沁王旗）	同	五十
翁牛特部（二旗）右翼旗（西翁牛特王旗）	同	二十五
左翼旗（西翁牛特貝勒旗）	同	三十八
巴林部（二旗）右翼旗（西巴林貝子旗）	同	二十六
左翼旗（東巴林貝子旗）	同	十六
克什克騰部（一旗）（克什克騰王旗）	同	十

(D) 錫林郭爾盟（五部十旗）

烏珠穆沁部(二旗)	右翼旗(西烏珠穆沁王旗)	佐領	二十一
	左翼旗(東烏珠穆沁貝勒旗)	同	九
浩濟特部(二旗)	右翼旗(西浩濟特王旗)	同	五
	左翼旗(東浩濟特王旗)	同	七
阿覇垓部(二旗)	右翼旗(西阿覇垓王旗)	同	十一
	左翼旗(東阿覇垓臺吉旗)	同	十一
阿巴哈納爾部(二旗)	右翼旗(西阿巴哈納爾貝勒旗)	同	七
	左翼旗(東阿巴哈納爾貝子旗)	同	九
蘇尼特部(二旗)	右翼旗(西蘇尼特王旗)	同	十三
	左翼旗(東蘇尼特王旗)	同	二十

(E) 烏蘭察布盟 (四部六旗)

四子部落(一旗)	(四子部落王旗)	同	二十
茂明安部(一旗)	(茂明安臺吉旗)	同	四
喀爾喀部(一旗)	(喀爾喀右翼旗)	同	四

烏喇忒部（三旗）	中旗（烏喇忒公旗）	同	六
	前旗（烏喇忒公旗）	同	十二
	後旗（烏喇忒公旗）	同	六

(F) 伊克昭盟（二部七旗）

鄂爾多斯部	左翼中旗（鄂爾多斯王旗）	同	十七
	左翼前旗（鄂爾多斯貝子旗）	同	四十二
	左翼後旗（鄂爾多斯貝子旗）	同	四十
	右翼中旗（鄂爾多斯貝勒旗）	同	八十四
	右翼前旗（鄂爾多斯貝子旗）	同	四十二
	右翼後旗（鄂爾多斯貝子旗）	同	三十六
	右翼前末旗（鄂爾多斯貝子旗）	同	十三

錫呼圖庫倫喇嘛旗

(二) 外蒙古の自治機關

(A) 克爾倫巴爾和屯盟（喀爾喀東路）

車臣汗部　二十三旗

(B)　汗阿林盟(汗山盟)(喀爾喀後路)

土謝圖汗部　二十旗

(C)　齊々爾里克盟(喀爾喀中路)

札薩克圖汗部　十九旗

輝特部　一旗

(D)　札克必剌色欽畢都里雅諾爾盟(喀爾喀西路)

賽音諾顏汗部　二十二旗

附　額魯特部　二旗

以上四盟六部八十六旗の地を喀爾喀と稱す、外蒙古には尚ほ唐努烏梁海及び科布多地方の各盟あれども其の區分は之れを略せり。

(三)　旗制及び盟制

(1)　遊牧地　蒙古各部は數旗に分かれ、其の各旗皆遊牧の地あり、多くは山河を以つて其の境界となせども山河なき地に於ては、土石を積んで封堆とし以つて之れ

を標す、稱して鄂博といふ、同一區域内にて數旗群牧し彼此の境界判明せざるものを同牧といひ、他處より移り來りて一處に遊牧するものを附牧といふ。

(2)札薩克　内外蒙古とも毎旗に一人の長あり、之れを札薩克といふ、札薩克とは政所の義にして一旗の事務を總理するものなり、札薩克は多くは世襲なれども亦公中なるものあり、公中なるものは秩祿の高下に拘らず其の人を選んで前清には勅命を受けたるなり、又其の世襲なるものの後嗣なき場合には閑散王、公、臺吉の中より特に簡任せらるることあり、閑散とは封爵のみを有し封土を有せざるもの、即ち札薩克の職にあらざるものなり、閑散王公等は其の旗内に於て若干の土地及び臣僚を有するにすぎざるなり、閑散は一旗内に二三人若しくは四五人あり、王、公、臺吉は何れも元の後裔にして土默特、喀喇沁全部は女婿重臣の後なりといふ、清朝時代に於ては其等に對する封爵を宗室と同じく親王以下、貝勒、貝子、鎭國公、輔國公等に分かち、各王公の子弟には一等より四等に至る臺吉を授けたり、又、外蒙古の舊時汗號を有せしものには特に之れを用ひしめ、其の爵は親王の上位に班せり。

(3)旗内の官吏　旗務を取扱ふものに協理臺吉（トスラクチー）管旗章京（チャハル

チー)、梅倫(メーリン)、札蘭(チヤラン)、章京(チヤンチン)、坤都(コント)、筆帖式(ビシカンテ)等あり、何れも旗務衙門に於て執務し、管旗章京を除くの外、毎月順次交代勤務、するが和碩梅倫は交代する所と然らざる所あり、然も旗務上、重要の地位を占むるものは協理臺吉、管旗章京、和碩梅倫なれども實際は時の札薩克の寵を有するものが地位の如何に拘らず最も權勢盛んなるなり。今其等の旗內官吏に就きて說明すれば左の如し。

(イ)協理臺吉(トスラクチー)　旗の大小により二人乃至四人あり、札薩克を輔けて旗務を辨理するものにして平常は事務の繁閑に應じ、一人若しくは數人輪番を以つて執務し、大事あるに於ては會同協議す。

(ロ)管旗章京(チヤハルチー)　札薩克を輔佐し、協理臺吉と協同して旗內庶務の長官として直接司獄其の他一切の行政を掌る、通常一旗に一人を置くも盟長の任にある札薩克の旗下には二人を置くことあり、管旗章京となるものは梅倫の階級を經たるものにして其の中より之れを選任す。

(ハ)梅倫(メーリン)　梅倫には和碩梅倫と地方梅倫との區別あり、和碩梅倫は通常

一旗二人又は三人にして、地方梅倫には定數なく多くは旗の部屬より採用すれども時に札薩克の血族たる臺吉等より採用することあり、和碩梅倫は札薩克の府にありて協理臺吉又は管旗章京の命を奉じて庶務に從事し、地方梅倫は閑職に屬し或は和碩梅林の老癈者或は功によりて其の職銜のみを賜はりたるもの若しくは札蘭と同じく地方事務に從事するもの等あり。

(ニ)札蘭(チヤラン)、札蘭は臺吉或は部族の民人中より選任し主として兵務に任じ一定の地方に在り、兵丁を統理し章京を監督するも所要あるときは府内の事務を取扱はしむ、平常府内には二三の札蘭をして交代執務せしむるも梅倫の如く和碩と地方との區別なし、札蘭は其の管内なる一定の地方に於ける重大事件の發生するあらば直ちに札薩克に報告して裁決を請はしめ、又、毎年一回、多くは八九月の頃、前年度に於ける管内の狀況を報告すべく且つ次年度の施政方針を承受すべく、札薩克の所に來るを例とす。

(ホ)章京(チヤンキン) 札蘭の下にある小地方官にして直接民人を支配する衙に當る、其の選任は部屬民人よりせられて其の數は一定せず、常に三四名乃至五六名

宛一箇月交代にて府に在り上官の命令傳達其の他諸般の事務に服す。

（ヘ）坤都（コント）又は驍騎校と稱し、章京の助役の如きものにして章京の命を受け、其の支配する管轄區内の一部を分擔するものとす。

（ト）筆帖式（ビシカンテ）其の人員は旗の大小により大差あれども普通二名乃至十名にして、上官の命を奉じ專ら公文吉其の他筆記冊簿の保管等を掌る、謂ゆる書記なり。

其の他旗務に携はらず專ら札薩克邸内の取締及び金錢物品の出納等を掌るものにハーバン及び包衣達あり、旗によりては札蘭又は無職の臺吉をして之れを取扱はしむるものあり。

又、王府に遠隔せる地方の村屯にはイクター、イクターとは大なる屯長の義なり直接人民を支配し訴訟其の他一般の行政に任ず、又、直接人民を支配するものにタラカあり、タラカとは屯長の義にして、もと十戸に一戸を設けたる什長なりしも今は其の數一定せず、名稱の如きも屯達と改稱せるもの多し。其の職務は梅倫、札蘭の命を承け、其の管内の各戸へ命令を傳達し税物を課する等のことをなす恰も滿

洲に於ける郷約に類するものあり、尚ほ其の下にカシンターと稱するものあり、屯内の雑務に服す。

今、旗内の官吏を府内勤務、地方勤務、邸内雑務取締に分類すれば左の如し。

王公(札薩克)
- 府内勤務
  - 協理臺吉
  - チヤハルチー
  - 和碩梅倫
  - チヤラン
  - 章京、驍騎校及び筆帖式
- 地方勤務
  - 地方梅倫
  - チヤラン ─ タラカーカシンター
  - イクター
- 邸内雑務取締
  - ハーバン
  - 包衣達

(4)盟長と盟處　内蒙古を六盟に分かち科爾沁六旗、札頼特一旗、杜爾伯特一旗、郭爾羅斯二旗の四部は哲里木(或は哲里穆に作る科爾沁右翼中旗境内)に會して哲里木盟といひ。敖漢一旗、奈曼一旗、翁牛特二旗、巴林二旗、札魯特二旗、喀爾喀左翼一旗

阿魯科爾沁一旗、克什克騰一族の八部は翁牛特左翼境內なる昭烏達に會し昭烏達盟といひ。喀喇沁三旗、土默特二旗の二部は土默特右翼境內なる卓索圖に會し、卓索圖盟といひ。烏珠穆沁二旗、浩齊特二旗阿巴噶二旗、阿巴哈納爾二旗、蘇尼特二旗の五部は阿巴噶左翼阿巴哈納爾左翼兩旗界なる錫林郭爾に會し錫林郭爾盟といふ。此等の四盟は內蒙古の東邊に在るを以つて之れを東四盟とも稱す。四子部落一旗、喀爾喀右翼一旗、茂明安一旗、烏喇特三旗の四部は四子部落境內なる烏蘭察布に會し、烏蘭察布盟といひ。鄂爾多斯七旗一部は伊克昭盟といふ。此等の二盟は西邊に在るを以つて西二盟と稱す、以上を六盟二十四部四十九旗とす。次に車臣汗部二十三旗は喀魯倫河北の巴爾和屯に會し、克爾倫巴爾和屯といひ。土謝圖汗部二十旗は圖拉河の南なる汗阿林(汗山の意)に會し汗阿林盟といふ、以上二盟は外蒙古に屬するものなるも蒙古全部を東西に區分するときは東蒙古の一部とす。外に內屬蒙古として察哈爾八旗、歸化城土默特二旗、錫呼圖庫倫喇嘛旗牧等あれど就中、錫呼圖庫倫喇嘛旗は純然たる東蒙古に屬すれど他は東蒙古として關係稍〻少なきなり。錫呼圖庫倫喇嘛旗の牧地は奉天省、法庫門邊外、彰武縣の西北なる養息

木河の上流に在り、丘陵を以つて圍繞せられたる一小藩地にして之れが札薩克は喇嘛たるを以つて其の族民を沙卑那爾と稱し他の旗民と區別せり、札薩克は小庫倫即ち綏東縣に居れり。各盟には盟長及び副盟長あり、盟長は三年每に各旗に通報して會盟を行ふこととなり居れど今は有名無實の狀態なり、盟長、副盟長は旗長たる札薩克と異なり、其の職を世襲するものにあらず、從つて一種の名譽職にして何等の報酬を受くることなし。

(四)地租、商稅、雜稅

札薩克たる蒙古王公が支出は王公自身の用途たる一家の生活費と每年一次の朝貢の外には旗內自衞のためにする武器購入と旗民に對する救恤費にすぎず、喀喇沁王の如く王府に敎育事業を施設するものは例外なり、收入は支那政府より受くる每年の俸祿及び賞賚と旗民に賦課して徵收する家畜と滿漢移民より徵收する地租等にして其の他、鹽若しくは鑛物、木材等よりする多少の收入あり。

(1)賦課の家畜　其の徵收の割合は固より一定せず、部落の大小、人民貧富の程度により各、異なるも、牛五頭以上を有するもの及び羊二十頭を有するものよりは各

羊一頭を、又羊四十頭以上を有するものより羊二頭を徵收するを普通とするも貧弱なる王公は更らに之れを增徵し、富裕なる王公は之れを輕減する傾きあり、家畜の最も多き達賴罕王旗の如きは年額羊五萬餘頭に達し、家畜の最も少なき喀爾喀貝子旗の如きは八九百餘頭にすぎずとなり。

(2) 地租　漢滿人及び旗人の官地を開墾せる者のみ之れを納めしめ、官地に於ては之れを官に收納し、蒙古の旗地に於ては之れを該旗の札薩克に收納せしむ。承德縣、灤平縣、豐寧縣、及び張家口外の察哈爾東西兩翼境内は皆官地にして一樣に徵租し、之れを官庫の收入に歸す、其の賦課率は地を上中下の三、則ち三等とし又、禾地(麥畑等)園地を區別し、禾地は租借人の種類により地租に多少の差を設く、今其の上中下三則の賦課率を記さんに左の如し。

面積一畝		上則	中則	下則
禾地	旗人	銀一分四厘	銀七厘	銀三厘
	漢滿人	銀六分	銀三分	銀一分
園地	―	銀二錢五厘	銀一錢五厘	銀六分二厘五毛

柴山　何等の區別なく總て銀一分とす。

其の他、平泉縣（八溝）、建昌縣（塔子溝）、赤峰縣（烏蘭哈達）、朝陽縣（三座塔）等の地方に於ては蒙古の旗地其の間に錯綜せるを以つて縣官之れを徴收し、約十分の三を以つて札薩克王公に分給す、即ち八溝に於ては十分の二を、喀喇沁郡王に給し、十分の一を喀喇沁公に給し、塔子溝に於ては七分の二半を喀喇沁札薩克に給し、烏蘭哈達に於ては十分の三を翁牛特郡王に給し、三座塔に於ては十分の三を土默特貝子に給す。次に昌圖縣、長春縣、洮南縣、彰武縣等の地方に至つては官地なく何れも蒙古の旗地なるを以て、其の地租は全部札薩克に歸す。

(3)旗地の租借　滿漢移住民が蒙古の旗地を租借するには其の租借の初に當り攬頭と稱する小作請負人と札薩克王公等との間に租借年限、租銀、押租（敷金）等の各項を議定して契約を締結せしめ、或は開墾人招募の際、札薩克より之れが辦法を立てゝ之れを承認せしめたる等によりて定まり、固より一様ならず。　唯、郭爾羅斯部に於ては早くより之れが辦法を定め一畝の徴糧を四升とし、又、糧四升を銀二分一厘餘に換算して代納せしむ、其の徴收に就ては一切之れを札薩克王公の自主に一任せり、其の後昭烏達盟の開荒章程なるものありたり、之れに據れば上中下の三則に

分かち、上則地は一戸に二頃餘を有することを許し、中則地は三頃餘を有することを許し、下則地は五頃餘を有することを許し、何れも第一年は無税とし第二年より之を徴收することとなれるが、面積一頃に付上則地は荒價銀七十兩、征銀々四兩、中則地は荒價銀五十兩、征銀々三兩、下則地は荒價銀三十兩、征銀々二兩とせり、荒價とは押租の意にして征銀とは租銀なり其等の徴收したる租銀は郭爾羅斯にては關係地の札薩克、及び縣官等相會し部下の臺吉、官員等を召集して札薩克以下臺吉、管旗章京、副章京、參領、佐領、驍騎校、兵丁及び各戸に多少の差を分かち公平に分配し、昌圖額爾克にては之れを折半し其の一半を札薩克王公の收入に歸し、其の一半を以つて臺吉以下官員兵丁戸口に分給するものあり、其の他の各、札薩克は一樣ならず。

(4)進口税 馬、駱駝は安定門外に開市し馬税局に於て之れを徴收し、羊は得勝門外に開市し左右翼兩衙門に於て之れを徴收す、其の他、鹽、鹻の類にして口外より携帶し來り口内に於て貿易する者は四十斤をすぎざれば徴收されず、四十斤以上は鹽百二十斤に付銀四分五厘、鹻百斤に付銀二分を徴收さる、其の他は概ね從價百分の二三を抽税さるるが各地一樣ならず、又、蒙古人の四年一次晋京して貿易するも

の及び年々貢獻の名によりて輸入せらるる羊、馬、駱駝等に對しては關稅を免せらる。

(5) **出口稅**　滿漢人の出口するものは農夫、樵夫、燒炭、小賣商人を除くの外は何れも課稅せらる、其の關稅に二種あり、一を戶部の商稅とし、一を工部の木稅とす、木稅は古北口、殺虎口に於て之れを徵收し、商稅は張家口、獨石口、殺虎口に於て徵收す、又內蒙古の昌圖には東西兩關を置き、商稅は蒙古王の收入たり、歸化城地方にては煙草、油、酒、毛皮、雜貨等に對して落地稅を課す。

(6) **雜租**　滿漢人の移住者に限り當舖稅、卽ち質屋稅、煤窯稅卽ち石炭採掘稅其の他の賦課をなすを見る。

蒙古種族と人口　蒙古種族の史に記されたる名稱は甚多く、舊唐書の蒙兀室韋、新唐書の蒙兀部、南宋の洪皓の松漠紀聞の盲骨子、朦古、契丹國志の蒙骨、蒙古里、遼史の萌古、蒙韃備錄の蒙古斯、大金國志の蒙骨子、朦骨、蒙兀、蔏骨、元朝秘史の忙豁勒、蒙古源流の蒙郭勒等にして、此等蒙古種族の住居する地方は啻に內外蒙古地方のみならず、或は新疆省卽ち天山南北路及び塔爾巴哈臺(Tarbary batai Chugu chak)に或は靑海

に住す。又、黑龍江省呼倫貝爾地方(海拉爾)卽ち額爾克納河の支流、根河、呼倫諾爾、貝爾諾爾(捕魚海)、克魯倫河、訥墨爾根河、海拉爾河、伊敏河等の灌漑する黑龍江省西南一帶の地方は嫩江流域の齊々哈爾地方とは興安嶺を隔て、相接し一方には外蒙古車臣汗部に連續して一區劃をなし額魯特、巴魯呼、新巴魯呼地方には蒙古種族の住居するあり、其の新巴魯呼には蒙古種族最も多く、八旗に分れ、清朝時代には此等の蒙古種族に對し總管副總管を任命し、始め呼倫貝爾都統、後、呼倫貝爾道臺の節制を受けしめたり。又、其の額魯特部の伊克明安公は乾隆年間に黑龍江省の通肯河と胡裕爾河の間なる曠地に牧地を賜はられたるを以つて、新疆より所部を率ゐて移住したる元の太祖成吉思汗の族裔の額魯特蒙古なり、後、準噶爾部舊部の杜爾伯特等を附屬されしを以て大部落となれり。其の他、露領後貝加爾地方、イルクック地方及び歐羅巴露西亞にも杜爾伯都部と稱する蒙古種族あり、又、露西亞の喇嘛教徒は五十萬人乃至六十萬人あり、其等の大部分は蒙古種族なりといふ。

蒙古種族は軀幹長大ならざれども面貌扁平にして皮膚赭色を帶び頰骨高し、其の骨格は概して頑强にして能く其の勞苦に堪へ其の性質勇猛にして無邪氣なり。

人口は約六百六十萬人にして之れを區別すれば內蒙古五百十萬、外蒙古百三十五萬青海十五萬にして、更らに之れを人種別にすれば漢人四百五十萬、蒙人二百十萬なり。其の中にて東徑百十六度以東に於ける東部內蒙古の人口は五百萬人あり。其の中にて蒙人四十萬人なりといふ。

宗教 蒙古に行はるる宗教は喇嘛教、回々教、基督教の三喇嘛教最も勢力あり、蒙古人の之に對する信念は彼の漢人種が宗教に對して殆んど沒交涉たる觀あるものとは雲泥の差あり、最も熾烈にして冠婚葬祭吉凶禍福等一に喇嘛教の携はらざるものなし、從つて蒙古人と喇嘛教とは最も興味ある問題として、大に硏究に値ひするものあり。回々教は主として西部蒙古に行はれ、基督教は漢蒙邊境の地に於て極めて少數の間に信奉さるるにすぎず。其の他、薩滿教あり元來佛教の一派なりしが今は純然たる巫者となりたり。薩滿教は東部西比利亞ヤグード人の信仰するものに係り其の他は主として滿洲に住せる索倫人、達瑚爾人及び滿洲人間に行はれしものなるが漸次內蒙古に入りて一部蒙古人の奉ずる所となりたるなり。

(一)喇嘛教　喇嘛教は其の流れを佛教に酌みしものにして喇嘛教と稱するに至たりたるは西紀六百四十年頃即ち唐の太宗時代にして當時に於ける印度の佛教は已に瑜迦瑜の浸染を受けたるシバ神即ち三つ眼八つ臂を有せる破壞神の伉儷を拜する等奇猥婬密の墮落をなしたる時なりしを以つて其の西藏に入りし佛教も亦シバ密教及び幻術を加味したるものなりしが、其等の佛教が更らに西藏固有の邪神教を加味して一派をなしたるもの即ち是れ喇嘛教なり。　喇嘛とは梵語のウッタラにして大僧正の尊稱たり、西藏にては優者を意味せり、從つて一般僧侶の代名詞たるなり。　故に喇嘛僧は喇嘛教と稱せず、單に佛教と稱し又、佛陀の教とも稱す。

(1)蒙古の喇嘛起源　吐蕃即西藏の人、帕克斯巴々喇密特（元史に八思巴に作る）博學にして五明に通ず、其の年十五歲の時、元の世祖に見ゆ世祖時に潛邸に在り相見て大に喜ぶ、後、帝位に即くや、之れを尊びて國師となし授くるに玉印を以てせり、後、大法寶王の號を賜ふ、其の示寂するや、更らに號を賜うて皇天之下一人之上宣文輔治大聖至德普覺眞智佑國如意大寶王西天佛子大元帝師となす、世祖が斯の如く帕克斯巴々喇密特に對して崇敬の念を拂ひしは喇嘛教の力を利用し其の尨大な

る版圖の統一を計らんがためなり、之れより喇嘛教は汎く亞細亞大陸中央各地に傳播するに至りたり、帕克斯巴の後、帝師の榮職を受くるもの六傳して阿難達喇嘛に至り、順帝と政事を爭ひ怒つて西藏に歸るや、元、次いで滅ぶ。

(2)喇嘛の分派　帕克斯巴の徒は衣幄皆な紅色なるを以て紅教と稱す、宗喀巴羅布藏札克巴出づるに及び頗る其の教義を變じ更らに其の衣帽を改め黃色となす、依つて黃教の名あり、宗喀巴は初め紅教の徒に學び學成て遂に一派を立て自ら稱して文珠師利の瑚必勒罕の義なり、故に之れより活佛轉生の說あり、黃教は尤も多く西藏、青海、西衞拉特の地に重んせられ法嗣頗る盛んなり、宗喀巴に二人の弟子あり、一を根敦珠巴といふ卽ち達賴喇嘛なり、一を刻珠尼馬曲結嘉勒蓙格布といふ卽ち班禪額爾德尼なり、世に稱す、達賴は觀音の分體にして班禪は金剛の化身なりと、其の達賴は拉薩に居り班禪は札什倫布に居り、何れも轉生を以つて法嗣となす、其の第三世達賴は索諾木札木磋と稱せり。　阿難達去つて後、蒙古には久しく西藏喇嘛なかりしが然も蒙古人の喇嘛を信奉するもの少しも滅ずる所なし、當時、索諾木札木

礎、活佛の法嗣を以つて最も尊崇せられ、紅敎の大寶大乘諸法王皆首を俯して弟子と稱するに至り、四方より來り拜するもの前古未だ之れ有らざる盛況を呈せり、是に於て歸化城に居りし阿爾坦汗即ち順義王は其の妻三娘子の慫慂により索諾木札木礎を請聘す、是れより內蒙古亦達賴の徒あるに至る。土謝圖汗の曾祖即ち達延汗の季子格埒森札の第三子諾諾和の長子たる阿巴岱賽音汗は西藏に往き達賴喇嘛に謁し優禮を蒙るを得、加ふるに瓦察喇賽音汗の號を以つてしてより喀爾喀部に黃敎あるに至れり、阿巴岱は阿爾坦と同時代の人なり、之れより先き、喀爾喀部に紅敎あり、黃敎の入るや之れと爭ふ、土謝圖汗の族人阿巴岱の弟圖蒙肯、黃敎を尊んで之れが護持をなす、唐古特達賴喇嘛之れを賢とし、賽音諾顏の號を授く、其の次子丹津喇嘛亦諾們汗即ち敎王の義の號を受け喀爾喀部八札薩克の一となる、是に於て喀爾喀部殆んど紅敎なきに至れり。

(3)庫倫活佛　蒙古の活佛を哲卜尊丹巴胡圖克圖(或は澤布尊丹巴に作る)といふ亦、瑚必勒罕を以つて宗喀巴の嫡嗣とす、初め宗喀巴、將に死せんとして豫言すらく我れ死して一世二世は後藏に再生し、三世は前藏に出で、四世は蒙古に出で、五世は

又、前藏に出で、六世は裏塘に出でんと、明末に至るや蘇爾弟其といふ者あり、其の豫言の如く喀爾喀地方に轉生したりといふ、卽ち哲卜尊丹巴胡圖克圖、是れにして、其の名號、達賴の下、班禪の上に在り、其の後、亦轉生を以つて法嗣となし、今に及んで二十傳せり、其の富に至つては殆んど汗に匹敵し一木城を築き以つて之れに居る、謂ゆる庫倫の活佛是れなり、庫倫とは城圈の義にして日本語のクルワと語意相近し。活佛の勢威既に斯の如くなるを以つて、蒙古王公等は各其の家に私せんとし、活佛の轉生に就て爭ひ已まざりしが、乾隆帝の調停を煩はして金瓶掣籤を以つて始めて坐床を定むることゝなりて解決せり。

(4) **清朝の喇嘛**　清の太祖の時、既に烏斯藏より來れる喇嘛あり、太宗の天聰四年勅建の遼陽蓮花寺後院に在る大金喇嘛法寶記及び順治十二年建立の大喇嘛墳塔碑文によれば藏僧斡祿打兒罕囊斯が蒙古諸部に布敎し、察哈爾部の衆と共に滿洲に至り、太祖の尊敬を受けて黃敎を闡揚したることと並びに太祖の天命初年に既に喇嘛敎隆盛の端を開きたることを知らるなり。天聰九年には太宗は察哈爾を滅ぼしたりしが時に林丹汗既に死して其の子額爾克孔果爾額哲其の母、蘇泰福晉と

偕に太宗に降る。蘇泰白駝に乘り金像の瑪哈喀喇佛(大黑)、金字の喇嘛經並に傳國璽を載せて盛京に至る、白駝俄かに臥して起たず途に其の地に就て樓を建て瑪哈喀喇嘛佛を安置す。太宗、明の兵を松山に破て歸るに及び一寺を樓側に創立す、之れを實勝寺俗に謂ゆる奉天の黃寺となす、奉天の喇嘛廟此に始まる。察哈爾部既に滅したるを以つて喀爾喀部懼れ、崇德元年十二月、車臣汗碩壘、偉徵喇嘛をして來つて書を致し、駝鳥貂皮を獻せしむ、太宗、察罕喇嘛を遣して偕に行き之れに酬いしめ、其の汗及び臺吉、其の他に朝衣蟒緞白銀布匹を賜ふ、是れより喀爾喀部通ず、崇德二年には喀爾喀汗、太宗に勸め使を遣はして達賴を延請せしむ、四年、青海の顧實汗の使人至る、因つて書を付して達賴に至らしむ、七年、達賴、班禪及び西藏の藏巴汗等の使人至る、其の表文に太宗を稱して曼珠師利大皇帝といふ、西藏是れより通ず、順治九年に達賴喇嘛が三千人の從者を率ゐて入覲したる際、世祖は先づ北京安定門外の普靜禪林に就て東黃寺を修築し、別に其の西苑に西黃寺を建立して其駐錫地とさせり、當時、和碩承澤親王碩塞、及び內大臣を代派して邊外の代噶岱汗地方に迎接せしめ、十二月其の著京を待ち南苑に親幸して之れを延見せり、尋いで喀爾喀部の

投誠あり、土爾扈特の歸降ありたり。既に北京に東西黃寺の建立さるるや、到る處に勅建の大喇嘛寺は續々として建立せられたり。即ち康熙三十年には多倫諾爾の舊廟、彙宗寺を、雍正九年には新廟善因寺を、康熙五十二年には熱河の溥仁寺と溥善寺を、乾隆二十年には普寧寺を、同二十五年には普佑寺を、同二十九年には安遠廟を、同三十五年には普樂寺を、同三十六年には普陀宗乘廟即ち布達拉廟を、同四十五年には須彌福壽廟即ち札什倫布廟を或は行宮廟を、乾隆元年には庫倫の慶寧寺を建立せり。之れを要するに清廷の喇嘛教に於けるは蒙古人の喇嘛教に於けると同じからず、即ち蒙古人の喇嘛教に對する今も昔も同じく誠心誠意を以つて信奉せるなれば、清廷の之に對するは外藩懷柔の用に供したるなり、故に其喇嘛を待つに歲に數千萬金を要するも、大に有意味の支出として些も惜氣を示さざりしなり。

(5)喇嘛の區別　喇嘛の階級は大體、佛爺喇嘛、札薩克喇嘛、大喇嘛、喇嘛、黑喇嘛に區別さる。佛爺喇嘛は即ち活佛にして西藏に於る達頼、班禪の兩喇嘛と庫倫及び多倫諾爾の呼圖克圖等に附する尊稱なり、達頼喇嘛にはゲルグパ派即ち黃教の管長にして其の名の起源は明末の頃此派五代の大喇嘛ナグツンローサン初めて達頼

の稱號を得たり。　札薩克喇嘛は教權と政權とを併有するものにして寺院の外に土地人民を有し、行政の實權を有す。　今其等の札薩克喇嘛を擧ぐれば東部蒙古に錫呼圖庫倫札薩克喇嘛あり、喀爾喀に哲布尊丹巴呼圖克圖額爾德尼班弟達呼圖克圖、青蘇珠克圖諾們罕、那魯斑禪呼圖克圖等あり、又、青海に察汗諾們罕あり。　單に喇嘛と稱するは喇嘛教の僧侶にして寺院に在り、民人の葬祭冠婚等凡て人世の儀禮に與かるものにして廟喇嘛と稱す。　蒙古に於ては王公臺吉の子弟と雖家督相續者たる男子を除き他は皆出家して喇嘛たらしむる習慣あり、是れ清朝が喇嘛を利用して蒙古の人口增殖を防遏する手段として執りたる施設の結果なりといふ。　其等旗民の子弟は大抵七八歲より十二三歲の頃寺院に入り剃髮して喇嘛となるものにして、其等の新入喇嘛は經文習得の外、雜役に服し、一定の修業を了るまでは衣服、飲食、裁縫、洗濯に至るまで悉く自家の負擔にして、長じて一人前の喇嘛となれば信徒の布施に由り生活するものとす、其新入喇嘛は稱して沙彌となす。　黑喇嘛とは、寡夫寡婦の老後剃髮して佛に仕ふるものにて法衣、袈裟を用ふることなく又經文を習ふにあらず常に念珠を繰りてオンマニパタメフオンと四六時中念誦する

ものなり。大喇嘛とは普通、寺院の座主に相當するものにして寺院全體を總管す此等の座主は概ね王公又は臺吉の子弟たる喇嘛之れに任ずるものにして、或は西藏より高僧を聘し、或は西藏拉薩に至り授戒せる喇嘛とす。喇嘛の寺院內に常住せるもの其の大なるは數千人あれども少なきも十數人より數百人に達す。喇嘛は各階級に應じ寺院の附近に住屋を有す。喇嘛の內には一種の醫を專門とする者あり、蒙古人の疾病は大抵祈禱により治するも往々此喇嘛醫を聘することあり。

(6)喇嘛の修行　寺院內にある喇嘛は朝夕各一回佛前に於て讀經し、晝は信徒の招請に應じ往いて讀經す、又、一年中、陰曆七月には盂會とて日數を定め寺院內にて勤行す、冬季は寒行をなす、其の勤行に當りては太鼓を打ち法螺を吹き木魚、拆木、銅鑼、小笛等の樂器を用ふるものとす、喇嘛の戒行は妻帶せざること、喫煙せざること飮酒せざること等なるが、下級の喇嘛は破戒し、多くは妾を有するのみならず、庫倫のみにても喇嘛によりて生活せる賣色婦數百名あり、又、蒙古の婦女は良子を得るとの迷信により殊更らに喇嘛と通ずるものあり、從つて喇嘛が人の子女を姦して何等罪惡視せざるものあり喇嘛の內にて各地を巡歷修行するものあり、其等の喇

嘛は或は寺院建立のため地方に淨財募集するものと人の請により治病吊祭をなし順次に地方を飄遊するものとなり、或は修行のため各寺院を巡禮參拜し若くは遠く西藏の拉薩、山西の五臺山、若しくは庫倫に參拜し、活佛高德の勸化を受けんとするものなり、但し後者は俗人も亦之れをなすものあり。

(7)寺院　寺院は廟と稱し寺の周圍には約五六尺の間隔に高さ二三尺の土堆を築き之に丈餘の小竿を樹立し以つて外廓とし、外廓の中央前半に主寺を建立し、其の前後左右に二三乃至十數の副寺を建築し、更らに其の左右及び後方に許多の小庵を設け大喇嘛以下、徒弟雜役に至る住屋を設く、漢人之れを稱して喇嘛街となす。又、廟の附近には必らず二三乃至十餘の漢商あり、天幕を張り絹布、綿布、其の他、日用雜貨より喇嘛の必需品をも販賣す。副寺及び住屋の數は內蒙古中、最大と稱さるゝ達賴罕旗のモルンソムの如きは副寺十二、住屋八百餘戶に達す、其の他、各旗共大廟は大抵二三の副寺と百乃至二三百を有す。寺院即ち廟の內部は正門の兩側に仁王門あるを常とし、本堂は平地より三四尺高く、廟の中央に高さ丈餘の本尊たる座像を安置し、本安の前面は大喇嘛の席に當り其の左右の土間には一尺五六

寸方形の座蒲團を幾條となく整列し勤行のとき喇嘛の著席する所たり、五六百以上數千人を有する喇嘛廟は同時に悉く一宇に讀經するを得ざるがために多くの副寺を要するなり、廟の附近には多くは二三の鄂博あり、鄂博とは土を高く盛り或は小石を重ねて旗界の標識となしたるものなれど、其の旗内若しくは廟の周圍にあるものは、皆佛を安置せる處にして之れがために祭典をなす、謂ゆる鄂博の祭典とは是れなり、該祭典は蒙古唯一の大祭典にして王公以下集合し、競馬、角力、假面踊等頗る盛大を極む。廟は何れも土地及び家畜を有し、政府より下賜さるゝ俸祿あり、王公旗民より喜捨する淨財等ありて富有なるもの多し。

(8)**蒙人の信仰力**　蒙古人が喇嘛教に對する信仰力は絶對無上と云ふべく、喇嘛教は蒙古人の生命たるなり、彼等の或る者は一錢の貯蓄だも有せざるに拘らず、喇嘛の托鉢を見るや敢て不相應の喜捨をなすなり、蒙古人が富の力を有せざるに壯嚴宏麗なる廟宇の到る處に建設さるゝ之れがためなり、曾て西藏より達賴喇嘛の蒙古に來るや、日々の參拜者門前に滿ち其の甚だしきものに至りては家財を疊み家族を率ゐて千里を遠しとせず各部落より蝟集し、或る者は駱駝が躓きて其の背

に在りたる愛兒が墜落頓死せしを是れ達頼喇嘛の手に取上げられて成佛したるなりと喜ぶものありたり、要するに喇嘛に對しては作爲、不作爲、唯其の命のままにて敢てせず敢てする心服者たるなり。

(二)回々敎　其の本源は天方國(阿刺比亞)の謨罕默特より出でたり、故に天方敎と稱す、其の支派、回部卽ち古の回紇、遼に回々といひ、元に畏吾兒といふ地に波及したるを以つて回々敎とも稱す、主として西部蒙古に行はれつつあり。

(三)基督敎　基督敎の蒙古に入りしは西紀十三世紀の頃なり、現に蒙古に布敎さるるもの左の如し。

(1)天主敎　其の勢力範圍は僅かに滿洲に境する一小部分にすぎず。

(2)希臘敎　露國政府保護の下に之が勢力範圍を擴張しつつあるも大なる努力を費す割合に效果擧がらざるものの如し、現に庫倫、張家口、滿洲里、海拉爾等に敎會を有し、其の他の都市にも牧師を派して布敎しつつあり。

(3)基督新敎　布敎師の熱心は驚くほどなれども是れ亦同樣其の勢力範圍を擴大し得ず、僅かに滿漢移住民の一部にすぎず、若干の牧師が歸化城及びワングー府附

近の傳道に從事し居るのみなり。

言語及び文字　蒙古の言語及び文字に關しては蒙古通志の記す所盡せるものあり、故に今之れを記して紹介せんとす、曰く、蒙古は東西數千里、南北亦數千里、人の聲調相同じきこと能はず、言語豈に異らざるを得んや、然れども大抵西口嘟嚕舌多く東口は然らず口音の較異なるのみ之れを文字に寫せば互に相通ず、天山北路に至つては大に異なる所あり、故に別に準噶爾語といふ、其の文字も亦少く異なれり、左れど要するに本と同語源、同字母の小異のみ。天山南路は全く此に異なり、言語文字皆相同じからず、概して回々語といへど其の內、亦少しく差異なくんばあらず、哈密吐魯番より以西喀什噶爾に至り、西南和闐に至る、其の間言語相同じ、之れを圖爾奇語といひ、葉爾羌西南一帶地方自ら別に一種、之れを帕爾西語といふ(圖爾奇は土耳其即ち突厥、帕爾西は波斯の音轉に非るか暫らく後考を俟つ、)又、一語あり和爾盎語といふ回教祖國の語なりといふ、回人或は之れを傳習す。蒙古にはもと文字なく事を記すには漢字又は畏吾兒字を借用せしが、世祖中原を一統し諸蕃國皆文字あり蒙古獨り之れなきを見て、國師帕克斯巴をして新字を作らしむ、然れども今

其の字體を檢するに大抵托忒字に異ならず、唯々托忒は七母韻、蒙古は六母韻なるを小異とするのみ、蓋し帕克斯巴、蒙古の音韻を考へ六母韻にして事を辨ずるに足るを以つて其の一母韻を減じて蒙古言語を寫すに便にせしにすぎざるなり、後世、清の太祖又蒙古字を假りて其の點を多くし、滿洲語を寫すに便にし以つて滿洲字と稱すると同例にして、皆其の創作には非るなり、托忒文字は回紇文字にして即ち畏吾兒字是れなり、標音文字にして數音を合せて一字を成し、其の書法は直下右行し、全く蒙古滿洲の字式と同じ、皆横書右行し及び左行するものと均しからず、竹筆髮帚を用ひて之れを書す、竹筆の制は竹を削つて片となし、長さ四寸許、上の廣さ二分許にして其の末を鋭にす、準噶爾語に之れを烏珠克といひ、髮帚の制は人の頭髮を長さ四寸許りに切り、一括して之れを緊束すること小箒の如くし其の末五分許りを餘して緊束せず、之れに墨汁を漬して墨を蓄へ竹筆を之れに染めて字を寫すに便にす之れを必爾といふ、蓋し回紇の舊俗此の如きなり、而して天山北路は回紇の故地なり、故に準噶爾之れに因りて之を用ひ、遂に準噶爾字の稱あり、然れども杜爾伯特土爾扈特諸部今に到つて猶ほ之れを用ひ伊犁界外の哈薩克も亦或は之れを

用ひる者あり、準噶爾獨用の字に非るなり。 回々はもと回紇なり、回紇文字を用ふべくして今は反つて阿拉比亞文字を用ふるは天方教に因つて其の古風を變じたるなり、今回子其の字を稱して哈特といひ頗る書籍あり、其の歷史を陀晷克といひ字書を阿里といひ醫書を惕普奇塔普といひ農書を理薩克といひ占候書を魯斯納默といふ、然れども想ふに天方教中の書にして回々固有の書に非ず、猶ほ蒙古の書、大抵蒙古舊來の書に非ずして、西藏より出でて喇嘛之れを譯せるに非れば漢書を飜譯せるものにすぎざるが如くならんのみ、故に蒙古回子には倶に觀るべきの文字なきなり、唯々其歌章、蒙古は自ら蒙古の國風あり、蒙古音樂と偕に傳へて今に到つて猶ほ時々之れを聞くことを得、一句の中、首尾自ら韻をなし每句に皆韻あり、天山北路も亦然り、未だ知らず天山南路も亦然るや否や。

敎育 由來蒙古人は遊牧を以て其の業となすが故に、部落の大集團を組織する能はず、從つて子弟を一箇所に集めて敎育することは困難なり、故に蒙古人が遊牧を以つて業とする以上敎育的設備は先づ以つて不可能に屬す。 殊に淸初以來は猥りに蒙文に飜譯することを禁じたるを以つて元朝より今日までに蒙古語に

記されたる書籍の主なるものは成吉思汗傳、蒙譯一切經、理藩院則例、蒙古律列、蒙古源流、蒙古里部王公表、聖諭廣訓、三字經、小學、三國志、列國志、金剛經、心經等にして一般の智識を與ふるものに至りては殆んど之れあるを見ざるなり。故に蒙古人に敎育の觀念なき所以なり。唯、官吏となるべき旗人の子弟は何れも敎師を傭ひ八九歲の頃より修學し、五六箇月間、單に蒙古の字母を敎へ、次に日常觸接する事物の名詞、其の他の單語を習得すること半歲、やがて公文書を讀習せしめ、傍ら古英雄に關する歌謠俚諺等を敎へ、又、時としては滿洲語を學習せしめしが、光緖以來著るしく衰頽せり。其の他、博王府、喀喇沁王府には新式の學堂を設立せるも、其の普及に至るは前途遼遠なり。尤も滿漢移住民の開拓地に於ける商業地又は大なる部落に於ては謂ゆる寺小屋式の敎育機關を設置しつつあり。之れを要するに蒙古人は敎育的設備を缺がため一般に無學文盲なれど、滿漢移住民の開墾地方たる東蒙古殊に大興安嶺の東部に屬する民族は滿漢移住民と接觸しつつあるを以つて漸く敎育の必要を感知し來れるものの如く、其等の地方にある蒙古人には稀れに漢字に通ずるものあり、又、南方遼河以南に住する民族は殆んど滿漢人と選ぶ事なき程

度にあり、今東部蒙古に於て漢語を解する蒙古人の居住地方を掲ぐれば左の如し。喀喇沁全部、土默特全部、翁牛特の過半、敖漢、奈曼の過半、喀爾喀左翼、錫呼圖庫倫、喇嘛旗牧の過半、郭爾羅斯の三分の一、杜爾伯特、札賚特三分の一、科爾沁東南部は全部の四分の一。

風俗

(一)衣服　蒙古人の服裝は滿漢人と略ぼ同一なれど之れを滿漢人に比すれば一般に寛濶なり、殊に上衣は、赤色、紫色、黄色等の際立ちて目立つものを好むむ、其の外被は就寢の際は掛布團の代用となす程に丈け長くして束帶を解けば地に達するなり、束帶の前部には嗅煙草入を、右側には食事用の小刀を、後部には燧石を下げ、烟袋は左腰に、煙管は或は之れを長靴中に挿入し、或は左腰に挿むを普通とす、靴は革製又は布製にして常帽子を冠り或は手拭を以つて鉢卷をなし、手には珠數を持ち頸には佛像を吊し、其の外出するに當りては必らず鞭即ち長さ二尺餘の藤の杖を携ふるものとす、但し地方別により異同あり、卽ち左の如し。

(1)奧安嶺の東南部　東蒙古中最も文化の進し地方に屬す、其の開拓地隣接地方

と興安嶺山麓地方にては靴、帽子等は多く自家にて製し、又、婦女は種々の刺繡をなし、靴の製作は婦女の最も誇りとする所なり、遠來の珍客より物品の贈與を受くることあらんか、其の刺繡せる煙草入れを返禮として贈るを常とするなり、其の開拓地方に介在する蒙民は殆んど滿漢人と同一の服裝をなし一見漢民と區別し難し。

(2) 興安嶺の西北部　之れを東南部に比すれば遙に粗野にして、一部地方を除くの外は市場に遠く且土地概して磽确なるを以つて住民何れも貧し、左れど此れ等地方は、古來蒙民の本據たりしを以つて蒙古固有の習慣を有せり、殊に外蒙古に至りては更らに甚だしく一般に深く廣濶なる牛革靴を穿つ但し靴、帽子、煙草入等は何れも漢人の手に成れるものを購入して使用せり。

(3) 婦人の服裝　地方によりて多少の差異あれど、今其の一端を擧れば哲里木盟の婦女は滿人の服裝に比し極めて寬かなる廣袖の衣服を著し、其の裾殆んど足を蔽はんとす、靴は手製に係かり繻子、天鵞絨又は綿布等にして長靴又は短靴とす、頭髮は前頭に於いて雙方に分かち後頭部に結束し美くしき花簪を挿せるもの多し、處女は前頭を雙方に分かち後頭部に於いて辮髮として垂下するが、其の根下は紅

色の毛絲等にて結べり、其の外出に當りては馬に乘ること少なく多くは車を用ひ帽を戴かずして木綿無地の手拭を冠る。昭烏達、卓索圖地方また同一なれども此等の地方にては既婚の女子は後頭部を長く突出せしめ恰も握拳を附したるが如きものを飾付くるものあり。錫林郭勒及び察哈爾地方にては珊瑚又は硝子製の瓔珞樣のものを前額部より後頭部に垂下し其の房をば耳の前方頸に至るまで垂れ又、上衣には殊更らに目立ちて裝飾をなす、靴は短靴を用ふるもの少なく多くは長靴を用ふ。蒙古の婦人は一般に纏足するものなく何れも耳に孔を穿ち種々の耳環を垂れ飾を施せり。

(二)食物　興安嶺の東南部中、開拓地方にある蒙古人は高粱、粟、黍、其の他の雜穀野菜類を用ひ、移住民と異なるなく又開拓地に隣接せる地方に於ては黍及び粟を主食とし牛乳又は其の製品及び獸肉を野菜類に混用す、興安嶺の山麓地方にては主として、牛乳其の製品及び黍を用ひ稀れに野菜を食し獸肉を用ふ、次に興安嶺の西北部中、外蒙及び錫林郭勒盟地方にては黍を珍重し一人一食僅かに一握位を食し其の他、茶、乳、羊肉等を用ふ、干饂飩の如きは富者又は王公にあらざれば用ふること稀

れなり、察哈爾及び其の西部に住する人民も略ぼ同一狀態なれど、近時漸く開墾の進捗したるを以つて從つて穀類を食すること多くなれり。

(1)奶皮下及び奶豆腐　牛乳をなべに入れて沸騰せしめ其上に凝集する脂肪分をば一回乃至二三回に取り去り、之れを別に貯へ、其の殘餘は之れを桶に移す、其の貯へたる脂肪分は之れを奶皮子卽ちウルモと稱す、其の一部は茶に入れて飲用し又は其の儘、來客等に供す、此奶皮子は其の大部分は牛酪に製せられ、其の味頗る佳良なり、又、桶に移されたる牛乳は更らに之れを煮詰めて水分を減じ、後、箱に移して日光に晒らし凍豆腐樣のものとなし、貯藏して冬季の用に供す、之れを奶豆腐卽ちボシルガと稱す、奶豆腐は種々の菓汁を混じ、又は種々の模樣を附す。

(2)牛酪　羊の胃囊を乾かしたるものに詰、其の口をいとにて結び冬季の貯藏となし、黍を食するとき混じて用ふ、其の一部は商人の手に入り北京其の他、蒙古周圍の市場にて販賣せられ、良質のものは一斤(百六十匁)十七錢乃至二十四五錢なり。

(3)乳酒　牛乳を腐敗醱酵せしめ燒酒を製すると同法に之を蒸溜す、之れを乳酒卽ちスーヌエレハと云ふ、乳酒は白色透明にして無臭無味清水に異ならざるも

之れを用ふるときは醉ふ、蒙古人は酒を好むこと甚だしく、毎戸大抵乳酒を釀造するも其の量多からず、故に日常之れを飲用することなく、偶〻行商漢人の燒酒を携ふるか、又は市場に出でたるとき多量に飲み、亂醉するに至る。

(4)茶●　蒙古人は好んで茶を喫す、茶は支那本部其他より輸入さるるも用法は滿漢人と全く異なり、茶の中に牛乳と少量の鹽を混じて飲用す、之れを奶子茶又は蒙古茶と稱し、蒙古にて單に茶と稱するは卽ち是れなり、大抵一日平均三四乃至六七回飲用す、興安嶺の東南部及び察哈爾地方の大部分は貧者と雖陶器の茶碗を用ひ其の家族の人員以上之れを有するも、興安嶺の西北部たる烏珠穆沁部、外蒙古等の地方にては王公又は富者にあらざれば陶器の茶碗を有せず、皆木椀を用ひ各自一箇を有するにすぎずして來客に供する備なし、故に外出することあらんか、必らず之れを懷中し何れの家に至りても喫茶することを得らるるやう準備す、蒙古にては一體に來客あれば茶を勸むるを常とせり。

(5)鳥●獸●肉●　牛、馬、羊、豚、鷄、鹿、兎、野羊、雉子等の鳥獸肉を用ふ、就中、牛肉は富者にして大典あるときに限り屠殺することある以外は、斃死の牛肉を食するのみ、馬肉も斃

死のものを用ふ、羊肉は各地とも多く用ひ豚、鷄は開拓地方に於て僅かに之れを用ひ、野生の鳥獸は兎及び雉子最も多く、獐、野羊鹿等は一部地方に獵せらる、狩獵期は春秋及び冬季に於てせられ、夏季は少なし、獸肉は五斤、十斤位の小片に切り分けたる後沸騰せる白湯中に少しく鹽を入れ其の中に肉片を入れ煮熟したる後、其の液汁を飲み其の肉を食ふ、又液汁中に少量の粟又は黍、饂飩等を入れ粥樣のものを製して食ふ肉を食ふときは各自與られたる肉片を細に切て之を口にす、其の小刀を用ふることは最も巧みにして臟腑、軟骨、脊髓等をも餘す所なく悉く之れを食ふ、平常は數日又は十日に一回、其の他來客祝祭等に之れを屠殺するものとす。

(6)**雜穀及び野菜**　開墾地方に在りては滿漢移住民と同じく高粱粟等を食するものあるも多くは黍を主として小麥粉之れに亞ぐ、野菜類は白菜、葱、胡瓜等僅かに開墾地方又は其の隣接地に於て食するにすぎず、烏珠穆沁部より西北方に於ては絶えて野菜なく、此等の地方には野生の韮あり稀れに之れを食ふ、雜穀も亦東南部各地にのみ產し、西北部地方には之れを產せず。黍は粳黍にして東南部の產地に於ても亦野生的に耕作し、其の收穫當時は之れをサミーズと稱し、之れを炙りて臼

に入れ搗きたるものをチヲミイと稱す、蒙古人は之れをモングバタ又はホレバタといひ、奶子茶を喫するとき茶碗に入れ、數回茶を入れ替て之れを食す、是れ西北部地方に在りては貴重の食品たりとす、ホレバタは小量にて滿腹となり小量の水さえあれば何れの處にても之れを食用し得らるるを以つて、旅行者には最も輕便にして常に之れを携ふ、唯、味は苦味を有すれども香り良しとなり。小麥粉又は干饂飩は王公か富者に限りて用ひられ、東南部各地に於ては滿漢人の如く或は饅頭或は餅に作り用ふるも、西北部に於ては主として饂飩として食す、烏珠穆沁部より西北各地の王府等にては、皆珍客に饗する馳走として饂飩を供するの風あり、蒙古人は一般に大食にして又數十時間の絶食に堪ゆるなり、是れ食を得ること困難なるに因るなるべく、旅客より金錢の贈與を受くるよりも食物を與へらるることを喜ぶの風ある亦之れがためなり、其の庖厨に用ふる器具及び食器としては一戸大抵二三升より四五升入の鍋、一箇乃至三箇、水桶、牛乳桶二三箇、臼、手杵、及び家族と同數の椀、箸等にして肉切小刀は常に各自にて携帶し居れり。

(7) 燃料　蒙古に於る燃料の多くは獸糞なり、其の獸糞中にて最も火力を有する

ものは羊及び山羊の糞なり、蒙古人及び西藏人は諸種の鐵器の製作にて亦此の獸糞を用ひて火力を利用す、若し夫れ鐵棒を此火力中に置かんか忽ちにして白色を放つに至るといふ、羊糞に次で火力のあるものは牛糞にして又之れに次ぐものは馬糞なり、駱駝の糞は燃燒惡しく最も下等とせらる、蒙古地に於ける獸糞は到る處に之れあり、旅客も亦之れを拾收して燃料となす、左れど乾燥充分ならざるものは燃燒困難なるを以つて、常に乾燥せる獸糞を貯存携行する必要あり、戈壁の沙漠地帶には牧草乏しきを以つて獸糞なけれども灌木生じつつあるを以つて住民及び旅客は之れを伐採し、又は根を掘りて以つて燃料となす、其の他、東部ネルテンゴロの流域及び西喇木倫上流地方には樺、柏、楊柳等多く密生するを以つて此等の地方にては樹皮を以つて燃料とせり、又、北方札賚特部方面及び庫倫附近に至れば廣大なる森林あるを以つて薪炭を以つて燃料とし、開墾地方に於ては主として高粱稈を燃料とせり。

(三)住居　牧畜を以つて生業とするがゆゑに各戸とも地區の大なるを要し密集するを許さず點々として散在し、其の一村落は多きも二三十戸を出でず少なきは二

三戸なり、村落相互の距離の如きは近きも一二里にして遠きは數里又は十數里を隔つ、從つて開放地を除くの外は全然市街地なきなり、其の家屋は均しく天幕式蒙古包に住したるも近來に至りては漸く定住の家屋を構ふるに至れり、左に分類して少しく説明せんとす。

(1) **興安嶺の東南部** 此れ等の地方は水草共に潤澤なるを以て定住して移轉せず、其の開拓地及び其の隣接地に在るものの家屋は大抵滿漢式土塊又は煉瓦家屋に住し、其の周圍は繞らすに土壁又は柳枝柵を以つてす、家屋の門前には尺大の白又は赤布に經文を書きたる小旗を樹て家の前面又は側面には燃料とする牛糞を小丘の如く高く積上ぐ、家の附近には家畜を入るる土壁あり、又、沙漠中及び興安嶺麓は多くは蒙古包に住し、或は之れに類する小土塊屋に住す。敢て移轉するなく周圍に樹枝の圍をなす、小旗は大抵屋上に揭ぐるを常とす。

(2) **興安嶺西北部** 此れ等の地方は天幕式の蒙古包に住し、春雪融解する頃より低平地に出で水草を追うて移轉す、其蒙古包の周圍には常に車輛五六輛乃至十數輛を排列して移轉の準備をなせり、若し炎天にして草少なき時は一箇所に牧養す

ること三四日にして他に移るなり、冬季に至り結氷する頃となれば丘阜の陽部を選みて此に冬籠りす、是れ冬は山上に草顯はれ、平地は雪を吹き寄せ草を沒するを以つてなり、即ち雪を飲料に供するを以つて低地にあるの必要なきなり、此等の地方にては家屋の周圍には固定的設備の何者もなく、只、冬季移るべき地には牛糞を集め置くにすぎざるなり。

(3)蒙古包の構造　蒙古包の構造には大小數種あるも普通は高さ約十三四尺、下部は高さ約四尺、中徑は大小により七八尺乃至十七八尺の圓筒をなし、其の圓筒上に傘大の屋蓋を載す、圓筒部の骨は徑一寸内外の柳條を四ッ目に編みたる孤形編條を五箇乃至六箇連接したるものにして組立分解共に容易なり、屋蓋の骨も亦柳條にて作られ、其の形普通の傘骨に類し且つ自由に開閉さるも尖頭部に特別の框を附するのみ、其等の組立てられたる骨形の全部は羊毛を重ねて作りたる毡子を以つて一重或は二重に之れを包み、之れが墜落又は飛散を防ぐがために駱駝の毛を以つて綯へる繩にて外部より上下左右に梱縛し、尖頭部のみは毡子を游動し得る如くし繩にて之れを開閉するやうの措置をなす、其の之れを開きしときは烟

を吐き出し光線を屋内に送致すなり、小屋の入口は何れも南々東に面せしめ高さ三尺五六寸、幅約二尺五寸の框を附し、之に二枚の小なる扉を以つてす、又、小扉に代ゆるに絨氈製の垂幕を以つてするものあり、或は之れを併用するものあり、烏珠穆沁部及び其の以北の純遊牧地帯にては王公も亦同じく此等の蒙古包に住居す、唯其の形稍〻大なると、家の頂上に赤色の絨氈を用ふるのみなり。次に内部の配置を記さんに、土間には中央の一部を除きて毡子を敷き、其の富めるものは正面に高座を設け左方は男子の居所にして來客は何れも此處に招請す、正面或は稍〻左斜の方位には木櫃あり其の上に活佛の寫眞又は佛像を安置し、其の前に佛器を並べ乳及び肉を備へ之れを聖壇として朝夕之れを禮拜し臥するに足を向くることをせざるなり、右方は婦人の居所にして貴重品を入れたる大小の櫃、炊事道具、水桶、食料品等あり、中央の空地には一尺餘の高さを有する鐵製の五徳様のものを据え置き其の中に獸糞を盛りて火を作り或は炊事をなし或は暖を取るなり、一箇の蒙古包は僅かに四五人の居住を充たすにすぎざるを以つて其の富める者は數箇の蒙古包を有するを常とす、彼等が其の寢につかんとするや、土間に敷きたる粗毛布の上

王、蒙古包の構造は婦女子の掌る所にして其の動作極めて機敏なりといふ。次に家具は僅かに二三の箱又は戸棚、敷物、鍋、茶碗、杓子、皮嚢、水桶、木椀、鐵架、火箸等あるのみ。開拓地隣接地方にては、移轉式蒙古包は漸次固定式となり、支那家屋と同樣たるに至る、蒙古人は移轉式のものをウルグクルといひ、固定式のものをトグルクルといふ、兩者とも其の外觀に於ては差異なきも固定式のものは其の周圍を毡子に代ふるに泥土を以つてせり、此等固定式のものは昭烏達、哲里木の各盟に往々見る所とす、更らに開墾地區の隣接地方にては皆滿洲式土造若しくは磚造にして唯其の構造の相違は滿人家屋にありては窓邊の一側に炕を通じ、時としては之れと對向して構成せられ、窓牖は概ね南面せる一側に設けられ、他側に開設するは稀れなり、然るに蒙古家屋は必ず鈎形若しくは凹字形の炕を有し、窓の數稍々多く設けらるを常とす。此に特に記すべきは夏季に於ける移住區域なるが、其の移住は隨所に轉居するものにあらずして略ぼ一定せり、是れ蒙古旗内の土地は大抵限界ありて某族は何地より何地に至り、某臺吉は某地を所有せる等一定せるにより、其の定まれる區域内に於て、良好

なる水草の所在を求むるなり。

(四)婚姻　蒙古の男女間は頗ぶる開放的にして客あり來りて酒を飲めば婦人出でて之れに酌し、若し夫、不在にして客至る時も亦能く客を款待して至らざるなきを才幹ある婦人として之れを稱し、夫も亦其の內助の功を得たるを喜ぶ、甚だしきは同房して客と臥するも毫も恠まず、其の婚姻は早婚にして十六歲以上の男子の無妻なるものなく婦は夫より二三歲若しくは四五歲の年長を常とせり、婚姻は當事者之れを知るなく父母と媒介者によりて決定され、男家より女家に贈物して其の約束は成立す、其の男家よりの贈物のみにて女家よりは何等の贈物をなさざるは固と是れ婚姻が賣買的たるに由るものなりといふ、蓋し或は然らんか、既に婚姻の約束が成立するや、女の父は親近のものと共に男の家を訪ひ、佛壇の前に拜伏し羊頭、乳、絹布等を供ふ、終つて男家の饗應あり、入輿の日には喇嘛によりて指定さる、其の日には男家より人を派して新婦を迎ふ新婦の朋友親戚は戸前に出て圓形を作り女の行くを拒むものの爲をなす、新婦は戸前に於て馬に乘せられ、自己の家の周圍を三度廻りたる後、疾驅して男家の方面に至り、男の父の家の近傍に豫め設けら

れたる蒙古包に入るや舅姑に紹介せられ、佛像に禮拜す此時喇嘛の讀經あり次いで新婦は竈に伏拜し終りて舅姑、親戚に禮拜す。男も亦蒙古包の附近に集まれる新婦の親戚一同に對し禮拜す。其れより宴會に移るや、近隣の蒙古人及び双方の親戚朋友は婚宴に來りて贈物をなす、宴會は七八日繼續することありて脂肉、酒、煙草等は最も盛饌と稱せられ、時に樂師を招きて歌はしむることもあり。貧者は斯かる盛儀をなすを得ざるを以つて直に婦を迎て型ばかりの式をなすといふ。離婚は何等の面倒なく夫が婦を實家に歸らしめ離婚を通知するのみ、婦が夫と離婚する場合も單に通知のみを以つてす、既に離婚したる男女は隨意に再婚することを得。　又、父死して後、繼母、庶母を妻とし、兄死して嫂を妻とするは固より常事として怪まざるなり。

(五)葬儀　地方によりて異となるも大抵棺槨なく墳墓なく歸化城附近に行はるるものは屍體を氈にて裹み之れを野中に葬り、馬を放つて其の上を踐ましむ、故に靑草其の上に生ずれば遂に所在を失す、元の太祖の墳墓を以つてすら尙は此例にして今に其の所在を知るに由なきなり、或は野中に棄てて犬狼の腹中に葬る者あり、

其の早く食ひ盡さるるを以つて福ありとなすなり、是れ喇嘛教より由來せし風習にして額魯特部最も甚だし、其の他の地方に行はるるものは人死すれば子孫、親屬等相集りて喇嘛を招請し讀經せしめ、珠露海の書即ち吉凶禍福卜占の書を按じて五行の葬法に應ずるものを求めて之れに隨ひ、金葬には之れを山に置き、木葬には之れを樹木の上に掛け、火葬には之れを火に投じ、水葬には之を河に沈め、土葬には之れを地に埋む、若し以上何れの葬法にも應ぜざる時は帳房を毀ちて屍體を道傍に放棄す、其の死日より讀經すること四十九日、其の家にては殺生せず、其の子剃頭せざるなり、夫死すれば其の妻髮を剪り耳環を去り綵衣を著す、忌辰には果品、乳汁を陳設して之れを祭り、春草青を發すれば其の父祖を思ひ、酒を灌ぎて之れを野に奠す。

(六)疾病　蒙古地帶居住の支那人及び喇嘛僧のため淫蕩生活行なはれて梅毒病患者最も多きを致せり、クロパトキン著、滿蒙處分論に、

余が邂逅せるトルゴウート人の喇嘛僧は余に語りて蒙古人の間に、最も流行せるは痳疾にして、之れがため尿道狹窄、各種膀胱疾患、不姙症を起し凡そ蒙古人の

約半數は之れに罹れりといへり、余は旅行當時、唯、子供を設くるを得せしめば、欲するがままの要求に應ずべしと哀願せられたること一再ならざりき、余と語りし此喇嘛僧は余が見たる蒙古人中、最も知見を具へたるものにして曰く、人畜の疾病は是れ余等の獨力を以つてしては、到底抵抗し難きものにして、余等を亡滅する敵は卽ち蒙古に於ける人畜病疫の災に外ならず、若し露國にして吾人を扶くる所なくんば、余等種族が絶滅の運に逢するは今後數十年を出でじ、若しも蒙古人に病患なからしめば、吾人の數は多かるべく、以つて支配人を恐れしむるに足る、畜疫作らずんば吾人は富み且つ強きを得ん。

と。以つて梅毒、痲病の傳染せることの甚だしきを知るに足るべし、蒙古は其等の疾病に次いで天然痘のため死亡するものの亦夥しきなり、彼等は此種の疾病を最も怕れ、家族中にて痘瘡患者を生ずるあれば、空山、人無き處に隔離して之れを避くるに至るなり、其の未だ天然痘に罹らざるものは北京に來るを欲せず、官も亦入京を強ひず、彼等が疾病に罹れば先づ喇嘛に請うて福を祈り、又、其の藥を服用す。

(七)**娛樂**　蒙古人の娛樂としては角力、唱歌、音樂、競馬等とす。

(1)角力　彼等は往古より好んで角力をなす、其の競技するや革衣革鞴を著、限るに圏域を設けず、力屈し地に倒れざれば止まざるなり、特に額魯特人は裸體にして奮闘し最も强力なり、地に倒るるも肩背地に附くにあらざれば敗となさざるなり、熱河に移住せる額魯特人が、毎年蒙古王公の筵宴に内廷に召され、蒙古各部の善撲人と倶に競技するを常とせり。

(2)唱歌及び音樂　歌謠は男女の戀愛を意味し鄙猥に流るるもののみ、音樂は樂器として胡弓、月琴等を吹奏すれど、就中、胡弓を多とし、大抵一村落に二三の樂器あり、數人集まれば之れを彈じて合唱す。

(3)競馬　蒙古人は居常門前に馬を繫ぎ、鞍を裝し、牧畜、用辨等皆乘馬して之をなす、從つて老幼婦女に至るまで能く馬に馴れ、また能く乘馭す、小兒は五六歲に至れば父兄に伴はれて牧場に至り、其の往復共に父兄に助けられて馬背に縋りつつ日常之れをなしつつあるを以つて、十歲に至る頃には巧みに乘馭し、裝鞍せざる裸馬にさえ自由に乘り廻はすに至るなり、彼等の乘馬するや、上體を垂直にし膝下は少しく後方に曲り、如何なる作業も下體の位置を崩さず、上體のみを動かす、即ち馬

匹と同體となるなり、故に彼等が上體を少しく前に傾るや馬は驀然疾驅す、其の疾驅中に在りては鞍上に直立して鞍に腰を卸すことなく然も斯の如くして終日馬背に在るも何等疲勞せざるなり、左れど其の馬を奪て徒歩せしめんか、鞍上の癖を其のままに脚は兩側に開き上體は前方に傾き歩度重く、恰も長病後の人の歩行と異ならず、婦女子も亦興安嶺の東南側及び西北側に於ては旅行の際又は男子に代り牧畜其の他の用辨には必らず乘馬するを以つて、其の騎術毫も男子に讓らず、左れど東南部の開墾地方に近づくに從ひ婦女子の乘馬するを見ず、喀喇沁、土默特等の地方にては偶〻乘馬する婦女子を見るも多くは驢馬を用ひ、鞍上に蒲團を敷き馬子たる從僕其の跡より鞭を以つて跟隨する等已に固有の習俗を脱せり、遮莫あれ元朝の祖先が世界の大半を蹂躪したるもの實に騎術の力たり故に今尚ほ彼等蒙古人の騎術は天下に冠たりといふべく、數十里の行程も尚且隣地に行くが如き概を示せり、從つて好んで競馬をなす其競馬は類博の祭日に特に儀式として之をなすの外、狩獵放牧等の機會ある毎に之をなす、又、自己所有の馬の速度を驗する爲に時々之をなす、其狩獵は數旗聯合のものあり、又、一旗のみのものあり、數部落聯合の

ものあり、一部落のものあり、其の時に當りて王公の面前若しくは多數觀衆場裡にて一番槍の功を奏せんとし、鄂博の祭日には先頭第一の名譽を博せんとし、自家所有の馬群中、最良のものを選び、壯者を騎手として之に赴かしむ、此等の競馬に用ふる馬は走馬即ちチヨロヌメロと稱し、數百頭の馬群中にて一二頭にすぎざるなり。

(八)奇習　額魯特に於いては從軍して伍を失し若しくは逃げ歸る者ありたる時は、之れを捕へて其の衣服を剝ぎ、之れに對して紙製の帽子を冠らしめ、且つ其の妻に對しては短かき布衣を著せ、夫婦共に街道を引き廻はし、之れを衆人の目に觸れしめ、數日の後に之れを革囊に盛り錐を以つて外より之れを刺し、然も尚且つ死せざれば之れを宥し官奴となす、其の妻及び家產は一併して之れを官に沒す。又額魯特にては馬を盜むものありたる時は、之れを罰するに九牛若しくは九羊或は九馬を以つて之れを被害者に贈り、其の罪を贖はしむ、若し盜める者にして貧困なるが故に之れをなすを得ざる場合には犯人の妻を奪うて之れを被害者に與へ以つて其の賠償に充てしむ、若し犯人にして其の妻無ければ皮鞭を以つて犯人の臀部を毆打して之れを懲戒し、後、被害者に與へて家奴となす。

(九)**禮儀**　公務の場合と私事の場合とに區別することを得、今左に之れを記さんとす。

▼**公務の場合**　公務を取扱ふときは定めの官帽を冠するを以つて禮式とす、挨拶のときは先づ嗅煙草を勸めて互に交換し終つて後要談に移るなり、其の室內に在りて王公に對するときは其の侍從に導かれて冠帽のまゝ居室に至り、入口にて先づ敬禮し、更らに進んで數步の地點に至り、右膝を折り、左膝を立てゝ最敬禮をなし、報告上陳を終れば再び敬禮して退出す。但し普通王公に面謁を許さるゝは四品官以上なり。若し室外に於て王公に召さるゝときは又同一の姿勢を以つて數步の地點にて跪坐し、所要の言上をなし、又、命を拜す。

▼**私事の場合**　官帽を用ひざれども冠婚葬祭等の大典又は賓客を迎接する際には之れを冠す、其の蒙古包を訪ふ來客は門前に來れば下車馬せざる前に、聲を發し家人を呼び、犬の監視を乞ふ、家人其の聲に應じて來れば下車馬し、馬を馬繫場に繫ぐ、蒙古は貧富ともに每戶必らず數頭乃至數十頭の馬を繫留し得らるゝ繩又は桿あり、尋いで家人の案內により入口に近づき馬鞭を入口に置きて門戶を入り、モ

ンドー又はアモルヨウ即ち御機嫌よろしうと挨拶し、入口より入りて左方に著座し、腰袋より嗅煙草を出し、左肩を下げて之れを主人に薦む、主人も亦同じく嗅煙草を取出して來客に薦め、互に之れを鼻にて嗅ぐ眞似をなし、クリスモンド即ち家內無事なりや、アトセヘンニ即ち馬群は良好なりや等數語を交換し、其の間に嗅煙草を互に元に復し、客は更に主人の妻子兄弟に至るまで一々同樣に嗅煙草を渡して挨拶す、最後に先來の客あらば其知人なると否とに拘らず、同樣に挨拶し、終つて徐ろに用談しながら來客はテーベニー即ち烟管ありや、又はタモ即ち煙草と略稱して右手を出せば主人は之れに煙管を與へ客は自己の煙草を詰めて火を點じて吸ひ、其の吸口を煙草入の袋にて拭き、右手に持ち吸口を先きに向け右肩を下げ之れを主人に渡す、主人も亦同樣に來客の烟管に自己の煙草を詰め之れを來客に渡す尚、客は同室內のものに對し一々之れをなす、主婦は又、來客に對し茶を暖め、奶皮子若しくは奶豆腐を勸め茶を勸め、長座の客なれば食事をも之れに勸む、其の用を辨じ歸り去るときは嗅煙草を呈するを以て普通とすれども知人なるときは之を略すれど、主人其他家內中のものは之れを室外に送り馬又は車に乘るまで見送るを常さ

す。客若し主人より上位なれば主人は自己の席を讓りて客を正座につかしむ、下位の客なれば之れに反し客より一層叮寧なるの差あり。支那式家屋に於ても其等の禮式作法には大差なけれど唯脱靴することなく、來客は炕又は椅子に腰を掛け或は席上に座す。蒙古婦人は來客あれば主人と共に之を待遇し、内蒙古各旗の婦人は皆、兩膝を屈し、踵に體の重みを托し、腿部を平にして兩手を腿部に上げ掌を下にして重ね、頭を下ぐるなり、但し外蒙古車臣部地方にては婦女は直立のまま兩手を均しく前に出し、掌を上にし來客は之れに手を觸るるを以つて挨拶となす。室外にて王公其の他の長上に逢ふ時は僅かに道を避け下車下馬して禮をなす、別に所要なきときは其の通過を俟ちて又乘車馬して行く、同等のものなるときは互に下車馬し、休憩するときは嗅煙草及び煙草の交換をなし、急ぐときは互に口上を述べ又上車馬して往く、他旗又は滿漢人外人等と逢遇せば大勢なるときは恐れて近付かざれども少數なれば必らず近寄りて挨拶をなし何れより何れに行くや何用を帶ぶるや等の要件を問ひ確かむるの風あり。

(十)日常の行事　蒙古人は毎朝起きたる後、各自茶碗に少量の水を取りて口を漱ぎ

其の口を漱きたる水を用ひて顔を洗ひ、茶を喫して後、家畜を放牧するが、日中に至たり家畜に水を與ふ、尤とも川又は湖の邊に住むものは自由に家畜の飲むに任かす、日暮るる頃には家畜を連れ歸り、夕食を終れば一家團欒して喫茶などして後、寢につく、其の他、不時に王公府若しくは寺院より傭役を命ぜらるることあり、要するに斯の如き單調なる生活にして特に休日なるものなきも、近來は漢人の例に倣ひ、一年中、新年(陰曆)三月三日、五月五日、七月十五日、八月十五日、九月九日は謂ゆる五節句と稱し、其の他、日を期して祖先の祭禮を行ひ、喇嘛を招して一家の周圍を清淨にすることあり、又、鄂博の祭禮には部落民各自野外に集團し、歡樂して日を送ることあり、其の他、旱魃、水災等に際して其の禍を禳はんがため、或は王公の繼嗣の乏しき場合等は佛體を埋めて新たに鄂博を立て祈禱することあり。次に蒙古人平常の起居を記さんに、彼等は裸體を露出せず、火に向つては足を出さず男女とも小便の際は腰を屈め膝を曲げて放尿し大小便とも必らず佛像の安置せる方に向はず、また佛像を拜するときは先づ立つて合掌し、オンマニバタメホンと連稱しつつ五體をば地に拋げ頭を以つて地を叩く斯の如く相狀を連續すること數百次に及ぶこ

とあり時に寺院を隔つる數十町の地より斯の如く起伏を連續しつつ漸次寺院に接近し次で佛前に至るもこの法をなすこと多時に及ぶを見る。

(ト)旅客の接待　滿漢人其の他の外人に逢遇せば問査的に其の本意を糺し、之れを逐次に隣部落に傳染す、殊に外國人の來りたるときは道路の遠近を問はず、直ちに馬を驅つて所管の佐領に至たり、外國人何名何々を携帶して何れの方向に行けりと報告す、尤も此等佐領に對する報告は外國人に對する事件のみにあらず、新たなる事件の發生するあらんか、直ちに相傳へて忽ちに各方面に流布さる、其の速かなること電信電話によるが如し、今、蒙古内地に於て外國人に對する接待の狀態を記さんに旅客にして護衞又は官の與ふる道案内を伴ふものに對しては、其の取扱最も叮寧にした、旅客は案内者又は護衞兵を嚮導として、隨所に立入り、食品其の他諸般の物資を徵發買收するを得、彼等は王府の命令なれば何事も拒むなく、喜んで之れに應じ、報酬などに與へらるれば取り、與へられざるも意に介するなし、之れに反して單獨旅行者或は官よりの保護なきものは蒙古人之れに對して一切無頓著なり、從つて宿泊すら拒絕され、已むなく門前に野宿すれば水をこふさえ承領せざる

なり。尤も水と燃料とは蒙古内地に入るものの特段の注意を要するものたるなり。

蒙古人の社會的存在

蒙古民族が清朝に至りて始めて形式上統一されたる問題に就ては今之れを措き、蒙古民族が所謂札薩克の下に實質上統一されつつあるは清朝時代も今も敢て或は違ることなく、稱して自治行政と云ふと雖、其の權力の徹底せるより見れば寧ろ國家と稱するを得べく、東三省の行政區劃、其の他、熱河、綏遠、察哈爾都統の管轄區域を除くの外の蒙古地帶は札薩克の統治する何々旗と稱する各小國の存立するものと云ふべきなり。左れど吾人は普通稱する自治行政の見地に從ひ暫らく之れを社會的團體と見做し、其等の社會的團體を組織する蒙古人に就て、社會的存在を記さんとす。

(一)民族の階級　蒙古民族の階級は王族、喇嘛、黑人の三となすことを得▼王族　元朝の後裔たるもの或ひは其の重臣の子孫にして清朝より王公の爵位を受け各旗

の酋長卽ち札薩克たるもの若しくは清朝より臺吉以下の爵位を受け旗人たるをいふ、其の總數は極めて多く一旗の人口にして三萬を有する旗內には、其等の王族約三四千を數ふるに至り、全人口の十分の一を占む▼喇嘛　社會の上流班に伍し高德の喇嘛の勢力は時に王公と雖拮抗し得ざることあり▼黑人　蒙古人は平民てふことを稱して黑人といふ、王族と喇嘛とを除けば其の他の蒙古人は總て之れ黑人にして、政治上に於ては各旗長の隷下に在るも、精神的には喇嘛に支配さるるなり。

(二)族長制度　哲里木盟四部との卓索圖盟二部との照烏達盟八部とか、錫林郭爾盟五部とか、烏蘭察布盟四部とか稱する部分とは、既述せし如く、何等行政區劃を意味するものにあらずして、同姓若しくは同族の團體たることを表はす名稱なるが、同一部族に屬する各族の王公卽ち札薩克は卽ち是れ族長なり。

(三)家長制度　一家には家長あり、家長たる男子一家を統括す、若し家長たらしむるものなきとき或ひは家督者幼少なるときは其の母之れに代りて一家の實權を握る、又、家長老疾事に耐へざるか、或ひは死亡するときは、其の長子を以つて家督を相

續せしむ、長子故障あるときは二男三男の內より適者を擇びて相續せしむ、然も亦女子のみなるか或は子なきときは同族中より養子をなさしめ、一家を斷絕せしめず、其の家長に數子あるときは長男を留め、他は皆喇嘛とならしめしが近時は喇嘛とせず分家せしむるもの多くなれり。

(四)同族相互救濟　蒙古民族は同族に於いて相互救濟する制度にして貧窮なるものあれば、之れを救恤し之れを養ひ寡婦孤兒も亦同樣に慰撫す、故に蒙古民族には乞食なるものなし。

蒙古の民族性

(一)歷史的追憶　蒙古地帶在住の謂はゆる地方人種が絕えず南方漢人種に危害を與へ、其の國を併せたること一再に止まらず、殊に成吉思汗の鐵騎が世界を震駭せしめたるは、今に吾人をして血湧き肉躍るの思ひあらしむ。後、愛親覺羅氏の滿洲に起るや、其の未だ藩邃に入らざるの前、旣に蒙古衙門あり、之れを相往來し相和親し、服する者は之れと婚姻を通じ、服せざる者は兵を擧げて之れを伐ち、其の能く降

る者は之れを優遇す、殊に土民人民に至りては札薩克の自主に任せて何等關渉する所なきなり、故に彼等の胸裏には朧氣ながら依然たる獨立國の觀念を有し、且つ自國の強大なりし事實に於て若干の史的記臆を存するなり。又滿洲朝は準噶爾部或は厄魯特部の西部蒙古人に對しては武力を以つて壓服したり、然れども滿洲朝は此地方の南部征服地に於て權力を確立し得たるにすぎずして、北部に在りては依然として半獨立を保ちたり、故に今に於ても支那本部の羈絆を脱するに於て、念々忘る所あらざるなり、露名のア、ペ、ベンニングセン伯著の現代蒙古に左の如く記せり。

蒙古人の語る所によれば、天山には到る處夥しき財寶埋められ、埋藏の箇所には誓言を記して覆ひあるも、何人も之れを知る能はず、左れど期到れば露西亞よりカルダマイの子孫（天山蒙古には後裔子孫を露國に留むる富人ガルダマイに關する傳説甚だ多く行はる）來りて之れを發見し、其の得たる財寶は悉く支那の羈絆を脱するの擧に使用せらるべしと、天山蒙古人は、アムールサンナに關する傳説を知らず、從つてアムールサンナの出現を待つことなけれども常に我が加爾瑪

克人と接觸交際するを以つて、支那の羈絆を脱せんがために、露國に倚頼せんとしつつあるは北部蒙古人と同様なり。云々。

又、同書に左の如く記せり。

多數の傳説によれば露蒙の合併遠からずとし、蒙古民族は其の期日の到來を待ちつつあり、亦蒙古人間には蒙古公アムールサンナに關する傳説あり、アムールサンナは今より百七八十年前叛亂を企てて成らず終に我國に亡命したり、傳説にいふ、アムールサンナは再來を約せり、其の再來の時は蒙古人をして全く支那人の羈絆を脱せしむべしと、而して蒙人は實際に於て彼れの再來を待ち、熱心彼れを思慕するの情を有し、最近の某年に彼れの入蒙すべきを信せり、凡そ蒙古人にしてアムールサンナの傳説を知らざるものなし、惟ふに今此に何人かありてアムールサンナ或は其の子ツムールサンナ或は孫ダムビー、チャムサンと自稱して蒙古に現はるる時は、全蒙古人は相率ゐて其の者に附隨し、武器を有たずして支那人の虐殺を開始するや必せり、蒙古人は斯かる原始的民族なり。云々。

之れを要するに彼等の血管を流るる白血球には、今尙成吉思汗の勇猛心を潜伏

しつつ、時に歴史的追憶となり、以つて一點光輝ある民族性を形作つつあるなり。

(二)清朝對蒙策　清朝が執りたる對蒙政策に付き一々仔細に吟味すれば、漢人種の其れに對するものとは、格段の相違あり、施設せられし總ては、特殊の保護を與へたることを知らるるなり、是れ吾人が世の多くの論者と其の見を異にする所にして、以下之れを說述せんとする所以也。

(1)封爵　清朝が多數の漢人種に對抗する必要上、種族相同く、言語相近く、風俗相近き蒙古人と結托同盟の策を執り、大に優遇して爵號を賜ひたり、其の賜ひたる爵號には數等の差あり、卽ち宗室と同じく親王以下、貝勒、貝子、鎭國公、輔國公等に分かち、各王公の子弟には一等より四等に至る臺吉を授け、外蒙古の舊時汗號を有せしものは、之れを用ふることを許し、其の爵は親王の上位に班せしめたれど、內外蒙古共、一旗の長たる王、公、臺吉には札薩克の職を授け(察哈爾部の特に總管を置きて之れを管理せしめ、歸化城土默特には王公ありて札薩克を授けず)均しく是れ札薩克たる實權に於て何等の輕重なし。之れを詳言すれば、一旗とは一家の擴大したるものにして、其の首領が共同生活の牛耳を執るものなり。故に一般人民の之れ

に服從するは族長制の然らしむる所にして、政治的行政機關の施設を俟ちて始めて然るにはあらざる也。即ち淸朝は族長自治の實體に對して、政治的行政機關の名稱や、爵號の色彩を添加したるまでなり。又、蒙古の沿邊には駐防を置きて之れを備禦せしも、土地人民に對しては、札薩克の自主に任かせて何等干涉せず。尋いで道府州縣を設くるに至りても、在蒙の漢人を治むるを主として、蒙古を治むるを主とせざるなり。

(2) 婚姻　淸朝は懷柔策として婚姻政略を執りたり、科爾沁部の左翼中旗一旗のみにて、太宗の皇后二人、順治帝の皇后一人を出し、又固倫公主を始め外三人の公主は同旗に降稼し、更らに又同旗には札薩克の達爾漢親王と卓哩克圖親王(両兆王)あり。此一旗は公主の子孫臺吉、姻親臺吉が嘉慶十年に四百餘人、道光十九年に二千人ありたりといふ。次に右翼中旗には太祖の弟、莊親王の女孫、太宗の皇女降稼せしを以つて、嘉慶二十二年に及び公主の子孫臺吉五百二十二人となり。次に放漢旗には太宗の皇女降稼せしを以つて、嘉慶八年に及び、其の子孫臺吉六百十餘人となり。次に巴林旗には太宗の皇女を始め固倫公主和碩公主の四人降稼したるを

以て、道光十九年に至り、其の子孫臺吉百七十餘人となり。次に喀喇沁には康熙三十一年に和碩公主降稼し、奈曼にも道光帝の皇女降稼し、阿嚕科爾沁には順治帝の時に郡主の出嫁ありたるを以つて、何れも其の子孫臺吉多きを致せり。次に外蒙古の土謝圖汗部には聖祖の第六皇女を始めとし、怡親王の女等の降嫁あり、賽音諾顏部にては有名なる超勇親王策凌の內廷に於て敎養され康熙帝の皇女に尙し、其の弟は郡主に尙し、其の孫は固倫公主に尙したり。又清朝には備指額駙と稱する制度あり、清朝に緣故深き蒙古十三旗の王、貝勒、貝子等の嫡親子弟、或は公主、格々(宗室の女)の子孫中にて十五歲以上二十歲までの俊秀なるものを、各盟長より理藩院に屆けしめ、宗人府の揀選、皇帝の欽指によりて公主、郡主(親王の女)の額駙卽ち聟とすることとなり居れり。

(3)飜譯禁止　清初以來漢文漢字の使用を禁じ又、猥に蒙文に譯することを禁止したるを以つて、世の論者或は曰く、是れ蒙古人をして暗愚ならしめ絕對服從の奴隸たらしむるに力めたるものなりと。然れども吾人は此等の措置を以つて、蒙古人を暗愚ならしめて、絕對服從の奴隸たらしむるに出でたるものとはせざるな

り。吾人は蒙古王朝の時代に於て亞刺比亞、波斯地方の學者に軍人に、或は伊太利、佛蘭西の美術家、職工等悉く採用し、其の他、歐洲の砲術、天文學、數學等盛んに輸入せられ、宗教は時に回々教に對して壓迫を加へんとしたることなきにしもあらざれど、一般に言へば自由信教を認め、耶蘇教の如きも支那に入り、隨つて歐洲諸國との交際を增し、西紀千二百四十五年に至りては、羅馬法王インノーセント第四世の如きはプラン、カンピンを蒙古に送り、又、西紀千二百五十三年には佛のルイ第九世はルブルクを遣はして蒙古の憲宗を和林に訪はしめたることあるを知る、卽ち蒙古王朝は廣く智識を世界に求めたるなり。然れども是れ其の目的たる世界的大帝國を建設せんとするに在りたるものにして、人種或は國風の異同を問ふことなく才能ある者は皆之れを採用したるなり。故に之れを以つて清朝時代の蒙古に律すべくもあらざるなり。清朝時代の蒙古に對しては、漢文を蒙文に譯することを禁止したることの、寧ろ蒙古人を保護する必要上、當然の措置となすべきなり。支那に於ては文字よりする智能が如何に啓發せられて、何程の效果を其同生存上に與へたるかは、一世の惟雄秦の始皇をして一大勇斷に出でしめたるに觀るも。將

又、漢人の讀者社會が民族統治上如何なる影響をしたるかは淸の康熙帝が官吏登用試驗制を採用し、却つて讀書人を去勢したるに視るも明かなり。左りとて文字よりする智能の啓發を、有害無益のものとしたるにもあらざるなり。漢文字の勢力を張らしむることの、卽ち漢文を蒙文に飜譯することの、支那本部に於ける讀書社會を崇拜し模倣し、漸次漢人化することを憂慮したるなるべし。左らぬだに張家口を超え喜峯口を越え、或は其の他の邊牆を踏過して、早く已に漢人種の蒙古地帶に入るもの多く、蒙古人は經濟上征服されんとしつつあるに於て、若し夫れ讀書社會の思想の侵入することもあらんか、蒙古人が全く漢人種に征服さるる必至の勢たるなからんや。淸朝是れ之れを憂うて蒙文譯出を禁止し、以つて蒙古人を保護したるものとなす非か。

(ㇶ)封禁　武力を以つて漢人種を征服したる北方人種は動もすれば漢人化して經濟上の被征服者となる。於是乎、北方人種の或者は漢人よりする所の一切の影響を排斥せんとして國粹保存を主張せざるはなし、卽ち契丹の太祖阿保機が吾れ能く漢語を好くす、然れども口を絕えて言はず部人其の漢に傚うて而して怯弱と

なるを恐るといひ。金の世宗は燕人古より忠直なるもの鮮なし、遼兵至れば則ち遼に從ひ、宋人至れば卽ち宋に從ひ、本朝至れば則ち本朝に從ひ、其の俗や詭隨自ら來るあり、屢〻變遷を經れど、未だ嘗て殘破せざるものは、凡そ此を以つてなりといひ。又、淸の太宗は奉天に在りし時に金史の世宗本紀を讀みたる感想として左の如き諭文を示せり。

此書の言ふ所は、爾等宜しく審かに之れを所くべし。世宗は蒙古、漢人の諸國にて聲名顯著なる賢君なり。故に後世有識のもの咸稱して小堯舜となす。朕滿文に譯述せしめて、自ら此書を讀み嘆賞に勝えず。其太祖阿骨打、太宗吳乞買が創意せる法度は煕宗及び完顏亮の君となるに至りて盡く之れを廢し酒色に耽り、般樂度なく、漢人の所爲に效へり。世宗位に卽くに及び、惟子孫の漢人に模傚せんことを恐れ、預め禁約をなし、屢〻諭して祖宗の舊制を忘るゝなからしめ、女直の服を服し、女直の言をいひ、時々騎射を練習せしめたり。垂訓此の如くなれど而かも後世の君皆漢俗に染み其の騎射をも忘れ、哀宗に至り社稷傾危して國遂に亡びぬ。乃ち知る、凡そ君たるもの酒色に耽りて亡びざるものあらざるを。

先時儒臣、大海榜式、庫爾纏榜式、厚、朕に勸めて滿洲の衣冠を改め漢人の服飾に效ひ、漢人の制度を學ばしむ。朕の從はざる見て輙はち以らく朕は諫を容れずと、然れども朕試みに身を以つて之れを喩ふるに、汝等假に寬衣大袖、左に矢を佩び右に弓を挾みつゝありて、ここに會するとせよ、今、忽ち勞薩春科落巴圖魯の如き勇者に突入されたらんには、我等能く之れを禦ぐべきか、騎射を廢して寬衣大袖を學び、他人の肉を割くを待ちて、後、食はんとは左手を尙ぶの人と何を以つて異ならんや。且つや朕の此言をなすは一世の計を爲すに非ず、恐らくは後世子孫の舊制を忘れ騎射を廢し、以つて漢人に效はんことを、故に常に此慮に切なり。

就中、清の太宗の國粹保存主義は滿洲の封禁政策の一因となり、滿洲は滿洲民族の滿洲なりてふ民族精神を維持するに力め、康熙帝も雍正帝も之を以つて對滿施設最高の政策として採用したるなり。之と同じく對蒙政策として一種の封禁施設をなしたるも亦清朝が蒙古民を愛撫したる特殊の保護となすべきなり。卽ち康熙時代に喜峯口外なる蒙古地帶に越墾者たる多數の山東人がありしを査出して原籍地に歸還せしめたり。乾隆十三年に至り政府の査定したる所によれば土

默特、喀喇沁の兩旗地にて漢人の承典者二千數百頭即ち我が二千餘町歩に達したり。故に政府は兩者の中間に立ちて整理の方法を講じ、北京の理藩院にては各札薩克をして價銀百兩以下にて典耕したるもの既に五年以上に及びたるものは嗣後一年を經過せば撤回することとし、二百兩以下のものは三年を待ちて之れを撤回することとせり、是れ蒙古人に贖回の資力なきを以つて典耕年限を延長して漢人を驅逐せんとしたる方策なり。尋いで清朝は法令を發布して漢人の蒙他占耕を絶對に禁止したれども、乾隆四十一年には再度の典地贖回を行ひぬ。又、乾隆四十九年に至りては、今の賓圖王(科爾沁左翼前旗)博王(同上後旗)、達爾漢王、(同上中旗)、には多數の漢人潛在して蒙古人との間に種々の葛藤起りたるを以つて、政府は鐵嶺縣に命じて之れを裁理せしめ、乾隆五十六年には郭爾羅斯公の前旗即ち長春農安の全境には多數の漢人侵入し居りたるを以つて、吉林將軍秀林を其の地に派遣して調査したるに、漢人が王の旗地を占墾しつつありし民戸は二千三百三十戸に上り、熱地亦二十六萬五千六百四十八畝即ち我が三千五百町歩に達し、前後長年月に亙り小作を契約しつつあるものなれば、一時に之れを驅逐することを得ず、殊に其

等の漢人は蒙古人の生計を助けつつありたる等の事情よりして、清朝は已むを得ず、一定の區域を限りて民墾を許可したり。次いで博王領地の一部卽ち昌圖を開放するに至り、達爾漢王卽ち今の奉化地方の王領も之れと前後して漢人の占墾する所となり。其他、滔々として漢人の侵入となり如何に清朝が越墾者を驅逐せんとするも亦甲斐なく、殊に蒙古王公却つて招民開墾するに至りたるを以つて遂に今日の如き狀態を呈出するに至りたり。然りと雖滿洲朝廷が其の恩惠を蒙古に施し、彼等の權利を尊重し就中、土地に對する不可侵權を漢人の侵迫より防護せしことは、至大なる關係を今に影響して、以つて蒙古民族の所謂民族的精神を存在せるにあらずやと思惟さるるなり。

(5) **朝貢**　清朝は蒙古の王公に對して朝貢の制を施けり苟くも蒙古の王公たるものは其の旗を管すると否とを問はず、均しく班次を分ち每年陰曆十二月十五日以後、二十五日以前には必らず輪番して朝覲することとせり、稱して之れを年班といふ、又、皇帝が木蘭圍場に行幸せる際は熱河の行宮に至りて輪番朝覲す、稱して之れを圍班といふ、其の年班の班次は內蒙古にては各盟を通じ一樣に分ちて三班と

なし、輪流値班す、其の不値班の王公は協理臺吉をして代つて來京せしむ、外蒙古にては喀爾喀部は六班、青海及び伊犂、科布多、所屬の和碩特、土爾扈特、杜爾伯特は四班とせり、以上、內外蒙古何れも理藩院より上奏し其の朝覲すべき王公臺吉を指定して値班せしむ、但し內蒙古の御前行走の王公臺吉は班次によらず每年末に咸く來集し、乾清門行走の不管旗王公臺吉は二班に、閑散額駙は三班に、閑散臺吉は班次を定めず、其の公主子孫臺吉、姻親臺吉は各別に班次を定め輪流來京せしむ、唯一班多きも八十人にすぐるを得ざるが、其の餘の姻親ならざる閑散の臺吉は入京貢獻を出願して始めて之れを許せり。其の貢品は喀爾喀部の土謝圖汗、車臣汗、及び哲布尊丹巴胡圖克圖は每年白駝一頭、白馬九匹を獻ず、稱して九白の貢となす、其の他各同じからず。此等年班の王公臺吉には蒙古と回子とを問はず皇帝均しく饗宴を賜ふこと三次、各賞賜あり、又廩餼と稱し官より人馬の食料を給し、來路には給せざれども歸路には路費を給す。故に清朝の蒙古に對する朝貢は彼等の財政を疲弊せしめんとにはあらず、遺憾なく愛撫親和の情を發揮したるものと云ふべきなり。

然りと雖滿洲八旗の衰弱したることの、北京生活の驕奢によりたると同樣、蒙古の

年班は北京趣味に耽溺するに至り、贅澤三昧に日を送ることとなりたるを以つて、歳俸や其の他の收入にては不足を生じ、殆ど借俸せざるものなきに至り、其の甚だしきに至りては、年班期限後にも京邸に流連し、或は莫大の費用を投じて領地内に北京生活の設備をなすあり、尚ほ且つ不足を生じ更らに漢人より借款するに至りたり。曾て歳幣を索りて漢人種を苦しめし北方人種は却つて漢人種の鼻息を窺うて生活を糊塗するに至る、誰れか滄桑の感なしとせんや。蒙古の衰微したる其の原因の一は實に此に在り、嗚呼氣の毒なる哉。

(三)影響したる喇嘛教　清朝が喇嘛教を利用せしは、蒙古人の民族精神を消磨し盡さんとの目的にあらざるなり、蒙古人をして懐柔せしむるの方法として之れを利用したるなり。清の太祖、太宗は滿洲に在し時より、蒙古人が深く喇嘛教に歸依するを看取したるなり。故に之を利用すべく、大に優遇したれども、天聰十年三月喇嘛の供物を名とし轉輪を懸し、布旛を結び、奸貪を肆にするを禁じたる上諭を發し、崇德三年十二月、喇嘛等の戒に從はず、徒弟以外漢人、朝鮮人等を私蓄し奴隷となすを嚴禁したる上諭を發したる等蒙民信仰の權威ある宗教とするに力めたるなり。

蒙古民族が喇嘛教に心醉し信仰之れ及ばざるを恐れ、如何なる犧牲を供するも辭せざるに至りたるを以つて、清朝が蒙古民族の民族精神を消磨し盡さんとせし目的の現實化となすは、大なる見當違なり。假りに蒙古民族が喇嘛教に心醉する結果、民族的精神を消磨し盡せりとなすも喇嘛教は喇嘛教としての獨立せる或る種の權力者にして清國統治權下の行政機關にはあらざるなり。故に喇嘛教が宗教的に蒙古民族を統一することその清國とは何等の關係あらざるなり。好し又、勇猛心を變じて柔弱となりたりとて、清國に對する敵愾抗爭の心絕無なりとはすべからず、已に柔弱なる寧ろ、怯懦なる漢人種が漢人種の朝廷に對して絕對服從したる例なきに見るも明かなり。由來、蒙古民族は單調なり、單調なるが故に宗教的信仰力熾烈なるなり、漢人種の宗教に對し殆んど沒交涉なるの其れとは同日の談にあらざるなり。蒙古民族が喇嘛教に心醉したりとて、謂ゆる民族的精神を消磨し盡したりとは云ふべからざるなり、唯、喇嘛教に對して柔弱なりと云までなり。宗教的には喇嘛教に統一さるるも、行政上には其族長たる札薩克に統一されて心服し居るなり。清初以來、清朝に愛撫されたるも心服したりとはいふべからざるなり。

唯、族長たる札薩克の北京生活に憧憬れて、旗內の民族に對する心服の標的を外らしたるを以つて、より多く喇嘛教に對し宗教的に歸依するに至りたるもの、卽ち是れ蒙古民族の謂ゆる民族的精神が消極的沈淪の狀態となるに至りし所以なり。故に族長的の制度による自然的統一の大綱を持して、鞭韃督勵することもあらんには、民族的精神をして往年當時の意氣あらしむること、豈に難しとせんや。果して然らんには、喇嘛教に心醉するが如き固より問題とするに足らず、漢人種の經濟的征服の如き、亦歯牙に掛くるに足らざるなり。唯其れ沈淪せる民族的精神をして何人が能く鞭韃督勵するかが問題たるのみ。現下の對蒙觀上實に大問題たるなり。之れを要するに淸朝の喇嘛教利用は能く其の目的を達して蒙民族を懷柔し得たるも、札薩克の北京生活に耽溺したるがため、民族的精神をして沈淪せしむるに至りたりとなすべきなり。

(四)影響したるスラブ人の勢力　黑龍江上、シルカ河畔に於ける西紀一六八九年の淸露の折衝は、美事に露國をして挫折せしめたり。於是乎コサックの馬蹄をして東向に由なからしめスラブ人の築き上げたる要砦は二世紀の間、空しく風雨の裏に

荒廢せしめたり。然るに清國は再び其れ等封禁の北門を開きてスラヴ人の東向を迎ふるに至りたり。即ち愛琿條約なる者の締結となり、索倫人や達呼爾人をして黒龍江左岸の貂藪を失ふに至らしめたり。是と同一に看取さるるはネルチンスク媾和會議の決定とす、即ち斡難河の流域の如き、曾て成吉思汗が九旒の白旗を樹てて即位の大典を擧たる地なるに拘らず、露國に編入され、蒙古人の得意とする射獵生活の範圍を狹められたり。然も蒙古人は此等のスラブ人に對して敵愾抗爭の擧に出づる能はざる程に、民族的精神の沈淪を裏書したるなり。斯くしてスラブ人は漸次蒙古地帶に侵入して、遂にはスラブ人の統治下に蒙古民族を駕御せんとしたるなり。蒙古が國際上の問題として物議を釀すに至りたる亦是れがためなり。

(五)蒙民の現在　教育機關の設備見るべきものなきを以つて一般に無學なり無學なるが故に又た能く無智なり、殊に彼等の生活狀態は生存競爭圏外にあるを以つて利害の觀念に淡く寡慾なり、單調なり、純朴なり。是れ常に牛羊を伴侶として喫茶、吹烟を貪り念佛して後世の冥福を希ふの外何等の餘念なく敢て複雜なる人世

の苦艱を知らざるがためなり。　彼等は又、人に接するの情や深切にして、其の同族知己の間に於ては言ふも更らなり、未知の外來人と雖一度相知るに至るや舊知の如く一家擧つて之を歡待するの風あり、彼等は外國人を俗にオロスと稱し、日本人をイボンノオロスと稱し、西洋人をシャルオロスと稱す、其開拓地附近に在ては一般外國人に對し鬼子といひ惡罵をなすものあり、又滿漢人に對しては之れを嫌忌せり、是れ滿漢人のために迫害さるるがためなり。　之れを要するに現在の蒙古民族は其の民族的精神沈淪せりと雖一點未だ磨せざるの勇猛心を潛伏し、單調にして純朴なるが故に能く之を統一し得る資性を有せり。　然も寡慾なるを以つて唯其れ漢族移民のために經濟的征服を恣にさるるが、憐むべき狀態なり。　此儘にして推移せんか、全く漢人種の被征服者たらんとす。　同情すべきなる哉、

(六)蒙民の將來　武力の優者たる北方人種は經濟上に於いて、南方漢人種に劣敗者たることの事實は蒙古人にも亦た適用さるべく、蒙古人が漢人種のために經濟上の被征服者たらしめらるることは蓋し當然の成行なるべし。　左れど蒙古の現狀を以てして漢人種の被征服者たることの併せて總ての被征服者たる危機を有す

と知るなり。其の結果蒙古民族は亡滅の厄に逢ふこと疑ひなきなり。此等亡滅の厄運を促進しつつあるに拘らず、悠々閑々念佛の下に蒙古民族を宗教的に統一しつつある喇嘛は、此等の厄運を挽回する力なく、族長の各札薩克は多くは漢人化して何等覺醒する所なく、撞けば響き打てば鳴り、一點光明の勇猛心を潜伏する一般民族は其鳴するに由なき現狀にて、大興安嶺の彼方、夕日と共に虞淵に沒せんとす。可哀相なる極なり。苟くも蒙古民族の亡滅を救濟せんとせば、必らずや之れを漢人種以外に求めざるべからず。左りとて歐洲戰爭以前ならば兎も角今日のスラブ人は、今後蒙古に對して何等の施設も不可なるべく、曾ては其の統治下に蒙古民族を駕御せんとすることも、今は水泡と消え去りたり。假令スラブ人が今尙ほ其等の希望を有することするも、時期の推移は絶對不可能なることを現示し居れり。故に蒙古民族はスラブ人によりて其の亡滅を救濟さるること能ずなれり。然らば則ち蒙古民族遂に亡滅の已むなきに至りたるか。其れ然り、豈に其れ然らんや。日東に君子國あり能く仁政を施く、蒙古民族たるもの安んじて可なり。蒙古民族の亡滅を救濟するものは其れ唯、日東の君子國のみ。

日蒙親善主義

日支親善を說くや久し、然れども日蒙親善主義をいふもの天下一人もなし、吾人は何がために日蒙親善を主張せざるかを恠むなり。日支親善とは漢人種の國家に對し、若しくは漢民族に對して附せし名稱なり、故に北方人種たる蒙古民族に對して何等の交渉を有せざるなり。漢人種の國家若しくは漢民族に對する日支親善は之れを日本より見れば懷刀を抱ける女と情交を通ずるが如きものなり、利害相反すれば懷刀を閃めかして抵抗せんとするもの、油斷も隙もあつたものにあらず、左れど此阿婆擢れ女を抱寢することの意義が眞箇の日支親善にして、東洋平和の保障たるなり、故に此の阿婆擢女をして心からなる至誠を搾り出す眞成の戀に落ちせしむるが、日支親善の目的にして、日支親善は尋常茶飯事の能くする所にはあらず。之れに反して日蒙親善は手聯手管を拔きの戀の道行なり。日本てふ世界一の好男子に對し蒙古てふ天下稀に見るの醜女がラブしたると同じきなり。醜女の命懸けの戀なり。東洋平和のためならば、世界一の好男子も肱鐵砲を喰は

す譯には行くまじ、先づ／＼我慢してお三どん兼帶の姿として、其の戀を遂げさせて遣るべし。是れ實に菩提心の供養にして後生のためなるべし。故に日蒙親善は我が邦の最大急務なりと信ず。蒙古民族は既述せる如く族長制度なるを以つて札薩克なる族長に統治されて心服し、喇嘛教なるものが偉大なる勢力を以つて蒙古民族を宗教的に統一す。唯其れ彼等各民族の一點尚未だ光明を有する勇猛心が共鳴せんとして共鳴するもののなきにより、謂ゆる民族的精神が沈淪せる所以なり。故に若し夫れ日蒙親善の意義にして實現さるるあらんか、啻に蒙古民族の亡滅を救濟し得るのみならず、實に東洋永遠の平和を確保し得らるるなり。易の彖傳に曰く、柔上りて而して剛下り、二氣感應して以つて相與す、止りて而して說ぶ、男、女に下る、是れを以つて亨ること、是れ豈に日蒙親善の意義を語るものにあらずや。然らば則ち日蒙親善の方法は何をか。彼等の現狀は漢人種のために經濟上の被征服者たらんとしつつあるなり。故に必らずや經濟上の意義に於て抱合せざるべからざるなり。

各縣の概況

詳細なる調査を缺くを以つて固より完備を期し難しと雖主として關東都督府の調査資料によりたるを以つて比較的正確なるものあるを信ず。

(1) 赤峰縣　古北口の東北に位置し東は敖漢旗及び建平縣に、西は圍場、經棚兩縣に、北は沙爾木倫河を隔てて巴林旗に、南は西翁牛特及び喀喇沁旗界を以つて平泉縣に境す。赤峰縣は南に老哈河及び是れが支流たる英金河は赤峰の西北數支里にして卓蘇河錫爾哈河及び大碾子河に分かれて赤峰平野を形成し、中央はチャカンムルホ(潢河)東西に貫流して烏丹城廣德公附近の農耕地を潤し、赤峰の北約七十支里には四道溝梁の一脈及び潢河及び沙爾木倫の分水嶺あり、白銀汗山、黃花山、吳山、景山の高峰連亙す。縣內は比較的平地多く其等の地方に產出する農產物は赤峰に來集し南方諸縣に供給さる、又、赤峰の北方英金河流域並びに東方には沙丘あり。全境の幅員東西二百八十支里南北三百三十支里にして面積九萬二千四百支方里とす。管內の戶數は約四萬戶にして人口約四十萬なるが其の內譯を示せば

漢人約三十九萬人、蒙人約七千人、回々人約七千人、英人七人、白耳義人九人、日本人三十六人なり、更らに支那人に就て故國別を示せば山東人は主として農業を營めるが勞働者もあり其數約二十萬人、直隸人は主として商業をなせるが約十一萬人山西人は財主及商人なるが約七萬人、回々教徒は牲畜飼養をなせるが約七千人、蒙古人は牧畜及び農業をなせるが約七千人、南支那人は官吏及び軍人等をなせり▼宗教及び教育　宗教は佛教最も多く回々教之に次ぎ喇嘛教は蒙人に限られ耶蘇教は最も僅少なれど赤峰附近に於ける信者のみにて三百に達し赤峰に一大教會堂を有し堂内に私立學校を設置せり。教育機關としては勸學所及び諸學校あり、赤峰に高等小學校一、官立幼等小學校八、私立幼等小學校二、師範學校一、女子小學校二耶蘇教私立學校二、蒙古學校一、烏丹城に幼等小學校一あり各村落には書房と稱するものありて子弟を教育せり▼氣溫　四季を通じて晴天多く空氣乾燥し七八月の雨期には驟雨多く霖雨稀れに降雨三四日にして晴れ晴天二三日にして再び降雨を見る、其の最大降雨の時にても地上に溜る雨水は三四寸位とす、降霜は九月下旬若くは十月初旬にして春霜は絶えてなし、積雪は尺餘に及ぶは稀れにして平年

十月下旬に至れば地下一二尺凍結し十二月は四五尺に及び三月中旬より解氷し四月上旬全く解氷す風位は五月より九月に至るの間、西南風、南風又は東南風多く十月以降北風及西北風に變じ風力概ね強烈なり、最高氣溫は攝氏三十七度三にして最低零下二十八度二とす▼警察　赤峰巡警局所轄區域は東、建平老哈河に、西は新地に、南は唐房營子に、北は巴林橋に及ぶ、警察事務所は赤峰に在り烏丹城に分所を置く本局に步巡六十名あり外に第一區より第五區に分ち各區に巡官、各分所に巡長あり其の下に八名乃至十二名の巡警あり▼租稅　徵收局は本局を赤峰に置き支局を烏丹城に置く、其の他、六七月の候には大廟、馬架子、二十里堡に臨時局卡を設けて牲畜の通過稅を徵收す(一)徵收局の管する稅目は銷場稅、出產稅、通過稅にして(二)捐局の徵收する知事の管轄に屬する稅率は車捐、馬及び騾一頭に付三十文、牛一頭に付、十五文、糧捐、細糧は每石七十二文、粗糧は每石三十二文、油捐、每百斤二吊文駝捐、每疋三十文とす(三)其の他、屠宰捐あり地畝捐あり菸酒公賣捐あり驗文契捐あり(四)地租あり地租は悉く王局の收入にして漢人官署と何等の關係を有せず、今、東翁牛特、西翁牛特に分ちて農耕地及宅地に付說明するに(イ)農耕地は之を三等に分

ち十畝を以つて上地は七畝、中地は五畝、下地は三畝と算し一畝に付上地は粗糧三升八合細糧なれば二升半とす、中地は粗糧一升九合、下地は粗糧一升二合五勺とす(ロ)宅地は房子の間數により普通九尺七寸内外を一間とし三吊五百文(三吊を一元とす)を徵收するの規定なるも各地多少の差あること農耕地と同じ(ハ)菜園は又、三等に分かれ一畝に付上地は十三吊文内外、中地は十吊下地は七吊文乃至七吊文とす、以上は西翁牛特に於けるものなるが、東翁牛特に於けるものを示せば豊作の時に於て上地一頃(百畝)四兩六錢、中地同二兩、下地同五錢とす▼通信機關　郵便は赤峰に二等郵便局、烏丹城に郵寄代辨處あり赤峰を中心とせる郵便路は(1)圍場、熱河北京方面(2)平泉、遵化、唐山方面(3)建平、朝陽、義州、錦州方面(4)開魯方面(5)烏丹城、林西、經棚方面にして熱河、北京方面は毎日一回、他は單數日午前八時發送とす、烏丹城は赤峰より土城子林西に至る歸路又は往路立寄るものにして代辨所は遞傳使を有せず、北京赤峰間は數年前遞傳使を增加し毎日發著させるものにして五日間に到著すべきものなるに普通七八日を費やす有樣なり、又赤峰郵便局は爲替をも取扱へり。電信は北京線及び林西線のみなれど北は開魯、烏丹城、林西經棚に。東は建

平、朝陽、錦州に。南は熱河を經て北京に打電するを得。電報局は赤峰及び烏丹城に在り。電話は赤峰に在り加入者僅かに五名とす▼軍隊　赤峰駐防兵は直隷第四路巡防軍にて歩隊第一營及び第四營あり各要處に分駐して警備の任に當れり

▼農業　縣下に於ける約十分の七は農業に從事し牧畜專業者は赤峰に約二十戶の豚圈子あるの外若干の牧畜者あるのみ、卽ち縣下に於ける農耕地は十分の六、山川、樹林、原野は十分の四にして耕地の半ばは山地にして傾斜多く森林甚だ少なく牧場は燈嶺附近に約四十里に亙る一牧場及び烏丹城東方なる陳家場、孫家場其の他に五六畝の牧場四あるのみ。地積は各地と異ならず五尺平方を一弓、二百四十弓を一畝、百畝を一頃と呼ぶも一晌又は一天地、一方地(二百四十畝)の稱呼なし。地味は概して良好にして殊に赤峰の西錫爾哈河流域たる楊家營子及び楊張子河流域たる橋頭及び廣德公附近は地味最も良好にして農業に適すれど、赤慶の東、那慶溝一帶及び烏丹城より巴林橋に至る沿道は沙地多く耕地少なく住民は多く牧畜を主とし農業の餘暇甘草の採掘に從事せり。赤峰を中心とせる主產物は小麥、粟高粱、豆類なるも、就中、粟を主とし高粱及び小麥は或る一部に產するにすぎざるな

り。赤峰附近野菜の栽培最も多く葱、菠菜、山芋、韮菜、蒜、大根、白菜等種類極めて多し。
土地の賣買は全く個人契約にして合意の上、一證文を以つてするのみ毫も蒙古王及び支那官憲の干與する所に非ず、地價は地質により一定せざるも一般の地價は市街地一畝(我が六畝二一)百吊文乃至三百吊文、耕地は菜園一畝百吊文内外、上等耕地一畝八十吊文内外、普通耕地一畝三十吊文内外、下等地一畝十吊文以下にして賣買時期は冬期殊に農作後に多し▼畜産業　畜産の主なるものは馬、牛、驢、豚、羊、鶏等にして赤峰の家畜市場は二道街の馬市なり、牧場は燈嶺及び烏丹城の東方二爺府附近に在り、烏丹城附近は牛羊の牧畜最も盛んにして牛約千頭、羊約四百頭に達せり、其等畜産の副産物は鶏卵は主として赤峰の需要に供せらるるも豚毛、馬、羊毛皮等多く産出して輸出さる▼鑛物　石炭は元寶山、柳條子溝、瓦房溝、張保溝、程家嶺等に産出し金鑛は十家鶏冠山子、霍家地城子、金廠溝梁、專山子、紅花溝にあり、銀鑛は赤峰の西北約百二十支里、大廟の東四十支里なる大窩舖に在、赤峰の北二支里北山には石材を産出し、硝石は赤峰附近至る所に産するも其量甚だ少なく、東翁牛特附近には多少産出するも其質粗悪なりといふ▼特産物　主なるものは棉花、獸毛皮、甘

草、葉煙草、麻其他少數の藥材にして藥材は防風、黃芩、白芍、桔梗等あり、烏丹城の北方よりは蘑菇を產出す▼燃料　粟稈、高粱稈を主なるものとし、薪、炭、石炭之に次ぐ▼林產　河岸及び濕地帶に楊、柳、楡少からず產出す▼沿革　縣下は今を去る二百數十年前迄は住民悉く蒙古人にして荒漠たる放牧地帶たりしも滿漢人漸次侵入し來り今や住民の大部分は滿漢人を以て充され蒙古人は多く王府附近又は山間僻地に點在散居せり、但し土地は今尙蒙古王に屬せり。赤峰地方は漢代に鮮卑に屬し、後魏には庫莫奚の領する所たり。庫莫奚は後魏時代の頃、地豆于と呼ばれ今の洮兒河の以南西喇木倫以北の地方に在りたる霫族の南方に在り、東方契丹部族と相對して西方に住したるなり。隋代よりは單に奚と呼れたり。唐の太宗に至り此部族を治る爲に治所を今の西喇木倫の上流地方に置き饒樂都督府と稱せり。此都督府は遼代に至りて饒州と稱れ潢水に架したる有名なる石橋の側に在しなり。唐書に依れば奚は土護眞水老哈河の地方を根據としたりとあれど、奚部族が老哈河の地方を根據とするに至りしは、西喇木倫上流を契丹人に侵略せられたる後なり。尤も老哈河は早くより此部族の領域たりしなり。五代史に奚は唐末に至て陰

涼河(今の英金河)地方に移り、又、後、琵琶川の地方に移り、更らに後、其の一部は嫣州(今の直隷省懐來縣に移りたり。是れ次第に契丹に併呑せられたるがためにして、陰涼河地方といひ、又、琵琶河地方といひ共に今日の老哈河流域中に含まれたるものなれば、此等の地方に奚部族が其の本據を移すに至りたるは五代史の説の如く唐末の頃なるべしといふ。遼代に至り中京道大定府の州縣に高州あり、其の治所を三韓縣と稱す、金の皇統三年(西紀一一四三年)州廢せられて三韓縣とのみなりしを承安三年(一一九八年)再び高州となし更らに泰和四年に至りて州廢せらる、金史地理志に三韓縣の境内に塗河と落馬河ありといふ、塗河は今の老哈河にして落馬河は今の英金河の北なる蒙古名白爾格なれば赤峰附近にありしなるべし。又、大定府の屬州に松江州あり、金代に至りて松山縣と稱せらる、赤峰の西方に在りたりといふ。次に今の赤峰縣の管外なれど巴林の東北なる波羅城は遼代に於て臨潢府と稱せられしものなり臨潢府は神冊三年(九一八年)に城かれて皇都と呼ばれ、天顯十三年(九三八年)改めて上京と名づけられ金の天眷元年(一一三八年)上京の號を改めて北京といひ、天德二年(一一五〇年)北京の名罷められて、ただ臨潢府と稱せらる、

其の治所は遼金を通じて臨潢縣と名づけられたり。遼代の臨潢府は治所臨潢縣の外に尙ほ九縣を領したり。(一)定霸縣は府の西南にあり(二)潞縣は府の東門の北に在り(三)興仁縣は潞縣の東南に在り(四)易俗縣は府の西門の北に在り(五)遷遼縣は易俗縣の東に在り(六)渤海縣は位置未詳(七)長泰縣は府の南四十里に長泰館あり是れ卽ち長泰縣の地にして金代にも此縣存せり(八)保和縣は潢水石橋より北へ五十里にして保和館あり卽ち保和縣にして今の巴林の南、察罕木倫河の右岸に近き邊に在りしなり(九)宣化縣は保和館より北に黑水河を渡り七十里にして宣化館に至るとあり卽ち宣化縣なり。次に同じく赤峰縣の管外なれど遼代に上京道に屬して(一)祖州あり遼の太祖が西樓を建てたる地にして州の西五里に太祖の陵あり、臨潢府の西南に當れる地なり、其の屬縣に長霸、咸寧の二縣ありて前者は州東に後者は州西に在りたり、又、越王城(縣にする能はざるもの城といひ城にする能はざるものを堡といふ)あり、州の東南二十里にありたり(二)懷州は今の波羅城の東南にて西喇木倫の南に在り、懷州より北へ潢河まで十里、又、北へ上京(臨潢府)まで百五十里、東南へ中京(大定府)まで三百五十里にして平地松林(今の西喇木倫の上流地方より、東

北へ札嚕特部族の住地に亙れる一帶の森林にして蒙古游牧記に蒙古名を阿它尼喀喇莫多(Etoni Khara Modo)と稱し札嚕特部の東南六十里に在り)まで四十里とあり懷州の治所を扶餘縣と稱し屬縣に顯理縣あり、遼の太祖の陵は懷州の西二十里に在り(三)慶州は今の巴林の西北、察罕城なり、慶州はもと黑河州と呼ばれ遼の聖宗の時、慶州と改められ、州の西二十里に聖宗の永慶陵あり、慶州は其治所を玄德縣といひ他に孝安縣と富義縣とを領せり、孝安縣は其の位置明かならず金の天會八年(一一三〇年)慶民縣と改められ、皇統三年(一一四三年)廢せらる富義縣はもと義州と呼ばれ重熙元年(一〇三二年)美豐縣と改められ、後、又、富義縣と改められたり、永州の西北百里の所に在りたり、金史地理志に慶州より東へ臨潢府まで百六十里とあり、大清一統志に巴林の西北百三十里、喀喇木倫河の傍にて蒙古名插漢城と稱せらるる地あり是れ古の慶州の故城なりといふ。(四)永州は今の西喇木倫河と老哈河の合流點附近にして、遼の太祖が南樓を置たる地なり、契丹の始祖の廟ありといふ木葉山も此地に在り、治所を長寧縣と稱し慈仁、義豐の二縣を領せり、慈仁縣は初め慈州と呼ばれたる地にて其の位置明かならず、義豐縣は後に富義縣と改められて慶州

に屬したることあり、又、遼史には此縣泰州に屬したることもありて永州の西北一百里に在りといふ、金の皇統三年(一一四三年)永州を廢して長寧縣を臨潢府の屬縣となり(五)儀坤州は其の治所を廣義縣と稱せり、潢水の石橋を渡りて北へ五日程の所に在り又、五日程にして上京に至れりといふ、潢水と上京の中間に在りたるらし(六)龍化州は今の西喇木倫河と老哈河の合流點の東南に在り、其の治所を龍化縣と稱す、此地は遼の太祖が東樓を建てたる所にして契丹の始祖もここに住居したりと傳へらる、遼史に天復二年(九〇二年)龍化州を潢河の南に置き、初めて開教寺を建てたりとあり(七)降聖州は其の治所を永安縣といへり位置未詳(八)饒州は今の西喇木倫河の上流にて古の潢水石橋の傍に在り其の治所を長樂縣と稱し別に臨河、安民の二縣を領したり、饒州は潢水石橋の傍に在りて唐の饒樂都督府の遺址なり(九)松山州の上京の南百七十里に在しといへば今の巴林の近傍なるべしといふ(十)豫州は上京まで南へ三百里なりしといへば今の札嚕特の西境なるべしといふ(十一)寧州は豫州の東八十里にて上京の東北三百五十里なりといへば今の札嚕特の東邊に在りしなるべしといふ。金代に至りて臨潢府は北京路に屬し、其の治所を臨

潢縣といひ、長泰縣、寧塞縣、長寧縣、盧川縣を領したり、長泰縣は遼代の長泰縣と同樣にして寧塞縣は位置不明、長寧縣は遼代のものと同樣なり、又盧川縣はもと黑河舖といはれたる所にして承安二年の設置に係かり黑河卽ち今の察罕木倫のほとりにて慶州の南二百二十里の邊に在りしといふ。次に同じく北京路に屬し全州あり、承安二年(一一九七年)に設けられ其の治所を安豐縣と稱し他に靜封縣と盧川縣とを領したりしが、靜封縣は泰和四年(一二〇四年)大定府に隸し、盧川縣は後に臨潢府に屬したり。又、慶州あり其の治所を朔平縣と稱し外に孝安縣を領したり、此縣は天會八年(一一三〇年)慶民縣と改められ、皇統三年(一一四三年)を以つて廢せられ其の位置詳かならず。元代に至りて大寧路に高州あり、金の三韓縣にして今の赤峯縣の東南に在り、又、臨潢府は廣寧府路に屬したり、卽ち金の國勢漸く傾き、滿洲の地大に亂し時、契丹人耶律留哥は元の太祖成吉思汗に降りて遼王に封せられ、廣寧より臨潢に至るまでの地方を統べ、自ら臨潢に居りしが太宗の二年(一二三〇年)留哥の子薛闍は廣寧に移り、廣寧府路都元帥府の長官となれり、薛闍の子、收國奴、孫、古乃相繼いで廣寧府路總管軍民萬戶府の長官たりしが世祖の至元六年(一二六九年)

廣寧府路廢せられ、廣寧府として東京路に隷屬することとなりしかば其の後何人が此地方の支配者たりしこと明かならず、但し至元十五年(一二七八年)に至り廣寧府は再び陞されて廣寧府路となり以つて元の世を終れり。清朝に至り光緒二十六年以前は、禮部より派せられたる一都統、一道臺、一知府、承德、灤平、平泉、豐寧、建昌、赤峯、朝陽の七知縣及び四稅官を置き蒙古人を管理しつつありしが、宣統末年錫良の國外都統となるや一切の官制を變更して更らに、朝陽府、赤峯州及び建平、阜新、綏東、開魯、隆化、林西の六縣を增設し、四稅官を撤去して十一征收局を置き綠營を廢して練軍五營を、旗軍を撤して常備軍五營を設け特別行政區となし後、民國二年新制發布と同時に府州を廢して十五縣となり、赤峰縣は熱河都統管轄內の一等縣にして民國三年、中外通商地として開放せられ、東蒙に於ける最大物資集散場となりたり

▼縣城　赤峰縣治の所在地は赤峰にして原名を烏蘭哈達と稱せり、蒙古語にて烏蘭は紅を意味し哈達は山を意味す、卽ち紅山の義にて市街の東北約五支里、英金河畔に突兀たる赭色の奇峯に因り名づけたるものなり、赤峯は北京を距る東北約九百支里、京奉鐵道錦州驛を西北に距る五百四十支里にして東部內蒙古照烏達盟の

西翁牛特旗の農牧交界地帯に位す▼赤峯は乾隆初年茲に烏蘭哈達廳を設け、仁宗の嘉慶年間に至りては商況大に殷賑を極めたりしが、東清鐵道の開通さるるや其繁榮の一部を北滿に奪はれ、殊に清朝の末路、帝室の衰退と共に商況大に不振を來せしかば宣統二年開魯、林西の二縣を新設して之に屬せしめ大に振興を圖りしかど其甲斐なく越て民國二年に至るや熊希齡、熱河都統となり都統城を移し征蒙軍を進入せしめしを以て蒙匪亦騷擾せず市場始て殷盛を見るに至り、今や東蒙に於ける最大物資集散場となるに至りたり▼市街は寬濶平坦にして東西約五支里、南北約三支里あるも城廓なし、幅員約十二間の大道六條あり、東西に貫通し、北より起りて頭道街、二道街、三道街、四道街、五道街、六道街と名づけ、二條の横道南北に通じ一を西横街、他を東横街と稱し幅員約二間あり、其の他數條の小街は全通せざるも街衢整然たり、主なる商戸は二道街、三道街、西横街に在り、穀物市場は三道街の東西二箇所に、馬市は二道街に開かる、官公署は多く頭道街にあり、五道街、六道街は旅店及び住宅多數を占む▼建築は煉瓦造瓦葺の平屋建にして樓層は二道街に天主堂及び三層の住宅並びに西横街に清眞寺の塔高く聳立せり、街路は一帶に沙土

なるを以つて降雨に際して滿街泥濘となり歩行難澁なり、旱天となれば黃塵、風を卷いて天日爲めに暗し、左れど道幅廣く七頭曳の馬車、數十の駱駝、幾百の家畜、幾千の土民自由に往來するを得市街の北は英金河を隔てゝ砂丘と對し、河には橋梁の架設なく平時の流水幅員三十間にすぎず秋晴の候は清澄なり、但し夏季增水の際は濁水氾濫して流域數町に擴大す、東北は紅山に至る間小砂丘多く東南一帶の平地は菜園多く、南方は廣大なる畑地を隔てゝ鄂博山の小連嶺を負ひ、西方は含利憂河に沿ひて大平野を形成す▼戶數●　は三千餘、人口約四萬にして山東人最も多數なるも主に勞働者及び小商人階級に屬し、中堅たる商人は直隸及び山西人とす、外國人は宣敎師三名にして日本人は大正六年四月末日の調査によれば三十五人とす▼市政●　は商務會牛耳を執り之れに農務局、工務局を附し、土著の有志を以つて會員とし經費は每年數回に分ちて市民より徵收す、官公衙は赤峰縣行政公署、縣警察所、徵收所、口北蒙鹽赤峰分局、電報局、第二團司令部、屠捐所、菸酒公賣所等とす▼公衙●　に翁牛特王府あるも其の勢力微々たるものにして徒に支那官憲の鼻息を窺ふにすぎず、司法及び行政は同一官廳に歸し、滿漢人に關するものは行政公署之れ

を掌り、蒙古人に關するものは一切王府に屬し、漢蒙人の司法事件は元來兩署會審の制なるも實際は縣公署に於て審判せり▼氣候は海拔二千餘尺にあるを以つて調和作用を缺き寒暑の差大なるのみならず一日の中に於いてすら溫度の高低甚だしく、九月の初に至れば冷氣を感じ十月の初より綿衣を使用し同月下旬に至れば結氷す、十一月には毛皮の衣服を著用し、十二月、一月の寒威は凜烈を極め翌年三月に至り稍々暖氣の加はらんとするに際して天候異變し數次降雪あるのみならず、北風激げしく黃塵天に漲り、夜間は結氷し、晝間は解氷して道路泥濘となり交通不便なり、四月に入り暖氣を加ふれども西北風起り黃塵飛揚し白晝濛々として咫尺を辨せず、四月をすぎて漸く暑氣に向へば雨期となり濁水氾濫して交通杜絕するに至たる▼交通機關としては小車と稱する辻待支那馬車あり其の構造堅牢にして穹窿の如き掩覆をなし、騾をして挽曳せしむ、乘用に供する牲畜は主として馬匹を用ひ驢之れに次ぎ、騾は最も少なし、又、運搬用としての車輛は牛車、馬車、騾車及び若干の一輪車あり、赤峯を中心として蒙古各部に通ずるものは峻嶮ならざる波狀地帶を通過するものにして短草を以つて蔽はるる硬土なり殊に車馬の來往頻繁

ならざるを以つて通行容易なり、之れに反して滿洲及び京津地方に通ずる道路は峻嶺多く河川亦概ね橋梁なく石塊壘々たる河身を通行するを以つて非常に難澁なり、左れど商業通路として最も重要なり、今各都市に至る里程及び沿道の概況を記さんに(一)烏丹城へは百八十支里あり赤峰北門を出で砂丘を經て大興龍莊、大木頭溝を通過して五十三支里張家窩棚に至るの間は道路平坦なるも、其れより十二支里にして四道溝梁に至るの間は河身を通過するを以つて夏期は交通杜絶することあり、更らに橋頭より烏丹城に至る九十支里は道路比較的平坦なりとす。(二)林西へは二路あり一は大木頭溝より銀地卡梁底、土城子及び哈巴沁を經るものにして三百八十支里あり、一は烏丹城を經て巴林橋を渡るものにして四百八十支里とす。(三)大坂上へは四百二十支里あり、もと赤峯より烏丹城を經て蒙地に至るの官道ありしも巴林橋と大坂上との間は沿途蒙古人部落にして人家稀れに殊に砂地帶なれば今日にては蒙古行商並に蒙古人以外は此通路を往來せざるに至れり。(四)經棚へは四百八十支里あり土城子、黑水を經由するものなるも潢河に橋梁なきを以つて解氷期及び結氷期の前後に在りては已むなく哈巴沁にて渡河し川に沿

ひて西行す、其の通路は凹凸最も甚だしく、殊に經棚に至る前方三十七里間には惡大梁、『ホウツウール山』、豪賴梁ありて車行すべからざるがため赤峯より經棚への輸送は總て駄子によれり。(五)西烏珠穆沁へは八百支里あり蒙古鹽商隊の通路にして林西を經由するもの多し。(六)開魯へは六百八十支里あり烏丹城を經由するものあるも多くは小哈道口を經由す。(七)凌源へは三百六十支里あり、道路は比較的良好にして新店に至る百支里は平泉街道と同一なるも其れより路を東南に取り西、橋頭を過ぎ包古爐に至りて老哈河を渡り勝牛營子に至れば多少の峠あるも熱水湯を經、凌源に至るものとす。(八)朝陽へは三百六十支里錦州へは五百四十支里あり、赤峯と建平間とは道路平坦なるも、建平と黑水間は沙地多く殊に數次渡河せざるべからざる不便あり、錦州に至るには建平朝陽を經由するものと兩地の東方約十里の處を通過するものとあり、駄子は朝陽の西、八里堡を經て二十家子に至り大凌河に沿うて錦州に達するものと、建平より硃碌科、大平房、羊山、暖地塘、虹螺峴を經て錦州に至るものとの二路によるも、車輛は多く朝陽建平を通過する大道によれり、錦州と朝陽間とは赤峰に至る最も重要なる通路なるも近來匪賊の出沒頻

繁にして行人を悩し、殊に朝陽建平間は高岡の横はるあり。(九)平泉へは四百支里あり、赤峰、天津間の商業通路の一にして新店、瓦房、疊卜、黄土梁子を經て平泉に達するものなるが道路良好ならず且つ沿道匪賊の出沒するため、陳家店、小梁子、小府、公爺府、上瓦房、金家店、新開堝、溝道子梁、二道河子を經由して平泉に達するもの多し。(一〇)天津へ九百支里あり、冬期結氷中は平泉、喜峯口を經、遵化より河頭に出で唐山より鐵道に由るも解氷すれば遵化より林南倉を經、新安鎮より二百四十里運河の水運により天津に至るを常とす、道路は礫石多く且つ大嶺の横はるありて車輛の通過困難なるを以て駱駄子及駄子によるを見る。(一一)承德へは四百七十支里あり、一は公爺府を經るものにして茅荊堝の大嶺横はり車輛の通過稍々難澁なるも旅客は多く之による、其の一は糧甫府を經るものにして少しく迂遠なるも、赤峰承德間の官道とす。(一二)古北口へは六百六十支里、北京へは九百六十支里、何も熱河を經由するものにして京貨の輸入路にして駱駝の通行路とす。(一三)圍場(糧甫店)へは百八十支里あり、道路良好にして圍場方面の糧石は此通路によりて赤峰に來集す。(一四)多倫へは六百支里あり、赤峰より英金河に沿ひ大廟を經て直行するものと

團場、錐子山を經由するものとの二路あり、多倫縣界は共に沿道人家稀れにして山岳重疊し匪賊の出沒頻繁なるを以つて通過非常の困難なり▼大商店にては舖東即ち出資者の直接經營するものなく掌櫃的即ち支配人を置き之れに一任す、其の掌櫃的の下には次等掌櫃的(第二の支配人)外櫃(得意廻)管賬的(計算係)夥計(販賣掛)徒弟(丁稚)等を使役す、資本は之れを株式に分てる錢股(現金出資)の外、店員の勞力に對し利益配當額の標準を定めたる身股(勞力出資)あり、其の利益配當方法は議單即ち定款によるを以つて各商店一定せざるも概ね舖東六分、雇傭人四分を配當し、支配人の身股は一株の七八厘以上一株とし以下の店員中身股を與へらるるものは三厘以上五六厘内外なり、此等の身股を有するものを舖伙と稱し舖伙以上は別に薪水(俸給)を給せず、身股の多寡に應じて一箇年百元乃至百五十元の立替を受け決算の際配當せられたる純益より控除し若し純益なきときは、之れを追徵することなきを慣習とす、又、舖伙以下身股を有せざるものには每年三四十元乃至百元内外の範圍にて勞銀を給す、決算期は小資本なるものは一年一回にして大資本は三年一回とす、其の三年一回のものは他店との取引を明かにするため每年末に積算し

て清單賬(決算表)を作成し、三年末に至たりて利益配當をなすも毎年末には掌櫃的以下の店員に對し多少の賞與金を給す▼外國商店は英美煙公司の外に十七行あり何れも天津の分行と稱し旅宿の一部を借受け毛皮收買に從事しつつあり從業員は皆支那人にして外國人は羊毛季節に臨時出張し來るにすぎず、大正四年買付けたる主もなるものは羊毛百二十萬斤、羊絨三十萬斤、駝絨六萬斤、豚毛八萬五千斤、羊皮五千枚内外なりといふ▼物資集散の區域は東南は錦州、山海關、南は天津、北京より鐵道の便を利用して諸雜貨の供給を仰ぎて毛皮を輸出す、其の間、朝陽、建昌、平泉、熱河、圍場の各地に對し穀類、麥粉、麻油等の食料品を供給し、西は多倫、北は烏丹城經棚、林西を含みて遠く烏珠穆沁にまで所要の布疋雜貨の大部分を供給し、更らに純遊牧地帶に送致し、畜類毛皮類の供給を仰ぎつつあり、目下赤峰一箇年の賣上高は約八十萬兩に達すといふ。 輸入品は支那及び外國製品にして綿布を主とし雜貨食料品之れに次ぎ支那貨は之れを分ちて北貨及び南貨とし、北貨は北支那の製品たる大小尺布、綢緞、絹紬、帽子、靴鞋、銅鐵器、煙草等にして、南貨は南支那の製品たる綿布、茶、砂糖、棉花、陶磁器等なり、又、外國貨は綿絲布、砂糖、燐寸、石油、蠟燭、巻煙草等とす、

其の他の雜貨は低級なる南支那製品殆んご其の過半を占む▼各種製造工業は悉く土法にして見るに足るべきものなしと雖も工業原料としては各種毛皮、甘草、穀物、葉煙草等何れも豐富にして殊に石炭は附近至たる所に產出すれば將來頗る有望地たるを失はず今重もなるものを擧ぐれば燒酒釀造業、土法製粉、器械製粉、搾油業製絨業、製蠟業、染房、製紙、製革、製材、製車、鑄鐵業等あり▼金融機關としては交通銀行あり爲替及び貸出を取扱ひ、爲替一箇年の取扱額三百萬元にして貸出額十萬元に及ぶ、又、官銀號あり官銀を取扱ひ現在發行の帖子三十萬吊に達す、錢舖は兩換を本業とし爲替及び貸出を取扱ひつつあるが帖子を發行するもの八にして帖子を發行せざるもの三あり其の他、爲替及び金貸業を專業とするもの五あり、當舖は四とす、通貨に硬貨として制錢、銅錢、銀貨、元寶銀の四種あり紙幣は帖子及び銀票等何れも盛んに使用されつつあり。

(2)林西縣　古北口を距る遠く北東方に位置し、東は經棚縣に、南は赤峰縣に接し北は西烏珠穆沁旗に境す。面積九百九十方里にして耕地三萬五千二百九十天地とす。戶數六千戶にして人口三萬五千二百人なるが其の內譯は蒙古人二千八百

戸、一萬五千四百人、支那人三千二百戸、一萬九千八百人とす▼宗教及び教育　教育としては不完全なる小學校教育の外殆んど見るべきものなく、宗教は喇嘛教の外其の存在を認むべきものなし▼氣溫　攝氏にて最高二十五度八にして最低零下三十度三とす▼農產物　小麥を主なるものとして粟、燕麥、高粱、黍、包米、蕎麥、大豆、大麥、陸稻等とす▼製造品　燒酒、豆粕、豆油、麻油、豆素麵とす▼鑛物　石炭を產す▼特產物　生牛皮、生馬皮、熟羊皮、生羊皮、狗皮、其の他の獸皮、羊毛とす▼沿革　光緒三十三年、大巴林王旗の報效荒地一千餘頃の地を劃して設置せられし一城五鎭にして一城とは林西城をいひ、五鎭とは五十家子、五棵樹、ガンジルム廟、チユアン廟、浩洛井子をいふ、地勢一般に山岳地帶にして唯僅かに白江(チヤカンムルホ)並びにガルガステイングロの流域に沿ふ狹長なる平野あるにすぎず初め林西縣は蒙古王より拂下げたる一千餘頃の面積を有する荒地にすぎざりしが、今日に至りては耕地三萬五千二百九十六地となれり▼縣城　縣所在地は縣名と同一にして舊名烏拉蘇臺溝口と稱しウリカンスタイ河とカルガテイ河との交流地點の平野中に在り、方二支里半の城壁を以つて圍まれたる市街にして東西南北の四門あり、光緒三十四

年五月初めて縣衙門を設置したりしが蒙匪の掠奪にあひ大に衰退せり其の後漸次市況を恢復し、戸數千二百五十、人口五千八百を有するに至れり、林西城の附近は北にチャカンダズ(白嶺)南に黑山頭を有し、山岳を以つて圍繞さるるも北來のウリカンスティ河と西來のガンガティ河とは市街の東南に當るソクタイ廟附近に於て會流し兩河の流域は平地多く肥沃にして農耕盛んなり、縣城に在る官公署は前敵司令部あり騎、歩、砲等合せて四千五百人あり、次に知縣衙門、巡警局、郵便局、電信局、國北蒙鹽支局、商務會、小學堂、徵稅局等あり。道路は大巴林現王府大板上に至るものの百六十支里あり、林西の東門よりソクタイ廟の前面をすぎガルガティ河に沿うて一丘を越えホルゴーに至り其れより五十支里丘崗の上をすぎて五十家子に至り、白江(チャカンムルホ)の流を横ぎり更らに其の流に沿うて河の東側沙丘地帶を縱斷して行くこと六十支里、十家子附近より丘崗を越えて大板上西大廟の背面に出で東大廟(王府)に達す、近時一般交通路としては支那人は此通路によらず林西又は烏丹城に出づる蒙古人多く此通路によるを見る。次に林西より官地を經て舊巴林王府に到るものの百四十支里あり、林西の東門よりソクタイ廟に至り廟の背面

を經て五十支里官地に到りてチヤカンムルホの平野に出づ其れより江を渡り比較的山岳多く交通不便なる地を經て舊巴林王府に達す。次に林西より西烏珠穆沁王府に到るものは約四百支里あり、林西の北門を出でウリカンスイ河の溪谷に沿うて行くこと五十支里にして蓋家店に到りチヤカンタハー(白嶺)の山系を越えてシハルテイに到り其れより山地を横斷してメスン廟、ホルト廟を過ぎて王府に達するものとす、又、蓋家店より虎覇の峠を越えカチヤ(英上)ヒルテイを經て興安嶺に入りハターホシヨにて西烏珠穆沁旗に進み北西に行けば此間二百五十支里にして無人の境なり、斯くてホルト廟に到り前路と合す。次に林西より湯山をすぎて經棚に至るもの百二十支里あり、林西の西門より出でて直ちに一丘を越えて溪谷の平地をすぎ六十支里にして湯山に入り其れよりダハ嶺と稱する峠ありて急峻なり斯くて經棚に達す。次は林西より赤峰に通ずるもの一は赤峰直行のものにして三百八十支里あり一は烏丹城經由のものにして四百八十支里あり、林西の南門を出でてガルガテイ河を渡りて范家店より浩洛井子に到りたる三十支里の間は一般に砂礫多く高低甚だし其れよりラーブシンコー、タチンタイをすぎて狸平

山下に至り潢河畔に出づるを以つて直ちに江を渡りて七家營子、土城子をすぎて赤峰に向ふものと江に沿うて下ること三十支里ハフチエル附近にて江を渡り高崗又低地又河谷を南北に横斷して烏丹城を經由して赤峰に達するものあり。物資の集散は蒙古品の來市するもの多く西烏珠穆沁の鹽並びに木材を主とし獸毛皮之れに次ぐ其の他駱駝毛、豚毛、猪鬃等あれども數甚だ少なし。次に牛馬羊は大小巴並びに西烏珠穆沁旗の產なるが就中、烏珠穆沁產は良馬多く牛亦大にして肉多きを以つて食牛として有名なり。次に輸入品は赤峰、烏丹經由のもの大部分を占め、輸入期は二、三月の交にして其の割合赤峰七分、烏丹三分にして就中雜貨は日本品五割を占む、其の重もなるものは燒酒(小米酒)、煙草、茶、布疋類、砂糖、燐寸等を主とし之れに次ぐものは粉條子、油、鍋、棉花、鞣皮、馬、麻等なり、又、土產として附近より輸入さるる雜穀は小麥、莜麥、粟、黍等とす。次に金融機關としては當舖(質屋)すら設けあらず、他市との取引は相互取引者間に於て相殺す商賈は物々交換を意味する蒙古商人間の取引の仲介に從事するにすぎず貨幣は銀塊、銀貨、紙幣、銅錢、制錢等流通すれど私帖の發行さるるものなし。

(3)開魯縣　札嚕特旗の南隅に位し、東は遼源縣に西は林西縣に接し南は綏東縣に境す。面積百方里にして耕地一萬四千三百八十天地あり。戸數二千二百七十八にして人口一萬一千七百二あり其の内譯は蒙古人二十戸、百二十八人にして支那人二千二百五十八戸、一萬一千五百七十四人とす▼宗教々育　教育は僅に小學程度の教育を施しつゝあるにすぎず、宗教は喇嘛教及び回々教なり▼氣温　攝氏にて最高二十六度、最低零下二十九度八とす▼農產物　高粱、粟、蕎麥、黍、大豆、小麥、包米等とす▼燃料　高粱稈粟稈包米稈、薪、炭とす▼特產物　藥材、瓜子兒、麻等とす▼通貨　硬貨は小洋錢、銅貨等にして紙幣は東三省官銀號票を主として流通す▼沿革　本縣は札嚕特旗下に在り光緖三十三年東西札嚕特及阿爾科爾沁三旗の商議により開墾し三旗開墾局を設けしが翌三十四年に至り開魯縣を設け民國に至りても同じく開魯縣と稱せり▼縣城　縣所在地は縣名と同樣にして小嘩倫の北に位置し、縣公署及び附屬官署郵便局、電信局等あるも何等發展の餘地なきものの如しといふ。

(4)綏東縣　新民の西北錦州の北東に位置し、新開河の上流嘩倫河に沿ひ、東は彰

武縣に、南は阜新縣に接す、面積百三十方里にして耕地七千九百九十五天地とす。戸數は六千百二十一にして人口四萬八千十九なるが其の內譯は日本人一戸一人、支那人六千百二十戸、四萬八千十八人とす▼宗教々育　教育は小嘛倫に兩等小學校一、其の他大なる部落に私塾あるのみ、宗教は喇嘛教を主として回々教、基督教あり▼氣溫　攝氏にて最高三十六度九、最低零下二十六度一とす▼農産物　は陸稻、蕎麥、高粱、粟、包米、大豆等とす▼製造品　燒酒あり▼特産物　藍靛、棉花等とす▼通貨　硬貨は小洋錢銅貨を主とし紙幣は東三省官銀號を主とするも亦中國銀行票も流通さる▼沿革　錫埒圖嘛倫喇嘛の駐劄地として旗內行政の中心地たり故に各旗の鎖國禁封主義を採り居る時代より既に開放せられ漢人の來往する者多く二百年來、東蒙古に於ける牛馬市場として知らる、明治四十一年に至り新に綏東縣を設置し、民國に至り同じく綏東縣と稱す▼縣城　縣所在地は小嘛倫にして街衢は荒原中の底地に在り雜然として不規則なるも中央を貫通する水流の間に大小の商賈相並立す、縣公署及附屬官署、稅務局、小學校等あり集散物資は蒙古特産たる牛、馬、羊、豚、毛皮類、藥草等にして家畜類の出廻り期は七月頃より十二月迄の間に

して就中、十、十一、十二の三箇月間を最も盛期となす。穀類の出廻りは其數量少なく唯、品質良好なる蕎麥を特產するのみ、戶數は約千八百にして人口一萬四千なり。

(5)阜新縣　土默特左翼旗內に在り東南は長柵を以つて奉天省の黑山及び義縣に接し、北は彰武縣並に綏東縣に境す。面積四百四十方里あり。耕地は六萬六千二百五十天地にして荒地は五萬四千七百五十五天地とす、戶數は三萬四千五百五十にして人口十九萬三千五百三十八とす▼宗教々育　教育の設備としては小學教育行はるるのみ、宗教は喇嘛と少數の回々教の外いふべきなし▼氣溫　攝氏にて最高三十六度三、最低零下二十五度八とす▼農產物　高粱、粟、包米、蕎麥、大豆を主なるものとして之れに次ぐを小麥、大麥、陸稻、黍等とす▼製造品　燒酒あり▼特產物　棉花、藍靛、葉煙草とす▼燃料　高粱稈、包米稈、粟稈、薪、炭、石炭等とす▼通貨　硬貨は大小洋錢及銅貨等にして紙幣は中國銀行票並びに當地商店發行の帖子とす▼沿革　遼代に大定府の屬州に武安州あり其の治所を沃野縣といへり初め新州と稱せしが統和八年(九八六年)武安州と改めたるなり、金の皇統三年(一一四三年)に至るや州を廢して武安縣となし、大定七年(一一六七年)武平縣と改め承安三年(一一

九八年)高州に屬せられしが、泰和四年(一二〇四年)高州廢せられ武平縣はもとの如く大定府に屬せり、遼史に遼の太祖が漢民を俘にして木葉山下に置きしが別に此民を遷し其の城を杏堝新城と名づけ後に更めて新州と稱したり。卽ち今の阜新縣の西方に當りて在しなるべしといふ。又、遼の上京路に屬したる徽州あり宜州(今の義州附近)の北二百里(約百七十清里)にして北へ上京まで七百里なりといふに見れば今の阜新縣の東方附近なるべしとなり、徽州は所謂頭下軍州にして、諸王外戚大臣等が帝の允許を得て私領となしたるものの一部なり。今の阜新縣は元代に至るや大寧路に屬し武平縣と稱せり、明代には邊牆外に在りて兀良哈の勢力範圍たりしものの如し。清朝に及び光緒二十九年阜新縣を設置され、當初、鄂爾杜板に在りしが宣統三年水泉市街の開市と共に移轉して以つて今日に至れり▼縣城 縣所在地は水泉にして東西約十町南北約八町あり四圍に土壁を繞らし四方各一門を有す、縣公署、附屬官署、小學校、郵便局あり、戶數百八十にして人口千七百を算す。

(6)朝陽縣　錦州の西北に在り、東は長柵を以つて義縣に、西は凌源縣に接し南は錦西縣及び凌源縣に、北は阜新、建平の兩縣に境す。面積六百十五方里にして耕地

十八萬天地あり。戸數四萬七千八百二にして人口二十九萬五千六百八なるが其の内譯は蒙古人七千八百戸、四萬五千六百人、支那人四萬戸、二十五萬人日本人以外の外國人二戸八人とす▼宗教々育　教育は比較的發達し三座塔には中學校一、高等小學校一、初等小學校二あり、其の他大なる部落には教育の進歩を圖りつつあり、宗教は喇嘛教盛かんなれど基督教、天主教等の信徒もあり▼氣温　攝氏にて最高三十二度八、最低零下二十五度九とす▼農産物　粟、高粱、大豆、黍、蕎麥、を主なるものとし陸稻、大麥をも産す▼製造品　燒酒、小麥粉、豆粕豆油等とす▼特産物　棉花、生牛皮、生羊皮を主なるものとして熟牛皮、熟馬皮、生馬皮、熟羊皮、狗皮、羊毛等とす▼燃料　粟稈、高粱稈、薪、炭、石炭等とす▼通貨　硬貨は小洋錢銅貨、銅錢にして紙幣は中國銀行票並びに當地商店發行の帖子とす▼沿革　漢代の遼西郡の屬縣にして治所たりし且慮縣あり卽ち今の朝陽なり、又、其の同じく屬縣たりし柳城縣あり今の朝陽の南に在りしものなり、後漢に至るや烏桓に侵略されて且慮、柳城の二縣を喪失せり。烏桓は西拉木倫及び老哈河の流域に在りしを漢の武帝が之れを誘ひ來りて五郡の塞外に配置したるなり、卽ち今の山西省なる懷來に治所を置きし上谷

郡の西北境なる獨石口の附近と。平泉に治所を置きし右北平郡の北方建昌の北邊と。直隷省なる密雲に治所を置きし漁陽郡の北方たる承德と。遼陽に治所を置きし遼東郡の西北なる遼河の西方と。朝陽に治所を置きし遼西郡との塞外に配置したるなり。咸康七年(三四一年)に至るや慕容皝は柳城の北なる龍山の西に宗廟及び宮殿を築き、其の地を龍城と名づけ、柳城を改めて龍城縣となせり、龍山は今の鳳凰山にして龍城は今の朝陽なること疑ひなし、但し龍城は前燕國の都なれども龍城縣の治所にあらず、縣治は舊柳城にして今の朝陽縣の南に在りしなり。左れど柳城が漢代以來此地方に於ける唯一の要地として著名なりしこと猶龍城が晉代以後に於けるが如かりしものにして兩者相隔つること甚だ近かりしなり。後燕時代に於ては同じく龍城縣として昌黎郡に屬し、後魏時代に至りて和龍城(朝陽)に營州の治所あり、營州は昌黎、建德、遼東、樂良、冀陽、營丘の六郡を領し昌黎郡は前代と異なり郡治を龍城縣に徙せら、龍城縣は一名を和龍と稱し、今の朝陽なり、北齊に於ては龍城縣は廢せられしも營州の管轄區域たり、北周に於ても亦同じかりし。隋の文帝の開皇十八年(五九八年)高句麗王高元(嬰陽王)隋の遼西郡を侵したれば文帝

兵を出して之れを征す、陸兵は臨渝關を經て柳城に至り遼水のほとりに進みたれど糧食繼かず、疫病に襲はれ何の功もなくして引き旋せりとあり。當時の柳城は遼西郡の治所にして、隋の遼西郡は唐代の營州卽ち柳城郡にして治所の名も柳城なりき。後魏の頃より其の名聞えし契丹は初め黃龍卽ち今の朝陽の北方にして潢水の南方に居りたり、其の住地の西方に冷陘といへる山脈あり其の山脈を以て西方の奚部族と境せり、冷陘山脈とは今の老哈河の東方に同河に沿うて走れる山脈にして、賈耽道里記に營州(今の朝陽)の西北一百里に松陘山あり其の西は奚、其の東は契丹なりといへる松陘山是れなり、契丹は後魏より隋を經て唐初に至るまで同一地方に游牧し其の間に東方の高句麗と西方の突厥とに壓迫せられ、又、西隣の奚とも爭ひて未だ其の勢力を伸ばすに至らざりき、然るに唐の太宗高宗が高句麗、突厥の二大國を征服してより契丹は東西よりの壓迫を免れたるを以つて漸く強盛となり、一方には奚を侵略し又一方には唐領の北邊に侵入すること數次なるに至りしなり、唐の太宗は契丹人の歸順したるものを治むるために、彼等の諸部落に新しき名を命じて共に松漠都督府の下に隷屬せしめたることあり、斯くて唐末

より五代に至り契丹は西喇木倫流域の殆んど全部を領有し尚ほ其の手を滿洲方面に伸ばして、一大國を建つるに至れり。後に遼と改名せるは即ち此國なり。遼代に至り中京道の屬府に興中府あり、今の朝陽なり、興中府はもと覇州と稱し重熙十一年(一〇四二年)興中府と改めたるなり、其の治所は初め覇城縣と稱し後に興中縣と更めたり、金代に至りても此府縣共に存せり。今の朝陽の城内に關帝廟あり其の境内に大遼興中府靈感寺釋迦舍利塔碑ありたり、此寺はもと城南に在りて今は其の跡なく舍利塔のみ移されて城内に存せり、朝陽の右岸に在る大凌河は遼金の代に靈河或は凌河と稱せられ、今は蒙古名を鄂木倫(Ao Muren)といふ、興中府は其の治所興中縣の外に三縣二州を領したり(一)營丘縣は覇城縣即ち後ちの興中縣の一部を割きて設けたるものなるが位置不明なり(二)象雷縣はもと麥粉川といへる地にして縣を置きたる當時は大定府に屬したりしが後に興中府に隷せり、左れば此縣は大定府より東、興中府より西に當れると思はるれど位置不明なり(三)閭山縣はもと羅家軍といへる地にして縣を置かれて大定府に隷したりしが後に興中府に屬することとなれり是亦位置不明なり(四)安德州は其の治所を安德縣と稱せられ、此縣

は覇城縣の東南部を割きて置かれしものにして初め乾州に屬したりしが後に興中府に隷せり、安徳州の故城は朝陽の東南約三十清里なる栢山の上に在といふ其の城内に在し龍山は和龍山なり(五)黔州は其の治所を盛吉縣と稱し初め大定府に屬せしが後に興中府に隷せり、金の興中縣の城内に黔城鎭といへる所あり卽ち是れなり左れど位置詳かならず。元史に太祖成吉思汗の十一年七月木華黎が金人張致の占領せる興中府を囘復し尋いで張致の居城たりし錦州(今の錦州)を圍むこと月餘にして遂に之れを占領したりとある興中府は今の朝陽なり。元代には大定府に屬し初め興中府と稱したりしが、後、降されて興中州となれり。明代に至り遼東邊牆に義州城の所轄せる邊牆に大清堡あり、大清堡は義州城の東北五十清里にして大靖堡の東に在り、八箇の墩臺を管掌す、堡の南に細河臺あり、細河は大凌河の支流にて源を朝陽の境内に發す、清河邊門より南流すること約二十清里、上流を清河といひ高家屯より東流して細河に入る、大清堡は今の清河城附近にありしなるべしといふ。清朝に至り乾隆三十九年三座塔廳を置く故に三座塔とも稱す、同四十三年朝陽縣と改め、承徳府に隷せしが、光緒二十八年府に陞り、民國に至り復た

朝陽縣と稱せり▼縣城　縣所在地は縣名と同一にして四周山を以つて圍繞せらるる谷地なれど錦州方面より蒙古各市場に通ずる要衝に當るを以つて商取引盛んなり、縣公署、附屬官署、郵便局、電信局、稅務局、議事會、商會、自治公所、宣講所、中學校、高等小學校、初等小學校、福音堂、天主堂、喇嘛廟、關帝廟、共和黨本部、國民黨本部等あり、物資の集散は穀類を主なるものとして毛皮類之れに次ぐ、其の他、棉布諸雜貨等も多額に達し年額百五十萬元を下らずといふ、戶數約二千八百、人口約二萬とす。

(7) 建平縣　錦州の西北山海關の正北に在り、東は阜新、朝陽の兩縣に接し、西は赤峰、平泉の兩縣に、南は凌源縣に境す、面積千百十五方里にして耕地四萬天地とす。戶數四萬五千にして人口二十七萬あり▼宗教々育　教育は僅かに兩等小學校二、勸學所一あるのみ、宗教は喇嘛教の外記すべきものなし▼氣溫　攝氏にて最高卅三度九、最低零下廿六度一とす▼農產物　大豆、蕎麥、粟、高粱、黍、大麥、小麥等とす▼製造品　小麥粉、麻油、燒酒、豆粕、豆油、豆素麵とす▼特產物　生羊皮、狗皮、羊毛、熟羊皮、棉花其の他の獸皮とす▼燃料　粟稈、高粱稈、薪、炭、石炭とす▼鑛物　石炭等とす▼縣城　縣所在地は一名新邱と稱すれども一般に建平と稱するもの多し、建平は朝陽

の西北百八十支里に在り土城を以つて四方を圍繞す、城內空地多くして燒鍋一、雜貨店二十餘あり、縣公署、附屬官署あれども市街の體裁をなさず、戶數百五十にして人口八百を算す。

(8)豐寧縣　熱河及び古北口、張家口等に通ずる道路の交叉點に在り、北は隆化、多倫に接し、東及び南は承德並びに灤平に境す。面積六百三十方里にして耕地十四萬天地あり。戶數は一萬五千にして人口十萬三千とす▼宗敎、敎育　小學敎育は稍見るべきもののあるも宗敎として記すべきほどのことなし▼氣溫　攝氏にて最高三十六度二、最低零下二十六度一とす▼農作物　粟を主なるものとして燕麥之に次ぎ蕎麥、小麥、黍、大豆、高粱大麥、陸稻等とす▼製造品　小麥粉、豆素麵とす▼特產物　棉花及び獸毛皮とす▼鑛物　鐵、石炭、金、砂金等とす▼燃料　粟稈、高粱稈、薪炭とす▼通貨　硬貨は大小洋錢、銅貨等にして紙幣は中國銀行票及び當地有力者の發行する帖子とす▼沿革　初め承德府に屬せしが後、分離して獨立縣となり以つて今に至る▼縣城　縣所在地は縣名と同一にして市街は南北約一里に亙る一條の大街より成り其の東西亦約十町に達す、縣衙門、附屬官署、兵營、學校等あり、大商舖約

四十を算す、集散貨物の主なるものは穀類にして木炭之れに次ぐ其等の貨物は何れも京津地方へ輸出され商業極めて殷んなり、戸数千八十、人口五千二百とす。

(9)隆化縣　北京の遠く北方に在り東は平泉縣に西南は豐寧縣に接し、南は灤平縣に北東は圍場縣に境す。　面積三百九十方里にして耕地四萬八千天地とす。　戸数は一萬六千二百にして人口十萬三千八百なるが其の内譯は蒙古八千二百戸、六千三百人、支那八一萬五千戸、九萬七千五百人とす▼宗教　宗教々育　敎育は僅かに高等小學校、初等小學校あるのみ、宗敎は喇嘛敎を主として僅少の信徒を有する天主敎あり▼氣溫　攝氏にて最高三十六度四、最低零下二十六度一とす▼農産物　粟を主として高粱、蕎麥、燕麥、大豆等之れに次ぎ小麥、大麥、陸稻等を産す▼製造物　燒酒麻油、小麥粉、豆素麵とす▼特産物　棉花及獸毛皮とす▼鑛物　石炭とす▼燃料　粟稈、高粱稈、薪、炭、石炭とす▼通貨　硬貨は大小洋錢及び銅貨、銅錢等にして紙幣は中國銀行票、熱河官銀號票及び當地商店發行の帖子とす▼沿革　光緒二十八年平泉州の北部を分割して縣治の準備をなせしに始まり更らに宣統二年承德及び豐寧の一部を割き新に隆化縣を設置し以つて民國に至たれり▼縣城　縣所在地は

唐山營にして熱河の北方、多倫諾爾の東南、圍場縣の西南に在り、城内に高等小學校、初等小學校あり、商工業共に見るべきものなきも收穫以後に至れば穀類の集散稍盛んなり、戶數二百五十餘にして人口三千百餘あり。

(10) 圍場縣　古北口の東北に在り、東は赤峰縣に、西は隆化縣に接し、北は遠く經棚縣に境す。面積六百方里にして耕地十一萬天地あり。戶數二萬にして人口十四萬なり▼宗敎々育　敎育機關としては僅かに高等小學校及び初等小學校あるのみ、宗敎は喇嘛を以て主なるものとす▼氣溫　攝氏にて最高三十五度七、最低二十五度八とす▼農產物　粟を主とし大豆、蕎麥、小麥、大麥、燕麥、黍、陸稻とす▼製造品　小麥粉、燒酒、豆素麵、豆粕、豆油とす▼特產物　棉花及び獸毛皮とす▼鑛物　金、石炭、寶石とす▼燃料　粟稈、薪、炭、石炭とす▼通貨　硬貨は小洋錢、銅貨等にして紙幣は中國銀行票、當地有力商店の發行する帖子とす▼沿革　圍場縣は光緒二年の設治に係り、始めは南八十里にある二道溝に置きしが光緒十二年現位置に移れり、當時は僅かに德成裕燒鍋の外數戶ありしにすぎざりしが、光緒二十年以後人口次第に增加して今の市街をなせり、光緒二十五年に至り糧捕府と改め民國に至り更らに

圍場縣となせり▼縣城　縣所在地は縣名と同一なるが一名糧捕と稱す、縣衙門、附屬官署、稅捐局、商會、高等小學校、城隍廟、老爺廟、鬼神廟あり、集散貨物は穀類及び毛皮類にして毎月五、十の日に市を開く、戸數二百餘にして人口約二千とす。

(11)多倫縣　古北口の北方、內外蒙古の境界點に在り、東は圍場、隆化の二縣に接し、南は豐寧縣に西及び北は共に外部蒙古に境す。　面積二百四十方里にして耕地九千天地あり。　戸數四千九百にして人口三萬一千八百なるが其の內譯は蒙古人千三百戸、八千八、支那人三千六百戸、二萬三千八百人なり▼宗教々育　教育は極めて幼稚なり、宗教は喇嘛教最も盛んにして其の他回々教あり▼氣溫　攝氏にて最高三十七度、最低零下二十八度八とす▼農產物　燕麥、蕎麥、粟を主として之れに次ぐものは小麥、黍、大豆とす▼製造品　小麥粉、燒酒、麻油、豆素麵とす▼特產物　獸毛皮とす▼鑛物　無煙炭の石炭あり▼燃料　粟稈、薪、炭とす▼通貨　硬貨は小洋錢を主とし紙幣は中國銀行票及び當地有力商店の發行する帖子とす▼沿革　元の至元十五年(西紀一二七八年)四月高麗の忠烈王は皇帝世祖に謁見のため王妃世子を伴ひて國都開城を出發し、五月甲午の日、崖頭站に次し、丁酉の日、懿州に次し、北京大

名城)を經て六月遂に上都卽ち開平府に達せり(開平府は今の多倫諾爾なり)。要するに多倫諾爾は一方に於て開原に至り一方に於て今の北京に通ずる交通路たりしなり。又、成宗の元貞元年(一二九五年)劉哈剌八都魯は咸平宣慰使より御史中丞に榮轉し、赴任の途次疾を得て懿州に歿したるが彼れは咸平府卽ち今の開原を出發して大都(今の北京)には至らずして上都(多倫諾爾)に行き皇帝に謁見せんとしたるなり。淸の太宗の天聰八年(一六三四年)には太宗征明の大軍を統べ瀋陽を出で遼河を渡り養息牧河に沿うて都爾鼻に至り查哈木、納里特河、古爾班圖爾哈等の地をすぎ元代の上都(多倫諾爾)の舊址を經、南に下りて上方堡に入り遂に宣府を占領せり。多倫縣は今を去る約九十年前の創設に係り、其の以前は漢人來りて金鑛を盜掘するため每年假小屋を設くるものありしにすぎざりしが年月を經るに從ひ漢人の旗内に入るもの多く同治年間には其の數殆んど八千に達せり、然るに光緒二年ウスンツルン河俄に汎濫して水害甚だしかりしがため一時衰頽を招ぎしも漸次復活して今日の盛況を呈するに至れり

▼縣城　縣所在地は多倫諾爾にして内外蒙古及び直隸省の境界に介在し、張家口の東北約五十邦里に在り西北は大嘷

倫に又、東方内蒙古各旗に通ずる漢蒙貿易の要衝に當る。殊に有名なる大喇嘛廟あるため蒙古人の來集するもの殊に多く、之れが爲め漢蒙物資の大集散地として最も著名なり、官公署の主なるものは鎮守使公署、縣衙、附屬官署等とす戸數三千二百十七にして人口約一萬六千五百餘あり。

(12)經棚縣　多倫諾爾の東北約三十餘邦里に在り、東は林西縣に西は外蒙古に接し、南は圍場縣に、北は西烏珠穆沁旗に境す。面積は千百八十方里にして耕地は三萬四千四百六十天地とす。戸數は九千五百にして人口六萬三千五百なるが其の内譯は蒙古人二千戸、一萬一千人、支那人七千五百戸、五萬二千五百人とす▼宗教々育　僅かに不完全なる小學校あるのみ、宗教は喇嘛教獨り盛んなり▼氣温　攝氏にて最高三十六度、最低零下二十八度八とす▼農産物　粟、小麥、包米、燕麥、黍、蕎麥、大豆等にして陸稻をも產す▼製造品　小麥粉、麻油、燒酒、豆粕、豆油とす▼特產物　棉花及び獸毛皮とす▼鑛物　石炭あり▼燃料　包米稈、粟稈、薪、炭、石炭とす▼通貨　硬貨は大小洋錢、銅貨、銅錢にして就中、大洋錢多く流通す、紙幣は中國銀行券及び當地商店の發行帖子とす▼沿革　康熙年間には蒙古の一市場にして帳房即ち蒙古

暮營を以つて市を開きしに始まり後、次第に家を造り、嘉慶年間に至り住民を增加し巡檢司を白岔より當地に移せり、巡檢司は當初多倫撫民府に隷したりしが、民國に至り熱河都統の管轄に移り、次で察哈爾都統と熱河都統の間に商議され縣治を見るに至りたるなり▼縣城　縣所在地は縣名と同一にして鎭守使公署、張統領部、兵營、清鄕局、縣衙、附屬官署、商會等あり、其の他、關帝廟、喇嘛廟あり、關帝廟は光緒十八九年頃山西省人の修築せしものにして建立費四萬元を要せしものなりといふ、此地は內外蒙古の物資及び農產物の一大集散場にしてダムスノール產鹽のみにても一箇年の來集額百六十萬斤に達す。戶數は四百三十にして人口三千五百を算す。

(13) 凌源縣　錦州の西方に在り、東は朝陽縣に、西は平泉、承德の兩縣に接し、南は長城を以つて綏中縣に、北に平泉、建平の兩縣に境す。面積六百五十三方里にして耕地二十一萬六千五百天地あり。戶數三萬一千五百二にして人口二十萬四千七百五十三とす▼宗教々育　敎育機關としては不完全なる小學敎育あるのみ、宗敎は喇嘛敎のみ▼氣溫　攝氏にて最高三十六度五、最低零下二十六度とす▼農產物

高粱、粟を主として之れに次ぐを大豆、蕎麥、黍、大麥、小麥、陸稻とす▼製造品　小麥粉燒酒、豆粕、豆油、豆素麵、麻油とす▼特産物　棉花及び獸毛皮とす▼鑛物　金、石炭、銀とす▼燃料　高粱稈、粟稈、薪、炭、石炭とす▼通貨　硬貨は小洋、銅貨を主とし紙幣は中國銀行票及び當地商店の發行に係かる帖子とす▼沿革　漢代の右北平郡の屬縣に字縣あり其の境內に楡水ありたり、楡水とは建昌縣の東北七十淸里ほどの地に元代の利州ありて其の地には大凌河に會流する一枝水あり名づけて楡河とすとあり、故に字縣も亦此河の流域に在りたりと察せらる。後燕時代に至り平州昌黎郡の屬縣に廣都縣あり、建昌縣の東北七十淸里に當れる大城子一名小三座塔の附近にありたり。又、同じき屬縣に建安縣あり、隆安二年(三九八年)四月、後燕王慕容寶が鉅鹿より北行し建安を經て石城に至れりといふ建安は今の凌源縣附近に在りしなり。北燕時代に及び幷州の屬縣に建德郡あり、其の治所を建德縣と稱す、魏書地形志によれば眞君八年(四四七年)白狼、建德、望平の三縣を廣都縣に併せたりといふ、廣都は大城子にして白狼は更らに其の東北にあり建德縣は今の凌源縣附近なりしなりといふ。後魏に至り營州の屬郡に建德郡あり白狼城に治し石城、廣都、

陽武の三縣を領し、廣都は前代と同じき地、石城も亦同じき地にて大凌河、忒布克河合流點附近なるが陽武は明かならず。唐末に至り曾て西喇木倫上流に在り奚部族が契丹人に侵略せられて老哈河地方を根據とするに至りしが更らに轉じて陰涼河(今の莫金河)地方に移り、又、後に琵琶川の地方に移れり、琵琶川は今の老哈河の東方なる建昌縣東北七十淸里なる大城子にして蒙古名を圖爾班蘇巴爾漢(Gurban Subargan)といふ圖爾班は三の義、蘇巴爾漢は塔の義なり、其の地に三塔あるが故なり此地は遼代に至り大定府の屬州たる利州のありし所なり、利州の治所は阜俗縣と稱し、金代に至りても州と縣と並び存せり、又、遼代に大定府の屬州に楡州あり、其治所を和衆縣と稱し別に永和縣を領せり、金の皇統三年(一一四三年)には州廢せられ、和衆縣は大定府に直屬せり、和衆縣の故址は今の凌源縣の西北二十五淸里なる小城子是れにして利州の西に當れり、又、遼代に大定府の屬州として潭州ありたり其の治所を龍山縣といふ、もと習家寨といひしを開泰二年(一〇一三年)龍山縣を置きたるなり、金の皇統三年(一一四三年)に至りては州廢され、龍山縣は利州に屬することとなりたり、其の故址は今の大凌河の上流にして利州の西南約六十淸里なる俗

に喀喇城是れなり、遼史に此縣の城內に楡河ありといふ楡河は今、土河と稱するものの是にして蒙古名を圖爾根(Turgen)といひ凌源縣の境內を東流して大凌河に入るものなり、金史地理志に龍山縣の域內に蘭州寨あり、蓋し遼の時に蘭州ありしを金代に蘭州寨となれるなるべしといふ。元代に至り大寧路の屬縣に利衆縣(今の小城子)、龍山縣(今の喀喇城)ありたり、龍山縣は初め大定府に屬し、至元四年轉じて利州に屬せしが後復た大定府に屬せり、又、大定府の屬州に利州(今の大城子)ありたり、清朝に至り乾隆三年塔子溝廳を設け、同四十三年建昌縣に改め承德府に隸せしめ光緒二十八年朝陽府に轉屬し、民國元年十二月に至り凌源縣と改稱されぬ▲縣城●縣所在地は塔子溝又建昌ともいふ)にして朝陽の西々南八十支里に在り、西、承德より東、朝陽に通じ、南、錦州より北赤峰に至たる交叉路に當り樞要の地なり、縣衙附屬官署、稅局、郵便局、電報局、商會、小學校、老爺廟、城隍廟、龍王廟、天主堂、福音堂あり、集散物貨の重なるものは農產物及び家畜毛皮類なり、此地に一機業工場あり職工二十名を使役す、其の機械及び原料棉絲は何れも大阪製なり、戶數二千四百餘にして人口一萬五千二百餘とす。

(14)平泉縣　京津方面より赤峰に通ずる要衝に位し、東は凌源縣に西は承德縣に接し、南は長柵を以つて直隷省に北は喀喇沁部に境す。面積三百七十八方里にして耕地三萬九千八百天地とす。戸數二萬二千八百にして人口十六萬一千八百なるが、其の内譯は蒙古人八百戸、三千八百人、支那人二萬二千戸、十五萬八千八とす▼宗教々育　教育機關としては縣城に師範學校及び小學校あり、又、大なる部落には各小學校の設けあり、宗教は主なるものを喇嘛教とす▼氣溫　攝氏にて最高三十六度二、最低零下二十八度とす▼農產物　粟、高粱、大豆を主とし小麥、蕎麥、大麥、黍、燕麥、陸稻等とす▼林產　樹木に富むも其の產額明かならず▼鑛物　石炭、銀等とす▼製造品　燒酒、豆素麵、麻油、豆粕、豆油とす▼特產物　藍靛、棉花、葉煙草、杏仁、其の他獸毛皮とす▼燃料　粟稈、薪、高粱稈、炭、石炭とす▼通貨　硬貨は大小洋錢及び銅貨にして紙幣は中國銀行票及土地の有力なる商店より發行する帖子とす▼沿革　前漢の右北平郡に平剛縣あり郡治は此の縣に設けらる、建安十二年魏の太祖の烏丸を伐ちし時魏軍は此縣內をすぎて柳城(朝陽の西南)に向へり、卽ち魏の太祖が師の無終縣に次せしとき海道の停滯して通せざるより田疇は漢代の柳城邊を指示

して奇功を奏せしものにして無終は今の薊州なり、太祖は此地より徐無山に上り以つて盧龍に出でたるものにして薊より東北行して今の遵化の北をすぎ以つて喜峰口の東に至りたるなり、盧龍とは喜峰口左右一帶の地なり、其の盧龍を出でし兵は、平剛を經、白狼堆に登り、柳城を距ること二百漢里の地に至りたるなり柳城は今の朝陽なれば平剛縣が今の平泉縣たること疑ひなし。後漢に至るや盧龍塞卽ち今の喜峯口北以外の平剛其の他の諸縣を喪失し、前漢に於て右北平郡が十六縣を有せしもの僅かに四縣となりたり、是れ烏丸及び鮮卑の部族が發展したるがためめの影響なること今更ら言ふを俟たざるなり。後魏時代に至り營州の屬郡に冀陽郡あり、北燕以來引續き存し後魏の中頃一旦廢されて其の地悉く昌黎郡に入りしが同時代の末に於て復舊せられしなり、其の郡治は平剛に在りたるなり。遼代に至り中京道大定府に屬せる澤州あり、治所を神山縣と稱し、別に灤河縣を領せり金に至り初め神山縣を置き、後に承安二年(一一九七年)此地に惠州を置き、灤陽縣を設けて之れに屬せしめたれど、泰和四年(一二〇四年)に至り此州と縣とを併せ廢せり、神山縣は今の平泉縣の西南に在り今も平泉縣の南に近く蒙古名を拜察(Baichia)

と呼という。又遼代に於て大定府の所屬に惠州あり其の治所を惠和縣と稱し、今の東蒙古の敖漢部の西境なる博羅科(Borake)是れなり。元代に及び大寧路大定府所屬に惠和縣あり即ち今の博羅科なり、又、惠州あり遼の惠州と同名異地にして金の神山縣と異名同地なり、大淸一統志に會州の故城、平泉州の南二十里に在り、本と遼澤州の地なり、元、改めて惠州を置く、後、訛りて會州と爲す、明初、會州の城を築きて衞を置く、永樂の初、廢することあり、又、顧祖禹の方輿紀要に會州城は大寧衞の西南二百四十里に在り、又、行くこと二百四十里にして喜峯口あり、今其の故城高さ丈餘、周り三里有奇、蒙古稱して察罕城となす云々とあり。淸朝に至り始め八溝廳を置き後州治となせしが、民國に至りて縣治となせり。次に平泉縣管内に在る察罕蘇巴爾漢其の他に就て其の沿革を記さんに、察罕蘇巴爾漢は蒙古名にして俗に大名城と稱し老哈河の左岸に在り、遼史に大定府は唐の太宗、高句麗征討の際、一たび足を駐めたる地なり。大定府は遼の聖宗の統和二十五年(一〇〇七年)に建てられて中京となれる所なり。金に至りても尚ほ大定府の名存し、貞元元年(一一五三年)より中京の稱を改めて北京と呼ばれたり。元代には大寧路となり。明初には大寧衞と

稱せられ、其の南五十里に別に一城を建て之れを大寧新城と名づけ、前のを大寧故城と稱せり。蒙古名察罕蘇巴爾漢(Chagan Subargan)は察罕は白の義にして蘇巴爾漢は塔の義なり。遼代に於ける大定府の治所を大定縣と稱し、其の境内に土河、七金山ありたり、土河は塗河とも書し、老哈河のことなり、水泥多ければかくは名づけられたるなり、七金山は大定府の東北、老哈河の右岸に在りて今、蒙古名を和爾博勒津(Slhurbulchin)といふ、當時大定府の屬州及び屬縣は(イ)長安縣(大定府の北)(ロ)富庶縣(今の公營子)(ハ)勸農縣(位置不明)(ニ)文定縣(大定府の東南)(ホ)升平縣(文定縣の南)(ヘ)歸化縣(大定府の東)(ト)神水縣(朝陽の東南に近き所)(チ)金源縣(今の建昌縣の西)(リ)恩州大定府の北六十里)(ヌ)惠州(今の博羅科)(ル)高州(老哈河の左岸)(ヲ)武安州(今の阜新縣の西方)(ワ)利州(今の大城子)(カ)楡州(大城子の西)(ヨ)澤州(今の灤河の附近)(タ)北安州(今の波羅河屯)(レ)潭州(今の喀喇城)(ソ)松江州(今の赤峰の西方)等とす。金代に至りて大定府は北京路に屬し、其の治所を大定縣と稱し附郭として長興縣を有し屬縣には富庶縣、松山縣、神山縣惠和縣、金源縣、和衆縣、武平縣、三韓縣等何れも遼の舊に依り、赤峰の南方に近き靜封縣も亦其の領たりしなり。元代に至り大寧路に大定縣あり、中統二年長

興縣を省きて本縣に併せ、至元二十九年には大寧縣と改たり。明代に及び洪武二十二年兀良哈を分けて福餘、朶顔、泰寧の三衛となす、總て潢河の北に在り、當時大寧衛の北には尚ほ全寧衛あり、其北方に三衛の分地ありたるなり、其等は何も北平行都司に統御され、都司は大寧に治所を置たり。永樂元年三月、始めて大寧衛の三衛に接近したる地を割與したるものにして、大寧城は空城となりたれども、未だ割與せられざりき、そは景泰元年に兀良哈の三衛が大寧の廢城に居らんことを乞ひたりしも許されざるにより知らるべし。明の中世以後、國勢日に蹙まりて邊牆以外を敵國の如く視做したれば、大寧等の諸衛は悉く兀良哈三衛のため占有され了はんぬ。嘉靖十一年巡撫王大用が朶顔に通ぜんとて厚く賂ひて其の霧靈山といへる所に城を築かんとしたりしが果さざりき。霧靈山は馬蘭關の外にて遵化縣の境上に在り、朶顔の南徙したることは以つて察すべし、於是乎、義州より山海關に亙る邊牆の必要は呼び起されしなり▼縣城　縣所在地は縣名と同一なるが依然舊名の八溝を稱するものあり、此地は承德を距る百四十支里にして瀑河の源流烏拉林河の西南方に在り、街衢大ならざれども南北中の三街をなせる一都市なり、縣衙

附屬官公署、郵便局、電報局、師範學校、小學校等あり、集散物資の主なるものは薪、炭及び穀類にして冬期一日に入市する薪は五六萬貫、炭八千貫內外に達し、穀類は粟を主として高粱之れに次ぐ、戸數千九百八十にして人口一萬四千八百餘を算す。

(15)承德縣　北京の東北に在り東は平泉縣に、西は灤平縣に接し、南は長城を隔てて直隷省に、北は隆化縣に境す。面積三百三十方里にして耕地三萬九千天地とす。戸數は三萬二千四にして人口十九萬三千九なるが其の中に日本人以外の外國人三戸、八人あり▼宗教々育　教育機關としては縣城に數種の學校あるにすぎず、宗教の主なるものは喇嘛教にして其の他天主教あれども振はず▼氣溫　攝氏にて最高三十三度、最低零下二十五度四とす▼農產物　粟、高粱を主とし之れに次ぐものは蕎麥、小麥、大麥、黍、燕麥、大豆、陸稻とす▼鑛物　管內鑛山に富み、金、銀、石炭等を產す▼製造品　燒酒、小麥粉、麻油、豆素麵等とす▼特產物　獸皮を主なるものとす▼燃料　粟稈、高粱稈、薪、木炭とす▼通貨　硬貨は大小洋錢銅貨にして紙幣は中國銀行票、熱河官銀號票及び當地商店の發行する帖子とす▼沿革　雍正年間熱河廳を設け後、乾隆四十三年承德府に改め、爾來全直隷蒙古を統轄したりしが民國に至り

承德縣と稱す▼縣城　縣所在地は熱河にして山嶽を以て四方を圍繞せり、赤峰、朝陽等より北京に通ずる要路に當るも商業振はず、唯、行政上の中心地なると前清離宮の在りし所たるにすぎず、都統府、縣公署、附屬公署、國稅廳、電報局、郵便局、各種學校あり、其の他、老爺廟、財神廟、天主堂、福音會等あり、戶數三千三百にして人口約三萬一千あり。

(16) 灤平縣　灤河の河孟に在りて京津より熱河、赤峰、平泉等に通ずる要路に位し北、豐寧縣に東、承德に境す。　面積三百二十方里にして耕地一萬九千天地あり。　戶數は一萬五千にして人口八萬人なり▼宗教　不完全なる小學教育と何等いふべき宗教なし▼氣溫　攝氏にて最高三十二度、最低零下二十五度八とす▼農產物　粟、高粱を主なるものとしこれに次ぐを大豆、小麥、蕎麥、陸稻とす▼製造品　小麥粉、燒酒、麻油、豆素麵とす▼特產物　棉花及び獸皮とす▼燃料　高粱稈、粟稈、薪、炭とす▼通貨　硬貨は大小洋錢及び銅貨にして紙幣は中國銀行票並びに當地有力者發行の帖子とす▼沿革　金の時、大定府の所屬に興州あり、其の屬縣に宜興、興化利民の三縣あり、利民縣は遼の北安州の治所にして今の豐寧縣の東百二十清里な

る波羅河屯にして、興化縣は灤平縣の西南に近き喀喇河屯、宜興縣はもと白檀縣と稱し泰和三年(一二〇三年)に宜興縣となりたるもの灤平縣の西北七十五淸里なる小城子是れなり。金代に於ける興州は灤平縣に在り、北京路に屬せしが、元代に至りては興州は興安縣を治し、中統三年改めて上都路に屬し、又、興州の西北に宜興州あり故に此を俗に大興州と稱せり、明に至りては洪武二年常遇春、進んで大興州を攻め新開嶺より進み、開平を下す、三年興州を以つて北平府に屬す、四年改めて興州左右中前後五衛を置く、永樂の初、衛を移して內地に入れたるを以つて故城遂に廢す、今の灤平縣の西南里許、基址尙ほ存すといへり。淸朝に至り承德府に屬し灤平縣を置きしが、民國に至り府を廢し獨立して灤平縣となる▼縣城● 縣所在地は縣名と同一にして灤河の舟楫により灤州等に通ずる便あり左れど數回の水害のため市勢不振となり道路に沿ひ一條の街形をなすにすぎず、大小の商舖四十餘あるのみ、縣衙、附屬官署等あるも部落との間に商取引行はるるにすぎず、戶數五百餘にして人口二千五百あり。

滿蒙通覽上編終

大正七年十二月二日印刷
大正七年十二月五日發行

上中下編 三冊
定價金貳拾五圓

上編定價金九圓

不許複製

滿蒙通覽上編奥付

編纂者　大連市山縣通　福昌公司調査部
右代表者　大内逸朗

發行者　東京市日本橋區數寄屋町一番地　濱井松之助

印刷者　東京市麹町區有樂町二丁目一番地　吉原良三

發兌元　東京日本橋區數寄屋町一番地（振替東京一三七五番 電話本局三七三七番 四二八九番）大阪屋號書店

發賣元　大連大山通（振替大連五番 電話六六〇八番 六八八番）大阪屋號書店

同　旅順青葉町（振替大連八五番 電話一三五一番）大阪屋號書店
京城本町一（振替京城三五七三番 電話六八四番 二〇八六番）大阪屋號書店
鐵嶺東大街（振替大連六五番 電話一四四番）大阪屋號書店
釜山大廳町（振替京城二八〇九番 電話九五番）大阪屋號書店

—東京丸之内報文社印刷—